

## 第363回高知県議会（9月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
9月21日	水	本会議	開会 新任職員の紹介 会期の決定（24日間） 議案の上程45件（予算3、条例11、その他8、報告23） 提出者の説明 濱田知事
22日	木	休 会	議案精査
23日	金	休 会	（祝日）
24日	土	休 会	
25日	日	休 会	
26日	月	休 会	議案精査
27日	火	休 会	議案精査
28日	水	本会議	質疑並びに一般質問 今城議員 米田議員 田所議員
29日	木	本会議	質疑並びに一般質問 依光議員 西森議員 榎尾議員
30日	金	本会議	質疑並びに一般質問 土森議員 三石議員
10月1日	土	休 会	
2日	日	休 会	
3日	月	休 会	議案精査
4日	火	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 土居議員 塚地議員 坂本議員 大石議員 黒岩議員 田中議員 吉良議員
5日	水	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 橋本議員 武石議員 上田(貢)議員 金岡議員 桑鶴議員 濱口議員 森田議員 決算特別委員会の設置 委員会付託 議員派遣に関する件（議発第1号） 採決
6日	木	休 会	委員会審査
7日	金	休 会	委員会審査

8日	土	休 会	
9日	日	休 会	
10日	月	休 会	(祝日)
11日	火	休 会	委員会審査
12日	水	休 会	委員会審査
13日	木	休 会	
14日	金	本会議	委員長報告 修正動議 (議発第2号) 提出者の説明 岡田議員 採決 議案の上程 (議発第3号—議発第5号) 採決 議案の上程 (議発第6号) 討論 坂本議員 下村議員 採決 議案の上程 (議発第7号) 採決 議案の上程 (議発第8号) 討論 上治議員 中根議員 採決 議案の上程 (議発第9号) 採決 継続審査の件 閉会

## 第363回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

### 第1日（9月21日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	5
新任職員の紹介	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程、提出者の説明	6
濱田知事	6

### 第2日（9月28日）

出席議員	17
欠席議員	17
説明のため出席した者	17
事務局職員出席者	18
議事日程	18
諸般の報告	19
質疑並びに一般質問	
今城議員	20
1 政治姿勢（国葬儀に参加した意義と感想、合区解消、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行への備え、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの見直し、町村分特別交付税の算定方法）について	20
2 教育行政（全国学力・学習状況調査結果の評価と今後の取組、小・中・県立学校へのサイバー攻撃対策、保育施設が行う車両送迎の安全管理）について	22

3	警察行政（要人警護の強化、サイバー犯罪の捜査力強化、電子申請導入の取組状況と推進）について……………	23
4	産業振興（関西圏のアンテナショップ、地産外商公社による運営、I o PクラウドSAWACHIの活用と利用者拡大）について……………	24
5	南海トラフ地震対策（早期避難意識率100%達成に向けた取組、臨時情報の住民理解度向上と統一基準の必要性、宿毛市長期浸水区域内の救助救出計画、地籍調査の促進）について……………	25
6	土木行政（全建設資材の最新単価の引用、単品スライド条項の活用、官民協働による河川維持管理、県管理漁港の維持管理）について……………	27
	濱田知事……………	28
	徳重総務部長……………	31
	長岡教育長……………	31
	江口警察本部長……………	33
	沖本産業振興推進部長……………	34
	杉村農業振興部長……………	35
	中岡危機管理部長……………	35
	荻野土木部長……………	37
	松村水産振興部長……………	38
	今城議員……………	38
	米田議員……………	39
1	政治姿勢（国葬儀への認識、出席の理由、県庁における弔旗・半旗の掲揚や黙禱への対応、県教育委員会の対応、統一協会に対する認識と県内の被害実態、今後の対応、県との接点に関する調査の対象団体と選定経過、溝畑宏氏と国際ハイウェイ財団との関わり、関西・高知経済連携強化アドバイザーからの解任の必要性）について……………	39
2	新型コロナウイルス感染症対策（関連死の分析と対応、適正な重症化リスクの評価による死亡防止、軽症者への早期点滴投与・投薬等ができる体制づくり、政府の対策緩和に対する認識、積極的な感染拡大防止対策の必要性、生活支援物資が届く仕組みの再構築、小規模飲食事業者の売上調査、事業者への直接支援、現場でのヒアリング）について……………	41
3	物価高騰対策（国における経済対策への認識、再生可能・省エネルギー普及のための予算措置、消費税減税、インボイス制度の導入、プライバシー保護）について……………	45
4	生活保護行政（広報の改善、自動車の保有要件に該当する件数と現状、全国市長会の提言を踏まえての所見、熱中症の救急搬送状況、エアコン設置に関する助成制度の広報と利用状況、購入費の支給制度改正と電気料金扶助制度創設の要望、市町村と協力した支援制度創設）について……………	46

濱田知事	48
長岡教育長	55
徳重総務部長	55
家保健康政策部長	55
松岡商工労働部長	55
豊永林業振興・環境部長	56
山地子ども・福祉政策部長	56
中岡危機管理部長	57
米田議員	58
濱田知事	59
徳重総務部長	61
米田議員	61
田所議員	61
1 政治姿勢（憲法第20条を踏まえた宗教と政治の在り方、反社会的宗教団体を規制する法律の制定、国葬儀の実施に関する手続への評価、法制化の必要性、参議院を地方の府とすること、インターネット上での人権侵害への認識、解消のための条例制定）について	61
2 新型コロナウイルス対策（これまでの医療体制整備の評価、医療体制の限界と経済活動とのバランス、施設内療養における医療との連携体制、後遺症の特性と症状の違い、企業への周知と支援、県民や医療機関への周知）について	64
3 新たな地域交通のモデル（新型コロナウイルス感染症拡大による公共交通の維持への影響、支援、観光型MaaS普及のメリット、日常版・地方型MaaSの普及促進による課題解決）について	66
4 デジタル化を活用した関西戦略および観光・外商戦略（連続テレビ小説らんまんを契機とした牧野富太郎博士と関わりのある地方自治体との連携、市町村との連携、メタバースなどのデジタル技術の活用）について	67
5 ヤングケアラー（実態調査結果の施策への反映、小学生への教育と周知、大学生への支援）について	69
6 カスタマーハラスメント（防止するための消費者への周知、中小企業への支援）について	70
濱田知事	71
山地子ども・福祉政策部長	76
家保健康政策部長	77
松岡商工労働部長	77
中村中山間振興・交通部長	78
山脇観光振興部長	80

沖本産業振興推進部長	80
長岡教育長	81
岡村文化生活スポーツ部長	81
田所議員	82
濱田知事	83
田所議員	84

### 第3日（9月29日）

出席議員	85
欠席議員	85
説明のため出席した者	85
事務局職員出席者	86
議事日程	86
質疑並びに一般質問	
依光議員	87
1 国民健康保険財政の安定運営（構造上の問題解決に向けた取組、仁淀川町のようなフレイル予防の取組状況と展開、取組への支援の評価と今後、さらなる発展への支援、体力回復後の活動の継続、総合型地域スポーツクラブの活動へのサポート、低栄養予防レシピづくりの進捗状況と体制づくり、若い世代からの意識、高齢者の生きがいづくりに向けた取組と仕組みづくり）について	87
2 2050年ゼロカーボン（脱炭素化の取組推進に向けた普及啓発、マイボトルの普及啓発と給水設備の情報提供、市町村でのこうち520運動の実施、公共交通の利用が二酸化炭素削減に貢献するという認識の浸透、公用車の電動車100%導入、公営住宅の県産木材利用と省エネルギー化）について	90
3 中山間地域の活性化（集落实態調査の報告と反響や波及効果、市町村における新たな取組、若い人たちへの支援制度）について	92
4 物部川の治水・利水・環境（国や県の治水対策、一体となった流域治水対策、ソフト対策）について	93
5 農水産物及び食品の輸出拡大（段階に応じた支援、安全や宗教上の制約に関する認証取得への支援、輸出拡大のための対策）について	94
6 芸西天文学習館（歩道バリアフリー化の工法、開館50周年に向けた長期的計画）について	95
濱田知事	97
家保健康政策部長	98

岡村文化・生活・スポーツ部長	100
山地子ども・福祉政策部長	100
豊永林業振興・環境部長	101
中村中山間振興・交通部長	102
荻野土木部長	104
沖本産業振興推進部長	105
長岡教育長	106
家保健康政策部長	107
依光議員	107
西森議員	108
1 政治姿勢（信教の自由と政教分離）について	108
2 新型コロナウイルス感染症対策（後遺症外来の増設、5歳から11歳までのワクチン接種の現状と推進）について	109
3 健康対策（サル痘患者発生時の対応、肺炎球菌ワクチンの年代別接種状況と接種後の死亡リスク軽減効果、任意接種への助成制度、13価ワクチンの有効性の周知、男性の風しん抗体検査及び抗体保有率と検査及び予防接種の実施率向上、難聴児への支援策）について	110
4 福祉政策（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行後の取組、ケアリーバーを取り巻く環境に対する認識、具体的な支援）について	113
5 教育振興（不登校特例校についての認識、設置への所見、公立中学校の部活動の地域移行、課題、今後の進め方）について	114
6 18歳成人（消費トラブルの相談状況、相談窓口の周知と被害防止に向けた取組、小・中・高等学校における消費者教育の充実）について	116
7 防災対策（避難所のトイレ対策に関する計画の策定状況、推進）について	116
8 マイナンバーカード（取得促進に向けた取組）について	117
濱田知事	118
家保健康政策部長	119
山地子ども・福祉政策部長	122
長岡教育長	123
岡村文化・生活・スポーツ部長	125
中岡危機管理部長	126
西森議員	126
槇尾議員	127
1 子育て支援（今後の少子化対策の取組、高知版ネウボラの成果と課題、保健師の育成、保育所等への年度途中の入所に対する支援）について	127
2 女性の活躍推進（進め方、事業承継の現状認識と今後の取組）について	128

3	スポーツ振興（子供のスポーツ推進、スポーツマウスガード装着の現状と啓発、合宿等の誘致における成果と課題、さらなる強化の取組）について……………	129
4	デジタル化の推進（県庁内の状況と市町村への支援、企業への支援と今後の方向性）について……………	131
5	林業振興（若い世代の山への関心を高める取組）について……………	132
6	中山間振興（店舗の安定的運営への支援、鹿の被害対策の成果と取組強化）について……………	132
	濱田知事……………	134
	山地子ども・福祉政策部長……………	135
	長岡教育長……………	136
	松岡商工労働部長……………	136
	岡村文化生活スポーツ部長……………	137
	徳重総務部長……………	139
	豊永林業振興・環境部長……………	140
	中村中山間振興・交通部長……………	140
	槇尾議員……………	142

---

#### 第4日（9月30日）

	出席議員……………	143
	欠席議員……………	143
	説明のため出席した者……………	143
	事務局職員出席者……………	144
	議事日程……………	144
	質疑並びに一般質問	
	土森議員……………	145
1	教育行政（子育て世代や子供たちへの投資、保・幼・小の連携、オンライン教育の機会格差、GIGAスクール構想の成果、学習eポータルによるMEXCBT接続の狙い、デジタル化による教員の負担軽減や働き方改革、総合的な探求の時間への変更に対する所見）について……………	145
2	南海トラフ地震対策（海外戦略の柱としての防災関連産業、知事の決意、電力関係者の連携、避難所における電源確保、災害廃棄物仮置場の想定、学校における実践的な避難訓練、応急仮設住宅建設用地の事前準備）について……………	149
3	関西・高知経済連携強化戦略（みどりのプロジェクト推進会議を絡めた地域活性化、ワールドマスターズゲームズ関西参加者等の誘客、市町村の独自ネットワークの有効活用）について……………	151



4	あゆ王国高知振興ビジョン（新しい持続可能な地域振興）について……………	152
5	四万十川の環境保全について……………	153
	濱田知事……………	154
	長岡教育長……………	157
	松岡商工労働部長……………	160
	中岡危機管理部長……………	160
	豊永林業振興・環境部長……………	161
	荻野土木部長……………	162
	山脇観光振興部長……………	162
	土森議員……………	163
	三石議員……………	163
1	政治姿勢（人材育成の要諦と方法、これまでの県政の評価と今後の道筋）に ついて……………	163
2	第4期産業振興計画（新規就農者確保の取組と展望、道徳経済合一とSDGs の考え方、全国学力・学習状況調査の結果の施策反映、担い手確保とキャリ ア教育の関連づけ）について……………	164
3	県民のマナーやモラルの向上（交通マナーを高める取組、県庁職員からのマ ナーアップ、親としてのモラル向上）について……………	165
4	新教育長への期待（抱負と施策、知事の期待すること、学校現場や県民に対 する発信）について……………	165
5	第2期教育大綱（教育現場での手応えと課題、「高知県・高知市 知事・市長 及び教育長連携会議」の内容、小学校教科担任制の実施、高等学校での主体 的・対話的で深い学びの実現に向けた対策、障害特性や特別支援教育に関す る教職員の専門性向上、情報モラル教育、中山間地域の高等学校の魅力化と 今後の再編計画、高知市小中学校PTA連合会の脱退、PTA活動への支援、 親育ちや幼児教育の現状と課題、私立学校への補助金額、不登校の課題解決 に一括して取り組む組織、保幼小中連携モデル地域実践研究事業と保護者・ 地域を巻き込む取組、教育センター等における研修機能、教員の研修記録の 検討、学校での元号使用）について……………	166
6	国旗・国歌（学校行事における式次第の表記誤り、昨年度のステージ型や一 面式のスタイルによる卒業式の実施状況、卒業式や入学式のスタイル、国旗 に親しみ尊重する態度を育てる環境づくり、私立学校における入学式と卒業 式での国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況、土佐中・高等学校と清和女子中・高 等学校及びとさ自由学校への要請内容と応答、未実施の学校に対する今後の 要請）について……………	169
	濱田知事……………	171
	杉村農業振興部長……………	175

沖本産業振興推進部長	175
江口警察本部長	177
井上副知事	177
山地子ども・福祉政策部長	178
長岡教育長	178
岡村文化生活スポーツ部長	186
三石議員	189
岡村文化生活スポーツ部長	189
三石議員	189

## 第5日（10月4日）

出席議員	191
欠席議員	191
説明のため出席した者	191
事務局職員出席者	192
議事日程	192
諸般の報告	193
質疑並びに一般質問（一問一答）	
土居議員—（濱田知事、松岡商工労働部長、杉村農業振興部長、沖本産業振興推進部長、松村水産振興部長）	193
1 世界を目指す土佐酒振興（土佐酒の価値の生かし方、品質を支える高知方式の維持、酒米品評会の成果、ブランド化、取組に必要なもの、酒造好適米に着目したブランド化、実習施設の整備、土佐酒輸出拡大プロジェクトの具体化、テロワール構想）について	194
2 海のエコラベルを取得したカツオー本釣り漁業（存続と未来への継承、海のエコラベルがついたカツオの県内流通、海外への発信）について	201
3 あゆ王国高知振興ビジョンと取組（進捗状況、出荷量増加に向けた取組、世界を見据えたブランディング）について	203
4 香り米十和の今後の支援について	205
塚地議員—（岡村文化生活スポーツ部長、濱田知事、松岡商工労働部長、山地子ども・福祉政策部長、長岡教育長）	206
1 県政における大学生支援（県内・県外別の大学生数、県外出身学生がもたらす効果、県内学生が暮らし続ける取組、まんぷくEATSの活動の感想、新型コロナウイルス感染症第7波における大学の学生支援体制、第8波に備えた学生への支援体制）について	206

2	こども食堂（役割の認識、子ども食堂支援基金の活用状況、補助金単価の増額、申請手続の簡略化や支援体制の充実、食材を届ける活動への評価、支援基金の使途拡充）について……………	210
3	生徒指導提要・校則の見直し（改訂内容の受け止め、県立学校における見直しの内容、公開の現状、今後の取組、徹底に向けた決意）について……………	213
坂本議員一（濱田知事、山地子ども・福祉政策部長、中岡危機管理部長）……………		
1	新型コロナウイルス感染症第7波における知事の情報発信の在り方について……………	215
2	医療提供体制を支える医療従事者への支援について……………	216
3	コロナ禍における生活困窮者支援の今後（生活福祉資金特例貸付の償還状況、償還免除者数、免除要件の緩和、生活扶助相当額の給付制度の創設、住居確保給付金の給付要件の拡大等）について……………	218
4	人権問題（ネット上の情報削除、高知県人権施策基本方針の改定）について……………	221
5	災害対策（避難行動要支援者の個別避難計画策定が進まない理由、誰一人取り残さない防災対策、介護事業所のBCP策定状況、策定期限までの取組、福祉専門職の負担軽減、福祉避難所への直接避難、設置費用への国費充当、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者への対応）について……………	222
6	国葬に関する考えについて……………	226
大石議員一（濱田知事、杉村農業振興部長、松岡商工労働部長、長岡教育長、江口警察本部長）……………		
1	県経済の成長力（アフターコロナを見据えた知事の決意、INAPの成果を踏まえた総括、飼料用米配合によるコストメリット、潜在成長率向上施策の重要性、経営者の世代交代が進まない要因、今後の対策）について……………	226
2	教育（地域みらい留学推進の考え方、高校魅力化コーディネーターの確保・育成、全庁的に取り組む体制づくり、図書購入費の重要性、消耗品費に含まないことへの考え方）について……………	231
3	災害対策（農業用燃料タンク耐震化の進捗状況、促進への課題）について……………	233
4	動物愛護（県内の動物の愛護及び管理に関する法律違反の検挙状況）について……………	233
黒岩議員一（荻野土木部長、濱田知事、山地子ども・福祉政策部長、松岡商工労働部長、家保健康政策部長）……………		
1	土木工事の入札取消し（公告後の中止や落札後の取消し件数、設計・積算ミスの要因、なくすための取組）について……………	234
2	新型コロナウイルス感染症の県経済への影響（状況、第7波における社会経済活動と感染拡大防止の両立、生活福祉資金の特例貸付廃止の影響、償還免除等の周知、償還を円滑に進める手だて、事業者の借入額増加の理由、早期の経済回復への取組、償還への支援策の早期検討）について……………	235
3	コロナ禍における高齢者の健康（長期活動自粛の影響、老人クラブ等の活動	

と感染予防の両立への助言、市町村等と協力した活動支援) について……………	239
4 がん対策 (膵臓がんへの認識、膵臓・肝臓がんの予防・早期発見に対する現在の取組、今後の取組、全てのがんの早期発見に向けた取組) について……………	241
田中議員一 (家保健康政策部長、長岡教育長、沖本産業振興推進部長、松岡商工労働部長、杉村農業振興部長、濱田知事、徳重総務部長) ……………	243
1 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行 (検査体制、インフルエンザワクチン接種の取組、学校現場での対策) について……………	243
2 新型コロナウイルス感染症の学校現場への影響 (児童生徒の欠席状況、自尊心を高め夢や目標を持たせる取組、PTA活動の充実) について……………	244
3 高知県の人口移動 (コロナ禍における状況、傾向) について……………	246
4 県内の雇用情勢など (賃金引上げに対する事業者の状況、労働者の状況) について……………	246
5 農業の振興 (SAWACHIの利用者拡大、作物への価格転嫁の方策、今年の米価、県産米の消費拡大の取組) について……………	247
6 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (これまでの原油価格・物価高騰対策、市町村の交付金活用状況、今後の活用可能額、活用方針) について……………	250
吉良議員一 (濱田知事、家保健康政策部長、中岡危機管理部長) ……………	252
1 ビキニ被災船員の救済 (シンポジウムの成果、法的枠組み等の検討状況、法改正や条例制定を視野に入れた対応、政策提言、健康相談会の総括、追跡調査の支援、県史への掲載) について……………	252
2 低空飛行訓練 (5年間の米軍飛行訓練の回数、オスプレイ飛行訓練の中止要求、市町村への騒音測定器の設置、防衛省設置の観測カメラ映像の共有、県独自のカメラ設置) について……………	259

## 第6日 (10月5日)

出席議員……………	263
欠席議員……………	263
説明のため出席した者……………	263
事務局職員出席者……………	264
議事日程……………	264
質疑並びに一般質問 (一問一答)	
橋本議員一 (濱田知事、荻野土木部長、豊永林業振興・環境部長、松村水産振興部長) ……………	265
1 公共用水域の保全 (清流の保全、生活排水の浄化、合併処理浄化槽への転換状況、浄化槽台帳の現状、市町村や関係機関との連携、浄化槽法改正後の取	

組、法定検査の受検率、罰則規定の適用、検査体制、複数の検査機関の指定)について	265
2 2・4・5 T系除草剤の埋設問題 (人体に及ぼす影響、林野庁の回答への所見、通達と異なる量・方法で埋設された箇所への優先処理、早期撤去への決意)について	271
3 漁業を下支えする事業者の事業継続を支援することについて	273
武石議員一 (濱田知事、豊永林業振興・環境部長、徳重総務部長)	274
1 グリーン化の推進 (森林環境税の取組の評価、今後の使途、次世代施策推進枠の活用、森林環境税の延長、牧野植物園の磨き上げ整備、役割と位置づけ)について	274
上田(貢)議員一 (山脇観光振興部長、中村中山間振興・交通部長、濱田知事、杉村農業振興部長、荻野土木部長、岡村文化生活スポーツ部長、豊永林業振興・環境部長)	279
1 観光振興 (よさこい祭り参加チームの宿泊施設問題、競演場を結ぶシャトルバスの運行、夕方からの4日間開催、高知市民・県民祭にすることへの所見、関西空港路線の再誘致、国際線ターミナル建設の再開)について	279
2 新食肉センター (施設整備の進捗状況、操業開始に向けた取組状況、高知県広域食肉センターにおける豚の屠畜数、屠畜受入れ縮小時期、廃止後の屠畜先、利用者の声、これまでの対応)について	285
3 空き家対策など不動産関連 (空き家相談窓口への相談件数、宅地建物取引業団体と市町村との連携、市街化調整区域の地区計画の手続、事務処理の実態への認識)について	287
4 外国人材 (受入れ機関と留学生に対する支援)について	290
5 次世代自動車 (2030年度の目標保有台数の達成、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金の継続的な予算措置)について	291
金岡議員一 (濱田知事、荻野土木部長)	292
1 早明浦ダム建設に起因する諸問題 (嶺北地域の現実に対する所見、議決の重み、嶺北地域開発基本構想と重点要望事項の履行、問題解決に向けた対応、国と四国3県の理解と支援)について	292
2 早明浦ダムに関連する重点要望事項 (県道本川大杉線の幅員の現状に対する受け止め、画期的な改築の実現、町村管理橋の維持費、県管理とすることの妥当性、今後の管理方法、道路改良の進捗に関する受け止め、今後の改良計画)について	296
3 高知分水 (河川環境調査の頻度と結果、取水堰の魚道の有効性調査に関する協議と結果)について	299
4 吉野川水系 (生態系の把握方法と現状、平成24年との比較、山崎ダムの魚道の有効性調査、早急な実施)について	300

桑鶴議員—（濱田知事、沖本産業振興推進部長、荻野土木部長、杉村農業振興部長、 中村中山間振興・交通部長、長岡教育長、江口警察本部長、岡村文化生 活スポーツ部長）……………	302
1 関西戦略（アンテナショップの運営、キッチンカーの取組）について……………	303
2 中山間対策（高知県空き家相談窓口への相談内容、改修支援制度の活用状況、 移住者に対する就農支援の取組、新たな狩猟者の確保、家畜伝染病の発生予 防対策）について……………	304
3 通学路の安全対策（強化に向けた取組、老朽化した舗装への対策）について……………	307
4 奨学金制度（大学生の現状、返済免除・支援のある奨学金の活用、今後の活 用に対する考え）について……………	308
5 公共交通（利用者の増加に向けた取組）について……………	309
6 スポーツ振興（地元チームへの支援、施設整備に対する支援）について……………	310
濱口議員—（山地子ども・福祉政策部長、江口警察本部長、中村中山間振興・交通 部長、荻野土木部長、杉村農業振興部長、濱田知事）……………	311
1 児童虐待防止（認定した種類別の件数、減少していない要因、情報漏えい事 案発生後の対応、今後の対応強化）について……………	312
2 中山間地域の人口減少問題（地域おこし協力隊の現在の人数、主な活動分野、 定住へとつながった事例、今年度強化した空き家対策の取組、地元に戻ろう 政策を強く打ち出す取組）について……………	315
3 新型コロナウイルス感染症第7波における福祉サービスの状況（在宅福祉サー ビスの状況を踏まえた対応、入所施設における対応、第8波に備えた今後の 取組、物価高騰緊急対策給付金による社会福祉施設への支援）について……………	318
4 農業支援策（肥料高騰緊急対策事業、配合飼料高騰激変緩和対策事業、農業 を守り抜く強いメッセージ）について……………	321
森田議員—（濱田知事、豊永林業振興・環境部長、長岡教育長、山脇観光振興部長、 中岡危機管理部長、杉村農業振興部長）……………	322
1 安倍元総理の業績に対する評価について……………	323
2 関西戦略（知事の決意、関西在住の高知県関係者の協力による充実）につい て……………	323
3 連続テレビ小説らんまんへの取組（県民の自信回復と県勢浮揚、牧野富太郎 博士の功績の啓発、魅力を伝える取組、小中学校における偉人に関する学習、 県民誰もが案内できるための取組、おもてなしのための仕掛けや工夫）につ いて……………	325
4 南海トラフ地震への備え（避難場所の点検・整備状況、休息場所の確保、維 持管理）について……………	328
5 食料危機への備え（ウクライナ侵攻による生活への影響、食料・農業・農村 基本法の見直しへの所見、輸入農産物の国産化に向けた取組）について……………	330

6 エネルギーの国産化（化石燃料の主な輸入先、脱炭素に向けた今後の取組、 電力調整力の確保、砂電池の存在、所見）について……………	332
7 現実的な危機への備え（核シェルターの整備、平時からの備え）について……………	336
決算特別委員会の設置……………	338
議案の付託……………	338
議員派遣に関する件、採決（議発第1号）……………	339

## 第7日（10月14日）

出席議員……………	341
欠席議員……………	341
説明のため出席した者……………	341
事務局職員出席者……………	342
議事日程……………	342
諸般の報告……………	343
委員長報告	
今城危機管理文化厚生委員長……………	343
横山商工農林水産委員長……………	346
土居産業振興土木委員長……………	349
大石総務委員長……………	351
修正動議、提出者の説明（議発第2号）……………	354
岡田議員……………	354
採決……………	356
議案の上程、採決（議発第3号—議発第5号 意見書議案）……………	356
議案の上程、討論、採決（議発第6号 意見書議案）……………	357
坂本議員……………	357
下村議員……………	359
議案の上程、採決（議発第7号 意見書議案）……………	362
議案の上程、討論、採決（議発第8号 意見書議案）……………	362
上治議員……………	363
中根議員……………	364
議案の上程、採決（議発第9号 決議議案）……………	366
継続審査の件……………	366
閉会の挨拶	
明神議長……………	367
濱田知事……………	367

---

## 巻末掲載文書

委員会報告書	369
意見書に関する結果について	374
議案の提出について	376
人事委員会回答書	378
議案付託表	379
議案の提出について	
議発第1号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案	383
修正動議の提出について	
議発第2号 第1号令和4年度高知県一般会計補正予算に対する修正案	385
意見書議案の提出について	
議発第3号 酷暑から命と健康を守る生活保護制度の運用改善を求める意見書議案	387
議発第4号 私学助成の充実強化等に関する意見書議案	389
議発第5号 畜産・酪農業における飼料価格高騰対策を求める意見書議案	391
議発第6号 防衛関係費の充実を求める意見書議案	393
議発第7号 女性デジタル人材育成を強力的に推進するための支援を求める意見書議案	396
議発第8号 世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り、被害防止及び救済を求める 意見書議案	399
議発第9号 北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議議案	402
継続審査調査の申出書	404
委員会審査結果一覧表	406
議決一覧表	408



## 招 集 告 示

### 高知県告示第741号

高知県議会定例会を、令和4年9月21日に高知県議会議事堂に  
招集する。

令和4年9月14日

高知県知事 濱田 省司

### 議 員 席 次

1番	濱 口 涼 子 君	2番	槇 尾 絢 子 君
3番	桑 鶴 太 朗 君	4番	上 治 堂 司 君
5番	土 森 正 一 君	6番	上 田 貢 太 郎 君
7番	今 城 誠 司 君	8番	金 岡 佳 時 君
9番	下 村 勝 幸 君	10番	田 中 徹 君
11番	土 居 央 君	12番	野 町 雅 樹 君
13番	横 山 文 人 君	14番	西 内 隆 純 君
15番	加 藤 漠 君	16番	西 内 健 君
17番	弘 田 兼 一 君	18番	明 神 健 夫 君
19番	桑 名 龍 吾 君	20番	森 田 英 二 君
21番	三 石 文 隆 君	23番	西 森 雅 和 君
24番	黒 岩 正 好 君	25番	依 光 美 代 子 君
26番	大 石 宗 君	27番	武 石 利 彦 君
28番	田 所 裕 介 君	29番	石 井 孝 君
30番	橋 本 敏 男 君	31番	上 田 周 五 君
32番	坂 本 茂 雄 君	33番	岡 田 芳 秀 君
34番	中 根 佐 知 君	35番	吉 良 富 彦 君
36番	米 田 稔 君	37番	塚 地 佐 智 君

## 第363回高知県議会定例会会議録

令和4年9月21日（水曜日） 開議第1日

## 出席議員

1番 濱口涼子君  
 2番 榎尾絢子君  
 3番 桑鶴太朗君  
 4番 上治堂司君  
 5番 土森正一君  
 6番 上田貢太郎君  
 7番 今城誠司君  
 8番 金岡佳時君  
 9番 下村勝幸君  
 10番 田中徹君  
 11番 土居央君  
 12番 野町雅樹君  
 13番 横山文人君  
 14番 西内隆純君  
 15番 加藤漠君  
 16番 西内健君  
 17番 弘田兼一君  
 18番 明神健夫君  
 19番 桑名龍吾君  
 20番 森田英二君  
 21番 三石文隆君  
 23番 西森雅和君  
 24番 黒岩正好君  
 25番 依光美代子君  
 26番 大石宗君  
 27番 武石利彦君  
 28番 田所裕介君  
 29番 石井孝君  
 30番 橋本敏男君  
 31番 上田周五君  
 32番 坂本茂雄君  
 33番 岡田芳秀君  
 34番 中根佐知君

35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 濱田省司君  
 副知事 井上浩之君  
 総務部長 徳重覚君  
 危機管理部長 中岡誠二君  
 健康政策部長 家保英隆君  
 子ども・福祉政策部長 山地和君  
 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君  
 産業振興推進部長 沖本健二君  
 中山間振興・交通部長 中村剛君  
 商工労働部長 松岡孝和君  
 観光振興部長 山脇深君  
 農業振興部長 杉村充孝君  
 林業振興・環境部長 豊永大五君  
 水産振興部長 松村晃充君  
 土木部長 荻野宏之君  
 会計管理者 池上香君  
 公営企業局長 笹岡浩君  
 教育長 長岡幹泰君  
 人事委員長 門田純一君  
 人事委員会会長 澤田博睦君  
 公安委員長 古谷純代君  
 警察本部長 江口寛章君

代表監査委員 五百藏 誠 一 君  
監査委員 高橋 慎 一 君  
事務局長

事務局職員出席者

事務局長 山本 和 弘 君  
事務局次長 横田 聡 君  
議事課長 吉岡 正 勝 君  
政策調査課長 田 渕 史 剛 君  
議事課長補佐 杉 本 健 治 君  
主 査 宮 崎 由 妃 君



議 事 日 程 (第 1 号)

令和4年9月21日午前10時開議

- 第 1 号 会議録署名議員の指名
- 第 2 号 会期決定の件
- 第 3 号
  - 第 1 号 令和4年度高知県一般会計補正予算
  - 第 2 号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
  - 第 3 号 令和4年度高知県電気事業会計補正予算
  - 第 4 号 高知県個人情報保護に関する法律施行条例議案
  - 第 5 号 高知県職員の高齢者部分休業に関する条例議案
  - 第 6 号 高知県四国カルスト県立自然公園公園施設の設置及び管理に関する条例議案
  - 第 7 号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案
  - 第 8 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
  - 第 9 号 高知県国民健康保険法施行条例の一

- 部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県子ども・子育て支援会議設置条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県が当事者である和解に関する議案
- 第 16 号 県有財産(港湾荷役機械)の取得に関する議案
- 第 17 号 国道441号防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案
- 第 18 号 県道本川大杉線(上吉野川橋)橋梁修繕工事請負契約の締結に関する議案
- 第 19 号 県道須崎仁ノ線防災・安全交付金(仁淀川河口大橋)工事請負契約の締結に関する議案
- 第 20 号 春遠ダム(春遠第1ダム)本体建設工事請負契約の締結に関する議案
- 第 21 号 令和3年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 22 号 令和3年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 令和3年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 令和3年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 令和3年度高知県旅費集中管理特別

<p>会計歳入歳出決算</p> <p>報第5号 令和3年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第6号 令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第7号 令和3年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第8号 令和3年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第9号 令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第10号 令和3年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第11号 令和3年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第12号 令和3年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第13号 令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第14号 令和3年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第15号 令和3年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第16号 令和3年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第17号 令和3年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第18号 令和3年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第19号 令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第20号 令和3年度高知県流域下水道事業会計決算</p> <p>報第21号 令和3年度高知県電気事業会計決算</p> <p>報第22号 令和3年度高知県工業用水道事業会計決算</p>	<p>報第23号 令和3年度高知県病院事業会計決算</p> <p style="text-align: center;">————— ∞ ∞ ∞ —————</p> <p style="text-align: center;">午前10時開会 開議</p> <p>○議長（明神健夫君） ただいまから令和4年9月高知県議会定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: center;">これより本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">————— ∞ ∞ ∞ —————</p> <p><b>諸 般 の 報 告</b></p> <p>○議長（明神健夫君） 御報告いたします。</p> <p>各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。</p> <p>さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。</p> <p>次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。</p> <p>次に、知事から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づく資金不足比率の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。</p> <p>次に、知事から地方自治法第150条第6項の規定に基づく内部統制評価報告書及び審査意見書が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。</p> <p>次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。</p> <p>次に、知事から地方独立行政法人法第78条の</p>
--	--

2第6項の規定に基づく公立大学法人の令和3年度における業務実績評価の結果の報告書が提出されましたので、お手元にお配りいたしております。

次に、去る5月25日に四国4県議会正副議長会議におきまして議決されました事項をさきにお配りいたしておりますので、御了承願います。

次に、去る8月23日に四国4県議会正副議長会議におきまして議決されました事項及び8月17日に中国四国九県議会正副議長会議におきまして議決されました事項をお手元にお配りいたしておりますので、御了承願います。

〔委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末369、374ページに掲載〕



#### 新任職員の紹介

○議長（明神健夫君） この際、新たに任命された職員を御紹介いたします。

警察本部長江口寛章君。

（警察本部長江口寛章君演壇前に進む）

○議長（明神健夫君） それでは、自己紹介願います。

○警察本部長（江口寛章君） 警察本部長の江口寛章です。どうぞよろしく願います。



#### 会議録署名議員の指名

○議長（明神健夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

1番 濱口涼子さん

5番 土森正一君

33番 岡田芳秀君



#### 会期の決定

○議長（明神健夫君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から10月14日までの24日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から10月14日までの24日間と決しました。



#### 議案の上程、提出者の説明

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしております。

〔提出書 巻末376ページに掲載〕

日程第3、第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」から第22号「令和3年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「令和3年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第23号「令和3年度高知県病院事業会計決算」まで、以上45件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 本日、議員各位の御出席をいただき、令和4年9月県議会定例会が開かれますことに厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ち、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員各位並びに県民の皆さんの御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

初めに、さきの台風第14号による被害などについて御説明申し上げます。

今月19日、本県に最接近した台風第14号により、住家のほか農業用ハウスや漁船などに被害が発生しました。被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

今後、被害状況の調査を踏まえ、迅速な復旧に向けて必要な対策を速やかに進めるとともに、台風や豪雨が多い時期が続くことから、引き続き十分に警戒してまいります。

県内の新型コロナウイルス感染症の状況は、7月上旬から再び拡大に転じ、先月下旬には1日当たりの新規感染者が2,000人を超えるなど、極めて高い水準が続きました。加えて、医療機関や高齢者施設におけるクラスターの発生などを背景に、中等症以上の入院患者が増加するとともに、発熱外来や救急医療が逼迫し、一般診療にも影響が出るなど、県内の医療現場は非常に厳しい状況となりました。

このため、先月16日にはBA.5対策強化宣言を発出し、高齢の方や基礎疾患を有する方に不要不急の外出自粛をお願いしました。あわせて、医療現場における負担の軽減や検査体制の確保といった観点から、抗原検査キットの無料配布やオンラインなどにより確定診断が受けられる体制の整備を行い、その拡充に努めてきました。

その後、先月末以降は感染者数が徐々に減少に転じ、医療現場の状況にも改善が見られたことから、今月16日にBA.5対策強化宣言を終了しました。一方、新規感染者数はいまだ高い水準にあり、新学期が始まった学校においてクラスターも発生するなど、まだまだ気を緩められる状況にはありません。

こうした認識の下、引き続き医療提供体制や検査、診療体制の確保などに取り組みます。さらに、国が示した方針に基づく感染者の全数届出の見直しへの対応のほか、オミクロン株に対応したワクチンの接種を着実に進め、次なる感染の拡大に備えて対策の充実強化に努めます。

国が今月8日に決定した新たな方針では、オミクロン株の特性を踏まえ、高齢者など重症化リスクの高い方への適切な医療提供を中心とする考え方に転換することが明示されました。この方針に伴い、26日から感染症法に基づく医師の届出の対象が65歳以上の方や入院を要する方などに限定されることとなります。

届出対象の限定により医療機関などの負担が軽減される一方で、感染者の7割相当が届出の対象外となることから、こうした方々をしっかりとフォローする体制の構築が重要となります。このため、体調悪化時などに連絡や相談ができる陽性者フォローアップセンターを新たに設置することとしました。

今後、全ての方に安心して療養していただけるよう、広報や関係機関への周知を通じて、届出の対象外となる方をフォローアップセンターへ確実につなげてまいります。

ワクチン接種に関しては、3回目以降の追加接種にオミクロン株に対応した新しいワクチンが今週から順次導入されます。従来のワクチンと比べ、オミクロン株に対してより高い有効性が見込まれており、県内でも4回目接種対象者で未接種の方から接種が行われます。また、今月6日からは、5歳から11歳の子供への3回目の接種が開始されるとともに、接種の努力義務が適用されました。

感染の拡大を抑えるとともに、重症化しやすい高齢の方などを守るという観点から、県民の皆さんに積極的に接種していただけるよう、引き続きあらゆる機会を通じてワクチンの安全性

や有効性について発信していきます。あわせて、これらの接種が円滑に進むよう、国や市町村と緊密に連携しながら取り組みます。

今議会では、主に物価高騰や新型コロナウイルス感染症への対応を図るため、総額187億円余りの歳入歳出予算の補正並びに総額13億円余りの債務負担行為の追加及び補正を含む一般会計補正予算案を提出しております。

このうち、原油価格・物価高騰対策に関しては、原油価格や物価の高騰による影響を受けた事業者への支援を強化します。具体的には、農業者の肥料及び飼料の購入費や公共交通事業者の路線維持に対する支援制度を創設するとともに、貨物運送事業者への支援を行います。加えて、医療施設や社会福祉施設の継続的なサービスの提供に向け、施設規模などに応じた給付金を支給します。

次に、感染予防、感染拡大防止に関しては、医療提供体制を維持するため、入院病床や宿泊療養施設の確保に必要な経費を増額するとともに、陽性者フォローアップセンターの設置など検査・診療体制の強化を図ります。このほか、関西圏における外商拡大の取組や来年春から実施予定の観光博覧会の展開に係る経費をはじめ、高知工科大学新学群の新棟を整備するための設計に関する経費などを計上しております。

県の財政運営においては、中期的な展望の下、財政規律を維持しながら、県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立を図ることが重要です。こうした観点から、昨年度の決算状況や今後の歳入の見込みなどを踏まえ、向こう6年間の中期的な財政収支について試算を行いました。その結果、今後の大規模事業などに必要な経費を見込んでもなお、安定的な財政運営に一定の見通しをつけることができいております。

しかしながら、今後新型コロナウイルス感染症や物価の高騰が県経済へ影響を及ぼすことも

懸念され、当面は予断を許さない財政状況が続くものと予想されます。加えて、本県の財政運営は地方交付税制度など国の動向に大きく左右されます。このため、引き続きこれらの動向を注視しながら、国に対し、地方交付税などの一般財源の確保について積極的に政策提言を行います。あわせて、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドや行政のデジタル化を推進し、施策の有効性や効率性をさらに高めてまいります。

先月から今月にかけて、今後の政策の大きな方向性について私と部局長との間で骨太の議論を行うサマーレビューを実施しました。このサマーレビューでは、各分野の中長期的な課題や取組の方針などに関して、部局長から問題提起や提案を受けて活発な議論を交わしました。今回の議論を土台として、具体的な成果に結びつけることができるよう、先々の施策展開も意識しながら、今後の予算編成において必要な事業を盛り込んでまいります。

続いて、基本政策の取組などについて御説明申し上げます。

まず初めに、経済の活性化についてです。県経済に関しては、依然としてコロナ禍にあるものの、個人消費で持ち直しの動きが一段と明確になりつつあり、設備投資なども回復の動きが続いています。一方で、原油価格や物価の高騰により、1次産業における生産コストや運輸業における運行コストの増加といったマイナスの影響が生じており、県経済の回復の妨げとなることが懸念されます。

このため、まずはコロナ禍からの回復途上にある県経済を下支えするべく、原油価格や物価の高騰による影響を受けた事業者への支援をきめ細かく行うとともに、観光や飲食、物販に関する需要喚起策を積極的に展開します。さらには、中長期的な観点から県経済の底上げを着実に図るため、関西圏との経済連携の強化をはじめ

めとする第4期産業振興計画の取組を全力で進めます。

原油価格や物価の高騰については、さきの6月補正予算において、農林水産事業者の燃料費に対する支援のほか、新分野への事業展開や省エネ設備の導入といった構造転換への支援など幅広い対策を講じました。しかし、その後も影響の拡大が見られることから、国、市町村の支援策も踏まえながら、農業者の肥料や畜産事業者の飼料の価格上昇分に対する支援のほか、公共交通事業者の路線維持に要する経費への支援など、必要な追加対策を行うこととしました。

また、需要喚起策については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、厳しい状況にある飲食店や関連事業者の需要回復に向けて、「食べて！飲んで！高知家応援キャンペーン」を今月18日に開始しました。高知家あんしん会食推進の店で利用できる25%のプレミアム付クーポンを額面で30億円分発行することとしており、このキャンペーンを通じて、県内各地で町のにぎわいを取り戻したいと考えています。

加えて、本年度から新たに「高知を贈ろうキャンペーン」として、県民の皆さんに、日頃からお世話になっている方や知人、友人へ県産品を贈っていただくことで県内事業者を支援する取組を展開しています。このキャンペーンにおいて、魅力的な県産品のギフト商品を創出、発掘するコンクールを実施したところ、想定を大きく上回る341件の応募をいただき、その中からえりすぐりの15品を決定しました。この15品も含め県産品を贈答品として積極的に利用していただけるよう、来月から県内量販店などにおけるプレゼント企画を開始します。

今後も、新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格や物価の高騰による県経済への影響の長期化が見込まれます。引き続き県民の暮らしを守るため、各分野の状況を注視しながら適時

必要な対策を講じます。

知事就任以来、大阪・関西万博に向けて高まる関西圏の活力を呼び込み、県経済の底上げを図るため、関西圏との経済連携の強化に力を入れて取り組んできました。その結果、観光分野では、大阪観光局などと連携して新たに作成した関西と高知を結ぶ外国人観光客向けモデルルートを活用する本県への周遊ツアーが予定されています。加えて、外商分野では、量販店における水産物の販売、あるいは製材品の出荷が好調に推移するなど、これまでの取組に対して一定の手応えを感じております。

一方、コロナ禍の影響を受けて予定どおりに進んでいない事業もあります。こうした分野においては、今まで以上にスピード感を持って取り組むとともに、各施策を一層レベルアップさせることにより、関西戦略をコロナ禍における県経済の反転攻勢の起爆剤にしたいと考えております。このため、県内事業者や有識者から成る関西圏外商強化対策協議会、さらには関西・高知経済連携強化アドバイザー会議から御意見をいただきながら、先般、関西圏における外商の抜本強化策を取りまとめました。

具体的には、まず、大阪・関西万博も見据え、本県の魅力を強力にPRするための拠点施設として、食文化や観光などの情報を発信するアンテナショップの設置を進めてまいります。

設置については、大規模な再開発が進む大阪市の梅田に計画されている新たな商業施設へのテナント出店を目指しており、商業施設の開業に合わせて、令和6年春のオープンを予定しています。この周辺エリアは、関西圏で最も駅乗降客数が多く、今後、関西国際空港から直通の駅が開業することによるインバウンド観光客の増加も見込まれます。

こうしたエリアにアンテナショップを設置することにより、関西圏においても本県の情報を



より多くの方にダイレクトかつタイムリーに提供することが可能となります。首都圏と比べて本県との距離が近いという優位性を最大限に生かした観光誘客や移住促進はもちろん、生鮮品や旬の食材などの販売拡大につなげます。なお、運営に関しては、地産外商公社が担うことにより、まるごと高知のノウハウや県内事業者とのネットワークを最大限に活用したいと考えております。

次に、本県の認知度のさらなる向上を目指して、プロモーションや外商活動についても一層の充実強化を図ります。具体的には、関西のメディアとタイアップした情報発信の強化や、連続テレビ小説らんまんを生かした観光プロモーションなどを進めます。また、外商活動については、ショールーム機能を有するアンテナショップでの個別商談をはじめ、事業者からニーズのある大規模商談会への出展や量販店における高知フェアの拡充などに積極的に取り組みます。

このうち、ものづくり分野では、大阪・関西万博と連携した国際見本市として、未来モノづくり国際EXPOが来年5月にインテックス大阪で開催されます。この見本市は、万博のテーマとも関連する脱炭素や防災・減災などに関する製品や技術を一堂に展示し、国内外に広く発信する場となっております。このため、県内企業の製品や技術をPRする絶好の機会と捉え、出展に向けた準備を進めています。

さらに、こうした一連の関西戦略の取組は、県内の市町村をはじめ、事業者や団体の皆さんと連携したオール高知の体制で展開していくことが重要です。11月に予定しております関西のメディアとの情報交換会をはじめ、私自身が市町村長と連携したトップセールスを数多く展開し、観光客の誘致や県産品の外商拡大といった成果に結びつけてまいります。

次に、デジタル化、グリーン化、グローバル

化という、新たな時代の潮流を指し示す3つのキーワードに関連する施策について御説明申し上げます。

1つ目のキーワードであるデジタル化の取組に関しては、農業分野において、本県が普及を進めておりますNext次世代型こうち新施設園芸システムの核となるIOPクラウド、SAWACH Iの本格運用を本日から開始します。これにより、利用を希望する生産者は、ハウス内環境データや気象データ、市況データ、農産物の出荷量データなど、営農に役立つ様々な情報を入手できます。さらに、これらの情報を組み合わせた分析結果に基づいて指導員から最適な栽培指導を受けることで、より効果的なデータ駆動型農業を実践することが可能となります。

今後は、データ駆動型農業に取り組む生産者を早期に拡大し、県全体で営農の改善につなげます。このため、JAなどを通して産地に環境測定装置を一定期間無償貸与することで効果を実感していただくとともに、データ分析に基づく営農指導体制を一層強化します。あわせて、産学官連携の下、IOPクラウドに蓄積されたデータから、AI技術を活用して作物の生育状況などを可視化し、より最適な栽培管理につなげる取組を加速させます。

こうした取組を通じて、収量のさらなる増加や省エネ、省力化の一層の促進などIOPプロジェクトがもたらす効果をさらに高め、経験と勘に頼った農業からデータ駆動型農業への転換を進めます。

2つ目のキーワードであるグリーン化に関しては、脱炭素社会の実現に向けた取組として、本年度はオール高知での取組と、経済と環境の好循環の2点を特に意識して各施策を展開しています。

1点目のオール高知での取組では、今月10日に高知県脱炭素シンポジウムを開催し、オンラ

インも含め442人の方に御参加をいただきました。小泉進次郎元環境大臣による基調講演のほか、高校生や事業者、NPO、行政の代表によるパネルディスカッションなどを通じ、県民一人一人がCO<sub>2</sub>削減に向けてライフスタイルを変えることの重要性について理解を深める機会になったものと考えています。

さらに、個人や企業の環境負荷の低減を個別に見える化するウェブ版環境パスポートの運用を今月から開始したほか、CO<sub>2</sub>削減につながる具体的な行動事例を紹介したパンフレットを作成し、来月から市町村や学校などに配布します。こうしたツールも効果的に活用しながら、脱炭素化を目指す機運の醸成を図り、一人一人の行動変容につなげます。

2点目の経済と環境の好循環では、木材利用のさらなる拡大を図るため、本年度、環境への負荷の低減に資する木造建築物を環境不動産として評価する手法と、その評価に応じた都市計画や財政上の優遇措置について検討を進めています。具体的には、5月に立ち上げた有識者の検討委員会において議論をいただいております。今月、評価項目や評価手法に関する中間報告が取りまとめられました。この中間報告を踏まえて、引き続き関係者の皆さんの御意見も伺いながら、木材の利用促進につながるよう、評価方法の確立と優遇措置の導入に向けてさらに検討を進めます。

また、本県の豊かな自然資源を活用した新たな再生可能エネルギーとして、海洋深層水を用いた海洋温度差発電の可能性調査を行います。今後、水温に関するデータの収集や建設コストの試算のほか、採算性向上のための検討などを行い、実現の可能性を探りながら、将来的には民間企業や大学も巻き込んだ産学官による取組に発展させたいと考えています。

3つ目のキーワードであるグローバル化に関

しては、昨年の食品の輸出額が前年比で約16%増となる18億8,000万円となりました。中国での検疫強化の影響を受け、水産物の輸出が減少した一方で、海外での日本酒人気の高まりを受けて土佐酒の輸出額が前年比で約85%増と大幅に伸びており、今後のさらなる拡大も見込まれます。引き続き、輸出に取り組む事業者の市場調査や衛生管理への対応、商品開発、設備投資を強力に支援することに加え、食品海外ビジネスサポーターなどと連携し、販路拡大に向けた取組を進めます。

また、外国人材の確保では、先月、3年ぶりにベトナムへ経済交流のミッション団を派遣しました。現地ではラムドン省の行政機関をはじめ、大学や職業訓練学校などに本県の魅力や各産業分野における取組を紹介したほか、意見交換を行いました。訪問先からは、高知の企業で技術を学ばせて、帰国後はその技術を生かして経済を発展させたい、スマート農業の分野で技術交流を図りたいといった前向きなお声をいただきました。さらに、現地の行政機関から、人材の送り出しについて本県と取組を進めていくことで合意を得ることができました。今回の訪問を契機として早期に本県への人材の送り出しが実現されるよう、引き続きラムドン省と協議を進めます。

このほか、インバウンド観光については、来月シンガポールから本県への周遊ツアーが予定されるなど、ようやく回復の兆しが見えてきました。また、現在、台湾の航空会社から本県へのチャーター便の運航について提案をいただいております。実現に向けた協議を重ねています。アフターコロナも見据え、こうした流れを本県にしっかりと取り込むことができるよう積極的なセールス活動を展開し、外国人観光客の誘致を図ります。

次に、国内の観光振興の取組では、本年1月

から7月にかけての県外観光客入り込み数の推計は198万人と、新型コロナウイルスの感染拡大前である令和元年と比べて約8割まで回復しています。さらに、先月はよさこい祭りや帰省などもあり、お盆期間中の主要観光施設の利用者数が令和元年とほぼ同水準となりました。このように、本県観光は着実に回復に向かっているものと捉えております。

今後は、こうした回復基調をより確かなものとするため、現在展開している観光キャンペーンにおいて、本県の食の魅力をさらに発信していきます。あわせて、冬場の閑散期には、高知市が行う中央公園でのイベントとも連携し、高知城において大規模なイルミネーションイベントを行うなど、切れ目なく誘客を図り、来年3月から開催する観光博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」につなげます。

この博覧会に関しては、先月行われた推進協議会においてロゴデザインや当面の事業計画が決定されました。加えて、先週には関西圏の旅行会社を対象とした説明会を開催し、私自ら博覧会に関するプレゼンテーションを行うなど、来春に向けたセールス活動を開始しました。引き続き、県外へのプロモーションや県内における周遊促進の取組をさらに加速させていきます。また、博覧会の成功には、県民一丸となった盛り上がりが必要であることから、県民の皆さんの機運醸成に向けて様々な取組を行っていきます。

さらに、連続テレビ小説らんまんを本県観光のPRにつなげていくためには、県外の牧野富太郎博士ゆかりの地との連携を進め、全国的な盛り上がりをつくり出すことも重要です。このため、先月、練馬区長、神戸市長に直接お会いし、観光PRの相互実施などについて確認しました。

県内外の関係する皆さんとの連携の下、らん

まんの放送を本県の観光振興に最大限に生かし、460万人観光を実現できるよう全力で取組を進めます。

全国的な社会経済活動の回復を背景に、スポーツツーリズムによる交流人口拡大の動きが再び加速しつつあります。

こうした中、今月1日から6日にかけて、アジアの7つの国と地域から選手団を四万十市にお迎えし、ソフトボール男子アジアカップが開催されました。会場では連日、ワールドカップへの出場権をかけた熱い戦いが繰り広げられ、県内外から訪れた多くの皆さんがアジアのトップ選手たちのプレーを間近で見ることができた貴重な機会となりました。

また、今月25日には宿毛市において、四国初開催となるプロの自転車ロードレース、ジャパンサイクルリーグ高知大会が開催されます。加えて、同日、高知市においても、子供から大人まで誰もが楽しく参加できる水泳のイベント、水泳の日2022・高知が開催され、全国から数多くの選手や関係者の来高が見込まれています。さらに、来年2月には、高知龍馬マラソンを3年ぶりに1万人規模で開催する方針が実行委員会において決定され、ランナーの募集も始まりました。感染症対策を含め万全の態勢を取るべく、関係団体と共に準備を進めています。

こうした多様なスポーツ大会などを通じて、県民のスポーツ参加の拡大や競技力の向上を図るとともに、交流人口の拡大による地域経済の活性化につなげていきます。

次に、日本一の健康長寿県づくりの取組について御説明申し上げます。

第4期日本一の健康長寿県構想につきましては、「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」の実現を目指し、3つの柱に基づく取組を着実に進めております。

まず、1つ目の柱の、健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進では、糖尿病予備群の重症化予防を進めるため、ICTを活用した保健指導を来月から開始します。具体的には、特定健診の受診者から対象者を抽出し、ICT機器を通じた血糖状態のモニタリングや、遠隔での保健指導を行うこととしており、効果の検証を行った上で、より効果的、効率的な保健指導につなげます。あわせて、令和2年度から取り組んでいる糖尿病性腎症患者に対する透析予防強化プログラムについて対象地域を広げ、重症化のリスク要因を持つ人、いわゆるハイリスク層に対するアプローチを一層強化します。

2つ目の柱の、地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化では、地域共生社会の推進として、8050問題などの複雑化、複合化した課題の解決に向け、多機関協働による包括的な支援体制の整備を進めています。

このうち、ヤングケアラーへの支援につきましては、本年度、県内の中高生を対象に、初めて実態調査を行いました。また、ヤングケアラーに対する理解の促進と相談窓口の周知を図るため、先月には県内3会場でフォーラムを開催するとともに、テレビやSNSを通じた広報のほか、学生や公的機関への周知などを集中的に行っています。今後は、実態調査の結果も踏まえ、ケアを担う子供たちが社会から孤立せず、将来への見通しや希望を持って生活できるよう、教育機関と児童福祉部署などが一層緊密に連携し、包括的な支援体制の構築を進めます。

3つ目の柱の、子どもたちを守り育てる環境づくりでは、来年4月に国における子供政策の司令塔を担うこども家庭庁が発足します。本年6月には準備室が設けられ、母子保健と児童福祉の支援機能を一体化するこども家庭センターの設置や、児童虐待防止対策の強化などについ

て先行して取組が進められております。

これらの施策は、本県がこれまで先んじて取り組んできた高知版ネウボラと方向性を同じくするものであり、支援体制のさらなる強化が期待できるものと考えております。一方で、こども家庭センターの実施主体となる市町村においては、具体的な体制整備における課題なども抱えています。このため、今後詳細な制度設計に向けた動きをしっかりと注視し、新たな制度や施策が地域の実情に沿ったものとなるよう、必要に応じて全国知事会とも連携しながら、国に対して働きかけます。

本県の国民健康保険は、急激に進む少子高齢化による加入者の減少に伴い、財政的に不安定な運営を行わざるを得ない小規模な市町村国保の増加が懸念されています。こうした本県の国保における構造的な課題を克服し、制度を安定的に運営していくためには、保険料水準の県内統一により県全体で支え合う仕組みに転換することが不可欠と考え、市町村と議論を進めてきました。

その結果、先月開催した県内全市町村と県による会議において、令和12年度の保険料水準の統一について合意に至りました。あわせて、統一により加入者の負担が急激に変化することのないよう、令和6年度から段階的に保険料の改定を行うことや、県全体で医療費の適正化に取り組むことなどを確認しました。市町村間で現在の保険料や医療費の状況などに違いがある中において、今回、合意がいただけましたことは、将来にわたって県内国保を安定的に運営していく上で極めて重要なことと考えます。

今後は、来年6月に予定している具体的な制度設計の取りまとめに向けて、引き続き市町村と丁寧に議論を進めます。加えて、加入者の理解を得るためには、医療費の適正化に向けた努力や県民がそれぞれの地域で安心して医療が受

けられる体制の構築が重要です。こうした点について県がしっかりとリーダーシップを発揮しながら、市町村と一丸となって取り組みます。

次に、教育の充実に関する取組について御説明申し上げます。

令和4年度全国学力・学習状況調査の結果が7月末に公表されました。本県の小学校は、国語、算数ともに全国平均を上回り、4年ぶりに調査が行われた理科は若干平均を下回ったものの、総じて高い学力を維持しています。このことは、若年教員と経験豊富な教員がチームで学び合うメンター制などを活用して、授業改善に取り組んできたことが着実に成果につながっているものと考えております。

一方、これまで全国平均に近づいていた中学校は、国語、数学、理科全てにおいて全国との差が広がり、特に数学については全国平均を大きく下回る結果となりました。これまでも教科の縦持ちをはじめとする組織的な取組を進めてきましたが、学力向上に向けたPDCAサイクルの徹底に弱さがあったことなどが要因だと受け止めています。

このため、改めて中学校における対策の強化が必要であると考えており、先日、私も参加する総合教育会議において学力向上対策をテーマに重点的に協議を行いました。今後、まずは直ちにできる対策として、デジタル学習教材を効果的に活用し、一人一人の理解度に応じた学習指導を充実させ、つまずきの防止につなげます。加えて、県、市町村の教育委員会と学校の3者で改善策を話し合う意見交換会の開催や、指導主事による学校訪問の強化などを進め、学力向上に関するPDCAサイクルの徹底と授業改善を図ります。

本県の子供たちが学力の問題で希望の進路をかなえられないといったことは、何としてもなくしたい。そうした強い思いの下、第2期教育

大綱に基づく各施策を一層推進します。

深刻な少子化が進行する中において、学校部活動の持続可能性を高めることが全国的な課題となっています。このため、国の有識者会議において、公立中学校などの部活動の地域移行について検討が進められ、先般、政府に対し提言がなされました。この提言では、休日の部活動から段階的に地域移行していくこと、令和5年度から7年度までの3年間で改革集中期間として取り組むこと、各自治体において地域移行に向けた推進計画を策定することなどが示されています。

これを受けて本県では、市町村や学校関係者、関係団体などから成る検討会議を立ち上げ、議論をスタートさせました。先月開催した第1回の会議では、地域移行の必要性や課題などについて意見交換を行い、委員から、受入れの責任や万一の事故に対する補償に関する制度の確立が必要、文化部の場合は受皿団体が少ないといった御意見をいただきました。

こうした御意見を踏まえるとともに、生徒や保護者、地域の方々の御意見も伺いながら、子供たちがスポーツや文化芸術活動に親しむ持続可能な環境の整備について、引き続き慎重に検討を重ねてまいります。

7月から先月にかけての約1か月間、四国を舞台に全国高等学校総合体育大会が開催され、本県では8競技、10種目が行われました。コロナ禍での大会にあって、感染防止対策を徹底しながら、学校関係者はもとより、宿泊施設や医療、救急の関係者など、多くの方々に大変御尽力、御協力をいただきました。今大会に関わっていただいた全ての皆さんと見守っていただいた県民の皆さんに心から感謝申し上げます。

また、今回の大会では、レスリングや弓道個人での優勝をはじめ、出場した本県の高校生たちが、これまでの努力で培った力を存分に発揮

してくれました。加えて、出場選手だけではなく、多くの高校生が大会を支える側として、準備段階から大変活躍してくれました。今大会を通じて高校生の皆さんが見せてくれた、競技に全力で向き合う姿や、懸命に大会を支える姿をしっかりと受け止め、子供たちが自らの夢や目標に向かって努力し、力を発揮することができる教育の推進に努めます。

次に、南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

本年度からスタートした第5期南海トラフ地震対策行動計画については、令和6年度末に想定死者数を約4,300人にまで半減させることを目標として、10の重点課題を柱に取組を進めています。この重点課題のうち、まず要配慮者支援対策の着実な推進では、自力での避難が困難な要配慮者の方々が確実に避難できるよう、市町村における個別避難計画の策定支援に取り組んでいます。計画の策定には、要配慮者一人一人の事情を把握しているケアマネジャーなどに関わっていただくことが効果的ですが、こうした福祉専門職の参画が十分に進んでおらず、計画策定が思うように進捗していない市町村も見られます。

このため、本年度は高知県介護支援専門員連絡協議会との連携を強化するほか、先行して専門職の参加が進んでいる黒潮町などの取組の横展開を図り、専門職の参画を促進しています。あわせて、補助金による財政支援を行い、市町村の取組を後押しします。

次に、早期の復旧・復興に向けた取組の強化については、発災後に一日でも早い復興を図ることができるよう、県が作成した指針を活用し、市町村の事前復興まちづくり計画の策定を支援しています。具体的には、先月までに沿岸19市町村全てにおいて、東日本大震災の課題や教訓、事前復興まちづくり計画の必要性などについて、

関係職員との勉強会を開催しました。

こうした中、既に先行して取り組んでいる黒潮町では、佐賀地区における計画策定に着手されており、今後、地区長や関係者で構成する策定委員会の設置のほか、住民への説明会が予定されています。このような取組がスムーズに進むよう県としても積極的に関わり、技術的、財政的に支援します。さらに、他の市町村に対しても、先行事例の紹介や計画策定の進め方への助言といったきめ細かな支援を行い、令和6年度末までに沿岸19市町村全てで計画策定に着手できるよう後押しします。

次に、中山間対策の充実強化について御説明申し上げます。

本年度抜本強化した中山間対策では、地域で暮らし続けたいという希望をかなえることができるよう、新たに小さな集落の維持・活性化に向けた仕組みづくりを進めています。加えて、中山間地域に共通する課題の解決を目指し、デジタル技術を活用した実証事業などに取り組んでいます。

このうち、小さな集落の維持・活性化では、小規模集落の活性化の仕組みづくりに対して助言をいただく専門家会議を5月に立ち上げました。現在、8市町村においてモデル集落を選定し、専門家会議からのアドバイスもいただきながら、集落の課題解決に向けて住民同士が話し合い、住民自ら新たな活動の実施につなげるといった取組を進めております。

また、デジタル技術を活用した中山間地域共通の課題解決の取組では、県内8市町村においてドローンによる物資輸送や農業用水の遠隔管理などの実証事業がスタートしています。このほか、暮らしの基盤となる生活用品の確保に関して、物流を支える共同配送の仕組みの維持を図るため、新たに車両購入費を支援します。

こうした一連の施策を着実に進めることに加

え、強化した空き家対策や移住促進策による担い手の確保など、集落の維持・活性化に向けた取組をさらに加速させ、地域の再興につなげます。

次に、少子化対策の充実強化について御説明申し上げます。

昨年の合計特殊出生率は、全国が0.03ポイント減少し、1.30となる中、本県は前年から0.02ポイント増加し、1.45となりました。一方、婚姻数は2,332件で戦後最少となり、コロナ禍において出会いの機会が減少していることに加え、若い世代の結婚や妊娠・出産・子育てに対する不安感が一層増したことが背景にあるのではないかと考えています。

こうした課題の解決に向け、来月からは、若い世代に広く浸透しているSNSを活用し、県の出会い支援事業や各市町村の子育て支援の取組などを動画で発信するデジタルプロモーションを開始します。あわせて、少子化対策推進県民会議において取りまとめられた宣言に沿って、各構成団体の情報発信ツールや市町村の広報紙などを活用し、官民協働による広報を県民運動として強力に展開します。

今後も、結婚や子育てを希望する方々が前向きな気持ちを持てる機運の醸成に加え、出会いの機会の充実や産後ケアなど子育て支援の充実強化を図り、若い世代や子育て世代の安心感を高めてまいります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和4年度高知県一般会計補正予算など3件です。

条例議案は、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例議案など11件です。

その他の議案は、高知県が当事者である和解に関する議案など8件です。

報告議案は、令和3年度高知県一般会計歳入

歳出決算など23件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



○議長（明神健夫君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明22日から27日までの6日間は議案精査等のため本会議を休会し、9月28日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

9月28日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前10時50分散会

令和4年9月28日（水曜日） 開議第2日

出席議員

- 1番 濱口涼子君
- 2番 榎尾絢子君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 上治堂司君
- 5番 土森正一君
- 6番 上田貢太郎君
- 7番 今城誠司君
- 8番 金岡佳時君
- 9番 下村勝幸君
- 10番 田中徹君
- 11番 土居央君
- 12番 野町雅樹君
- 13番 横山文人君
- 14番 西内隆純君
- 15番 加藤漠君
- 16番 西内健君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 桑名龍吾君
- 20番 森田英二君
- 21番 三石文隆君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 依光美代子君
- 26番 大石宗君
- 27番 武石利彦君
- 28番 田所裕介君
- 29番 石井孝君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 岡田芳秀君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君
- 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 豊永大五君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会会長 澤田博睦君
- 公安委員長 刈谷敏久君
- 職務代理者 川谷敏久君
- 警察本部長 江口寛章君
- 代表監査委員 五百蔵誠一君
- 監査委員局長 高橋慎一君



事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君  
事務局次長 横田聡君  
議事課長 吉岡正勝君  
政策調査課長 田渕史剛君  
議事課長補佐 杉本健治君  
主 幹 春井真美君  
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第2号)

令和4年9月28日午前10時開議

第1

- 第1号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第3号 令和4年度高知県電気事業会計補正予算
- 第4号 高知県個人情報保護に関する法律施行条例議案
- 第5号 高知県職員の高齢者部分休業に関する条例議案
- 第6号 高知県四国カルスト県立自然公園公園施設の設置及び管理に関する条例議案
- 第7号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第8号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案

- 第12号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県子ども・子育て支援会議設置条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県が当事者である和解に関する議案
- 第16号 県有財産(港湾荷役機械)の取得に関する議案
- 第17号 国道441号防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案
- 第18号 県道本川大杉線(上吉野川橋)橋梁修繕工事請負契約の締結に関する議案
- 第19号 県道須崎仁ノ線防災・安全交付金(仁淀川河口大橋)工事請負契約の締結に関する議案
- 第20号 春遠ダム(春遠第1ダム)本体建設工事請負契約の締結に関する議案
- 第21号 令和3年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第22号 令和3年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 令和3年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 令和3年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 令和3年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 令和3年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算

- 報第7号 令和3年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 令和3年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 令和3年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 令和3年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 令和3年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 令和3年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第15号 令和3年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
- 報第16号 令和3年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第17号 令和3年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第18号 令和3年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 報第19号 令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
- 報第20号 令和3年度高知県流域下水道事業会計決算
- 報第21号 令和3年度高知県電気事業会計決算
- 報第22号 令和3年度高知県工業用水道事業会計決算
- 報第23号 令和3年度高知県病院事業会計決算

第2 一般質問  
(3人)

午前10時開議

○議長(明神健夫君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

公安委員長古谷純代さんから、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員刈谷敏久君を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。

次に、第5号議案、第7号議案及び第8号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、法律の改正に伴うもの、法律の改正を考慮したもの、または国家公務員に準じて措置しようとするものであり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事からさきの6月定例会開会日に配付いたしました地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく繰越明許費繰越計算書について訂正したい旨の申出があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末378ページに〕  
掲載



質疑並びに一般質問

○議長(明神健夫君) これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」から第22号「令和3年度高知県工

業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「令和3年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第23号「令和3年度高知県病院事業会計決算」まで、以上45件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

7番今城誠司君。

(7番今城誠司君登壇)

○7番(今城誠司君) 皆さんおはようございます。自由民主党、宿毛市・大月町・三原村選挙区選出の今城誠司でございます。議長のお許しをいただきましたので、自由民主党を代表して一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢についてからお尋ねいたします。

初めに、安倍元首相の国葬儀についてお伺いをいたします。7月8日、民主主義の根幹である選挙が行われている中、安倍元総理は卑劣な暴力により命を落とす事件が発生をいたしました。安倍元総理に対しまして謹んで哀悼の意を表し、心より御冥福をお祈り申し上げます。

首相経験者が銃撃されて死亡した事件は戦後では例がなく、多くの聴衆の前で、白昼要人が狙われた事件だったこともあり、国内外で大きな衝撃が広がりました。自民党高知県連では、事件後いち早く献花台、記帳所を設置し、多くの県民の皆様にご弔問においでいただきました。

安倍元首相のこれまでの国家への大きな功績を称して、さらに約260の国、地域、機関から寄せられた1,700以上の弔意メッセージについては、その多くが日本国民全体に対する哀悼の意を表する趣旨であります。葬儀を国の儀式として実施することで、日本国として海外からの多くの敬意や弔意に礼節を持って応える国葬儀が昨日執り行われました。

この国葬儀を行う法的根拠については、内閣府設置法第4条第3項第33号に、内閣府の所掌事務として、国の儀式に関する事務に関することが明記をされており、国葬儀を含む国の儀式の執行は、行政権に属することが法律上明確となっております。内閣法制局においても、閣議決定を根拠として国葬儀を実施することが可能であるという見解であります。

他方、国葬儀の明確な基準がないことについては、一つの基準をつくったとしても国際情勢や国内情勢に基づいて判断しなければならないとし、その時々の内閣において様々な事情を総合的に勘案し、その都度ふさわしい形を判断してきたとされております。安倍元総理の類いまれな実績と国家への貢献を踏まえれば、国葬儀という形で弔意を示すことが適切と考えます。

また、国際社会から寄せられた多くの弔意に対して、日本国として礼節を持って丁重にお応えをするため、必要な経費を国費で賄う国葬儀を執り行うことは、国際社会の一員である我が国の責任である態度であります。

この国葬儀に県民の代表として参加した意義と御感想を知事にお伺いいたします。

次に、参議院選挙における合区の解消についてお伺いをいたします。参議院の選挙区選出議員の選挙は、昭和22年の参議院議員選挙法制定以来、その前身の地方選出議員の選挙も含め、一貫して都道府県単位の選挙区において実施をされてきましたが、人口分布の変動等により議員1人当たりの人口の格差が拡大し、平成6年以降、数次にわたり各選挙区の定数を振り替える措置により、定数是正が図られたにもかかわらず、最大の格差は5倍前後を推移しており、定数訴訟では最高裁から厳しい判決が下され、平成28年の第24回参議院議員通常選挙から、高知県と徳島県、島根県と鳥取県は合区での選挙が実施をされました。

この選挙の高知県の投票率は史上最低の45.52%で全国最低となり、うち6.14%の1万7,569票が合区反対などと書かれた無効票でありました。続く令和元年7月21日に実施をされた2度目となる合区選挙では、徳島県において全国最低の投票率38.59%を記録したほか、前回最下位だった高知県を除き、鳥取県、島根県、徳島県の3県においても過去最低の投票率を更新する結果を招くなど、合区に起因する弊害はさらに深刻度を増しております。

先日の第26回参議院議員通常選挙に向けて、全国知事会をはじめとする地方6団体は、合区解消や参議院選挙制度改革に関する決議が行われましたが、合区の解消を達成することができず、現行の制度が継続されて3回目の選挙となり、合区が恒久化しつつあります。

憲法改正などの抜本的な対応により、合区の確実な解消に向けてどのように効果的に取り組んでいくのか、知事にお伺いをいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の第8波と通常インフルエンザの同時流行対策についてお伺いをいたします。全国的に新型コロナウイルスBA.5系統による爆発的感染拡大が長期化し、新規感染者数も高止まりとなり、各地で医療・保健の現場が逼迫し、その影響が深刻化した状況となりました。本県においては、8月24日には過去最多となる2,027人の新規感染者が確認されるなど、極めて高い水準でしたが、新たな行動制限を行うことなく、新規感染者は減少傾向に転じております。

新型コロナウイルス対策については、ウイルスの特性の変化やワクチン接種の進捗等の状況に応じて、これまでの感染者全員入院からの転換、国民の行動制限や経済活動の制限の見直しを行うなど、状況に応じた政策が展開をされてきました。オミクロン株については、若者の重症化リスクは低く、大部分の人は感染をしても

軽症で入院を要することはありませんが、一方で高齢者の重症化リスクは引き続き高い傾向にあり、新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立するウイズコロナに向けた新たな段階への移行について、現在国では見直しの議論が進んでおります。

しかしながら、9月8日の新型インフルエンザ等対策推進会議、基本的対処方針分科会の尾身会長は、療養期間の短縮などの一連の緩和にはそれに伴い感染させるリスクが残っていることを認識した、国民の慎重な行動が必要である。さらに、これから冬の時期にかけて季節性インフルエンザの流行も予想されており、コロナとの同時流行が発生し、感染レベルはかなり高いものになるおそれがあると発言をされております。

新型コロナウイルス感染症の第8波と季節性インフルエンザの同時流行に対してどのように備えていくのか、知事にお伺いをいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の分類引下げについてお伺いをいたします。新型コロナは、感染症法で新型インフルエンザ等感染症に位置づけられており、全数把握、入院勧告、健康状態の報告、外出自粛要請、就業制限など危険度が2番目に高い2類相当に位置づけられております。

しかしながら、第7波は重症化リスクについては以前と比べて低く、感染力が強い特性により、かつてない規模に感染が拡大し、法律で義務づけられた措置の実施に追われて、保健所や医療機関の業務が逼迫する状況となり、本県においても先日の26日から全数把握の簡略化を導入し、その負担軽減に取り組んでいるところでもあります。

ウイズコロナは、最終的に新型コロナウイルス感染症については感染法上の位置づけを現在

の2類相当から、季節性インフルエンザ相当の5類に向けて早期に方向性を出し、制限を緩和する課題を議論していくことが必要不可欠と思いますが、知事に御所見をお伺いいたします。

次に、町村の特別交付税の算定についてお伺いをいたします。特別交付税は、地方交付税法第6条の2第3項に地方交付税の6%と規定をされ、特別の財政需要を基準に総務大臣が毎年度12月と3月と2回に分けて決定するとされ、算定項目と算式が総務省令で詳細に定められたものと、特殊な財政需要に基づき算定をされるものの2つで構成をされております。交付額の決定者は総務大臣となっておりますが、町村の特殊な財政需要については、都道府県知事が算定したものを総務大臣が決定することになっております。

昨年、徳島県の特別交付税において、県全体で6.1%の増額にもかかわらず、石井町、板野町、つるぎ町については不当に減額をされており、県に減額分などの損害賠償を求め徳島地裁に提訴する方針で、各町議会で訴訟を起こすための議案が議決をされております。3町側は、知事選の得票率の低かった地域を減額の対象とし、政治的絡みが動いた可能性があるとして訴えております。

そこでお伺いをいたします。本県における町村分の特別交付税について、どのように客観的な算定方法で実施をされているのか、総務部長にお伺いをいたします。

次に、教育行政について。

全国学力・学習状況調査の結果についてお伺いをいたします。7月28日に、今年の全国学力・学習状況調査の結果が公表されました。小学校では引き続き全国上位に位置し、特に算数が昨年より全国比が1.9ポイント上昇しております。中学校においては全教科、全国平均に近づいていく傾向でしたが、それぞれの教科とも全国平

均との差が広がる結果となっており、特に数学が昨年より2.4ポイント下降し、全国比マイナス5ポイントの結果となっております。また、質問紙の結果については、家庭学習時間、タブレットの活用に全国平均との開きがあるとされております。

今回の学力・学習状況調査の結果についての評価と、課題に対する今後の取組について教育長にお伺いをいたします。

次に、学校へのサイバー攻撃対策についてお伺いをいたします。先月末、千葉県南房総市の小中学校の情報システムがサイバー攻撃を受け、身代金要求型コンピューターウイルス、ランサムウェアに感染し、児童生徒約2,000人の成績表などの個人情報暗号化をされ、ハッカー集団は、金銭を支払わないと成績表などの情報をインターネットに公表すると脅迫をしております。ロシアを拠点とするハッカー集団の攻撃と見られ、情報システム機器の欠陥が狙われた可能性があるとしてされております。南房総市の教育委員会は金銭を支払わず、自力での作業で9月にも復旧させるとし、千葉県警に相談をし、県警は原因などを調査していると報道されております。

現在、文部科学省が主導するGIGAスクール構想の対応によりノートパソコンやタブレットなど1人1台の学習環境の整備が進み、こうした背景もあり、文部科学省が教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを打ち出すまでは、小中学校における情報セキュリティー対策について明確な指針は示されておりましたが、現在各自治体の教育委員会の多くがこのガイドラインに沿って、小中学校情報セキュリティー対策に取り組んでいるとお聞きをしております。

県内の小中学校、県立学校におけるサイバー攻撃対策についてどのように効果的に取り組んでいるのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、園児置き去り防止対策についてお伺いをいたします。昨年の7月29日、福岡県中間市の認可保育園で、送迎バス内に取り残された5歳園児が熱中症で死亡するという痛ましい事案が発生をいたしました。この事件の教訓が生かされることなく、今年5日静岡県牧之原市の認定こども園でも、同じように3歳園児が通園バスに5時間にわたり取り残され、死亡するという事件が発生をいたしました。中間市の教訓を生かした乗車名簿や最新鋭の登園アプリシステムは導入されておりましたが、当日運転をしていた理事長、クラス担任、クラス補助ら複数職員の思い込みやミスが重なり、事件を招いたと言われております。

毎日新聞の調査では、福岡県中間市の事件後、保育施設の送迎バスの運行について独自のガイドラインを策定したのは、兵庫県、鳥取県、福岡県の3県にとどまり、予定をしているのも青森県と山形県の2県のみで、その策定は進んでいない状況であったとされております。

本県においては、保育施設が行う児童の車両送迎に関わる安全管理について、これまでどのように取り組んできたのか、また今回の事件を受けてどのように対策を充実させていくのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、警察行政について。

要人警護についてお伺いをいたします。7月8日、安倍晋三元総理が奈良県の参議院議員選挙応援演説中に凶弾を受け、命を落としました。憲政史上最長の在任記録を持ち、首相退任後も自民党最大派閥の中心人物が選挙期間中に銃殺された衝撃は大変大きいものであります。この事件は多くの国民に衝撃を与えたのみならず、同時にその直後から警察の警護体制の甘さが各方面から厳しく指摘をされております。

警察庁では、今回の警護の問題点を明らかにするとともに、今後講じるべき具体的な対策を

検討することを目的とする検証・見直しチームを設置し、同チームにおいて検証、見直しを行ってきたところ、先月末その結果が報告をされました。警護の見直しのための警護要則の抜本の見直しを含めた具体的な措置が報告をされております。警護の強化のためには警察庁の強化にとどまらず、都道府県警察の現場における態勢を強化することも必要であるとされ、都道府県警察の警護に係る能力の底上げを図るとされております。

今回の警護、警備に関する検証、見直しを受けて、県警察としてどのように要人警護の強化に取り組んでいくのか、警察本部長にお伺いをいたします。

次に、サイバー犯罪の捜査力強化についてお伺いをいたします。社会のデジタル化が進む中で、サイバー犯罪やサイバー攻撃が多発し、深刻化している状況を踏まえて、今年4月1日警察庁の組織改編が行われました。警察庁サイバー警察局やサイバー特別捜査隊が設置をされ、全国の警察から専門知識を持った捜査員や技術職員が集められ、政府機関の重要なインフラ、企業などを狙う重大なサイバー攻撃や、被害が大きいサイバー犯罪などについて捜査を行うことになっております。

今月に入り、ロシアのハッカー集団キルネットによると見られる日本へのサイバー攻撃が相次いでおります。日本のウクライナ支援に反発し、政府系サイトのほか、東京メトロや名古屋港といった交通インフラを標的とした攻撃が確認をされており、サイバー特別捜査隊の設置効果が期待をされております。

重要なインフラが関わらない不正アクセス事件や、被害が比較的軽微な金銭犯罪などについては、今後も都道府県警察が主体に捜査をされるとされており、県警察のサイバー犯罪の捜査力強化のために、人材確保と育成が課題となって

おります。県警察では、サイバー犯罪捜査官の募集枠を設けて、人材確保に取り組んでいるところではありますが、近年の採用選考結果を見ますと、申込者ゼロの年が多く、最終合格者もなく、十分な採用ができていない状況が続いていると思われまます。

サイバー犯罪の捜査力強化に向けて、人材の確保・育成についてどのように取り組んでおられるのか、警察本部長にお伺いをいたします。

次に、警察の電子申請についてお伺いをいたします。本県では、令和元年度よりデジタル化の取組をスタートしており、高知県デジタル化推進計画に基づき、デジタル技術の活用による県民生活の向上や地場産業の高度化、業務の効率化等の実現に向けて取組を進めているところでもあります。令和2年度に汎用的な電子申請システムを導入し、行政手続の申請者等の押印、参考資料や行政が発行する書類の原本添付、手数料・使用料等の納付、本人確認など行政手続をオンライン化していくために解決すべき課題を整理し、オンライン化が可能な業務から積極的に前倒しして取り組む方針で取り組んでおります。

警察部門の仕事についても大変多岐にわたりますが、その中で県民が警察署で受けるサービスに、デジタル化できるものが多いのではないかと思います。また、交通違反の反則金の納付についても、現在は銀行や郵便局が開いている時間に手続に行かなければ納めることができません。24時間コンビニで、ネットバンクで、カードやバーコード決済で支払いができる世の中であって、県民にとって不便となっております。

多くの県民がオンライン化のメリットを享受できるよう、電子申請のこれまでの取組状況はどうか、また今後の推進について警察本部長にお伺いをいたします。

次に、産業振興について。

初めに、関西圏のアンテナショップの設置についてお伺いをいたします。濱田知事は3年前の選挙戦において、公約の一丁目一番地に経済の活性化を上げ、特に大阪府副知事を務めた経験と人脈を生かし、令和7年開催の大阪・関西万博や令和11年度に開業予定のIR誘致などで活況を呈している関西圏の経済活力を高知に呼び込むとの強い決意で選挙戦に臨まれました。あれから早いもので3年近くの歳月が流れ、知事の任期も残り1年余りとなりました。

これまでの間、関西・高知経済連携強化戦略を取りまとめ、昨年度を実行元年としてスタートさせ、さらに今年度はコロナ禍からの反転攻勢に打って出るべく、庁内の体制を大幅に拡充し、関西圏での外商拡大などに向けてその取組を加速させるべく、関西圏の詳細な商圏分析等を行うとともに、県内で実際に関西圏と取引を行っている事業者などから成る関西圏外商強化対策協議会、さらには関西・高知経済連携強化アドバイザー会議の御意見も踏まえ、先日外商の強化策を取りまとめられました。

外商拠点として、梅田3丁目に建設予定の商業施設内にアンテナショップの設置を目指すことが発表されました。物販の売上げだけでは収支を賄うことは難しいとお聞きをしておりますが、アンテナショップは、本県の食文化や万博を目的にして大阪を訪れたインバウンドの観光客を高知へ誘客するための情報発信拠点として、その効果が十分期待できることから、この施設は本県の認知度向上に大いに役立つものではないかと期待をするものであります。

関西圏は首都圏と比べると近距離にあること、さらに嗜好や文化も違うことから、私は関西のアンテナショップならではの特徴を持たせるべきだと考えます。

そこで、この新たに設置をするアンテナショッ

プについて、この場所を選んだ理由と、今後どのような展開を図るおつもりなのか、知事にお伺いをいたします。

次に、関西圏アンテナショップ運営主体についてお伺いをいたします。今回のアンテナショップの運営主体については、銀座のまると高知と同じく、地産外商公社を想定しているとのことであります。全国のアンテナショップの中には、北海道や沖縄県など民間企業が運営主体となり、民間の経営ノウハウを生かした店舗運営を展開しているところもあります。

本県においても、県産品の販売を担う県内事業者が少なからずあることから、そうした事業者による運営とする考え方もあるのではないかと思います。関西圏のアンテナショップの運営を地産外商公社とすることについて産業振興推進部長の御所見をお伺いいたします。

次に、I o Pクラウド、SAWACHIについてお伺いをいたします。県では、あらゆるものがインターネットにつながるI o T技術や、最先端のA I技術を農業に生かすために、ハウス内環境データ、出荷データ、気象データ、作物の画像データなどをI o Pクラウドに集積し、それらの様々なデータを分析、診断をして営農に有益な情報を提供する取組を平成30年から進めているとお聞きをしております。このI o Pクラウドは、昨年4月からプロトタイプの実証運用を開始し、実際に農家の皆さんに利用いただきながら、システムの改善点、課題解決に向けて取り組み、この9月21日に本格運用が開始をされております。

コロナ禍、ウクライナ情勢等の影響で農家経営が過去にない厳しい状況となっておりますが、I o Pクラウド、SAWACHIを農家の経営改善にどのように生かしていけるのか、またその利用者拡大にどのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、南海トラフ地震対策について。

初めに、早期避難意識率向上対策についてお伺いをいたします。先月末、私の所属しております危機管理文化厚生委員会は、東北方面への行政視察で、石巻市震災遺構大川小学校を現地視察することができました。御承知のとおり、全校児童108名中74名の児童が死亡あるいは行方不明となり、教員も10名が亡くなっております。亡くなった児童の父兄でもある語り部さんより、当時の行動について詳しく説明をしていただきました。

地震発生から51分、大津波警報発令から45分の時間がありながら、避難行動は最後の1分間、なぜか山でなく川に向かって行き止まりの道を進んでおります。時間も情報も手段もあつたのに救えなかった命であります。この悲しみを繰り返さないためにも、早期避難意識の重要性を再認識することができました。

県が調査をしております地震・津波県民意識調査における津波早期避難意識率を見てみますと、東日本大震災前の平成22年には僅か21.2%であったものが、震災後の平成25年の調査では69.5%と大きく向上しております。しかしながら、第3期の南海トラフ地震対策行動計画策定時には68.6%と後退し、第4期計画策定時は68.8%と現状維持、今回の第5期行動計画策定時には70.8%と微増にとどまっております。

第5期行動計画の減災目標は、想定死者数を約8,800人から約4,300人と、さらに51%減の設定がされております。その目標達成には、津波早期避難意識率が100%の実現という大変大きな目標を上げられております。

第5期の南海トラフ行動計画において、これまで70%程度に伸び悩んでいる津波早期避難意識率をどのように効果的に100%を達成していくのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

次に、南海トラフ地震臨時情報への対応につ



いてお伺いをいたします。南海トラフ地震臨時情報は2019年度から運用が始まっております。昨年の地震・津波県民意識調査においては、南海トラフ地震臨時情報が発表されることを知っているかの問いに対して、知っていると答えた方が20.3%にとどまっております。前回の調査と比較をしてみますと、知っているが2.9ポイント減少し、知らないが4.8ポイント増加をしております。お住まいの地域は事前避難対象地域ですかの問いに対して、分からないと答えた方が71.5%と、周知不足が大きな課題となっております。

臨時情報の枠組みでは、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生したとき、調査中が出され、専門家が巨大地震発生の可能性を評価し、リスクが高い順に警戒、注意、調査終了が出されます。最もリスクの高い警戒の場合は、県下で約9万1,000人に1週間の避難指示が出され、さらに1週間の自主避難の呼びかけがされております。小中学校では、18の市町村では1週間の休校対応とされております。注意の場合は被害がほとんどなく、経済活動も止まることもなく、住民にどこまで自主避難対応を促すのか、市町村によっては対応はばらばらであり、統一した基準をつくらないと準備も周知も進まない状況と言われております。

南海トラフ地震臨時情報の住民理解度向上に向けてどのように取り組んでいくのか、また市町村の統一された基準の必要性について危機管理部長にお伺いをいたします。

次に、長期浸水域内の確実な避難と迅速な救助救出計画についてお伺いをいたします。第5期南海トラフ対策行動計画において重点的に取り組む課題として、高知市の長期浸水域内における確実な避難と迅速な救助救出が挙げられております。

高知市では、救助救出の対象エリア、救助救出対象者及び対象者の避難行動や、現有資材や

人員で多くの避難者を救助するための方法等について基本的な考え方を示した、高知市救助救出計画基本方針を平成31年3月に策定し、基本方針を踏まえて令和2年3月に不確実性を伴う自然災害に対して柔軟な対応をするため、基本的な救助活動を実施する際にも必要となる事項や具体的な救助活動の方法をまとめた救助救出計画が策定されております。

平成24年の検討結果において、長期浸水域内の止水及び排水ポンプ車による排水が完了し、市街地がドライ化するためには最短でも44日間必要とされております。長期浸水域内において、救助救出対象エリアの設定を行うことにより応急救助機関の活動範囲を明確にし、救助救出の必要日数を算出した結果、完了まで21日と見込まれております。救助救出目標日数を地震発生後10日目とし、期間の短縮を図るための様々な方策については高知市で検討がされております。

一方で、宿毛市においても長期浸水によって約8,000人の要救助者が想定をされておりますが、宿毛市の長期浸水域内における確実な避難と迅速な救助救出計画について、現在どのような検討段階なのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

次に、地籍調査の促進についてお伺いをいたします。先日の危機管理文化厚生委員会の行政視察で、南三陸町の復興状況を現地研修することができました。東日本大震災の教訓を踏まえて、どのような災害に遭遇しても命が守られ、将来にわたって安全に安心して暮らし続けることができる町を目指して、「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」を土地利用の基本原則として、防災集団移転促進事業も100%完了してございました。防潮堤、河川堤防の整備も完了し、旧庁舎のあった中心市街地を震災復興祈念公園として整備、本県ともゆかりの深い隈研吾氏のデザイン、設計による復興計画に

より新市街地の整備が進められておりました。

東日本大震災被災地では、地籍調査が完了していたか否かによって復興まちづくり事業の進捗に多大な影響があり、南三陸町では震災前に地籍調査は完了しており、その点での事業進捗はスムーズであったと言われておりました。

高知県の地籍調査進捗率は、令和3年度末時点で58.6%であり、進捗率が著しく遅れている市町村は宿毛市11.9%、安芸市12.1%、土佐市15.6%であり、沿岸19市町村では40.9%にとどまっております。

事前復興まちづくり計画の検討に当たって、地籍調査は重要な課題であるが、その調査の効果的な促進についてどのように取り組んでいるのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、土木行政について。

初めに、高騰する建設資材単価の更新についてお伺いをいたします。新型コロナウイルスの感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻が原料や資材の価格高騰をもたらしております。コンクリートや木材、鋼材といった主要材料から、内装や設備といった商材に至るまで、この4月からの半年間で10%から30%の急激な価格上昇が続いております。

国土交通省では、予定価格の積算時に使用する材料価格への最新の取引価格を適切に反映するために、民間調査会社が作成をする物価資料の毎月の改定に合わせて、月ごとなど適時改定を行うとされ、可能な限り入札日に近い時点における最新単価を用いることを推奨されております。

5月の国土交通省の調査によりますと、全都道府県で物価資料の設定状況を1から6段階で評価し、全資材で毎月最新の物価資料の単価を引用しているを1と評価し、最終的に目指す目標と位置づけ、ステップアップをするよう改善を促しております。四国においては、本県が評

価3、主要資材は毎月最新の単価を引用し、主要資材以外は年数回更新をしている、本県以外の3県は評価5の主要資材の毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に最新の単価を引用し、主要資材以外は年数回更新の状況となっております。

現在の原材料費高騰の状況を踏まえて、適切な予定価格の設定のために、全ての建設資材の最新単価の引用に対してどのように取り組んでいるのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、単品スライド条項の積極的な活用についてお伺いをいたします。県下の建設会社は、現在の資材高騰、輸送コストの上昇、納期の遅延に対して、最大限の経営努力によって対応しているところではありますが、受注者だけでこれを吸収することは難しい状況になりつつあります。

6月定例会において桑名県議からも質問がありましたが、主要な工事材料の価格が高騰した場合に、契約書の単品スライド条項に基づき請負代金の変更が可能となります。単品スライドについては、平成20年6月に定めた運用ルールにより運用されてきましたが、最近の資材価格の急激な高騰を踏まえ、この6月に運用ルールが改定をされました。対象資材に関して、実勢価格の反映にタイムラグがある民間調査会社の物価資料ではなく、実際の購入価格に基づいて、変更後の単価として用いて請負代金を変更することも可能となる見直しが行われました。

そこで、お伺いをいたします。現在進行中の土木部発注工事で、単品スライド条項の適用状況はどうか、また工事請負業者が遠慮することなく、単品スライド条項の適用も積極的に活用できる環境づくりについてどのように取り組んでいるのか、併せて土木部長にお伺いをいたします。

次に、適切な河川維持管理についてお伺いを

いたします。県管理の河川については、緊急浚渫推進事業、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」によりまして、これまで十分ではなかった河道の確保をはじめとする適切な河川の維持管理が飛躍的に向上いたしました。しかしながら、管理区間全体の恒久的な適切な維持管理については、厳しい財政事情により、予算の確保に大変苦勞しているとお聞きをしております。

そのような中、河川管理における地域住民との協働・連携として、地域の河川を守りたいという気持ちの下、草刈りやごみ拾い、河川美化活動を行う団体として、リバーボランティア制度が運用されております。県では、ボランティアの方に対するごみ袋や軍手、草刈り機の提供や河川美化活動保険への加入を支援しております。しかしながら、先日ボランティア団体の方から、今年は、例年支給をされている必要量の草刈り機の燃料も削減をされ、消耗品、燃料費の負担をしてまでボランティアを継続していくのは難しいとの意見をいただきました。

厳しい財政事情の中で、河川の適切な維持管理に向けて官民協働の活動に対してどのように取り組んでいくのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、適切な漁港の維持管理についてお伺いをいたします。沖の島漁港母島地区は、宿毛市の片島港より海上約24キロに位置し、厳しい地理条件の下、人口減少や高齢化が著しく進んでおり、人口は約140人、高齢化率62%の離島である沖の島にあり、島民の足である市営定期船が入港する港であります。この漁港は、離島その他辺地にあつて、漁場の開発または漁船の避難上、特に必要なものとして第4種漁港に位置づけられ、県管理の漁港であります。沖の島の魅力ある地域振興を目的に、沖の島開発促進協議

会が組織をされ、沖の島のインフラの課題等の要望活動が行われており、沖の島漁港母島地区内のしゅんせつに対する要望は平成30年から毎年出されておりました。

そうした中、今年の7月の大雨で大量の土砂が堆積し、干潮時の水深は僅か50センチの箇所も出てきています。それにより、市営定期船も入港できなくなり、急遽集落から離れた臨時の船着場に接岸が可能となりましたが、住民の皆様には大変御不便をかけております。県では今年度当初からしゅんせつ工事を計画しており、年度内には工事が完了するとお聞きをしております。しかしながら、今回の定期船の入港ができない状況となったことは、大変残念な結果になったと考えております。

県管理漁港において、機能を維持していく適切な維持管理についてどのように取り組んでおられるのか、水産振興部長にお伺いをし、私の第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 今城議員の御質問にお答えをいたします。

まず、安倍元総理の国葬儀に参加をした意義と感想についてお尋ねがございました。

初めに、去る7月8日に御逝去されました安倍元総理大臣に対しまして、ここに謹んで哀悼の意を表しますとともに、心からお悔やみを申し上げます。

このたびの国葬儀は、憲政史上最長の8年8か月にわたって総理の重責を担われたこと、あるいは諸外国からも多くの弔意が示されたこと、こうしたことなどを踏まえまして、実施が判断されたものというふうに承知をしております。こうした点を踏まえまして、私といたしましては、県民の皆さんを代表する立場で参列をし、弔意をお伝えすることが望ましいと考えまして、昨日、日本武道館で開催をされました国葬儀に

出席をいたしました。

当日は、海外の要人をはじめといたしまして、国会議員や地方公共団体の代表など各界から多くの方が参列をされ、黙禱をささげますとともに、献花を行いまして、安倍元総理の死を悼みました。厳粛かつ故人に対する心の籠もった国葬儀であったというふうに思います。また、私自身も、長年にわたり内閣総理大臣として務められ、そして献身的にこの務めを果たされた元総理の御労苦を心からねぎらいますとともに、民主主義の根幹たる選挙戦の最中に銃撃という卑劣な蛮行で、その命を落とされました元総理に哀悼の誠をささげてまいったところでございます。

私自身も、この際、初心に戻りまして、全身全霊を傾けて県民の皆様のために奉仕をするという気持ちを新たにいたしました。そして、暴力に屈せず民主主義を守り抜いていく、こうした思いを改めて強くしたところであります。

次に、参議院議員選挙におきます合区の解消に向けた取組についてのお尋ねがございました。

この合区の問題につきましては、これまでも様々な機会を通じまして、その解消を訴えてまいりました。最近では、本年7月に改めまして採択をされました全国知事会での合区の解消に向けた決議を携えまして、衆参両院議長をはじめとする関係者への要望活動を行ってまいりました。

このように合区解消を訴える中で、3度目となる合区による参議院選挙が本年行われました。本県の投票率は47.36%と、前回よりも若干改善はいたしましたけれども、過去3番目の低さとなりました。他の合区対象県でも同様に投票率が低迷をしております。合区の創設以来、低調な投票率が常態化しつつあると言っても過言ではない状況であります。

この大きな要因といたしまして、この合区対

象の4県だけが1県1代表ではない、そういう意味では、言わば一人前の県として扱ってもらっていないというような状況、こうした県民の皆さんの気持ちが深く傷ついているということの表れではないかというふうに感じているところであります。こうした合区の弊害は4県だけの問題ではございませんで、今までのような人口比例原則を徹底していきます限り、遅かれ早かれ、合区の対象県が拡大をされていくのではないかと懸念をされます。

この合区の問題を抜本的に解決するためには、地方自治の規定を充実させる形での憲法改正が不可欠だというふうに考えます。その上で、我が国が採用する二院制の下では、より人口比例の原則が求められる衆議院に対しまして、参議院は1県1代表といった地方の代表性を求めるという形で、この参議院の存在意義を示していくと、こういうことが適当ではないかというふうに考えております。

そうした憲法上の在り方も含めた抜本的な議論が、より効果的に国政の場で進んでいきますように、地方のまとまった声として、全国知事会などの枠組みを通じまして国に強く訴えてまいります。今後も様々な機会を捉えながら、賛同者を増やしまして、より大きな声として働きかけてまいりたいというふうに考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の第8波と季節性インフルエンザの同時流行への備えについてのお尋ねがございました。

日本ワクチン学会によりますと、インフルエンザの流行は、新型コロナウイルスへの感染対策、あるいは国内外の渡航制限、自粛の影響もありまして、ここ2年間、見られていないというふうにされております。そのため今シーズンは、インフルエンザに対する抗体を持たない方が多数に上るといった事情から、このインフルエンザに感染する方の増加が危惧をされている

状況にあります。

インフルエンザが3年ぶりに流行いたしました場合、死亡者や重症者の増大、また新型コロナウイルス感染症と同時に流行するということによりまして、医療への負荷の増大が懸念をされる所でございます。新型コロナウイルス感染症患者は以前よりも落ち着いた状況にありますけれども、冬に向かいますと、感染の再拡大を想定して、先を見据えた対策を取らなければならない状況にあると考えております。

新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザともに感染対策の要となりますのはワクチン接種となります。このため、双方のワクチン接種がスムーズに進みますように、ワクチンに関する正確な情報提供を行ってまいりまして、県民の皆さんに積極的に接種の呼びかけを行ってまいります。あわせて、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症に対応可能な発熱外来の設置あるいは入院などの医療提供体制のさらなる充実に努めてまいる考えであります。

次に、新型コロナの感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけを現在の2類相当から5類に見直すべきではないかといった点についてお尋ねがございました。

議員のお話にもございましたように、今月26日から感染症法に定めます発生届の対象者が、65歳以上の方、あるいは入院を要する方、こういった重症化リスクのある方などに限定をされることとなりました。今回の見直しによりまして、1つには発熱外来の事務負担の軽減が見込めます。これと併せまして、保健所による健康観察は、重症化リスクのある方に重点化をすることができるようになりまして、そういった意味で、よりきめ細かな対応が可能となったものと考えております。

他方で、今回発生届の対象外となった方々に対しましても、新たに設置をいたしました陽性

者フォローアップセンターに登録をしていただきまして、病状の変化などに迅速に対応をすることといたしております。

お話がございました5類への見直しを視野に入れますと、感染状況の把握方法をさらに一歩進めて、いわゆる定点把握の方式、こうした抽出把握の方式に切り替えるということが次の段階として想定をされるというふうに考えます。

このほか、様々な論点があるものと考えておりますが、例えば1点目としては、科学的リスク評価に基づきまして、段階的に緩和をしていくべきではないかということ。2点目といたしましては、必要なときに適切な投薬が可能な、この薬の流通の環境づくりが必要ではないかということ。さらには、公費負担の在り方についての整理が課題となるといったこと、こういった点についての検討が必要だと考えております。

県といたしましては、こうした論点の整理を含めまして、早急に感染症法上の取扱いの見直しを進めるための、いわゆるロードマップを示すべきだというふうに考えておりまして、この点を全国知事会を通じて重ねて国に提言してまいりたいと考えております。

最後に、関西圏アンテナショップの設置場所の選定理由と今後の展開についてのお尋ねがございました。

関西圏におきます本県の認知度の向上、そして県産品の販売拡大を図るためには、より多くの方々に本県の魅力ある食や観光などをPRしていくことが重要となります。

大阪の中心地であります梅田周辺エリアは、関西圏で最も駅の利用者が多いというだけではないかと考えております。最近では大規模開発によりましてオフィスワーカーの増加も見込まれておりますし、多くの来店者が期待できます。また、来年には関西国際空港から直通となる駅が開業するという事も予定されておりました。インバ

ウンドを含めました多くの観光客への訴求も可能となることを見込まれます。

加えまして、この商業施設におきましては、自治体のアンテナショップなど、地域の個性を発信する店舗の集積を目指しておられます。これを促すために、近隣施設と比べて安い賃料が設定をされるという方針でございます。そのため、費用対効果だけではございませんで、他のアンテナショップなどとの相乗効果も期待がされるという点もでございます。以上のことから、今回の商業施設が設置場所として最適であるというふうに判断をいたしました。

このアンテナショップは、御指摘もありましたように、首都圏と比べて近いという優位性を生かしまして、本県の強みであります食にこだわりました関西ならではの情報発信の拠点としたいと考えております。具体的には、新鮮な農水産物はもちろんのこと、旬の食材や高知の食文化を伝えますこだわりの逸品などを、関西の方々にも認知してもらえるように取り組んでまいります。さらに、様々な観光情報、移住イベントなどをタイムリーに発信するというによりまして、本県への観光の誘客あるいは移住促進につなげてまいりたいと考えております。

あわせまして、この施設には多くの方々の目に触れるショールーム機能でございますとか、県内事業者の方々のテストマーケティングの場としての提供をするということなど、幅広い機能を持たせたいというふうに考えております。

今後、年内をめどに基本計画を策定いたしまして、令和6年春のオープンを目指しておりますけれども、この施設を関西戦略の言わば起爆剤といたしまして、とことん成果にこだわった取組を展開してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) 町村分の特別交付税の

算定方法についてお尋ねがございました。

特別交付税は、普通交付税では十分に捕捉できない災害など、地方自治体ごとの特別の財政需要に対応するための制度でございます。この特別交付税は、議員からお話のありましたとおり、総務省令で算定項目が定められております。そのうち、具体的な算式が規定されているものと、それ以外の特殊な財政需要に基づき算定されるものの2つで構成をされております。このうち、町村分の特殊な財政需要につきましては知事が算定することになっております。

本県におきましては、具体的には全国の自治体で共通する地震対策や過疎対策に係る経費などの財政需要に加えて、本県町村の特別な事情として、災害への対応や県の基本政策等に関連する経費のほか、行政改革や財政健全化、税の徴収率向上に向けた取組なども踏まえて算定をしているところでございます。

このような特別交付税の算定の方法につきましては、本県では市町村説明会などの場でお示しをしております。算定に必要な財政需要につきましては、町村とのヒアリングを通じて把握をしているところでございます。

今後とも引き続き特別交付税の適切な算定とともに、必要となる総額の確保に努めてまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、本年度の全国学力・学習状況調査結果の評価と課題に対する今後の取組についてお尋ねがございました。

議員からのお話のとおり、今回の全国学力・学習状況調査では、小学校は引き続き全国と同等またはそれ以上の学力を維持しております。しかし、中学校におきましては、全ての教科で全国との差が広がり、特に数学では全国平均を5ポイント下回る結果となりました。教育委員会といたしましても、この結果を大変重く受け

止めているところでございます。

これまで中学校では、教科の縦持ちなど、教科会を中心とした授業改善によりまして、徐々に成果も見られてきておりました。しかし、学校個々を見てみますと、目標の共有が十分でなく、また取組のPDCAがうまく回っていないなど組織的な対応に弱さが見られるところもあり、全体として学力を落とす結果となっております。

また、質問紙調査から、小中学校ともに1人1台端末の授業での活用や家庭への持ち帰りなどは全国を下回る状況にあり、家庭学習の時間につきましても、年々減少傾向にあるといった課題が明らかとなりました。

県教育委員会といたしましては、まず中学校のこの問題を解決するために、県及び市町村教育委員会と中学校校長の3者で改善策を協議する場を設定しております。また、組織力向上アドバイザーによる訪問指導を強化するとともに、学校の授業改善をリードする主幹教諭に対して、その役割の重要性を改めて徹底するなど、中学校の組織力の強化を図ってまいります。さらに、ICTの活用や学習習慣の定着を図るために、学校全体でデジタルドリルに取り組み、成果を上げている好事例を発信し、併せて端末の持ち帰りについて、市町村教育委員会に積極的に働きかけを行ってまいります。

このような取組を通して、児童生徒の学力の定着と向上を確実に推進してまいります。

次に、学校へのサイバー攻撃対策についてお尋ねがございました。

GIGAスクール構想により整備した1人1台タブレット端末を子供たちの学びに最大限生かすため、その大前提として、情報セキュリティ対策をしっかりと講じることが極めて重要だというふうに考えております。そのため本県では、議員のお話にもございました、文部科

学省の教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに基づき、セキュリティーに関する意識と技術の両面から対策を講じているところでございます。

具体的には、まずセキュリティーの意識を高める対策として、県が策定しております高知県情報セキュリティポリシーや、それを基に各市町村が策定したガイドラインについて、研修や通知などを繰り返し実施することで各学校に徹底しております。さらに、県教育委員会において、ID、パスワードの厳重な取扱いや、学習目的以外のサイトへのアクセスの制限などについて記載したタブレット端末利用手引きを作成し、県立学校及び市町村教育委員会に配付しております。

また、技術的な対策として、外部からの不正アクセスを遮断するネットワーク上の対策や、危険なサイトへのアクセスを遮断するセキュリティーフィルターの導入といった対策を、県教育委員会と市町村教育委員会が連携して行っております。

今後とも情報セキュリティー対策に終わりは無いという意識の下、教育委員会、学校、教員が継続して対策に取り組み、子供たちが安心して学びを深められるICT環境を整えてまいります。

最後に、保育施設が行う児童の送迎に関する安全管理について、これまでの取組と今後の対策についてお尋ねがございました。

幼い園児が送迎バス内に置き去りにされ、お亡くなりになるという大変痛ましい事故が2年続けて発生したことにつきまして、私自身極めて深刻に受け止めております。

県教育委員会では、昨年の福岡県での事故を受け、県内全ての保育所、幼稚園、認定こども園に対して安全管理の徹底を周知するとともに、バス送迎の有無や送迎時の安全対策などについ

て調査を実施いたしました。その結果、全体の16.8%に当たる47施設でバス送迎が行われており、その全ての施設で運転手以外の職員の添乗や乗車時及び降車時の複数人でのチェックなど、園児の安全確保のための対策は取られていることを確認しております。

また、このたびの静岡県での事故を受け、今月9日市町村などの施設設置者に対し、安全確保対策の職員間での共有や対策の確実な実施など、事故防止対策の徹底を求める文書を改めて発出いたしました。

さらに、国からの通知に基づきまして、各施設に対し子供の出欠状況を職員間で共有しているか、子供の降車後、改めてバス内の見回りを行っているかなど、62項目にわたる緊急点検を要請いたしました。今後は、この緊急点検の結果を基に、来月から市町村とも連携し、訪問による実地調査を行うこととしております。

また、国の関係府省会議において、バス送迎における安全管理マニュアルの策定や、送迎バスの安全装置の設置などについて検討が行われていると承知をしております。こうした国の動きも注視しながら、同様の事故が本県で決して起こることのないよう、対策を充実させてまいります。

(警察本部長江口寛章君登壇)

○警察本部長(江口寛章君) まず、警察庁による警護、警備に関する検証、見直しを受けて、どのように要人警護の強化に取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

県警察では、改正された警護要則に基づき、警察庁と連携を図りながら、綿密な警護計画の策定、現場指揮官の明確化、状況に応じた制服警察官の配置を含め、重層的に対応することとしております。

また、警察庁において、警護の指揮を行う幹部や警護員の育成のため、体系的な教養訓練計

画を策定することとされており、警察庁から示される教養訓練計画に基づいた実践的な教養訓練を定期的に行うことにより、能力向上を図り、要人警護を強化していくこととしております。

次に、サイバー犯罪に対する捜査力強化に向けた人材確保と育成についてお尋ねがございました。

サイバー空間が公共空間へと進化している中において、サイバー空間の脅威は極めて深刻な情勢が続いており、議員御指摘のとおり、県警察においては、サイバー犯罪に対する対処能力向上のための人材の確保と育成が急務であると認識しております。

そこで、県警察では、捜査と技術の両面を兼ね備えた人材を計画的に確保・育成するため、情報技術に関する素養を有する者を対象としたサイバー犯罪捜査官の採用枠を設け、令和元年度から募集活動を実施しているところでありますが、残念ながら現在のところ採用には至っておりません。これまでの応募状況を踏まえて、募集内容の見直しの検討や、県内外の大学等への積極的な募集活動を行い、引き続き優秀な人材の確保に努めることとしております。

他方、現職の警察官に対する育成につきましては、サイバー犯罪対処能力検定やサイバー犯罪捜査専科等の部内教養の実施、大学教授による特別講習等を行い、全ての警察官がサイバー犯罪捜査や相談に的確に対処できるよう、能力向上に努めているところであります。また、既にサイバー犯罪捜査に従事している捜査員に対しましては、警察庁主催の学校教養や民間研修への派遣、警視庁サイバー犯罪対策課への出向等を通じて、より高度なサイバー犯罪にも対応できるよう育成を図っております。

県警察としましては、複雑化、巧妙化の一途をたどるサイバー空間の脅威から県民の皆様の安全・安心を確保していくため、サイバー犯罪



に対する人的基盤の強化に努めていく所存でございます。

最後に、警察における電子申請についてお尋ねがございました。

県警察では、令和3年5月に高知県警察デジタル化施策総合戦略推進本部を設置し、業務システムの高度化や行政手続のオンライン化など、警察行政のデジタル化の取組を推進しているところでございます。

県警察が取り扱う行政手続申請のうち、道路使用許可の申請など一部の手続につきましては、令和3年6月から警察庁が運用している警察行政手続サイトにおいて、インターネットでの申請受付を開始しており、本年8月末までの1年3か月間に561件が利用されております。現在申請可能な手続は20手続であり、今後順次オンライン申請が可能な手続が追加される予定でございます。

また、公文書開示請求については、本年4月から県の電子申請システムによるインターネットでの申請受付を開始しており、本年8月末までの間に22件が利用されているところでございます。加えて、全国的に自動車の保有に際して複数の行政機関で必要となる手続を、24時間インターネットで一括して行うことが可能となる、ワンストップサービスシステムの整備が進められているところです。

県警察では関係機関と連携し、令和5年1月から導入するべく準備を進めておりますが、警察業務に直接関係する保管場所証明に関しましては、当初の申請から手数料の納付、保管場所証明標章の受け取りに至るまで、一度も警察署に足を運ぶことなく、手続を完結させることが可能となるものでございます。

このほか、公共事業を対象とした電子入札や、調達する物品につきインターネットにより競争見積りを行う電子調達の導入、また職員採用の

申込みについてもインターネットによる受付を実施するなど、調達、採用などの業務のオンライン化に取り組んでいるところでございます。

次に、交通反則金の納付手続の多様化についてですが、県警察といたしましても、利用者の利便性向上に資するため、金融機関窓口以外での納付手続の導入について検討を進めているところであります。全国的には、現在一部県警察におきまして、インターネットバンキングやATMを利用した納付の試行的導入が開始されており、県警察においても運用状況等について情報収集に努め、効果検証結果を活用していきたいと考えているところでございます。

今後、より多くの手続をオンラインで行うことができるシステムを新たに構築するため、警察庁において検討が進められており、その中にはマイナンバーカード等を用いた本人確認や、手数料のオンライン納付についても盛り込まれているものと承知しています。県警察としましては、警察庁のシステム構築の動きを確認しながら、県民の利便性向上と業務の効率化を図るべく、電子申請の導入に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) 関西圏のアンテナショップの運営を地産外商公社が担うことについてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、アンテナショップの中には、自治体が設置し民間企業が運営しているものが数多くございます。一方、本県におきましても、県産品の販売拡大のため頑張っておられる地域商社があり、近年販売ネットワークを広げてきております。そのため、こうした地域商社による運営ができないか検討を行い、数社に対して意見を求めましたが、社会経済情勢の先行き不透明感に加えまして、運営面での不安

や会社の経営方針から、いずれも現時点では積極的な回答はいただけませんでした。

今回のアンテナショップは、本県の魅力を強力にPRするための拠点施設として、関西戦略の言わば羅針盤となるものでございます。そのため、戦略の推進に当たっては、県及び市町村、さらには県内事業者との連携の下で策定をいたしました政策を、しっかりと反映させる必要があるというふうに考えております。

そうした中では、直接売上げにつながらない不採算部門も担っていただくことになります。例えば、観光や移住に関するタイムリーな情報発信、県産品の磨き上げのためのテストマーケティング、さらには関西圏の消費者の嗜好やニーズに関するフィードバックといった取組は、店舗にとって直接収益を生み出すものではございません。

これらのことから、これまでのまると高知のノウハウを生かした効率的な店舗運営や、県内事業者との幅広いネットワークを生かした取引が期待できます地産外商公社に運営を任せることが適当であると判断したものでございます。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) I o Pクラウド、SAWACHIの農家の経営改善への活用と利用者拡大の取組についてお尋ねがございました。

I o Pクラウドは、農家の栽培管理に係る様々なデータを収集、蓄積し、利用者に対して日々の営農改善に役立つ有益な情報を提供するとともに、県やJAの指導員がこれらの情報を組み合わせた分析結果に基づき、最適な栽培指導を行うための基盤となるものであります。

長引くコロナ禍や、燃油、肥料などの価格高騰により、極めて厳しい経営状況下にある農家の経営改善に向けては、このI o Pクラウドを核としたデータ駆動型農業の推進により、収穫量の増加と経費の削減の両面から取り組むこと

が重要と考えております。

そのための具体的取組としましては、I o Pクラウド内に蓄積されたハウス内の環境データを活用し、作物の生育状況や気象の変化に応じて、より最適なハウス内環境に改善することや、収穫量のデータを活用し、肥料の使用量を適切に調整することなどを進めてまいります。こうしたデータに基づく最適な栽培管理を徹底することにより、余分な経費を削減しながら、これまで以上に高品質な農作物を安定的に生産し、特に単価の高い冬場の収量を確保してまいります。

また、I o Pクラウドの利用者拡大に向けては、JAグループと連携し、県内各地でその機能や使い方、活用のメリットなどを分かりやすく伝える活動を積極的に展開してまいります。あわせて、より多くの方にデータ駆動型農業を実践していただくため、今回の補正予算において、I o Pクラウドに接続する環境測定装置を産地単位で一定期間導入するための予算案を計上しております。

こうした一連の取組を着実に進めることで、I o Pクラウド、SAWACHIを活用した農家の経営改善と、その利用者拡大につなげてまいります。

(危機管理部長中岡誠二君登壇)

○危機管理部長(中岡誠二君) まず、津波からの早期避難意識率についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震による死者数を限りなくゼロに近づけるためには、揺れが収まったらすぐに避難することが重要となります。このため、第5期南海トラフ地震対策行動計画でも早期避難意識率100%を目標に掲げて取り組んでおります。

昨年度県が行った地震・津波県民意識調査では、揺れが収まったらすぐ避難すると答えた方

は、マンションなどの高層階に住んでいるため避難しないという方を除くと約73%でした。一方、津波警報や市町村からの呼びかけなどがあつたら避難すると答えた方が約22%もいらっしゃいました。こうした避難するタイミングが遅い方々に、揺れが収まったらすぐに避難するという意識を定着させることができれば、早期避難意識率は大幅に上昇するものと考えております。

このため、引き続きテレビやSNSなどを活用し、繰り返し呼びかけを行うとともに、幅広い世代の方に興味を持っていただけるように、漫画やアニメーションによる啓発も行っています。加えて、早期避難意識率が低い傾向にある30代から40代の働き世代の方に対しては、YouTubeやInstagramを活用するなど、多様な手段を用いて啓発を行ってまいります。

次に、南海トラフ地震臨時情報の住民の理解度の向上と、統一された基準の必要性についてお尋ねがございました。

令和元年に運用が開始された臨時情報について、県では、リーフレットや啓発冊子「南海トラフ地震に備えちよき」の配布による啓発を行うとともに、臨時情報が発表された場合の対応を紹介した動画を県のホームページやSNSで情報発信を行ってきました。

しかしながら、臨時情報の仕組みが分かりにくいことや、住んでいる地域によっても求められる行動が違うことに加えまして、これまでに運用された事例がないこともあり、その認知度は本県だけでなく他県においても低い状況です。

また、県では令和元年に「南海トラフ地震臨時情報」発表時における住民の事前避難の検討手引き」を作成し、県としての考え方や臨時情報が発表された場合の住民避難などの対応について、最低限の基準として市町村にお示しをしています。市町村では、この手引に基づき、臨時情報が出た場合の対応を検討し、令和3年度

までに地域防災計画などに位置づけています。一部の市町村においては、地形や津波の到達時間、避難開始までに必要な時間などを踏まえて、手引で示した基準以上の対応を行うところもあります。

地震対策は突発対応が基本ですが、県民の皆さんに臨時情報について十分理解していただき、地震への備えを再確認していただく、また対象となる方々には事前に避難をしていただくことで、被害を大きく軽減できる可能性があります。このため、国や他県の取組も参考にしながら、より効果的な周知方法について市町村と共に検討してまいります。

最後に、宿毛市の長期浸水域内における確実な避難と迅速な救助救出計画についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生すれば、宿毛市では最大2.4メートルの地盤沈降が起こるとともに、津波の流入などにより宿毛駅周辺など360ヘクタールが長期浸水し、多くの方々が取り残されることが想定されています。

このため、宿毛市と県では、平成27年度に宿毛市長期浸水対策連絡会を立ち上げ、消防や警察、自衛隊などの応急救助機関と共に、長期浸水エリアの住民避難対策について検討してまいりました。連絡会では、応急救助機関が活動するための拠点や、救出するためのルート、必要な資機材などについて具体的な検討を重ね、令和3年3月に宿毛市が南海トラフ地震宿毛市長期浸水対策検討結果として公表しております。

この検討結果では、50センチメートル以上の浸水が長期間に及ぶエリアに取り残される約2,700人の住民を、3日以内にボートで救出する場合、約60艇のボートが必要となります。しかしながら、ボートの数量や操作するための人員確保などに課題があるため、ヘリコプターによる救出や、浸水エリアの北側に計画されている四国横

断自動車道路の完成後の新たな避難ルートの活用など、ボート以外による救出も検討されています。

県としましては、応急救助機関との訓練や救助資機材の整備など、宿毛市の長期浸水対策の取組を引き続き支援してまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長（荻野宏之君） まず、地籍調査の促進についてお尋ねがございました。

本県の地籍調査の令和3年度末の進捗率は、全国平均の約52%を少し上回る58.6%となっており、毎年1ポイント程度増加しております。このうち、津波浸水予測区域における進捗率は36.6%となっており、県全体の進捗率と比較すると22ポイント下回っている状態です。

この主な要因は、各市町村が過疎化の進んでいる山間部の調査を優先して進めてきたことによるものですが、東日本大震災を契機に沿岸部の調査が加速され、現在沿岸部の進捗は毎年2ポイント程度増加しております。

地籍調査は、南海トラフ地震発生後、復興まちづくりをスムーズに進める上で大変重要な取組です。そのため土木部では、地籍調査を重点事業の一つと位置づけ、特に進捗率が低い沿岸市町村に対しましては市町村長を個別訪問し、事業促進を要請しているところです。また、地籍調査に必要な予算の確保につきましても、県と市町村で構成した高知県国土調査推進協議会などを通じて、国に対して積極的に働きかけを行っています。

今後も、市町村のニーズなどもお聞きしながら、職員研修を充実させるなど、地籍調査がより一層促進されるよう取り組んでまいります。

次に、現在の原材料費高騰の状況を踏まえた適正な予定価格の設定と、全ての建設資材の最新単価の引用についてお尋ねがございました。

土木部では、建設工事で使用される約4,000品

目の資材について、物価資料や民間会社の調査結果を基に単価を設定しており、4月と10月の年2回を基本に単価の改定作業を行っております。この年2回の改定作業は民間会社に委託しており、年間約1,000万円の費用を要しています。

国土交通省が推奨する全ての建設資材の単価を毎月改定した場合、単価の変動の有無や影響度合いにかかわらず作業を行うこととなり、約6,000万円の費用が必要となります。このため、年2回の改定を基本としつつ、適正な予定価格が設定できるよう、価格が頻繁に変動する燃料や鋼材など約120品目の主要資材については、これまでも毎月単価の改定を行っております。また、社会情勢の変化等により、価格の変動が確認された資材につきましては、その資材を使用する工事件数や、年間を通した使用量などを調査し、工事費への影響が大きい場合は、その都度単価を改定しています。

今後もこれらの取組を継続するとともに、国や他県の動向を注視しながら、予定価格の設定を行ってまいります。

次に、単品スライド条項の適用状況と、工事請負業者が積極的に活用できる環境づくりへの取組についてお尋ねがございました。

最近の建設資材の急激な価格高騰を踏まえ、国土交通省では本年6月に単品スライド条項の運用が改定されており、本県におきましても同様の改定を行っております。

この単品スライド条項は、特別な要因により資材価格に著しい変動が生じた場合に適用するもので、昨年度までは事例が少なく、職員や建設事業者は不慣れな状況となっておりました。このため職員に対しては、この条項に対する建設事業者からの問合せや相談などに適切に対応できるよう、条項の内容や新たな運用ルールについて改めて研修会を行い、周知したところです。また、建設事業者に対しては、単品スライ

ド条項について理解しやすいよう、適用要件や手順について分かりやすく記載した運用マニュアルをホームページで公開しております。

土木部が発注する工事における単品スライド条項の適用状況につきましては、本年8月末時点で12件の協議がされており、このうち2件の変更契約が完了しております。

今後におきましても、単品スライド条項や運用マニュアルの活用について、建設事業者向けの研修会や業界団体との意見交換会など、様々な機会を通じて広く周知を図ってまいります。

最後に、河川の適切な維持管理について、官民協働の活動にどのように取り組んでいくのか、お尋ねがございました。

現在、河川環境を住民と行政が協働して保全するため、県内各地で101団体、1万3,000人余りの皆様がリバーボランティアとして河川美化活動に御協力いただいております。県が管理する河川の数は664河川、延長は約3,000キロメートルにも及ぶことから、これらを維持管理していくために、リバーボランティアの皆様の御協力は大きな力となっており、大変感謝しております。

そうした中、燃料費などの高騰により、これまでと同様のボランティア活動を行うための経費を十分に支援できないケースが生じております。県といたしましては、この活動はなくてはならないものと考えておりますので、地域の河川環境を守りたいというリバーボランティアの皆様の気持ちに込められるよう、必要な予算を確保してまいります。

(水産振興部長松村晃充君登壇)

○水産振興部長(松村晃充君) 県管理漁港における適切な維持管理についてお尋ねがございました。

県内に27港あります県管理漁港では、漁港施設の機能を維持していくため、防波堤や航路な

どの施設ごとに機能保全計画を策定し、対策が必要な施設から順次補修や改修、しゅんせつなどの機能保全工事を実施しております。施設の状態につきましては、日常の点検や、台風など天候が荒れた後に行う臨時点検、さらには漁港利用者への聞き取りなどにより、異常がないかを確認しております。

お話のありました沖の島漁港母島地区につきましては、平成30年度から沖の島開発促進協議会の御要望をいただき、令和2年度に土砂の堆積状況を詳細に確認するための測量調査を行い、しゅんせつの必要があることを確認いたしました。このため、令和3年度に機能保全計画を策定し、本年度しゅんせつ工事の実施を計画しておりました。

そうした中、本年7月の台風4号に伴う大雨により大量の土砂が流入し、港内に堆積いたしました。これにより、宿毛市営の定期船が7月中旬から8月上旬にかけて干潮時に入港できないことがございました。その後、宿毛市が通常着岸する場所から150メートル程度離れた岸壁を臨時の船着場として運用を開始し、干潮時に入港できない事態は回避できましたものの、住民の皆様や定期船を利用される方々に御不便をおかけすることとなってしまいました。

このため、新たに堆積した土砂の除去も含めた機能保全計画の見直しを行い、現在工事の発注に向けた手続を進めているところでございます。11月に工事の契約を行い、年度内には工事が完了する予定となっております。

県管理漁港の維持管理につきましては、引き続き機能保全計画に基づき、地元の方々のお声もお聞きし、計画的に機能保全工事を行いますとともに、不測の事態が発生した場合には速やかに対応することで、漁港が円滑に運用できるよう適切な機能の維持に努めてまいります。

○7番(今城誠司君) 執行部の皆さんには大変

丁寧な答弁をありがとうございました。2問目はありません。

先日、私の地元で自転車のプロリーグが開催されました。様々な駆け引きで最後の1周で勝負をかけてまいります。チーム濱田もラストスパート、最後の周回にジャンが鳴ろうとしております。しっかりと今期の最後、すばらしい一年となりますことを御祈念申し上げまして、一切の質問といたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長（明神健夫君） 暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩



午後1時再開

○副議長（西内隆純君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

36番米田稔君。

(36番米田稔君登壇)

○36番（米田稔君） 私は日本共産党を代表して、以下質問を行います。

最初に、安倍元首相の国葬儀、いわゆる国葬について知事に伺います。日本共産党は、安倍晋三元首相が参議院議員選挙遊説中に銃撃され亡くなられたことに哀悼の意を示し、言論を暴力で封殺した蛮行を断固糾弾することを表明しました。他方で、我が党は、岸田政権が閣議決定した国葬は、国家として安倍氏の政治を賛美、礼賛することになり、憲法に保障された内心の自由を侵害して弔意の強制につながるとして、その中止を強く求めてきました。昨日、9月27日国葬が日本武道館で執り行われ、本県から濱田知事、明神議長が出席をされました。

国葬の最大の問題は、国葬が憲法に違反する

ことです。第1に、国葬は憲法第14条が規定する法の下での平等に違反します。なぜ安倍元首相のみを特別扱いにして国葬を行ったのか。在任期間が8年8か月と長かったというだけでは、合理的理由とはなりません。時の内閣や政権党の政治的思惑、打算によって、特定の個人を国葬という特別扱いし、憲法が規定する平等原則と相入れないことは明らかです。

第2に、国葬の強行は憲法第19条が保障する思想及び良心の自由に反するという事です。岸田首相は8月10日の記者会見で、国葬は故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式だと述べました。ここで述べられた国全体とは、私たちを含めた国民全体ということになります。ですから、これが憲法第19条に違反した弔意の強制であることは明らかです。

知事は、今回の国葬が憲法第14条、第19条を踏みにじることになるとの認識はなかったのか、そして国葬が民主主義を揺るがすことになるとの認識はなかったのか、併せて伺います。

国葬が近づくにつれて、反対の世論が強まりました。報道各社の世論調査では、軒並み国葬反対が賛成を大きく上回っています。国会に諮らず閣議決定のみで国葬を決め、巨額の国費を使う岸田首相の説明に国民は納得していません。

安倍政権の8年余りの間に、特定秘密の保護に関する法律、共謀罪、集团的自衛権の容認、安法制など憲法を踏みにじる政治が強行されました。モリ、カケ、桜など政治の私物化が横行しました。公文書の改ざんを命じられた善良な公務員が自死する一方、誰も責任を取っていません。加えて、安倍元首相と統一協会——世界平和統一家庭連合との深い関係が新たな疑惑として浮かび上がり、政治不信を招いています。

国葬反対が世論の多数となる中、なぜ知事は国葬に出席したのか、理由について伺います。

次に、日本共産党高知県委員会と県議団は、

国葬を前にして9月9日、知事及び教育長にそれぞれ県民への弔意強制に反対する申入れを行いました。

要望内容のうち、高知県内において県民への弔意表明の強制を招くことがないように、県庁各部署等における弔旗、半旗の掲揚や黙禱等は行わないことに対してどう対応されたのか、知事に伺います。

教育長には、学校の政治的中立性を確保する観点から、県教育委員会として学校及び各市町村教育委員会へ弔意表明を求めないこと、学校における弔旗・半旗掲揚や黙禱等の実施状況について、調査、確認を行わないことを要請しました。

県教育委員会としてどう対応されたのか、教育長にお聞きします。

次に、統一協会問題について知事にお聞きをいたします。全国靈感商法対策弁護士連絡会によれば、統一協会——世界平和統一家庭連合による被害は、1987年から2021年に全国の消費生活センターへの相談と合わせて計3万4,537件の被害相談があり、被害額は約1,237億円に上ります。統一協会は2009年にコンプライアンス宣言を出し、法令遵守を徹底してきたと主張していますが、宣言後も2,875件の被害相談があり、被害額は約138億円に及んでいます。警察庁や消費者庁、法務省などによる統一協会問題合同電話相談窓口も9月5日から開かれ、初動の5日間で相談件数は1,000件を超えたと報じられています。

先祖の因縁などと不安に陥れ、高額のつぼなどを買わせる靈感商法の手法は、裁判においても高度な組織性が認められる継続的犯行の一環——2009年新世事件と認定され、関連企業の社長らが有罪判決を受けています。近年では、より巧妙化し、事件化しないように、献金の返還を請求できないよう権利を放棄させる合意書の

存在も確認をされています。

統一協会——世界平和統一家庭連合の反社会性をどのように認識されておられるのか、知事にお聞きをいたします。また、把握されている県内の被害実態はどうか、併せてお聞きをいたします。

この間、高知県として知事部局、教育委員会、学校などに統一協会との接点の有無等について調査をされています。関連イベントの後援、協賛や補助金交付などの業務上の関わりはなかった、また今年8月末に教団高知教区の幹部が県消費生活センターを訪れ、教団に関する相談状況を尋ねる事案があったとしています。行政が統一協会関連団体などに関わりを持つことは、統一協会の活動にお墨つきを与え、被害の拡大を招くものであり、許されません。

高知県行政として、統一協会や関連団体との関わりを持たないことが被害を拡大させない社会的責務を果たすために必要と考えるものですが、知事にお聞きをいたします。

本県と統一協会の接点の調査において、調査団体として対象となったのは10団体となっています。有力な関連団体の幾つかが外れています。特に、重大だと考えるのは日韓トンネルに関わりのある団体、日韓トンネル推進全国会議、日韓海底トンネル推進議員連盟、国際ハイウェイ財団などが軒並み含まれていない点です。

日本と韓国を海底トンネルで結ぶという日韓トンネル構想は、両国を全長200キロメートルを超えるルートでつなぐという荒唐無稽な計画で、1981年に統一協会の創始者である文鮮明氏が提唱したものです。統一協会と関連団体が推進をしてきました。統一協会は、この日韓トンネル構想を資金集めに利用してきたと指摘されています。

全国靈感商法対策弁護士連絡会の渡辺博弁護士によれば、その壮大な計画を教団が実現する

というのが信者に向けたアドバルーンなのです、日韓トンネルを造るためという名目で多大な献金を集めてきたのです、億単位の被害者は幾らもいますと述べています。実際に、統一協会側から日韓トンネル等の資金が必要と言われて消費者金融から計3億7,000万円を借り入れ、統一協会にだまし取られるという事件も報じられています。日韓トンネル構想という大事業計画を示すことで、統一協会は自らを権威づけし、資金集めをしてきたというのが実態です。

この構想を推進しているのが国際ハイウェイ財団です。会長は梶栗正義氏で、統一協会関連団体である国際勝共連合、世界平和連合などの会長も務める統一協会の最高実力者の一人とされる重要人物であり、国際ハイウェイ財団と統一協会との深い関係が分かります。2016年に統一協会現トップの韓鶴子氏が来日し、日韓トンネルの唐津市内にある試掘坑を訪ねるなど、統一協会がこの計画に力を入れていることが分かります。

この統一協会と深い関係のある日韓トンネル構想に関わる国際ハイウェイ財団等を県が実施した調査対象から外したのはなぜか、経過と併せてこの項は総務部長にお聞きをいたします。

この国際ハイウェイ財団で、日韓トンネル推進の講演会が2016年、2017年を中心に全国で活発に取り組まれています。大阪観光局の溝畑宏理事長が、確認されただけで16回講演したと報じられています。韓国で2017年7月に開かれたピースロードフォーラム特別講演の講演録を見ると、登壇した溝畑氏は前観光庁長官との肩書で、韓国も韓日トンネル推進委をつくるべきと題し、日韓トンネルこそ両国の最大のビジネスになる、日韓トンネルが開通することを祈念します、私も微力ではありますが協力いたしますと、この日韓トンネルを推進する自らの立場をつまびらかにしています。国際ハイウェイ財

団の梶栗会長と並んで登壇した講演もあるなど、関係の深さがうかがえます。

溝畑氏は取材に対し登壇の経緯を、日韓トンネル推進全国会議の事務局から日韓交流、とりわけ日韓の観光交流の必要性についての講演依頼があったことから引き受けましたと回答しており、講演の事実を認め、1回5万円の謝礼を受け取っていたと明らかにしています。確認されただけでも80万円の謝礼を受け取っており、統一協会が不正に得た資金が還流したことが強く懸念をされます。

それ以上に、溝畑氏が観光庁長官の経歴を示して講演に立つことで、荒唐無稽な日韓トンネル構想が、さも実現可能であるかのように権威づけし、統一協会による被害を拡大した可能性を否定できません。溝畑氏は、2015年4月に大阪観光局長に就任し、そして現在、関西・高知経済連携強化アドバイザー会議メンバーとして、高知県の関西戦略に深く関わっています。

溝畑氏と統一協会、国際ハイウェイ財団、日韓トンネルとの関わりは不適切であると考えられるものですが、知事の認識をお聞きいたします。

統一協会の被害を拡大しないために、行政と統一協会、関連団体との関わりを断つという立場に立つならば、関西・高知経済連携強化アドバイザー会議という高知県の産業振興計画、関西戦略の中核を担う組織に、日韓トンネル構想を自らが推進する立場に立ち、統一協会と深い関係にあると言わざるを得ない溝畑氏が参加することは、許容できません。

溝畑氏を関西・高知経済連携強化アドバイザー会議メンバーから解任する必要があると考えますが、知事にお聞きをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策について知事にお聞きいたします。

高知県内でも7月中旬頃から、いわゆる第7波の感染拡大が襲い、これまでにない規模の感



染爆発が起こり、医療機関や高齢者施設等でのクラスターが頻発、8月24日は2,027人の新規感染者を確認し過去最大を記録しています。

医療従事者の感染、濃厚接触による人員不足も重なり、発熱外来をはじめとした医療提供体制は逼迫、発熱しても病院の予約が取れない事例が多発しました。救急搬送も、現場到着から搬送までに30分以上かかった事例が、高知市内だけで8月に350件以上あったと報道されています。保健所業務も逼迫し、支援物資等が必要な方へ届かない事例も起こりました。これまでで最も厳しい状況に追い込まれたと言わなければなりません。

この原因として、感染拡大防止と社会経済活動との両立と言いながら実質的には感染拡大防止を弱め、積極的な感染拡大防止策は取らずに県民の自主的な感染予防を呼びかけるにとどまり、大規模なイベント等も相次いで開催されたことがあります。こういった言わばブレーキをかけずにアクセルを踏む判断の背景として、知事は第7波、オミクロン株は感染力は強いが重症化率は低いとの認識を繰り返し示されました。

しかし、この点で重大なのは死者数の著しい増加です。高知県における新型コロナ患者の死者数は、8月の1か月間で121人に達し、これは7月までの累計死者数を1か月で上回る極めて深刻な、痛恨の事態となりました。9月も死亡事例が後を絶ちません。昨日までで、9月も53の方が亡くなられています。重症化率、つまり肺炎になりづらいということをもってオミクロン株BA.5のリスクを軽視し、積極的な感染防止策を取らなかった、行動制限のない夏の代償はあまりにも大きかったと言わざるを得ません。

知事は会見で、コロナの症状が悪化して重症化して亡くなるというケースはあまり多くない、重篤な持病を抱えておられてコロナの感染が引

き金になって、もともとの持病が悪化して亡くなるケースのほうが、数的に定量的な分析はできておりませんが、むしろ多い、死者が増えているといっても中身の問題だと思おうと発言をされています。また、知事はコロナ関連死を死亡者数にカウントするかどうかの統計の取り方の問題も指摘をされていますが、他県との比較はともかくも、本県で統計の取り方を変えていない以上、この8月以降に新型コロナ患者の死亡が急増したことは紛れもない事実です。

医療機関や高齢者施設でのクラスターも相次いだため、何らかの健康上のリスクを抱えたコロナ患者が多かったことは当たり前です。しかし、コロナが引き金という以上は、コロナにかからなければ失われなかった命だったと言えます。亡くなられた方一人一人に人生があり、御家族もおられたと思います。知事の、死者が増えているといっても中身の問題との発言は、御遺族の心痛を思えばあまりに配慮に欠け、命を軽視するものではないかとの批判をお聞きしていますが、当然です。

知事の「定量的な分析はできていない」発言についてですが、コロナ感染に起因する死亡に関わる重大な問題です。本来、分析した上で評価すべきであり、あまりにも軽率な発言と考えるがどうか、またその後どう分析し対応してきたか、知事にお聞きします。

肺炎に着目する新型コロナの重症化の考え方については、オミクロン株の実態、あるいはワクチン接種が進んだ現状に合っていないとの指摘がされているところです。インターパーク倉持呼吸器内科の倉持仁院長は、軽症者と診断された方が、ある程度一定期間たって脱水などで持病が悪化したり、腎不全を来したりして治療困難となるとの状況を報告しています。これを避けるには、早期の点滴投与、投薬などが有効

と指摘しています。

また、国立国際医療研究センターによれば、8月下旬までに医療機関に入院した7万人余りのうち亡くなった2,861人を分析。亡くなった方のうち中等症だったのは、第5波では57%だったのに対し第6波で83%、第7波で89%と増加していて、ワクチン接種が進んだことなどで重症の肺炎になる患者が減った一方、コロナ感染をきっかけに持病が悪化して亡くなる患者が多くなっているとしています。分析した大曲貴夫国際感染症センター長は、中等症でも特に持病のある高齢者は臓器の働きが悪くなって衰弱し亡くなる人が目立つ、コロナは死ぬような怖い病気ではなくなったという意見もあるが、現場ではコロナにかからなければ亡くなることはなかったというケースばかりだとの意見を述べています。

死者数の急増という痛恨の事態を繰り返さないために、肺炎に着目する重症化の考え方を実態に合ったものに転換し、ワクチンの効果も踏まえ、新型コロナ変異株のリスクを適正に評価し死亡を防がなければならないと考えますが、知事にお伺いいたします。

また、コロナにかかったことにより死亡につながる事例をいかに防ぐのか、具体的手だてが問われています。今後の感染拡大を見据え、軽症者に早期に点滴投与、投薬等ができる臨時的な医療施設をつくり、患者の重症化や死亡を避け、ひいては医療機関の逼迫を緩和する必要があるものと考えますが、知事にお聞きをいたします。

この間、政府は相次いで新型コロナ対策の緩和を続けています。入国者数制限を5万人に緩和し、現地出国前72時間以内の陰性証明も不要としました。療養期間も短縮し、発症者は7日間、無症状感染者は5日間の療養で解除できるとしています。

国立感染症研究所の分析によれば、症状がある感染者が他の人に感染させるリスクは、10日間療養し11日目に解除となった場合は3.6%でしたが、8日目の解除では16.0%に上昇するとされています。期間短縮が議論となった厚労省の専門家組織の会合でも、医療機関や高齢者施設の従事者など重症化リスクの高い人に接する人は、10日間の療養期間を守るべきだといった短縮に否定的な意見も出たと報道もされています。当然ですが、療養期間を短縮したからといって、それに合わせてウイルスの感染性が弱まるわけではありません。

政府が対策緩和を性急に進める一方では、第7波の中、8月の1か月間として過去最多となる7,328人の新型コロナ患者が全国で亡くなっています。感染防止対策を緩和すれば、新型コロナによる死亡リスクが増えることは免れません。政府は社会経済活動との両立をうたいますが、両立の片側であるべき感染防止対策は弱まる一方です。

今般の政府による新型コロナ感染防止対策の緩和は、コロナ患者の死亡数増加を許容することにつながり、時期尚早と考えますが、知事に認識をお聞きいたします。

この間、感染防止と社会経済活動との両立と言いながら積極的な感染拡大防止策を取らないことが、結果として経済にもダメージを広げています。コロナ陽性者・濃厚接触者の急増により、各分野で働き手の不足が顕在化しています。高知県内で言えば、とさでん交通がコロナにより乗務員の確保が困難として運行便数を減らしたことなどが一例ですが、個人事業主や小規模店では、コロナ陽性になれば仕事は休まざるを得ず、一時休業なども散見されます。

働き手不足は深刻です。野村総合研究所のエグゼクティブ・エコノミストである木内登英氏によれば、1日当たり新規感染者数の月中平均

を7月11.5万人、8月19.5万人、9月1.5万人と推計した上で失われる労働投入量を求めた結果、7月から9月期の経済損失は、名目GDPで7.9兆円にも上るとしています。これは、第6波のまん延防止等重点措置の下で失われた個人消費の規模の試算値4兆円の2倍近くに達します。つまり、積極的な感染拡大防止対策を講じなかったことが、かえって経済のダメージを大きくしたと考えなければなりません。

真に感染拡大防止と社会経済活動との両立を実現し経済損失を避けるためにこそ、感染拡大期には現金給付とセットで営業や大規模イベント等に一定程度の制限をかけるなど、積極的な感染拡大防止対策を講じる必要があると考えますが、知事にお伺いします。

次に、新型コロナに関わり具体的な対策について伺います。1つは、生活物資支援についてです。この間、コロナ自宅療養者の生活物資の調達は原則自己責任とされているところですが、さきの倉持氏の指摘によれば、新型コロナ感染では脱水症状による腎不全等の危険性があるとされていることから、下痢あるいは発熱による発汗などが続けば、生活物資が確保できない状況は脱水状態を招きかねず、生死に関わるものと言えます。

生活物資の支援は、必要な方には届けるという運用になっているものと承知しており、本議会にも予算が提案されていますが、5か月間で3,000セットと数が少なく、必要な方にも生活物資が届かないケースが増えています。先日は、学生への生活支援物資配布を実施しているほつとまんぷくプロジェクトが、自宅療養を経験した学生へのアンケートを公表し、82%が食料など生活必需品の調達に困ったと回答しています。

そのような中で、例えば黒潮町では健康福祉課が担当し、生活必需品セットの配布を続けています。8月は1か月間で町内180人に配布した

とのこと。米、パン、季節の野菜、果物のほか、要望があればトイレットペーパー、マスク、おむつ、生理用品などの日用品を届けています。保健師の聞き取りにより、体調の相談や療養時の不安の相談にも応じているとのこと。

市町村と積極的に連携するなど、必要な方に生活支援物資が届く仕組みを再構築する必要があると考えますが、健康政策部長にお聞きをいたします。

小規模飲食事業者の実態も深刻です。この間の感染爆発や人々の行動変容の結果、あるかっぱう料理屋ではコロナ以前の売上の3割減となっているなどの実態をお聞きしています。県下隅々で営業されている小規模飲食事業者の皆さんの存在は、高知の豊かな食文化を支え、観光や農畜産物、水産物の産業振興にも資するものです。それにふさわしい支援が求められます。

小規模飲食事業者の売上げについて調査をしたのか、したのであれば、商工労働部長、コロナ前との比較をお示しください。

小規模飲食事業者をはじめとした事業者の長期化するコロナ禍の影響を自己責任とせず、定量的なエビデンスに基づき事業者を直接支援する必要があると考えますが、商工労働部長に併せてお聞きをします。

医療や介護・高齢者施設、保健所などエッセンシャルワーカーの疲弊は、長期化するコロナ禍の中で限界に達しつつあります。第7波が一定落ち着いた段階で、医療、介護・高齢者施設、保健所の現場職員などから知事が直接ヒアリングをし、課題や問題意識を共有して、第8波以降に備えて、実態に即した支援策の立案をする必要があると考えるものです。また、ぎりぎりの状態で現場を支えているエッセンシャルワーカーの皆さんの声を知事が直接聞くことは、現場の奮闘に光を当て、励ますことにもつながり

ます。

知事による医療・介護あるいは保健所など新型コロナと最前線で対峙する現場の皆さんへの直接ヒアリングを行い、現状をつかむ考えはないか、知事にお聞きをいたします。

次に、物価高騰対策について知事に伺います。

総務省消費者物価指数によると、前年同月に比べ値上がりした品目が増加をしています。7月の調査では調査品目のうち実に72.7%が前年同月に比べ値上がりしました。値上がりが全般にわたっています。さらに、帝国データバンクによると、年内に値上げを実施したか予定する食品は8月末時点で2万品目を上回り、10月は年内最多の値上げとなる見込みと言われ、物価高倒産も例年を上回るハイペースとなっています。県民の暮らし、県経済を支える事業者にとって極めて深刻な影響を与えています。

今回の物価高騰は、気候危機を背景にした穀物などの不作、ウクライナ危機による資源、食料輸出の混乱に加え、止まらない円安の影響があります。9月7日、円相場が一時1ドル144円台に、24年ぶりの円安を記録しました。1年前が110円前後でしたので、円の価値が4分の3に下落したことになり、これが輸入コストの急上昇を招いています。欧米がインフレ抑制のため利上げを断行する一方、日本銀行は相変わらず金融緩和を続け、金利差を広げ、円売りの動きに拍車をかけています。

日銀が金融緩和策の変更による円安と物価の抑制には消極的なのは、需要は伸びておらず、国内は依然デフレだとの見方があると指摘されていますが、当初より私たちは、通貨供給が足りないからデフレに陥っており、通貨供給を増やせば景気が上向くというインフレターゲット論は現実を逆さまに描いた虚構であり、事実上の日銀の赤字国債引受けは出口のない重大な副作用を生むと危険性を指摘してきました。現状

は、指摘どおりの事態となり、金融緩和を続けても需要は増えなかったばかりか、財政破綻、日銀の債務超過を引き起こす利上げもできず、袋小路に陥っています。

まさにアベノミクスの失政の結果です。円安は止まらず、今年中に160円、来年180円とも指摘され、まだまだ値上げは続くという極めて深刻な事態です。まず、賃上げ、中小企業への支援などで、実体経済を回復することが求められます。

財務省が発表した法人企業統計によると、大企業の内部留保——資本金10億円以上の大企業の利益剰余金のほか、引当金などの合計、金融・保険業を含む——は、2021年度末で484.3兆円、前年度と比べて17.5兆円増となっています。大企業の諸指標の2012年度からの推移を見ますと、売上高1.02倍、配当金2.02倍、賃金1.05倍と、売上高が伸びていない中、賃金を抑え込み、株主への配当金と内部留保に回していたことが分かります。

日本共産党は、大企業がこの間の減税などによって増やした内部留保120兆円に、5年間の時限立法で2%の課税をし、その際、賃上げやグリーン投資分控除する仕組みとし、10兆円規模の財源をつくり、思い切った中小企業支援と一体で最低賃金1,500円の実現を提案しています。

こうした、暮らしを応援し実体経済を温める対策が求められます。それが異常な金融緩和路線を正常化させる前提ともなります。知事に認識をお聞きします。

政府は、4月に決定した物価高騰への緊急対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に1兆円のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分枠を創設、さらに4,000億円の増額を決め、さきの交付金のうち留保していた2,000億円と合わせ、総額6,000億円を電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付

金として交付をしています。

この物価高は一過性のものではなく、本県の経済を支えている中小商工業者、1次産業の大規模な廃業や離農が懸念されます。緊急対策として積極活用するとともに、気候危機などに対応する新しいシステムを支える支援を抜本的に強化することが、高知県の今後を左右すると言っても過言ではありません。

再生可能エネルギー、省エネルギーの抜本普及を目指し、住宅などの断熱改修助成制度、建築物への太陽光発電の設置、ソーラーシェアリングなどに予算措置すべきと考えますが、この項は林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

物価高騰が広範囲にわたり、しかもまだまだ続くことが懸念されます。政府の対策は、大胆な対策が必要と言いながら、住民税非課税世帯への5万円給付、ガソリン補助金の延長、小麦売渡価格の据置きなどあまりに貧弱です。これだけの物価高騰に対しては、所得が少なれば少ないほど恩恵が大きい消費税の減税をやるべきです。コロナ危機で世界96の国と地域で付加価値税を減税しています。

県民の生活と営業にとって消費税の減税が、暮らしに困っている人、商売に苦しんでいる事業者への一番の支援になると思いますが、知事にお聞きをいたします。

インボイス制度の問題点については2月県議会でしたしましたが、この物価高騰の下で導入を強行すれば、新たに発生する負担で、廃業、離農などを一気に加速することにならないか、地域の商店、直販店に出店していた農家など、地域社会の支え手に深刻な影響を与えることになるのではないか。

その影響について実態に基づく調査を実施するとともに、少なくともインボイスの導入は凍結、延期すべきと思いますが、知事にお聞きをいたします。

インボイス発行事業者の登録で義務的に求められるのは、法人名、個人事業者の氏名、登録番号となっています。既に一定数の登録がされていますが、多くの同姓同名の個人事業主が存在しています。そうした中で、発注元の会社が確認を簡単にするためには、任意で登録する住所や屋号、通称、旧姓などの登録を会社側から要請、事実上強制されることが懸念をされます。その情報は公開されます。プライバシー侵害につながるとして、日本俳優連合や日本SF作家クラブ、日本漫画家協会など多くの団体が反対をしています。また、家族や元パートナーのDVやストーカーなどから逃げて、個人事業主として生計を立てている人は廃業を余儀なくされるかもしれません。

プライバシーの保護について、あまりにもずさんな制度設計であり、この点でも導入は問題だと思いますが、知事にお聞きをいたします。

次に、生活保護行政について子ども・福祉政策部長にお伺いします。

生活保護の申請は国民の権利です、ためらわずに御相談ください。2年前の9月県議会で、日本共産党田村智子参議院議員の国会質問に対するこの政府答弁を紹介して、広報の充実とともに、ためらわずに生活保護の申請、相談ができるように自治体に取り組を強めるよう求めました。早速2021年2月3日、「生活保護をお考えの方へ生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。」とし、高知県のホームページを改善しています。しかし、県の生活保護のしおりを含めて、県下の福祉事務所では、生活保護の申請は権利等明記をしていないところがあります。

市町村と協力・連携をして改善を図るべきと考えますが、子ども・福祉政策部長に伺います。また、静岡県、札幌市、新潟県南魚沼市など、

いわゆる「生活保護の申請は権利です」ポスターを作成し掲示するなど、権利保障のための取組が広がっています。これらの取組に学び、生かしたらどうか、併せて伺います。

次に、自動車の保有、使用について伺います。この問題も生活保護申請の大きな壁になっています。先日、保護の相談を受けました。75歳の女性ですが、坐骨神経痛、膝関節痛のため仕事もできなくなり、古い軽自動車が日常生活で欠かせないもので、保有しての保護申請を提案しましたが、車があったら受けられない、早く受けたいと処分をしての申請となりました。

30代の青年ですが、失業後、生活保護を利用し、コロナ禍での特例による通勤用自動車の保有、処分保留が認められています。しかし、この間仕事は見つからず、2年ほど前に診断された疲労症候群の症状が厳しくなるなど、今後自動車を保有できなくなるのではと精神的負担が強まっています。

今日、現行の制度、通知を前提にしながら、自立の助長、最低限度の生活を保障していけるように解釈、運用するとともに、自動車保有容認の基準を緩和することが必要ではないでしょうか。国は自動車を保有したまま生活保護利用を認めるケースは、あくまでも限定された場合に限られています。事業用としての自動車、公共交通機関の利用が著しく困難な場合の通勤用・通院用自動車、障害者の通院等のための自動車の保有となっています。

自動車の保有要件のそれぞれに該当する件数と現状について子ども・福祉政策部長にお聞きをします。

また、福祉事務所等は、今紹介した保有を認めた目的以外に利用しないよう指導しているとのこと。しかし、そもそも保有目的以外で利用してはならないとする規定はありません。枚方佐藤訴訟、大阪地裁平成25年4月19日判決

では、当該自動車を通院等以外の日常生活の目的のために利用することは、被保護者の自立助長及びその保有する資産の活用という観点から、むしろ当然に認められるべきであると述べています。

また、815団体が参加する全国市長会は、保健福祉施策に関する提言の中で、地理的条件の悪い地域に居住する生活保護受給者が日常生活上の用に供する自動車の保有要件を緩和することと国への提言を毎年行っています。地域、地方の最前線で住民福祉増進のために頑張る市長会からの提言は極めて重いものがあると考えます。

また、乗用車の世帯保有率ですが、日本自動車工業会2021年度乗用車市場動向調査によりますと、首都圏69.7%、地方圏は82.4%、郡部は89.3%となっています。また、生活用品は保有率が当該地域の全世帯の70%程度であれば、一般世帯との均衡を失することにならないとされていることからしても、自動車は生活用品として保有が認められるべきではありませんか。

保有要件緩和についての全国市長会の提言、また現在の自動車の保有状況をどう受け止め対応するのか、知事の御所見を伺います。

次に、エアコン設置について伺います。まず、今年の熱中症の救急搬送数、発生場所、傷病の程度などについて危機管理部長にお聞きをいたします。

2018年、平成30年4月より新規の生活保護利用者に工事費も含めたエアコン設置助成が始まって4年になりますが、利用者への広報の徹底と制度の利用状況について子ども・福祉政策部長に伺います。

それまでの利用者については助成されず、必要な世帯は生活保護費のやりくりで設置するように求めています。しかし、この間国は、2013年から生活扶助基準を平均6.5%、最大10%引き下げで年670億円、期末一時扶助引下げで年70億

円、2015年から住宅扶助基準で年190億円と冬季加算で年30億円も大幅に引き下げています。2018年のさらなる引下げ、そして消費税の2倍化、水道光熱費高騰、物価高など、低所得者、生活保護利用者を容赦なく襲っています。保護費を節約して数万円単位の貯蓄をし、自力でエアコンを設置することはほとんど不可能ではありませんか。

先ほど紹介した全国市長会は、同じ国への提言の中で、冷房器具の購入等に要する費用について全ての被保護世帯が支給対象となるよう制度を改めること、冷房器具使用にかかる電気料金を扶助する夏季加算の創設を求めています。

県として、連携して国に提言、要望し、早期の実現を願うものですが、知事にお聞きをいたします。

また、平成30年3月31日以前から生活保護を利用している世帯や低所得世帯を含めて対象にしている境港市や名古屋市、東京都荒川区など、自治体でエアコン購入に独自に助成、支援するところが広がっています。県は「熱中症警戒アラートが出たら、どうしたらいいの？」で、不要不急の外出は避け、昼夜を問わずエアコン等の使用を勧めています。

高知県も市町村と協力をして、エアコン設置への新たな支援制度を創設するように求めるものですが、子ども・福祉政策部長にお伺いをいたしまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 米田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、安倍元総理の国葬儀に対する認識についてお尋ねがございました。

今回、国葬儀とした理由につきまして、岸田総理は大きく4点を挙げられております。第1に、憲政史上最長の通算8年8か月にわたって総理大臣の重責を担われたということ。第2に、

東日本大震災からの復興、地方創生の推進、戦略的外交の展開など様々な分野で実績を残されたこと。第3に、各国から様々な形で敬意と弔意が表明をされていること。そして第4に、民主主義の根幹たる選挙運動中の非業の死であることであります。こうした点を勧案し、政府において安倍元総理の国葬儀の実施を判断され、閣議決定がなされたものと承知をしております。このため、今回の国葬儀の決定について、必ずしも合理的な理由がないとまでは言えないのではないかと考えます。

また、今回の国葬儀は、実施によりまして国民の権利を制限したり、義務を課するという性格のものではございませんで、行政権の範疇に含まれるものとして行われる儀式であります。政府としても、国民一人一人にまで弔意を求めるものではないということを岸田総理が国会の場で明言されております。

以上のような経緯、対応を踏まえますと、今回の国葬儀の実施をもって憲法第14条に規定されます法の下での平等及び第19条に規定されます思想及び良心の自由を侵害するとまでは言えないのではないかというふうに考えております。このため、今回の国葬儀が民主主義を揺るがすことになるというような認識はございません。

次に、安倍元総理の国葬儀に出席した理由についてお尋ねがございました。

報道各社の世論調査におきまして、今回の国葬儀に関して国民の賛否が分かれた状況にあったということは認識をいたしております。背景には、亡くなられた安倍元総理が現職の国会議員であり、総理退任後間もないこともありまして、政治家としての評価が定まっていなかったことなどが要因としてあったのではないかと考えております。

しかしながら、今回の国葬儀は政府において閣議決定をされまして、国の公式行事として実

施をされるものであります。また、安倍元総理におかれましては、憲政史上最長の通算8年8か月にわたって、我が国の総理大臣の重責を担われた方でもあります。加えて、選挙戦中の銃撃という蛮行でその命を奪われたということは、断じて許されないという思いもございます。

こうしたことを踏まえたときに、私自身といたしましては、県民を代表する立場で参列をし、直接哀悼の誠をささげることが適当であると考え、国葬儀に出席をすることにいたしましたものであります。

次に、弔意表明に関します県庁での対応についてお尋ねがございました。

今回の国葬儀に際しましては、国の公式行事として実施されること、あるいは近年の類似事例での対応実績、こういったものを踏まえまして、半旗を掲揚し弔意を表明するということといたしました。

このため、知事部局におきましては、総務部から各部局に対しまして、国葬儀の当日、県の庁舎で半旗を掲揚するように文書で通知をいたしました。また、職員に黙禱を要請するということは行っておりません。

次に、統一教会——世界平和統一家庭連合に関する認識及び県内の被害実態についてお尋ねがございました。

統一教会につきましては、かねてよりいわゆる靈感商法や高額な献金などが社会的な問題として指摘されておきまして、中には裁判に至った事例もあるというふうに承知をしております。平成27年8月に世界平和統一家庭連合と改称された後も全国的に被害の相談が寄せられるなど、各方面から同様の問題が指摘されていることは最近の報道などで承知をしております。また、県内でも旧統一教会及びその関連団体によります被害などが報道されているということも承知をいたしております。

県立の消費生活センターにおきましては、旧統一教会に関しまして、資料が残っております平成24年から一昨日までの間に5件の相談をお受けしております。ただ、いずれも事案自体は過去のものでありまして、相談者も御本人でなく御家族の方であったということなどがございまして、具体的な被害の実態につきましては、県として確認ができておらないという状況であります。

次に、統一教会や関連団体への県行政の対応につきましてお尋ねがございました。

旧統一教会、すなわち現在の世界平和統一家庭連合に関しましては、先ほど御答弁いたしましたとおり、昨今社会的トラブルについての報道が多数なされているということ承知しております。こうした社会的に問題がある団体の活動を助長する効果が見込まれる場合には、イベントへの後援、共催、あるいは補助金の支出を行わないといった形で適切に対応してまいります。

一方で、県には公的機関といたしまして、県民にひとしくサービスを提供するという義務、責務がございます。したがって、このような団体に対しましても、例えば公の施設の利用について、これを一律に拒否するといったような対応を取ることは困難であると考えます。このような事例をはじめといたしました行政サービスの提供において、一定の関係が当該団体との間で生じるということは、やむを得ないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、世界平和統一家庭連合及びその関係団体に関する個々の事案につきましては、県民の皆さんの誤解を招かないように慎重に対応してまいります。

次に、大阪観光局の溝畑理事長と国際ハイウェイ財団との関わりについてお尋ねがございました。



この国際ハイウェイ財団によります日韓トンネル関連イベントにおきまして、溝畑理事長が複数回にわたって講演をされていたということは、報道で承知をいたしております。また、報道によりますと、溝畑氏は自らの経歴から日韓の観光交流を強化すべしとの信念を持っておられて講演を引き受けたというふうに語られておりますし、またこの講演の席上で、高知県政の在り方については特段の言及はなかったというふうに理解をしております。

したがって、本県の知事という立場で、溝畑氏が講演に至った経緯やその内容、さらには財団との関わり等が適切であったかどうかについて申し上げるべき立場にはないというふうに考えております。

次に、溝畑氏を関西・高知経済連携強化アドバイザーから解任すべきだというお尋ねがございました。

溝畑氏は、大阪観光局の理事長という公職に就かれておられて、高知県が関西戦略を進めます上で観光誘客のキーパーソンとして、大所高所からのアドバイスをいただいております。関西戦略の中でも観光の推進は大きな柱でございまして、特に大阪観光局との連携による商品造成などが、今後重要なポイントとなっております。

したがって、溝畑氏には、その経験や知見を生かして、引き続きアドバイザーの職を担っていただきまして、関西との経済連携の後押しをお願いしたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染に起因をいたします死亡事例の定量的な分析に基づく対応という点、あるいは重症化リスクを適正に評価した死亡防止の取組についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

新型コロナにより亡くられる方が増え始め

ました8月中旬頃までは、日々の感染者の動向を確認する中で、亡くなられた方々一人一人の状況を把握しまして、概括的にその傾向を判断するという対応にとどまっておりました。こうした段階で、記者会見の場で、私のほうから定量的な分析はまだ行っていないというお話をしたところでございます。

その後、これらを体系的に整理して定量的な分析を行ったところでございまして、それによりますと、今年7月以降のオミクロン株BA.5を主とする第7波におきましては、6万人を超える感染者が確認されておられて、9月21日時点で176人の方がお亡くなりになりました。そして、そのほとんどの方が基礎疾患をお持ちの方ということでございました。

これら第7波によります死亡者のうち、コロナ肺炎が重症化をして死亡した方の割合は、第6波に比べて大幅に低下をいたしておりました。この死亡者に占める割合が32.1%ありましたが7.4%にまで低下をしていたということであります。一方で、基礎疾患をお持ちの感染者におきましては、現行の診断基準では重症に該当しない、発熱、脱水により基礎疾患などが悪化し死亡に至った方、こうした方が第6波では67.9%が、第7波では92.6%を占めるまでに増加をしておいたというわけでございます。

議員からは、重症の考え方を転換すべきと御意見をいただきましたけれども、このように第7波におきましては、コロナ肺炎にまで至っていない軽症、中等症の方がお亡くなりになるケースがかなり増加をしている、これは事実だと考えます。

したがって、我々といたしましては、コロナ肺炎による重症化への対応だけではなくて、軽症、中等症で基礎疾患をお持ちの方々に対しましても、早期の治療、薬の投与などによりまして、新型コロナへの感染によって全身状態が

悪化することを防ぐことも重要になってきているというふうに認識をいたしております。

引き続き、コロナに関します科学的知見を分かりやすく県民の皆さんにお伝えをしまして、重症化リスクの高い方々への注意喚起、ワクチン接種、コロナ治療薬による早期治療、こういった取組を推進いたします。これにより可能な限り死亡者の発生を減少させるように努力をしてみたいです。

次に、軽症者に早期に点滴の投与あるいは投薬等ができる体制をつくるべしというお尋ねがございました。

患者の重症化・死亡リスクを低減させるためには、医師の診断によりまして、速やかに新型コロナウイルス感染症治療薬を投与することが有効であるというふうに考えます。

しかしながら、治療薬の対象は国の通知によりまして、重症化リスク等のある軽症患者に限定をされております。また、これまで治療薬の安定的な供給が難しいことがありまして、厚生労働省がこれを所有した上で、事前に登録した医療機関あるいは薬局にのみ配分されるという供給上の制約もございました。

このため、県におきましては、入院協力医療機関をはじめ全ての検査協力医療機関にこの事前登録をお願いいたしまして、確定診断後、速やかに投薬をできる体制の構築を図ってまいりました。加えて、医師会におきまして、医師を対象とした治療薬に関する研修会を開催することなどを通じて、できるだけ多くの医療機関で投薬ができる体制を築くべく準備をしてみました。

こうした中で、今月16日には、一部の経口抗ウイルス薬につきまして一般流通が開始をされました。すなわち、事前の登録なしに全ての医療機関で投薬することが可能となったというような変化がございました。

こうした状況を受けまして、県といたしましては、新たに臨時の医療施設を設けるという方法ではなく、地域の身近なかかりつけ医を含めまして、検査、診断を行います全ての医療機関において、速やかに投薬ができる環境を整えてまいりたいという方針で対応したいと考えております。

次に、政府によります新型コロナ感染防止対策の緩和は時期尚早と考えるがどうかというお尋ねがございました。

世界的に見ましても、ウイズコロナの時代に向かっている中でございまして、我が国におきましても同様に、感染拡大防止と経済活動の回復とのバランスを取りながらのかじ取りが必要な段階に来ていると考えております。

こうした中、国において、外国からの入国者につきましては諸外国の動向も踏まえまして、おおむね自由化が行われました。受入れ空港を限定し、日々の受入れ上限5万人を設けた上で、出発各国の感染状況に応じた検疫措置を講じておりまして、中身としては妥当なものではないかと考えております。

また、今月からは全数届出を見直しまして、感染者の療養期間や濃厚接触者の待機期間も短縮をされましたけれども、これは国において科学的データの裏づけを取った上で決定されたものというふうに承知をしております。このうち、特に全数届出の見直しに関しましては、死亡される方のほとんどが高齢者あるいは入院中の方であるということを踏まえまして、65歳以上の方あるいは入院を要する方は従来どおり保健所に届け出るといった対応を維持しているところであります。

今後進むべきウイズコロナの時代におきましては、このような感染状況あるいは病原性などを踏まえた科学的知見に基づきまして、対策の見直しを進めていくべきものというふうに考え

ております。

次に、感染拡大期におきます積極的な感染拡大防止対策を講じる必要性についてお尋ねがございました。

オミクロン株は感染力が強く、かつてない感染拡大をもたらしましたが、若い世代の重症化リスクは低いわけでありまして、感染が拡大する場面も飲食の場が中心だったところから、最近では高齢者施設や家庭内に大きく変わってまいりました。こうした特性を踏まえまして、国は新たな行動制限は行わずに、高齢者などを守ることに重点を置くという考え方に立ちまして、感染拡大防止、そして社会経済活動の両立を図るという方針を採用しているというふうに考えております。

本県では、こうした国の方針あるいは県内の感染状況を踏まえまして、給付を伴う形での強い行動制限は行わずに、ワクチン接種の推進、無料検査の実施、クラスター対策などを講じてまいったところでございます。また、BA.5対策強化宣言を発出した際には、さらなる病床の確保あるいはオンライン診断の実施などを行いまして、医療の逼迫を回避するための直接的な対策を強化してまいりました。こうした対策の結果、強い行動制限を伴います感染拡大防止対策を講じることなく、新規の感染者数を減少傾向に転じることができたものと考えております。

今後も、できるだけ強い行動制限はかけずに、高齢者などに医療資源を重点化するという事などによりまして、保健医療システムを引き続き機能させ、社会経済活動も維持をしていくように取り組んでまいります。

次に、新型コロナと最前線で対峙をする現場の皆さんから直接ヒアリングを行ってはどうかというお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化をしている中で、日々医療や介護の最前線で御

尽力をいただいております従事者の皆様方に心より感謝を申し上げたいと思います。これまで県の医師会や看護協会の方々との意見交換を行ってまいっておりまして、その中で、社会福祉施設で従事されている方も含めて、医療現場等々の方からも直接お話を伺ってまいったところでございます。

実情を伺いまして、例えば医療現場の負担軽減に向けましては、発生届出の簡略化が必要ではないか、あるいはオンライン診断の体制を整備すべし、あるいは検査キット配布を進めるべしと、こういった対策を検討の上、進めてまいったところでございます。また、福祉保健所につきましては、業務の逼迫を受けて、全庁挙げての応援職員の投入あるいはOB保健師の御協力などによりまして、体制強化を図ってまいったところでございます。

引き続き、様々なルートから現場の声を集め、その課題や問題意識を共有いたしまして、実態に即した支援策の充実につなげてまいる考えであります。

次に、現在の物価高騰を踏まえまして今後の国の経済対策についてのお尋ねがございました。

我が国の経済を安定的かつ持続的に成長させるためには、成長の成果を賃金や設備投資などに振り向けていくということが重要であります。他方で、経済回復の支障となります物価高騰への迅速な対応も求められているのが現在の状況だと考えております。

こうした中、国におきましては先般、足元の物価高騰に対応するための追加策が決定をされました。この追加策の中には、輸入小麦やガソリンの価格抑制対策、低所得世帯に対する支援などが盛り込まれております。さらに、岸田総理は、物価高や新しい資本主義に対応する総合経済対策を10月中に取りまとめるという方針も示されております。

これらの対策を早急に進めまして、我が国の経済の早期の回復につなげますとともに、企業の利益を内部留保ではなく賃金や設備投資に振り向けるように促す取組を加速いただきたい。その上で、成長と分配の好循環の実現を図っていただきたいというふうに私としても考えております。

本県におきましても、県民の皆さんの暮らしを守るために、各分野の状況を注視しながら、国の施策を最大限活用しまして、タイムリーに必要な対策を講じてまいります。あわせて、国の新たな経済対策が物価高騰などの影響を受けた県経済あるいは県民生活の回復の後押しとなりますように、全国知事会とも連携し、必要な提言を行ってまいります。考えであります。

次に、こうした経済状況の中で、消費税の減税が、暮らしに困っている方々への一番の支援になるのではないかとのお尋ねがございました。

国民の皆さんが薄く広く負担をしていただく形の消費税は、少子高齢化社会におけます社会保障を安定的に維持していく財源として位置づけられておるところでございます。

こうしたことから、政府におきましては、消費税の減税という歳入サイドの対策ではなく、本年4月の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」に加えまして、9月には電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として、住民税非課税世帯などに対しまして1世帯当たり5万円を給付するなどといった形で、国の歳出面からの経済対策を講じるということによりまして、困窮されている方々の生活を支えていくという考え方に立って対応されているというふうに認識をしております。政府は、今後さらに物価高騰などに対応する新たな総合経済対策を10月中に取りまとめる方針も示されております。

県といたしましても、こうした国の動向を注視いたしまして、経済対策も活用しながら、県民の暮らしを守るために、引き続き各分野の状況に応じて適時必要な対策を講じてまいります。

次に、消費税のインボイス制度の導入によります影響調査の実施と導入の凍結、延期についてお尋ねがございました。

インボイス制度の対象となります県内の免税事業者の皆さんに、全国同様、取引先からの排除や経営への影響を懸念する声があるということは、関係団体を通じて承知をいたしております。このため、これまでも全国知事会などと連携をいたしました政策提言を行いまして、国におきましては導入に対する各種の支援策の充実などが図られてまいりました。

お尋ねのありました事業者への直接の調査は、現段階では実施する予定はございませんけれども、引き続き関係団体を通じてしっかり現場の実情の把握に努めてまいります。その上で、さらに必要がございましたら、円滑な導入に向けた政策提言を今後も行ってまいります。考えであります。

また、インボイス制度の導入に当たりましては、軽減税率制度が実施をされてから4年間の準備期間、それに加えて制度開始後6年間の経過措置が設けられることとなっております。段階的に移行するという配慮も行われております。

このインボイス制度そのものは消費税の複数税率が導入をされた下で、適正な課税を確保するために必要な措置であるというふうに考えております。このため、県内の事業者の皆さんが円滑に新しい制度に移行ができますよう、税務署とも連携を図りながら、周知、広報などの支援に努めてまいります。考えであります。

次に、インボイス発行事業者となりました場合の登録情報の公開とプライバシー保護の関係

についてお尋ねがございました。

個人事業者がインボイス発行事業者となりました場合には、国税庁の公表サイトにおきまして、氏名、登録番号及び登録年月日が公表されます。また、個人事業者は円滑に取引を行うために、本人の申出によりまして、主たる屋号、主たる事務所の所在地などを追加で公表することが可能となっております。

国におきましては、個人事業者の公表事項をプライバシーに配慮して、原則として氏名、登録番号及び登録年月日といった法令で定められた事項に限っているものというふうに承知をしております。

繰り返しになりますけれども、インボイスの制度は適正な課税を確保するために必要な措置であるというふうに考えております。県といたしましても、県内事業者の皆さんに混乱が生じないよう、国においてどういった対応が取られるかという動向も注視をしながら、周知あるいは広報などの支援に努めてまいります。

次に、生活保護世帯におきます自動車の保有についてお尋ねがございました。

生活保護制度では、自動車は資産に該当しまして、その維持費は生計を圧迫するとの理由により、原則として保有は認められておりません。しかしながら、障害のある方や公共交通機関の利用が著しく困難な地域にお住まいの方が、通勤、通院に利用する場合などには保有が認められているところであります。こうした保有要件は、資産や能力などあらゆるものを生活のために活用することを前提といたしました法律の趣旨に照らしますと、一定の合理性があるものと受け止めております。

議員からお話がありましたように、このような中でございますが、全国市長会におきましては、地理的条件の悪い地域にお住まいの方が日常生活に使う自動車を保有できるように、要件

の緩和を提言いたしております。

自動車の維持費をどう捻出するかといった課題がある一方で、通勤や買物などに不便な地域が多い本県にとっては、全国市長会の提言内容は理解できる部分があります。また、他県が実施した調査によりましては、本県を含む12府県が全国市長会の提言と同様に、交通が不便な地域などにおけます保有要件の見直しが必要と回答しているところでございます。

したがって、本県もそういう意見を持っておるわけでございますが、国のほうは、慎重に検討したい、慎重にと言われておりますが、検討はしたいという立場でお答えをいただいておりますので、県としては、国の対応も含めまして、こうした動きを注視してまいりたいと考えております。

最後に、生活保護世帯におきます冷房器具の購入費用の支給などについてお尋ねがございました。

生活保護世帯におきます冷房器具の設置につきましては、熱中症予防の観点から、平成30年4月以降、その購入費用の支給が認められることになりました。一方で、それ以前から保護を受給している世帯につきましては、従来どおり生活保護費のやりくりの中で賄うべきものというふうにされております。

一方で、近年熱中症によります健康被害が心配をされる状況にありまして、冷房器具の設置は、命を守る上で大変重要な意味を持ってまいります。このため、購入費用の支給対象とならない世帯におきましては、金融機関よりも有利な条件で貸付けが認められます生活福祉資金の案内や家計管理への助言など、きめ細かな支援を行っております。

県といたしましては、引き続き一人一人に寄り添った支援に取り組むということで、必要な方に冷房器具が行き届くように対応したいと考

えております。あわせて、お尋ねのありました夏季加算につきましては、現在国におきまして生活保護基準の改定に向けた検討が行われておりますので、その検討状況を注視してまいります。

私からは以上であります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○**教育長(長岡幹泰君)** 安倍元総理大臣の国葬儀に当たっての県教育委員会の対応についてお尋ねがございました。

安倍元総理大臣の国葬儀に当たりましては、弔意表明に関して文部科学省や知事からは特段の要請はございませんでした。また、過去の総理大臣経験者の葬儀に当たっての対応例や、他県の動向等も参考にしながら総合的に判断した結果、県教育委員会として、県立学校を含めた所管施設や市町村教育委員会に対して何ら要請は行っておりません。また、こうした要請は行っておりませんので、学校における弔意表明の実施状況について調査を行う予定はございません。

以上でございます。

(総務部長徳重覚君登壇)

○**総務部長(徳重覚君)** 旧統一教会——世界平和統一家庭連合及び関連団体との業務上の関わりを把握するため、県が実施した調査の対象とその選定経過についてお尋ねがございました。

この調査の実施に当たっては、他県調査を参考に、世界平和統一家庭連合及び報道などで当該団体との関係が明らかとされている団体として10団体を選定いたしました。加えて、各部局に照会するに当たっては、選定した10団体以外についても、関連団体と判断されるケースについては、幅広く報告を求めているところでございます。

以上でございます。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○**健康政策部長(家保英隆君)** 自宅療養中に必

要な方へ生活支援物資が届く仕組みについてお尋ねがございました。

本県では、福祉保健所を通して自宅療養中の生活支援物資を必要とする方への物資配送を行っております。なお、全数把握の見直しにより、今月26日以降は、重症化リスクが低く症状が軽い方に登録していただく陽性者フォローアップセンターでも、要望に応じて配送を行うこととしました。また、高齢者などで御本人の同意が得られれば、各市町村においても買物支援等のサービス提供などが実施されており、各福祉保健所と市町村で連携して対応しているところでございます。

療養期間等については、令和4年9月7日より、オミクロン株の特性を踏まえ、これまでの発症日から10日間の療養期間を、病状により最大で3日間短縮する措置が取られました。同時に、療養期間中の外出自粛についても、一定の条件の下、必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防の行為を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないことが示されました。

こうした療養期間の短縮や療養期間中の外出自粛中の外出緩和などの状況も踏まえまして、御自身や親族などで調達できる方は、御自身の好みや体調に合わせた食料などを調達していただきたいと思っております。一方で、支援の必要な方には、引き続き各市町村、関係団体とも連携して、生活支援物資を届けてまいります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○**商工労働部長(松岡孝和君)** 小規模飲食事業者への売上げの調査と直接支援についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えします。

まず、売上げの調査について申し上げますと、新型コロナウイルス感染症は、飲食店をはじめ幅広い業種に影響を与えていることから、調査

対象となる事業者が膨大な数になり、調査をするとすると集計、分析に相当の時間と労力を要することとなりますし、分析結果が出る頃には経済状況が違ったものになっており、必要な対策が後手に回ってしまうことも懸念されます。

また、事業者の皆様にも負担を強いることになるため、これまで個別事業者の売上調査は行わず、商工会や商工会議所、金融機関、商店街振興組合など関係する団体を通じて、その都度業界や個別事業者の状況や声をお聞きしているところです。あわせて、私を含めそれぞれの職員が様々な機会を生かして、個別の企業の状況について直接お話も伺っているところです。

今月中旬の飲食店の状況は、昼間営業の店舗は、平日、週末ともに利用客が増えてきております。夜間営業の店舗では、一定の回復は見られますものの、二次会で利用されるような店舗は依然として厳しい状況が続いております。全体としては、コロナ前の状況までは回復していないとお聞きしております。

次に、事業者への支援について申し上げますと、本県においては、先ほど申し上げましたとおり定量的な調査は行っておりませんが、これまでも経済状況に応じ、給付金の支給や新事業へのチャレンジに対する支援など、他県よりも一歩も二歩も踏み込んだ直接的な支援を行ってまいりました。また、特別経済対策プロジェクトチームと連携し、「Go To Eat キャンペーン」などによる需要喚起といった間接的な支援も行ってきているところです。

今後も引き続き、県内経済の実態把握に努め、事業者の声もお聞きしながら、特別経済対策プロジェクトチームとも連携しつつ、限られた財源を最大限有効に活用し、必要な対策を迅速に講じてまいります。

(林業振興・環境部長豊永大五君登壇)

○林業振興・環境部長(豊永大五君) 再生可能

エネルギー、省エネルギーの抜本普及を目指した予算措置についてお尋ねがございました。

気候変動に対応しカーボンニュートラルを実現させていくためには、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーを着実に促進していくことが必要です。そのため県では、昨年度に脱炭素社会推進アクションプランを策定し、具体的な取組を進めているところです。

再生可能エネルギーの導入促進策としましては、本年度から民間事業所向けと個人住宅向けに太陽光発電設備の導入に係る補助制度を創設いたしました。この制度は、発電した電気を自家消費することを条件としており、太陽光発電と農産物の栽培を同時に行う営農型発電、いわゆるソーラーシェアリングも、そうした場合には対象となります。また、6月補正では、林業分野における原油価格の高騰への対応とともに、脱炭素化を進めるため、電動チェーンソーや電動フォークリフトの導入支援策を創設いたしました。

そのほか、住宅用の断熱改修や木質バイオマスボイラー導入への支援などを盛り込んだ県の計画が、この5月に国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に採択されました。現在、予算化に向けた制度の検討などを進めているところです。

今後も、増額された地方創生臨時交付金などの活用を検討するとともに、政策提言を通じたさらなる財源の確保に取り組み、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの促進を強化してまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、生活保護制度についての広報と他県の取組を踏まえた周知についてお尋ねがございました。

生活保護の申請をお考えの方の中には、不安や抵抗感を感じている方もいるため、そうした

不安などを和らげるためにも、分かりやすい広報に取り組む必要があります。こうした中、県においては、生活保護の申請は国民の権利であることをホームページ上で周知しております。

一方で、お話のありました県の生活保護のしおりには記載がないことから、改善を図ってまいります。また、県内の多くの市では、ホームページや生活保護のしおりに生活保護の申請は権利であることの記載がないことから、国や県の取組を紹介し、よりよいものとなるよう働きかけを行ってまいります。

こうしたことに加え、お話のあった他県の事例も参考にしながら、制度のより効果的な周知につきまして、市町村と共に取り組んでまいります。

次に、生活保護世帯における自動車の保有件数と現状についてお尋ねがございました。

生活保護世帯において自動車の保有が認められるのは、自営業などの事業用や公共交通機関の利用が困難な場合の通勤、通院等、障害者の通院等に限られております。

令和3年度末時点で、県内の生活保護世帯において自動車の保有が認められた件数は185件となっております。その内訳は、事業用が61件、公共交通機関が利用困難な場合の通勤用が43件、公共交通機関が利用困難な場合の通院等が20件、障害者の通院等が61件となっております。令和2年度の208件と比較しますと23件減少しておりますが、その大部分は高知市における減少となっております。

次に、生活保護世帯へのエアコン設置費用の助成に係る広報の徹底と制度の利用状況についてお尋ねがございました。

エアコンの設置費用の助成につきましては、制度が開始された平成30年度及び令和元年度には国の通知を受け、福祉保健所及び福祉事務所への周知を行い、令和2年度以降は県独自に継

続して福祉事務所などへの周知に取り組んでおります。生活保護世帯に対しましては、ケースワーカーが各家庭を訪問する際に生活状況などを確認し、必要に応じて助成制度の説明を行っているところです。

県内における制度の利用件数は、開始されました平成30年度は36件、令和元年度は57件、令和2年度は78件、令和3年度は62件となっております。

最後に、生活保護世帯や低所得世帯を対象としたエアコン設置への新たな支援制度の創設についてお尋ねがございました。

近年、熱中症による健康被害が心配される状況にあり、エアコンの使用は命や健康を守るためにも大変重要です。経済的な理由によりましてエアコンを購入したくてもできない場合への支援といたしましては、社会福祉協議会が実施をしている生活福祉資金貸付制度がございます。生活福祉資金貸付制度の相談窓口では、その方の経済状況等をお聞きし、必要に応じて生活困窮者自立支援制度の活用を促し、経済的な自立に向けた就労支援や家計相談につなげるなど、お一人お一人に寄り添った支援を行っております。議員のお話にありましたエアコン設置への支援制度につきましては、都道府県で制度を創設しているところはなく、一部の自治体が助成している状況となっております。

今後も、熱中症予防のためのエアコン購入に対しまして、社会福祉協議会と連携し、生活福祉資金貸付制度の周知・啓発を行うとともに、市町村や関係機関と連携し、生活が困窮する方々の経済的な自立に向けて必要な支援につなげてまいります。

(危機管理部長中岡誠二君登壇)

○危機管理部長(中岡誠二君) 本年の熱中症の救急搬送数などについてお尋ねがございました。消防庁の調査の速報値によりますと、県内で



は本年4月25日から9月25日までの累計で、584名の方が熱中症により救急搬送されており、昨年の同時期と比較しますと、約36%の増加となっております。年齢構成別で見ますと、例年と同じく65歳以上の高齢者の割合が最も多く、全体の約6割を占めております。発生場所別で見ますと、最も多いのが住居で全体の約39%、次に道路で約14%となっております。

最後に、傷病の程度で見ますと、軽症が約64%、3週間未満の入院加療を必要とする中等症が約22%、3週間以上の入院加療を必要とする重症が約2%となっておりますが、救急搬送した事例で死亡事例はありません。

○36番（米田稔君） それでは、第2問を行わさせていただきます。

1つは国葬の問題です。今、知事が4つ理由を述べられましたけれど、全くそんな今の答弁は、それこそ合理的な根拠はないと言わざるを得ないと思います。8年8か月、それは自由民主党の都合で8年8か月やったわけですから。そして、確かに非業の死は遂げましたけれど、くしくも安倍さんが60年来の統一協会とのつながりが明らかになったし、そしてその広告塔としての役割、統一協会とのつながりの頂点にいたのではないかと、こういうことも明らかになったわけで、それが多くの国民の一つの疑念に広がっているのではないかとこのように思うんです。

それで、この間の閉会中審査にしても知事も述べられませんでした。国葬は開催する基準はありません、法的根拠もありません、岸田首相はこう答えたんですよ。あとは閣議決定しかないんです。それを16億円も血税を投入してやる理由には全くならない。だから、国民は多数が反対の声を強めているんじゃないですか。昨日の晩のNHKでも、国葬に賛成したのは35%、反対は57%いますという報道をしたんですよ。

だから、閣議決定をもってして、戦後の国葬をやる根拠もないし、国会で一度も議論もしていないのに、やるべきものではないと言わざるを得ません。

私が聞きたいのは、そしたら知事はなぜ国民、県民が国葬をやることに多数が反対しているのか、どんなふうに受け止めていますか。あなたの思いを聞かせていただきたいというように思います。

それから、統一協会の問題です。社会的問題が指摘されると言われていますけれど、それを承知しているなら、またあえて言えば、知事は3年前ですか、選挙のときに行かれたというのは。なぜ行くんですか。承知しちゅうのになぜ行くか、おかしいじゃないですか。知事の今の答弁は全く整合性が取れていませんよ。分かっちゃって行ったというなら、これは大ごとです。

それと、少なくとも岸田首相も自民党も記者会見等で、社会的に問題が指摘されるというふうに言う、極めて不十分ですけど、それでも9月8日の茂木幹事長の記者会見でも、今後は旧統一協会と一切関係を持たないとまで言い切らざるを得ないところまで来ているわけですよ。多くの国民はまだ疑心暗鬼を持っていますけれど、そこまで言っている団体なんですよ。それをあなたは、社会的に問題が指摘される団体、そういうような捉え方ではなくて、しっかりと60年代の靈感商法やカルト集団のこの歴史を、為政者としてちゃんと見んといかんじゃないですか、それは2つ目の質問です。

ちょっと中間になりますが、総務部長にも併せてちょっと聞いちゃきたいです。この質問の関係で、よその県もそうだったと言いますが、何で、今の統一協会にとってこの国際ハイウェイ財団、日韓トンネルというのは極めて重大な位置づけの事業なんですよ。何十と関連団体ありますけれど、国際ハイウェイ財団、日韓

トンネル協議会、日韓トンネル研究会、これに関わってこれほど団体がつくられているんですよ。

私は、他県がそうだからといって、これはおかしいというふうに、賢明な総務部長ならなっただと思うんですよ。なぜあえてこれを抜かしたのか。率直に言うて、この日韓トンネルの協議会、47都道府県に全部できたんですよ、だから、余計他県も含めて触れなくなかったのではないかと。私は、そんなことでこの反社会的な集団と対峙はできないように強く思うんですが、そこは総務部長に答弁を願いたいなというように思います。

それから、知事に、溝畑さんのことですけれど、ハイウェイ財団、ひいては統一協会との関わりがあったということは明らかで、事実を争う余地はないんです。国際ハイウェイ財団の事業報告という資料を当県議団も入手していますが、これは財団側が公表したもので、はっきりと溝畑氏の名前が幾度となく出てくるんですよ。県民会議、全国の各地の結成大会に参加しています。全国役員の連絡協議会でも講師をやっています。

私が驚いたのは、最初多分、その資料が一番新しいかどうかよく分かりませんが、資料によると、2012年から講師に行かれています。あなたが大阪で副知事と一緒にやる前からやられているんですよ。私は、ここに確信犯的なところがあるんです。知事はライフワークみたいに言いますが、これほどまでに統一協会と癒着をして、ライフワークと言いながら統一協会の事業の片棒を担いでいるじゃないですか。それを高知県の正式な機関のメンバーとして置くことは、どれほど国民に対する裏切りになるか。彼が言いゆうから、高知県のアドバイザーもあるじゃないですかと、そういうことで彼が統一協会と一体となって、それを広めること自

身が統一協会に対する大きな弁護であり、力を貸すことになりますよ、分かりませんか。

アドバイザーやからそんなことやっていない、そんなことしゃべっていないと。その場でしゃべっていないなくても、ここへ来て、高知県へ来て、向こうで世話になっている、その人がやることは皆さんが信頼してきますよね。そういうことをやってはいけないから、私はアドバイザーから外すべきだというふうに言っているわけです。

以上、第2問といたします。

○知事（濱田省司君） 米田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、国葬儀に関しまして、県民の皆さんを含め国民の反対が世論調査で多いと、この理由をどう考えているのかということについてでございます。

これにつきましては、私も第1問でお答えをいたしましたとおり、安倍元総理の場合はまさしく現職の衆議院議員、政治家で、かつ自由民主党の最大派閥の実力者という、まだまだ現役の中で今回の狙撃事件があって死亡された。そうした総理大臣としての歴史的な評価が定まらない前に、言わばまだ現役の政治家という段階でこうした形で死亡されたというところの事情が非常に大きいというふうに考えております。

総理大臣の仕事は国の行政トップという面もございますから、この国の行政の責任者として8年8か月の仕事をされた、このことは、私は今回の国葬に出席をしまして映像資料を見ましても非常に大きな実績を上げられておられますし、献身的な働きをされた、この点については恐らくそう異論はないのではないかとというふうに思います。

ただ、やはり政治家安倍晋三ということで見れば、いわゆるいろいろな事件、モリ、カケ、桜と言われた事件があり、あるいは学術会議の委員の選任の事件があり、そういったことに関

しましては私自身ももう少し丁寧な説明が必要ではなかったかという思いもございますから、政治家の立場として振り返りましたときに、お話がありました統一教会の問題を含めまして、県民の皆さん、国民の皆さんに様々な意見があったと、それが行政面での功績ということと比べましても、政治家としての評価というところでトータルで考えたときに、マイナスとお考えになる方がかなりおられるということが、こういった県民の皆さんの意見、国民の皆さんの世論調査に表れているのではないかというふうに思います。

しかしながら、何度も申し上げますけれども、国の行政トップとして大変な重責を憲政史上最大の期間担われたということの功績は、そのことによって変わるということはないと考えておりますので、その点につきまして、私自身は素直に御苦労さまでございましたという思いをお届けしたいということで、今回の国葬儀に参加をして弔意をお示したということでございます。

次に、統一教会の問題に関しまして、3年前の知事選挙の際に私自身、この高知県の責任者に挨拶に上がったということに関しての御質問でございます。

この点につきまして、もともとこの団体が元統一教会との関係のある団体だということは承知をして御挨拶に上がった、このことは事実でありますけれども、私が訪問をして御挨拶をした3年前の時点におきましては、いわゆる靈感商法あるいは過剰な寄附の問題、こういったことが過去において行われておったということは、私も承知をしておりましたが、その3年前の時点、さらに申し上げますと、今回の参議院選挙前の時点では、こういった報道は一般的にはほとんど行われていないような状況であったというのが実態ではないかと考えております。

そうしたこともございましたので、私といたしましては、このいわゆる反社会的な、社会的に問題がある行動なり、そういった活動といったものが、一定程度改善に向かっているのではないかという認識の下に、当時は様々な団体に御挨拶に上がる一環として御挨拶に上がったというのが実情でございます。

その点につきまして、この7月以降の、夏以降の様々な情報、改めて情報に接しますと、必ずしも下火になっていたということではないということだとすれば、そういうふうに判断をいたしましたので、今後の対応としてどうするかということに関しましては、こういった関わりは持たないつもりだということは申し上げておるつもりでございます。

最後に、この統一教会の関係の溝畑氏の問題でございますけれども、溝畑氏はこの会見や報道におきましても、御自身の観光庁の長官を務められた、あるいは大阪観光局の局長を務めているという経歴から、またあるいはサッカーの交流ということで、韓国との交流をしてきたというような経歴も含めて、日韓の観光交流を強化すべきだという御持論をお持ちで、その一環としてこの日韓トンネルの構想、こういったものを進めていきたい、そういったお考えを持っていたと。それによってそうした立場から講演を引受けをして、参加をしたというような表明をされているところでございまして、その点につきまして、これはもうありのままに受け止めたいというふうに考えます。

これも今回の7月の参議院選挙前に、こうしたような活動を溝畑氏もされたということではないかというふうに考えておりますから、その意味で過去にこういった統一教会との関係があった、それも政治家というよりは、むしろ行政的に近い関係があったということ、それをもってこれが問題だということは、必ずしも私は当

たらないのではないかとこのように考えているところでございます。

○総務部長（徳重覚君） 米田議員の再質問に御答弁申し上げます。

旧統一教会——世界平和統一家庭連合の関連団体として、県が調査対象としたその選定の経過について再度御質問がございました。

先ほどの答弁の繰り返しにはなってしまいますけれども、今回の調査の実施に当たりましては、他県でどのような団体を調査対象としているかということ、その当時の情報を幅広く集めた上でございますけれども、ある団体をあえて外したということではなく、世界平和統一家庭連合との関係が明らかとされているという団体として、調査自体は8月下旬に行ったんですけれども、その当時の報道などをよくチェックいたしまして、そこで関係が明らかとされている団体というふうな名前が上がっていたところを、比較的幅広く集めさせていただいて、この団体を選んだというところでございます。

以上でございます。

○副議長（西内隆純君） マスク着用の上で発言願います。

○36番（米田稔君） どうもすみません。率直に言って、知事もそれは脇が甘いし、その彼はライフワークでやりたいなら、オブザーバーをやめてやったらいいんですよ、そういうことでしょう。彼がどんな善意を持っていても、統一協会のメンバーと一緒に、そこでこの話をするわけですから、それがアナウンスされるわけです。結局、為政者、知事も含めて政治家はいろんな思いがあっても、周りからどう見られるか、客観的にそれがどういう役割を果たすか、ここを考えんといかんでしょう。

私は、友達であって観光局の理事長だからといって、それは無関係だみたいな話では絶対駄目です。ぜひ、今後どうするのか、私の指摘を

踏まえて今後どうするのか、少なくとも検討して、判断をしてもらいたいというふうに思います。これは強く指摘しておきたいと思います。

またあとは、この間の国葬問題でも、安倍氏の調査は不可欠だとか、教団問題を闇に葬るのか、国葬するのかという意見もあるわけです。ですから、本当に国民が受けた被害、実態をよく学びながら、見ながら、行政に取り組んでいただきたい。抗議も含めてこのことを強くお願いをして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（西内隆純君） 暫時休憩いたします。

午後2時44分休憩



午後3時5分再開

○議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

28番田所裕介君。

（28番田所裕介君登壇）

○28番（田所裕介君） 県民の会の田所裕介でございます。議長にお許しをいただきましたので、会派を代表し、順次質問をさせていただきます。

初めに、宗教と政治の在り方について伺います。2022年は、民主主義の根幹を揺るがす出来事が多く起こった年となりました。私たちが、これまで当然であると考えていた民主主義社会の在り方、価値観が危機に瀕しています。今回、知事に、民主主義社会の根幹として重要な課題について御質問をさせていただきたいと思います。

宗教団体、世界平和統一家庭連合、旧統一教会をめぐるのは、その社会的に問題のある行為や政治との関わりが問題になっています。岸田

総理大臣は、閣僚を含め自由民主党議員が懸念や疑念を持たれていることを陳謝し、関係を断つことを党の基本方針として徹底すると強調しました。こうした関係は、地方政治にも浸透していることが明らかになり、自治体の首長が相次ぎ記者会見で関与の有無を明らかにし、本県でも濱田知事が8月2日の会見で、旧統一教会との関係について、知事就任以前に県の支部の責任者に挨拶に行ったことはあると説明をしました。旧統一教会と政治の関係の在り方は、国政だけの問題ではなく、地方政治においても重要な問題であります。

宗教と政治の関係について考えるときに、憲法第20条の理解は欠かせません。憲法第20条は、国が宗教団体に特権を与えることを禁じ、政教分離の原則を定めています。政治家が過剰な特権を結果的に与えるようなことに対しては、厳に慎まなければならないというのが憲法第20条の精神です。

今回の旧統一教会と政治家の関係にまつわる問題の一つは、政治家が集会で挨拶をする、メッセージを送るなど関わることで、私たちの団体は有名な議員の方々に御支持いただいていると、宗教団体が広い意味での特権を受ける形になっていたことです。憲法第20条を踏まえ、いま一度政治と宗教の在り方について考えなければならないのではないのでしょうか。

そこで伺います。これからの宗教と政治の在り方について、憲法第20条を踏まえて知事にお伺いをいたします。

宗教と政治については今日、旧統一教会にのみ注目が集まっておりますが、全ての団体が問題であるわけでは決してありません。一般の宗教団体にとってみても、一部の宗教団体に注目が集まることは非常に迷惑なことだと感じます。

このような背景もあり、反社会的な宗教団体に関しては法律等で法規制を行い、明確に区分

した上で、被害を受けている方への救済策を考えることも必要ではないでしょうか。例えば、フランスでは1980年代から旧統一教会信者のトラブルが多発したことを受けて、カルト対策が国会レベルで議論され、2001年に反セクト法が成立をしました。それにより、反社会的な活動を行った法人に対し、解散、活動禁止、司法的監視などを命じることが可能になりました。

反セクト法は、個人の精神的不安定化、法外な金銭要求、元の生活からの引き離し、身体への加害、子供への強制加入など、10の外的基準に照らしてカルトと判断する点が画期的とされています。宗教の教えである教義のよしあしで判断するわけではないため、信教の自由の侵害には当たらず、その団体が反社会的で人権侵害行為をしているかどうか焦点となります。

そこで伺います。これからの政治と宗教の関係、被害者の救済などを考えたとき、日本においてフランスの反セクト法のような反社会的とされる宗教団体を規制する法律を制定することについて知事の御所見をお伺いいたします。

次に、国葬についてお伺いいたします。国葬とは、国が国費で営む葬儀のことを指します。1885年に内閣制が始まってからは閣議決定で対象者が決められ、1926年に公布された国葬令という勅令で法律上に位置づけられました。1947年に国葬令が失効した後は、現在国葬を直接規定した法律は存在しておりません。賛否が分かれている中での国葬については、反対派と賛成派の分断を生むだけではなく、内心の自由を侵害するおそれも否定できないと指摘をされています。

今回の安倍元総理大臣の国葬においては、政府が民意を十分に反映せず、また正しい民主主義的手順を踏まずに決定したという点が課題であったと考えています。費用の全額を国の予算で負担するにもかかわらず、実施について国会

での議論を経ませんでした。政府は、閣議で国葬への支出を決定し、災害や補欠選挙など突発的な対応に使われてきた予備費を充てると決定をしました。予備費の使い道は内閣が決めることができる一方で、憲法第83条は、「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。」と定めています。

そこで伺います。今回、国葬を実施するに当たっての諸手続について知事がどのように評価をしているのか、お伺いをさせていただきます。

今回の国葬では、なぜ国葬でなければならないのかという点も指摘されておりました。公費を使う以上、過去の総理大臣経験者の葬儀と比較し、特別に国葬にする理由があるかどうかを第三者機関が客観的に評価する必要があり、主観的な評価への共感を求める目的で儀式をやるのは、個人の自由との観点でも問題だという議論もありました。また、国葬が法律で定められていないこともあり、なぜ国葬を選ぶのかという点が十分に明確にならなかったことも国民不信を招いた一因であると考えています。

今回の事件を踏まえ、今後同じような混乱を生まないよう、国葬について法制化が必要だと考えるか、知事の御所見を伺います。

次に、参議院議員選挙について伺います。本年7月10日に投開票された第26回参議院議員通常選挙では、3度目の合区での選挙となりました。高知県内の投票率は47.36%となり、合区が導入された2016年から50%割れが続く結果となっております。政治参加が民主主義の根底にある概念であることを鑑みると、合区制度導入以降の本県における低投票率は、まさに民主主義の根底を揺るがすものであります。

本県では、濱田知事も、これまで幾度となく合区解消に向けて取り組んでいくと強い姿勢を明らかにされています。令和2年9月議会において、現行憲法下での公職選挙法改正による合

区解消への対応について質問をさせていただきました。その際、濱田知事より、現行憲法における投票価値の平等、1票の価値の平等等を考慮した場合、公職選挙法改正による対応にはおのずと限界があり、合区問題の抜本的解決には、地方自治の規定を充実させる形での憲法改正が不可欠であるとの答弁をいただきました。

また、濱田知事は、せっかく二院制を取っている以上は、衆議院については人口比例原則を重視するにしても、第二院であります参議院については地方の府といいますか、地方公共団体を代表するという性格を持っていくということで、衆議院ほどは人口比例原則を尊重しないのではないかとこの考えの下に草案全体が設計されていると御答弁されています。

そこで伺いをいたします。参議院を地方の府とすることについて知事の御所見をお伺いいたします。

次に、人権について伺いいたします。ツイッターで県内の被差別部落に関する資料が投稿され、極めて悪質な人権侵害が起こっています。人権への配慮が必要な多くの調査項目に加え、被差別部落の地名一覧も掲載されており、一覧表の村名、字名は現在の地名と結びつくもので、身元調査に悪用されることが危惧されています。

2016年12月に部落差別の解消の推進に関する法律が施行されました。インターネット上での差別など新たな状況を踏まえて、国や自治体に差別解消のための責務があると明記し、国が自治体の協力を得て実態調査を行うことや、国や自治体に相談体制の充実、教育、啓発を行うことを求めています。インターネット上での人権侵害には歯止めがかかっていません。

そこで伺います。本来速やかに削除またはアカウント凍結などの措置が取られるべき悪質な事案がインターネット上に掲載され、削除されず、情報更新され続けている状況をどのように

認識されているのか、知事の御所見をお伺いいたします。

部落差別解消推進法の施行に加え、高知県人権施策基本方針においても、インターネットによる人権侵害のおそれがある書き込みなどへの対応についての記述はありますが、人権侵害の解消に至っておらず、基本方針だけでは限界があると考えています。

令和2年2月議会でも質問させていただきましたが、大きな課題は解消法ではなく、罰則のない理念法であり、人権侵害の解消に至らないことが非常に大きな問題です。他県では、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることを目指して制定された、大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例を制定し、一歩進んだ取組を行っています。

そこで伺います。インターネットに関わる人権侵害の多さを鑑み、大阪府の条例のような先進的な条例を研究し、本県でも条例制定を実現する時期に来ていると思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

次に、新型コロナウイルス対策について伺います。

7月以降、全国的にオミクロン株BA.5系統等による爆発的な感染拡大が生じ、第7波に突入しました。第7波はこれまでにない感染拡大となり、全国的に一般医療の逼迫が生じました。本県でも7月下旬より感染者数が増加し始め、8月2日には1日の感染者数が1,000人を超え、8月24日には2,000人を超えました。

それに伴い、救急患者の受入先が見つからない、救命救急の受入れ停止など、一番あつてはならない一般医療の逼迫を招きました。発熱を理由に救急を利用する患者とその搬送件数が急増し、感染の疑いがある患者に対応できる処置

室やコロナ病床の不足に加え、家庭内感染などでスタッフが足りず、県内では救急搬送を受け入れられなかったケースが7月は110件、8月はそれを上回る件数となった医療機関もありました。

これまでも医療体制の強化を行ってきたにもかかわらず、一般医療の逼迫が生じたことを受け、再発を防がなければなりません。第7波を経験し、いま一度これまでの医療体制整備で十分でなかったこと、課題を洗い出し、これからの備え医療体制の強化をお願いしたいと思います。

そこでお伺いします。知事として、第7波の一般医療の崩壊とも言える逼迫について、新型コロナウイルス感染症の拡大期からこれまでの医療体制の整備についての経緯をどのように受け止め、評価しているのか、知事にお伺いをいたします。

第7波では、人流制限など経済活動に制限をかけず、経済活動と感染抑止の両立を目指しました。私としては、経済活動はあくまでも感染した際に治療が受けられる、一般医療も受けられる、そのような安定した医療体制の前提に立っていると考えます。医療制度が盤石でない場合に、感染者が増加しても経済活動への制限がない場合、感染者が増加する、クラスターが多発する、結果として一般医療が逼迫し必要な治療が受けられないことは、県民の命を脅かすことであり、あつてはなりません。医療体制とバランスを取りながら経済活動に制限をかけることも、場合によっては考慮する必要があるのではないのでしょうか。

そこで伺います。第7波を振り返り、今後医療体制に限界が来たとき、経済活動とのバランスをどのように取っていくのか、知事の方針についてお伺いをいたします。

医療の逼迫は、高齢者や障害者など基礎疾患

のある方にとって特に深刻な問題です。福祉施設に入所している方は、軽症の場合、施設内療養を行うことになっています。福祉施設でも、施設によって施設内療養の体制は異なります。医療機関と提携しており、看護師などの医療スタッフが常駐している施設、提携はしているが常駐はしていない施設、提携も常駐もしていない施設など様々です。施設内療養となった場合、医療機関や医療スタッフが常駐している施設とそうでない施設で、職員の負担や可能な対応が異なることが考えられます。

施設内療養中に重症化する兆候が見られた場合、提携医療機関がある場合はスムーズに施設内療養から医療機関につなぐことも可能となりますが、そうでない場合、特に医療が逼迫している場合は医療機関につなぐことが難しくなることも否めません。

施設内療養をお願いするに当たり、どのように福祉施設と医療をつなげる体制整備を行うのか、子ども・福祉政策部長に伺います。

新型コロナウイルス感染症が消失し、主な症状は回復したにもかかわらず、後遺症と呼ばれる症状に悩む患者がいることは徐々に認識をされています。後遺症による労災認定も増加をしています。厚生労働省は、後遺症の実態についての調査を始めており、新型コロナウイルス後遺症についての症状ごとの診療ポイントや、社会復帰に向けた医療的な支援などについてまとめた新しい診療の手引を公表しました。本県でも今後、後遺症患者が増えることも考え、支援体制の充実が急がれます。

令和3年9月議会において、本県における新型コロナウイルス後遺症への取組について伺いをいたしました。かかりつけ医の役割や、療養からその後のケアへの切れ目ない支援など、心強い御答弁をいただきました。そして、昨年10月には高知大学医学部附属病院に専門外来が

開設をされたところであります。

そこで伺います。昨年9月以降、オミクロン株流行期以降の後遺症を訴えた人の属性、症状の特性について伺いをします。また、もし分かるようであれば、変異株による後遺症の症状などの違いは見られるのか、健康政策部長にお聞きをいたします。

今後、後遺症患者が増えることも予想され、新型コロナウイルス後遺症で悩む人が、社会生活を継続するための支援を行っていく必要があります。後遺症に悩む人の中には、症状が重く休職せざるを得ない、復職しても体調が完全には回復せず、職場の理解を得られず、所属部署の変更を求められる、退職せざるを得なくなる事例なども報じられています。

東京都世田谷区など相談窓口等を設置し、社会保険労務士やハローワークと連携し、後遺症に悩む人の復職や再就職への支援を行う自治体もあります。まずは、企業のコロナ後遺症についての理解が重要となることを踏まえ、伺いをします。

後遺症について、企業の理解を深めるためにどのように周知し、支援につなげていくのか、商工労働部長にお伺いをします。

後遺症の症状、医療機関や受診案内などの情報発信は自治体が積極的に行う必要があります。情報がないあまり、後遺症が疑われる症状に悩んでいるが、どうしたらいいかわからないという方もいるのではないかと思います。

7月8日にNHKが報じたところによると、コロナ後遺症対応の医療機関を周知する都道府県が22%にとどまっています。高知大学の横山教授は、不確実な治療法など、いいかげんな情報に振り回されている患者もいるので、正しい情報を国や自治体がしっかり発信する必要があります。かかりつけ医にも後遺症は症状が極めて多様だと理解してもらい、患者に寄り添うよう啓



発をしていくことが必要だと指摘をしております。

県民や医療機関への後遺症の周知に関して、県としてどのように総力を挙げて努めていくのか、健康政策部長に具体的にお伺いをいたします。

次に、新たな地域交通モデルについてお伺いをいたします。

私たちの生活にとって不可欠なインフラである地域公共交通は、厳しい現状に直面をしています。コロナ禍以前からの課題に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大がさらに地域公共交通機関に追い打ちをかけています。感染拡大防止のための外出抑制、国際的往来制限等が実施され、人流の減少やインバウンドの消失など経営環境の変化が生じており、地域公共交通は利用者がさらに減少し、極めて深刻な状況に陥っています。

国土交通白書2021によると、全国のバス事業者のうち約7割が赤字であり、特に地方圏のバス事業者は約9割が赤字であるとされています。地方公共交通機関の維持は地方自治体の喫緊の課題であると言えます。

そこで伺いますが、本県において新型コロナウイルス感染症の拡大によって、どのように公共交通の維持に影響が出ているのか、具体的なデータも含め、県の分析について中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

本県の公共交通は、新型コロナウイルス感染症の影響は否めませんが、それ以前より課題があったということも否定できません。そのため、公共交通の課題について、全てコロナ禍を要因として結論づけるのではなく、コロナ禍以前の要因と分けて分析をし、適切な支援策につなげる必要があると考えます。コロナ禍の影響、そしてコロナ禍以前からの課題を踏まえ、お伺いします。

ウイズ・ポストコロナ時代において、どのように公共交通の維持に向けての支援を行うのか、具体的に中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

地域公共交通機関に対し、これまで資金的な支援を行ってきましたが、根本的な問題は解決に至っていません。そのため、抜本的な解決に向け地域公共交通自体の在り方について、分析及び議論の上、持続可能な新たな地域公共交通モデルについても検討をしていく必要があります。

解決策としての新たな地域公共交通のモデルとしてM a a S——モビリティ・アズ・ア・サービスの普及が期待されます。M a a Sとは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位の移動ニーズに対応し、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせる検索、予約、決済等を一括で行うサービスを指します。観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段と期待されます。

2021年、国土交通省は、「M a a S 関連データの連携に関するガイドラインVer. 2.0」を公開し、また2022年度の骨太の方針でも言及、そしてデジタル田園都市国家構想にも含まれており、取組の加速化を図っています。

M a a Sは、都市の規模や目的によって異なった形があります。地方型または日常版M a a Sは地方の交通手段が乏しい地域のM a a Sであり、I C Tを活用した新しい移動サービスの活用や、相乗りタクシーや自家用有償旅客運送など地方部向けの制度を利用した移動サービスの実施、交通と生活サービスとの連携が特徴です。基幹となる鉄道やバス路線を軸に、デマンドバスやタクシーなどを効率的かつ利用しやすい形で提供することで、新たな需要を喚起し、顧客

減に歯止めをかけながらコスト削減に努めることで、事業の継続性を確保していくことを目指します。一方、観光を目的としたものは、観光客向けのサービスを主眼とした観光型M a a Sとなります。観光周遊を促進する交通手段の提供、観光スポット情報の配信、観光施設との連携などが挙げられます。

国土交通省は、M a a Sの全国への早急な普及に取り組んでおり、令和元年度には19のモデル事業、令和2年度には地域特性に応じたM a a Sの実証実験を行う36事業、令和3年度にはM a a Sの社会実装に向けた12事業の選定、支援をしています。

本県でも、2020年には県がM a a SとA I オンデマンド交通の地域セミナーを主催し、2021年には高知県自然・体験型観光キャンペーン実行委員会が、鉄道、バス、路面電車など県内全12社の交通事業者と連携をし、県内全域をカバーした3日間乗り降り放題の交通パス、高知プレミアム交通Passを発売しました。2022年5月より、とさでん交通株式会社が販売する電車市内一日乗車券、電車全線一日乗車券の2券種をモバイルチケット化し、同時に提供を開始するなど、持続可能な地域公共交通を目指し、観光型及び地方型・日常版M a a Sの普及に向け、積極的に取り組んでいます。

そこで、まず観光型M a a Sについて伺います。本県において、観光型M a a Sの普及のメリットをどのように考えているのか、現在までの取組及び展望も含め、中山間振興・交通部長に御所見をお伺いいたします。

観光型M a a Sと地方型・日常版M a a Sは異なる目的があるため、異なる取組も必要であると考えます。そこで伺いをいたします。本県においてどのような日常版・地方型M a a Sの普及を促進することで、公共交通にまつわる諸課題の解決を目指していくのか、現在までの

取組及び展望も含め、中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

次に、関西戦略及び観光・外商戦略について伺います。本県の外商・観光戦略において、本年は非常に重要な年です。関西戦略は、大阪・関西万博や大阪I Rをにらみ、アンテナショップの設置など関西圏での外商拠点を設け、プロモーションや外商の抜本的強化を図ります。また、来春のNHK連続テレビ小説らんまんの放送により、本県への注目が高まることが予想されます。この機を捉え、積極的に観光や外商の促進に取り組み、県勢浮揚を目指さなければなりません。

連続テレビ小説らんまんに合わせ、本県の魅力を発信できる効果的な施策が必要となります。らんまんで取り上げられる牧野富太郎博士と関わりのある地方自治体は高知以外にも存在しており、牧野博士が高知県出身であることを認識しているとは限りません。例えば、牧野博士の住まいは東京都練馬区にあり、跡地には記念庭園、記念館が設けられています。また、牧野博士は兵庫県神戸市とも関わりが深いとされています。

まずは、牧野博士と本県の関わりを有効的にプロモーションしなければならないと考えます。そのため、牧野博士と関連のある地方自治体と連携し、らんまんで盛り上げる必要があります。濱田知事は、本年8月に高知市長と共に練馬区長に面会、そして神戸市を訪問し意見交換をされたとお伺いをしています。

練馬区や神戸市など、牧野博士と関連する地方自治体とどのように連携し、らんまんで契機とした本県のプロモーションや観光促進を行っていくのか、知事にお伺いをいたします。

また、県内の各市町村との連携も必要となります。らんまんの放送を契機に本県への観光客が増加することが見込まれるため、様々な体制

整備を県と各市町村が連携で行わなければなりません。例えば、牧野博士の行動記録に残された足跡をパンフレットとして作成するなど、高知県内の市町村を訪れてもらえるようなプロモーション活動の体制を整える必要があります。また、駐車場やお手洗いなどのインフラなどのハード面、国内そして海外からの観光客にも対応できる観光ガイドなどのソフト面の整備を進め、各市町村における観光客の受入れ体制を準備しなければなりません。

そこでお伺いをいたします。県内市町村と連携し、どのようにプロモーション及び受入れ体制の整備を行っていくのか、観光振興部長にお伺いをいたします。

関西戦略や観光、外商の促進に当たっては、アンテナショップの設置などのハード面に加え、プロモーションや外商活動などのソフト面が重要になります。ソフト面においては、インターネットやデジタル技術を活用することで新たな取組が可能となり、これまで以上の効果も見込めます。

新たなデジタル技術で観光、移住促進といった地方創生で注目されるのがメタバースです。メタバースは仮想空間を指します。インターネット上に構成される3次元の世界で、アバターと呼ばれる自分の分身を介し世界に入ります。メタバースは、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで世界とつながり、デジタル実装を通じた地方活性化を推進するデジタル田園都市国家構想とも関連するものです。

メタバースを用いた地方創生については政府も注目をしており、本年8月内閣府は、地方創生SDGs官民連携プラットフォームにメタバース分科会を新しく設置しました。メタバース分科会では、メタバースを活用した地方創生、SDGs課題解決のベストプラクティス創出を

行うとともに、地方創生、SDGs課題解決に向けた先端分野の人材交流を行います。また、今年23日には東京大学がメタバース工学部を設立し、多様なDX人材の育成を行うとしました。

メタバースの利点は、現実世界に限りなく近い状態で活動できることです。コロナ前から既にゲームなどを中心に活用されてきましたが、コロナ禍で会議や商談といったビジネスの場におけるニーズも顕在化し、より多様な使い方が模索をされています。現在のようにコロナ禍で国境を越えた移動、国内での移動が難しい場合、メタバースで本県の魅力を体験してもらうことで本県のPRにつながり、外商や観光や移住促進にもつながると考えています。

既にメタバースを活用している自治体があります。「デジタル田園都市国家構想「三重広域連携モデル」」では観光メタバースに取り組むとしています。また、京都府や沖縄ではメタバース上で名所を再現することで、これまでにはない新たな方法で観光を盛り上げようとしています。

大阪市、大阪府が2025年大阪・関西万博に先駆け、大阪の魅力ある都市を国内外に発信する都市運動型メタバース・バーチャル大阪内に新規エリアとして、道頓堀など大阪市内をモチーフとした新市街エリアを本年2月に本格オープンしました。

本県においても、メタバースの活用は既に議論をされています。本年7月に開催された第3回関西圏外商強化対策協議会において報告されました、外商拠点以外に関する県の評価についての中で、将来的にはメタバースを活用した仮想店舗の展開につなげることも可能と掲げており、全国に先駆けた取組が期待されています。

そこでお伺いします。関西戦略における外商や観光の取組において、メタバースなどのデジタル技術を今後どのように活用していくのか、産業振興推進部長にお伺いをいたします。

次に、ヤングケアラーについて伺います。

本年6月に発表された経済財政運営と改革の基本方針2022において、昨年に引き続きヤングケアラーへの支援が明記されました。子供の成長環境に関わらず、誰一人取り残すことなく、健やかな成長を保障することが重要であるとし、子供の視点に立って必要な政策を体系的に取りまとめた上で、その充実を図り進めていくとしています。

昨年2月議会、9月議会、本年2月議会において、私自身ヤングケアラーについて質問をさせていただき、本県も積極的に取組を進めていることと認識をしております。昨年9月議会において濱田知事は、本年度ヤングケアラーの実態調査を行うと表明されました。そして、今年2月議会で、本年6月から7月にかけて県内全体的な中高生約3万5,000人を対象にインターネットによる調査を行い、その後庁内の検討チームで分析を行い、早期発見の仕組みづくりや、教育と福祉部門との連携強化などの施策につなげていくとの答弁をいただきました。

そこでお伺いをいたします。本県の実態調査の結果を踏まえ、どのように施策に生かしていくのか、子ども・福祉政策部長に具体的にお伺いをいたします。

今回、本県で行われた実態調査は中高生を対象にしたものとなります。国では既に調査対象を小・大学生に広げ調査を行っており、小学6年生と大学3年生のそれぞれ6%超がヤングケアラーに該当すると本年4月に発表しました。国の調査結果を見ると、ヤングケアラーの年齢で、その悩みや抱える課題が異なることが分かります。

小学生については、家族の世話をしていると回答した小学生は6.5%であり、世話を必要としている家族はきょうだいも最も多く、71%となっています。また、健康状態がよくない・あまり

よくない、学校生活では授業中に寝てしまうことが多い、宿題ができていないことが多い、遅刻や早退をたまにする・よくするなど回答する割合が、世話をしている家族がいない人よりも2倍前後高くなっており、健康状態や学校生活にも影響を与えていることが挙げられます。

世話を必要としている人が父母と回答した人のうち、父母の状態像については分からないとの回答が33.3%と最も高く、父母が病気や障害を抱えていても、そうした状態について子供自身は状況がよく分からないまま、家族の世話をしている可能性があることが分かります。子供自身が置かれている状況を十分に認識できていない状況が存在しており、そのような状態で自らがヤングケアラーであるということに気づくのは非常に難しい可能性が高いです。

また、相談状況としては、世話による制約が多い、あるいは世話にきつさを感じている人ほど相談経験が増える傾向にある一方で、子供の相談相手については家族が78.9%と最も多く、家族以外の大人については、学校の先生が13.8%、保健室の先生が5.5%と、その割合が大きく下がります。また、学校や大人にしてもらいたいこととして、自由に使える時間が欲しいが15.2%、勉強を教えてほしいが13.3%との回答が目立っています。

これら調査結果が示しているのは、小学生という年齢を考えたとき、中学生や高校生と同じアプローチの仕方では支援が十分にできないのではないかということです。相談相手が家族であることから分かるように、問題が家族外に顕在化するということが難しい現状にあります。小学生の段階でしっかりとヤングケアラーの児童を支援につなげなければ、中学、高校、大学と大人が担うはずの家族の世話をし続ける、これまでヤングケアラーの問題が顕在してこなかった状況を生んでしまいます。まずは小学生のヤ

ングケアラーの存在をしっかりと把握すること、そして気づきにつなげるように教育や周知を行うことが重要です。

そこでお伺いをいたします。小学生を対象とし、どのようにヤングケアラーについての教育や周知を行っていくのか、教育長にお伺いいたします。

大学生のヤングケアラーについては、小・中・高校生と異なった支援が必要となります。大学生のヤングケアラーのうち約50%が就職に関し何かしらの不安があると回答しています。求める支援は、進路や就職など将来の相談に乗ってほしい、学費への支援・奨学金など、自由に使える時間が欲しいの順に高くなっています。

また、世話をしている家族は、中高生調査できょうだいの割合が最も高かったのに対し、大学生は、母親、祖母の割合が高くなっており、独り親家庭で自分のみで世話をしている割合が高く、世話の頻度も高く、世話に要する時間も長い傾向にあります。大学生については、その時間が長い中で、就職活動、学費といった生活や進路の問題が大きいのしかかっています。

そこで伺いますが、どのように大学生のヤングケアラーを見つけ、支援をしていくのか、その取組について文化体育スポーツ部長にお伺いをいたします。

最後に、カスタマーハラスメントについてお伺いをさせていただきます。

令和元年に労働施策総合推進法等が改正をされました。職場におけるパワーハラスメント防止のため、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務とされ、本年4月からは大企業のみでなく、中小企業もパワーハラスメント防止の措置を講ずる義務が生じました。

ハラスメントの種類は多岐にわたり、厚生労働省の令和2年の調査によると、パワハラ、セクハラに次いで顧客からの暴行、脅迫、ひどい

暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為を指すカスタマーハラスメントの相談があったと回答している企業が多く、19.5%となっています。また、3.8%の企業が、3年間の相談の推移でカスタマーハラスメントは増加していると回答しており、対策の必要性が明らかになりました。

これを踏まえ、令和2年、事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）が策定をされ、カスタマーハラスメントに関して、事業主は相談に応じ、適切に対応するための整備、被害者への配慮のための取組が望ましい旨が明確になりました。また、本年2月厚生労働省がカスタマーハラスメント対策企業マニュアルを策定し、社会的課題としての認識も向上しています。

このようなことから、地方自治体においてもしっかりと取組を進めなければなりません。カスタマーハラスメント防止対策としては、各社でカスタマーハラスメントの基準を明確にし、企業内での考え方の統一、そして発生時にどのような対応を取るかを共有する、カスタマーハラスメントのパターン別に発生時の対応を考えておくことが必要です。しかし、企業がカスタマーハラスメントという概念を十分に認識していない、またどのように基準を定めたらいいのか分からないというのが課題です。

このように企業概念の周知や体制整備は重要となりますが、それに加え、社会全体としてもハラスメントに対する意識の醸成を図っていくことも大切になります。

そこでお伺いをいたします。一般の人に向けての周知については、事業者が独自に行うことには限界があるため、行政が主導して啓発が必要だと考えるが、消費者から事業者に対するカスタマーハラスメントを防止するための周知の

取組に、県としてどのように努めているのか、文化スポーツ部長にお伺いをいたします。

カスタマーハラスメントに限らず、ハラスメント全般においては、事案が発生した際の相談窓口や対応窓口を企業が社内に設置し、相談から相談者のプライバシー保護、そして解決まで、本来であれば企業が行えるというのが理想的な形である一方で、特に中小企業では、企業の中でこのような体制を整えることが難しいケースもあります。そのため、行政が一定の支援を行うことが必要なのではないかと考えます。

そこでお伺いをいたします。県内企業が抱えるカスタマーハラスメントの対策の課題を踏まえ、中小企業がカスタマーハラスメント対策へ向けた整備を行うに当たって、行政としてどのような支援を行っていくのか、これからの展開も含め、商工労働部長に具体的にお伺いをし、私からの第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 田所議員の御質問にお答えいたします。

まず、これからの宗教と政治の関係の在り方についてお尋ねがございました。

御指摘ありました憲法第20条は信教の自由を保障しておりまして、国家の宗教的中立性を明示した規定であります。政教分離の原則の考え方に基づいたものというふうに考えております。これは、明治憲法下におきまして、国家神道に国教としての特権的地位を与え、他の宗教が冷遇ないし迫害をされたということへの反省から、国家と宗教との分離を明確化していると、そういった趣旨だというふうに理解をいたしております。

そして、最高裁の判例で示されました政教分離の考え方によりますと、国家と宗教との間には一定の関わり合いがあるということを前提といたしまして、その関わり合いが我が国の社会

的・文化的諸条件に照らして相当とされる限度を超えた場合に、憲法上許されない事態に陥るといふような位置づけとされております。

我々が社会生活を営みます上で、宗教とは、教育、福祉、文化など、広範な場面で交わり合いが生じてまいります。したがって、一つの宗教を信じる方々の集団は社会的な存在であるというふうにも言えますし、一定の政治的な主張をすることは何ら否定されるものではないというふうに考えます。

重ねて申し上げますが、憲法上信教の自由が保障されておりまして、一方で国家と宗教との間で政教分離が求められているということでもありますので、宗教と政治の関わり合いが少なくとも一切許されないということにはならないと考えます。むしろある意味で人を動かすという意味では、宗教と政治というのは密接な関連があるとも言えなくはないということではないかと思えます。

こうしたことから、私なりに考え方を申し上げますと、宗教と政治の在り方というのは、言わば一種の不即不離の関係といえますか、お互いに節度を持った距離感を保ちながら、いい関係をつくっていくということが望ましいのではないかと考えております。

次に、反社会的とされる宗教団体を規制する法律の制定について考えてはどうかというお尋ねがございました。

信教の自由は憲法上の保障がされておりまして、最大限尊重されるべきであるということでございますので、宗教団体の活動に関する国からの関与については、慎重に検討すべき問題だというふうに考えております。

さらに、具体的に個別の宗教団体が反社会的であるか否かにつきましては、形態も多様で、また時々の社会情勢に応じて判断も変化し得るというものであると思えますから、お尋ねのよ

うな法規制を限定的かつ統一的に行うことは、法律上もなかなか困難ではないかというふうに考えております。

さらに申しますと、我が国においても1990年代に、いわゆるオウム真理教によります一連の事件があった中で、法制上どう対応するかという議論はくぐってきてまいっているわけであり、宗教法人法も一種の伝家の宝刀的な制度として、解散命令といった制度を持っておられるわけでありますので、こういったこととの関係をどう考えるかといった論点もあるのではないかというふうに考えます。

一方で、昨今社会的に問題が指摘をされております宗教団体の活動によって被害を受けている方が出ているということにつきましては、非常に残念な状況だというふうに考えております。そのため、こうした法制度の必要性については、国レベルで判断がされるべき問題だと思いますが、ある意味では必ずしも宗教団体ということに限らずに、被害者の救済という観点などから国会で検討し、また議論をしていくということは意義があることになるのではないかというふうに考えております。

次に、いわゆる国葬儀の実施に当たっての諸手続に関する評価がどうかというお尋ねがございました。

政府におきましては、今回の国葬儀につきまして、内閣府設置法及び閣議決定を根拠として行うというふうに明らかにされております。また、決定に当たりましては、内閣法制局とも協議が行われ、法的な整理をし、進められたというふうに承知をしているところであります。また、経費につきましても、政府が用途を決定できる予備費を活用するというところで、閣議決定がなされております。このように、今般の国葬儀は、そもそも行政権の範疇に含まれる儀式という位置づけがされておりますし、その手続は

一定の手順を踏まえたものであるというふうに考えます。

そうした意味で、今回の国葬儀につきましては、行政面でのプロセスに特段の瑕疵はないということだと思いますが、先ほど来御議論になっておりますように、国葬儀の実施自身について、残念ながら国民世論が大きく割れているという状況があるのは事実だと思います。この点を考えてみますと、行政面と申しますよりは、むしろ政治面でのプロセスにおいて、もう少し早い段階で与野党間の実質的な協議、話し合いが行われていれば、かくも国民世論が割れるというような状況には至らなかったのではないかというように思いも私自身持っております、そういった点は、今回一つの今後の検証ポイントになるのではないかというふうに考えておるところであります。

次に、国葬儀の法制化の必要性についてお尋ねがございました。

先ほど来申しておりますように、国葬儀につきましては、この実施によりまして国民の権利を制限したり、あるいは義務を課すると、そういった性格のものではございません。したがって、いわゆる侵害留保の原則という行政法の原理からいいたとしても、必ずしも法律による根拠が必要なものではないというふうに位置づけるべきものだと考えております。

ただ一方で、今回の国葬儀実施までの経過を踏まえますと、国民の皆さんの理解と納得が得られるように、一定のルール、手続などをあらかじめ決めておくというのは一つの選択肢である、これは確かにそうだというふうに私も考えます。ただ、この場合よく考えてみますと、国葬儀に法律上の根拠が与えられるということになりますと、ある意味で国民に対して弔意の表明を要求する方向に作用する可能性がある、このことは例えば国旗・国歌法の制定の効果とい

うようなことを考えてみたときにも、そういった可能性はあると考えるべきだと思いますので、そういった点も考察に当たっては留意が必要なのではないかというふうに考えております。

岸田総理は、さきの国会の議院運営委員会におきます質疑におきまして、今回の国葬儀に当たって様々な意見や批判、議論があることは承知をしており、今後につなげるためにも事後の検証を行うというふうに述べられておると承知しております。今後の国葬儀に関する法制化の是非の問題につきましても、国におきますこうした検証の中で検討の対象とされるべきものと考えております。

次に、参議院を地方の府とすることについての所見についてお尋ねがございました。

参議院を地方の府とするという考え方は、全国知事会が平成28年に公表いたしました憲法と地方自治研究会報告書においても、合区問題の解決を念頭に置いて提唱されているところであります。

現行憲法におきましては、地方自治の規定が少ない、薄いということがございます。これに起因いたしまして、地方の声の重要性というよりも、むしろ1票の価値の平等性、これが圧倒的に解釈上重視をされてきたという経緯がこの背景としてあると考えます。それゆえに、最高裁が違憲判断を出すというようなことになってまいりまして、合区制度の創設ということにつながってきたというような経緯をたどっていると考えます。

言うまでもなく、1票の価値の平等は尊重すべきではありますが、一方で合区は現在対象となっております4県にとどまる問題ではないということが大事ではないかと考えます。今後、人口減少により合区対象が拡大するということが想定をされるわけでありまして、そうなりますと、様々な問題に直面している地方の声が、より一

層届きにくくなるということにつながりますので、決してこの合区を固定化させてはならないというふうに考えます。

こうしたことを背景といたしまして、我が国は二院制を採用しているということでありますから、参議院は地域の代表として、各地方単位での多様な意見を反映する、そうした地方の府として位置づけるべきではないかというふうに考えます。一方、第一院であります衆議院は人口比例原則により、全国民の多数の民意を反映させるというふうに位置づけることによりまして、二院制を取っている意義を踏まえた、よりバランスの取れた制度、組織体系になるというふうに私自身は考えているところであります。

次に、インターネット上での人権侵害についてどのように認識をしているのか、お尋ねがございました。

議員のお話にありました被差別部落に関する資料につきましては、出所や真贋性は不明でありますけれども、差別に当たる情報が削除されずに、更新され続けている状況となっております。このような基本的人権の尊重を無視した行為は、人権擁護の観点から、断じて許されないものであるというふうに考えます。

県といたしましては、部落差別の解消の推進に関する法律に基づきまして、市町村などと情報を共有しながら、こうした情報の削除の要請あるいは法務局への通報など、必要な対応を行っているところであります。

次に、こうしたインターネットによる人権侵害に係ります条例の制定についてのお尋ねがございました。

本県におきましては、人権尊重の社会づくり条例に基づきまして、人権施策基本方針を策定し、あらゆる人権に関する問題の解決に向けまして総合的に施策を推進いたしております。この基本方針におきましては、インターネットに



よる人権侵害を施策の一つとして掲げまして、ネット上におきます同和問題のモニタリングあるいは予防のための教育、啓発などに取り組んでおります。

こうした中、ネット上の誹謗中傷を被害者から迅速に救済するために、プロバイダ責任制限法という法律が10月から改正施行されます。今回のこの法改正によりましては、発信者の特定情報に係ります開示範囲の拡大や、裁判手続の簡略化がなされることになりまして、救済の面ではこの手法が広がっていくという方向となっております。これに連動をして、国では、情報モラルの向上に向けました啓発、あるいはネット上の書き込みに関する相談体制などを強化するということとされております。

県といたしましてもこうした国の動きに対応して、先進自治体の事例や施策も参考にしながら、ネット上の誹謗中傷、差別を防止するための具体的な施策について検討をしまっている考えであります。その上で、まずは来年度に改定予定の基本方針に適切に反映をいたしまして、実効性のある取組を強化してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス関連で、第7波におきます医療体制の整備についての受け止めと評価についてお尋ねがございました。

本年に入ってから第6波での感染の急拡大を受けまして、本県では国の対処方針なども踏まえて、医師会などの協力も得まして確保病床の増床、上積みなどに全力を挙げて取り組んでまいりました。

しかしながら、7月以降は1つには、感染が医療従事者の周辺にも広がって、医療従事者が感染者ないし濃厚接触者となり、出勤困難者が増えて、県内の医療提供機能が低下するというような事情が見られました。

また、2つには、感染者の急増によりまして

発熱外来での対応が困難となり、患者に対する薬物治療が遅れたということを受けまして、症状の悪化、そして結果として救急医療に負荷がかかるといったような状況が生じてまいりました。

第3に、主要なコロナ入院協力医療機関におきましてクラスターが続発をし、一定期間こうした医療機関でのコロナの対応能力が低下をしたというような事態が生じております。

こうした経過などによりまして、第7波におきましてはコロナ医療や救急医療は一層厳しい状況になったというふうに認識しております。こうした状況に対応するために、第7波に入りましてから、1つにはオンライン診療を強化するといった対応を取りますとともに、コロナ入院病床の確保数を125床上積みをするというような対応を取ってまいりました。

今回の経験を踏まえまして、医療機関の逼迫を回避するためには、感染拡大の防止ということとはもとよりではありますが、重症化して入院対応が必要となります患者を減少させるということが何よりも重要であるというふうに考えます。

このため、かかりつけ医や検査協力医療機関など確定診断を行いました医療機関におきまして、重症化リスクのある患者に速やかに初期治療が行える、こうした体制を整備し、重症化予防を徹底してまいる考えであります。また、初期治療時の入院協力医療機関の病床を確保するために、専ら入院治療後の患者を受け入れます、いわゆる後方支援を行う病院をさらに確保すると、回転をさせていくということによりまして、入院機能の分化を図ってまいりたいと考えております。

以上のような対応につきまして、医師会など関係者の皆さんと共に着実に取り組みながら、第7波以上の感染拡大を想定した医療体制を構築してまいる考えであります。

次に、この第7波を振り返りまして、医療体制と経済活動のバランスをどう取っていくのかというお尋ねがございました。

第7波のオミクロン株は感染力は強いわけですが、若い世代の重症化のリスクは低いということ、そして多くは軽症で済むという状況である一方で、高齢者などへのリスクは引き続き高いという特性があります。また、感染が拡大をする場面も変化してきておりまして、かつての飲食店の時短営業あるいは不要不急の外出自粛といった社会経済活動への制限によりまず感染拡大の防止効果は限定的になってきているというふうに考えております。

このため、第7波におきましては、本格的な行動制限を行わずに、医療機関の直接の負担軽減に役立つ措置、そして重症化リスクのある高齢者等を守ると、こういった点に重点を置いた対策を講じてまいったところでございます。

しかしながら、8月以降は病床占有率の数字以上に入院調整が難しくなりまして、発熱外来あるいは救急医療も大変逼迫をする状況になりました。県といたしましては、さらに感染が拡大をいたしますと、医療機能が十分に果たせない状況になるということを懸念いたしまして、BA.5対策強化宣言を出し対策を強化してまいったわけでありまして、具体的には、入院協力医療機関を拡充する、オンライン診断を実施していくということによりまして、医療機関の負担軽減に直接的に効果がある対策を講じてまいったわけでありまして。

9月に入りまして、新規感染者数は減少傾向にございますけれども、この間医療従事者の方々には大変な御苦勞をおかけいたしまして、県民の皆さんには不安を持たれた方も少なからずおいでたというふうに受け止めているところでございます。

今後は、第7波を上回る感染拡大が生じまし

ても、早い段階で高齢者などに医療資源を重点化していくということなどによりまして、保健医療システムをしっかりと機能させるということ、そしてできる限り社会経済活動を維持していくということを念頭に組み込んでまいりたいと考えております。

最後に、来春からの連続テレビ小説らんまんの放映に関連いたしまして、牧野博士に関連をする県外の自治体と連携したプロモーションについてお尋ねがございました。

連続テレビ小説らんまんを生かしまして、本県のPRや全国的な盛り上げにつなげていきますためには、牧野博士に御縁がある県外の自治体との連携が大変重要である、この点は議員の御指摘のとおりだということふうに考えております。

お話のありました練馬区や神戸市につきましては、ドラマの放送が決定をいたしました今年の春から連携した取組を進めようということ、相互に情報交換を重ねてまいったところでございます。それをベースにいたしまして、8月には私自身が神戸市長や練馬区長を訪問して、相互の観光のPRをしていくということ、あるいは双方を含むような旅行商品を造成していくということなど、今後の連携について申合せをさせていただいたところでございます。

神戸市長からは、神戸市の主要施設での高知県のPRを、そして練馬区長からは、それぞれのイベントへの相互出展などといった形で前向きな御提案もいただきまして、今後の連携には大きな手応えを感じているところであります。

今後、博覧会の開幕に向けまして、県外にあります牧野博士ゆかりの施設との相互PRということはもとよりであります。首都圏など集客力の高いイベントでのPR、そして県産品の販売なども検討をしてまいります。

また、今回練馬区から御提案をいただきました、区内の観光案内所での本県の観光パンフレッ

トの設置などといった、連携を生かした情報発信にも取り組んでまいりたいと考えています。加えまして、ゆかりの地それぞれの魅力を生かし、相互に送客できるような旅行商品の造成につきましても、実現に向けて旅行会社へのセールスを進めたいと考えております。

こうした連携をさらに深めていきますことで、牧野博士のふるさとである本県に全国から多くの皆様にお越しいただけるように、しっかりと取り組んでまいる考えであります。

私からは以上であります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、施設内療養を行う際の福祉施設と医療との連携体制についてお尋ねがございました。

福祉施設において、新型コロナウイルス感染者の施設内での療養を行うためには、医療機関との連携強化や感染症に対する対応力の向上、感染管理体制の強化に取り組むことが必要となつてまいります。

施設に感染者が発生した場合の初期の対応として、施設内で医療が受けられる体制整備が重要であり、医師や看護師の支援や往診を要請できる医療機関を事前に確保することが必要となつてまいります。そのため、事前に医療機関を確保できていない福祉施設に対しましては、医師会や福祉保健所の協力によるマッチングを進め、福祉施設と医療機関の連携体制を強化してまいります。

次に、福祉施設の感染症に対する対応力の向上では、各施設において入所者の服薬等の情報整理や患者発生時の人員体制など、事前準備の再点検を行うこととしております。また、施設管理者等を対象に、感染時のマネジメント研修を施設団体と連携して実施するなど、患者発生時に備えた事前準備を徹底してまいります。

感染管理体制の強化につきましては、これま

でに全施設を対象に感染管理の基礎的な研修を行ってきたところです。今後は、感染管理認定看護師等の御協力をいただき、福祉施設の看護職員等を対象に、消毒の徹底やゾーニングなど実践的な研修を行い、感染管理のスキルアップを図ってまいります。

こうした取組を施設団体と連携しながら進めることで、福祉施設における施設内療養の体制整備を支援してまいります。

次に、ヤングケアラーの実態調査と今後の施策についてお尋ねがございました。

ヤングケアラーは、家事や家族の世話などを日常的に担うことで、やりたいことができないなど、子供自身の権利が守られていないと思われる子供とされております。

本県のヤングケアラー実態調査につきましては、本年6月から7月に県内の中高生約3万4,000人を対象に、インターネットによる調査を行い、約1割の3,218人から回答を得ました。現在、調査結果を取りまとめており、速報値ではありますが、世話をしている家族がいると回答した方は15%の492人となっております。また、やりたいことができないことがあると回答したヤングケアラーと思われる方は1.7%の55人、その方が世話をしている家族は父母やきょうだいが多く、世話をしている頻度は、ほぼ毎日が44%となっております。また、欠席や遅刻、宿題を忘れる頻度が多い傾向があるといった課題も明らかになりました。

ヤングケアラーへの対応は、教育や福祉・医療など様々な分野が一体となって支援することが重要となつてまいります。今後、庁内の検討チームで分析を行い、早期発見、相談機関へのつなぎ、多職種連携による支援の各段階での施策の強化につなげてまいります。

今回の調査で、ヤングケアラーと思われる方の約7割は誰にも相談した経験がなく、相談を

諦めたり家族のことを話しにくいとの声が多くありました。特に、小学生など学齢の低い子供は、置かれている状況を十分に理解できていない可能性もあり、ヤングケアラーは必要な支援につながりにくい問題となっております。

早期発見や相談機関へのつなぎでは、学校や福祉専門職、地域の様々な支援者など、周りの大人がヤングケアラーに関する意識を高め、課題を抱えた方々を見逃さない体制づくりを進めてまいります。また、多職種連携による支援につきましては、今回の調査結果を市町村とも共有し、多職種が連携した支援チームの市町村への設置を進めるとともに、今年度から配置したコーディネーターを通じて個別の事例を収集し、ヤングケアラーへの効果的な支援体制の構築につなげてまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、オミクロン株流行以降の後遺症状の状況と、株の違いによる後遺症の症状についてお尋ねがありました。

国が作成しました新型コロナウイルス感染症診療の手引きの最新版、第8版になりまして、今年7月22日に公表されております。それでは、代表的な後遺症状として倦怠感、関節痛などの全身症状、せき、息切れなどの呼吸器症状、精神・神経症状、嗅覚・味覚障害などの症状が明示されておりますが、オミクロン株への変異に関連するような言及はありませんでした。

県内の高知大学医学部附属病院に設置しました遷延性コロナケア外来、いわゆる後遺症専門外来を2021年の11月から今年の9月の間に受診しました患者さん33人では、身体症状として倦怠感、せき、息切れ、胸部痛、嗅覚・味覚障害、抑鬱などおおむね国と同様のデータとなっております。ただ、オミクロン株が流行し、置き換わった今年2月以降の症例数が16例と少ないこともあり、罹患後症状の変異株による明らかな

違いは認められていないということでございます。

続きまして、後遺症について、県民、また医療機関への周知についてのお尋ねがありました。

県としましては、県のホームページに新型コロナウイルス感染症罹患後の遷延症状に係る専門外来についてのお知らせを掲載し、広く一般的な周知を行っております。また、別途保健所や新型コロナウイルス健康相談センターに相談のあった方については、個別に確定診断を行った医療機関や、かかりつけ医にフォローしていただいております。

ただ、議員御指摘のように、県民の方々に罹患後症状についての理解が十分浸透していないとも認識しておりまして、罹患後症状についての解説など、ウェブサイトへの掲載内容を拡充してまいりたいと考えております。あわせて、医師会や大学などとも連携して、県民の皆様の理解が進むように、広報の強化に努めてまいりたいと考えております。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、新型コロナウイルス感染症の後遺症について企業へどのように周知し、支援につなげていくのか、お尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状、いわゆる後遺症に限らず、がん治療など治療と仕事の両立に対して、会社や周囲の理解が得られないために離職を余儀なくされるということは、あってはならないことと考えます。

国においては、平成28年2月に、事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインを策定、公表しております。このガイドラインは新型コロナウイルス感染症の後遺症を抱える方にも活用できるものとなっております。また、治療と仕事の両立支援に向けた労働者及び事業者のための相談窓口が全国に設置されて

おりまして、本県においても同様に、高知産業保健総合支援センターが窓口となって、保健師や社会保険労務士などの専門家が相談に当たっているところであります。

県内事業者の中には、こうしたガイドラインや相談窓口について十分な情報をお持ちでない事業者もあるかと思っておりますので、ガイドラインや相談窓口の活用について改めて広報などによりまして周知していくことで、後遺症に苦しむ従業員の方の支援につなげてまいりたいと考えております。

次に、カスタマーハラスメント対策についてお尋ねがございました。

カスタマーハラスメントは、令和元年の職場におけるパワーハラスメント防止措置の義務化等を定めた法律の改正時の国会における附帯決議を受け、国においてその対策が着手され、本年2月に対策マニュアルが策定されたところであります。顧客の威圧的な言動や過度な要求は、従業員に強い精神的ストレスを与えるなどの支障を及ぼすことなどから、このマニュアルを活用して企業がしっかりと組織的に対応していくことが必要です。

このため、まずは労働局と連携しながら、広報紙や県主催のセミナー、各団体との会合を通じまして、マニュアルの活用を呼びかけてまいります。その上で、お話のありましたように、小規模な企業においては組織的な対応が十分にできないケースも想定されます。今後、マニュアルの活用状況の確認に加えまして、企業のお話もお聞きしながら、ニーズに応じて施策の充実などについて検討してまいります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) まず、公共交通におけるコロナ禍の影響と県の分析についてお尋ねがございました。

本県の主要な公共交通機関の利用状況をコロ

ナ禍前の令和元年度と比較いたしますと、とさでん交通では、路線バス・路面電車の利用者数は令和2年度は7割程度、足元令和4年度の第1・四半期では8割程度、高速バスでは令和2年度は3割弱、令和4年度第1・四半期では4割程度にとどまっております。また、土佐くろしお鉄道の利用者数は、令和2年度はコロナ禍前の8割、足元令和4年度第1・四半期では9割弱となっております。

これは、県境をまたいだ移動の制限やインバウンド需要の消失、テレビ会議の普及等により、観光やビジネスの利用者数が落ち込んだことが主な要因であり、このうちビジネス利用につきましては、今後もコロナ禍前の水準までには回復せず、収益の伸び悩みが続いていくものと考えられます。沿線人口の減少や少子化と相まって、新たな需要を掘り起こさなければ、公共交通の維持がより厳しくなるものと認識しております。

次に、ウイズコロナ・ポストコロナ時代における公共交通の維持に向けた支援についてお尋ねがございました。

公共交通の維持に向けては、コロナ禍前から路線バスの運行経費や鉄軌道の施設整備に対し、県と沿線市町村が協調しながら支援を行ってまいりました。移動制限などの影響により、公共交通の利用者が激減したコロナ禍においては、こうした従来の支援に加えて、路線バスの運行経費や鉄軌道の施設整備などへ追加的な支援を行ってまいりました。今後もコロナ禍における追加の支援につきましては、交通事業者の経営状況を見極めながら、適切に対応してまいります。

一方、コロナ禍で逆に潜在化しておりました運転士不足に対応した人材確保、あるいは利便性向上による利用促進といった課題につきましては、ポストコロナを見据えて、改めて対応を

強化していく必要があると考えております。これまでの取組としまして、人材確保につきましては、バス運転士に特化した就職相談会へのブース出展や、県内事業者の見学会の開催などを行っており、これまでに10人の運転士の確保につなげております。今後は、移住施策と連動した取組も進めることで、さらなる人材確保を目指してまいります。また、利便性の向上につきましては、沿線市町村や交通事業者と連携して取り組んでおり、例えば嶺北地域では路線バスの便数を増やし、大杉駅での列車との接続を改善することで、利便性向上と利用促進につなげております。

しかしながら、ポストコロナにおきましては、こうした取組に加えまして、先ほど申し上げましたビジネス利用の減少傾向あるいは沿線の少子化、人口減少が続くことを踏まえた取組も必要となってまいります。このため、観光列車の乗り入れや積極的な旅行商品の開発など、新たな需要を掘り起こして利用者増につなげていく取組を強化していくとともに、ふだん公共交通を利用していない方に乗っていただけるような広報啓発の強化等による利用促進、これにも取り組んでまいります。

次に、観光型M a a Sの普及のメリットをどのように考えているのか、現在までの取組及び展望も含めお尋ねがございました。

鉄道やバスなどを一体的に検索、予約、決済ができますシステムの総称でありますM a a S、これは観光客にとっては観光地や宿泊地までの移動手段が容易に検索、把握でき、利便性が向上するといったメリットがございます。

また、議員のお話にもありましたように、将来宿泊施設、観光施設などと連携したサービスが提供できるようになれば、その利便性が飛躍的に向上するのみならず、地域経済の活性化も期待されるところでございます。このことは政

府の骨太の方針2022におきましても、デジタルトランスフォーメーションへの投資としてM a a Sを推進することとされているところでございます。

このM a a Sの実現に向けましては、まずは県内の公共交通機関がグーグルなど経路検索サービスで検索できるようにするためのデータ化、具体的には路線図や時刻表、バス停の位置情報などのデータを整備し、オープンデータ化する必要があります。このため県では、高知県地域交通サポーターを配置し、県内の交通事業者や市町村が行う路線バスや市町村営バスのデータ整備などを支援してまいりました。

現在、県内全ての民間路線バスが大手検索サイトで経路検索ができるようになっており、また市町村営バスにつきましても、27市町村のうち17市町村で経路検索ができるようになっております。引き続き、M a a Sの基盤となるデータ整備の支援を進めるとともに、随時のデータ更新も支援していくことで、大手検索サイトなどに県内公共交通機関のデータ活用を促し、観光客のさらなる利便性向上につなげていきたいと考えております。

最後に、日常版M a a Sの普及を促進することで、公共交通にまつわる諸課題の解決を目指していくのか、現在までの取組及び展望も含めお尋ねがございました。

いわゆる日常版M a a Sの普及に当たりましては、御指摘のように基幹となる路線バスや鉄道を軸に、デマンドバスなどと効率的に接続し、住民の公共交通利用の利便性を高める、こういったことが効果的であると考えております。

現在、県内の市町村では、公共交通を維持し地域住民の移動手段を確保する取組といたしまして、例えば高知市では鏡地域や土佐山地域で、自宅地域からバス停まではデマンド型乗合タクシー、バス停からは路線バスに乗り換えて市内

中心部に移動するといった取組を行っております。この10月には春野地域においても同様の取組が始まることと聞いております。

今後、こうしたデマンド型乗合タクシーと路線バス、鉄道など、複数の公共交通機関を乗り継いで移動する際、検索、予約、決済を一括でできるようになれば、地域の利用者の利便性が大きく向上する、またそれだけではなく、それによりまして公共交通の利用者も増加し、持続可能な公共交通の構築にも寄与すると考えられます。

現在、県では、先ほど申しましたように、データ整備などを支援する取組を実施しておりますが、いわゆる日常版MaaSにおきましては、特に市町村営バスのデータ整備、これが重要でありまして、早急に全ての市町村営バスのデータ整備を終えるよう取組を進めているところです。今後もこうしたデータ整備あるいはその更新を支援しながら、市町村や交通事業者と連携し、地域住民にとって効率的で利用しやすい公共交通の実現、これに向けて取り組んでまいります。

(観光振興部長山脇深君登壇)

○観光振興部長(山脇深君) 連続テレビ小説らんまんに向けた取組における市町村との連携についてのお尋ねがございました。

らんまんの放送を県内各地域の観光振興につなげていくためには、様々な振興策を市町村と連携して取り組んでいくことが大変重要だと考えています。このため、来年春から予定しております観光博覧会の開催に向けまして、県内全市町村に御参加いただいております、連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会を5月に設立し、現在市町村の皆様と一体となって準備を進めているところです。

博覧会の開幕を来春に控え、まずは草花スポットなどにおける駐車場や遊歩道の整備、草花ガ

イドの養成など、県内各地における観光客の受入れ体制を早急に整えていく必要があります。このため県としましては、市町村に対する新たな補助制度を創設するとともに、ガイドのスキルアップなどのための講座を開催するなど、ソフト面での支援を行いながら、市町村と一体となって準備を進めてまいりました。また、博覧会期間中に混雑が予想されるエリアでのシャトルバスの運行など、市町村が行う渋滞緩和や周遊促進策に対しまして、県としてしっかり後押しをしていきたいと考えています。

一方、プロモーションにつきましては、市町村や地域の観光関係者の方々と共に、旅行会社に向けた博覧会のセールス活動を今月から開始したところです。また、地域の旬な草花情報などを提供するデジタルサイネージや、議員からお話もありました牧野博士ゆかりの地マップなど、より広く周遊していただくための施策につきましても、市町村の方々と協議を重ねながら進めているところです。

今後とも市町村との連携の下、各地域における受入れ体制の整備と誘客の促進の両面において取組を進め、らんまんの放送を契機とした県全域での観光の底上げを図ってまいります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) 外商や観光の取組におけるデジタル技術の活用についてお尋ねがございました。

デジタル技術の活用は、関西戦略のみならず、国内外のマーケットに向けた外商の展開や、リアルタイムの観光情報の発信による誘客促進など様々な政策を進める上で有効な手段となります。特に、お話のありましたメタバースは、双方向のコミュニケーションによる情報交換が可能となりますことから、仮想空間において県産品の購入や観光体験ができるなど、無限の可能性を秘めていると言えます。

先般開催をいたしました関西・高知経済連携強化アドバイザー会議におきましても、委員からアンテナショップとメタバースの取組を融合することで、他県との差別化が図られ、外商の効果が一層高まるのではないかとといった御意見を頂戴したところです。特に、大阪観光局の委員からは、バーチャルで高知の豊かな自然を体験していただくなど、観光DXについてもぜひ一緒に取り組みたいとの御提案をいただき、早速今月9日に大阪観光局とメタバースの活用を見据えた勉強会を開催したところでございます。

現在、メタバースは一部の企業により事業化されておりますが、まだまだ緒に就いたばかりでございまして、一般に広く利用する環境は整っておりません。しかしながら、総務省が7月に公表した情報通信白書によりますと、メタバース市場は技術の進展とサービスの開発によりまして、2021年に4兆円余りだったものが、2030年には80兆円近くに達すると見込まれております。つまり10年間で20倍に拡大するということになります。この飛躍的な拡大が見込まれる市場にいち早く参入することができれば、県産品の販売や観光誘客などにおいて大きな効果をもたらすことが期待をされます。

そのため、国や企業などの動向を注視しつつ、先駆的に取り組む団体等との連携も視野に、実用化に向けた研究を積極的に進め、全国に先駆けたメタバースの導入を目指して検討を進めてまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) 小学生を対象としたヤングケアラーについての教育や周知をどのように行っていくのかのお尋ねがございました。

議員のお話のとおり、特に小学生につきましては、その発達段階から、自身がヤングケアラーであるとの自覚ができない場合が多く、また自身の家族や家庭の状況を周囲にうまく伝えるこ

とも難しいものと思われま。そのため、教員を含めた周りの大人がヤングケアラーの子供を早期に発見する取組を強化することや、小学生自身がヤングケアラーであると気づくための発達段階に応じた教材の開発と、体系的な指導が重要になると考えております。

具体的には、まず早期に発見する取組として、教職員や保護者に対しヤングケアラーの概念や、その見極め方、大人の役割といった内容を生徒指導主事会やPTAの研修会等の場で周知することとしております。加えて、スクールソーシャルワーカーが中心となり、家庭の状況を把握している福祉部署と学校との連携体制を強化してまいります。また、教材開発や子供への指導につきましても、まずは県内外のヤングケアラーについての先進的な取組事例の情報を収集し、市町村教育委員会や各学校に提供してまいります。あわせて、本年度中に小学生の発達段階に応じた、本県独自のヤングケアラーに関する教材を子ども・福祉政策部と共同作成し、各学校での活用を促してまいります。

県教育委員会としましては、子供たちにとって大切な学習の時間や友達と交流する時間などが保障されるよう、関係機関とも連携を密にしながら、しっかりと取組を進めてまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) まず、大学生のヤングケアラーを見つけ、支援する取組についてお尋ねがございました。

高知県立大学や高知工科大学におきましては、ヤングケアラーの問題に限らず、学生一人一人が抱える悩みに丁寧な対応が行えるよう、相談窓口の職員、担当指導教員、就職担当教員らが連携し、情報を共有する中で、個々の学生に応じた支援が行われております。こうした体制の下、例えば高知工科大学では病気の親の世話をしていた学生を大学が福祉の窓口につなぎ、様々



なサービスを利用できるように支援したことで、学生本人が就職活動に専念することができるようになったという事例もあったとお聞きしております。

他方、ヤングケアラーの問題は、最近になって社会的に注目されてきたものであることもあり、この問題への認識が十分ではない学生がいることも考えられるところでもあります。このため、大学内のポータルサイトなどを通じて情報発信を行い、ヤングケアラーの問題についての学生の意識を高めるとともに、学生生活を送る上での困り事や悩みなどがある場合には、まずは相談窓口や身近な教職員に相談するよう周知を図ることを大学に呼びかけてまいりたいと考えております。これにより、早期に個々の学生の状況を把握し、ヤングケアラーの状況にある学生については福祉などの窓口にしっかりとつなぐといった、個々の状況に応じた必要な支援が行えるものと考えております。

いずれにしましても、家庭の状況にかかわらず、意欲のある学生が安心して学びを継続し、就職活動にも取り組むことができる環境づくりは大変重要でありますので、各大学においては引き続ききめ細かな支援を行っていただきたいと考えております。

次に、消費者から事業者へのカスタマーハラスメントを防止するための周知の取組についてお尋ねがございました。

消費者が自らの意見を事業者に伝えることは、その内容や方法が適切なものである限り、商品やサービスの改善を通じて、よりよい社会の発展につながるという意味で重要であると考えております。

しかしながら、その意見が妥当性を欠く内容である場合や、意見を伝える手段が暴行、脅迫など社会通念上、不相当なものである場合など、いわゆるカスタマーハラスメントと捉えられる

行き過ぎた言動については、事業者との信頼関係を失わせるものであり、場合によっては犯罪として処罰されることとなるものであります。

こうしたことを踏まえ、県では、ホームページや消費生活出前講座などを通じて、カスタマーハラスメントを防止するための啓発を行っております。具体的には、消費者が事業者に意見を伝える際には、一呼吸置いて冷静になること、言いたいこと要求したいことを明確に伝えること、理由についても丁寧に伝えること、事業者の説明もしっかりと聞くことといったポイントに留意していただくよう周知しているところであります。また、消費をめぐるトラブルや疑問については、県立消費生活センターなどが公正な立場で解決に向けた相談を受け付けていることについても、周知を図っております。

今後も消費者の正当な意見を抑制することのないよう配慮しながら、消費者による行き過ぎた言動が生じることのないよう、県民の皆様への周知を図ってまいりたいと考えております。

○28番（田所裕介君） 大変丁寧な御答弁ありがとうございました。

先ほどのカスタマーハラスメントのことです。なかなか消費者への周知というのは難しいところかなと思ったんですけど、事業者と消費者、両者がやっぱりそういうハラスメントを防いでいくんだとの姿勢で取組を進めていただけないような御答弁で受け取りをしたところです。

ハラスメントに対しますと、先ほど商業系であったりというような、中心でありますけれども、人事院が公務員へのハラスメントですね、カスタマーハラスメントを非常に問題視をしておりますして、人事院規則で府省庁に組織として対応して、迅速かつ適切に職員の救済を図ることを求めたというようなこともございます。

やっぱりそういうところで言いますと、こういうところを非常に顕在化してきたというところ

ろも踏まえて、例えば秋田県であれば本年の4月、秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例及び多様性に満ちた社会づくりに関する指針にカスタマーハラスメントを盛り込むというような動きもしているところがございます。

本県は、パワーハラスメントに対して働き方改革の一環として取り組んできたこと、そしてセクハラに関しては高知県男女共同参画社会づくり条例で言及し取り組んできたという経緯もあります。このカスタマーハラスメントの件数が増加しているということも出てきようかと、これから出てくるとは思いますので、県の指針や条例の中に位置づけることも考慮し、取り組んでいただきたいなと思うところであります。

それで、ヤングケアラーのことであります。非常に状況と、調査の結果もいただきまして、教育の場とそして福祉の場がしっかり連携して取り組んでいくんだと。特に小学生は、なかなか調査が難しいということでもあります。そうなると、なかなか本人も言い出せないということであれば、社会でしっかりと見つけていく。いろんな学校で、大人であったりとかというところで地域の方々、しっかり見つけていくということが大事なんで、その環境づくりをやっぱりしっかりとやっていただきまして、支援にしっかりとつないでいただきたいと思うところがございます。

そして、メタバースの話、非常に夢のある、前向きな御答弁で受け止めております。本当に今入り口に立とうと、まだまだ入り口はこれからかなというところですけど、御答弁のとおりでありまして、非常に大きな可能性を秘めておると思います。この関西戦略としっかりと絡み合わせて、そういう明るい未来といえますか、そういう話ができたらいいなと思いますし、御期待を申し上げるところでございます。

そしたら、あと2問目、1問だけさせていた

だけたらと思います。知事に2問目を行かせていただきます。参議院の合区のことについてでございます。先ほど御答弁の中でも若干触れられてはありましたが、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

現行憲法では第43条第1項、「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と今されております。また、現在衆議院と参議院は法案審議などで同等の力を持っている。そして、衆議院と参議院における人口比例原則。参議院を地方の府とする議論は、衆議院と参議院の関係や、それぞれの権限に係る憲法の規定についても併せて全面的に見直していく必要が出てきます。そして、憲法における地方自治の在り方検討ワーキングチームで、第43条の改正案について議論されておまして、第2項に参議院議員が国民代表性と地域代表性格を併せ持つ規定を提案しております。

そこでお伺いいたしますが、令和2年9月議会の答弁や全国知事会での議論を踏まえまして、憲法改正が不可欠であるというこれまでの御答弁、そして参議院を地方の府とする御答弁も踏まえて、これらの議論において参議院の機能や二院制の在り方についてどのようにお考えなのか、知事の御所見を改めてお伺いしたいと思います。

○知事（濱田省司君） お話ございましたように、我が国は二院制を取っておりますが、憲法上、特に地方自治の規定があまり手厚くないと、こういうこともございまして、参議院の性格というのが曖昧といえますか、衆議院との対比が白紙の状態の規定上は行われているということだと思います。結果、時には参議院は衆議院のカーボンコピーと言われるような形で、衆議院と参議院、いろんな機能とか、結果的に選挙制度のほうも似てきているということはございます。

今回、骨太の議論として、国の形、立法府の在り方を抜本的に見直すという観点から、ちょうど例えばアメリカの上院は各州2名一律、人口比にかかわらず、州の代表という形で選出をされておりますから、そういった方式を念頭に置く形で、各県、極端に言えば1人ずつ、しかし一定程度大都市部はもう少し増加ということでもいいと思うのですが、いずれにしても人口比例の原則というのは、衆議院よりは緩和された形で位置づけていくということが妥当ではないかというふうに考えます。

また、それと言わばセットとして、衆議院のような人口比例原則は持たないわけですから、現在衆議院が参議院に対して、法案とか予算の審査について優越性を持っておりますけれども、そういった点の在り方に関しても、ある意味で方向性としては衆議院の優越性がより強まるといいますのか、参議院はより専門的な分野に、例えば特に地方との関係ですね、地方の府としての関係、地方公共団体の立場から見た立法のチェックというところに重点的に機能を果たすという形で、参議院の持つ機能自身もこの際見直しをしていくということとセットで議論していくということが望ましいのではないかというふうに考えております。

いずれにしても、これは国の形あるいは立法府の形を大きく変える大改革でございますので、そういった骨太の議論をぜひ憲法審査会において、国会でも展開をしていただきたいということを強く要望し、提言をしていきたいと考えております。

○28番（田所裕介君） 前向きに御答弁を全体的にいただきましてありがとうございました。時間も少なくなってまいりました。今日は様々な課題と、それと大きく前進も見えながら、前向きな御答弁をいただいたところでございます。また、今日いただいた御答弁がしっかり様々な

施策に反映されることを御期待申し上げまして、私の一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（明神健夫君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明29日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時50分散会

令和4年9月29日（木曜日） 開議第3日

出席議員

- 1番 濱口涼子君
- 2番 榎尾絢子君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 上治堂司君
- 5番 土森正一君
- 6番 上田貢太郎君
- 7番 今城誠司君
- 8番 金岡佳時君
- 9番 下村勝幸君
- 10番 田中徹君
- 11番 土居央君
- 12番 野町雅樹君
- 13番 横山文人君
- 14番 西内隆純君
- 15番 加藤漠君
- 16番 西内健君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 桑名龍吾君
- 20番 森田英二君
- 21番 三石文隆君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 依光美代子君
- 26番 大石宗君
- 27番 武石利彦君
- 28番 田所裕介君
- 29番 石井孝君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 岡田芳秀君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君
- 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 豊永大五君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会事務局長 澤田博睦君
- 公安委員長 古谷純代君
- 警察本部長 江口寛章君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君  
事務局次長 横田 聡君  
議事課長 吉岡正勝君  
政策調査課長 田渕史剛君  
議事課長補佐 杉本健治君  
主 幹 春井真美君  
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第3号)

令和4年9月29日午前10時開議

第1

- 第1号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第3号 令和4年度高知県電気事業会計補正予算
- 第4号 高知県個人情報の保護に関する法律施行条例議案
- 第5号 高知県職員の高齢者部分休業に関する条例議案
- 第6号 高知県四国カルスト県立自然公園公園施設の設置及び管理に関する条例議案
- 第7号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第8号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県旅館業法施行条例の一部を改

正する条例議案

- 第12号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県子ども・子育て支援会議設置条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県が当事者である和解に関する議案
- 第16号 県有財産(港湾荷役機械)の取得に関する議案
- 第17号 国道441号防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案
- 第18号 県道本川大杉線(上吉野川橋)橋梁修繕工事請負契約の締結に関する議案
- 第19号 県道須崎仁ノ線防災・安全交付金(仁淀川河口大橋)工事請負契約の締結に関する議案
- 第20号 春遠ダム(春遠第1ダム)本体建設工事請負契約の締結に関する議案
- 第21号 令和3年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第22号 令和3年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 令和3年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 令和3年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 令和3年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 令和3年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 令和3年度高知県会計事務集中管理

<p>特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第7号 令和3年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第8号 令和3年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第9号 令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第10号 令和3年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第11号 令和3年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第12号 令和3年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第13号 令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第14号 令和3年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第15号 令和3年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第16号 令和3年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第17号 令和3年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第18号 令和3年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第19号 令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第20号 令和3年度高知県流域下水道事業会計決算</p> <p>報第21号 令和3年度高知県電気事業会計決算</p> <p>報第22号 令和3年度高知県工業用水道事業会計決算</p> <p>報第23号 令和3年度高知県病院事業会計決算</p> <p>第2 一般質問 (3人)</p>	<p style="text-align: center;">————— ∞ ∞ ∞ —————</p> <p style="text-align: center;">午前10時開議</p> <p>○議長（明神健夫君） これより本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">————— ∞ ∞ ∞ —————</p> <p>質疑並びに一般質問</p> <p>○議長（明神健夫君） 直ちに日程に入ります。</p> <p>日程第1、第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」から第22号「令和3年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「令和3年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第23号「令和3年度高知県病院事業会計決算」まで、以上45件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。</p> <p>25番依光美代子さん。 (25番依光美代子君登壇)</p> <p>○25番（依光美代子君） おはようございます。県議会一燈立志の会、依光美代子でございます。会派を代表して、6項目について質問をいたします。</p> <p>最初に、国民健康保険財政の安定運営に向けてお伺いをいたします。</p> <p>高知県の国保財政がいかによれば安定的な運営ができるように、財政と併せていかに健康な県民を増やすか、その観点から質問いたします。本県では、全国に先駆けて人口減少や高齢化が進んでおります。その中で国保運営は、小規模自治体ほど国保財政の不安定さが増しております。制度の維持・安定的運営のためには、広域化して規模を大きくし、県全体で加入者を支え合うのは必然の流れだと考えます。</p> <p>県内の国保の保険料水準を統一して、県内ど</p>
---	---

の市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料とすることを各市町村と協議を重ねた結果、2030年、いわゆる令和12年度の保険料水準の統一について合意がされました。今後も市町村と丁寧に議論を進める予定です。

しかし、国保の現状を見ると心配が絶えません。県内の国保被保険者数は、人口減少に伴い、2010年には22万4,770人でしたが10年後の2020年には16万5,301人となり、約5万9,000人減少しております。また、2025年、令和7年には、全ての団塊世代が後期高齢者医療制度に移行することが見込まれており、県内の国保被保険者数は大きく減少します。そして、制度改正によりパート従事者の社会保険への移行もあり、2025年以降も被保険者数は現在の予想以上に減少するのではないのでしょうか。

国保の加入者は、自営業をはじめ、何らかの理由で働いていない人、年金受給者など所得を生まない人が多くを占めております。また、自営業者の方はコロナ禍の影響で収入が減少している方が多く、加入者の高齢化率が高く医療費が多くかかるという構造上の問題があります。

高知県の医療費は全国と比較して高く、特に入院費が高いのは、高齢化率が高いことや、中山間地域が多く交通手段などに限りがあり、長期の治療が必要となると入院する人が多くなるのではないかと考えます。

今議会の知事の提案説明で、国保の保険料水準の統一に向け、将来にわたり安定的に運営していくためには、医療費の適正化や県民がそれぞれの地域で安心して医療を受けられる体制の構築など、県がしっかりとリーダーシップを発揮しながら取り組むという説明がございました。大変心強く思いました。しかし、国保の構造上の問題が解決されないままでは、国保を安定的に運営していくのは厳しいと考えます。

先ほどの医療費や入院費に関する分析やその後の対策も含めて、構造上の問題解決されない状況の中、県としてどのようにリーダーシップを発揮され、取り組まれるのか、知事にお聞きいたします。

次に、国保の医療費や保険料を抑制させ安定的に運営するためには、健診の受診勧奨や健康づくり事業などを積極的に展開して、健康な人を増やさなければなりません。保健事業の主たる担い手は市町村であります。国保財政が広域化されると、医療費抑制の取組は全県一律的に進めなければなりません。県のリーダーシップが、より重要になります。先進的に取り組んできた市町村の取組を、他の市町村へ広げていく好機にもなろうと考えます。

高知県が進めてきた、県民の誰もが住み慣れた地域で健やかで心豊かに安心して暮らし続けることを目指した日本一の健康長寿県構想の実現は、医療費や保険料を抑えるための健康づくり事業の取組が重要なポイントになります。日本一の健康長寿県構想は、令和2年度から5年度までを第4期として、様々な施策が続けられております。私は香美市議の時代から、県民の一人としてこの施策はすばらしい側面が幾つもあると評価してきました。課題先進県高知が課題解決先進県高知であることを全国に先駆けて発信している好例であると思えます。

さて、本年5月に発行されたPR用パンフレットの柱Iに、フレイル予防の推進が掲げられております。フレイルとは、加齢に伴い心身の機能が低下し、介護が必要となる可能性が高い状態です。そうならないための予防の事です。特に、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で元気に暮らすためにも重要な事業です。まず、このことについてお聞きします。

パンフレットには、フレイル予防に関する住民意識の向上と、高齢者のQOLの維持・向上

のため、フレイル予防の普及啓発に取り組みますと書かれております。去る3月19日に、須崎市立市民文化会館でNPO法人フレイルサポート仁淀川の主催で、人口減少下における持続可能なまちづくりシンポジウムが開催されました。濱田知事も出席されており、高知県が抱える少子高齢化課題の現状と今後の取組というテーマで講演をされました。参加された方よりお聞きすると、このシンポジウムには現在フレイル予防の普及啓発に熱心に取り組んでいるフレイルサポーターたちが結集して、大変盛り上がったそうです。

フレイル予防の研究は、東京大学高齢社会総合研究機構、未来ビジョン研究センターが熱心に取り組んでおり、仁淀川町のフレイル予防の活動を東京大学が支援しております。その中心にいらっしゃる飯島勝矢教授はシンポジウムの中で、仁淀川町の取組はすばらしい、日本全体で見ても非常に先進的な取組ですと大変評価をされたとお聞きしております。

フレイル予防の取組について、県内のどれほどの市町村で仁淀川町のようなフレイル予防の取組がされておりますか。その取組の状況はどうか、また仁淀川町を好事例として、どうすれば仁淀川町のように活発な活動が展開されるようになるかと分析しておられるのか、健康政策部長の御所見をお聞きいたします。

そして、仁淀川町や大豊町などの取組に当たっては、地域住民から自然発生的に町を挙げてのフレイル予防の取組が始まったということはないと思います。

県としてどのような支援をされてきましたか。その支援についての自己評価と、今後はどのような支援をしてフレイル予防の活動を県内各地に広げていかれるのか、健康政策部長にお聞きいたします。

現在、取組が進んでいる仁淀川町などの市町

村に対しては、さらに活動を発展させるためにはどのような支援が必要と考えておられますか、健康政策部長にお聞きをいたします。

このフレイル予防の活動によって一定体力が回復した方たちが、どのようにしてそれを維持していくかが重要です。集合形式の活動は3か月が1クールだと思いますが、その後しっかりと継続していける仕組みが必要だと考えます。その点についてどのように考えておられるのか、健康政策部長にお聞きいたします。

私は、ここで総合型地域スポーツクラブの活用を選択肢の一つとして提案したいと思います。以前、私はクラブ香美INGという香美市民の総合型地域スポーツクラブの運営に関わっていましたが、香美市では残念ながら継続できず、既に解散しております。その後、幾つかのサークルが継続して活動しているようです。参加者や運営の担い手の高齢化も進んでおり、このまま継続できるかどうかは見通しが立たないようです。

高知県内には、総合型地域スポーツクラブが27か所継続しております。総合型地域スポーツクラブは、本来の住民の健康づくりという目的に加えて、さきに述べたフレイル予防の継続した活動の場や、現在課題となっている部活動の地域への移行先として活用することも可能ではないでしょうか。

現在運営している総合型地域スポーツクラブの活動を充実させ広く様々な取組に生かしていくように、県としてはどのようなサポートを行っていくのか、文化生活スポーツ部長にお聞きいたします。

ここまではフレイル予防の身体活動について取り上げましたが、健康を維持するためには栄養も大切です。日本一の健康長寿県構想には、低栄養予防のためのレシピを作成し、高齢者の食支援に関わる事業所などへ周知しますとあります。



低栄養予防のためのレシピづくりはどの程度進んでおり、またそれは誰が担ってくれていますか。いろんな分野で産官学が協力して取り組む時代になっておりますが、高知県立大学健康栄養学部あるいは企業にも協力を求め、体制づくりができているか、健康政策部長にお聞きいたします。

次に、2021年2月15日発行の朝日新聞出版の雑誌AERAが「現役世代こそフレイル予備軍」という巻頭特集を組んでおりました。コロナ禍でテレワークが続き、歩かなくなった若い世代をターゲットにした特集なのですが、厚生労働省の調査では、高知県は日本一歩かない県ということです。

高齢者だけではなく若い世代からフレイル予防に関する意識を高めておくことが重要だと思いますが、健康政策部長の御所見をお聞かせください。

最後に、国保の安定的な運営を実現するためには、健康な高齢者を増やしていくことがポイントになると思います。栄養バランスや介護予防や運動も大事ですが、もう一つ必要となるのは社会参加です。高齢者が元気に暮らすには、行くところや、することがある、また、そのすることが誰かのお役に立ち、さらに例えばポイント制などによって少しでもお金に結びつけば、生きがいとなり、やる気にもつながり、元気に暮らせます。こうした高齢者の生きがいがづくりの仕組み、あわせてそうした活動に高齢者が積極的に参加するための仕掛けや地域づくりが、今まで以上に必要ではないかと考えます。

そして、そうした高齢者の生きがいがづくりの仕組みは、福祉分野のみならず他分野の取組と連携し、課題解決にもつながっていくような、大きな視点を持って進められることが望ましいと思います。例えばですが、農業をしていますが、高齢になり車の運転ができなくなると出荷がで

きません。それを回収するシステムがあれば、道の駅などへ出荷することができます。僅かでも収入が入ると自分のため、孫、ひ孫のために使うことができ、喜びとなり、生きがいができ、元気で仕事が続けられるように頑張ります。それがまた農家の担い手の確保や集落の活性化にもつながります。

このように、高齢者の生きがいがづくりに向けて、地域での分野横断的な取組を増やすとともに、そうした活動の場に高齢者が積極的に参加できる仕組みづくりを推進、横展開することで、高齢化率は高いけれど健康で元気な高齢者が多い本県が、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと活躍し続けられるモデル県になるのではないかと考えますが、子ども・福祉政策部長の御所見をお聞かせください。

次に、2050年ゼロカーボンについてお伺いをします。

今年の夏の暑さは連日30度を超え、真夏日や熱帯夜が続き大変厳しい8月でした。9月に入っても9月19日まで連日最高気温が30度を下回る日がなく厳しい残暑が続き、年々気候がおかしくなり、自然災害も厳しくなる一方でした。この異常気象に多くの方は、地球温暖化が進んでいると感じております。しかし、その原因である温室効果ガスを抑制する行動にはつながっていないのが現状だと思います。

近年は世界的に地球温暖化が進み、様々な気候変動の影響が生じております。さらに、温室効果ガスの増加によって地球の平均気温が上昇し、このままでは21世紀末の地球の平均気温は3.3度から5.7度上昇すると言われております。地球の平均気温上昇を、パリ協定の努力目標の1.5度に抑えるためには、地球全体で2050年頃までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ、カーボンニュートラルにしなければなりません。

この温暖化による気温上昇は、極端な雨量に

よる豪雨災害の頻発や干ばつ、海面水位の上昇による浸水被害の増加、農作物の品質低下、熱中症の増加など、挙げれば切りがないほど様々な分野に悪影響を及ぼしております。現在、日本の年間平均気温は、この100年間で1.28度上昇しております。しかし、高知県ではこの全国平均より高く、1.5度上昇しております。今すぐ対策を急がねばなりません。

高知県では2050年カーボンニュートラルの実現と、経済と環境の好循環を掲げた高知県脱炭素社会推進アクションプランを策定しております。中期目標となる2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、具体的な取組内容と期限などを明確にして、本年度より取組を推進しております。

アクションプランの取組はオール高知ということで、行政、事業者、県民全てが協力して取り組むことが重要となります。今のままの状態を続けても2050年カーボンニュートラルの実現は困難であり、脱炭素を進めるには相当強い行政の力で行動変容を起こさせる強力な誘導策が必要だと思えます。先日開催された脱炭素社会推進協議会を傍聴させていただきましたが、委員の皆さんからは活発な意見が出され、時間が足りないぐらいで、頼もしく感じました。

この取組を推進するに当たり、行政、事業所、各種関係団体の協力と並行して、県民一人一人の意識を変革し、定着させることが重要です。しかし、多くの県民は、現状では、省エネルギーと脱炭素、何が違うのと疑問を抱いているのではないのでしょうか。また、2021年度の県民世論調査では、高知県がカーボンニュートラルの実現に向けての取組を推進していることを知っている県民は、12.5%と低い数値となっております。

オール高知での脱炭素化の取組を推進していくためには、さらなる普及啓発が必要と考えま

すが、知事に御所見をお伺いいたします。

次に、先日開催されました脱炭素シンポジウムでは、県民一人一人が二酸化炭素削減に向けてライフスタイルを変えなければならないということが、とても分かりやすく理解できました。若い世代の参加者も多く、次世代に期待をするところでもあります。9月20日の高知新聞には、参加した追手前高校の1年生から、脱炭素社会に向けてどうすればよいかを理解でき、早速自分にできることから取り組んでいきたいとの投稿がありました。県民一人一人が身近にできることから取り組むことが大切です。

シンポジウムの中であった、ペットボトルの利用をやめマイボトルの携帯の推進をするためには、普及啓発と併せて給水設備の情報提供を行うことが必要と考えますが、林業振興・環境部長にお聞きいたします。

県庁内のこうち520運動による公共交通の利用促進として、県職員が5日と20日に公共交通での通勤を促すことで県全体の公共交通の利用促進を図り、公共交通の維持を目指す取組をしております。また、この取組により職員は早めに帰宅するようになり、体も心も休息ができ、リフレッシュにつながっていると思います。この取組を各市町村へ呼びかけ、地元の職員が利用することで、住民の公共交通の利用促進と二酸化炭素の削減となり、一石二鳥の効果につながります。

県下の市町村へこの取組の呼びかけができないか、中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

また、県民に対して、公共交通の利用が二酸化炭素削減になるという認識が浸透しておりませんか。何らかの手だてが必要ではないでしょうか、中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

次に、カーボンニュートラルの実現に向けて、公用車への電動車の導入を目指し、2022年の目

標値は4.2%です。2030年は国と同じく100%と  
なっていますがどのように進めていくのか、林  
業振興・環境部長にお聞きいたします。

最後になります。公営住宅の建て替えや改修  
に対しての県産木材の利用と、断熱性能確保に  
よる住宅の省エネ化への取組が必要と考えま  
すが、現在の取組状況について土木部長にお  
聞きいたします。

地球温暖化は着実に進んでおります。今こ  
こで手を打たなければ大変なことになりかね  
ません。皆さんと共に私もさらに取組を進め  
たいと心に誓いました。

次に、中山間地域の活性化についてお伺い  
いたします。

まず、中山間地域の活性化に向けて実施さ  
れた集落实態調査についてです。2月議会に  
おいて、集落实態調査の結果を教育機関など  
において説明する機会を積極的につくってほ  
しいという質問をしました。

その後、担当課としてどのようなところで  
どのような報告をされましたか、同時にそ  
れに対する反響や波及効果などについてはど  
のように把握をされていますか、中山間振興  
・交通部長にお聞きいたします。

また、市町村ごとに資料を作成して説明に  
回られたとも聞いておりますが、各市町村で  
新しい取組や動きはありましたか、中山間振  
興・交通部長にお聞きいたします。

次に、中山間地域の活性化に向けた活動へ  
の若い世代の方の参加についてお聞きいた  
します。私は以前に香美市平山地区で、高知  
県立大学地域文化論ゼミの学生さんたちと一  
緒に活動してことがあります。今から約10  
年前のことです。今思い出しても、わくわく  
するような経験でした。廃校になった旧平山  
小学校のグラウンド、今は、ほっと平山とい  
う宿泊施設になっていますが、そこで廃校以  
来やっていたい

運動会が復活しました。

高知県立大学の学生さんたちが、地域のお  
年寄りのもう一回運動会をしたいという声  
を聞いて立ち上がり、地域の皆さんと一緒  
に寄附を集め、香美市のまちづくり補助金  
を活用して、見事に8年ぶりに運動会を復  
活させました。廃校になって草ぼうぼうの  
運動場を、当時頑張っていた総合型地域  
スポーツクラブ職員と一緒に整備をして、  
運動会をやったのです。小さな山村のグ  
ラウンドに笑顔の花が咲きました。その後  
は、モチ米作りもしました。

翌年には、地域のお年寄りの、昔はね、  
平山には夏祭りがある谷全体にこだます  
るような花火が上がりよったがよという、  
そんな話を聞いて、またまた地域の皆  
さんと協力してお祭りを復活させまし  
た。終わった後に、学生さんたちが輪  
になって泣きながら、自分たちでも  
できたと大変喜んでおりました。

地域のお年寄りがとても元気になり、  
地域が活気づきました。それが基にな  
って青年団が復活したのです。青年団  
は今も活動を継続していて、去年の11  
月には花火大会をしました。まちづく  
りに向けた熱い思いは今も続いてお  
ります。

よそ者、ばか者、若者という言葉があ  
りますが、地域のやる気のある住民が  
危機感を持って地域外の若者と協働  
して取り組めば、持続可能な地域活  
性化ができることを教えてもらった、  
私にとっては生涯忘れることができ  
ない、すばらしい経験でした。私の  
経験は特別な事例だと言われるかも  
しれませんが、大学生が地域に入って  
活動すると、地域の皆さんが元気に  
なって、地域は変わってくるという  
ことを、高知県立大学に限らず、高  
知大学、高知工科大学の学生さん  
たちが私たちに気づかせてくれたの  
です。

このことから、大学生に中山間地  
域に入ってもらい、一定期間継続的  
に参画してもらおうフィールドワ  
ークのような仕組みづくりが必要だ  
と思

いました。例えば、四万十とおわ道の駅は、以前から長期の学生インターンシップを受け入れているそうです。学生さんの中には、卒業後に就職して職員になった方もおられると聞いております。県内には、地域に密着して地域の活性化のために頑張っている道の駅や、先ほど例として挙げたほっと平山、そして全国的にもよく知られている存在の津野町の地域交流施設、森の巣箱などがあります。

そういう、地域に根差して地域の活性化のために取り組んでいる道の駅や施設、団体でインターンシップを希望する学生さんは少なくないそうです。にもかかわらず、それができないのは、費用の問題です。交通費と滞在費です。一部でもいいので費用を補助することで、中山間地域で活動する大学生がもっと増えるのではないのでしょうか。そして、インターンシップをした学生さんがその地域で就職する、あるいは関係人口となって、その地域の活性化に力を貸してくれるようになるのではないのでしょうか。

ほっと平山で活動していた学生さんの一人は今、香美市の職員になってまちづくりを担当しております。もう一人は、津野町で地域おこし協力隊になって活動していたそうです。県や自治体が個人に補助をすることは難しいかもしれませんが、それが難しいなら、例えば中山間地域にある団体や施設に登録してもらい、県が認定した団体で活動するときにはその団体を通じて費用の一部を補助するというような方法、あるいは大学を通じて補助するというような方法もあると思います。

香美市には、香美市内でまちづくり活動をする高校生や大学生に対しての補助制度があります。その制度を参考に、県全域で活用できる制度をつくることはできないのでしょうか。そうすることで、若者たちが中山間地域で活動しやすくなるし、その結果、若い人たちが将来、中山

間地域で就職することにつながると思います。

フィールドワークやインターンシップを希望する高校生や大学生、若い人たちへの支援制度をつくることはできないか、中山間振興・交通部長に御所見をお聞きいたします。

次に、物部川の治水、利水、環境についてお聞きいたします。

前回の質問に引き続き、私の地元物部川について質問をします。物部川水系流域治水協議会では、2回目の推進方針が取りまとめられたと聞いております。また、物部川濁水対策検討会では、山地から海岸までを一体的に捉えた物部川全体の濁水対策を含む総合的な土砂管理に対する基本的な考え方について、提言が取りまとめられました。心から関係者の皆さんに感謝申し上げます。

物部川では、上流域から下流域までの治水、利水、環境に加えて、土砂管理も含めた総合的な対策は待ったなしの状況であると考えています。近年は、気候変動による水災害の頻発化や激甚化が各地で顕著になってきました。今年も先日の台風第14号では、宮崎県をはじめ各地で大きな被害が発生しております。物部川流域でも同じくダム湖にはたくさんの流木と濁水が発生しております。このような中、私をはじめ物部川流域の住民は不安や危機感を持って暮らしております。

危なくなる前に安全に逃げるのが第一ですが、少しでも不安が解消できるよう、国や県では物部川の氾濫を減らすために現在どのような治水対策に取り組んでおられるのか、土木部長にお聞きいたします。

また、今後氾濫を減らすために関係者が一体となって具体的に進める流域治水の対策はどのようなものですか、土木部長にお聞きいたします。

最後に、流域全体でのハード対策に加えて、

私たちの日頃からの備えや、安全に逃げるためのソフト対策も非常に重要であると考えております。

物部川の流域治水のソフト対策としてどのような取組を考えておられるのか、土木部長にお聞きいたします。

次に、農水産物及び食品の輸出拡大についてお伺いをいたします。

初めに、日本の貿易状況を御説明させていただきます。日本貿易振興機構、ジェトロの2022年版世界貿易投資報告では、2021年の日本の貿易額は、通関ベースで輸出が前年比18.5%増の7,586億ドル、輸入が21.7%増の7,734億ドルとなっております。

輸出については、各国での新型コロナウイルスワクチン接種の普及や行動制限の緩和などにより、世界経済が正常化に向け動き出したことから、上半期の輸出額は前年同月比で50%近い伸びとなる月もあるなど堅調に推移しました。下半期は半導体不足による製造業を中心とした様々な産業への影響、東南アジアにおける新型コロナ変異株の再拡大、世界的なコンテナ不足による国際物流の混乱などを要因として、輸出回復に陰りが生じました。

輸入のほうは、日本国内の内需回復に加えて、エネルギー資源などの価格上昇による影響で輸入額が増加となりました。2021年は、輸出入ともに前年度から増加となりましたが、輸入の増加幅が輸出より大きく、最終的な貿易収支は赤字となっております。

次に、農林水産物や食品の分野別の輸出状況を見ますと、2021年の輸出額は前年比25.6%増の1兆2,382億円であり、日本政府が目標としていた1兆円を初めて超えました。これには、主要な輸出相手国における新型コロナ感染拡大から、経済活動再開に向けた動きの活発化などのほかに、日本政府が輸出促進政策として位置づ

ける農林水産物や食品に対する輸出拡大実行戦略への積極的な取組が背景にあります。

世界の食市場は、アジアを中心に今後10年間で340兆円から680兆円に倍増することが見込まれております。ユネスコの無形文化遺産への和食の登録や、健康的イメージの浸透も契機として、世界の食市場に積極的に売り込み、輸出促進による所得の向上に結びつけるため、官民挙げて日本の農水産物や食品の強みを生かせる市場を創造する必要があります。

政府の農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略では、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円の農林水産物や食品の輸出目標が掲げられております。輸出額の目標実現には、これまでの国内市場に依存する農水産業や食品産業の構造を、成長する海外市場で稼ぐ方向に転換することが不可欠とされております。

そのためには、日本の農水産物や食品への認知度を高めることや、現地が要求する量、価格、品質、規格などのスペックを持った製品を提供できなければ、販路は日系、アジア系の小売店や外食などに限定され、一般小売店での継続的な販売機会の確保は難しいといった実態があります。加えて、輸出相手国が求める衛生基準、例えばISOやFSSC、HACCPなどや、ムスリム向けの認証であるハラールの認証基準に合わない製品はイスラム圏に輸出できないため、潜在的なニーズはあっても多くの製品が輸出できていない状況が全国各地で生じております。

世界の農水産物市場が拡大する中で、高いポテンシャルを持つ海外市場をターゲットにした新たな稼ぎ方の継続的な模索を行わなければ、海外市場の持続的な拡大と浸透は困難と言えます。したがって、本県にとって農水産物や食品の輸出拡大を加速する上で最も必要なことは、海外市場で求められる量、価格、品質、規格の

産品を継続的に生産、輸出できる体制と多様な商流を開拓することです。そのためにも、相手国の現地での生きたニーズの収集が重要となります。

日本国内の食品製造業においても、多様な消費者ニーズに呼応したマーケットイン型のマーケティングが進んでおり、輸出においても同様です。本県においても、生産現場から現地販売までのバリューチェーン全体で、マーケットイン型の需要開拓策が必要であると考えられます。

政府の大きな後押しのある農水産物や食品の輸出拡大には、本県にとっても大きなチャンスであり、農水産事業者の利益の拡大を図るとともに、食品製造現場での雇用拡大や製造設備などの周辺産業への相乗効果を含めて、地場産業発展の基盤になり得る取組であると期待を持っております。

しかしながら、本県の輸出実績を見てみますと、全国の農林水産物、食品の輸出額1兆円に対して、本県の輸出額は18億8,000万円と、全国でも低い水準となっております。農水産物の輸出には、流通、品質管理や検疫面でのハードルが存在することは事実ですが、消費ニーズの高い相手国のニーズの把握と、相手国のニーズに応じた製品開発から販売先の開拓までの取組を、生産現場と連携して実施する必要があると思われれます。

加えて、食品製造業は、日本国内における食料の安定供給を担うとともに雇用と1次産品の付加価値を生み出しており、本県をはじめとする国産農水産物の主要な生産地域を下支えする重要な産業となっております。他方、食品製造業を取り巻く環境を見ると、国内の食品の消費量は減少傾向にある一方で、世界の食市場は将来的に大幅に拡大する見込みであります。近年では、食品について機能性、健康、介護といった新たな観点のニーズも生まれております。健

康長寿は世界共通のニーズであることから、日常生活の中で健康の維持・増進を可能とする先進的な食品産業の育成も本県の外需獲得には必要と思われれます。

以上述べましたように、政府の積極的な後押しと、飛躍的な市場の伸びが見込まれる世界の食品市場に向けた農水産物及び食品の輸出に対して、産業振興計画の輸出関連政策においても、より包括的で積極的な支援の継続により、県内津々浦々まで経済的な波及効果が将来にわたってもたらされるものと期待をされます。

そこでお聞きをいたします。最初に、輸出先国の市場調査から、相手先が求めるニーズに応じた製品開発、そして販売先の開拓までに段階に応じた支援が重要ですがどのような支援を行っているのか、産業振興推進部長にお聞きいたします。

次に、輸出時に必要となるHACCPやISO、FSSC22000などの食品安全に関わる認証や、ハラールやコーシャといった宗教上の制約を担保する認証の取得の支援について、産業振興推進部長にお聞きいたします。例えば、徳島県では県がハラール認証の支援を行っており、認証事業者が県産和牛をマレーシアやインドネシアなどへ輸出を実現しております。

最後に、本県の農水産物及び食品の輸出の現状と課題を踏まえて、今後の輸出を伸ばしていくための対策について産業振興推進部長にお聞きをいたします。

6項目め、最後の質問となります。芸西天文学習館の改修についてお伺いします。

この天文学習館の最初の望遠鏡は、安芸市出身の株式会社五藤光学研究所元会長の五藤齊三氏が88歳のとき、高知県へ寄贈されたものです。五藤氏は、今日まで高知県人として人並み以上の長寿を全うし、社会において上層部に位置できたのも、高知県人として県の恩恵に感謝され、

その報恩のためと、アマチュア天文家関勉氏の天文学上の優れた業績をたたえとともに、当時日本最大級の望遠鏡があれば、関氏がより多くの成果が上がることを期待し、同時に高知県の基礎科学教育の発展のため大いに役立ててもらうことを望み、非常に高価であった口径60センチの反射望遠鏡を高知県に寄贈されたのです。

そして、昭和56年4月に芸西天文学習館が開館されました。その際、天文台ができれば五藤齊三記念天文台と命名することを約束しており、本人は名前が後世に残ると喜んでいと書籍には書かれておりました。なぜ芸西天文学習館となったのでしょうか。不思議です。

天文学習館は令和3年4月には開館40周年を迎え、現在も月に4回から、夏休みなどは10回ほどの観測会が開催されております。観測会には親子や祖父母などが孫と参加する方が多く、駐車場から天文学習館への道のりは暗く、上り下りを含めおおむね60メートルの坂道となっております。

少しスライドを御覧になってください。(スクリーンを示す)このような道のりになっております。駐車場から坂道を上り、1へ行き、1から長くて急な坂道を下り、2は沢を越える橋への階段です。3は沢を越える太鼓橋です。そして、4は橋を越え、学習館への心臓破りの階段です。そして、次の写真を御覧ください。まず、右側の写真ですが、ドームへは砂利の中に置かれたブロックと階段を上がっていきます。次に、左側の写真は野外観望場所です。砂利を敷いたもので横に沢があり、階段の半分は簡易なもので、砂利で足を滑らしそうな斜面もあります。

このような状況の中、先頃高知県名誉県民顕彰を受賞されました90歳を超えた関勉先生が、開館以来ずっと今日まで子供たちに星空の話をし、丁寧に観測の指導をしてくれております。先生が夜の暗い中、坂道を歩いて学習館まで行

かれていることを知り、心が痛みました。私も現地に行きましたが、坂道を上り、階段の上り下りと私でも息切れがします。参加者は子供だけでなく、引率の祖父母や足腰の弱い方などが大変苦勞されていることをお聞きしました。

この道のバリアフリー化について、令和3年2月議会で先輩議員より質問がありましたが、その答弁によると、山中の立地であり、これを全面的にバリアフリー化するためには大規模な造成が必要なので難しいとのことでした。

次のスライドを御覧ください。大規模な造成ではなく、このような工法が考えられないでしょうか。左が写真です。これは沖縄県国頭村のやんばる学びの森の遊歩道です。このような工法で設置すると経費を抑えることができ、植生を守りながら自然観測もできる歩道になると考えます。足元には高知県産の木材を使うことで、脱炭素化にも大きく貢献できます。車椅子の方も利用でき、共生社会の実現にもつながります。

大規模な造成でなく、このような工法が考えられないでしょうか、教育長にお聞きいたします。

そして、参加者は懐中電灯を持って参加することになっております。夜間通行のため、反射板の整備や外灯が必要です。このスライドを御覧ください。これは人検知型の足元照明です。この照明であれば足元のみを照らすため、上に明らないので、星の観測には影響はありません。このような整備がされれば誰もが安心して安全に天文学習館に行くことができ、観測会などへの参加者の増加も期待できます。坂道から、本当に1番までは真っ暗というような状況です。

また、学習館も経年劣化をできてきております。新たに屋上で星空観測ができる新天文学習館としてリニューアルオープンができないでしょうか。これが現在の位置でございます。南の端には私設の天文台があります。

そこへ対してその南側の私設天文台の場所も含めて、このような計画、新天文学習館としてリニューアルオープン、そういうことを芸西天文学習館開館50周年に向けて、長期的に計画はできないでしょうか、教育長の御所見をお聞かせください。

これが実現できれば、安全に安心して星空観測ができ、実際の星空を通して高度な観測技術を知ることができ、自然科学に興味を持つ子供たちが育ちます。そして、五藤氏の御恩に報いることもできます。また、南側には海が開け、星空観測の場所として最高の場所であり、高知市からも近く、新たな観光スポットにもなります。いかがでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 依光議員の御質問にお答えをいたします。

まず、国民健康保険財政の安定運営に向けまして、医療費の分析やその対策を含め、構造上の問題への対応という点につきましてお尋ねがございました。

本県の国民健康保険は、全国に比べまして1人当たりの医療費が高いこと、あるいは市町村間の医療費水準の格差があること、また医療提供体制の確保といった課題がございます。こうした諸課題の解消に向けました取組の必要性につきましては、保険料水準の統一の合意確認を行った会議におきましても市町村側から御意見をいただいたところであります。

この課題を解消するため、医療費の面におきましては、入院医療費の疾病構造ですとか地域差などの分析を進めまして、取組の指標を示します県版のデータヘルス計画を令和5年度中に策定いたしたいと考えております。この県版データヘルス計画によりまして、取組の見える化を行い、またノウハウの共有も行いたいと考えま

す。

こうしたことを通じまして、県と全市町村が一体となりまして医療費の適正化に向けた取組を進めてまいります。あわせまして、医療提供体制の確保につきましては、病床機能の適正化など地域医療構想の推進をすること、また救急医療、へき地医療の確保に向けた取組を引き続き進めてまいります。

他方、国民健康保険制度全体といたしまして、加入者の所得水準が低く他の医療保険に比べて保険料の確保が困難なこと、あるいは年齢構成が高く医療費水準が高くなるといった構造上の課題があることは事実でございます。こうした課題に関しましては、国民健康保険制度の安定的な財政運営が図られますように、引き続き全国知事会を通じまして国に対して必要な財政支援などを要望してまいります。

次に、2050年ゼロカーボンに向けまして、県民一人一人に向けた脱炭素化のさらなる普及啓発が必要ではないかというお尋ねがございました。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けましては、県民一人一人の行動変容を促しまして脱炭素型のライフスタイルへと転換をしていくということが大変重要となります。3月に策定をいたしました脱炭素社会推進アクションプランにおきましては、県民への普及啓発を進めます数値目標として、2030年には県民の皆さんの県の取組の認知度が100%に持っていきたい、そしてそこまでに2023年当面の目標としましてはこの認知度を90%まで引き上げたいと、野心的な目標を掲げ、鋭意取り組むことといたしております。

今年度は、県民の皆さんに向けまして、特別番組や新聞広告などの年間を通じた普及啓発を実施しております。その一環といたしまして、先日開催したシンポジウムでは、大変多くの県



民の皆さんに御参加をいただきまして、議員からも紹介いただきましたように、脱炭素の取組の意義について理解を深めていただけたというふうに考えております。

また、県民の皆さんが楽しみながらCO<sub>2</sub>の削減に取り組めますように、環境負荷の見える化ですとか、いわゆるエコ活動を行っていくということでポイントがたまる、そういった仕組みのウェブ版環境パスポートも、この9月から運用を開始いたしましたところであります。そのほかにも、脱炭素をテーマとした漫画の公募がございますとか御家庭で実践できるエコ活動を示したパンフレットを作成し、行動変容に向けた普及啓発を行っているところであります。

今後、県民の皆さんの行動変容をさらに促していきますように、取組のバージョンアップも行ってまいりたいと考えております。具体的には、ウェブ版環境パスポートについて機能の拡充を図ること、あるいは気候変動の影響を身近に感じられるようなイベントの実施を図ること、さらには若い世代が取組を発表する場の提供といった事業についての検討を進めてまいります。

2050年カーボンニュートラルの実現は遠い未来の話ではありません。将来世代の方々に安心をして暮らしていただくことができる、そういう高知を引き継いでいくために、今取り組むべき課題であります。私自身が先頭に立ちまして、オール高知の体制でこの脱炭素化の取組をさらに推進してまいりたい決意であります。

私からは以上であります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、県内における仁淀川町のようなフレイル予防の取組状況と活動の分析についてお尋ねがございました。

仁淀川町において実施されているフレイル予防の取組、すなわち東京大学高齢社会総合研究機構のプログラムを活用した住民主体のフレイ

ルチェック活動は、仁淀川町以外に南国市、大豊町、四万十市で実施されています。

これら4市町では、まずフレイルチェックなどの活動をサポートするフレイルサポーターを養成し、各地区におけるフレイルチェック活動の実施、その結果、フレイルが疑われる人を保健師の健康指導につなげております。4市町では、これまでにフレイルサポーターを162人養成し、約450人の方のフレイルチェックを実施しております。また、仁淀川町では、ハツラツと名づけた体力向上プログラムや、食事を共にする機会づくりなど、フレイルチェックによって明らかとなった健康課題について主体的に取り組んでおられます。

こうした活発な活動が展開されているポイントとしては、1つには、サポーターが中心となり、フレイル予防の重要性を住民と共有し、楽しみながら活動することを通じて健康状態や地域の健康課題について自分事として捉え活動されていること、2つ目は、フレイルチェックの結果を保健・介護・福祉の各部門が共有し、サポーターと行政などがよきパートナーとなり、協働して事業を進めていることが挙げられます。

以上のように、住民の皆様がフレイルサポーターを中心として主体的に取り組む、地域の交流や健康課題の解決を実感されることによって、活動の広がりにつながると分析しております。

次に、フレイル予防における県の支援と評価、また今後の展開についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えいたします。

平成29年に実施しました仁淀川町の調査において、地域の支え合いの仕組みづくりに参加意向があっても行動につながっていない高齢者が多いことが判明いたしました。このため、中央西福祉保健所からフレイル予防を通じた地域づくりの方法の一つとして、住民主体のフレイルチェック活動を紹介したところでございます。

その後、地域の住民の皆様などがフレイル予防の勉強会やフレイルチェック活動に取り組む和歌山県での視察を経て、令和元年度より仁淀川町のフレイル活動が始まりました。

県では、仁淀川町への支援を通じて得た知見に基づき、このフレイルチェック活動を県内全域へと広めていくため、令和2年度からフレイル予防講演会の開催やフレイル予防推進ガイドラインの普及啓発に努めてまいりました。その結果、先ほど説明しましたように、現時点で県内4市町でフレイルチェック活動が行われるなどの成果につながったものと評価しております。

今後は、講演会開催に当たって、先進4市町の実践者から直接最新の取組状況を発信し、住民へ動機づけを図るなど工夫を加えつつ市町村を支援していきたいと考えております。

また、取組が進んでいる市町では、既に健康寿命を延ばす体力向上プログラムの実践や、食事を共にする機会づくりなどのフレイル予防活動を実践されています。県としましては、低栄養予防のためのレシピの作成など、栄養におけるフレイル予防や口腔機能の維持などについて、活動の質の向上につながり、自主的な取組がより活性化するよう支援してまいりたいと考えております。

次に、フレイル予防により一定体力が回復した後の維持・継続の仕組みについてお尋ねがございました。

虚弱な高齢者が一定体力を回復した後は、介護保険制度の中で行う介護予防教室や、地域で独自に取り組んでいるいきいき百歳体操などの利用により、体力の維持・継続が可能と考えております。県内では、あったかふれあいセンターがある31市町村、56か所、いきいき百歳体操が行われている23市町村、約800か所において運動機能の向上などの取組が行われております。これに住民主体の介護予防教室も含めると、全

ての市町村で受入れが可能だと考えております。

これらの受入れ環境の整備に加え、いきいき百歳体操などを分かりやすく説明したチラシの配布、市町村からは独自に作成した介護予防体操の動画をインターネットで公開するなど、自分で取り組める体力づくりのサポートが行われております。ぜひ活用していただきたいと思っております。

次に、低栄養予防のためのレシピづくりについて、作成の進捗状況などについてお尋ねがございました。

フレイル予防にはバランスの取れた食事を取ることが欠かせません。このため県では、今年度、低栄養予防のためのレシピを作成し、高齢者の食の支援に関わる事業所などへ広く周知することとしております。このレシピは、75歳以上の方の1日に必要な栄養の3分の1を目安として、1食当たりエネルギー量を600キロカロリー、たんぱく質を25グラム、食塩を2.5グラム以下としました。加えて、オーラルフレイル予防のために、かみ応えのある食材や調理方法を取り入れることや、県産食材を活用することなどが特徴となっております。

レシピの作成に当たっては、高知県立大学健康栄養学部、津野町地域包括支援センター、高知県栄養士会の方々から成るレシピ検討会において議論を行ってまいりました。8月末には、1回分の食事として御飯に肉や魚、卵などのたんぱく質が豊富な主菜と野菜中心の副菜2品を組み合わせ、8種類のレシピが考案されたところでございます。今後は、レシピに基づいて調理した献立の写真撮影を行い、ホームページに掲載し、高齢者の食の支援に関わる市町村や事業者をはじめ、県民の皆様にも広く利用を呼びかけてまいります。

次に、若い世代からのフレイル予防の重要性についてお尋ねがございました。

フレイルチェック活動では、心身の活力や機能の低下など、住民自らが自身の状態を把握し気づくことからスタートします。このことは、いずれの年代においても重要であり、また加齢に伴い心身などに変化が生ずることを若い頃から理解し、健康的な生活習慣の獲得や、生活習慣病の予防などを意識することは大変重要であると考えます。

平成28年高知県県民健康・栄養調査によれば、運動習慣のある方の割合は20歳代から50歳代で18.3%に対して、60歳以上の方は<sup>(注)</sup>39.0%と、20から50歳代の方が低い状況にあります。このことから、若いときから将来の筋肉の衰えや適度な運動の必要性について自覚を持ち、行動変容につなげていくことは重要であると考えております。

ただ、自身を振り返ってみますと、20代から40代までの時期に、今の60を超えた自分の体力の低下、貧弱な筋肉が脂肪組織に置き換わった現状の姿を想像することは非常に難しかったと思います。時間は戻りません。コロナ禍で外出しにくい状況にある今の若い方々においても、できるだけ長く健康や体力を保てるように、若いときから運動、栄養、社会参加の重要性を認識し、取り組むことは重要と考えますので、幅広い年代においてフレイル予防活動に取り組んでいただくように支援してまいりたいと考えております。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) 総合型地域スポーツクラブの活動の充実に向けたサポートについてお尋ねがございました。

総合型地域スポーツクラブは、子供から高齢者まで幅広い世代がそれぞれの志向やレベルに合わせて身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、地域住民の方々によって自主的、主体的に運営されているスポーツクラブであり

ます。

現在、本県では20市町村の27クラブにおいて、健康体操や太極拳、卓球、ポッチャなどのサークル活動のほか、地域の運動会やマラソン大会などのイベント運営などが行われており、それぞれの地域のスポーツの振興、スポーツを通じた地域づくりや住民の皆様の健康づくりなどに向けた多様な活動が展開されております。

しかしながら、近年多くの総合型地域スポーツクラブにおきましては、会員の減少や運営の核となる人材、財源、指導者の不足といった状況が見受けられるところであります。こうした状況を踏まえ、県では総合型地域スポーツクラブの活動の充実に向けて、大きく3つの仕組みを通じて支援することとしております。

第1に、総合型地域スポーツクラブの運営を支援する組織であります高知県スポーツ協会を通じて、各クラブの組織運営への助言や関係団体との調整などの取組を支援してまいります。第2に、県内の総合型地域スポーツクラブで構成されております高知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が行うブロック単位での情報共有や連携事業を支援してまいります。第3に、連絡協議会の会議の場や市町村との意見交換の場などを活用いたしまして、住民の皆様の健康づくりや子供のスポーツ活動の充実などに成果を上げている事例の横展開を図ってまいります。

こうした取組によりまして、フレイル予防の継続した活動や部活動の地域移行の受皿としても期待される、総合型地域スポーツクラブの活動の充実を支援してまいりたいと考えております。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) 高齢者の生きがいがづくりに向けて、地域での分野横断的な取組と高齢者が積極的に参加できる仕組みづ

(注) 107ページに訂正発言あり

くりについてお尋ねがございました。

高齢者の方々が長年培った知識や経験を最大限に生かし、生き生きとその人らしい生活を送ることは、心豊かな人生につながってまいります。そのため県では、オールドパワー文化展やシニアスポーツ交流大会の開催、ボランティア活動への支援など、高齢者の生きがいをづくりの活動を推進しております。

議員からお話のあった地域での分野横断的な取組は、あったかふれあいセンターでの世代間交流や集落活動センターでの特産品づくりなど、活動の場と高齢者をつなぐ仕組みが重要となっております。県内の市町村でもこうした仕組みとしまして、従来は自家消費していた野菜を、地域の高齢者が主体となって楽しみながら産直市に出荷する取組や、地域の困り事の解決のため地区を挙げて高齢者宅の草引きなどの生活支援を行うボランティアイベントといった取組が行われております。

そうした取組をさらに拡大していくため、県では、住民主体の活動を支援しています市町村の生活支援コーディネーターを対象とした研修の実施や、好事例の横展開、アドバイザーの派遣など市町村が実施する地域での分野横断的な高齢者の生きがいをづくりを支援してまいります。

加えて、県では、本年度から地域共生社会の実現に向け相談支援体制や、社会参加の支援を一体的に整備する市町村の包括的な支援体制整備の取組を強化しているところです。そうした取組を通じて、高齢者が地域の特性に応じた社会参加の場で活躍し続けることができる社会の実現に取り組んでまいります。

(林業振興・環境部長豊永大五君登壇)

○林業振興・環境部長（豊永大五君） まず、マイボトルの普及啓発と給水設備の情報提供についてお尋ねがございました。

2050年カーボンニュートラルの実現のために

は、県民一人一人が温室効果ガス削減を自分事として捉え、できることから取り組んでいくことが重要です。こうした行動変容を促すには、マイボトルの携帯をはじめエネルギーの節約、食品ロスの削減など、身近に取り組めるエコ活動をまずは知っていただくことが必要と考えています。

このため、シンポジウムでの紹介や新聞、テレビ番組などによる広報に加え、県民の皆さん向けのパンフレットを作成し、身近にできるエコ活動の普及啓発に取り組んでいます。先日開催しました脱炭素シンポジウムでは、登壇者が全員各自のマイボトルを持って登壇して、様々な話題について話し合いをされる中で、マイボトルの普及に向けた意見交換もなされました。また、会場の高校生からは、マイボトルの携帯を広めたいという頼もしい発言もありました。

議員のお話にありました給水可能な施設等の情報を提供することは、県民の皆さんがマイボトルの携帯に取り組みやすくするものと考えています。民間の取組にはなりますが、現在給水可能施設を掲載したサイトやアプリ等も公開をされています。まずは公共施設の管理者に情報提供を行っていただけるよう、こうしたサイトなどを紹介し、登録を促してまいります。

県としましては、こうしたマイボトルの携帯をはじめとする身近なエコ活動の普及啓発を通じまして、脱炭素型のライフスタイルへの転換が進むよう取り組んでまいります。

次に、公用車への電動車導入率100%を目指してどのように取組を進めていくのか、お尋ねがございました。

本県の令和元年度の温室効果ガス排出量の状況を見ますと、運輸部門は全体の約18%を占めており、その約90%が自動車からの排出によるものとなっています。このため、運輸部門の脱炭素化に向けましては、自動車の電動化に取り

組むことが必須となっております。県としましても、脱炭素社会推進アクションプランに公用車への電動車導入の推進を掲げ、取組を進めています。

議員の御質問にありましたとおり、この取組につきましても、2030年度に代替可能な電動車がない場合などを除き公用車の電動車への置き換え率を100%とすることとしております。今年度は、まず本庁で共有して利用している33台の公用車のうち12台を電気自動車へと更新いたします。出先機関を含めた残りの県庁全体の公用車につきましても、充電設備の設置場所や配線の増設工事の有無など、必要となる基礎情報の収集を行い、今年度内に導入方針を策定することとしています。この方針の下、公用車の利用状況や更新時期等も勘案しながら、目標達成に向けて着実に電動車へ置き換えを進めてまいります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) まず、県内市町村へのこうち520運動の実施の呼びかけについてお尋ねがございました。

520運動は、毎月5日と20日に県職員が率先して公共交通を利用することで、公共交通の維持とCO<sub>2</sub>排出削減、これにつながる取組でございます。市町村に対しても、意見交換の場などで参加を呼びかけているところですが、事務負担もありまして十分に取組を広げられていないという状況でございます。一方、520運動とは違う形で公共交通利用を後押ししている市町村もございます。例えば、四万十町では予土線のダイヤに合わせて職員が勤務時間を柔軟に変更できる仕組みを導入しております。

今後、御提案のように、より多くの市町村で520運動を実施いただけるよう、集計表など事務負担を軽減する県の取組も紹介しながら参加を呼びかけ、あわせて県内市町村の取組も周

知することで、さらなる公共交通の利用促進並びにCO<sub>2</sub>の排出削減につなげてまいります。

次に、公共交通の利用がCO<sub>2</sub>削減になるという認識を県民に浸透させるための手だてについてお尋ねがございました。

公共交通の利用がCO<sub>2</sub>削減に貢献していることについては、これまでも県の啓発事業の中で訴えてきたほか、ICカード「ですか」では利用履歴からCO<sub>2</sub>削減量が確認できるサービスも提供するなど、事業者とも連携し、公共交通の利用がCO<sub>2</sub>削減につながることをお伝えしてまいりました。また、CO<sub>2</sub>削減と公共交通の利用に向けた機運の醸成を図るため、令和3年度からは、高知の公共交通応援キャンペーンとして川柳の募集など、県民の皆様が参加できる取組も実施しているところでございます。

こうした取組により、県民の意識は徐々に高まっているものと思われませんが、2050年カーボンニュートラルの観点からは、議員御指摘のとおり十分とは言えない状況でございます。このため、今後は公共交通の利用がCO<sub>2</sub>削減になること、これをより強く訴えていくような広報啓発を進めてまいります。あわせて、パーク・アンド・ライドや「ですか」を活用した取組など、事業者と連携して行う事業につきましても、この視点をより一層強化した取組にしてまいります。

次に、集落实態調査をどのように報告したか、また反響や波及効果をどう把握しているか、お尋ねがございました。

本県の中山間地域の現状と課題をより多くの方々に理解していただくため、県の広報番組や広報誌などの一般向けの周知に加えまして、市町村長や市議会や町村議会の議長、中山間振興に関わる方々や大学の教職員、学生などに対して面談、会議、研修の場などを通じまして、今回の集落实態調査の結果について説明、共有を

してまいりました。

このうち、教育機関、高知大学や県立大学、県立高校などの教職員や学生に対しましては、講義の時間をいただきまして、調査の結果や県が取り組む中山間対策の全体像、また施策の考え方などを説明し、あわせまして中山間地域をフィールドとした調査研究、地域活動に参画することなどの呼びかけも行ったところでございます。

こうした説明への反響としましては、例えば講義を聞いた学生からは、集落がなくなるかもしれないという危機感を感じた、高知市に住んでいると他人事を感じるが自分事として認識していくことを心がけたい、これから積極的に地域の活動に参加したいといった感想をいただきました。

また、県立大学では、ゼミの学生が調査結果や中山間対策の研究をさらに深めるため県庁での聞き取り調査を行い、フィールドワークや卒業論文に活用するといったケースもございました。担当教授からも、学生にとって大変有意義な機会となったとお話をいただいたところでございます。

これらの機会を通じまして、学生をはじめ多くの方々が中山間地域の実情をより深く理解し、将来様々な形で地域に関わる人材の輪、これが広がっていくものと期待しております。今後も、他の大学に対しても説明の機会をいただきますよう積極的に働きかけ、中山間地域の実状と課題、そしてその重要性などにつきまして周知してまいります。

次に、市町村における新たな取組や動きについてお尋ねがございました。

今年の4月から5月にかけて全ての市町村長に対して、集落実態調査の結果の説明を行い、市町村ごとの特徴あるいは課題などを共有するとともに、市町村における取組の強化策、県の

中山間対策に関する意見交換を行ってまいりました。市町村長からは、生活状況など、日頃感じている地域の実情が調査結果に反映されているといった声を多くお聞きいたしました。一方、これまでの施策や取組が住民に十分浸透しておらず残念に思うとの声もございました。

この集落実態調査の結果は、集落対策を担う市町村において、これまでの取組の客観的な指標あるいは評価として活用いただき、今後の事業の進化あるいは見直しにつなげていただきたいと考えております。

この点で、例えば黒潮町や四万十町では、県の調査対象外となった集落に独自に実態調査を行ったり、県の調査結果を基としてさらに現状や課題の聞き取りを行い、今後の集落対策などに活用するといった取組が進んでおります。また、その他の市町村でも、調査結果で要望の多かった移住者の確保、農林業の振興などの分野で具体的な対策を検討し、地域と協議を進めていくといった動きもあると聞いております。

県におきましてもこの調査をベースといたしまして、市町村との意見交換でいただいた御意見や御提案、それぞれの地域の状況などを踏まえ、新たな中山間対策を検討してまいります。

最後に、フィールドワークなどへの支援についてお尋ねがございました。

議員からお話がありましたように、大学生などが地域と関わる事例としては、集落活動センターを実習や研究のフィールドとして地域の活性化や課題解決に向けた活動を行う、こうしたものが数多くございます。こうした活動では、地域外の若者の柔軟な視点を生かした交流事業の企画や伝統行事の継承、地域資源を生かした特産品づくりなど、地域に活力をもたらす取組が行われており、またこうした取組をきっかけとして、卒業後も継続してその地域と関わり続けるケースも見られるところでございます。

人口減少や高齢化が進む中、中山間地域にとりまして、このように学生など地域外からの交流人口あるいは関係人口を拡大していきまことは、集落の活性化を図っていく上で大変有効な取組と考えております。

こうした活動に対しましては、現行の補助制度においても、集落活動センターなどが大学生などを受け入れる際の必要経費を支援することは可能となっておりますが、大学とのつながりがなく、また単なる継続は認められないなどの制約があることから、十分活用されていない状況でございます。また、参加する側に直接支援するという仕組みにはなってございません。

このため、各市町村や地域へこの補助制度の周知を行う際には、具体的な活用方法をお示するとともに、大学側のニーズを提供するなど積極的な働きかけを行い、また今後御提案の事例も参考にしまして、地域や大学のニーズを聞き取りながら制度の改善について検討してまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、公営住宅の省エネルギー化への取組状況についてお尋ねがございました。

現在、県では高知県公営住宅等長寿命化計画に基づき、県営住宅の全面的な改修工事を順次実施しております。その改修工事の中で、壁や床などの内装材に県産木材を積極的に利用するとともに、壁や天井への断熱材の設置や、断熱性の高い窓ガラスへの取替えを行うなど、省エネ化にも取り組んでおります。一方、市町村では、老朽化し、かつ耐震補強が困難な公営住宅の建て替えが進められており、その中で県産木材の利用や、断熱性能の確保による住宅の省エネ化が進められているところです。

県としましては、引き続き県営住宅の省エネ化を進めるとともに、市町村担当者会場で省

エネ改修の事例を共有するなど、市町村の省エネ化への取組を支援してまいります。

次に、物部川における治水対策への取組についてお尋ねがございました。

物部川については、河口から香美市土佐山田町にある合同堰までの区間を国が、それより上流を県が管理し、両者が協力して治水対策に取り組んでおります。

国では、香美市において洪水時に河川の水位を低下させるための堆積土砂の撤去や、洪水による堤防の決壊を防ぐための堤防の拡幅工事などを行っております。平成30年7月豪雨では、流域の総雨量が約1,200ミリにも及びましたが、これまで進めてきた治水対策により、香美市下ノ村地区におきましては洪水時の水位を約20センチメートル下げることができ、堤防の決壊リスクを低減いたしました。

一方、県では永瀬、吉野、杉田の3つのダムで、大雨による洪水が予測される場合にダムの水位を下げておく事前放流を令和2年度から行っております。加えて、多量の土砂が流入している永瀬ダムでは、洪水をためる容量を確保するため、令和2年度から有利な地方債制度を利用して堆積土砂の取り除きを進めております。

次に、今後氾濫を減らすため具体的に進める流域治水の対策についてお尋ねがございました。

物部川水系流域治水協議会では、流域治水の対策を3つの柱で取りまとめております。まず、1つ目の柱である洪水処理能力を向上させる対策では、永瀬ダムを含めた3つのダムの改良により、洪水調整能力を向上させるための検討などを進めることとしております。2つ目の柱である堤防の決壊を防止する対策では、堤防の断面の拡幅や漏水対策などを進めることとしております。3つ目の柱である雨水・土砂流出対策では、水田の持つ雨水貯留機能を活用する田んぼダムや、森林の持つ保水力を高める間伐や植

林、鹿の食害防止対策など、流域の関係者が一体となった取組を進めることとしております。

最後に、物部川における流域治水のソフト対策についてお尋ねがございました。

国と県では、これまでに想定最大規模の雨を対象とした物部川の浸水想定区域図を公表し、流域住民に水害リスクを周知しております。この公表を受けて、氾濫の影響を受ける香美、香南、南国、高知の4市は、ハザードマップを作成して住民に配布しており、それを基に各地域で避難訓練が行われております。また、浸水想定区域内にある病院や福祉施設などの要配慮者利用施設の管理者には、避難確保計画の作成と訓練の実施が義務づけられております。

こうした避難行動を支援するために、高知河川国道事務所と高知地方気象台が連携して、半日程度先の洪水予測を、影響を受ける4市に提供する取組が昨年度から始まっております。今後は、国、県、市で連携し、タイムラインに沿った訓練を実施するなど、逃げ遅れゼロに向け実効性のある取組を進めてまいります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

**○産業振興推進部長（沖本健二君）** まず、輸出の段階に応じた事業者への支援についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、輸出を進める上では、相手先国から求められます商品ニーズを把握するための市場調査、そしてそれに基づく製品の開発、さらには販売先の開拓といった、それぞれの段階に応じた支援が必要となります。

まず、市場調査についてでございますが、有望市場でありますアメリカや中国及びヨーロッパに配置しました食品海外ビジネスサポーターに加えまして、県のシンガポール事務所や台湾オフィスにおいて現地情報の収集に努めております。具体的に申し上げますと、まずアメリカのビジネスサポーターは、ニューヨークとロサ

ンゼルスに置いておりますが、それぞれのエリアで日本食材を取り扱う飲食店のヒアリングなどを行い、売れ筋の商品や価格帯、顧客層などの情報収集を行っております。また、フランス・パリのビジネスサポーターは、動物性の原材料を含まない加工食品のニーズが高まっているといった、現地でしか得られない生きた情報を収集しております。

そうして得られた情報は新たな商品の開発や磨き上げに活用していただけるよう、県や貿易協会から速やかに県内事業者の皆様を提供することとしております。

次に、そうした現地のニーズに合った商品や長期輸送に耐えられる製品の開発につきましては、県工業技術センターが技術的な支援を行っておりますし、各国が求める衛生基準への対応につきましては、食品衛生協会に相談窓口を設置しますとともに、そのために必要な施設整備への支援も行っております。

さらに、県内事業者に対しましては、国内外の商談会や展示会への出展といった商談の機会を設けますとともに、貿易協会に設置しております貿易促進コーディネーターによる国内外の商社とのマッチングを行い、海外販路の開拓を支援しております。

今後、人口減少により国内市場は徐々に縮小していくことが予想されますことから、販売拡大のためには海外市場に打って出ることが必要となります。そのため、引き続き関係機関と連携しながら、輸出に取り組む県内事業者に寄り添ったきめ細やかな支援を行ってまいります。

次に、輸出の際に必要な食品安全に関わる認証や、宗教上の制約を担保する認証の取得に対する支援についてお尋ねがございました。

県内事業者が輸出に取り組む場合、自社の衛生管理の取組を対外的に証明するため、専門機関など第三者による認証を取得することが有効



です。そのため県では、平成28年に創設をしました高知県版HACCP認証制度を、令和3年度には輸出にも対応する認証基準となるよう見直しまして、その取得を促してまいりました。さらに、ヨーロッパやアメリカといった厳しい衛生管理を求める国への輸出拡大を目指す事業者に対しましては、ISOやFSSCなどの国際認証の取得を促進し、そのために必要な費用に対しまして助成制度を設け、支援を行っております。

次に、ハラールやコーシャの認証に関しましては、ジェトロ高知による相談対応を行っておりますものの、イスラム圏やユダヤ圏への輸出を目指す県内事業者は極めて少ないことから、現時点では県として特段の支援制度は設けておりません。

しかしながら、イスラム教を信仰する人々は、世界人口のおよそ4分の1を占めております。将来的には、大変有望な市場になり得ることから、県内事業者のニーズをお聞きした上で、こうした認証取得に必要な支援を検討してまいります。

最後に、今後の輸出を拡大していくための対策についてお尋ねがございました。

お話にもございましたように、本県の農水産物、食品の輸出額の令和3年実績は18億8,000万円ですが、これは産業振興計画の取組を始めた平成21年の5,000万円程度と比べますと、37倍となっております。議員御指摘のとおり、本県の輸出額は全国から見るとまだまだ少ない状況にございますが、本格的な取組を始めて10年余りでありますことから、まだまだ発展途上であると認識をしております。

これまで産業振興計画を推進していく中で、まずはユズを有望な輸出品目として位置づけ、官民挙げて積極的に取り組んできました結果、高知産のユズが世界的な評価を受け、フランス

などへの輸出が大きく伸びました。続いて、土佐酒の輸出に取り組み、令和3年には前年比で85%増となるなど大幅に輸出額を伸ばし、今ではユズを超えるまでになりました。

これらに水産物を加えた主要3品目に関しましては、まだまだ伸び代があるというふうに考えております。このため、本年度から産業振興計画の連携テーマの中にグローバル化を掲げ、土佐酒輸出拡大プロジェクトと農水産物・食品輸出拡大プロジェクトに産学官民連携で取り組むこととしました。

まず、土佐酒輸出拡大プロジェクトでは、原料となる県産酒米の増産を図りますとともに、輸出先の嗜好に合った商品開発や、輸出先からの発注量に対応できる生産体制の強化を支援しております。次に、農水産物・食品輸出拡大プロジェクトでは、新たな水産加工施設を誘致するなど輸出に向けた生産体制の増強を図りますとともに、ユズに関しましては、海外で求められる残留農薬規制への対応に意欲的に取り組んでいるところでございます。

今後、国の農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略とも歩調を合わせまして、こうした取組を積極的に進めますことで、本県の農水産物や食品の輸出拡大につなげてまいります。

(教育長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) 芸西天文学習館への歩道のバリアフリー化と、同館のリニューアルにつきましての長期的な計画についてお尋ねがございました。関連しておりますので、併せてお答えをさせていただきます。

芸西天文学習館は、子供たちの学習はもとより、親子の触れ合いや大人の学びの場として幅広い年代の方に親しまれております。このため、まずは利用される県民の皆様の安全を最優先に、必要な対応を行っていかねばならないというふうに考えております。

このため、具体的にはこれまでに、施設に至る歩道の入り口への照明の設置や、学習館と観測ドームをつなぐ階段への手すりの新設、さらにこれらの屋根の修繕などを実施してまいりました。また、本年度は、野外観測場に向かう階段の補修や手すりの設置を行うとともに、学習館の耐震診断を進めているところでございます。

議員からお話のありました施設への歩道のバリアフリー化につきましては、県教育委員会としましても課題意識を強く持っております。ただ、御提案の工法につきましては、山の斜面に構造物を造ることとなりますので地震や土砂災害の発生なども考慮しなければならず、慎重に調査などを実施する必要があると考えております。いずれにいたしましても、バリアフリー化に向け、どのような対応が可能であるのか、御提案の内容も含め、今後いろいろな視点で研究をしていきたいというふうに考えております。

また、施設のリニューアルについての長期的な計画につきましては、現在行っている学習館の耐震診断の結果なども踏まえるとともに、青少年教育施設としての天文学習館の将来的な在り方などを考える中で、検討していかなければならないと考えております。

○議長（明神健夫君） 健康政策部長から先ほどの答弁における発言に誤りがあったとして訂正したい旨の申出がありましたので、発言を許します。

（健康政策部長家保英隆君登壇）

○健康政策部長（家保英隆君） 先ほどの依光議員の国民健康保険財政の安定運営に向けてに関する御質問に対する答弁として、私が行った発言について誤って、運動習慣のある者の割合は60歳以上の方の39.0%と申し上げましたが、正しくは、39.9%ということで、若干上がっております。こういうことで訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○25番（依光美代子君） それでは、1点だけお聞かせください。

皆さんから本当に熱い思い、本気度を感じることができて、大変期待をしているところでございます。自分自身が環境問題にずっと取り組んできている中で、今回非常に勉強になりました。マイボトルをずっと使っているんですけど、普通いろんな施設に給水施設ありますね、給水というか、押してぴゅっと噴水になって。それは使われんということも思っていたがです。それもあって、やっぱりそれが使っているということで、情報提供が必要やないかということで、ぜひこういう施設という写真も、ちょっとPRするときにに入れていただけたら、より——何人か私も問われたことがあるんです。あれは、ちょっと内緒にやっぴいんじゃないというぐらいに、悪いことをしているみたいだけれどペットボトルを使うよりはそれがいいきねという感じで来たところでした。今回、いろいろお話をしている中で、使ってもいいということが分かって、自分たちもこれから安心して使えるなということも思ったけれど、まだまだ私たちの年代の人というのは、使っているという認識が少ないかも分かりませんので、ぜひ情報発信するときにはその写真を入れてお願いをしたいと思います。

知事がよく言われているオール高知、本当にいろんな問題が、国保のこともそう、環境もゼロカーボンもそうであるし、中山間が元気になる、全てオール高知で、行政だけでなく、県民も行政も、みんなが心をつなげて協力することが、この高知県がますます元気になっていこうと思いますので、今後ともまたよろしく願い申し上げて、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（明神健夫君） 暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩



午後1時再開

○副議長（西内隆純君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

23番西森雅和君。

（23番西森雅和君登壇）

○23番（西森雅和君） 公明党を代表して、通告に従い、知事はじめ執行部に質問をいたします。

初めに、知事の政治姿勢についてであります。

最近、世界平和統一家庭連合、いわゆる旧統一教会と政治の問題なるものが取り沙汰されております。そして、この問題があたかもほかの宗教団体にも共通している問題であるかのような言説や、信教の自由や政教分離に絡めた議論が一部のマスメディアに見られております。これは、あまりにも乱暴な議論であるように感じますし、ほかの宗教団体に対して大変失礼なことだと思っております。

憲法学が専門の南野森九州大学教授は、今回の件について、政治と宗教の問題というよりは政治と不法行為を繰り返す団体の問題であると理解すべきだ、信教の自由や政教分離といった憲法上の一般的な問題と捉えるべきではないと指摘しています。御指摘のとおり、今回の旧統一教会の問題は、まさに政治と宗教の問題ではなく、社会的な問題やトラブルを抱えている団体と政治家個人の関わりにすぎません。社会的な問題やトラブルを抱えている団体が宗教団体だったというだけで、政治と宗教の間に何か問題があるかのように捉えること自体が筋違いな話であります。今回の問題は、社会的トラブル団体と政治家個人の関わり以外の何物でもなく、宗教団体の問題というよりは、トラブ

ル団体の問題として扱うべきものであると思うところであります。

さて、ここで信教の自由、政教分離とはそもそもどのようなものなのかということについて少し述べさせていただきたいと思います。現代社会にあって人権問題は大きなテーマであります。信教の自由は、過去の人権獲得の歴史の中において、その中核的役割を担っています。そして、この信教の自由の根底には、人間精神の自由という理念があります。これは、思想、学問、言論、表現、出版の自由などの精神的基盤となっています。この信教の自由の根底にある人間精神の自由こそが、主体性を持った個性豊かな人間形成のための重要な要件であり、民主主義社会の大前提であります。

この信教の自由を実質的に保障するには、国家と宗教を分離しなければなりません。いわゆる政教分離であります。政とは国家であり、教とは宗教または宗教団体であります。では、なぜ政と教を分離しなければならないのか。もし国家が一定の宗教と結合したならば、それ以外の宗教を信じている人が不利益に扱われ、結局は信教の自由が保障されなくなってしまうからであります。それは歴史を見ると明らかであります。歴史を振り返ると、国家権力をバックにした宗教は腐敗堕落し、宗教と結びついた国家は必ず政治の非民主化、ひいては人権の抑圧をもたらしています。こうした教訓から、国家と宗教を分離するという政教分離の原則が、信教の自由と一体の関係で確立されております。

我が国でも、不幸な歴史の反省の上で、戦後日本国憲法において信教の自由の保障及び政教分離の原則が規定されました。憲法第20条では、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」とうたわれております。この条文は、信教の自

由を確保するために、国家がその権力を行使して宗教への介入や関与することがないように、国家と宗教の分離を制度として保障しております。また、この条文は、特定の宗教団体が国家や地方公共団体から立法権や課税権、裁判権などの統制的な権力が授けられることを禁止しています。まさに政教分離の原則は、国家の非宗教性ないし宗教的中立を規定したものであります。

一方で、宗教団体が選挙の折に候補者を推薦したり、選挙の支援活動を行うことは、結社や表現、政治活動の自由として憲法で保障されています。そして、宗教団体が推薦、支持した候補者が当選し、その者が閣僚など政府の公職に就くことは、憲法第20条の規定上、何ら問題がないというのが政府としての一貫した憲法解釈であります。

先ほど申し上げましたように、政教分離の政は国家であり、教は宗教または宗教団体であります。しかしながら、政教分離の政を政治、教を宗教団体と捉え、政教分離を政治と宗教の分離であるとして、宗教の側が政治に何らかの働きかけをすることまでも含めて禁止する原則があるように主張する人が、いまだに存在しています。それは政教分離の本義をわきまえず、政教分離という言葉イメージ的に捉えているにすぎません。また、政教分離の意味をあえてねじ曲げて、政治的意図を持ってそのように言う人もいます。

宗教を持っているというだけの理由で政治活動の場において差別しようとするならば、信条等により政治的に差別することを禁止した憲法第14条の法の下での平等を侵すことにさえなりません。

以上、信教の自由と政教分離について少し述べさせていただきました。

そこで、知事はこの信教の自由と政教分離に

ついてどのように捉えられているのか、お考えをお聞きいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

新型コロナウイルスに感染した人が県内で10万人になる中、懸念されることは、コロナ感染症の後遺症で苦しむ人が増加していることでもあります。WHOは感染者の10人に1人が後遺症になるとの見解を示しております。高知県では10万人の人が感染していますので、少なくとも1万人の人に後遺症があると推察できます。潜在的な感染者を含めると、実際はこれ以上の後遺症患者がいると思われます。

コロナ後遺症は、発生メカニズムを含めてまだまだ不明な点が多く、治療法も確立されておりません。症状は、倦怠感や息切れ、味覚障害、記憶障害や集中力の低下など多岐にわたり、中にはこれらの症状が1年以上続く例もあり、仕事に復帰できない深刻なケースもあるといたします。倦怠感や嗅覚障害、髪の毛が薄くなったといったことを実際に私も聞いています。今後、さらに感染者が増えれば増えるほど、後遺症患者も増えることとなります。

この後遺症対策について、私は昨年の9月議会で、新型コロナウイルスの後遺症専門外来の設置について提案をさせていただき、併せて後遺症の相談窓口の必要性を訴えさせていただきました。その後、高知大学医学部附属病院に後遺症の専門外来が開設され、コロナ後遺症に関する相談については、各保健所において個別の相談を受けるなどのフォローをしていただいております。

今、新型コロナウイルスは、ほぼオミクロン株に置き換わっています。多くの患者を診てきた医師によると、感染して症状が軽症だから後遺症も軽いとは限らず、症状が軽くても重い後遺症になる例もあるといたします。

厚生労働省は、今年の4月28日に新型コロナウイルス感染症の回復後に続く後遺症の診断方法などを示した医療従事者向けの手引、罹患後症状のマネジメントを改定し、疲労感や睡眠障害など20種類を代表的な後遺症として挙げております。記憶障害や脱毛などについては診断方法や最新の知見を新たに記載し、症状に応じて、かかりつけ医と専門医それぞれの対応方法も示しています。こうしたことを踏まえて、かかりつけ医も含めて、医師への今後の後遺症対応に関するさらなる周知も大事になってきます。

現在、後遺症外来については、先ほど申し上げましたように、専門外来として高知大学医学部附属病院に後遺症専門外来が開設されていますが、県内の医療機関での後遺症外来のさらなる開設の必要性を感じるものであります。

そこで、健康政策部長に、県内の医療機関におけるさらなる後遺症外来の開設について御所見をお伺いいたします。

次に、子供の新型コロナウイルスワクチン接種についてお伺いをいたします。新型コロナウイルスはオミクロン株以降、子供の感染者が増えています。その原因は、ウイルスの変異に加え、子供はワクチンの接種率が低いために、免疫を持っていない子供が多く、感染しやすく広がりやすい環境になっているためであります。子供の感染者の95%以上は軽症であるものの、第7波による感染者の急増で、これまで少なかった重症化も増加傾向にあり、全国では死亡例も報告されております。その中には基礎疾患のない子供の死亡例もあります。

こうした中、日本小児科学会は、子供へのワクチン接種に関し、5歳から11歳ではオミクロン株も含めた重症化予防効果は国外の大規模な研究によって40%から80%に上るとし、子供向けのワクチン効果が確認されたとしております。また、安全性に関しても、国内での安全性デー

タが集積され、12歳から17歳における副反応の発生率は若年成人と同等であり、5歳から11歳における副反応はより軽い傾向が確認されているとしています。そして、重症化予防などのメリットが副反応などのデメリットを大きく上回るとの判断を示し、5歳から17歳までのワクチンの接種について、接種を推奨するとの見解を公表しております。

また、厚生労働省もオミクロン株が流行する中、小児の接種について一定の科学的知見が得られたとし、9月6日から予防接種法に基づく新型コロナワクチン接種を保護者に課す努力義務を、これまで対象外であった5歳から11歳にも適用しています。ただ、努力義務は強制ではありませんので、子供へのワクチン接種は、あくまでも本人と保護者が納得した上で判断するものとなります。そのため、保護者への丁寧な情報提供が一層必要になります。5歳から11歳までの子供のワクチン接種については、9月25日現在、2回接種完了者は全国で18.81%、本県では18.17%という現状であります。

そこで、健康政策部長に、5歳から11歳までのワクチン接種の現状についての御所見と併せて、今後県として小児のワクチン接種をどのように推進していくのか、お伺いをいたします。

次に、サル痘について伺います。新型コロナウイルスのパンデミックから間もなく3年近くなるうとしています。一方で欧米を中心に、天然痘に似た症状のウイルス感染症のサル痘が拡大しております。サル痘は、根絶された天然痘に似た感染症で、国立感染症研究所などによると、サル痘ウイルスへの感染でできる急性発疹性疾患ということであり。症状は、発熱や頭痛、リンパ節の腫れ、筋肉痛などの症状がゼロ日から5日続いた後に発疹が出る、潜伏期間は通常7日から14日程度とされ、多くの場合重症化はせず、2週間から4週間で自然回復す

るとされています。しかし、死亡する例もあります。

サル痘について、WHOは9月7日に世界の感染者が102の国・地域で5万2,000人を超え、死亡者は18人になったと発表しています。国内では7月25日に、欧米に渡航歴のある男性の感染が確認され、9月20日の確認を含めて5例の感染が判明しています。

WHOのテドロス事務局長は、7月23日サル痘について、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に当たると宣言しています。これを受けて政府は、7月25日、26日の両日に、サル痘に関する関係省庁対策会議を開催しています。現時点での国内における拡大の兆候はなしとしていますが、対策には万全を期すことが大事であります。

そこで、サル痘が県内で確認された場合、検査・治療体制や感染拡大防止対策など、どのような対応がなされるのか、健康政策部長に伺います。

次に、肺炎対策における肺炎球菌ワクチンの接種について伺います。国の人口動態調査によりますと、日本人の死因の第5位が肺炎であります。令和3年には肺炎によって全国で約7万3,000人の方が亡くなっており、県内でも701人の方が亡くなっております。そして、その死亡者の約98%が65歳以上の高齢者であります。

肺炎の病原体は多種多様であります。新型コロナウイルスの感染によって肺炎を起こし、亡くなった方もいらっしゃいました。そのほか、肺炎の原因として最も多いものは、健康な人の鼻や喉などに常在する肺炎球菌によるものであります。この肺炎球菌による肺炎の発症や重症化を予防するには、肺炎球菌ワクチンが有効であります。現在、国は、65歳以上の肺炎球菌ワクチン接種を定期接種の対象に指定し、公費助成の対象としております。

そこで、健康政策部長に伺いますが、国が65歳以上の肺炎球菌ワクチン接種を定期接種の対象に指定した平成26年以降の年代別ワクチン接種の状況がどのようになっているのか、またワクチン接種による死亡リスクの軽減効果と関係をどのように捉えているのか、御所見をお聞きいたします。

現在、国によって承認されている肺炎球菌ワクチンは、1回の接種で3年程度は効果が持続すると言われていますが、2回目に同じワクチンを接種しようとする場合、副反应对策として5年以上間隔を空けなければなりません。そして、国の公費助成は定期接種の1回のみで、2回目以降の任意接種には助成制度がありませんので、2回目以降のワクチン接種を受ける場合は全額自己負担となります。こうしたことから、1回目の肺炎球菌ワクチンは打っても、2回目以降のワクチンを接種していないという方も多くいらっしゃいます。

こうした中、全国の自治体では、2回目以降もワクチン接種を進めるため、2回目以降の任意接種に対して独自の助成制度をつくっている市町村も出てきているようであります。

そこで、高齢者を肺炎から守るため、肺炎球菌ワクチンの2回目以降の任意接種に対して、今後高知県として助成制度を検討してはどうかと考えますが、健康政策部長にお伺いをいたします。

現在、肺炎球菌ワクチンは、PPSV23とPCV13、いわゆる23価ワクチンと13価ワクチンの2つのワクチンがあります。定期接種において、国に認定されているワクチンは23価ワクチンであります。この23価ワクチンは、先ほど申し上げましたように、効果は3年程度で、2回目に同じワクチンを接種する場合、5年以上間隔を空けなければなりません。

一方、13価ワクチンは、1回目に23価ワクチ

ンを接種した後の間隔を1年以上とすることで接種が可能となります。また、この13価ワクチンは、23価ワクチンに比べると接種費用は若干高くなっていますが、1回の接種で長期免疫の持続が期待されています。

そこで、肺炎球菌ワクチンの13価ワクチンの有効性についても、医療従事者や市町村、また県民に対して情報提供していくことも大事ではないかと考えますが、健康政策部長の御所見をお伺いいたします。

次に、風疹ウイルスの予防について伺います。

風疹は風疹ウイルスによって起こる感染症で、感染経路は、せきやくしゃみなど飛沫感染によって人から人へ感染が伝播するとされています。感染の症状としては、感染しても症状を示さない場合から、脳炎や血小板減少性紫斑病など重篤な合併症を併発する場合まで幅広く、特に成人で発症すると高熱や発疹が長く続き、重症化した場合など入院加療を要することがあるため、軽視できない疾患であります。また、風疹ウイルスに対する免疫が不十分な妊娠初期の女性が風疹ウイルスに感染してしまうと、赤ちゃんが難聴や心疾患などの先天性風疹症候群になるおそれがあります。

風疹は、何年かごとの周期で流行が発生しています。最近では、国内で平成30年から令和元年にかけて流行し、全国で5,000人を超える感染が報告されております。先天性風疹症候群の赤ちゃんも確認されております。妊娠初期に風疹ウイルスに感染した母親が周囲から中絶を勧められたり、障害のある我が子を思うたびに自分を責め、後悔し続けるといったことも聞きます。風疹ウイルスへの対策としては、ワクチン接種で感染を予防できます。しかし、まれに抗体ができにくい人もいるため、社会全体で抗体保有率を上げ、流行を防ぐ必要があります。

風疹ウイルスに関しては、現在41歳までの男

女は、幼児期や中学生までに1回または2回の個別接種を受けています。また、42歳から59歳の女性は、妊婦の感染を防ぐ観点から、中学生のときに集団接種が実施されています。60歳以上の男女は定期接種の機会がなかったものの、自然感染などにより抗体保有率は90%を超えているといえます。

課題は、42歳から59歳までの男性の抗体保有率であります。42歳から59歳までの男性は、幼児期などに定期接種の機会がなく、抗体保有率もほかの世代と比べて低いという実態があります。そこで、厚生労働省は、令和元年度からの3か年計画で、42歳から59歳までの男性の抗体保有率を90%に引き上げるため、190万人への予防接種を目指し、対象者にはクーポン券による抗体検査を進めてきました。そして、検査によって抗体がないことが分かった場合には、無料での予防接種を実施しています。

しかし、コロナ禍の受診控えや健康診断の延期などの影響で、接種につながった人は昨年10月末で約74万人にとどまっています。こうした状況を受け、厚生労働省は昨年末、無料の抗体検査と予防接種を令和6年度末まで延期する方針としました。

そこで、健康政策部長に、県内の42歳から59歳までの男性の風疹ワクチンの抗体検査の状況と、抗体保有率の実態についてお聞きいたします。あわせて、今後の風疹の抗体検査や予防接種向上に向けた取組をどのように進めていくのか、お伺いをいたします。

次に、新生児の聴覚検査について伺います。聴覚障害の原因は、大きく分けて先天的なものと後天的なものがあります。先天的な原因としては、妊娠期間中の感染症や内耳の蝸牛奇形などがあり、後天的な原因としては加齢による聴覚機能の衰えや突発性難聴、大きな騒音による聴覚障害などがあります。

先天性の難聴児は1,000人に1人から2人いるとされています。新生児の難聴は、早期に発見され適切な支援が行われた場合、より有効に音声言語の発達を促すことが可能となります。そこで、重要となってくるのが新生児への早期の聴覚検査と、子供の難聴が判明した場合の難聴児への早い段階での支援であります。厚生労働省の新生児聴覚検査の実施状況等調査によると、全国の新生児の聴覚検査の受検率は90.8%ということですが、本県では市町村の積極的な取組により、聴覚検査の受検率はほぼ100%となっております。

政府は、令和4年2月都道府県が難聴児への支援策を総合的に推進するための計画作成の指針となる基本方針を取りまとめています。この基本方針では、支援が必要な子供の療育は遅くとも生後6か月頃までに開始が望ましいとし、検査から診断、治療、療育、教育に至るまでの切れ目のない支援に向けて、都道府県に協議会を設置し、難聴児支援担当部局を明確にすることや、相談体制の強化なども打ち出しております。

そこで、高知県における難聴児への支援計画の作成を含めた総合的な支援策を今後どのように進めていくのか、子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

次に、障害者支援について伺います。障害者と健常者の間には、物理的な障害だけでなく情報の格差も存在しています。それは、時によって大きな事故につながる場合もあります。特に、災害時には命を落とすような重大な事態になることもあります。災害時、避難の呼びかけが聞こえない人や、目が見えない人、足が不自由な人が自力で避難することはできません。

東日本大震災では、甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島の3県における聴覚障害者の死亡率は、住民全体の2倍近くに上っています。防災

無線が聞こえずに逃げ遅れたことが理由の一つとされています。やっとの思いで避難所にたどり着いた後も、目が見えないため、重要な貼り紙情報があることが分からない、またアナウンスが聞こえず食料などの配給が受けられないといった不便があったともいいます。

このような災害時の厳しい現実が契機となって、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が今年5月に議員立法で成立し、施行されています。この法律は、障害者が日常生活や災害時に必要な情報を得られるよう支援し、健常者との情報格差の解消を目指し、障害のある人の情報アクセスや意思疎通に関する施策を総合的に推進することを目的としています。

そして、障害者が日常生活、社会生活を営んでいる地域にかかわらず、ひとしく情報が取得できるようにすることや、障害者でない人と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすることなどが、施策を進める基本理念として掲げられております。その実現のために、国や地方自治体が取り組む基本的な施策として、防災及び防犯情報を迅速かつ確実に得られる体制の整備充実、設備または機器の設置などを講ずるとしてしています。

そこで、子ども・福祉政策部長に、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を受け、障害者が日常生活や災害時などに必要な情報を得られ、健常者との情報格差を解消するため、本県として具体的にどのような取組を進めていくのか、お伺いをいたします。

次に、ケアリーバーの支援について伺います。児童養護施設や里親など社会的養護の下で育ち、その後保護から離れた人はケアリーバーと呼ばれています。虐待や貧困などを理由に親元を離れ、児童養護施設などで暮らす人は、従来



制度上では18歳、最長でも22歳で施設や里親を離れなければなりません。しかし、18歳で自立して生活をしていくことは容易ではありません。晴れて社会に出たのに、その後数年で職を失い、行方が不明になる事例も多くあると聞きます。

厚生労働省が昨年4月に公表した初のケアリーパー全国実態調査では、その窮状が浮き彫りになっております。この調査によると、暮らしで困っていることとして、生活費や学費が33.6%を占め、さらに5人に1人が収入より支出が多い、赤字生活であることが明らかになっています。そして、経済的理由で進学を断念したり中退したりするケースも多くあります。

また、調査では、過半数が民間賃貸住宅などに1人で暮らしており、家族など頼れる大人が周囲におらず、孤立しやすく、当事者からは、親や親戚などの後ろ盾がなく倒れて収入がなくなったら生きていけなくなるといった切実な声や、過去のトラウマの克服の仕方が分からないまま急に独りになって不安だといった声も上がっています。そして、親元に戻る場合でも、実家では精神疾患などの病気を抱えている親の世話を追われて自身まで病んでしまう事例や、親の借金など負の遺産を背負うケースもあるという調査結果も出ています。

児童養護施設の関係者への調査では、出身施設の職員などが相談相手になる場合もあるが、施設に遠慮して連絡できない子や、自ら接触を拒絶する子も一定数いるとなっています。そして、何よりもこの調査で明らかになったのは、施設や里親が所在を把握できていないケースが約7割に上っているという事実であります。

そこで、児童養護施設や里親など社会的養護の下で育ち、保護から離れた人、いわゆるケアリーパーを取り巻く環境の厳しさに関する認識について知事にお伺いをいたします。

これまで国としてケアリーパーを支える制度

が十分でありませんでした。今年6月に成立した改正児童福祉法によって、ケアリーパーへの支援が拡充されています。これによると、ケアリーパーの自立支援を行う児童自立生活援助事業について、原則22歳までの年齢制限や教育機関への在籍といった援助の要件が緩和され、都道府県が必要と判断する時点まで支援を継続できるようになっています。加えて、施設などを退所後のサポート強化のため、相談や交流ができる拠点を整備する事業も都道府県が行わなければならない事業として盛り込まれております。

そこで、子ども・福祉政策部長に、改正児童福祉法の成立を受けて、ケアリーパーへの支援が充実されることとなるわけではありますが、高知県としてケアリーパーへの具体的な支援を今後どのように進めていくのか、お伺いをいたします。

次に、教育振興について伺います。

まず、不登校対策についてであります。全国の小中学校で令和2年度に不登校になった児童生徒数は、前年度と比べて8.2%増えて19万6,127人となり、過去最高を更新し続けています。これは、児童生徒全体の2%を超えています。本県はといいますと、令和2年度の不登校児童生徒数は、小学校で377人、中学校では861人と、前年度と比べて10.8%増加し、全体の2.52%となっています。

このように不登校の児童生徒が増える中で、支援策の一つとして注目されているのが不登校特例校であります。この不登校特例校は、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができるというもので、言ってみれば不登校の子供の状況に合わせた柔軟な授業カリキュラムを組

むことができるというものであります。こうした不登校特例校の取組は、教育上において大きな効果を生み出しています。

東京都内のある不登校特例校は、統廃合で使われなくなった小学校を改修し、開設しています。その特例校では年間30日以上欠席している不登校の小中学校生を受け入れ、様々な理由で傷つき、学校に行きたくても行けなくなった児童生徒に寄り添った工夫がちりばめられています。特徴的なのが、自由に授業を抜け出してオーケーという独自のルールであります。今日はつらいなといった場合は、卓球台やカードゲーム、漫画などをそろえたプレールームや、スクールカウンセラーが常駐する相談室などの居場所で過ごせる。先生たちは、打倒プレールームを合い言葉に、子供たちが授業に出席したくなるような工夫を凝らしているといえます。

この学校では、授業時間やカリキュラムなどを柔軟に調整し、年間の授業時間が2割程度少なく、朝の学級活動も通常より1時間遅い9時半スタートとなっています。そして、実際の児童生徒の登校率は全体で約7割となっていることでもあります。また、卒業生の進学率は、民間のサポート校や専門学校を含めて95%を超えているといえます。このように、不登校特例校が不登校児童生徒の基礎学力の定着や社会性を育成することで、上級学校への進学が可能となるなど、多くの不登校児童生徒や保護者たちに希望を与えています。

そこで、不登校の子供の状況に合わせた柔軟な授業カリキュラムを組むことができる不登校特例校についての認識を教育長にお聞きいたします。

不登校の児童生徒に合わせた学校づくりは、平成16年から構造改革特別区域法を活用する形で一部地域から始まり、平成28年に成立した義務教育の段階における普通教育に相当する教育

の機会の確保等に関する法律に基づく基本方針では、自治体に対して特例校の設置を促しています。

こうした中、不登校特例校は今年4月時点で全国で10都道府県、21校、公立が12校、私立が9校となっています。政府はこの不登校特例校について、6月に策定した今年の骨太方針に、全都道府県・政令指定都市への設置を目指す方針を初めて明記しています。

そこで、本県においても不登校特例校の設置が急務であると考えますが、御所見を教育長にお伺いいたします。

次に、公立中学校の部活動の地域移行について伺いをいたします。教員の働き方改革の一環として、公立中学校における部活動の地域移行が現在論議されております。今年6月にスポーツ庁、8月には文化庁の各有識者会議が、部活動の担い手を教員から地域人材へ移行するよう提言がなされております。

この提言では、公立学校の部活動の地域移行について、令和5年度から令和7年度までを改革集中期間に位置づけ、自治体などに対して、まずは休日の部活動から段階的に地域のスポーツ団体や文化芸術団体などに移行するよう求めています。

こうした提言を受け、スポーツ庁、文化庁ともに令和5年度以降、部活動を段階的に地域に移行することで、少子化が進む中でも将来にわたり子供たちがスポーツ、文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保し、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上も目指すとしています。

そこで、教育長と文化生活スポーツ部長に、公立中学校の部活動の地域移行についての御所見をお伺いいたします。

今後、公立中学校の部活動の地域移行に向けた国の支援や、県、市町村の取組が具体化され

るものと思われま。そうした中で、現時点での課題も多くあるように思。例えば、その地域に部活動を受け入れるスポーツクラブや文化クラブなどといった受皿となるものがあるのか、またその地域における指導者がいるのかいないのか、そして経済的負担の問題なども挙げられます。

そこで、県内における部活動の地域移行に向けての課題について教育長と文化生活スポーツ部長にお伺いをいたします。

国は、部活動の地域移行に向けた支援策も検討しています。具体的には、都道府県や市町村において、関係者との連絡調整、指導・助言などを行う総括コーディネーターや、運営主体、実施主体と中学校との連絡調整、指導者の派遣管理などを行うコーディネーターの配置、協議会の設置など、体制の構築に向けた支援などがあります。こうした国の支援策の下、今後の公立学校の部活動の地域移行が行われていくものと思われま。

知事も提案説明の中で、子供たちがスポーツや文化芸術活動に親しむ持続可能な環境の整備について、引き続き慎重に検討を重ねてまいりますとおっしゃっております。

そこで、今後の部活動の地域移行の進め方について教育長にお伺いをいたします。

次に、18歳成人について伺います。

改正民法の施行により、今年の4月1日から成人年齢が18歳に引き下げられることになりました。明治9年以来、日本の成人年齢は二十歳とされておりましたが、平成26年には憲法改正国民投票法の投票権年齢が、そして平成28年6月の国政選挙から公職選挙法の選挙権年齢が18歳へと引き下げられるなど、国政上の重要な判断について、18歳、19歳が独立した社会人として参加できるようになりました。

こうした中、住民生活に関する基本法である

民法においても、18歳以上を成人として取り扱うことが適当ではないかといった議論が重ねられ、今回の改正、施行に至っています。この成人年齢の引下げによって、18歳、19歳は携帯電話の購入やアパートの賃貸契約、クレジットカードの作成など様々な契約が親の同意を得なくても結べるようになりました。

ここで懸念されるのが、悪徳商法などによる消費者被害の増加であります。この点については消費者契約法も改正され、恋愛感情を悪用するデート商法や、この資格がないと就職に不利だなどと不安をあおって高額セミナー受講などに勧誘する不安商法といった、若者がだまされやすい手口による契約は取り消せる制度が整備されています。しかし、こうした制度を若者が知らないといった現実もあります。

そこで、文化生活スポーツ部長に、民法上の成人年齢が18歳に引き下げられたことによる、18歳、19歳の高知県消費生活センターへの消費トラブルの相談状況がどのようになっているのか、そして18歳、19歳への相談窓口の周知と消費者被害防止の取組を今後どのように進めていくのか、お伺いをいたします。

また、消費者被害を未然に防ぐ取組も欠かせません。現在、小・中・高等学校などでは消費者教育の充実に取り組んでおられますが、今後のさらなる取組の推進について教育長にお伺いをいたします。

次に、災害時のトイレ対策について伺います。汚物で便器が埋もれてすっかり隠れている、次に用を足す人はそこを避けて便器の前と後ろに用を足す。これは、阪神・淡路大震災の際に、避難所のトイレの清掃に回った人たちの体験談であります。

阪神・淡路大震災を受けて消防庁がまとめた報告書、災害時のトイレ対策によると、住民たちは避難先となる学校などに到着し、落ち着き

を取り戻すと、まずトイレの利用を始める。そして、断水や停電で水が出ない。神戸市内の中学校では、既設トイレが発災当日使用不能になると、校庭の側溝がトイレ化し、汚物であふれ、仮設トイレが市内の避難所に行き渡るのに約2週間を要したといえます。同じような現象は、東日本大震災や平成28年の熊本地震でも繰り返しています。

大正大学の岡山朋子教授が熊本地震の避難者を対象に行った調査によると、仮設トイレが避難所に最初に設置された時期は、4月14日の最初の地震から3日目以降に届いたケースが半数を超えていたといえます。また、避難所生活の初期に最も困ったことについての調査では、眠れる環境が66%で一番多く、次に多かったのがトイレで62%となっています。これは食事の50%やプライバシーの40%を上回っています。岡山教授は、トイレくらい何とかなるは男性の発想だ、女性はそうはいかない、さらに障害者や高齢者のことも考えた環境整備が必要であると指摘しています。

劣悪なトイレ環境は健康も脅かします。感染症のリスクも高まりますし、トイレに行く回数を減らすために、避難者が食事や水分摂取を控えることで脱水症状になり、エコノミークラス症候群のおそれも出てきます。熊本地震では、54人がエコノミークラス症候群で入院し、うち1人が亡くなっていますが、亡くなった方も含めて42人が女性だったといえます。災害の発生直後からトイレニーズは発生します。そして、避難所でのトイレ対策は、命と尊厳に関わる問題であります。災害時のトイレ対策の重要性を感じるどころであります。

そこで、危機管理部長に、県内における災害時の避難所でのトイレ対策に関する計画の策定状況について伺いをいたします。

内閣府は、平成28年に、避難所におけるトイ

レの確保・管理ガイドラインを公表し、各自治体に避難時のトイレの確保・管理計画について、地域防災計画などに反映するよう呼びかけています。

そこで、災害時の避難所のトイレ対策を今後どのように進めていくのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

次に、マイナンバーカードの取得について伺います。

マイナンバーカードは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤であります。そして、マイナンバー制度は、現在社会保障や税、災害対策の分野のうち、法律または条例で定められた事務手続において使用されております。住民の申請により無料で交付される写真付きのマイナンバーカードは、ICチップを利用してオンライン上で安全かつ確実に本人であることを証明できるため、デジタル社会において今後ますます必要な道具になってまいります。

政府は、コロナ対策の各種給付金の支給が遅れたことなどを教訓に、行政手続がオンラインで手軽にできる仕組みづくりを急いでいます。そのメリットを国民が享受できるようにするためには、各自におけるマイナンバーカードの取得が欠かせません。

総務省は、2022年度末までにはほぼ全ての国民がカードを取得できるように取組を進めています。これを後押しするため、マイナポイント第2弾として、マイナンバーカードの取得者への最大5,000円分のポイントの付与と、カードの健康保険証利用や公金の受け取り口座の登録に対しては各7,500円分のポイントの付与、合わせて最大2万円分のポイントが受けられるとしています。このポイント付与は、9月末までにマイナンバーカードの交付申請を行った人が対象となっていました。先週政府は、この交付申請

期限を年末まで延長することを発表しました。延長することで、マイナンバーカードの普及をさらに進めるとしています。

県内においても、今後県民のデジタル化の推進を考えたとき、このマイナンバーカードの取得は欠かせないと思います。8月時点の高知県のマイナンバーカードの交付枚数は、全国平均47.4%に対して39.5%と、47都道府県中46位という状況にあります。

この状況を踏まえて、今後マイナンバーカード取得の取組を県としてどのように進めていくのか、さらなる決意と併せて知事にお伺いをいたしまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 西森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、信教の自由と政教分離の関係につきましてお尋ねがございました。

お話もございましたように、憲法第20条には信教の自由の規定と、その信教の自由を保障するための政教分離に関する規定が置かれております。信教の自由は、宗教を信仰し、または信仰しないことなど、個人の内心における自由でありまして、侵すことが許されないものであります。

そして、政教分離に関する憲法上の規定は、具体的には1つには宗教団体の側が国から特権を受けたり、政治上の権力を行使することを禁止する規定がございます。もう一つといたしましては、国の側が宗教活動することを禁止する、こういう規定も置かれておりまして、こうした規定を置くことで、内心の自由であります信教の自由を具体的に担保するという関係となっているものであります。

現在、我が国では様々な種類の宗教が多層的、また重層的に併存をしているわけでありまして、そのような状況の下で、仮に国がある特定の宗

教と結びつくということがありますと、国民が国の推す宗教以外を信仰することが難しくなる、言い換えますと信教の自由が脅かされるということに至るおそれがあるということだと考えます。

実際、戦前国家神道に特権的な地位を与え、他の宗教が冷遇ないし迫害されたことによりまして、信教の自由が損なわれた場面がございました。このことへの反省から、現在の日本国憲法は国家と宗教との分離、いわゆる政教分離を明確化したということであるというふうに理解をいたしております。

このように、信教の自由と政教分離の原則は、現代においては、言わば抽象的な価値と言えませぬ信教の自由と、それを具体的に保障する手だてとしての政教分離の原則という形で、言わば表裏一体、そして密接不可分な関係にあるものと位置づけられているというふうに考えております。

議員から御指摘がございましたとおり、政教分離という言葉につきまして、俗には政治と宗教の分離というふうに理解をする向きもございませぬけれども、憲法上の規定の政教分離は、あくまで国家と宗教との分離であるというふうに規定されているものと考えております。

次に、いわゆるケアリーバーを取り巻く環境の厳しさに関する認識についてのお尋ねがございました。

議員のお話もございましたように、児童養護施設などから自立をした方、いわゆるケアリーバーの多くは、虐待あるいは貧困といった厳しい環境によりまして親元を離れ、多感な時期を施設などで過ごしています。施設等を出てからも困窮や孤立に陥ったり、あるいは進学や就労継続を断念したり、環境や人間関係などの変化によりまして心身不調に苦しむといった方が、県内でも少なからずおられます。施設などを離れ

ましても、なお経済的に不安定な状況などに置かれて苦しむ方がおられるということにつきましては、大変深刻な課題だというふうを受け止めております。

こうしたケアリーバーの方々への支援は、児童養護施設などの役割の一つと位置づけられておりまして、それぞれの施設で自立のための支援が行われております。県といたしましても、これまで県内3か所の相談支援窓口を設置するという、あるいはコーディネーターを配置していくということ、こういったことによりまず自立に向けた支援などに取り組んでまいりました。

こうした中、この点も御指摘ございましたように、この6月に国のほうで児童福祉法が改正をされまして、22歳を超えての入所の継続でありますとか、退所後の継続的な自立支援などが、都道府県の必須業務として位置づけられるに至ったわけでございます。本県といたしましては、今回の法改正に対応いたしまして、ケアリーバーの方々为社会とのつながりが途切れて孤立をしてしまうということがないように、関係機関と連携をいたしました支援体制の整備にしっかりと取り組んでまいる考えであります。

最後に、マイナンバーカードの取得促進に向けた取組と決意についてのお尋ねがございました。

マイナンバーカードは、対面でありましても、オンラインでありましても、安全、確実に本人確認を行うことができます、デジタル社会の基盤となる重要なツールであります。

昨年度実施いたしました、マイナンバーカードの取得率が低い要因を聞きました県民の皆さんへのアンケートによりまして、1つには申請が面倒だ、あるいは手続きが分からない、さらにはメリットがない、こういった3つの回答をされた方が7割以上を占めております。こうした

ことから、気軽に手続きや相談ができますように、身近な量販店などへの出張申請所の設置、あるいは企業などに出向いての申請の受付などに、市町村と連携をして取り組んでまいりました。昨年からこれまでに約1万人の方々に御利用いただいているところであります。

今後は、マイナポイント第2弾の延長に伴いまして、これらの取組を12月の末まで継続いたしますとともに、福祉施設などにも出向いて申請の受付を行う予定としております。さらに、特に高齢者の方々が積極的に利用いただけますように、県内の量販店なども連携をいたしまして、マイナポイントの申込みの支援も行っておりますけれども、この取組も継続をしたいと考えております。

また、利便性の向上策といたしましては、オーテピア高知図書館の図書館カードとマイナンバーカードの連携を来年1月より開始いたします。これによりまして、図書館カードがなくてもマイナンバーカードで本などの予約、貸出しの手続きができるようになります。さらには、国全体の取組として、健康保険証あるいは運転免許証としての利用も進められておりまして、こういったものも進行していく予定でございます。

このほか、オンライン手続きやコンビニ交付といたしましたデジタル化のメリットを感じられますように、今後とも利活用のシーンの拡大と取得環境の向上などに取り組んでまいります。加えて、マイナンバーカードの取得促進には、県民の皆さんの御理解、そして市町村レベルでの取組が欠かせないものと考えております。引き続き、県民の皆さんへの呼びかけを行いますとともに、各市町村長の方々へ機会あるごとに直接協力をお願いを行ってまいる考えであります。

私からは以上であります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、新型コロナ

ナウイルス感染症の後遺症外来の開設についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状、いわゆる後遺症につきましては、まずは診断を行った医療機関やかかりつけ医でフォローいただいております。かかりつけ医では対応が困難な場合には、高知大学医学部附属病院の遷延性コロナケア外来に紹介いただく体制を取っております。

そのような中、第7波では患者さんが大幅に増加しており、今後多様な後遺症に悩む方が増えることも予想されます。このため、お話にございました後遺症外来の増設に向けては、後遺症の症状ごとに専門的に診療いただける医療機関を改めて募りたいと考えております。この取組により、後遺症診療の裾野が広がることと併せて、かかりつけ医や大学との連携の促進も期待されることから、医師会や大学等と今後の連携体制の在り方についても協議してまいりたいと考えております。

次に、5歳から11歳までのワクチン接種の現状と今後の接種の推進についてお尋ねがございました。

議員の御指摘のとおり、5歳から11歳の小児のワクチン接種率は、本県のみならず全国的に低迷しており、課題となっております。これは、若年層は感染しても比較的重症化しづらいことに加え、ワクチン接種の副反応に対する心配から、接種に慎重な判断をした結果と受け止めております。

一方で、議員のお話にもございましたように、国において改めてオミクロン株に対する有効性や安全性が確認されたとして、9月6日からは、予防接種法に基づく接種の努力義務が小児にも適用されるとともに、3回目接種も開始されたところでございます。

接種が努力義務になったとはいえ、御本人と保護者の方がワクチン接種の意義や有効性、安

全性を十分に理解していただかないと、接種率の向上は見込めないものと考えております。こうした状況は全国的な課題であり、全国知事会ワクチンチームリーダーであります濱田知事から、科学的根拠を踏まえた説得力があり分かりやすいメッセージを強く打ち出すよう、国に政策提言をしています。

県としましては、国から提供された広報素材を参考にしながら、御本人と保護者の方に積極的に接種を検討していただけるような情報発信を強化してまいります。

次に、県内でサル痘の感染者が確認された場合の対応についてお尋ねがございました。

サル痘は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上で4類感染症に位置づけられており、感染者を診断した医師は、直ちに最寄りの保健所への届出を行う必要がございます。

現在、日本国内においては5例の発生が報告され、うち3例は海外渡航歴のある方、2例は海外渡航歴のある方や海外から訪問中の方との接触が確認されている方でした。国内における流行状況を鑑みれば、現時点において感染リスクは極めて低いと考えられますが、患者発生時には速やかな対応が求められます。

このため、県としましては、サル痘に関する情報提供及び協力依頼についての厚生労働省通知を各医療機関に送付し、サル痘を疑う患者の対応などについて周知を図ったところです。県内で、サル痘患者の疑い例と判断されたときには、県衛生環境研究所で検査を行うとともに、サル痘感染と確定された場合には、感染症指定医療機関で治療を行うこととなります。あわせて、積極的疫学調査を実施するとともに、感染拡大防止対策として、一般的には新型コロナウイルスと同様にマスク着用や、手指消毒などを呼びかけていくこととなります。

今後も、全国的な患者発生動向や国の動きを注視しながら、県内での患者発生時に適切に対応できるよう、医療機関との連携を図ってまいります。

次に、肺炎球菌ワクチン接種の年代別接種状況と、ワクチン接種による死亡リスクの軽減効果についてお尋ねがございました。

肺炎球菌ワクチンの定期接種の対象者は、65歳、70歳、75歳と5歳刻みの年齢で、年度ごとに対象者が入れ替わります。そのため県としては、接種の機会を逃さないよう、市町村と連携して啓発に努めております。

県内の年代別接種率は、定期接種が始まった平成26年度から30年度までの5か年間の平均で、65歳が42.4%、70歳が48.6%、75歳が32.9%となっており、全国と比べて約5%程度高い状況となっております。また、令和2年に70歳の方の接種率は、令和2年の実績だけでは10.8%ですが、既に5年前の65歳のときに40.8%の方が接種されていることから、大ざっぱな推計ですが、合計した51.6%が接種済みとみなすことができます。同様に、75歳では47.1%、80歳では39.8%が接種済みと見込まれます。逆に言いますと、いまだ半数近くの方が接種を受けていないと考えざるを得ません。

県内の肺炎の人口10万当たりの年齢調整死亡率を見てみますと、肺炎球菌ワクチンが定期接種となる前の平成22年から平成25年までは、人口10万対、平均32.1だったところ、定期接種後の平成26年から平成30年の5年間は、人口10万人当たり平均25.9と2割程度減少しております。死亡者の肺炎球菌ワクチン接種歴については確認できないため、厳密には因果関係を示すことはできませんが、おおむねワクチン接種が死亡率の低下に寄与していると推定しております。

次に、肺炎球菌ワクチンの2回目以降の任意接種についてのお尋ねがございました。

日本でも平成21年10月より23価ワクチンの再接種が薬事承認されましたが、国の審議会では2回目以降の再接種では初回接種ほどの抗体価の上昇は認められないとの評価がなされております。このことや、先ほど説明しました、一度も接種を受けられたことのない方が、まだ半数近くいらっしゃることを踏まえますと、2回目接種への助成策よりは、現時点ではまず65歳以上の方の初回接種の接種率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、肺炎球菌ワクチンの13価ワクチンの有効性を医療従事者や市町村、県民へ周知することについてお尋ねがございました。

13価ワクチンは、平成25年に薬事承認され、同年から小児の肺炎球菌ワクチンとして定期接種に採用され、その接種率はコロナ禍以前は95%近くとなっております。そのため、近年成人の肺炎球菌性肺炎の血清型分布において、13価ワクチンに含まれる血清型の菌の割合が減少する一方で、23価ワクチンに含まれ、13価ワクチンに含まれない血清型の菌の割合は変化がないとの報告がなされております。

13価ワクチンは、平成26年に65歳以上の方にも接種ができるよう追加承認が行われましたが、先ほど述べましたような知見などを踏まえて、平成30年の国の審議会において、65歳以上の成人を対象とした定期接種のワクチンとしては位置づけないとの判断がなされました。

しかしながら、13価ワクチンでは23価ワクチンにないメモリーB細胞の誘導作用があり、免疫学的な記憶が成立することから長期免疫が期待されます。日本呼吸器学会と日本感染症学会の合同委員会からは、13価ワクチンを任意接種の後に23価ワクチンを6か月から4年以内に接種するような推奨パターンも示しております。

このような状況ですので、国での検討状況を注視しながら、県民の皆様をはじめ市町村、医



療機関へ13価ワクチンを使用する場合の科学的最新の知見など、必要な情報提供に努めてまいります。

最後に、風疹の抗体検査の状況や抗体保有率の実態と、今後の予防接種率の向上に向けた取組についてお尋ねがございました。

定期接種の機会の与えられなかった現在42歳から59歳の男性に対しては、平成31年度から市町村において抗体検査を実施し、風疹への抗体価が低い方、抗体が陰性の方については、無料で予防接種を実施しております。

本県では、令和3年6月までに対象人口7万6,570人に対し1万8,023人、23.5%の方が検査を受け、そのうち抗体陽性者、抗体価が高い方が1万2,230人、陽性率、抗体保有率は67.9%となっております。一方、抗体値が低い方は、5,793人のうち4,658人の方が予防接種を受けられました。

抗体保有率については、都道府県別の推計方法が示されていないので厳密には困難でございますが、先ほどの県内実施のデータを基に、抗体検査を受けていない方について、抗体検査を受けられた方の抗体保有率、陽性率と同じと仮定しますと、県内の抗体保有率は74%と推計されます。ただ、検査を受けていない方の中には、過去に風疹の罹患歴が明らかな方も含まれていると思われまます。実際、全国のこの年代の抗体保有率は80%でございますので、その率を用いて再度試算しますと、県内の抗体保有率は83%強の方が抗体保有というふうに見込まれます。

いずれにしましても、今後国が定める、令和6年度末までに現在対象となる世代の下の世代、32歳から43歳の男性の抗体保有率の水準である抗体保有率90%以上という目標の達成に向けて、テレビ、ラジオなどでの啓発と併せて市町村や関係部署と連携し、職場への受診勧奨のチ

ラシの配布など広報活動を強化してまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、難聴児への支援についてお尋ねがございました。

難聴は早期に発見し適切な支援を受けることで、自立した生活を送るために必要な言語やコミュニケーション手段の獲得につながるとされています。本県における難聴児の早期発見の取組につきましては、平成29年度から全ての市町村で新生児の聴覚機能検査が全額公費負担となったことから、新生児の聴覚機能検査の受診率はほぼ100%となっております。この検査で難聴の可能性を指摘された方には、高知大学医学部附属病院や県立療育福祉センター、高知ろう学校において必要な診療、療育、教育などの早期支援が受けられる体制が整備されております。

国が令和4年2月に策定しました、難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針を受け、本県では難聴児への支援を総合的に推進していくための計画を、高知県障害者計画及び障害児福祉計画と一体的に策定することとしております。そのため、高知県聴覚障害児等支援体制整備協議会を設置し、保健、医療、福祉、教育の各分野の委員の皆様にご意見をいただいているところです。

本年度は、難聴児とその保護者を対象としたアンケート調査を実施し、日々の生活における困り事などの課題を把握し、必要な支援策を検討してまいります。また、就学時や成人への移行期などで支援が途切れることがないように、切れ目のない支援体制の整備や、医療機関や学校における人材の育成などに取り組んでまいります。

次に、障害のある方と健常者との情報格差を解消するための取組についてお尋ねがございました。

視覚や聴覚などに障害があり、情報の取得や

意思疎通が困難な方は、障害の種類や程度によって点字や手話など情報取得の方法が異なります。そのため、その方に応じた方法で情報が取得できる環境を整えていくことが必要となります。特に、災害時には情報取得が命の確保につながるため、災害情報等を迅速かつ適切な方法でお伝えすることが重要です。

今年5月に施行されました障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法は、そうした環境を整備するための施策を総合的に推進することを目的としております。県としましては、この法律の施行を契機に、広く県民の皆様や事業者の方々に関心と理解を深めていただけるよう、情報提供の方法に関する研修や具体的な事例の提供など、周知・啓発活動の強化を図ってまいります。また、県内全域の様々な場面で日常的に障害特性に応じた情報提供が行われるよう、市町村や関係団体とも連携し、情報取得をサポートするデジタル技術なども活用した環境づくりに取り組んでまいります。

こうした取組を進めることで、日常生活や災害時においても生活されている地域にかかわらず、ひとしく情報が提供され、障害のある方の命を守る体制が整備されるよう取り組んでまいります。

最後に、ケアリーバーの今後の具体的な支援についてお尋ねがございました。

児童養護施設等から自立した方、いわゆるケアリーバーは、施設等を退所後、孤立や経済的困窮に陥る方も一定数存在しており、一人一人に寄り添った支援が必要です。退所後の支援につきましても、今年度から新たに支援コーディネーターを配置し、本人の希望に添って退所後の生活等を考慮した継続支援計画を作成しております。退所後は、支援コーディネーターを中心に関係機関が連携し、計画に基づき継続的にサポートしているところです。

本年6月の児童福祉法の改正では、ケアリーバーなど自立が困難な場合などに、現行の上限である22歳を超えても引き続き施設などで生活することが可能となりました。また、都道府県による退所者の実情把握、退所後のサポートを強化するため、自立支援拠点の整備に取り組むことなどが位置づけられました。こうした制度は、年齢で一律に制限するのではなく、様々な困難を抱えながら独り立ちしようとするケアリーバーの切れ目ない支援につながるものと考えております。

県としましては、今後国において示される支援対象となるケアリーバーの要件等を踏まえ、施設における受入れ体制について関係者と協議を進めてまいります。また、既に退所している児童の状況を把握し、支援コーディネーターを中心に、関係機関と連携して必要な支援につなげてまいります。このほか、こうした子供たちの相互交流の場の提供、自立した生活に関する情報提供、就労に関する相談支援など、ケアリーバーが社会で孤立しない支援の充実に取り組んでまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、不登校特例校についての認識とその設置についてのお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをいたします。

本県では、不登校への対応について、これまで未然防止、初期対応、自立支援の3つの段階に分け、取組や支援の充実に努めてまいりました。その結果、不登校児童生徒が相談機関につながったり、登校日数が増えるなど状況が好転した割合は全国よりも高くなっております。しかし、不登校の出現率自体は、依然全国と同様に増加傾向にあります。

このような中、本年6月に国の、不登校に関する調査研究協力者会議の報告が公表されまし

た。その中で、不登校支援は登校させるという結果のみを目標とせず、将来の社会的自立を目指し、児童生徒一人一人の状況に見合った教育の機会を確保するための環境整備が重要であるとの考えが示されております。

こうした考えの下、本県においても、これまでの不登校を出さない、あるいは学校復帰を支援するとの考えに加え、全ての児童生徒が社会的自立を果たしていくための教育機会の確保という視点に立った取組についても検討していかねばならないと考えております。その一つの方策として、不登校特例校という新しい教育の場や機会も検討すべき内容であると考えております。

今後、県教育委員会として、国からの設置に当たっての支援策や他県の動向などの情報を収集するとともに、この10月には不登校特例校の実態を調査するため、県外の先進校の視察を行うこととしております。また、県教育委員会内に新たに設置した不登校対策プロジェクトチームの中で、それらの情報を共有しながら、不登校特例校の教育効果や設置に向けた課題などについて検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、公立中学校の部活動の地域移行についての所見と課題及び今後の進め方についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをさせていただきます。

子供のスポーツ・文化芸術活動につきましては、これまで学校部活動がその多くを担ってまいりました。しかし、少子化によってその持続可能性が課題となっており、全国的にも大きな問題となっております。本県においても、この10年間に公立中学校の生徒が約3,000人減り、団体競技の運動部の数も30部減少しております。このような状況からも部活動の地域移行は、地域において子供たちがやりたい競技や活動に参

加できる可能性を広げることにつながるものと考えております。

一方で、議員からも御指摘がございましたように、地域の受皿あるいは保護者の費用負担の問題があり、また地域クラブと学校との連絡調整や大会への参加の可否など、解決すべき課題も多くあると考えております。加えて、これまでの学校教育や部活動の在り方を大きく変えるものでありますことから、生徒や保護者、教員の理解や納得を得ることも大変重要なことと考えております。

県教育委員会では、本年8月本県での部活動地域移行の課題と対応策を検討するため、文化生活スポーツ部と連携し、市町村や学校関係者、関係団体から成る、高知県における部活動地域移行検討会議を立ち上げました。その下で、地域移行についての児童生徒や保護者、教員の考えや問題意識を把握するためのアンケートを実施してまいります。そして、規模の異なる県内の3市町村において、それぞれの地域の実情を踏まえた課題やその対応方法・方策などを具体的に検討し、データや資料を収集することとしております。

こうした取組を進めながら、検討会議において議論を進め、本年度末までに本県における部活動の地域移行に当たっての一定の考え方を整理してまいります。

最後に、消費者教育の充実に向けた取組についてお尋ねがございました。

これまで消費者教育については、学習指導要領に基づき小中学校、高等学校において、それぞれの発達段階に応じた学習は行われてきました。小中学校では、家庭科を中心に計画的な買物の仕方や消費者被害の現状とその予防策などを学んできております。また、高等学校では、家庭科や公民科において契約の重要性や消費者保護の仕組みについて学び、消費者としての知

識と心構えを身につけてまいりました。

こうした中で、本年4月の成年年齢の引下げにより、高校生も成人としての権利を持つと同時に、契約の当事者としての責任を負う立場となりましたことから、特に高等学校における消費者教育をこれまで以上に充実させる必要があります。

このため、高等学校では、これまでの学習に加え、本年度から実施されている新たな科目、公共において、例えば契約内容に問題がある場合にどのような解決を図ることが適切かといったことを様々な観点から考察、議論し、解決策を探っていくような学習などが行われるようになっております。さらに、今後消費生活センターの出前講座等を積極的に活用し、実際の社会の中での問題事例等を題材とした学習を取り入れるなど、外部専門機関との連携も一層強化していかなければならないと考えております。

県教育委員会としましては、こうした取組を通して本県の高校生や若者が情報を正しく選択し、責任を持って意思決定を行う自立した消費者として実社会で対応できるよう、消費者教育の充実に努めてまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

**○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君）** まず、公立中学校の部活動の地域移行への所見についてお尋ねがございました。

公立中学校の部活動の地域移行につきましては、それぞれの市町村や学校を取り巻く状況、生徒や保護者、教員の意見などを踏まえて、最終的には各学校及び学校の設置者によって、その是非や移行する場合の具体的な方法などが決定されるものと理解しております。地域のスポーツや文化芸術活動を所管する文化生活スポーツ部といたしましては、部活動を地域に移行しようとされる学校に対しまして、その取組が円滑に進むよう、県教育委員会としっかりと連携し、

支援してまいりたいと考えております。

また、このたびの部活動の地域移行に関する検討につきましては、これを現在部活動に参加している生徒だけではなく、例えば中山間地域などにおいて、自らが希望するスポーツ競技や文化芸術の分野の部活動がないといった理由で部活動に参加していない生徒や、さらには生徒のみならず、様々な世代の地域住民の皆様も含め、身近な地域でスポーツや文化芸術に親しむことのできる環境づくりにつなげていくことが重要であると考えております。

次に、地域移行に向けての課題についてお尋ねがございました。

先ほど教育長から答弁がありました学校側から見た課題などに加えまして、部活動の地域移行に向けましては、受け入れる地域の側におきましても様々な課題があるものと考えております。

まず、活動の受皿に関する課題としまして、受皿となる団体の確保、団体と学校のマッチングや責任の範囲の調整、団体の負担の軽減などが挙げられます。また、指導者に関する課題としましては、専門性や資質を有する指導者の確保及び育成や、マッチングの仕組みづくりなどがございます。さらには、活動場所となる施設の確保、けがなどに備えた保険の加入の在り方、地域の活動と学校部活動との連携など、多岐にわたる課題があるものと認識しております。

これらの様々な課題への対応につきましては、今後県教育委員会との連携の下、スポーツや文化芸術の関係団体の方々の御意見なども伺いながら、国の支援策の活用なども含め、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

次に、成年年齢引下げに伴う18歳、19歳の消費トラブルの相談状況についてお尋ねがございました。

成年年齢が引き下げられた本年4月から先月

未までの間に、県立消費生活センターには、18歳及び19歳の消費者トラブルに関する相談が10件寄せられております。この件数は、前年同期の8件とほぼ同程度であります。その主な内容は、注文した覚えのない商品が送られてきた、一度注文した商品をキャンセルしたい、賃金の未払いについて相談したいといったものなどあります。

成年年齢の引下げ後も、これまでのところは相談件数が大きく増えているといった状況にはありませんが、引き続き動向を注視してまいります。

最後に、18歳、19歳への消費生活相談窓口の周知と消費者被害防止に向けた今後の取組についてお尋ねがございました。

県では、消費者トラブルを未然に防止し、拡大を防ぐため、高知県消費者教育推進計画を策定しております。この計画においては、社会経験が浅く、様々な消費者トラブルに遭いやすい傾向がある若者に対する消費者教育の推進を、重点施策の一つとして位置づけております。

この計画に基づき、県の広報紙やマスメディアのほか、メール配信やSNSなどを通じまして、相談窓口の周知や若者向けのトラブル事例などの情報発信を行っておりますほか、新成人向けに作成をいたしましたハンドブック「オトナガク」を県内の高等学校や大学、専門学校に配付するなどの取組を行っております。また、高等学校や専門学校などを訪問し、若者向けの消費生活出前講座を実施する取組も行っており、本年度はこれまでに13回開催し、1,515名に受講していただいております。

さらに、本年12月には若者の消費者被害の防止を呼びかけるための広報動画を若者自身に作成していただく、動画コンテストを実施することとしております。現在、作品の募集を行っており、受賞作品につきましては県のホームペー

ジで公開するとともに、テレビCMやSNSなどで配信する予定としております。

今後こうした取組によりまして、若者の消費者被害の防止につながる効果的な啓発を行いますとともに、県教育委員会などとも連携しながら、若者に対する消費者教育を推進してまいります。

(危機管理部長中岡誠二君登壇)

○危機管理部長(中岡誠二君) 避難所におけるトイレ対策に関する計画と今後の取組についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

県と市町村では、南海トラフ地震を想定し、令和3年度にトイレをはじめ水や食料など最低限必要な備蓄の品目及び数量を定めた備蓄方針を取りまとめました。このうち、仮設・簡易トイレについては、避難者50人当たり1基、し尿の処理剤については1人当たり1日5回分の備蓄を行うこととしています。これらについては、南海トラフ地震対策行動計画に位置づけ、令和9年度までに完了させることとしており、本年4月時点でトイレは18市町村、処理剤は5市町村で備蓄が完了しています。

一方、各市町村では、水や毛布などの備蓄や保管場所の確保のほか、避難所の環境整備など防災に関する様々な取組を進めており、財政負担が大きいとお聞きしております。このため県としましては、引き続き市町村への財政支援を行うとともに、衛生面で優れ、容量が大きいマンホールトイレの導入についても市町村に働きかけてまいります。

○23番(西森雅和君) それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございました。

時間もありませんので、2問目はいたしませんですけれども、風疹のことです。これは、今後テレビ、またラジオでもって啓発をしていくというお話もございました。クーポン券を再度

発送して、その検査の受検率というのが大きく伸びたという、そういった市町村とかもあるようでございます、県外ですけれども。そういったところなんか、今後また市町村とも県と一緒にになって検討もしていただければというふうに思います。

あと、不登校特例校に関しましては、大いに期待をするものであります。10月には、また視察も行かれてということですが、いろいろなところも見て、そういう中で高知県としてどういう形がいいのかというのをまた御検討いただいて、特例校の設置をぜひ進めていただければというふうに思います。

あと、トイレの対策についてですけれども、令和9年を目指してやっていくということがございます。まだまだこれからという部分はあろうかと思っておりますけれども、これもまた市町村とも連携を取りながら、しっかり進めていただきますことをお願いいたしまして、一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○副議長（西内隆純君） 暫時休憩いたします。

午後2時36分休憩



午後3時再開

○議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

2番榎尾絢子さん。

（2番榎尾絢子君登壇）

○2番（榎尾絢子君） 自由民主党会派の榎尾絢子と申します。議長のお許しをいただきまして、県議会議員として初めての質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

私は、生まれ育った香南市吉川町にて父が創

業した100円均一業の会社を承継し、大学を卒業後働いておりました。かつては多くの企業がいたこの業種も、ここ十数年で高知県に本社を置くのは弊社のみ、四国でも3社、全国でも十数社と大手一強の一途をたどっております。

中小企業の多くがそのように淘汰されていくこの厳しい現代において、企業経営の大変さ、そして女性が経営者側、従業員側、その両方で働き続けることの苛酷さを、妊娠・出産を経験しながら身をもって知りました。若輩者ではありますが、今までの経験を生かし、若い世代が住み慣れた高知県で暮らせるよう、女性が安心して活躍できる高知県になるよう、そして子供たち、次の世代がこの高知県を誇れるよう、一生懸命一步一步取り組んでまいります。

まず、子育て支援についてお伺いをいたします。

私自身、共働きで4歳の子供の子育てに日々奮闘しております。本県における平均的な共働き、子育て世代の代表という思いで御質問させていただきます。

全国に向け、20から39歳の間に第1子を出産した女性を対象に行った、たまひよ妊娠・出産白書2021の調べによると、女性が出産、育児がしやすい社会と感じる割合は、年齢、世帯年収等に関係なく14.5%と、1割程度と極めて低く、しにくい社会と思う女性が7割を占めるのが現状であります。また、もう一人以上子供が欲しい女性は8割弱おり、周囲のサポートがある方や、配偶者やパートナーの支援がある方ほど2人目が欲しい傾向となっております。

産後、仕事はせず育児や家事に専念するといった専業主婦志向を持っている女性は14.6%となり、8割強に就業意欲があり、今母親の就業意識は非常に高くなっております。その中で、仕事復帰に向けての職場の支援、配慮を十分と感じる人は4割にとどまり、産後仕事の再開に当

たって不安を感じる人は8割にもなります。

しかし、そういった中でもやはり子育てを楽しんでいる、幸せを感じると答えた方は9割強と、多くの女性が子育ての喜びを感じております。一方で、自信のなさや孤独感を感じると答えた方が約3割もいます。

本県においても、18歳から39歳の男女を対象に行われた令和2年の少子化に関する県民意識調査において、安心して結婚・妊娠・出産・子育てができるような社会になっているかという問いに対し、どちらとも言えないと答えた方が38.8%と最も高く、そう思うとはっきり答えた方は5.6%となっています。家族を持ちたいという機運の高まりは本県においても感じられるところですが、結果、それを支える施策がまだ不十分な面があるということが、この意識調査からもうかがえるのではないのでしょうか。

男女が出会い、結婚し、妊娠・出産を経て子供を育てながら働き、その流れが円滑に進みますように、先ほど申した出産、育児のデータも考慮に入れた今後の少子化対策の取組について知事の御所見をお伺いいたします。

また、少子化対策の一つ、妊娠期から子育て期までの切れ目ない総合的な支援、高知版ネウボラにおいて、市町村子育て世代包括支援センターを起点とし、子育て世代家庭のリスクに応じた適切な対応、子育て家庭の不安の解消、子育てしやすい地域づくりを進めておられることと思っておりますが、現在の成果と課題を子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

ネウボラとは、御存じであると思っておりますが、フィンランドの出産・育児支援施設を指し、妊娠中から子供が小学校に入るまで同じ担当の保健師がついてサポートをします。一方、日本では、妊婦健診は自分で選んだ産科で受け、乳幼児健診は保健センター、子供のけがや病気の際は小児科、母親の不調は内科や婦人科に行き、

各機関がきちんと専門性を発揮し、それらを継続的支援できるよう関係機関での連携を強化しております。

そういった上で、高知版ネウボラが機能するため、やはり対象者と最も接触を図る保健師という役割は、非常に重要なものになってくると感じます。産後、精神が安定しない中、他者である保健師の方が家庭内に入ってくることを嫌がる声や、保健師の経験不足といった現場の声もお聞きしました。

より円滑に、この高知版ネウボラが当事者である女性に浸透していくためには、どのように保健師を育成していくお考えか、子ども・福祉政策部長にお伺いします。

また、子育て世代にとって欠かせないのが、子供を安心して預けることのできる保育所や幼稚園、認定こども園といった施設です。管轄が市町村であるのは存じ上げますが、こうした施設への年度途中の入所についてお伺いいたします。共働き世代が子供を保育所に預けようとし、一番初めに頭を悩ませるのが、この年度途中の入所です。仕事を早く開始しなければならなくなった、転勤等で4月入園が難しい、そういった際、入園の門戸は大変狭いものとなります。選択肢も狭まりますし、兄弟で園が分かれてしまった、市町村によってはどの園も空いていないといったことが多くあります。

そこで、働く子育て世代が安心して仕事に復帰できるようにするため、年度途中の入所に対する県からの支援について教育長にお伺いいたします。

次に、女性の活躍推進についてお伺いをいたします。

こうち男女共同参画プランでは、性別に関わりなく、誰もが自分らしい、生き生きと活躍できる高知県を目指すことの重要性が説かれています。女性の活躍推進は、少子高齢化に伴う人

口減少が深刻化する日本において、多様な視点によるイノベーションを促進し、経済社会にも活力をもたらすものであり、持続的成長のためにも必要不可欠であると考えます。

さらに、昨今の資本市場においては、企業の女性活躍状況が投資判断に考慮されることもあり、女性が企業の責任ある地位で活躍することは、グローバルな競争が激化する中、社会全体の成長にもつながります。

現状につきまして、内閣府男女共同参画局のサイトによると、上場企業における女性役員の割合は令和3年で7.5%と依然低く、諸外国の女性役員割合と比較しても低い水準にとどまっています。しかし、本県におきましては、総務省統計局の平成29年度の調べによりますと、会社などの役員に占める女性の割合は29.3%、さらに起業者に占める女性の割合も22.4%と全国3位、日本の中ではトップクラスです。本県の女性活躍の推進の高まりをより強くしていくことが、日本の女性活躍推進の底上げを促すと考えておりますが、いかがでしょうか。

今後の本県におきます女性の活躍推進の進め方について知事の御所見をお伺いいたします。

次に、女性の事業承継について御質問いたします。6月の議会で加藤県議も御質問されていたように、今企業の後継者不足が大きな問題となってきております。その中で、男性に後を継がせたい、長男が後を継ぐといった風習が根強く、後継者として女性が最初から候補に挙がっていない現状もお聞きします。

また、資金が潤沢ではない、さらに人の代替が利かない中小企業では、女性が妊娠・出産を考えると、役員になった際、出産手当金や傷病手当金、社会保険料の免除制度を受けることはできませんが雇用保険の加入資格はないため育休を取ることができず、両立支援等助成金など雇用に関する手当はありますが自身の給与がなく

なってしまうという可能性もあります。

事業の承継が思うように進まず、健全な事業が廃業を考えなければならない可能性があるとするれば、女性でも会社を継ぐことができるような体制を整えていくことは、女性の活躍の場づくりにもなりますし、承継者不足解消の一つの手だてとなるのではないのでしょうか。

そこで、本県として女性の事業承継の現状認識と今後の取組について商工労働部長にお伺いいたします。

次に、スポーツ振興についてお伺いをいたします。

私自身、中学校から柔道を始め、大学まで競技を続けておりました。体育大学にて学んだ経験も踏まえ、本県のスポーツ振興がさらに加速することが青少年の健全育成、継続して得られる心身の健康の保持増進に必ずつながっていくことと考えております。

つきまして、本県のスポーツ振興をより推し進めるためにも、まず子供を取り巻くスポーツ環境につきましてお伺いいたします。第2期高知県スポーツ推進計画の中の「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によりますと、1週間の総運動時間が60分未満の割合が、小中学校、男女とも全国平均に近づいてはきておりますが、部活動、地域のスポーツクラブへの加入状況は全国平均を下回っていることが分かります。また、競技人口の割合も少しずつ減少しております。

そういった中で、子供たちのスポーツ参加の機運を高めるためにも、県の取組としまして、高知県スポーツコミッションとの官民連携による各競技のトップアスリートによる講演会や教室の開催、全高知チームによる競技力向上の取組など多岐にわたられていると思います。

そこで、本県における子供のスポーツ推進について、今後の展開を文化生活スポーツ部長に



お伺いいたします。

また、子供のスポーツ離れによる体力低下が問題視される昨今、子供たちが体を動かすことが少なくなった要因の一つに、親が危険な行動を禁止することが挙げられます。今後、将来にわたって誰もがスポーツに親しみを持てる環境をつくるには、幼少期からの体に対する正しい知識、正しいトレーニング方法等が身につくことが必要であると考えます。

そこで、スポーツ歯科、スポーツマウスガード装着の推進についてお伺いいたします。スポーツ歯科は、スポーツによる歯の喪失や口の外傷を防ぎ、歯、口の健康や歯並びを整えるなどとして、競技者一人一人の能力を最大限に発揮できるように取り組んでいる歯科を指します。2011年に制定されたスポーツ基本法には歯学の役割が明記されており、2012年のスポーツ基本計画では、歯学が他分野と連携しながら研究を進めることが求められており、医学、生理学、心理学などとともに、歯科はスポーツにおいても重要な役割を担うようになりました。

スポーツ歯科の重要な役割の一つは、スポーツで歯を失う子供を減らすというものです。歯を失うと、その後の人生のQOLに大きく関わり、何よりスポーツの危険性を身をもって知ることとなります。また、今後の継続意欲の低下にもつながりかねません。それを防ぐためには、ルールの理解や技術の習得、用具等の管理とともに、必要に応じた子供のスポーツマウスガードの装着が、多くの競技で取り入れられることが重要であると考えます。

そこで、本県の競技団体におけるスポーツマウスガード装着の現状と、今後の啓発に向けてどのように取り組んでいくのか、文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

また、スポーツを通じた活力ある県づくりに対し、スポーツツーリズムの推進や、地域にお

けるスポーツサービスの提供を通じて、経済や地域の活性化を図られていらっしゃると思いますが、そこでプロ・アマチュアスポーツの合宿等誘致についてお伺いいたします。本県で受け入れているスポーツ合宿は、大阪府をはじめとする関西圏のチームや団体が多く、知事が進められている関西との経済連携の取組にもつながるものとお見受けいたします。スポーツツーリズムが盛んになると、合宿地となる市町村の宿泊施設、観光業が潤い、経済波及は大きなものとなります。

今後、ターゲットを絞った誘致のさらなる強化が図られていくと思いますが、現在までの成果と課題を文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

また、本県では、スポーツ施設等の充実に向けた取組の支援として、高知県スポーツ推進交付金を創設し、市町村にスポーツツーリズムの推進とスポーツの振興がより進むよう取り組まれています。その中で、合宿地を選定する団体側の意見としてよく伺うのが、今まで使っていた場所、施設を毎回使う傾向が強い、新しい合宿地を検討する際の判断材料が少ない、新しい候補地も検討してみたいといったものです。

受入れ競技の偏りが見られるということで、各競技団体にこの高知県を合宿地として選んでもらうためにも、例えば各競技に沿った合宿プラン例を作成したり、それに合った市町村の受入れ施設の洗い出しや、近隣の関係団体との連携を強化したりすることで、今まで受入れが少なかった競技に対してのアプローチとならないでしょうか。本県は、特色ある自然を生かしたマリンスポーツも多く、競技以外のスポーツを合宿で楽しみたいという団体の声も見受けられます。一度来てもらい、気に入ってもらえると、継続的に利用される傾向が強いのがスポーツ合宿です。

そこで、今後の合宿誘致のさらなる強化に対し、こういった取組をされていくのか、文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

次に、デジタル化推進についてお伺いをいたします。

近年、あらゆる業界やサービスにデジタル化の波が押し寄せ、すさまじいスピードで社会の在り方が全世界的に変革しようとしています。こうした状況を踏まえ、政府においては令和2年、デジタル化社会の実現に向けた改革の基本方針を策定し、令和3年にはデジタル庁が発足しました。デジタル社会の目指す姿を実現するため、規制、制度、行政や人材の在り方まで含めた本格的な構造改革を推進、またデジタル田園都市国家構想実現会議を開催し、地方創生におけるこれまでの取組や成果などを踏まえながら、デジタル化の恩恵を日本全国に根づかせるための取組を推進しています。

私自身、自社のデジタル化に今まで積極的に取り組んでまいりました。中小企業は、常態的な人手不足に加え、この人でないと分からない仕事というものが多く存在します。今後、業務を誰でも分かる、見える化し、デジタル化で代替できる業務を増やし、企業の磨き上げや、これまでの実績を生かした新しい分野への進出等に注力することが、令和の中小企業には必要になってくると考えます。

これからの日本の発展には中小企業のデジタル化による底上げは欠かせません。そのためにも、あらゆる業務の段階的なデジタル化を行い、企業、行政のデジタルトランスフォーメーションを加速させる取組が本県には必要であります。

このDXの流れの中で、行政においては令和2年12月に政府が国と地方行政のデジタル化推進を掲げたデジタル・ガバメント実行計画を発表し、同年12月に総務省が自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画を公表してい

ます。また、各自治体では、令和8年3月までを期限に、情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、自治体の行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用促進等の取組を開始している状況となっております。

しかしながら、総務省が令和4年に実施した、地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査によれば、約3分の1の市町村がRPAの導入予定がないか、検討がなされておりません。新型コロナウイルスに関わる諸対応においては、公的分野でICTが十分に活用されず、地域間、組織間で横断的にデータが活用できないなど厳しい現状や課題が浮き彫りとなっております。行政手続にはアナログ業務が多く残されており、DXの推進は容易ではないことが改めて認識された形となりました。

県においても、令和3年に高知県デジタル化推進計画を策定し、県民サービスの向上と行政事務の抜本的な効率化に向けて様々なデジタル技術の活用に取り組み、また計画では市町村のデジタル化支援を位置づけ、支援体制を構築するなど、市町村を含めた自治体DXの推進にも取り組んでいると認識しております。県がリーダーシップを取り、市町村の支援を行っていくことが、市町村のDXの推進のためには非常に重要だと感じております。

そこで、県庁内におけるデジタル化や市町村のデジタル化に対する支援の状況について総務部長にお伺いいたします。

また、産業においても、平成30年に経済産業省が発表した、デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドラインが徐々に話題となっております。このガイドラインの中では、DXとは企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に製品やサービス、ビジネスモデルを変革すること、また業務そのものや

組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することと示しております。

つまりは、企業が取り組むべきDXとは、デジタル技術によってデータに基づいた経営を実現することを意味していると取ることができるのではないのでしょうか。特に、近年では多くの企業がコロナ対応、世界情勢不安、物価高、円安といった著しい環境の変化により、DXの推進を急務な課題として捉えています。DXを推進するためには、データを収集・分析できるように、まずはデジタル化を進めることが重要だと考えます。

そこで、本県におきましても、令和4年度のデジタル化支援の取組として、支援体制の増強や事例の普及啓発、人材育成などを行っておりますが、これまでのデジタル化の支援状況と今後の取組の方向性について商工労働部長にお伺いします。

次に、林業振興についてお伺いをいたします。

物部川は香美市の白髪山を水源とし、アユも多く生息する一級河川であり、南国市、香美市、そして香南市をまたぐ流域面積508平方キロメートルの河川で、山地が流域の約88%を占めております。流域の市民、そして農家、漁師の方々にとっても、とても大切な川です。

しかし、今この物部川が、雨が降れば濁流、降らなければ渇水という状況になっており、水が濁ることでアユが育たず、また渇水により近隣の農家や多くの方々が苦勞されています。要因としましては、戦後の復興に多くの木材が必要とされ、杉やヒノキといった人工林が作られました。その後海外から安い木材が入ってくるようになったことで需要が薄まり、林業が少しずつ衰退し、山が荒廃したことが挙げられます。

その結果、山の持つ本来の保水力が失われ、土砂の混じる水が下流域にまで流れるように

なったという現状を担当課の方に御説明いただきました。また、鹿などの餌がなる木の減少により食害が増え、荒廃に拍車をかけています。本県においても着実な取組をなされ、長期的な解決策を策定されておりますが、やはり重要になってくるのが、今後の担い手となる若い世代の山への意識を高めていくことだと考えます。

先日、高知新聞にも取り上げられました、緑の募金などを使って、こうち森林救援隊が開講している若手リーダーづくりの勉強会に自身も参加させていただき、20代から40代の各分野より参加された方々から、どういった経緯で山に対して興味を持ったか、お伺いいたしました。行政書士という立場から相続の難しさを知り興味が湧いた、地域おこしに活用したい、山の持つ可能性をより引き出そうとする参加者の視点に、ベテランの林業関係者の方々も触発されておりました。

そこで、山を保全していく担い手の確保に向けて、若い世代の方々に山への関心を高めていくためにも、今後どのような取組を行われるか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

中山間振興についてお伺いいたします。

本県は、県土の93%が中山間地域であり、そこには豊かな自然と恵まれた資源、古きよき伝統文化が残っています。令和3年度の高知県集落調査では、人口減少、高齢化が進む中、集落に住む人々の減少率は昭和35年と比較すると51.1%と、コミュニティーの機能不足、担い手不足、産業の低迷等により、新たな対策や支援が求められています。

生活環境に関しましては、日常生活で不便に感じていることに、移動手段の確保、病院・診療所がないまたは遠い、食料等の生活用品の確保が順に挙げられております。その中でも、食料等の生活用品の確保についてお伺いいたします。県は、将来にわたり暮らし続けることがで

きる生活づくりを推進し、問題点に沿った的確な支援をなされているとお見受けいたしました。生活用品確保等支援事業におきましては、移動販売車両の購入や店舗設備等に要する経費に対して補助がなされ、今後の中山間地域の量販店確保に希望が持てる取組であります。

今、農協系スーパーの閉店が続いております。中山間地域や海沿い、人口減が進む地域の生活拠点を担っていたこのスーパーが、食品スーパーの競争激化に加え、おとしはコロナ禍で巣籠もり需要が拡大、業績も好調ではありましたが、昨年はその需要も落ち着き、陰りを見せてまいりました。一方、総菜や冷凍食品などの需要は拡大し、インスタによる総菜製造や冷凍食品の品ぞろえで、ほかの食品スーパーと違い本業ではない農協系スーパーはやはり見劣りしてしまい、ここに地方の人口減も加速したことで閉店につながってきたと考えられます。

県内においても、室戸市の羽根町にありました農協系スーパーが閉店し、そこへ全くの別業種である地元企業の方が、地域に恩返しをしたいということで新たにスーパーを開店させ、地域に暮らす方の生活基盤を整えようと奮闘されており、本当に素晴らしい取組だと感じました。しかし、今後より人口減が進み経営が厳しくなったとき、本業にまで影響が出てしまわないか、農協系スーパーと同じ道をたどることにならないか不安材料も残っていると思います。

そこで、売場面積にもよりますが、地域に住む人々も移動販売ではない、店舗販売を強く望まれる傾向もあるため、ほかの食品スーパーの出店を打診する市町村も出てくるのではないかと考えます。県内資本の食品スーパーは、プライベートブランドが商品のほとんどを占める大手食品スーパーと比べ、地元のコンニャク屋や和菓子屋、パン屋などの商品を取り扱っていることが多く、地元の食品製造業への経済波及効

果も大きいと考えられます。

しかし、今県内資本の食品スーパーに関しても、電気代や資材の高騰、人件費の上昇を受け、苦しい状況にあります。それらを踏まえると、地域のためのスーパーという枠組みを外れ、商圈内の顧客だけではなく、遠方からも呼べるような新たな取組に加え、上昇するランニングコストを抑え、継続的に運営できる方法を考えなければなりません。多くの中山間地域や沿岸部など人口減少が進む地域における生活インフラを維持するためには、中山間地域での食料品などの生活用品を販売する店舗の安定的な運営への支援が求められると思います。

そこで、中山間地域における食料品や生活用品などを販売する店舗の安定的な運営に向けた支援について、中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

次に、鳥獣被害についてお伺いいたします。野生鳥獣による被害があると答えた方は91.5%と少しずつ減少しており、その被害額も関係者の方々の努力もあり、平成24年には3億円を超えていたところ、令和3年には1億円と取組効果が見えてきております。

農業・林業被害ともに多いのがイノシシ、鹿であり、その中でも林業被害が多い鹿についてお伺いいたします。林業振興でも述べさせていただきましたが、山の荒廃の一要因でもありますのが鹿の食害であります。例えば、香南市においても食害防止ネットを張るボランティアを募集し、取り組んでおりますが、それだけではなかなか解決しないのが現状であります。

やはり、今後より山へと意識を向ける人材を育てることも重要であると考えますが、そこで、これまでの鹿の被害対策の成果と今後の取組強化について中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

最後になりますが、先日の台風14号の影響を

受け、被害に遭われた方々の一刻も早い復旧をお祈りいたします。

本県の各地域においても、停電が比較的長く続いた、倒木が道路を塞いだという声が多く上げられました。知事の提案説明におきましても、迅速な対応をしていただけるという力強いお言葉をいただき、資材、肥料等の高騰に苦しんでいる農業者の方々、その中でもとりわけ新規参入者に対する支援拡充をお願い申し上げます。

食料安全保障が問われる中、1次産業への新規就農者の確保は、担い手不足を解消させる重要な課題の一つであります。収支が見通せない今、経営が軌道に乗るまでに時間がかかり、より厳しい状況に置かれている新規就農者に対し、手厚い支援をお願いいたします。

以上をもちまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 榎尾議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今後の少子化対策の取組についてお尋ねがございました。

少子化対策の推進に当たりましては、本県において安心して結婚・妊娠・出産・子育てができること県民の皆さんに実感をしていただくことが何よりも重要であります。日本一の健康長寿県構想の子育ての柱の部分につきましての政策目標といたしましては、こうした実感していただける県民の皆さんの比率、令和2年度29.2%のところを、令和4年度については40%まで引き上げたいと、こういった数値目標を掲げて取り組んでおります。

お話のありました県民意識調査におきましても、特に注力すべき施策はワーク・ライフ・バランスの推進が56%と最も多い回答がございまして、働きながら子育てをしやすい環境づくりが求められております。

このため、県におきましては、働きやすい職場づくりに主体的に取り組んでいただく企業をワークライフバランス推進企業として認証いたしております。今年9月の時点で延べ591社がこの認証を受けております。今後、さらに拡大を図っていくために、アドバイザーによります企業訪問でございまして、業界団体と連携した取組を拡充してまいります。

また、女性が働きながら子育てしやすい環境を整えるためには、男性が家事、育児に積極的に関わるということも重要であります。このため、男性の育児休業の取得促進に向けまして、まずは県庁が率先して取り組んでおります。昨年度の男性県職員の取得率は7割を超えるというところまで増加してまいりました。

また、民間の調査によりますと、男性の家事・育児力ランキングという調査で本県が全国1位となるということが、せんだって報道されております。こうした事例も併せまして、フォーラムやセミナーなどを通じて事業主の方々、そして従業員の方々に対しまして啓発を行い、理解を深めてまいります。

こうした取組を県民運動として展開するために、10月から出会いや子育て支援の施策を特に若い世代に知っていただくための広報プロモーションを官民協働で実施いたします。具体的には、明日私から記者発表を行うことといたしております。私自身が先頭に立ちまして、若い世代の結婚・子育てを応援する機運の醸成につなげたいというふうに考えております。

これらの取組によりまして、女性が出産や子育てにハードルを感じることなく、安心して働き続けられるような環境づくりを一層推進してまいります。

次に、女性の活躍推進の進め方についてお尋ねがございました。

議員からお話がございましたように、本県で

は女性の起業家あるいは管理職の割合が高いといった強みがあります。一方で、所得、雇用形態といった就業状況におきましては、いまだ男女間の格差が残されておりまして、働く女性の活躍推進の取組は大変重要な課題となっております。

本県におきましては、女性活躍推進計画、現行の計画は令和3年度から7年度を対象期間としておりますが、これに基づきまして、社会全体で子育てしながら働く女性を支援する仕組みづくり、これを目指して、全庁的に取組を進めております。

こうした中、国のほうの動きといたしましては、女性の活躍と経済的基盤の確立が経済成長に活力をもたらす、持続的成長のためにも必要だという考え方の中で、女性版骨太の方針が策定をされました。この中には、具体的な施策として、成長産業でありながら女性の人材が少ないデジタル業界への就労の支援でございますとか、男女間の格差の解消など働く女性を応援するための施策が盛り込まれているところであります。

こうした国の動きをチャンスと捉えまして、本県におきましても女性活躍推進計画の取組を基本としながら、今まで掲げてまいりました子育てしながら働く女性にとどまらず、働くことを希望する全ての女性の活躍に重点を置いたアクションプランを新たに策定したいと考えておりまして、これを年度内に策定する方向で取り組んでおります。このアクションプランの策定に当たりましては、県庁内だけではございませんで、外部の意見もいただきながら、数値目標、具体的な施策を盛り込みまして、必要に応じて、基の計画となります女性活躍推進計画のほうにも検討の結果を反映してまいりたいと考えております。

こうした取組によりまして、仕事で活躍したいと希望する全ての女性が個性や能力を十分に

発揮できる、活力のある高知県を目指してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(子ども・福祉政策部長 山地和君 登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、高知版ネウボラの成果と課題についてお尋ねがございました。

高知版ネウボラでは、妊娠期からリスクに応じて切れ目なく支援をつなぎ、子育て支援の充実を図ることにより、安心して子育てできる環境づくりを目指しております。

子育て家庭のリスクに応じた対応では、全市町村に子育て世代包括支援センターが設置され、保健師等が個別に面談し、子育ての不安や課題に対してきめ細かなサポートを実施しております。また、健診の機会等を通じて、発達や育児上の課題を早期に発見し、保健師をはじめ多職種が連携して支援を行うことで、子育ての不安の解消につなげております。

一方、慣れない子育てによる疲労や不安感が高まる産後の母親は、休養や育児サポートを受けることが重要ですが、昨年度の産後ケア事業の利用者は9.6%にとどまっております。今後、各市町村の現場における課題もお聞きしながら、産後ケア事業の利用拡大に向けた取組を進めてまいります。

子育てしやすい地域づくりでは、子育て家庭の交流拠点である地域子育て支援センターが県内に50か所設置され、育児相談や講座など様々な活動が展開をされております。育児の先輩や地域住民との交流が不安の解消や孤立防止につながっている好事例もあり、地域子育て支援センターを中心に住民参加型の子育て支援を広げていきたいと考えております。

また、地域住民が保育所への送迎や一時預かりなどを行うファミリー・サポート・センター事業は、現在13市町村で実施をしております。

今後は、未実施の市町村と協議を行いながら、安心して子育てできる環境づくりに向けて取組の拡大を図ってまいります。

次に、高知版ネウボラの浸透に向けた保健師の育成についてお尋ねがございました。

妊娠期から全ての妊産婦に寄り添い、伴走型の支援を行う市町村の保健師は、高知版ネウボラを取組を進める上で大変重要な役割を担っております。市町村の保健師は、採用年数5年未満の割合が平成30年度の19%から令和4年度は24%に増加しており、若手職員に対するキャリア面での支援が求められているところです。

そのため、県では、全ての保健師のスキルアップに向けて経験年数に応じた研修体系を整備しており、特に新任期は重点育成期間と位置づけ、保健師1人に対し、指導者とその管理、評価を行う管理者を定めております。この育成プログラムの下、日々の業務について指導者が助言を行い、若手職員の成長を支援しております。

さらに、母子保健を担当する保健師は、妊産婦の心身の変化への理解や産後鬱への対応、子供の発育の見立てなど、専門的な支援をしっかりと学ぶ必要があります。県では実践に役立つ母子保健指導者研修会などを実施しております。また、経験の浅い職員も適切な面接を行えるよう、全県共通のアセスメントシートと手引を作成し、業務の標準化を図っております。

今後も、母子保健を担当する保健師をはじめ、子供に関わる様々な職種がチームとなってお互いにフォローし合うことにより、高知版ネウボラの機能強化につなげてまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) 保育所等への年度途中の入所に対する支援についてお尋ねがございました。

共働きの世帯の多い本県では、ゼロ歳から2歳までの低年齢児の保育所等への入所率が全国

と比べて高い状況がございます。また、育児休業からの復帰や転勤など仕事の都合により、年度途中からの入所を希望される保護者も多いと承知をしております。こうした入所希望に対して速やかな受入れに至らず、待機児童が発生する要因の一つとして、受入れに必要な保育士の確保が困難なことが挙げられます。

このため、県教育委員会では、年度途中からの入所に備え、年度当初からあらかじめ保育士を加配する市町村に対して、県独自の補助を行っております。これを受け、昨年度12市町村、32か所の保育所で保育士が加配をされております。

加えて、保育職場への就職を希望する方と保育所等とのマッチングや、保育士の資格取得を目指す学生さんへの修学資金の貸付けなど、保育士の確保にも取り組んでいるところでございます。また、受入れできる園児数を拡大するために増築などの施設整備を行う場合には、市町村や設置者の要望に応じて、国の補助制度を活用した支援を行っているところでございます。

県教育委員会としましては、今後もこうした支援を通じまして、保護者の方々が働きながら子育てできる環境の充実につなげてまいります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、女性の事業承継の現状認識と今後の取組についてお尋ねがございました。

本県における女性の事業承継の現状について、高知県事業承継・引継ぎ支援センターの状況を見ますと、平成27年度から本年8月末までの事業承継に係る成約件数は153件であり、このうち後継者が女性であった件数は20件で、13.1%となっております。期間で区切ってみますと、平成27年度からの前半4年間は5件でございましたが、令和元年度からの3年5か月では15件となっており、女性による事業承継は徐々に増えてきております。

しかしながら、決して多いという状況ではないと認識しております。議員がおっしゃるとおり、少子高齢化に伴う人口減少の中で、より多くの女性に事業を引き継いでいただき、女性の視点を生かした事業展開を図り、地域の雇用や生活を守っていただきますことは、女性の活躍の促進の面でも、また本県産業の活性化の面でも望ましいことであると考えております。

一方で、まだまだ後継者は男性にといった考えを持つ方もいらっしゃいます。このため、今後は女性が後継者となったことで企業も地域も元気になったといった多くの事例を、セミナーや商工会等を通じて紹介してまいります。こうした取組により、事業の売手側の意識を変えるとともに、より多くの女性後継者の発掘にもつなげてまいります。その上で、実際の事業承継の際には、事業承継・引継ぎ支援センター、商工会、商工会議所など関係団体と連携し、しっかりと支援をしてまいります。

次に、企業に対するこれまでのデジタル化の支援状況と今後の取組の方向性についてお尋ねがございました。

これまで県では、県内企業のデジタル化の取組を促進するため、県内におけるモデル事例の創出や、産業振興センターに専門家を配置した企業に寄り添った伴走支援の実施、さらには企業内でデジタル化を担う人材の育成などに取り組んでまいりました。

本年度は、産業振興センターに配置する専門家を増員したほか、県内事業者の約88%を占める小規模事業者のデジタル化を進めるため、県内の商工会などを巡回するアドバイザーを商工会連合会に新たに配置するなど、支援体制をさらに充実させました。加えて、モデル事例を広く普及するためのセミナーの開催や、高知デジタルカレッジにおける経営者や従業員を対象にしたデジタル人材の育成講座も拡充していると

ころです。

これまでの取組の結果、例えば産業振興センターの支援を受けながらデジタル化の実行計画の策定に着手している企業が45社となるなど、県内企業のデジタル化の取組も一定程度進んできていると認識しております。

一方で、デジタル化に取り組む必要性やメリットを見いだせない企業が多い状況にあることが分かってまいりました。また、取組を進める企業でも、業務の効率化や省力化といった守りのデジタル技術の活用は進んできているものの、データの収集や分析による製品やサービスの高付加価値化や事業の変革といった攻めのデジタル技術の活用、いわゆるデジタルトランスフォーメーションまでには至っていないという課題も見えてまいりました。

このため、今後は、デジタル化の必要性やメリットを理解していただけますよう、より多くの具体的な事例を紹介するなど、普及啓発活動をさらに強化してまいります。また、デジタルトランスフォーメーションに意欲的な企業をしっかりと後押しすることで、県内での事例創出にもつなげてまいります。これらの取組を通じまして、県内企業におけるデジタル技術活用の量的な拡大と質的な向上に努めてまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） まず、子供のスポーツ推進の今後の展開についてお尋ねがございました。

現在、県では、先ほど議員から一部御紹介をいただきましたように、子供たちのスポーツへの関心を高め、スポーツを始める子供を増やすため、トップアスリートを講師としたスポーツ教室や講演会のほか、自分の特性に合った競技を見つけられるスポーツ体験会など、子供たちがスポーツに出会う機会を提供する取組を展開しております。



また、有望選手の発掘、育成の取組や、競技団体ごとに日本を代表する指導者やトップアスリートがコーチとなる全高知チームの活動など、質の高い指導が受けられる取組により、子供たちの競技力の向上も図っているところであります。

こうした取組は、子供たちにスポーツの楽しさや魅力を感じてもらうとともに、より高い競技レベルを目指す志を育むことにもつながり、子供のスポーツ活動の充実に寄与する重要なものであると捉えております。

さらに、今後はこうした取組に加え、新たに高知県スポーツコミッションなど関係団体との連携の下、オリンピックやパラリンピアンの方々などに参加していただくイベントや、プロ選手の指導による体験プログラムなどを実施するほか、子供たちが身近な地域でスポーツを続けられる環境づくりにつきましても、市町村などと連携して取り組むことにより、子供のスポーツの一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、本県の競技団体におけるスポーツマウスガードの装着の現状と、今後の啓発に向けた取組についてお尋ねがございました。

スポーツマウスガードは、選手の歯や口の中を守るスポーツ用のマウスピースであり、これを装着することで、歯が折れる、抜けるといったけがの防止などに効果があるとされております。しかしながら、現状では、試合中の装着が義務づけられているラグビーやボクシングなど一部の競技を除き、十分には広がっておりません。

また、学校の管理下における事故などに対して医療費などの給付を行っております独立行政法人日本スポーツ振興センターによる給付対象事例の分析によりますと、平成21年度から平成30年度までの10年間に全国で発生した学校の体

育活動中における事故1,601件のうち、歯の障害が385件と全体の約24%を占めている状況であります。こうしたことを踏まえ、今後スポーツ活動における事故や障害の防止について啓発を行う際には、スポーツマウスガードの装着などについても周知していくことが必要であると考えております。

高知県スポーツ科学センターや競技団体などと連携し、日本スポーツ協会の公認スポーツデンティストなどの専門家による研修会の実施や、スポーツマウスガードの装着の必要性や効果などを伝える啓発動画の配信などを通じまして、指導者、選手、保護者の皆様などへの周知を図ってまいります。

次に、スポーツ合宿などの誘致の成果と課題についてお尋ねがございました。

プロスポーツ、アマチュアスポーツの合宿や大会の誘致につきましては、県民の皆様のスポーツに対する機運の醸成や、地域や経済の活性化につなげることを目指し、高知県スポーツ推進計画の重点施策として位置づけまして、高知県観光コンベンション協会などと連携して取り組んできております。

これまでの取組によりまして、プロ野球やJリーグ、プロゴルフトーナメントなどの観戦や、アマチュアチームの合宿などによる県外からの来客数が、平成26年の約5万2,000人から新型コロナウイルスの感染拡大前である令和元年には約9万8,000人と、約90%増加しております。

また、昨年度はラグビーや陸上などの社会人、大学のトップチームの新たな合宿受入れも実現したところであります。さらに、本年度におきましては、ソフトボール男子アジアカップや、四国初開催のプロの自転車ロードレース、ジャパンサイクルリーグ高知大会、また子供から大人まで誰もが楽しく参加できる水泳のイベント、水泳の日2022・高知など、県民の皆様のスポー

ツへの関心を高め、交流人口の拡大による地域経済の活性化にもつながる大会が開催されております。

他方、こうした成果の一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年からは県外からの来客数の大幅な減少が続いており、これへの対策が必要なこと、また合宿などの受入れはまだまだ一部の地域や施設に集中している状況であり、スポーツツーリズムの効果をより多くの地域に広げていくことが必要であるといった課題があるものと捉えております。

最後に、スポーツ合宿などの誘致の強化に向けた今後の取組についてお尋ねがございました。

今後のスポーツ合宿誘致につきましては、先ほどお答えいたしました課題を踏まえ、第1にリピーターの確保、第2に受入れ実績の高い関西圏をターゲットとした誘致活動、第3に市町村と連携した誘致活動、これらを3つの柱といたしまして取組を強化してまいります。

まず、リピーターの確保につきましては、高知県観光コンベンション協会と連携し、過去に本県で合宿を行っていたチームに対し、コロナ禍などを理由として中断された状態が恒常化することのないよう、改めて合宿地の紹介や合宿助成金などの支援制度の説明も含め、訪問やメールによる積極的な誘致活動を行ってまいります。

次に、関西圏をターゲットとした誘致活動につきましては、県大阪事務所などと連携し、大学に対する誘致活動、旅行会社へのセールスのほか、スポーツ関連の展示会への出展なども行ってまいります。また、今年13日に連携協定を締結しました阪神タイガースや、同じく連携協定を締結しております大阪体育大学、パナソニックスポーツの御協力もいただきながら、より効果的な誘致活動を行ってまいります。

次に、市町村と連携した誘致活動につきましては、各市町村が受入れ可能な競技をターゲッ

トとした誘致を行いますとともに、県が本年中に公開を予定しておりますスポーツツーリズムに関する情報を発信するウェブサイトを活用し、サイクリングやサーフィンなど、地域の特色ある自然環境を生かしたスポーツの情報はもとより、イベントや食、観光スポットなど、関連する地域の情報も併せて本県の魅力を発信してまいります。

さらに、議員のお話にありました事例なども参考とさせていただきながら、高知県スポーツコミッションなど関係団体との連携の下、より効果的な方法についても検討いたしまして、スポーツ合宿などのさらなる誘致に向けて取り組んでまいります。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) 県庁内のデジタル化の取組状況や、市町村のデジタル化に対する支援状況についてお尋ねがございました。

新たな事業への対応や業務内容が高度化する中、限られた職員で県民サービスを安定的に提供するためには、業務の効率化や質の向上に不断に取り組む必要がございます。そのため、デジタル化推進計画に基づき、様々なデジタル技術の活用に取り組んでいるところでございます。

県庁内におけるデジタル化につきましては、議員からお話のありましたRPAについては昨年度までに68業務に導入し、多くの業務で削減率が90%を超えるなど大きな効果を確認しております。また、最近の一例とはなりますが、新型コロナウイルス感染症検査キットの配送においては、RPAと電子申請システムを組み合わせ、申請の受付から委託事業者への名簿の送信までを自動化いたしました。これまでの約1か月間で3万件を超える申請を受け付けましたが、RPAの活用により、速やかな配送を継続しつつ職員の負担軽減を図ることができました。

RPAにつきましては、引き続き財務会計シ

システムへの入力業務など多くの職員が反復的に  
行う事務に対しての導入に向けて取り組んでま  
いりたいと思います。今後とも、デジタル技術  
を効果的に組み合わせ、業務の効率化と県民サー  
ビスの向上に努めてまいります。

市町村に対する支援につきましては、市町村  
と県で構成するデジタル化推進ワーキンググ  
ループの場を活用し、情報共有を図るとともに、  
全体的な底上げを図ってまいりました。さらに、  
今年度は各市町村の実情に応じた支援を行うた  
め、市町村DX推進アドバイザーを設置いたし  
ました。これらの取組により、子育て・介護関  
係26手続のオンライン化について、全市町村に  
おいて実施予定となりました。

また、オンライン化に当たりましては、単に  
紙の手続を電子化するだけでなく、業務フロー  
を見直すことにより、住民の利便性向上や業務  
の効率化につなげていくことが重要ございま  
す。来月からはワークショップを開催し、オン  
ライン化後の業務フローの作成をサポートする  
こととしております。

県といたしましては、市町村がデジタル化の  
取組を着実に進められるよう、引き続きそれぞ  
れの状況に応じた、きめ細やかな支援を実施し  
てまいります。

(林業振興・環境部長豊永大五君登壇)

○林業振興・環境部長(豊永大五君) 若い世代  
の方々に山への関心を高めていくための取組に  
ついてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、林業就業者など山を保  
全していく担い手を確保していくためには、若  
い世代の方々に山への関心を高めていただくこ  
とが何よりも重要です。そのためには、子供の  
頃から森林や林業に関する情報に触れる機会を  
多くするとともに、間伐などを実際に体験して  
いただくことが効果的だと考えています。

こうしたことから、森林の公益的機能や森林

保全の重要性などを御理解いただくための情報  
誌を年2回発行し、保育園や幼稚園、小中学校  
などを通じて御家庭にお届けをしております。  
また、児童生徒に森林や木材利用などに関心を  
持ってもらえるよう、県内の小・中・高等学校  
において森林環境学習や間伐等の体験活動を実  
施していただいております。さらに、本年度か  
らは就職を控えた高校生などに山の仕事に関す  
る情報提供などを強化するため、林業労働力確  
保支援センターに森のしごとコンシェルジュを  
配置いたしました。

今後は、より興味を持ってもらえるような情  
報誌作りや、魅力ある森林環境学習プログラ  
ムの提案、また成人された方々も含め、森林、林  
業について知っていただける場や、間伐や植栽  
などを体験できる場を増やしていくことなど  
に取り組んでまいります。こうしたことにより、  
ボランティアも含めた山の保全の担い手の確保  
につながるよう、若い世代の山に対する関心を  
さらに高めてまいります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) まず、中  
山間地域の食料品や生活用品などを販売する店  
舗の安定的な運営に向けた支援についてお尋ね  
がございました。

県では、中山間地域の住民の皆様の暮らしを  
支えるために、生活用品等を販売する店舗整備  
など支援をさせていただいており、これまで中  
山間地域で新たな運営者が開業される場合の改  
修や、移動販売車両購入などに延べ33件の支援  
を行ってまいりました。

しかしながら、議員御指摘のように、人口減  
少に加え、諸経費の高騰、総菜や冷凍食品など  
の品ぞろえが市街地の大型店舗に比べて見劣り  
することなどにより、中山間地域での店舗の継  
続は厳しくなっております。

このような中山間地域の店舗が経営を続けて

いくためには、運営経費を抑えることや品ぞろえの充実に加え、御提案のありました既存の商圈以外からお客様を呼び込む取組、これも重要になってまいります。このため、まず集落活動センターが店舗を開設した場合には、地域住民が株主になり買い支えることで売上げを確保する取組、あるいは国の財政措置のある集落支援員が店舗の運営を担うことで経費を削減する取組などを支援させていただいております。

また、県内の多くの食品事業者等が共同で中山間地域に生活用品を配送する共同物流の仕組みを支援するための予算、こちらを今議会計上させていただいておりますが、お認めいただけますれば、この支援策により中山間地域の店舗への商品運送コストを抑え、また品ぞろえの充実にもつなげてまいりたいと考えております。

一方、既存の商圈以外からのお客様を呼び込む取組といたしましては、外国料理の総菜など豊富な品ぞろえで魅力ある店舗づくりに取り組んでいる四万十町の商店、あるいは近未来的なデザインの店舗で地元の特産品なども販売している徳島県那賀町の未来コンビニといったものがロールモデルになろうかと考えられます。

しかしながら、こうした店舗づくりに事業者が単独で取り組むことは困難でございまして、しっかりとした経営計画の策定あるいは専門家による助言が必要と考えております。このため、高知県よろず支援拠点の専門家による経営相談や、高知県産業振興センターの専門家派遣事業などの支援策の活用を、県の地域支援企画員などを通じて働きかけまして、中山間地域の店舗の新たなチャレンジを支援してまいりたいと考えております。

次に、鹿の被害対策のこれまでの成果と今後の取組強化についてお尋ねがございました。

令和3年度の野生鳥獣による県内農林水産業への被害額は約1億1,000万円であり、そのうち

鹿による被害は約25%を占め、加えてササを食害するなど山間部の自然環境にも深刻な被害を及ぼしております。

中山間地域で生活する住民にとって、野生鳥獣による被害はその経済的な損失だけでなく、耕作意欲も失わせてしまう非常に大きな課題でございます。県では、平成24年度から鳥獣被害対策を中山間対策の柱の一つと位置づけまして、被害を減らす守りの対策と、被害を発生させている個体を減らすための攻めの対策を組み合わせ取り組んでまいりました。

守りの対策としましては、集落単位で話し合いを行い、防護柵を計画的に設置するなどの取組を特に被害が大きい約1,000集落で実施し、令和3年度の鹿による被害額を平成24年度の約2割まで減少させることができっております。

また、攻めの対策としましては、狩猟による鹿捕獲を対象とした独自の報償金制度を創設し、また標高の高い山岳地の鹿捕獲など取組を充実させてきたことで、令和3年度の鹿の捕獲頭数は、これまでで最高の2万1,700頭余りとなっております。

しかしながら、守りの対策では、話し合いのリーダーとなる人材がいないということで、被害が出ていても具体的な対策に取り組めていない集落が約270集落残っております。また、攻めの対策としましても、鹿の捕獲頭数自体は年間の捕獲目標2万5,000頭には達していないという状況にございます。このため、現在複数の集落が連携して対策を実施する取組や、さらなる捕獲の強化を図るためのくくりわなの配布などに対する支援を行っているところです。

また、議員御指摘のように、山へ意識を向ける人材を育成する取組も大変重要であると考えておりまして、広く県民に鹿などによる被害の実態、あるいは狩猟の魅力と社会的意義を知ってもらうための狩猟フェスタの開催、次世代の

令和4年9月29日

担い手を育成するための県内の高等学校への出前授業など、啓発活動にもさらに力を入れて取り組んでまいります。

○2番（榎尾絢子君） 大変丁寧な御答弁をありがとうございました。2問目はございません。

県民の皆様の声を少しでも上げられるよう、これからも頑張ってまいりますので、どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（明神健夫君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明30日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時16分散会

令和4年9月30日（金曜日） 開議第4日

出席議員

- 1番 濱口涼子君
- 2番 榎尾絢子君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 上治堂司君
- 5番 土森正一君
- 6番 上田貢太郎君
- 7番 今城誠司君
- 8番 金岡佳時君
- 9番 下村勝幸君
- 10番 田中徹君
- 11番 土居央君
- 12番 野町雅樹君
- 13番 横山文人君
- 14番 西内隆純君
- 15番 加藤漠君
- 16番 西内健君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 桑名龍吾君
- 20番 森田英二君
- 21番 三石文隆君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 依光美代子君
- 26番 大石宗君
- 27番 武石利彦君
- 28番 田所裕介君
- 29番 石井孝君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 岡田芳秀君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君
- 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興・推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 豊永大五君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会局長 澤田博睦君
- 公安委員長 古谷純代君
- 警察本部長 江口寛章君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君  
事務局次長 横田聡君  
議事課長 吉岡正勝君  
政策調査課長 田渕史剛君  
議事課長補佐 杉本健治君  
主 幹 春井真美君  
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第4号)

令和4年9月30日午前10時開議

第1

- 第1号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第3号 令和4年度高知県電気事業会計補正予算
- 第4号 高知県個人情報保護に関する法律施行条例議案
- 第5号 高知県職員の高齢者部分休業に関する条例議案
- 第6号 高知県四国カルスト県立自然公園公園施設の設置及び管理に関する条例議案
- 第7号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第8号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案

- 第12号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県子ども・子育て支援会議設置条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県が当事者である和解に関する議案
- 第16号 県有財産(港湾荷役機械)の取得に関する議案
- 第17号 国道441号防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案
- 第18号 県道本川大杉線(上吉野川橋)橋梁修繕工事請負契約の締結に関する議案
- 第19号 県道須崎仁ノ線防災・安全交付金(仁淀川河口大橋)工事請負契約の締結に関する議案
- 第20号 春遠ダム(春遠第1ダム)本体建設工事請負契約の締結に関する議案
- 第21号 令和3年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第22号 令和3年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 令和3年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 令和3年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 令和3年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 令和3年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算

<p>報第7号 令和3年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第8号 令和3年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第9号 令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第10号 令和3年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第11号 令和3年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第12号 令和3年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第13号 令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第14号 令和3年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第15号 令和3年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第16号 令和3年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第17号 令和3年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第18号 令和3年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第19号 令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第20号 令和3年度高知県流域下水道事業会計決算</p> <p>報第21号 令和3年度高知県電気事業会計決算</p> <p>報第22号 令和3年度高知県工業用水道事業会計決算</p> <p>報第23号 令和3年度高知県病院事業会計決算</p> <p>第2 一般質問 (2人)</p>	<p>午前10時開議</p> <p>○議長（明神健夫君） これより本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">————— ❁❁❁ —————</p> <p>質疑並びに一般質問</p> <p>○議長（明神健夫君） 直ちに日程に入ります。</p> <p>日程第1、第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」から第22号「令和3年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「令和3年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第23号「令和3年度高知県病院事業会計決算」まで、以上45件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。</p> <p>5番土森正一君。 (5番土森正一君登壇)</p> <p>○5番（土森正一君） おはようございます。自由民主党の土森正一です。議長のお許しをいただきましたので、始めさせていただきます。</p> <p>第4次産業革命に突入し、デジタル革命であるSociety5.0の社会が到来する中、3年目に入ったコロナ禍、ロシアのウクライナ侵攻で世界中が不確実な状況となり、安全保障、食料危機による食料安全保障などの議論が盛んに行われております。国内では、それに加えて人口減少、少子高齢化の問題など、社会の仕組みが大きく変わる時代の真ただ中におります。その中で県民、市民の皆様が安心・安全に暮らしていき続ける社会の構築が必要であり、そのためには地方創生による持続可能な社会を目指していかなければなりません。</p> <p>高知の次世代につなげていくための質問をさせていただきます。教育は国づくりの根幹です。</p>
---	---



高知県の子供たち全てが健全に育ち、将来の選択肢を広げ、社会に出て活躍をしていく人になってほしいと切にいつも願っております。

松岡亮二先生の著書で「教育格差」という本があります。出身家庭の社会的地位や育った地域といった子供本人が選んだわけではなく、生まれによって教育成果に差があることを教育格差と呼びます。戦後、多少の変動はありますが、全ての世代で確認されてきました。ほかの先進国と比べると、日本は特別に大きくもなく、小さくありません。日本は凡庸な教育格差社会ですと述べられ、社会経済的地位、SESという表現を使って、教育社会学ではなく、社会科学に幅広く使われる社会表現でファクトを導き出し、数字で表現し、日本の教育の実態を俯瞰的に捉え直した本であります。

また、ロバート・D・パットナムの著書「われらの子ども」では、米国における機会格差が社会の分断の拡大につながることに危機感を持ちながら、子供たちへの投資や共同体、コミュニティをつくることで、機会格差を減らすことができるという本であります。

この2つの本は、米国と日本の教育格差について、ファクトと数字で表しており、スケールは違えども、米国と日本における教育格差の問題は共通の課題もかなりあると、本を読みながら考えさせられております。

また、これからの教育は、デジタルで個々に対応していくことのできる個別最適な学びと協働的な学びの実現、そして高校での総合的な学習の時間が総合的な探究の時間に変わることで、子供たちが自分自身で未来社会を切り開くことの資質や能力の育成などが掲げられています。これまでの教育は、現実の社会と経済にかみ合うことなく月日が流れ、空回りが続いていた時代とも言われています。これからは自らが考え、生き抜く力を育成する教育、つまりデジタル社

会を迎え、教育が大きく変わり始めている表れだと感じています。

もう一つ大切なことは、子供たちがどんな環境、どんな状況に置かれても取り残されることなく、たくましく育っていく社会を構築していかなくはないということです。さきに紹介したロバート・D・パットナムは本の中で、子供の人生最初の5年間の家族所得3,000ドル増加は、学力到達テストにおけるSAT20点相当の向上に、また生涯所得の20%増加に関連しているように思われるとして、子育て世代への投資をすることが、それが最も必要な子供に一生にわたる大きな後押しとなるだろうと言っております。また、この本の題名は「われらの子ども」です。周りの子供たちを私たちの子として育てていくことが格差の是正につながり、国の成長につながるという本だと認識をしております。

私達も我らの子という思いの下、本県の子供たちがたくましく育ってもらうためには、子育て世代、子供たちへの投資の重要性だと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、保・幼・小連携についてお聞きします。米国の研究によれば、認知能力、非認知能力の格差は幼稚園に入る前から存在し、その後の学力格差の基盤となっていることは、昨年9月議会においても議論させていただきました。そのことから、子供たちが幼児教育から児童期の教育を円滑に接続し、組織的に支えていく保・幼・小連携の必要性が増していると考えております。

幼児教育は、子供たちの生活リズムを基本として、遊びや体操を通じた活動を行うのに対して、小学校教育は学習を基本として教科ごとの学びを中心に組みます。このように方針や環境に違いがある中で、先生の話を受けない、授業中に立ち歩く、落ち着きのない行動が続くという小1プロブレムの問題や、1年生から学

校に行きづらくなるなどの問題があります。

子供たちの成長を育んでいくためには、地域で子供たちを見守る保育士さんや幼稚園教諭、小学校教諭がかしこまることなく、和気あいあいとした笑顔あふれるコミュニケーションを図れる場をつくり、お互いの教育観や保育観を知る機会や、交流会を定期的に行う必要があります。また、年長児クラスでは、小学校見学の機会を設け、小学校入学に向けた準備をすることや、電子システムを活用し保育記録を共有することが、子供たちの健全な育成を支えていくためにはとても重要なことだと考えています。

高知県の子供たちが健全に育っていくためには、保・幼・小連携がとても重要な施策だと考えており、全県的な取組が必要だと考えますが、教育長にお聞きいたします。

一方で、新型コロナウイルス感染症下においては、地域間の教育格差も顕在化しております。日本財団18歳意識調査、第33回テーマ、教育格差によりますと、教育格差の原因として、教育環境の地域差、家庭や学校のデジタル環境の差を合わせますと18.8ポイントとなり、家庭の経済力25.3ポイントの次に来ています。

また、内閣府、新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査、第3回によると、小中学生のオンライン教育の受講状況、令和3年4月、5月では、東京都23区の48%に対して地方圏では21%にすぎません。

家庭のデジタル環境の差や地域差によって、小中学生の受けるオンライン教育の機会に格差があってはならないと考えますが、教育長にお聞きをいたします。

次に、令和元年度より始めましたGIGAスクール構想についてお聞きいたします。GIGAスクール構想は、児童生徒1人1台のタブレット端末を配備し、日本中の学校を高速大容

量の通信ネットワークで結んで、校内LANを整備するというものであります。日本の教育におけるICT環境の整備は、先進国と比較すると周回遅れの声上がるほどであり、こうした動きを歓迎する教育関係者や保護者は少なくないと考えております。中でも本県は東から西に幅広く、都会と地方の教育格差が叫ばれる中、県内での遠隔教育や県外からの専門性の高い高度なオンライン教育など、少しでも格差の是正となり得るGIGAスクール構想は、高知県の教育界にとっては追い風となる政策だと考えています。

この構想を踏まえて、高知県は、小中学校だけではなく、県立高校や特別支援学校高等部においても1人1台のタブレット端末を導入した上で、県独自の学習支援プラットフォーム高知家まなびばこを整備し、タブレット端末と一体的に活用できる学習支援を充実させております。

今時点で、県内のGIGAスクール構想はどのように活用し、成果を上げているのか、教育長にお聞きいたします。

学習端末整備が進んできた中、かねてより文部科学省が実証実験を重ねてきたオンライン学習システムMEXCBTが本格的に導入されます。GIGAスクール構想の実現に向けては、オンライン学習システムMEXCBTと、その情報を可視化してその他のデジタル教科書、デジタル教材とひもづけるプラットフォームである学習eポータルが必要不可欠になると言われております。

高知県では、本年3月全国自治体で初めて独自の学習eポータルを開発することを発表し、独自システムでデータを一元化、データの可視化によって、いつでもどこでも誰でも誰とでも個に応じた支援、自らの学びができるようになり、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指そうとしています。そのことは、エビデンス

に基づいた小・中・高間の力強い連携になると考えています。

改めて、高知県が独自に学習eポータルを開発し、MEXCBTに接続する狙いを教育長にお聞きいたします。

また、そのシステムができることで、教育データの蓄積と流通で根拠に基づいたデータが活用され、長年にわたり続いてきた教員の皆様の負担軽減につながっていくと言われております。教員の皆様の職場の環境改善が進んでいくと、全国から優秀な人材の採用につながり、ひいては高知県全域の教員の負担を大きく減らしていくのではないのでしょうか。このことはGIGAスクール構想で、戦略的に教育現場の改革を進めていこうとする県教育委員会の思いが伝わってきていると思います。

デジタル化の取組がどのように教員の負担軽減や働き方改革につながっているのか、教育長にお聞きをいたします。

続きまして、学習指導要領の改訂により、高等学校の総合的な学習の時間が令和元年度から先行実施され、総合的な探究の時間に変わっています。教科や科目の枠組みを超えた課題に取り組む点はこれまでどおりですが、自分から探究したいプロジェクトを見だし、そのプロジェクトを遂行する過程で必要なことを主体的に学んでいくという学習プロセスです。海外で探究学習はプロジェクトベースラーニングとして知られています。

これからの時代は、皆様御承知のように、科学技術の進歩やグローバル化などによって社会が大きく変わります。生徒はキャリア形成の方向性を自分で考えなければなりません。そのためには自ら解決すべき課題を見つけ、探究する力が求められます。

福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校では、地域との協働による高等学校教育改革推進

事業・グローバル型、及びスーパーグローバルハイスクール校に指定されています。中学校では、身近な地域を学習フィールドにして、福島の歴史文化を学びつつ、地域の人、物、事との関わりを通じて、自ら生き方を探究します。また、再生可能エネルギーによるまちづくりや、少子高齢化への対策など、福島が抱える課題に向き合い、未来の社会の姿を考えます。高校ではさらに取組を加速させ、福島や世界の課題を解決するためのプロジェクトを各自が企画して実践します。原子力防災や再生可能エネルギーなど6つの探究ゼミに分かれて、地域課題の解決及び地域再生の実践を行い、国内外で研究成果を提言しています。

中学、高校合わせて常時200を超える地域活性化プロジェクトが進行しており、国際機関や企業などと協働して実際に社会を揺り動かす経験から、課題解決に向けて行動する力や創造性など、実社会で活躍するための実践力を養っています。例えば、福島第一原子力発電所事故の風評被害という問題を解決するために、事実に基づき整理、分析、そして自らの体験を踏まえて、実行可能な解決策が提案されています。ふたば未来学園高等学校の生徒制作スライドは、高校生が制作したとは思えないクオリティーだと本の中で紹介されていました。

総合的な探究の時間という新しい教育は、やらされる勉強から、やりたいことのための勉強に変わっていきます。こうした学びを繰り返していけば、日常生活の様々なことに興味を持つようになり、学びの可能性を大きく広げていくことにつながります。本県は、地域地域にそれぞれの課題があります。高校生が地域に入って地域課題を解決する学びをし、その中で提案したプロジェクトが、地域の人たちや企業が協力して実践していくことになれば、新しい成長を生み出す大きな力となるのではないかと考えて

います。

生徒が未来社会を切り開くための資質や能力をしっかりと伸ばしていける、そして探究の学習の実践の中で豊かな心や健やかな体を育成することで、道德教育の充実にもつなげることができるのではないかと、そして何よりも地域への愛着が深まり、優秀な学生の地域からの流出の抑制にもつながるのではないかと考えます。

総合的な学習の時間から、総合的な探究の時間に変わったことについての所見を教育長にお伺いいたします。

次に、本県の防災・減災についてお聞きします。南海トラフ地震が発生した場合、海岸部で最大34.4メートルの津波が想定される高知県では、その被害を最小限にとどめるため、行政のみならず一般企業や住民の皆様を含め、地域社会全体が一体となって防災・減災対策に取り組んでいます。

また、防災・減災に向け真剣にひたむきに応えようとする企業によって、災害現場で役立つ製品や技術が生まれております。平成24年度から始まった防災関連産業の振興の取組において、初年度の製品認定数は47件であったものが、令和3年度末には4倍近い183件に増え、売上高は同じく6,000万円であったものが、令和3年度には目標の83億円を上回る102億2,000万円となり、文字どおり地産外商の地元産業の柱になっています。

県工業振興課は、産業群としてアピールできる節目になった、これに満足せず、500億円、1,000億円と広げていきたいと言われており、濱田知事の掲げるグローバル化の意味において、防災関連産業については国内はもとより海外戦略の柱として、産業群になり得るのではと考えますが、商工労働部長に所見をお伺いいたします。

続きまして、北海道南西沖地震、東日本大震災、北海道胆振東部地震で被災された方のお話

を聞かせていただきました。平成5年7月12日、奥尻島を襲った北海道南西沖地震により、奥尻町は壊滅的とも言える甚大な被害を受けました。時速800キロと言われる巨大津波が襲い、地震発生後二、三分で第1波が到達し、198名の貴い命が失われました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災で被害を受けた南三陸町の中心街は、盛土をして町を移動したほか、町があった場所では、最後の最後まで町民の避難を呼びかけ、多くの町職員が亡くなった旧防災対策庁舎が震災遺構として保存され、旧中心街は震災復興祈念公園となり、また海岸、川は防潮堤で覆われており、地震のすごさを物語っています。気仙沼市では、あの丘までは津波は来ないと言われていたところに津波が襲い、避難した多くの市民の皆様がお亡くなりになったほか、気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館では、地震・津波の被害が生々しく残されており、被害の大きさを実感しました。

平成30年の北海道胆振東部地震では、北海道のほぼ全域で電力が止まるブラックアウトが起きたのは初めてでした。

陸前高田市で教鞭を執られていた鈴木利典先生の講演、大川小学校の語り部の佐藤敏郎先生のお話には心を打たれました。その中で現地の方が、高知県は防災先進県と言われており大変勉強になっておりますが、まだ経験していませんよねと言われた言葉に、ふっと思わず振り返りました。改めて南海トラフ地震発生時に置き換えてみると、大変厳しい状況となることが予想されます。

濱田知事は、東日本大震災発生時に消防庁に勤務し、地方からの消防車の手配をされた経験があると聞いておりますが、改めて南海トラフ地震対策で、高知県民の皆様のを命を守る、命をつなぐ、生活を立ち上げるための濱田知事の決

意をお聞かせいただきたいと思います。

次に、北海道胆振東部で起こったブラックアウトについてお聞きします。胆振東部地震は、平成30年9月6日3時7分に胆振地方中東部でマグニチュード6.7の地震が発生。それから17分後、北海道全域の約295万戸が停電、いわゆるブラックアウトが起きました。原因は、当時最も大きな発電所であった苫東厚真火力発電所が停止し、17分の間に水力発電や風力発電も大量に停止、様々な要因で供給力が失われて、最後にブラックアウトが起きたと考えられています。難病者への対応など大変でしたが、約45時間後に復旧したことは北海道電力の懸命な努力のおかげですと言われておりました。

四国及び本県でも南海トラフ地震が発生した場合、電力レジリエンスの観点から、関係者の連携が必要だと考えますが、危機管理部長にお聞きをいたします。

また、当時、道民、市民の皆様が電力を求めて北海道庁に詰めかけてきたというお話をしていました。今の社会はデジタル機器の普及で電力消費社会となっております。来る南海トラフ地震の避難所では、感染症対応とデジタル対応の避難所が新たに求められていると思います。今を生きる私たちは、スマホ、パソコン、タブレットなど多くのデジタル機器が体の周りを取り囲んでおります。電源の喪失は、一人一人の皆様において多くのストレスを与えます。

そういう観点から、電源が喪失したときにもスマホなどのデジタル機器が使えるよう、電源を確保しておくことが必要だと考えますが、危機管理部長にお聞きをいたします。

次に、災害廃棄物についてお聞きします。被災された皆様からは災害廃棄物の処理についてもお聞きしました。東日本大震災では膨大な廃棄物が発生しました。また、南海トラフ地震で予想されている津波が来れば、内陸部に大量に

浸水し、土砂混じりの海水と建造物の瓦礫など多くのものが混在し、早期の処理を困難にして、災害廃棄物の処理完了までにおよそ3年の期間を要し、被災された人々の生活基盤の復興に大きな影響を及ぼします。

災害廃棄物は一過性のものでありますが、膨大な量が発生するために、市町村だけでは処理ができないことが想定されるため、被害が発生してから措置を講じるのではなく、災害廃棄物の仮置場をあらかじめ県と市と連携して地域性などを考慮し、想定しなければならないと考えております。

高知県災害廃棄物処理計画Ver. 2の中では、県を6ブロックに分けて災害廃棄物の処理を行うとしていますが、全地域において災害廃棄物の仮置場の想定はできているのか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

また、高知県では南海トラフ地震を想定して様々な訓練を各地で行っております。陸前高田市で教鞭を執られた鈴木利典先生は、黒潮町での防災教育講演会で来高したときに、被災地でも年に2回の訓練だが、黒潮町のある学校では月に1回訓練していると聞いて、その多さに感心されておりました。また、黒潮町入野の風景は、大きな津波が押し寄せてきた私たちの町によく似ていると言われ、すさまじい被害に遭った現実のお話は想像以上でした。

そのお話の中で、地域でも訓練はしていたが、訓練だけではどうにもならないことが起こった、学校では登校後からの訓練ではなく登下校時の訓練や、手を替え品を替え、立地条件での被害を想定しその地域に合った訓練、そして被災後を想定した炊き出し訓練などリアルな訓練が必要だと言われておりました。

また、県外視察で訪問した石巻、大川小学校の語り部の佐藤敏郎先生は、訓練は子供さんや自分に近い人の顔を思い出しながら訓練しなく

てはいけませんと話しておりました。

本県においても、各学校でできるだけ実践的な訓練も取り入れていくことが必要だと思いますが、教育長にお伺いをいたします。

次に、南海トラフ地震発災後の仮設住宅についてお聞きいたします。視察した奥尻町、南三陸町などでお聞きしたお話では、奥尻町では発災後2週間から1か月半、南三陸町では2か月から6か月で仮設住宅を整備しております。関係者の皆様が口をそろえてお話したことは、仮設住宅を整備する場所を事前に想定する必要があるでした。本県も速やかに復旧と復興をしていくためには、被災者の方の生活の場を確保することが重要であり、そのためには応急仮設住宅の迅速な建設が必要だと考えております。

令和2年に開催された県民座談会「濱田が参りました」、四万十市の意見交換の場で、速やかな仮設住宅建設の取組の要望があり、事前に建設候補地を造成し、水道、電気などのライフラインも近接地に引き込んでおくことが有効ではないかと提案されております。

令和4年6月22日の読売新聞には、地震が最大規模で起きた場合、仮設住宅4万6,000戸不足と掲載されており、県のほうも公有地だけでは限界があるとして、農地を含めた民有地のリストアップを進めているとお聞きしました。

発災後の混乱した中、仮設住宅の設置に向け、県と市町村の連携がスムーズに進むためには、県の所有地、公園など民有地を含めた応急仮設住宅設置場所として、事前に建設用地を準備する必要がありますと思いますが、現在の状況を土木部長にお聞きいたします。

次に、知事の掲げる関西戦略についてお聞きします。

高知から距離的に近い関西との連携は、大阪府副知事を経験した濱田知事就任以来の看板政策で、大阪・関西万博に向けて高まる関西圏の

活力を呼び込み、県経済界の底上げを図るため、関西圏の経済連携の強化に取り組んでいます。

観光分野では、大阪観光局との連携、外商分野で高知県産品を売り込むなど、様々な連携を模索して高知県の活性化を目指すこの取組は、全国の自治体が首都圏との関係強化に力を入れる中、あえて関西にラブコールを送ったことで関西の経済界から歓迎された経緯があり、とても親和性の高い戦略であります。

9月定例会の提案説明では、高知の食文化や観光などの情報を発信するアンテナショップについて、大規模な再開発が進む梅田に計画されている新たな商業施設への出店を目指すことを表明いたしました。コロナ禍の影響を受けて少し鈍化していた関西連携プロジェクトが本格的に動き出したことにつきまして、大変期待をしているところです。

大阪観光局が長野県や本県と一緒に産官学に呼びかけ、これまでに10府県、19市町村、38の法人・団体が参加している日本みどりのプロジェクト推進協議会は、日本の自然を核に、都市と地方が連携し、地域社会や脱炭素社会に貢献しようとする取組です。この協議会の活動を通じて、コロナ後の地方での新たな観光スタイルの取組などで、都市と地方の交流人口の拡大を図ることにより、経済の好循環を創出した地方創生の実現、ゼロカーボン、脱炭素社会、生物の多様性の保存の達成を目指し、5つのプロジェクトを進めています。

高知県は、「Go Green プロジェクト」に参画し、緑の旅・環境学習の造成などを目指しています。当協議会は、「2025大阪・関西万博「日本の自然のショーケース」実現プロジェクト」を掲げ、万博がプラットフォームとなり、そのプロジェクトを国内外に発信する取組を進めようとしております。

この協議会では濱田知事が副会長となってお

り、そのアドバンテージを活用し、日本みどりのプロジェクト推進協議会も絡めた関西連携、ひいては本県の地域活性化を考えていくべきではないかと思いますが、濱田知事の所見をお伺いいたします。

また、2021年に開催予定だったワールドマスターズゲームズ関西は、コロナ禍によって2度の延期となっておりますが、本年7月11日に、2027年5月に開催される運びとなりました。おおむね30歳以上の方であれば誰もが参加できる世界最大級のスポーツ祭として、関西2府4県、4政令市と福井県、鳥取県、徳島県を加えた13の府県、政令市で35競技、59種目、参加人数5万人を目指しております。

2021年度の開催による経済波及効果は1,461億円と試算し、開催地となる府県で913億円、その他で548億円に上ると分析、また開催後の8年半では、開催地の知名度向上に伴う観光客の増加や、各地で記念スポーツ大会の開催が見込まれるとして、1兆2,329億円に膨らむと試算されております。

2027年開催となったことで試算は変わることが予想されますが、2025大阪・関西万博とIR開業の間の大きなプロジェクトであり、関西戦略の一つとして、この大会での参加者などを本県に誘客するための取組が必要だと考えますが、観光振興部長にお伺いをいたします。

知事は、9月定例会の提案説明の中で、関西戦略の取組は、県内の市町村をはじめ事業者や団体の皆様と連携したオール高知の体制で展開していくことが重要だとしています。本県も、関西圏は古くからとても密接につながっている地域だと思っております。

四万十市は一条家が下向し、土佐の小京都をつくり、今に至っております。昭和48年に当時中村市、現四万十市の中村青年会議所が枚方青年会議所と姉妹JC締結をし、青年会議所間で

の交流が始まりました。その関係で、次の年には自治体間、中村市と枚方市の友好都市が締結されました。中村青年会議所と枚方青年会議所の姉妹JC締結から始まった友好は、それ以来49年間、官民で長いお付き合いを続けています。

長い友好の歴史の中で、JC間では毎年交互に訪問、互いの町のお祭りに参加するなど、仲のよい姉妹JCとして有名であります。四万十市のほうでは、毎年枚方市友好・交流都市物産展に出展しております。子供たちの交流も盛んに行われております。また、官民それぞれが互いに友好を育み合っているというのも特徴です。

四万十市と枚方市が長い交流の歴史があるように、県内の市町村においても、関西圏と緊密につながっている自治体は多いと思っております。そのつながりを知事の掲げる関西戦略にシンクロさせていくことが必要だと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、あゆ王国高知振興ビジョンについてお聞きします。

このビジョンは令和4年3月に策定されております。高知県のアユは、四万十川、仁淀川、安田川をはじめ数多くの河川に生息し、過去に行われた公益財団法人日本釣振興会調べでは、釣り人が選ぶ天然鮎がのぼる100名川には、本県の河川が10河川選出されております。友釣りをされる方には認知度がとても高く、四万十川においては、友釣りの太公望が一度は行ってみたい川として、とても人気のある川となっております。今年の四万十川はアユの豊漁が続き、毎日多くの釣り人が、道の駅よって西土佐に隣接する鮎市場に形のいいアユを数多く出荷してございました。

令和2年10月16日に、高知県において、アユ資源の保護や資源量回復だけを図るのではなく、県内で広く観光や中山間地域の振興、経済波及効果へと結びつけるための施策を今後検討、共

有できるように、県に対する政策提言の前段としてアユに深く関わる有識者の考え方を説明するために、濱田知事を交えて懇談会が開催されました。その中では、四万十川流域の漁協が中心となった活動に、四万十町や四万十市も参加した、四万十川天然鮎ブランド化プロジェクトチームによる商品開発の取組の紹介や、四万十川の水質や環境の悪化についての議論が行われました。

濱田知事においては、小さい頃、四万十市でアユを食べて過ごしてきたことから、高知の魚は、海はカツオ、川はアユとして売り込みたいということで、あゆ王国高知振興ビジョンの策定に当たっては並々ならぬ決意で進めてきたと聞いております。

私ごとではありますが、四万十川のすぐそばに住んでいることもあり、幼少の頃、わくわくして待った落ちアユ漁の解禁の日に、祖父が四万十川から捕ってきた落ちアユでの塩焼き、塩煮、さらには西土佐地域の丸々とした大きなアユ、また安田川で捕れたアユの刺身は絶品です。

本県のアユは、カツオなどと比べると、全国にはまだまだ知名度不足ではありますが、食、水産、観光、自然、移住、定住を併せた本県の施策の大きな支えとなると思っています。

本県のあゆ王国高知振興ビジョンを確実に実行していくことが、新しい持続可能な地域振興となるのではないかと考えますが、濱田知事に所見をお伺いいたします。

それでは、次に四万十川環境保全についてお聞きします。

あゆ王国高知振興ビジョンでも触れましたが、四万十川はアユをはじめカワエビ、ゴリ、ウナギ、アオノリ、アオサノリなど川からの幸に恵まれ、四万十市民も川と共に生きる町として川を身近に感じ、地域にも愛されている川です。また、県内外からも最後の清流四万十川として、

山の緑と、悠久と流れていく四万十川の流れは心を癒やし、高知県内に観光や食材を中心に大きな恵みを与え続けています。そのため、この美しい川を持続可能な川として残していきたいと切に思っております。

しかしながら、近年四万十川の本流及び一部の支流は、水質の悪化、また生物が暮らしていくための河床環境が損なわれてきていると言われております。持続可能な大きな恵みを与え続けられる四万十川の環境の保全を目指していくことは、今を生きる私たちの役目ではないかと考えています。

幼少の頃、赤鉄橋の下には広い河原がありました。その石の上を長い間時間をかけて四万十川にたどり着き、夏は毎日のように泳ぎに行き、カワエビを捕る道具プッシュリを持ってエビを捕まえ、四万十川の豊かな自然を満喫していました。現在では河原は小さくなり、草が生えて昔の雄大な河原は影を潜めました。

9月21日の高知新聞の記事「四万十川は今」という特集記事では、泥で目詰まり、砂利激減、川底が単調にという文字がありました。四万十川西部漁業協同組合では、四万十川の環境の変化を危惧し、四万十川の環境改善に向けて積極的に取り組んでいます。今年2月に四万十川の水際近くの河原を試験的に採掘したところ、石と石の間に細かな泥が集まり目詰まりを起し、川特有の伏流水が発生しにくい状況が確認できています。

環境再生に向けて、愛媛県では同組合の要請にこたえて、昨年より西土佐で四万十川に合流する広見川で、河原掘削の際には大きな石は残すという工事が3か所の現場で行われております。四万十市と四万十町では、四万十川5つの漁業組合の皆様と共に四万十川漁業振興協議会を立ち上げ、四万十川の河川環境改善と漁業資源回復の取組を始めているところです。



しかし、令和4年3月の四万十市議会、寺尾議員の質問の答弁の中に、本市のみで取り組むことは困難であり、国、県、学識関係者、四万十川自然再生協議会なども含めた組織に発展させていきたいとありますように、私も流域自治体だけで取り組むことは困難であると感じています。四万十川西部漁協組合長は高知新聞に、何もしなければ近い将来川は死んでしまう、今ならまだ手の打ちようがある、何とか後世に残せるかもしれない、そう強く感じますと述べております。四万十川流域の県民の皆さん、流域自治体の皆様が組織を立ち上げて、四万十川の環境改善に向けて立ち上がろうとしています。

本県もこうした取組に積極的に関わり、四万十川の環境保全について考えていく必要があると思いますが、林業振興・環境部長にお聞きしまして、第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 土森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、子育て世代や子供たちへの投資についてお尋ねがございました。

乳幼児期から社会に愛されて育った子供たちは、社会を愛する大人に成長していくというふうに考えます。言い換えますと、我が国の未来を担う子供たちが生まれ育った環境に左右をされず、ひとしく成長の機会を持てる環境を整えるということは、社会全体としての責務であると、そしてそのための子供たちへの投資は極めて重要であり、大きな実を結ぶものであるということではないかというふうに考えております。

国におきましても、来年4月のこども家庭庁の発足を契機といたしまして、子供を施策の中心に据えた取組が進められます。今後、子供に関わる予算の将来的な倍増も視野に入れて、子育て世代への経済支援を含めました総合的な施策の強化が期待をされているところであります。

こうした国の動きに呼応いたしまして、本県といたしましても、子供たち一人一人の心身の健やかな成長を支え、生きる力を育む環境づくりに意を用いまして、取組の充実を図ってまいります。

中でも、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期は、家庭に対するサポートが大変重要な時期であります。そのため、妊娠期から家庭が抱える様々な課題を把握し、生活の困窮あるいは育児の不安などに対しましては、専門職が連携をして早期に支援を行う体制の充実を図ります。また、就学前の約8割の子供が利用いたします保育所、幼稚園などにおきまして、家庭も含めて質の高い教育や保育を受けられますように、しっかりと取り組んでまいります。

さらに、学校教育におきましても、就学前から高等学校までの切れ目のない教育、それと専門職によります相談支援体制、こういったものを充実させていきまして、子供たちを支えてまいる考えであります。あわせて、学校と地域が連携をし、地域全体で子供を見守り育てる取組をさらに推進いたします。

本県の全ての子供たちが、生まれ育った環境にかかわらず夢に向かって前進をし、社会で自立をしていくことができますように、今後も子供施策をしっかりと強化してまいる考えであります。

次に、南海トラフ地震対策への決意についてお尋ねがございました。

私は、消防庁勤務時代に東日本大震災、大阪府の副知事時代には大阪北部地震の災害応急対策に従事をいたしました。知事に就任以来、そうした経験を生かしながら、南海トラフ地震対策に取り組んでまいったところであります。

このうち、まず命を守る対策につきましては、東日本大震災以降、最優先課題として進めてまいりました結果、例えば津波避難タワーや避難

場所などのハード整備は、おおむね完成に至っております。こうして整備されました命を守る施設の効果を最大限に発揮させるためには、ソフト面での対策をさらに充実させなければいけないという段階にあります。このため、早期避難意識率の向上、あるいは個別避難計画の策定などの要配慮者対策、さらにこれらの取組の実効性を確保するための訓練の実施などに、より力を入れて取り組んでまいりたいと考えています。

次に、命をつなぐ対策につきましては、東日本大震災や大阪北部地震の経験を踏まえまして、県や市町村におきますいわゆる受援計画、外部からの支援を受け入れるための計画でございますが、この作成に力を入れてまいりました。今後も訓練によります検証、見直しによりまして、物資配送計画でございますとか、緊急消防援助隊受援計画といった各種の計画などの実効性を確保してまいりたいと考えています。

さらに、生活を立ち上げる対策につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえまして、被災後早期に復興に着手できますよう、沿岸19市町村の事前復興まちづくり計画の策定を支援しているところであります。あわせまして、庁内の復興時の体制整備などにも今後取り組んでまいりたいと考えています。

南海トラフ地震の切迫度は日に日に高まっております。第5期の南海トラフ地震対策行動計画、本年度から令和6年度まででございますが、これによりまして、想定死者数を8,800人から4,300人にまで半減をさせる目標を立てまして、鋭意進めておるところでございます。今後もこの死者数を限りなくゼロに近づけていく、そのために全力で取り組んでまいりたい決意であります。

次に、関西との経済連携に関しまして、日本みどりのプロジェクト推進協議会に絡めた地域活性化についてお尋ねがございました。

日本みどりのプロジェクト推進協議会は、御

紹介もいただきましたように、大阪・関西万博の開催も見据えまして、自然を核に都市と地方が連携をして、国内外への発信を行うということを目指しております。

その活動の目的は、本県が目指します脱炭素社会の実現をはじめといたしまして、グリーン化の取組と軌を一にするものであり、私もこの協議会の中心メンバーの一人として設立に加わったところであります。また、関西圏との交流人口の拡大にもつながるという効果も見込まれますことから、このプロジェクトの取組を関西・高知経済連携強化戦略にも位置づけております。

このプロジェクトにおきましては、森林や林業体験などを素材といたしました学習や体験旅行の商品化の取組も進めておりまして、日本一の森林率を誇ります本県といたしましても、主体的に関わってまいりました。具体的には、プロジェクトの会員でもあります梶原町あるいは四万十町などの協力も得ながら、関西圏の大学生を対象といたしまして、森林をテーマにしたモニターツアーを本年の4月に実施いたしました。今後、地域と協議を重ねて、より深い学びが得られますようにツアーの内容の充実を図ってまいりまして、関西を中心とした旅行会社へのセールスにつなげてまいりたいと考えています。

また、本年の11月には、この日本みどりのプロジェクト推進協議会主催のシンポジウムを本県で開催を予定しております。シンポジウムには、多くの企業、自治体が全国から参加をいただく予定でありまして、森林資源を生かした本県の産業振興、あるいはグリーン化の取組、こういったものを積極的にアピールしていきたいというふうに考えております。

今後も、本県の強みであります自然を生かした産業振興や交流人口の拡大に向けまして、このプロジェクトの活動に精力的に取り組んでま

います。

次に、市町村レベルでの関西圏とのつながりを関西戦略にシンクロさせることについてのお尋ねがございました。

関西圏と高知県は、大阪城の築城の際に土佐材が使われたことや、大阪の土佐堀という地名が示しておりますように、歴史的にも深いつながりを持っております。また、高度経済成長期には多くの県民の方々が集団就職をし、その2世、3世も含めまして、高知に縁を持った方々が関西には数多くいらっしゃいます。さらに、近年におきましても関西の大学に進学をし、そのまま関西地方で就職をされた方、こういった方々も数多くいらっしゃると、こういう関係にございます。

県内の市町村におかれましては、そうした出身者のネットワーク、あるいは進出企業などとの縁を活用いたしまして、議員からお話がありました四万十市と枚方市をはじめ、関西圏の自治体との間で友好都市などの協定を結び、交流事業を行っておられるところであります。このほかにも、各市町村の出身者で構成をされますふるさと会でありますとか、学校単位の校友会などの活動も盛んに行われているというふうにお聞きをいたしております。

関西戦略を成功裏に導くためには、こうした市町村が独自にお持ちのネットワークも、ぜひ有効に活用させていただきたいと考えておりまして、市町村との連携をより一層図ってまいります。例えばではありますが、市町村の友好都市におきます観光のPRですとか、高知県フェアの効果的な実施といった事業などについて、今後検討してまいりたいと考えております。また、11月9日には関西メディアとの情報交換会を予定いたしております。市町村長の皆さんと共に、各地域の食や観光などの魅力を積極的に関西においてPRしてまいる考えです。

いずれにいたしましても、関西戦略は県だけでは到底成し遂げ得るものではございません。市町村をはじめといたしまして、事業者の皆さん方とも連携をいたしましたオール高知の体制で取り組んでまいります。

最後に、あゆ王国高知振興ビジョンの確実な実行が、本県の新しい持続可能な地域振興となるのではないかとのお尋ねがございました。

本県では、県のアユの価値を県民の皆さんと共有し、アユを観光や地域振興などに有効かつ持続的に活用するための指針といたしまして、あゆ王国高知振興ビジョンを本年3月に策定いたしました。さらに、取組を確実に進めますために、漁業関係者、有識者などで組織をいたしますあゆ王国高知振興ビジョン推進協議会を本年4月に設置いたしまして、取組の進捗状況の確認、あるいは助言をいただくことといたしております。

本年5月に第1回目の協議会が開催をされまして、この場では関係をいたします市町村や漁協、あるいは県から提案のありました66の具体的な取組をこのビジョンに位置づけまして、実行していくということが確認されたところであります。

具体的には、1つには本県のアユの認知度向上あるいは外商拡大を目指しまして、まるごと高知でのメディア向けPRを行うこと、あるいは都市部の飲食店でのフェアなどに取り組んでいるところがございます。加えまして、流通ルートが確立をされていない県内の河川のアユを一つにまとめて県外へ出荷する仕組み、こうした仕組みを構築するというプロジェクトにも取り組むことといたしております。

また、観光客を呼び込みますために、SNSを使ってアユ釣り体験や食をPRいたしますとともに、流域の市町村では、アユを活用した新たな旅行商品づくりに取り組むこととされてお

ります。流域の地域地域におきまして、アユを活用した外商、観光などの様々な取組が進みますことで、中山間地域に人を呼び込み、新たな事業の創出につながっていくというふうを考えます。

こうした好循環が生まれますように、市町村や漁協など、河川やアユに関係する方々、さらには流通・販売や観光関連の事業者の方々などと連携をいたしながら、このビジョンを確実に実行してまいる考えであります。

私からは以上であります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、保・幼・小連携を全県的に取り組むことについてお尋ねがございました。

子供の発達や学びの連続性を保障する上で、遊びを通した指導である幼児教育と、教科等の学習を中心とした小学校教育とを円滑に接続することは大変重要なことです。このことは、不登校や学力向上など、本県の教育課題を未然に防ぐための基にもなるものであると考えております。

県内では、多くの保育所、幼稚園等と小学校において、子供や教職員の交流活動などが行われておりますが、互いの教育方法や内容を理解し合い、それぞれの指導に生かす取組については、まだ十分に浸透しているとは言い難い状況でございます。このため県教育委員会では、令和元年度に幼保支援課や小中学校課、各教育事務所等で構成する保・幼・小連携・接続のプロジェクトチームを設置し、各園、各校の接続の取組を支援するとともに、田野町、越知町、黒潮町の3つの町を保・幼・小の接続モデル地区に指定し、実践研究の支援を行ってまいりました。

さらに、本年度からは、多くの園から1つの小学校に入学する、都市部における接続モデル

を構築するため、高知市の1小学校区での接続期のカリキュラムづくりを高知市の関係課と共に進めております。現在、校区内の5つの園の園長と校長、また年長児と1年生の担任同士が目指す子供像を共有した上で、互いの実践を持ち寄り、熱心な協議を重ねているところでございます。本年度中にカリキュラムをつくり上げ、以降その実践に対して継続的に支援を行ってまいります。

このような取組の成果を県内全域に普及させ、保・幼・小の連携・接続の充実に努めてまいります。

次に、小中学生の受けるオンライン教育の機会格差についてお尋ねがございました。

GIGAスクール構想の下で1人1台端末が整備されたことによって、地域に関係なくオンライン教育の基盤は整ったと考えており、学校におきましては端末を効果的に活用し、子供たちの学びを一層充実させていくことが必要と考えております。

一方で、本年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ますと、本県は端末を家庭へ持ち帰る割合が全国に比べ大変低い状況にあり、家庭学習での活用に課題があるというふうに捉えております。この要因を探るために、市町村教育委員会を対象に実施した県のアンケート調査では、通信環境の整っていない家庭への支援や、持ち帰りに係る規定の整備などについて、市町村に差が見られました。また、教員のICT活用への意識や取組の弱さなどが障壁となり、持ち帰りが進んでいない状況があることも明らかになっております。

県教育委員会としましては、今後家庭の通信環境の実態把握に努めるとともに、そうしたデータを基に国に対し、家庭への通信費支援の充実に向けた提言を引き続き行っていかなければならないと考えております。あわせて、市町村教

育委員会に対しては、端末の持ち帰りに関する規定の整備などを働きかけてまいります。また、ICT活用について、教員の意識や技術を高める取組なども充実させていかなければならないと考えております。

こうしたことを通して、本県の児童生徒全てに、オンライン教育を含むICTを活用した教育の機会をしっかりと保障できるよう努めてまいります。

次に、本県におけるGIGAスクール構想の現時点での成果等についてお尋ねがございました。

本県では、GIGAスクール構想の下、小中学校については昨年度から、そして高校につきましては本年度から1人1台タブレット端末の本格的な活用が始まっております。また、デジタル教材や学習支援のためのアプリケーション等を搭載した本県独自の学習支援プラットフォームである高知家まなびはこの運用を昨年度から開始しております。

県内の学校では、こうしたICT環境の下、タブレット端末のカメラ機能を使った体育の授業や、ウェブ検索機能を活用した調べ学習、またデジタルドリルの活用などが行われております。さらに、プレゼンテーションや遠隔地との交流といった取組も展開されており、子供たちの主体的、協働的な学びの実現に生かされ始めている状況と考えております。

しかし一方で、先ほども少し触れさせていただきましたが、ICT機器の授業や学習活動における活用については、学校、教員によって差があるといった課題も見えてきております。ICT機器は子供たちにとっての新たな文房具であり、活用を日常化しなければならないというふうに考えております。また、ICTの活用は目的ではなく手段であって、その活用は子供たちの知・徳・体の調和の取れた生きる力を育む

ことにつながらなければなりません。

そのため、県教育委員会としましては、ICT活用に係る教員研修や授業改善の取組などをより一層充実強化し、GIGAスクール構想における子供たちの学びからさらに進化するよう力を尽くしてまいります。

次に、県が独自に学習eポータルを開発し、MEXCBTに接続する狙いについてお尋ねがございました。

議員のお話にございましたMEXCBTは、GIGAスクール構想の下、オンライン上で学習やテストを受けられるよう、国が開発、展開を進めておりますサービスであり、将来的にMEXCBT上で全国学力・学習状況調査等を実施する計画が発表されております。

また、学習eポータルは、MEXCBT等のサービスのほか、デジタル教科書や民間事業者のデジタルドリルなどに児童生徒や教員がアクセスするためのハブや入り口となります。つまり、学習eポータルにログインさえすれば、そのまま各種のサービスなどにアクセスできるようになります。また、各サービスなどを利用した学習の記録を一元的に蓄積することができ、それらのデータを活用して、子供たち一人一人に応じた適切な学習指導等を行うことが可能となります。

現在、学習eポータルは、複数の民間事業者が本格運用に向けて開発を進めておりますが、議員のお話のとおり、本県はこれを独自に開発し、県の学習支援プラットフォーム高知家まなびにその機能を付与する計画としております。

その狙いとして、本県の場合、既に県内全ての公立学校で活用されている一元的な学習支援プラットフォームが存在しますことから、別に新たなシステムを導入するよりも、既存の仕組みを活用することで、教員、児童生徒の利用に

当たっての負担軽減につながる事が挙げられます。また、県教育委員会自らが開発を行うことにより、より本県の子供たちの現状や課題に沿った形で学習記録等を活用した学びの実現を図るシステムを導入することが可能となることも狙いの一つとして挙げられます。

学習記録などのフィードバックによる個別最適な学びの実現が図られ、本県の学力向上に寄与するよう、引き続きシステム開発等に向けた検討や作業を進めてまいります。

次に、デジタル化の取組がどのように教員の負担軽減や働き方改革につながっているのかのお尋ねがございました。

GIGAスクール構想の推進により、個々の児童生徒の学習データに基づく、より効果的な学びが展開でき、教員の学習指導面の効率化も期待されます。一方、平成28年度に文部科学省が実施した教員勤務実態調査では、教員にとっては授業以外の業務、いわゆる校務に係る負担も大きいとの結果が出ており、デジタル化によってその軽減を図ることが重要だと考えております。

そのため、本県では、児童生徒の出欠や成績などの管理をデジタルで行う統合型校務支援システムを公立学校に導入し、教員の事務的業務の負担軽減を図っております。また、教職員間の学校スケジュールの共有や連絡等を同システムを用いて行うことで、職員会議をはじめ各種会議の簡素化にもつながっております。さらに、大規模な県立学校には順次自動採点システムを導入しており、現在14校への導入が完了しております。同システムの導入校の教員からは、メリットを実感する声が多く聞かれるとともに、採点に関する時間も従来に比べ平均で3割程度の削減が図られております。

今後ともデジタル技術を活用した教員の業務の効率化を通じて、子供と向き合う時間の確保

や働き方改革を進め、教職の魅力化にもつなげてまいりたいというふうに考えております。

次に、高等学校における総合的な学習の時間が総合的な探究の時間に変わったことについてお尋ねがございました。

これまでの総合的な学習の時間においては、地域課題の解決に向け、先行研究や文献を調べる学習、あるいは体験的な学びが中心に行われておりました。これに対し総合的な探究の時間は、生徒が将来の進路も見据えながら、自ら課題を発見し、市場調査や実践研究を行い解決策を提言するなど、より社会に近い質の高い学習活動を行うようになっております。

例えば、山田高校では、卒業生が地元企業と共同開発をしました山田まんと土佐茶とのマッチングをテーマとし、大学等と連携した土佐茶の成分分析やPR方法などの調査研究を行うことで、双方の商品の付加価値を高める探究活動が行われております。また、大方高校では、防災・避難計画を考えるだけでなく、避難所運営のシミュレーションゲームを生徒自らが考案し、地域の方々と連携・協働して訓練を行い、その結果を検証するなどの探究的な防災教育に取り組んでおります。こうした取組によって、生徒たちはよりよい社会を実現しようとする気持ちや態度を育んできております。あわせて、地元への愛着や誇りを高め、思いやりや人の役に立つことの大切さを実感するといった道徳性を養う機会ともなっております。

総合的な探究の時間は、日本や高知の未来を切り開く人材の育成という点で極めて意義の大きいものであると考えておりますので、今後全ての県立高等学校において、その充実を図っていかなければならないというふうに考えております。

最後に、学校における実践的な避難訓練についてお尋ねがございました。

本県では、高知県安全教育プログラムに基づき、各公立学校において防災に関する授業に加え、様々な状況を設定した避難訓練を年3回以上実施することとしております。そして、現在多くの学校では教職員の指示に頼らずに、児童生徒が自らの判断で避難行動が取れるよう、例えば実施日時を予告しない、いわゆる抜き打ち訓練が実施されるようになってきております。

また、通学路上の危険箇所や避難場所を確認する登下校中の訓練や、地域と連携した避難所運営訓練など、各地域の実情に合った実践的な訓練を行う学校も増えてきております。さらに、訓練の実施後には、子供たち自身が訓練を自分事として捉え行動できたのか、あるいは防災の授業で学習した知識や技能を生かすことができたかといった自らの行動を振り返る機会を設け、訓練の効果をより高める工夫を行う場面も見られております。

県教育委員会といたしましては、災害発生時に子供たちが自ら危険を回避し、対応できる力を身につけられるよう、県内全ての学校でこうした実践的な訓練が展開されることが必要と考えております。このため、訓練の好事例を研修会等で共有するなど、今後とも実践的な訓練の促進に取り組んでまいります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) 防災関連産業についてお尋ねがございました。

議員からお話のありましたとおり、本県では、平成24年度から防災関連産業の振興に官民一体となって取り組み始め、10年目の節目となる令和3年度に初めて売上高100億円を突破することができました。製品の認定を受けた企業数も、平成24年度の31社から昨年度には85社へと着実に増加しております。防災関連産業が多くの企業の皆様の御尽力により、本県産業の柱の一つへと成長してきたものと考えております。

過去の災害から得た知見に基づき生まれた本県の防災関連の製品や技術は、国内だけではなく、本県と同様に自然災害に悩まされる海外の国や地域においても、十分通用するものと考えております。このため、平成27年度から台湾や東南アジアを対象に、行政部門へのトップセールスやセミナーの実施、見本市への出展や商談会の開催などに取り組んでまいりました。加えて、ジェットロやJICAなどとも連携し、ODAを活用した海外展開の支援も行ってきたところです。こうした結果、昨年度までに台湾やフィリピン、ベトナムなどへ機械製品を中心に累計で約45億円の輸出実績が生まれております。また、JICAの事業に採択され、現地での製品の普及に向けた調査や実証事業を行う事例も現れてきております。

今後は、それぞれの国で現れつつある成果をより大きな成果へとつなげますよう、これまでの取組を足がかりとして、さらなる販路拡大に努めてまいります。また、今後有望な市場として期待できるインドなど、新たな国にも取組を拡大してまいります。防災関連産業群が海外戦略においても大きな柱となりますよう、引き続き官民一体となって取り組んでまいります。

(危機管理部長中岡誠二君登壇)

○危機管理部長(中岡誠二君) まず、南海トラフ地震が発生した場合の電力関係者の連携についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生した場合の四国における電力供給について、四国電力送配電株式会社からは、本州との連系線が2ルートあることや、大型の発電所が南海トラフの震源から遠い瀬戸内側に分散配置していることなどから、ブラックアウトの可能性は極めて低いとお聞きをしております。

国においては、過去の地震や台風災害などの教訓を踏まえ、令和2年に電気事業法の改正を

行い、四国電力送配電株式会社など全国10者の一般送配電事業者に、災害時連携計画の策定を義務づけております。この法改正に基づき策定された計画では、大規模な被災を受けた場合の相互の応援体制や、需給逼迫時の電力の融通手順などが定められ、10者が連携した取組が進められております。

一方、本県では、南海トラフ地震などの大規模災害に備え、平成29年度に電気や通信、ガスなどの事業者と高知県ライフライン復旧対策協議会を立ち上げ、優先的に復旧が必要な施設の情報共有や、復旧タイムラインの作成などに取り組んでまいりました。引き続き、各事業者と連携し、復旧活動に必要な用地の調整や関係機関との訓練を実施するなど、ライフラインの早期復旧に向けた取組を進めてまいります。

次に、避難所における電源確保についてお尋ねがございました。

避難した方々が家族と連絡を取るための手段として、また災害に関する情報を得るために、スマートフォンなどのデジタル機器が使えるよう避難所に非常用発電機を整備し、長期間の停電に備えておくことが必要です。県が作成した、大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引きでは、避難所に非常用発電機を整備しておくことを明記しています。また、避難場所でも非常用発電機やモバイルバッテリーの整備により、電源が一定確保できるように、自主防災組織に対して補助金による支援を行っております。

現在、約1,500か所の避難所のうち、600か所以上の避難所で非常用発電機が整備され、その他の避難所においても、340台以上の可搬型の非常用発電機により対応が可能となっております。しかしながら、総数としてはまだ十分とは言えないため、県としましては引き続き市町村の整備状況を把握するとともに、多くの避難所や避

難場所において電源が確保されるよう、市町村の支援を行ってまいります。

(林業振興・環境部長豊永大五君登壇)

○林業振興・環境部長(豊永大五君) まず、災害廃棄物の仮置場の想定についてお尋ねがございました。

災害廃棄物の仮置場につきましては、主に分別や保管などのために設置をする1次仮置場と、破碎や焼却処理などのために広域で設置する2次仮置場に区分をされます。これらの仮置場は、平時のうちにあらかじめ想定をしておく必要があるため、県では県内6つの広域ブロック協議会などを通じまして、各市町村による想定場所の掘り起こしを支援しています。

そうした取組の結果、1次仮置場は必要面積に対して現在想定できる割合は、南海トラフ地震において発生頻度の高いL1レベルでは330%、最大クラスのL2レベルでは93.2%となっています。これを広域ブロック別に見ますと、L1レベルでは全地域で必要面積を大きく上回っていますが、L2レベルでは県東部と西部以外では必要面積を下回っております。このため、ブロック協議会などを通じまして、継続的な掘り起こしに取り組んでいるところです。また、2次仮置場につきましては、L2レベルで発生が想定される可燃物を仮設の焼却施設等を設置して処理する場合に、最大20か所必要と想定し、協議を進めています。

現状としましては、各ブロックにおいてこれまで検討を重ねてきた、想定できる候補地案のリストを作成し、共有化した段階でございます。本年度からは候補地案の実効性を確保するため、ブロックごとに毎年数か所程度の公有地を選定し、土地管理者や関係機関と協議を行うことにしております。仮置場につきましては、今後も市町村と連携をしながら、掘り起こしや課題の解決に取り組み、実効性を高めてまいり



ます。

次に、四万十川の環境保全についてお尋ねがございました。

四万十川につきましては、四万十川条例に基づき多様な生態系や景観の保全を基礎とした取組により、県民、国民の共有の財産として後世に引き継いでいくこととしております。四万十川の環境の変化は、こうした観点からも看過できない課題だと認識をしています。

議員のお話にありました四万十川流域の漁協を中心とする四万十川漁業振興協議会では、内水面漁業振興の観点から、河川環境の再生や保全に向けて検討していると承知しております。この協議会には、県の水産業振興課や土木事務所がオブザーバーとして参加をしています。

この協議会での検討に関連しまして、昨年度から幡多土木事務所において魚類等の生息環境改善に向けた調査を行っています。また、県では自然共生課が事務局を務め、流域住民や漁協、学識経験者等で構成する四万十川流域保全振興委員会での検討を踏まえながら、生態系保全の観点から水生生物などの調査を行っています。

県としましては、こうした調査の結果などを併せて、具体的な対策を検討していきたいと考えており、その際には四万十川漁業振興協議会などと情報をしっかりと共有してまいります。引き続き、流域の住民や自治体、関係機関との連携強化を図りながら、四万十川の環境改善に積極的に取り組んでまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) 応急仮設住宅の建設用地を事前に準備しておくことについてお尋ねがございました。

応急仮設住宅の建設用地については、各市町村が作成している応急期機能配置計画の中で、県有地も含めた公有地への配置を定めております。配置に当たっては、住宅に必要なライフラ

インなどの状況を踏まえ、建設に適した土地を選定しており、県ではこれまでこの計画を基に市町村をまたいだ用地の過不足の調整を行うなど、建設用地の確保に取り組んできました。

しかしながら、L2クラスの南海トラフ地震が発生した場合の仮設住宅の供給可能戸数は、現在約3万1,000戸であるのに対し、必要戸数は約7万7,000戸と大幅に不足しております。このため、発災後速やかに民有地も活用できるよう、全ての市町村に対して面積など一定の要件を満たす空き地や駐車場、農地などの土地情報の整理を依頼しており、年内をめどに取りまとめをすることとしております。

(観光振興部長山脇深君登壇)

○観光振興部長(山脇深君) ワールドマスターズゲームズ関西について、大会に参加される方の本県への誘客についてお尋ねがございました。

この大会には海外からの2万人を含め、参加者は約5万人と見込まれておりますが、同行する参加者の家族なども含めると、相当多くの方が開催地を訪れることとなります。また、過去の大会などを見ますと、海外からの参加者の多くが2週間以上の長期滞在をされており、関西大会におきましても多くの方が競技の後に観光されるものと思われます。この機会を生かし、より多くの方に高知県を訪れていただくためには、本県の観光情報を大会に来る前の段階で、参加者にしっかりと伝えていくことが大変重要だと考えています。

不特定多数の方が来場される万博と違い、ワールドマスターズゲームズには事前にエントリーした参加者が来場されますので、大会の参加者に直接、また事前に本県の観光情報を届けることは可能ではないかと考えています。このため、今後大会の主催者や競技会場となる各自治体あるいは参加者の国の競技団体や、大会に関わる旅行会社など様々なルートを通じて、参加者に

対して本県の観光情報を発信していきたいと思  
います。

この大会は、大阪・関西万博の2年後に開催  
される国際大会であり、関西戦略を通じて本県  
のインバウンドの拡大を図っていく上で大きな  
チャンスだと捉えています。大阪梅田に計画中  
のアンテナショップもフルに活用するなど、あ  
らゆる手だてを講じて大会参加者の本県への誘  
客に取り組んでいきたいと思います。

○5番（土森正一君） 執行部の皆様、それぞれ  
御丁寧な答弁を誠にありがとうございます。

この前の台風14号で四万十市のほうも一部、  
17時間の停電がありました。そういうことは今  
から多くなると思いますので、南海トラフの話  
も含めまして、そういうところもしっかりと見  
ていただけたらと思います。

また、レジリエンスの対応ということで、48  
時間の蓄電池は、大きいところと言うとレドッ  
クスフロー電池などいろんな開発がされてい  
ると思えます。そういうところも多角的な視点で、  
ぜひお願いできればなと思っておりますので、  
よろしく願いいたします。2問目はしません  
ので、よろしく願いいたします。

それで、濱田知事におかれましては、コロナ  
対策3年間本当にお疲れさまでございます。知  
事は、お顔がすごく優しい顔なので、いろい  
ろと批判もあることですが、やっていること  
は本当にすばらしいことだと、本当に評価を  
しております。これから残る1年余りでござ  
いますが、これからは濱田省司カラーでいよいよ  
本格的に動いていく1年間になると思われま  
す。濱田省司のストーリー、非常に物語を楽  
しみにしております。濱田ストーリー、これ  
からしっかりと御支援してまいります。

これをもちまして、私の一切の質問とさせ  
ていただきます。今日は本当にありがとうございました。  
(拍手)

○議長（明神健夫君） 暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩



午後1時再開

○議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を  
開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いた  
します。

21番三石文隆君。

(21番三石文隆君登壇)

○21番（三石文隆君） お許しをいただきました  
ので、まず初めに知事の政治姿勢についてお尋  
ねいたします。

濱田知事は令和元年12月の就任以来、共感と  
前進をキーワードに県政を推進してこられました。  
就任直後から始まった新型コロナウイルスとの闘  
いは今もなお続いておりますが、感染防止対策  
と社会経済活動の両立に向けて全力で取り組ま  
れていることに対して敬意を表します。また、本  
年度からはこれまでの5つの基本政策と3つの  
横断的な政策にデジタル化、グリーン化、グロー  
バル化を加えるなど、県勢浮揚に向け絶えず施  
策を進化させながらかじを取る濱田知事に頼も  
しさも感じております。

私は、令和3年6月議会で知事に、政治家と  
しての生き方や展望について質問いたしました。  
知事からは、報恩感謝という言葉、この思いを  
日々胸に刻みながら全力で県政運営に取り組ん  
でいく覚悟であると熱の籠もった答弁をいただき  
ました。

私にも大切にしている言葉があります。それ  
は、今から50年前の高校時代の学級担任が色紙  
に書いてくださった陰徳陽報という言葉です。  
その通釈は次のとおりです。幼いとき、孫叔敖  
は遊びに出ていたが、帰ってきたかと思うと心

配げな顔つきをしていて、物を食べなかった。母がその訳を問うと、泣きながら、今日頭の2つある蛇を見てしまったのです、だから私は近いうちに死んでしまうでしょうと答えた。母が彼に今その蛇はどこにいるのと尋ねると、お母さん、私は両頭の蛇を見た人は死んでしまうと聞いていましたから、私のほかに誰かが見てはいけないと思ってもう埋めてしまいましたと答えた。母は優しく、心配しなくてもいいよ、あなたは死にません、昔から、陰でこっそりよいことをした人には天の神様が幸せをお与えくださるといいます、あなたのやったことはその陰徳なのですと慰めた。人はこの話を聞いて、彼が仁者であることを知った。やがて彼が政治を執ることになると、まだ政治を執らないうちから国民に信用され、その地方がうまく治まったという通釈であります。この陰徳陽報の色紙は今も私の仕事部屋にあり、戒めてくれています。

なぜこの言葉が私の心を打つのか。言葉の持つ意味は当然のことながら、授けてくださった担任の先生への尊敬の念があるからだと思います。その先生は国語の先生で、女先生でした。私も含め、問題行動を起こす生徒がいましたが、一人一人丁寧に向き合い、決して大声で叱ることはなく、自分で考えさせ悟らせる、そういう先生でありました。

私は、人を動かすリーダーは陰徳陽報という信念を持ち、相手に愛情、知恵、激励、希望を与えなければならないと考えております。どのような組織であっても、その組織をまとめ牽引するリーダーの存在が、殊のほか重要であることは言うまでもありません。現在、県庁においては各部署のリーダーの指揮の下に、県民生活の安心・安全と成長、発展を願い、日夜奮闘しておられることと思います。

県庁組織に一層の輝きを持たせ高知県の発展を支える県庁組織となるため、知事が大切にす

る人材育成の要諦と今実践なさっている具体的な育成方法をお伺いいたします。

また、報恩感謝の信念を持ち、県政のかじを取っておられる知事は、これまでの御自身の県政をどのように評価されており、また今後に向けてどのような道筋を描いておられるのか、知事にお伺いいたします。

次に、第4期産業振興計画について質問いたします。

昨年12月に令和3年度県民世論調査の結果が公表されました。この中に、経済の活性化について、第4期高知県産業振興計画に基づき、県が行っている施策のうち特に力を入れるべきものは何ですかという設問がありました。その結果、1位は産業の担い手の育成・確保で38.9%でありました。私のふるさと旧西土佐村をはじめ中山間地域においては、特に担い手の減少や高齢化が進んでいることが深刻な課題となっています。これまでの地産外商の取組の継続、発展や新たなチャレンジをしていくためには、担い手を確保するとともに、人の力を最大限発揮できる状況をつくり出していくことが重要です。

デジタル化が進む世の中であっても、それを使うのはやっぱり人であり、後継者を育てるために人材育成は欠かせません。中でも農業分野について基幹的農業従事者数の推移を見てみると、60代以上の割合は、林業、漁業と比較しても格段に多くなっています。新規就農者を早急に確保しなければなりません。

農業大学校や農業担い手育成センターのカリキュラムなどの情報を積極的に発信し新規就農者の確保に努めることが重要であると考えますが、現在の取組や展望について農業振興部長にお伺いいたします。

また、県は、SDGsの達成に向けた取組を行っている業者を登録しています。日本には古くから、日本資本主義の父と称される渋沢栄一

の道徳経済合一という考えがありました。それは、企業の目的が利潤の追求にあるとしても、その根底に道徳が必要であり、国ないしは人類全体の繁栄に対して責任を持たなければならぬというものであります。これは、誰一人取り残さない社会を目指すSDGsと合致していると私は考えます。

こうしたことについて産業振興推進部長の御所見をお伺いいたします。

さて、令和4年度全国学力・学習状況調査の結果が公表されました。児童・生徒質問紙のうち、将来の夢や目標を持っていると回答した数が年々減少しています。特に、小学生が全国よりも低い結果となっています。この結果から、幼い子供ほど身近な大人から影響を強く受けているのではないかと推測いたします。口を開けば不平不満を言う、人の悪口を言う、誰かのせいにする、そんな姿ばかり見せていては、子供が将来の夢や目標を持つはずがありません。

この全国学力調査の質問紙の結果をしっかりと受け止め、施策に反映させていく必要があると思いますが、産業振興推進部長の御所見をお伺いいたします。

また、県教育委員会が作成した中学生のためのキャリア教育副読本「みらいスイッチ」の中に、各分野で活躍している人物や、それらの職業に就くための進学先などが紹介されています。

担い手の確保を図るためにはキャリア教育と関連づけることが重要であると考えますが、教育委員会との連携をどのように図っているのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

次に、県民のマナーやモラルの向上について質問いたします。

まず、運転者のマナーについてお伺いいたします。JAFは、信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況の調査を行っており、令和3年8月の調査結果が公表さ

れています。全国トップは長野県で85.2%、本県は26.6%でした。

信号機のない横断歩道での一時停止など、高知県民の交通マナーを高める取組について警察本部長にお伺いいたします。

次に、県庁職員のマナーについてお伺いいたします。日本には、相手を思いやるマナーとして使っていた江戸しぐさがあります。その一つが会釈のまなざし、擦れ違うときに互いにさりげなく目で挨拶し合うというものです。

職員同士や来庁者に対する思いやりの行動を県庁職員が積極的に取り入れることで、県民全体のマナーアップにつながる可以考虑ですが、副知事の御所見をお伺いいたします。

次に、親のモラルについてお伺いいたします。近年、核家族化の進行、地域社会の絆の希薄化など、家庭をめぐる社会的な変化により、過保護、過干渉、放任など親の教育力の低下が指摘されています。

子供への関わり方、良好な親子関係、親としてのモラルの向上を図るためには、子育て中の親子同士の交流、情報提供、相談などの体制を全市町村に整備することが急務であると考えますが、子ども・福祉政策部長の御所見をお伺いいたします。

次に、長岡新教育長への期待について質問いたします。

長岡氏は、小学校の教諭として採用され、県教育委員会の事務局や現場の小学校の校長を経験された後、小中学校課長、参事、教育次長などを歴任され、高知大学教職大学院の特任教授から本県の教育長として抜てきされました。

教員出身者が県教育長に就任されたのは66年ぶりであります。それはなぜか。これまでも多額の予算を投入して県教委が幾多に施策を打つてもいまだに精彩を欠いていることに対して、県民がしびれを切らしているからと私は考

えます。

学校現場のことも教育行政のことも知り尽くしている長岡教育長には強いリーダーシップを取っていただき、何年やっても成果の出ない施策は思い切って方向転換し、新しい施策を生み出す、そして県民の目に見える形で改革し、成果を出していただきたい、いや、そうすべきであると考えます。事を起こせば、強い反動が生じるでしょう。現下の厳しい状況に対応し、着実に成果を出していただくことを切に願います。

本県教育行政事務の最高責任者としてどのような抱負を持ち、何を大切にしながらどのような方策で切り盛りしておられるのか、教育長にお伺いいたします。

また、知事を筆頭に推進している教育大綱の目標を達成するため、長岡教育長に期待していることはどのようなことか、知事にお伺いいたします。

就任後、長岡教育長は6月議会、総合教育会議などを経てこられました。しかし、学校現場の教員にそれらの内容があまり届いていないという声が聞こえています。

学校現場や県民に向かって教育長の考えをどのように発信しているのか、教育長にお伺いいたします。

次に、第2期教育大綱に関連して幾つか質問をいたします。

第2期教育大綱も3年目、折り返しを過ぎました。昨年度の6月議会で、私は、本県の教育分野全般にも行政上責任を持つ立場にある濱田知事に、教育大綱を粘り強く周知することについてお願いをしました。本年度は、年度当初の知事講話や、7月に行われた高知県民生委員児童委員大会における基調講演で、教育大綱に基づく施策や教育の充実について話をされました。このように、県民の教育への士気高揚の

ため、あらゆる場を活用して知事の言葉で教育について語っていただくことは大切なことでもあります。

また、県民と直接触れ合う重要な場が県民座談会であります。知事は、「再び、濱田が参りました」において教育機関も積極的に訪問をされています。

座談会で教育現場を訪問され、どのような手応えを感じられたのか、また課題として感じているところは何か、知事にお伺いいたします。

次に、高知市との連携についてお伺いいたします。私は本県の学力向上、体力向上、そして生徒指導上の諸問題解決のためには、児童生徒の約半数を抱える高知市教育委員会との一体感なくしては、なし得ないと強く思っております。本年度から県教育長と高知市教育長による定期的な会談が開始されました。

また、8月には県知事、高知市長及び両教育長による教育に特化した連携会議も行われましたが、教育課題解決に向け、県と高知市が共に取り組むこととしてどのようなことが確認されたのか、知事にお伺いいたします。

次に、小学校教科担任制について質問いたします。これまで小学校では、学級担任が全ての教科の指導をするのが当たり前でした。小学校教員のほとんどが子供との日常的な深い信頼関係を築くことを醍醐味と感じ、やりがいを持って日々の教育活動に専念しておられます。一方、自分のやり方で授業を行い、自分の学級さえよければいいという排他的な、閉鎖的な教員が少なからず存在するのも事実であります。

本年度から導入された小学校教科担任制について、期待される効果や課題をどのように整理されているのか、また学校現場ではどのような取組がなされているのか、教育長にお伺いいたします。

次に、高等学校の指導の在り方について質問

いたします。平成30年3月告示の高等学校学習指導要領は、3年間の先行実施を経て、本年度から年次進行で全面実施されました。今回の改訂では、総合的な探究の時間、理数探究などの科目が新設されました。また、既に全面実施されている小中学校と同様、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められています。しかしながら、総務委員会の出先調査で拝見する授業の中には、旧態依然の講義型のものが多いように感じました。

高等学校において、主体的・対話的で深い学びを実現するために具体的な対策を講じておられるのか、教育長にお伺いいたします。

次に、特別支援教育について質問いたします。本県の特別支援教育資料によると、通常の学級及び特別支援学級において、発達障害など特別な支援を必要とする児童生徒が増え続けています。小中学校ともに約1割の児童生徒が特別な支援が必要であるとのこととあります。

発達障害など特別な支援が必要な子供の増加や障害の状態の多様化に対して、教職員の専門性の向上が急務であると考えますが、どのような対策を考えておられるのか、教育長にお伺いいたします。

次に、情報モラルについて質問いたします。現在、学校では1人1台端末が整備されています。それを活用すれば、インターネットで疑問に思うことを調べたり、情報を発信したりすることができます。その反面、正しい使い方を身につけなければ、自らを危険にさらしたり、他者の人権を侵害したりすることが危惧されます。また、情報を受信する側も、それが正しい情報なのか、同調圧力になってはいないかなどを見極める力が重要になってきます。

情報モラル教育を早急に進める必要があると思いますが、具体的にどのような取組をなされているのか、教育長にお伺いいたします。

次に、県立高等学校の魅力化について質問いたします。県教育委員会は、県立高等学校再編振興計画に基づき、高等学校の統合、高台移転、また各県立高等学校の魅力化を推進しておられます。特に中山間地域については、地元市町村などと連携した探究型学習や部活動の充実強化、ICTの活用による学習環境の整備も進んでいます。

中山間地域の高等学校魅力化の取組の成果と今後の再編計画について教育長にお伺いいたします。

次に、PTA活動の活性化について質問いたします。共働きの家庭が増加しており、PTA役員や委員の成り手がいないといった課題は以前から聞かれておりました。

昨年度限りで、高知市小中学校PTA連合会が高知県小中学校PTA連合会から脱退されましたが、このことについて教育長の御所見をお伺いいたします。

また、子供たちを取り巻く諸課題に対応していくためには、PTAの活動は重要であると考えますが、県教育委員会はその活動に対してどのような支援をしていくおつもりか、教育長にお伺いいたします。

次に、就学前教育について質問いたします。近年、本県の小学校では、入学時点で席に座れない子供、集団行動ができない子供が増加しているという話を耳にします。私は、小学校入学までに団体行動ができること、挨拶ができること、単純な善悪をわきまえること、我慢することなどのしつけを家庭の責任と楽しみを持って行うことが大切であると考えます。

親育ちや幼児教育の現状と課題について教育長にお伺いいたします。

次に、私立学校の振興について質問いたします。令和3年度第2回総合教育会議の資料を拝見いたしました。令和3年度の都道府県別の私

立中・高等学校の生徒の割合が掲載されていました。それによると、中学校については、東京都に次いで本県は全国第2位、中学生全体の中の約18%が私立学校で学んでいます。高等学校については全国第20位で、高校生全体の約31%が私立学校で学んでいます。このことから、私立学校の振興は本県教育の発展において重要な鍵を握っている、このことが言えます。

令和3年度、各私立学校に対して補助金がどれだけ交付されたのか、文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

私は、私立学校に数十億円の補助金が交付されているから、それが駄目だと言っているのではありません。そういう事実を県民は知るべきであり、学校教育法にも、私立学校といえども公教育の一翼を担っているという点を確認すべきと考えるからであります。

次に、不登校について質問いたします。国において、少子化やいじめ、虐待、貧困など多岐にわたる子供をめぐる問題に一括して取り組んでいくため、こども家庭庁が設置されることとなりました。県教育委員会においても不登校対応を横断的な取組の一つに挙げて推進しておりますが、結果に結びついていません。

深刻な不登校課題を解決するためには、各課の限られた守備範囲を超え一括して取り組むための組織が必要であると考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

この9月に山口県萩市を視察してきました。萩市は市民と行政が一体となり、幼少年期から生涯にわたる人づくりを推進しています。視察した明倫小学校は児童数が641名の学校でありました。この学校は、40年近くにわたって松陰先生の言葉を教育に取り入れ、各教室で声高らかに朗唱しています。校長先生によると、始めた頃はそれに反対する教員もいたが、今では朗唱することが当たり前になっているとのことであ

りました。

山口県立萩高等学校、至誠館大学も視察しました。いずれの学校も松陰先生の教えを礎とした、芯の通った教育が行われておりました。よい教育を受けた子供たちがやがて親になり、子供を教育する立場になっていく。教育の好循環を萩市にかいま見た気がしました。

県教育委員会では、本年度から保・幼・小・中の連携を強化し、就学前教育、学力向上、不登校対応などを自治体全体で総合的に推進する事業を開始しています。本事業はまさに人づくりに資するもの、教育の好循環を生むものであると期待するところであります。

保幼小中連携モデル地域実践研究事業の具体的な取組内容や目標、今後の展望などについて教育長にお伺いいたします。また、PTAや地域学校協働本部など、大人も巻き込んだダイナミックな取組も必要と考えますが、併せて教育長にお伺いいたします。

次に、研修制度について質問いたします。この7月に公表された全国学力調査の結果、中学校が全国最下位クラスであるという報道がありました。順位も大事ですが、今回は中学校の新学習指導要領全面実施後、初の調査であり、そこにも注視すべきではないでしょうか。そもそも学習指導要領は、次の時代や社会からの要請を踏まえて、約10年ごとに改訂されるものです。教員もそれに合わせて授業を変えるのは当然のこと、従来どおりの授業を平気でしているようでは、歯車はさびつき、子供まで動力が伝わりません。スポーツの世界でも、ルールが変われば指導者がそれを勉強し、練習方法や戦い方を変えるでしょう。

私は、国旗・国歌をいつも取り上げていますが、学習指導要領を遵守しなければならないのは他の教科も同様であります。教員の働き方改革という名の下、教員の心臓部分である重要な

研修を削減してきたことが、今回の学力低下の一因であると私は考えます。

教育センターをはじめ研修機能が低下しているのではありませんか、教育長の御所見をお伺いいたします。

令和4年5月11日に、教員免許更新制の廃止を盛り込んだ教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律が成立しました。これによって令和5年度から新たな研修制度が始まります。本制度では、都道府県教育委員会に対して教員の研修受講記録を義務化すること、また校長に対しては記録を活用し、面談の場などで指導・助言をすることが求められています。

私は、教師自身が自主的に研修を受ける形に移行されることに賛同いたします。しかし、働き方改革を理由に研修を拒否する教員が出てくることはないでしょうか。また、学習指導要領反対、学力調査反対など、国や県を批判するような研修会が履歴として記録されるのでは本末転倒、そのような研修会を県教育委員会が後援する、認めるようなことがあってはなりません。想定される課題を整理し、綿密に準備しておく必要があると考えます。

令和5年度から始まる新たな研修制度に向けて、記録の対象となる研修の種類、記録方法、想定される課題の整理などの検討は進んでいるのか、教育長にお伺いいたします。

この項最後に、元号の使用についてお伺いいたします。私は、総務委員会の出先調査で高知市内の小学校を訪問しました。その中で校長先生から、教育目標や目指す子供像などを一枚の構想図として表したグランドデザインに関する説明がありました。その図のタイトルが2022年になっていましたので、その理由を尋ねました。校長先生から、グローバルを意識して西暦にしましたと返答がありましたので、私はグローバルだからこそ日本に長く続けている元号を大切

にすべきではないか、西暦を使用するのであればせめて元号も併記していただきたいと要請をいたしました。

グローバル化の進む国際社会において、日本国内にしか通用しない元号は不便だから廃止すべきだと論ずる者もいます。とはいえ、今や日本にしかない長く続けている元号の文化を捨ててしまってよいのでしょうか。私は、それぞれの時代の人々が理想や希望を元号に託す文化に着目し、古代以来の日本の歴史を理解するにも大事な手がかりである元号を積極的に使っていくことが大切だと考えます。現在、元号は一般国民にその使用が義務づけられているわけではありませんが、公の機関においては原則として元号を使用することとなっています。

公の機関である学校においても元号を使うよう市町村教育委員会や校長に、より強く要請してはどうかと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、国旗・国歌に関して幾つか質問いたします。

令和4年4月7日、夕方のニュースを見ていた私は驚いたことがありました。高知市内の小学校の入学式の様子が流れていました。ステージには国旗らしきものが旗ざおにぶら下がっており、しかもそれに背を向けて子供たちが座っていました。その上、驚くことに、式次第の国歌斉唱の「歌」の字が「家」になっているではありませんか。この事態に目を疑いました。

なぜ重要な学校行事の式次第に間違いが起きてしまったのか、その理由を分析し今後に生かすことが重要だと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、卒業式、入学式のスタイルについて質問いたします。昨年度の議会でも述べたとおり、私は卒業式といえば、いわゆるステージ型や一面式と呼ばれるスタイル、国旗や校旗が掲揚さ



れる舞台に正対して児童生徒が座り、壇上で卒業証書を授与していただく形式が最も厳粛な形であり、適切であると考えます。

一方、いわゆるフロア型や対面式と呼ばれるスタイルが伝統になっている学校があります。これを考えたのは、日本教職員組合と全日本教職員組合だと言われています。卒業式を厳粛な式典から、なれ合い型へと品格を下げるために考え出されたものでしょう。

昨年度の公立小・中・高等学校の卒業式において、一体何校の学校でいわゆるステージ型や一面式、かつ壇上で卒業証書を授与するスタイルで実施されたのか、教育長にお伺いいたします。

最終的に式のスタイルを決定するのは各校の校長であることは承知していますが、学校行事である卒業式、さらには入学式のスタイルはどうあるべきと考えるか、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、公立小中学校における国旗の常時掲揚について質問いたします。ロシアによるウクライナ侵略から半年がたちました。戦禍の犠牲となられました貴い命に対して哀悼の誠をささげます。国際秩序の根底を揺るがすロシアの暴挙は、断じて許してはなりません。国際社会と共に結束をして、即時の停戦を強く求めるとともに、この困難に直面するウクライナの方々をしっかりと支えていかなければならないと思います。

ここ数か月、日本国内において、ウクライナの国旗・国歌を尊重しようとする活動が行われています。このことを否定的に述べるつもりは全くありません。しかし、他国の国旗・国歌を大切にする前に、もっと自国の国旗・国歌を大切にすべきではないでしょうか。先ほど紹介した萩市立明倫小学校を訪問した際、8時前に校庭のポールに児童2名が国旗と校旗を掲揚している姿を目にしました。校長先生によると、毎

朝子供が国旗及び校旗を掲揚し、下校時には後納までしているとのことでありました。

現在、本県ではグローバル化を掲げ、国際理解教育を推進しております。このような状況に鑑み、各市町村立の小中学校において屋外の掲揚台などに国旗を常時掲揚し、子供たちが日頃から国旗に親しみ、国旗を主体的に尊重する態度が育つような環境づくりに努めてはどうかと考えますが、知事並びに教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、私立学校における実施状況について質問いたします。私立学校の令和3年度の卒業式、令和4年度の入学式における国旗掲揚、国歌斉唱の実施状況について文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

昨年の6月議会においても、未実施の学校への要請状況について質問したところ、土佐中・高等学校校長から、決してないがしろにするつもりはないが、本校の長い伝統もあるとの話があったとの答弁をいただきました。

土佐中・高等学校及び清和女子中・高等学校に加え、とさ自由学校の国旗・国歌の取扱いについて、いつ誰に誰がどのような要請をしたのか、また各校からの具体的な応答について文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

私立学校といえども学習指導要領は遵守すべき教育課程の基準であります。にもかかわらず、いまだに改善されていません。日本は法治国家でしょう。それを平気で守らないことがまかり通ってよろしいんでしょうかね、これ。何度改善を求めても聞き入れられないとすれば、その能力自体の足りなさであると断じざるを得ません。舌先三寸、その場しのぎもいいかげんにしていただきたい。何度も要請をしている文化生活スポーツ部長の御努力には敬意を表しますが、もはや同じやり方で駄目ならば、別の方法を試してみる必要があるのではありませんか。

今後、未実施の学校に対してどのような要請をしていくおつもりか、文化生活スポーツ部長にお伺いをいたしまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 三石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県庁におけます人材育成の要諦と、今実践している具体的な育成方法についてお尋ねがございました。

昨年の6月議会におきまして、報恩感謝という私が大切にしている言葉を御紹介させていただきました。現状を当たり前と思わずに、自分を支えてくれている他人や社会に感謝をする心を持つべしということ、そして自らが能力を発揮できる分野で、社会に恩返しができる人間になるべしという考え方でございまして、私が公務の世界を志す契機ともなった言葉であります。

県の職員は私と同じく、この言葉のように高知のために役に立ちたい、恩返しをしたい、そして県民の幸せと県の発展に力を尽くしたいという思いで入庁をしてきた者ばかりだというふうに確信をしております。そうした初心を忘れず、県民の皆さんのために仕事をするために、その潜在能力を引き出し、最大限に発揮をさせるということが人材育成の要諦というふうに考えております。

そして、そのための具体的な方法論についてでございますが、この点、人を動かすということに関しまして、山本五十六連合艦隊司令長官の有名な言葉があります。「やってみせ、言って聞かせて、させてみて、褒めてやらねば、人は動かじ」という言葉がございます。これは大変有名な言葉であります。私も最近まで存じませんでした。これはこの後に続きがございまして、人を育てるということに関してのフレーズがあります。「話し合い、耳を傾け、承認し、任せてやらねば、人は育たず」ということがござ

いまして、このフレーズの中にあります話し合い、傾聴、承認、任せる、こういったところのキーワードの意味するところに、私は大きな共感を抱くものであります。

私は、幹部職員をはじめとする職員に対しまして、まず県政の進むべき大きな方針を示すということを心がけております。そして、職員自らがその実現に向けて、それぞれの経験、持ち味を生かしながら、自らが考えて、そして闊達な議論を積み重ねて施策を練り上げ、そして私に提案をしてくれることを求めています。私は職員に、どちらかといいますと、細かな指示を個々に出すというよりは、この対話を通じて、職員自らが施策を練り上げていくのを手助けする、そうした役回りが望ましいのではないかと、この思いを持って対応しているところでございます。

また、施策の実施に当たりまして、私は職員に対して常に申しておりますのは、何のためにこの施策を行っているかというのを常に考えてほしいと、こういう問いかけをしております。これも対話と通じまして、私の施策の目標、大目標が何かということに共有するというところに努めており、その下で、この施策の実現のために具体的にどういった方法で進めるのかというところは職員に委ねていくと、そうした方向で対応するというのを一般的に行っております。

その上で、職員に任せっ放しということではございませんで、PDCAサイクルを通じまして施策の成果、そしてその達成に至りますプロセスの検証を行うと、そこは一緒にやっていくという形で行政を展開しております。具体的な形といたしましては、庁議、本部会議などの場において職員の考えに耳を傾けまして、有識者委員会等で庁外の御意見も伺いながら、これまでの私自身の行政経験も生かしながら、職員と

様々な角度から徹底して議論をいたしております。

こうしたプロセスを通じまして、施策の実施過程や成果を職員と共に振り返りますことで、県勢浮揚へ向けた手応え、そして達成感を分かち合います。また、時には悔しさを分かち合う場面もございます。こうしたことが人材育成の一助ともなっているのではないかというふうに考える次第であります。

このような一連の政策形成過程を通じまして、もう一段進化した取組に挑戦をしようとする職員の意欲を引き出したい。そして、その成長につなげたいという考え方で対応しております。加えまして、私をはじめ職員が一丸となって施策を推進する体制を整えることによりまして、本県のさらなる発展を支える強い県庁組織を実現したいと考えておるところであります。

次に、これまでの県政についての私自身の評価、そして今後に向けてどのような道筋を描いているのかという点についてお尋ねがございました。

知事就任後のこれまでの県政運営を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症という未曾有の難題に対応した、言わば守りの局面が数多くあったと考えます。しかしながら、こうした中におきましても、できる限り社会経済活動との両立を図っていくということ、そしてあわせて、このピンチをチャンスに変えていくということを目指して、いろいろな施策をさらに発展させていくということに向けて準備に努めてまいったところでございます。

一方、私の県政運営の基本姿勢といたしております共感と前進を進めます上で重要な意味を持つ県民座談会も2巡目を迎えております。県内各地の実情を直接肌で感じ、また本県が抱える課題の根深さを改めて認識しております。足を運びました各地におきまして様々な御意見を

お伺いする中で、今後本県が持続的に発展をしていくためには、地域の魅力、潜在力を引き出しながら地域の活力を取り戻していく、そうした必要があるということを感じております。

そこには、少子高齢化、就業の場の確保など、本県の抱える構造的な課題、困難さがございます。しかしながら、県民の皆さんとこうした課題を共有し、丁寧に対話を重ねながら施策を実行していくとともに、成果を追求して、一步でも二歩でも前に進んでいくことに努めてまいりたいと存じます。

また、県民の皆さんの共感を得られるための県政を進めるためには、徹底した情報の透明化、そして想像力が必要であると考えております。さらに、施策を前進させていく、県政を前進させていくというためには、ただいま申し上げましたけれども、職員一人一人が自らの使命は何かということをしっかりと感じ、時代の変化にも対応して挑戦を重ねていかなければいけないというふうに考えております。こうしたことを通じて、県庁自身が進化をしていかなければなりません。

その意味で、今後の成長の原動力となりますデジタル化、グリーン化、グローバル化の流れを先取りいたしまして、社会経済構造の転換にしなやかに対応をしていく、そうした将来の高知県像を形づくる各政策をさらに進化させてまいりたいと考えております。

コロナ禍を経験いたしました社会の価値観は大きく変化をしております。地方の豊かな自然、経済の持続可能性が見直される動きは一層強まってくると考えられます。今まで以上に中央と地方、都市と農村の共生が求められるのが、これからの時代だと考えます。こうした時代こそ高知県の魅力や潜在力を生かせるチャンスがあると考えます。

今後、世界全体が目指します持続可能な社会に、高知の強み、独自性を生かして貢献をしていくと、それこそが高知の生きる道であり、私自身が先頭に立って進むべき方向性を見定め、そして指し示してまいる覚悟でございます。

次に、長岡教育長への期待についてのお尋ねがございました。

教育長には、教育行政の責任者として極めて重要な役割を果たしていただく必要があります。このため、リーダーとしての資質、能力を有することはもちろんであります。教育に対する強い使命感を持った方に担っていただかなければならないというふうに考えております。

長岡教育長は、議員のお話にもございましたように、教育現場での16年間の経験に加えまして、22年に及ぶ教育行政の経験を有しており、本県の教育に大変精通をされ、十分な知見をお持ちであります。現在の複雑化、多様化する教育課題の解決には、福祉や文化、スポーツなどの分野を所管する知事部局との連携が不可欠でございます。教育現場での実務を熟知しているという御経歴が、こうした連携を図っていく場面で大いに生かされるものというふうに期待をいたしております。

また、4月以降、長岡教育長とは「総合教育会議」あるいは「高知県・高知市 知事・市長及び教育長連携会議」などの様々な場面におきまして、意見交換、議論を重ねてまいりました。その中で、多くの教育課題に真っ正面から粘り強く取り組む気概を備えておられ、教育に対して強い思いを持った方であると、改めて意を強くしているところでございます。

本県にとって重要な基本政策であります教育の充実をさらに前進させるために、そして教育大綱に基づく取組を着実に実行し、成果に結びつけていくに当たりまして、長岡教育長は最適者であるというふうに考えております。長岡

教育長にはその力を存分に発揮していただきまして、本県の子供たちのために、強いリーダーシップを持って教育大綱の基本理念の実現に向けて取組を進めていただくということを大いに期待いたしているところであります。

次に、県民座談会の機会に教育現場を訪問した際の手応え、そして課題についてお尋ねがございました。

お話がありましたように、「再び、濱田が参りました」におきましては、中山間地域などを中心に多くの教育現場を訪問させていただいております。その際、関係者の方々とお話をさせていただく中で、教育大綱に掲げた施策が学校現場にどういった形の変化をもたらしているかという点について、間近に見せていただいております。また、学校・地域の方々を受け止めておられる課題の意識、あるいは危機感を身にしみているところでございます。

例えば、基本方針に掲げておりますデジタル社会に向けた教育の推進に関しましては、中山間地域にある県立高校の遠隔授業の実情を視察させていただきました。そこでは画面越しの教員の説明に真剣に耳を傾け、やり取りをする生徒たちの姿が強く印象に残っております。その際、生徒から、授業内容も分かりやすく対面授業と変わりはない、あるいは、大学進学に向けてレベルの高い授業を受けることで実力をつけていきたいといった意欲的な声も伺いました。地域間における教育機会の格差の解消を図るため、全国に先駆けて実施をしております遠隔教育の取組が、進路希望の実現の、現実の力となっていることを実感し、うれしく思いました。

一方で、過疎化、少子化の中で児童生徒数の確保に苦慮しているとの声も多くお聞きをしております。教育の振興を通じまして、地域の活性化、若者の育成を図っていくためにも、1つ

には、地域の文化や自然を活用した郷土教育や環境教育の推進、また2つには、特色のある部活動の推進など中山間地域の高等学校の魅力化、例えばこうした点などについての必要性を実感したところであります。

こうした座談会を通じまして私が直接感じました手応え、課題は今後の教育施策に生かせるように、教育委員会とも速やかに共有をし、意見交換を行っているところでございます。今後も積極的にいろいろな教育現場を訪問させていただき、成果や課題に直接触れながら、本県の教育を前へ進めていきたいと考えております。加えて、座談会の場なども活用いたしまして、本県の教育大綱に基づく取組をしっかりと県民の皆さんに伝えていく、発信をしていくということにも意を用いてまいります。

次に、県と高知市の知事、市長及び教育長連携会議についてお尋ねがございました。

本県の様々な教育課題を解決していくためには、県内の児童生徒の約半数を抱えます高知市と連携をして取組を進めていくということが不可欠であります。そのため、年に1度、私と市長、それから県市それぞれの教育長が参加をいたします、いわゆる教育版県・市連携会議を開催いたしてございまして、県市が取り組む対策の方向性などについて意思疎通を図っております。

先月の31日に開催いたしました本年の連携会議におきましては、まず学力向上の取組について協議を行いました。本年度の全国学力・学習状況調査におきまして、厳しい結果となりました中学校の特に数学について、危機感を県市で共有いたしました。そして、その対策についての意見交換も行ったところでございます。具体的には、高知市学力向上推進室によります学校訪問の強化、デジタル技術の効果的・日常的な活用などにつきまして、県市で一層連携して取組み、成果につなげていくことを確認

した次第であります。

さらに、本県の喫緊の課題であります不登校の問題への対応につきましても協議を行ったところであります。本県の小中学校では不登校の増加傾向が続いてございまして、その状況や要因についてまず共通理解を図りました。その上で、不登校には家庭的な要因が影響することも多いということがございますので、県市双方の教育委員会と児童福祉の部署、合わせて4者でこれまで以上に連携を深めていくことを確認いたしました。

また、保・幼・小の連携・接続、あるいは就学前教育の充実につきましては、本年度県市連携によります新たな事業として、接続期のカリキュラムづくりに取り組んでおります。こうしたことから、その成果も踏まえまして、次回の会議でこの問題について協議をするということについて私から提案をいたしました。

今後も、本県の教育課題の解決に向けまして、この連携会議はもとよりであります。新たに立ち上がりました県市の教育長同士の意見交換の場なども通じて、より一層連携の強化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、国旗に親しみ、国旗を尊重する態度を育てる環境づくりについてお尋ねがございました。

国旗や国歌は、いずれの国におきましてもその国の象徴として国民から尊重をされ、大切にされているものと考えております。私といたしましては、本県の子供たちが日本人としてのアイデンティティーや誇りを持ち、同時に国旗・国歌を尊重する態度を身につけ、これからのグローバル社会で活躍をできる人材に育てられることを願っております。現在、学校では国旗や国歌を尊重する態度を養う学習、あるいは卒業式などでの国旗掲揚や国歌斉唱が行われているというふうに承知をいたしてございます。

こうしたことに加えまして、議員からお話がございました、日常的に子供たちが身近で国旗に接する機会を設けるということも、国旗を尊重する態度を養う上で有効な方策の一つであるというふうに考えます。こうした方策も含めまして、小中学生が国旗・国歌を尊重する態度を身につけるための環境づくりにつきましては、学校の設置者であります各市町村において、主体的な議論が行われるということを期待いたしているところであります。

私からは以上であります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○**農業振興部長(杉村充孝君)** 農業大学校や農業担い手育成センターのカリキュラムなどの情報を積極的に発信し、新規就農者の確保につなげていくための現在の取組と展望についてお尋ねがございました。

農業者の減少や高齢化が深刻化している中、本県農業を担う新規就農者を確保し、育てていくことは喫緊の課題であり、農業大学校と農業担い手育成センターの果たす役割は極めて重要であります。現在、これらの機関では、農業を始めるための基礎的な知識や栽培技術の習得に加え、次世代型ハウスでの環境制御技術や、ドローンを活用した病害防除といった最先端の農業技術を学ぶことができる、時代に即した人材育成を行っているところでございます。

特に、今月21日から本格運用となったI o Pクラウド、SAWACHIに集積されるハウス内環境などのデータを分析し、栽培や経営の最適化を目指すデータ駆動型農業を学ぶことができる、全国に例のないデジタル化に対応した人材育成を行っております。さらに、来年度からは、現在コロナ禍で中止となっています、オランダ・レンティス校と農業大学校との交流を再開し、グローバルな人材育成にも力を入れていきたいと考えております。

一方、これらの機関に、より多くの若者を呼び込むためには、こうした全国に誇れる最先端の農業技術を学べるカリキュラムなどの情報を、これまで以上に県内外へ発信することが重要となります。このため、これまでの農業高校への出前講座やオープンキャンパス、就農相談会を通じたPRに加え、本年度から移住促進・人材確保センターとの連携をより強化し、東京、大阪で開催する移住セミナーにおいて、卒業生からカリキュラムや体験談を紹介していただくなど、あらゆる機会を通じた積極的な情報発信を展開してまいりたいと考えております。

今後も引き続き、農業大学校や農業担い手育成センターでの次世代の人材育成の取組を充実強化するとともに、本県農業の魅力、強みを若い世代へ広くPRしていくことで、将来の本県農業を担う新規就農者の確保・育成につなげるよう、しっかりと取り組んでまいります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○**産業振興推進部長(沖本健二君)** まず、道徳経済合一の考えと、SDGsの考え方の関連についてお尋ねがございました。

議員のお話にもございましたように、渋沢栄一先生が唱えた道徳経済合一という考えは、事業においては公益を追求する道徳と、利益を求める経済が両立されなければならないというものでございます。これは、まさに経済、社会、環境の3つの側面を調和させ、持続可能な世界の実現を目指しますSDGsの先駆けとなるものだと考えております。

幕末から昭和にかけて激動の時代を駆け抜けた渋沢先生は、その生涯において設立や経営に関わった会社がおよそ500社あったと言われております。そのうち、合併や国有化を含めまして、現在もなお事業を継続している会社が6割もあり、このことは渋沢先生の考えがいかに優れていたか、また先駆的であったかを示しているの

ではないかと思えます。

平成27年に国連で採択されたSDGsは、行き過ぎた経済活動により貧富の格差や気候変動などが看過できないレベルに至ったことが背景にあったと言われております。渋沢先生が生きた時代も体制や社会の仕組みが大きく変化しており、そのような激動の時代を乗り越えてきた考え方は、様々な課題が顕在化する現代におきましても、大変参考になるものだと思います。

県では、昨年度から県内企業が行いますSDGsの取組を支援することとしまして、登録制度を創設しますとともに、こうちSDGs推進セミナーを開催しております。7月に開催したセミナーでは、私から渋沢先生の道徳経済合一の考え方を紹介させていただき、今後の経営に生かしていただくようお願いをしたところでございます。

渋沢先生の教えである、公益を追求しつつ同時に利益を上げていくという理念は、現在のSDGsに継承されるものであります。県としましては、より多くの県内企業に公益と利益の両立を目指すSDGsに取り組んでいただきますことで、事業の継続と発展を促進し、ひいては持続可能な地域づくりを目指してまいります。

次に、全国学力・学習状況調査の結果を施策へ反映することについてお尋ねがございました。

全国学力・学習状況調査におきまして、将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒が近年減少していることは、憂慮すべきことだと思います。教育委員会では、その要因の一つとして新型コロナウイルス感染症の影響があり、将来を見通せない状況が子供たちの心理面に様々な変化をもたらしているのではないかと推測をしております。

小中学校の9年間は、個人差はありますものの、自分の将来に向かって徐々に夢や希望を膨らませる大切な時期であります。そうした時期

に子供たちに対して多様な選択肢を提供することは、我々行政に携わる者の責務だと考えます。

また、来年度は産業振興計画に掲げるイノベーションやスタートアップを担う人材育成のため、教育委員会と連携し、これまで機会の少なかった小・中・高校生向けの起業家教育を充実したいと考えております。日頃接する機会の少ない起業家との交流や起業体験プログラムへの参加により、自らが事業を起こすことのすばらしさや大変さを身近に感じてもらうことで、将来の選択肢の一つとして考えてもらえたらと思っております。

このように、子供たちが将来就きたい職業を多様な選択肢の中から選ぶことができるよう、今後も引き続き教育委員会と連携し、キャリア教育の推進を図りますことで、本県の担い手の確保につなげてまいります。

失礼しました。訂正させていただきます。最初から回答させていただきます。

次に、全国学力・学習状況調査の結果を施策へ反映することについてお尋ねがございました。

全国学力・学習状況調査において、将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒が近年減少していることは、憂慮すべきことだと思います。教育委員会では、その要因の一つとして新型コロナウイルス感染症の影響があり、将来を見通せない状況が子供たちの心理面に様々な変化をもたらしているのではないかと推測しております。

小中学校の9年間は、個人差はありますものの、自分の将来に向かって徐々に夢や希望を膨らませる大切な時期であります。そうした時期に子供たちに対して多様な選択肢を提供することは、我々行政に携わる者の責務であると考えます。

現在、産学官民連携の下、様々な知恵や力を結集し、若者の関心が高いIT関連やヘルスケ

ア、さらにはアニメといった産業の創出や集積に取り組んでおりますが、これらは子供たちに対する選択肢の提供につながるものだと考えております。

今後、時代の変遷とともに、子供たちの将来の夢や目標はもちろんのこと、人気のある職業などもその都度変わってくるものと思われまます。そうした時代の流れを的確に捉え、子供たちが地元で働きたい、高知のために役立ちたいと思ってもらえるよう、産業政策を常に進化させてまいります。

最後に、担い手確保に向けたキャリア教育に関する教育委員会との連携についてお尋ねがございました。

本県の未来を担う子供たちが多くの仕事に触れ、地域の産業について関心を持つことは、将来の県内就職や就業につなげていくためにも大変有意義であると考えております。

こうした考えの下、子供たちに県内の様々な分野の仕事に触れてもらえるよう、産業振興計画の中に、小・中・高等学校を通じたキャリア教育の推進を掲げ、教育現場において各産業分野に関する出前授業を行いますとともに、企業見学や職業体験を実施しております。

一方、企業にとりましても見学や職場体験を受け入れることは様々なメリットがあることから、教育委員会や高知県工業会とも連携して、受入れ企業の拡大や実施機会を増やすことによるキャリア教育の充実に取り組んでおります。

また、来年度は産業振興計画に掲げるイノベーションやスタートアップを担う人材育成のため、教育委員会と連携し、これまで機会の少なかった小・中・高校生向けの起業家教育を充実したいと考えております。日頃接する機会の少ない起業家との交流や起業体験プログラムへの参加により、自らが事業を起こすことのすばらしさや大変さを身近に感じてもらうことで、将来の

選択肢の一つとして考えてもらえたらと思っております。

このように、子供たちが将来就きたい職業を多様な選択肢の中から選ぶことができますよう、今後も引き続き教育委員会と連携しキャリア教育の推進を図りますことで、本県産業の担い手の確保につなげてまいります。

(警察本部長江口寛章君登壇)

○警察本部長(江口寛章君) 県民のモラルやマナーの向上に関し、信号機のない横断歩道での一時停止など、高知県民の交通マナーを高める取組についてお尋ねがございました。

御指摘のとおり、高知県の横断歩道での一時停止率が全国的に見ても低いほうに入ることを含め、県民の交通マナーは向上の余地が大きいと認識しております。対策として、広報啓発、交通安全教育の充実に加え、交差点関連違反の取締りを強化してまいりたいと考えております。

また、子供の頃、特に幼少期からの啓発も重要と考え、現在県警察では、県と共にあいさつ県民運動を推進中です。これは、歩行者となる子供に、手を挙げるなどの合図により運転者に横断する意思を示すことで安全性が高まることを指導、さらに横断中や横断後に運転者に対し歩行者から感謝の意を示すための一礼を促すものです。

これにより交通マナーが身についた子供たちが、将来運転者となった際には歩行者優先意識を持った大人となることで、人に優しい交通社会の実現を目指してまいります。今後とも、県警察としましては取締り、交通安全教育の両方の面から県民の交通マナーの向上に取り組んでまいりたいと考えております。

(副知事井上浩之君登壇)

○副知事(井上浩之君) 県庁職員のマナーについてお尋ねがありました。

県庁内において職員同士あるいは来庁された



方に対しまして、相手を敬う気持ちを持って積極的に会釈をすることや、おはようございます、お疲れさまなど言葉に出して挨拶をすることは、人間関係を良好にし、お互いを和やかな気持ちにさせる大切な行動だと思っております。また、挨拶などのマナーが浸透することで、より風通しのよい、働きやすい職場にもつながるものと思っております。

私自身、心に留めながら実践をしてまいりたいと考えておりますし、政策調整会議や職員研修などの機会を通じまして幹部職員をはじめ職員一人一人に直接語りかけ、行動を促してまいりたいと考えております。

まず隗より始めよということで、県庁職員が率先して行動に移すことによりまして、県民の皆さんの思いやりや助け合いの心、そして相互扶助の心の醸成にもつなげていきたいと考えております。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) 親としてのモラルの向上についてお尋ねがございました。

子供に適切に関わる教育力を身につけていくには、家庭のみの孤立した育児ではなく、地域の様々な人と関わる中で子育てを学び、親として成長していくことが大切だと考えております。一方、少子化や核家族化により身近で子育てを学ぶ機会が減少し、子供への関わり方に課題がある方や、身近に相談相手がなく孤立感を深める子育て家庭が増えております。子供の人格形成の基礎を培う乳幼児期から、子育てに不安を持つ保護者の教育力を高める取組は大変重要です。そのためには、親同士が交流し、子育ての悩みを気軽に相談し合える場が必要だと考えております。

また、地域の方々との日常的な声かけや会話などを通じて温かく見守られ、子育ての安心感が高まる交流の機会も大切です。さらに、保健

師や保育士など専門職から子育ての知識を学び、専門的な支援を受けられるサポート体制も不可欠となってまいります。

このように、親同士が寄り添い、地域の方々との交流を深め、専門職のサポートを受けることで、親子がともに成長し子育て力を高める仕組みを広げてまいります。

そのために、まずは子育て家庭の交流拠点である市町村の地域子育て支援センターを中心に、育児の先輩や地域の方々が生徒支援に関わる住民参加型の取組を地域地域で拡大してまいります。こうした取組を通じて子供との関わり方を学び、親としての自覚が高まっていくことが、モラルの向上にもつながるものと考えております。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、教育行政の最高責任者としての抱負などについてお尋ねがございました。

私が教育長として知事に任命いただき、また議会に御同意賜りましたのは、これまでの本県の教育振興に係る施策の成果は成果として一層高めつつ、依然として残る課題、新たな課題に対して今までにない新たな視点を持って挑戦し、着実に成果を出すことが求められているものと考えており、大変重く受け止めております。

この新たな視点と申しますのは、ひとえに私が教育行政が行き着く先である学校現場の経験、感覚を有しているということであろうと考えます。教員の立場で子供たちと日々触れ合ってきた中で、本県、さらには日本の未来を担う子供たちが知・徳・体の調和の取れた生きる力を身につけることの重要性を肌身に感じ、またそれを実践するに当たっての現場の様々な課題も実感を持って理解していると自負しております。

他方、教育行政の立場からも、長く本県の教育に携わってきた経験から、政策立案や施策の

推進に当たっての根拠の明確化や、PDCAサイクルの必要性、また議会や県民の皆さんに対する説明責任の重要性なども理解しているつもりでございます。

こうした学校現場と教育行政双方の経験で培った視点や知識に、私自身の教育に対する思いも乗せて、4月の就任以降、積極的に現場に赴き、学校関係者や保護者、地域の方々とも対話を重ねながら取組を進めてまいりました。また、今後さらに取組を強化していかなければならないとも考えているところでございます。

さらに、私の信条として、教育行政においては不易と流行を的確に捉えることが重要であると考えております。例えば、正義感や公正さ、規範意識、また人を思いやる心などの道徳心を育んだり、我が国や郷土の文化、伝統、歴史などについて正しく理解するといったような不易を前提とした上で、Society5.0やグローバル社会と言われる社会情勢の変化に応じて生きる力を育む流行をしっかりと自らのものとするのが、教育においては必要となってまいります。

そして、不易と流行を捉まえる上で必要であると判断した施策については、その必要性や根拠を学校現場や県民の皆さんに丁寧かつ明確に説明しつつ、最後までやり通す気概と行動力を持って、本県の子供たちのために私が先頭に立って全力を尽くしてまいる所存でございます。

次に、学校現場や県民に対する発信ということについてお尋ねがございました。

私の教育についての考えや本県の教育施策などについて学校現場や県民の皆さんにしっかりと発信することは、大変重要なことであると考えております。私としましても就任に当たって県民の方々のお声をしっかりと聞くこととともに、発信するという事は強く意識しているところであり、これまでも機会を捉えて私自身の言葉で私の考えや教育の現状などを発信してま

いりました。

具体的には、市町村教育長の会議や各校長会のほか、学校を直接訪問し、私の思いをお伝えしているところでございます。また、初任者研修や新任用校長研修などの教員研修の場やPTAの会議の場などでも、本県の教育施策や、その基となる考えについてお話をさせていただきました。

今後は、こうした発信ということに加えて、学校、保護者や地域の方々をはじめ、広く県民の皆さんに対しても様々な広報の機会を通じて、私の考えや国、県の教育施策の動向、またこの議会で御説明させていただいた内容や様々な会議等の議論の内容につきまして、しっかりとお届けしてまいりたいと考えております。

次に、小学校教科担任制について、期待される効果や課題、学校現場の取組についてお尋ねがございました。

令和3年1月の中央教育審議会答申の中で小学校への教科担任制の導入が示され、それを受けて本県では昨年度、教科担任制の構築に向けた検討会を持つとともに、37校の教科担任制の研究指定校を設けて事前研究に取り組みました。

この事前研究におきまして、教科の専門性が高い教員が指導することによる児童の学力の定着や向上、そしていわゆる学級王国の改善による組織的・協働的な指導体制の構築、さらに教員の授業準備にかかる時間等の軽減による働き方改革の促進といった成果が報告されております。一方で、授業によって教員が入れ替わることに不安を抱く児童が生じるおそれや、学級担任と教科担任教員との情報共有の時間の確保といった課題も報告をされております。

こうした成果や課題を踏まえつつ、本年度から中・大規模小学校において、理科、体育、外国語などを中心に加配教員を配置し、教科担任制を実施しております。また、小規模校でも、

教員による授業交換や、中学校教員が小学校で授業を行うといった形での教科担任制を実施しております。まだ取組を始めたばかりであり、客観的な成果をはかることはできておりませんが、学校からは児童の学習への興味関心の高まりや、教員の教材研究の時間の増加といった効果を実感する声も聞かれております。

今後、より教育効果が高まる小学校教科担任制が実施されるよう、この改善と充実に努めてまいります。

次に、高等学校における主体的・対話的で深い学びを実現するための具体的な対策についてお尋ねがございました。

これまで県教育委員会では、学校支援チームの設置によって高等学校の訪問指導を強化するとともに、全教諭を対象に新学習指導要領の徹底を図る教科別研究協議会を開催し、主体的・対話的で深い学びにつながる授業づくりを指導してまいりました。しかしながら、議員御指摘のように、高等学校においては従前の講義に終始する授業スタイルも依然として見られ、このことは授業改善の本質的な意義や具体的な手法に対する理解が、教員の間はまだ十分浸透していないことの表れだというふうに考えております。

このため、本年度の教科別研究協議会におきましては、県内外で成果を上げている授業改善事例の共有を図ることとともに、授業づくりのポイントについて協議し、教員同士が対話しながら深い学びを考えることを主な内容として実施をしております。

さらに、昨年度に配備されました1人1台タブレット端末を効果的に活用することによって、生徒自らが様々な情報を収集しながら、自分の考えの幅を広げ、他者の意見と比較し、さらに考えを深めていくような学習活動につなげていきたいと考えております。こうした取組を通じ

て高等学校の授業改善を一層進め、主体的・対話的で深い学びの実現を加速してまいります。

次に、特別の支援が必要な子供に対応するための教職員の専門性向上についてお尋ねがございました。

本県の小中学校においては、特に自閉症・情緒障害の特別支援学級で学ぶ児童生徒が、平成24年から令和3年までの10年間で約3倍の1,386人に増加しております。また、知的障害と情緒障害が重複するような、障害の多様化も見られるようになっております。このような状況に対応するためには、全ての教職員が発達障害などそれぞれの障害の特性や特別支援教育に関する知識、理解を深めることが必要です。さらに、個に応じた適切な指導・支援を行う実践力を高め、またユニバーサルデザインに基づく授業づくりを実現していくことが求められます。

このため、県教育委員会では、教育センター等において障害特性に関する知識、理解を深めるための研修を実施し、また医師や言語聴覚士などの専門家の協力をいただいて、学校訪問指導の強化を図ってまいりました。

また、今年度より自閉症・情緒障害特別支援学級の授業づくりを支援するために、県内の4つの小学校を拠点校として、特別支援教育を専門とする大学教員を派遣しております。この拠点校においては、公開授業や研究協議を積極的に行い、参加教員の授業実践力を高めるとともに、近隣の学校の教員が互いに学び合うネットワークづくりにも取り組んでいるところでございます。こうした取組により、教職員の専門性の向上をさらに図ってまいります。

次に、情報モラル教育の具体的な取組についてお尋ねがございました。

情報モラル教育を進めるには、教科横断的な視点に立って、人権意識の高揚や道徳性の育成と併せて、学校教育全体を通じて取り組むこと

が重要であると考えます。

このため、小中学校では社会科、技術・家庭科、道徳などの様々な教科等において、情報を受け取る側や送る側としての正しい判断や責任について、また情報モラルの必要性などについて学習が行われております。高等学校では、情報科に新設されました情報Ⅰにおいて、情報に関する法規や制度、情報社会において個人の果たす役割や責任などについての学習を進めております。

さらに、県教育委員会では、本年3月に情報モラル教育実践ハンドブックを作成し、全ての公立学校に配布をいたしました。このハンドブックでは、情報モラル教育を実施する際の留意点や指導のカリキュラムなどを解説し、また発達段階に応じた授業の指導案や教材を掲載しております。現在、市町村教育委員会や学校長会に対してハンドブックの積極的な活用を促しているところでございます。

そのほかにも1人1台タブレット端末が導入されたことを受けまして、パスワードの厳重な取扱いなどの利用上のルールを記載した手引を作成し、周知を図っておるところでございます。引き続き、様々な場面で情報モラル教育を実践し、子供たちに将来必要とされる情報活用能力が育成されますよう、取組を進めてまいります。

次に、中山間地域の高等学校における魅力化の取組の成果と今後の再編計画についてお尋ねがございました。

高等学校の魅力化に向けた取組として、まず大学進学や資格取得など生徒の進路のニーズに対応するため、中山間地域の全ての高等学校においてICTを活用した遠隔教育を実施しております。また、地域の人材や自然環境などを活用した探究的な学習活動を推進し、さらにカヌーや女子サッカーといった特色ある部活動などについて、市町村や企業との連携・協働の下、各

学校で取組の充実を図ってきております。

その結果、例えば室戸高等学校では、全国の高等学校などが参加した地域協働の取組の成果発表会において、令和2年、3年度と2年連続で金賞を受賞し、また中村高等学校西土佐分校カヌー部の令和3年のインターハイの優勝や、同年の世界大会出場などの成果が見られるようになっております。また、中山間地域にある学校10校の入学生徒数については、令和元年度と比較して、令和3年度は2校で、本年度は5校が増加しており、地元中学校からの入学者の割合も徐々に上昇してきております。

こうした成果を踏まえまして、まずは現在の県立高等学校再編振興計画の最終年度である令和5年度までは、この計画に沿って取組を着実に推進してまいります。そして、5年度以降の再編振興につきましては、現在の計画の取組の検証を慎重かつ詳細に行った上で、教育関係者や市町村、地域の方々の御意見等も十分にお聞きしながら、地域の維持・発展という観点も大切に、しっかりと検討してまいります。

次に、高知市小中学校PTA連合会が高知県小中学校PTA連合会から脱退したことについてお尋ねがございました。

昨年度末の高知市小中学校PTA連合会、いわゆる高知市P連の高知県小中学校PTA連合会からの脱会については、分担金の増額が大きな理由であると伺っております。そして、同様の動きは徳島県や愛媛県などでも発生をしております。全国的な問題ともなっている状況がございます。

本県の不登校や学力等の教育課題の解決のためには、学校、教育委員会に加えて、保護者や地域の皆様とベクトルを合わせ取組を行うことが必要不可欠であります。私としましては、高知市P連が退会されたことで県市双方のPTAの活動が縮小したり、また学校の活性化に向け

た県市合同の取組に支障が生じたりすることを懸念するとともに、何とか元のような形に戻っていただけないものかと願っているところです。

県教育委員会では、高知市P連の退会に向けた動向を把握した昨年末から、県市の教育委員会で情報交換を行い、連携して対応を検討してまいりました。そして、今年3月末には、県市のP T A連合会長宛てに県市の教育委員会の連名により、双方の間で引き続き話し合いの場を設けることなどにつきまして要請する文書を発出しております。また、県教育委員会では、高知県小中学校P T A連合会の総会や役員会などが開催される機会を捉えて、活動状況を確認するとともに、再度話し合いの場を持つことについて働きかけを行っております。今後も引き続き、こうした働きかけを行っていきたいと考えております。

次に、P T A活動への支援についてお尋ねがございました。

学力不振や不登校などの諸課題は、学校だけでなく生活習慣の乱れなど、家庭の生活に起因する場合も少なからず見られております。そのためにも学校と保護者の連携・協働は不可欠なものであり、P T A活動の活性化は大変重要なものであると認識しております。

このため、県教育委員会では、県内の3つの教育事務所にP T Aの活動等を支援するための専門職として、4人の社会教育主事を配置しております。その主事は各地区のP T A連合会の役員会等に参加し、例えば家庭におけるI C T機器の使い方などの家庭教育課題の解決に向けた取組や、P T A主催の研修内容などについて共に話し合い、より充実した活動が展開されるよう助言を行っております。

また、保護者、学校、教育行政が子供たちの状況や教育についての課題と目標を共有し、それぞれの立場で考え、実際の取組につなげるこ

とを目的としたP T Aと教育行政の合同研修会を実施しております。今年度はこれまで4会場で約300名が参加して、インターネットなどのメディアとの付き合い方やいじめ問題について、活発な協議を行いました。そのほか、高知県P T A研究大会などにおける講師招聘や会場借り上げ料の負担、各地区のP T A連合会が行う研修会の準備や運営などへの物的及び人的支援も行っております。

今後もP T Aの皆様との連携を密にしながら、より多くの会員に活動へ参加いただき、本県のP T A活動が活性化するように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、親育ちや幼児教育の現状と課題についてお尋ねがございました。

近年、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中で、子供への適切な関わり方や育て方が分からず、不安や孤立感を抱える保護者の方が増えていると認識しております。県教育委員会では、こうした保護者の子育て力を高めるため、いわゆる親育ち支援の取組を進めております。

子供の適切な叱り方や褒め方、基本的な生活習慣を育むために家庭で大切にしたいことなどをテーマにした講話を各園で行い、昨年度900名余りの保護者の方の参加を得ております。また、こうした場に参加していただけない保護者の方もまだまだ多く存在しています。このため、来年1月から、子育て力を高めるためのポイントを解説した動画をS N Sで配信することとしております。

また、平成29年に改定された保育所保育指針、幼稚園教育要領には、道徳性・規範意識、自立心、協同性など10項目から成る、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が盛り込まれております。この10の姿の育成を考えながら指導を行い、また小学校とも共有して、円滑な接続を図るこ

とが求められます。しかし、本県ではこの点に対する理解がまだまだ十分でなく、10の姿を見据えた意図や狙いを持って子供たちの育ちを促すような教育、保育が徹底されているとは言い難い状況にあります。このため県教育委員会では、年間300回を超える園訪問を行い、指針、要領の視点からの助言を行うとともに、県内の就園児のほぼ半数を占める高知市と連携し、接続に関する新たなモデル事業にも取り組んでおります。

こうした取組を着実に進め、子供たちが家庭も含めて小学校就学前に質の高い教育、保育を受けられますよう、各園の取組をしっかりと支援してまいります。

次に、不登校の課題解決に向けた、一括して取り組むための組織ということについてお尋ねがございました。

教育委員会では、第3期高知県教育振興基本計画において、不登校への対応を総合的な取組に位置づけ、9つの所属で構成する不登校対策関係課連携会議を設置し、昨年度まで協議を重ね取組を進めてまいりました。しかし、不登校児童生徒の出現率はまだ高い状況が続き、十分な改善には至っておりません。

そこで、より強力なリーダーシップの下、所掌を超えた横断的な取組をスピード感を持って実行するために、昨年度までの連携会議を発展的に解消し、新たに教育次長をトップとする不登校対策プロジェクトチームを設置いたしました。現在、同チームにおいて不登校対策をより実効性のあるものとするため、これまでの取組の評価、検証を行っているところでございます。

その中で、例えば小学校におきましては、休み始めの初期段階での不登校担当教員を中心としました組織的な対応が効果的であること、また中学校におきましては、生徒一人一人の状況に合った学習を行うことができる校内適応指導教室の存在が学級復帰や登校日数を増やす効果

があることが明らかとなってきております。このような成果が現れている部分につきましては、さらにその要因を深掘りし、そこから効果的な取組モデルを構築して、広めていきたいというふうに考えております。

今後も、プロジェクトチームにおいて各取組の評価や進捗管理を徹底し、県教育委員会が一丸となって、喫緊の教育課題である不登校の改善にスピード感を持って取り組んでまいります。

次に、本年度から開始いたしました保幼小中連携モデル地域実践研究事業についてお尋ねがございました。

この事業は、保・幼・小・中の連携を通して、子供たちが自らの人生を切り開くために求められる資質や能力である自尊感情や規範意識などを地域全体で育む文化や風土を醸成していくことを目的としております。

県教育委員会では、本年4月に香南市をこの事業のモデル地域に指定し、そのスタート段階で市教育委員会と連携して本事業の取組方針を定め、事業の進捗管理を行う調査研究委員会を設置いたしました。そして、第1回の委員会においては、市にある4つの中学校区単位で事業を推進していくことが決定されました。

これに伴い、中学校区ごとに保・幼・小・中の教職員で構成される推進会議が立ち上がり、各地区の教育課題の洗い出しが行われました。そして、校区の実態に即した取組の内容が検討され、具体的な実行計画が作成されております。その中には、15年間の学びをつなぐための校種間による授業交流や、児童会、生徒会が主体となって学校行事を企画する活動も盛り込まれております。

これらの取組に対して、県教育委員会はそのかじ取り役となる推進リーダーの配置や、園、学校に指導・助言を行う大学教授、また幼保支援アドバイザーの派遣など、人的な支援や取組

へのアドバイスをっております。まだ事業が始まって半年ですが、保・幼・小・中の教職員がより密な関係性を築き、15年間を見据えた教育を共に考えるような場面も増えてきているとの報告を受けております。

今後は、市全体で子供の健全育成を目指す機運を高め、そのためにも、保護者、地域を巻き込んだ取組へと発展させる必要があります。さらに、中長期的な視点も持ちながら取組を進めていきたいと考えております。

次に、教育センター等における研修機能についてお尋ねがございました。

教員は、子供たちが社会に羽ばたくために必要な知識、技能を教授するという大変重要な役割を持つため、他の地方公務員以上に研修に励み、自己研さんを積む必要がございます。その中でも、社会情勢等を踏まえた教育行政の動向や諸制度について知見を深めることは大前提であり、議員御指摘の学習指導要領についても研修等の学びの場を通じて理解を深め、実践することが当然必要となります。

県の教員研修の実施に当たって、その中核的な役割を果たす教育センターが行う研修は、これまで様々な情勢等を踏まえて内容などを見直してきたところですが、子供たちの現状や社会の動きなどを的確に捉えた上で、不断に見直していく必要がございます。

このため、子供たちの現状の表れの一つとして、今回の全国学力・学習状況調査において、特に中学校で厳しい結果が出たことを重く受け止め、その結果を分析し、新学習指導要領等を踏まえた指導の強化など研修の内容等について改善を図っていかねばならないと考えております。

また、現在、教員免許更新制の発展的解消を受けまして、教員自身が教職生涯を通じて主体的に学び続けられることを方向性とする新たな

研修制度について検討をしております。この方向性の下に、教育センターなどが実施する研修の充実、再整理が図られますよう、しっかりと検討を進めてまいります。

次に、令和5年度から始まる教員の研修記録についてお尋ねがございました。

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部改正により、教員免許更新制が本年7月に発展的に解消されております。これに伴って、来年4月から任命権者に対し教員の研修記録の作成が義務づけられ、学校長はその記録の下に教員に対し指導・助言を行うこととなります。

先月、国から研修記録の範囲、内容、方法のほか、研修受講に課題のある教員への対応に関してガイドラインが示されたところであります。そのガイドラインにおいては、例えば県が実施する研修や大学院修学休業により履修した大学院の課程等について、必ず記録の対象としなければならないといったことが示されております。

このような内容を踏まえまして、現在県教育委員会では、研修記録の対象として適切な研修の種類や研修記録に基づく、校長などから教員への効果的な指導・助言の在り方などについて検討を進めているところでございます。

教員の研修は、子供たちの学びの充実にしっかりとつながるものでなければならないと考えており、そのために必要な研修が適切に履歴として記録され、またそれを基に教員等に対し資質の向上に関する指導・助言が確実に実施されるよう、引き続き検討を進めてまいります。

次に、学校における元号の使用についてお尋ねがございました。

グローバル社会において、日本人が他国の人々と交流し、お互いに理解を深めるためには、まずは日本人自身が自国の歴史や文化等を学び、理解することが重要であると考えます。元号は、我が国の歴史や文化を象徴する最たるものの一

つであり、その使用が義務づけられていないとはいえ、現代の国民の間にもしっかりと根づいており、今後も引き継いでいくことが必要と考えております。

また、議員のお話にもありましたように、公的機関が作成する文書は、これまで慣例として元号の使用が原則とされてきたものと認識しております。県教育委員会では、平成31年の改元の際、文書における年月日の表記は元号を用いることを前提として、同年5月1日以降、国際的に西暦が使用されていることを踏まえた事情等の事由がある場合を除き、原則令和を使用する旨、各県立学校に対し通知をしております。

市町村立の小中学校につきましては、年の表記に当たり、学校設置者である市町村教育委員会において適切に判断、対応いただくべきものです。このため県教育委員会としては、年の表記に当たっての市町村教育委員会の適切な判断、対応に資するよう、元号の使用に当たっての考え方や県の対応等について、しっかりと、かつ適時に説明をしていきたいと考えております。

次に、重要な学校行事において式次第の表記に間違いがあったことの原因と今後の対応策についてお尋ねがございました。

議員から御指摘がありましたように、本年度の入学式において、県内の公立小学校で式次第の国歌斉唱の部分で、本来の国の歌と表記すべきところを、誤って国の家と表記する事案が発生をしております。状況を調査しましたところ、当該校では入学式前日に式次第を作成し、この掲示を含め会場設営が行われておりました。そして、最終点検の段階でも式次第に書かれている内容までは確認がなされず、誤った表記のまま入学式が執り行われたものでございます。

このようなことに至った原因の1つとして、誰がいつ何をを行い、誰が確認、チェックするの

かという役割分担や、チェック項目が明確でないという組織の問題があったものと考えます。また、2つには、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機づけとなるようにするという儀式的行事の持つ価値に対する認識の甘さがあったものと考えます。

教育委員会としましては、今後このような事案が発生することのないよう、儀式的行事の価値の重さを再認識することや、組織として行事の実施に当たっての計画やチェック体制を再度確認するよう、市町村教育委員会を通じて指導してまいります。

次に、令和3年度の卒業式における形式別実施状況及び入学式、卒業式のスタイルをどのように考えるのかとお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをさせていただきます。

令和3年度の卒業証書授与式を実施した学校において、一面式かつ壇上で証書授与が行われた市町村立の小学校は、183校中8校の4.4%、中学校は、97校中57校の58.8%となっております。県立中学校及び県立高等学校は、計39校の全ての学校において卒業式を一面式で行い、かつ卒業証書の授与をステージ上で実施しております。

入学式や卒業式については、学習指導要領において、厳粛かつ清新な雰囲気の中で新しい生活の展開への動機づけを行い、学校、社会、国家など集団への所属感を深める上で、よい機会となるものであると示されております。

こうしたことから、私としましては、まず入学式や卒業式においては、日本の国の象徴である国旗が参加者全員に認識されるよう正面に掲揚され、児童生徒はこれに正対して着座する、いわゆる一面式の様式で執り行われることが、学習指導要領の趣旨に見合ったものであると考



えております。その上で、卒業証書を授与する場面では、学校長は学校の代表であると同時に、児童生徒に国が示す教育課程を修了したことを認める立場であることから、壇上にあつて卒業証書を授与することが望ましいと考えております。

最後に、子供たちが国旗に親しみ尊重する態度を育てる環境づくりについてお尋ねがございました。

先ほど知事からの答弁にもございましたように、これからのグローバル社会においては、我が国の子供たちが日本の伝統や文化、歴史についての知識と誇りを持ち、世界の中でこれを自信を持って語れるように育っていくことが重要であると考えます。また、国の象徴である国旗に親しみ、これを尊重する態度を身につけ、あわせて他国の国旗をも大切にすることを養うことが必要であります。

現在、各学校では学習指導要領に基づいて社会科や音楽科、さらには儀式的行事である入学式、卒業式などを通じて国旗や国歌についての理解を深め、これを尊重する態度を養う学習が行われております。加えまして、議員のお話にもございましたように、屋外の掲揚台等に国旗を常時掲揚するなど、日頃から国旗に接し、親しむ環境をつくることも国旗を尊重する態度を育むためには有効であると考えております。

現在、全ての県立学校では国旗の常時掲揚を行っております。市町村立学校につきましては、国旗の常時掲揚などの取組については市町村教育委員会等において適切に判断、実施されるものであります。ただ、今後市町村教育長の皆様方に対して、機会を捉えまして、先ほど申し上げた私の考えもお伝えしていきたいと考えております。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) まず、

令和3年度に県内の各私立学校に対して交付された補助金の額についてお尋ねがございました。

私立学校を設置している学校法人単位で、国からの補助金の額と県からの補助金の額を法人の設立順でお答えいたします。

高知小・中・高等学校、国900万円余り、県4億6,200万円余り。土佐中・高等学校、国300万円余り、県5億4,200万円余り。土佐女子中・高等学校、国100万円余り、県3億5,500万円余り。清和女子中・高等学校、国300万円余り、県1億900万円余り。高知学芸中・高等学校、国1,400万円余り、県5億2,800万円余り。高知中央高等学校、国100万円余り、県3億3,900万円余り。明德義塾中・高等学校、国1,000万円余り、県3億8,300万円余り。土佐塾中・高等学校、国200万円余り、県3億9,700万円余り。太平洋学園高等学校、国200万円余り、県1億3,600万円余り。とさ自由学校、国20万円余り、県2,600万円余り。以上、10法人、18校の合計では、国5,000万円余り、県32億8,200万円余りとなっております。

次に、私立学校の令和3年度の卒業式、令和4年度の入学式における国旗掲揚、国歌斉唱の実施状況についてお尋ねがございました。

県内には、18の私立小・中・高等学校がございます。このうち、令和3年度の卒業式において、式場内での国旗掲揚及び国歌斉唱のいずれも実施されていなかった学校は、土佐中・高等学校及び清和女子中・高等学校であります。また、令和4年度の入学式においても、式場内での国旗掲揚及び国歌斉唱のいずれも実施されていなかった学校は、土佐中・高等学校及び清和女子中・高等学校であります。

他方、これまで実施がなされていなかった、とさ自由学校につきましては、令和3年度の卒業式及び令和4年度の入学式において国旗掲揚、国歌斉唱ともに実施されております。

なお、新型コロナウイルス感染症予防の観点

から、令和3年度の卒業式、令和4年度の入学式ともに、前年度と同様、多くの学校が国歌斉唱に代えて国歌演奏としております。

次に、土佐中・高等学校、清和女子中・高等学校及びとさ自由学校の国旗・国歌の取扱いに関し、各校への要請と各校からの応答についてお尋ねがございました。

まず、土佐中・高等学校に対しましては、昨年の6月議会で三石議員の御質問にお答えをいたしまして以降、私や担当課長がこれまでに合わせて6回の学校訪問を行い、校長に対し学習指導要領にのっとった入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱の実施について、重ねて要請を行ってまいりました。

少し長くなりますが、具体的に申し上げます。まず、昨年7月、私が学校を訪問し、6月議会での答弁内容を説明するとともに、改めて実施の要請を行いました。校長からは、学習指導要領に基づくものであることは理解している、形式として従っていないことは申し訳ないがこれまでの経緯もあり、引き続き検討していく旨のお話がございました。さらに、同年10月及び本年1月にも私が訪問し、校長に対して重ねて要請を行いました。校長からは、現状を変えないという判断をしていないが、来年度以降も検討を重ねていく旨のお話がございました。

その後も本年4月に担当課長が、5月及び先月には私が訪問し、再度要請いたしました。校長からは、学習指導要領の趣旨などについては理解しているが、伝統として何十年と行ってきたやり方がある、現状ではこのやり方を変えて実施するという結論には至っていないが、引き続き理事会などで検討していく旨のお話がございました。

次に、清和女子中・高等学校に対しましては、昨年の6月議会以降、私や担当課長が合わせて6回学校訪問を行い、理事長や校長に対して要

請を行ってまいりました。

具体的には、まず昨年7月に私が訪問し、理事長及び校長に対し、6月議会での答弁内容を説明するとともに、改めて実施の要請を行いました。理事長からは、当校には校旗も校歌もない、学習指導要領に従っていないという意識はなく、キリスト教の儀式、礼拝として行っている中で、実施することがなじまないということである旨のお話がございました。同年11月には再度私が訪問し、校長に対して要請を行いました。校長からは、理事会、評議員会において協議しているが、礼拝であるという状況は同じ、できることはないか、いろいろな角度から考えさせていただくとのお話がございました。

さらに、本年2月にも私が訪問し、理事長及び校長に対して要請を行いました。理事長からは、建学の精神により礼拝として行っている、君が代についても何らかの意見があつてのことではなく、賛美歌以外の歌を歌うことが考えられないということである旨のお話がございました。

その後も本年4月に担当課長が、5月及び今月には私が訪問し、再度要請いたしました。理事長からは、学習指導要領の趣旨などはしっかりと認識している、ただ宗教的行為である礼拝を行っている中に入学式、卒業式の要素が入っているものであり、この儀式に国旗・国歌がなじまないというだけで重んじていないということではない、理事会、評議員会での議論の中でも結論には至っていないが、学習指導要領を否定している人はいない、引き続き検討を続けていく旨のお話がございました。

次に、とさ自由学校に対しましては、昨年の6月議会以降、私や担当課長が合わせて4回学校を訪問し、校長に対し要請を行ったほか、理事長に対しましても県庁にお越しになった際に同様の要請を行っております。

具体的には、まず昨年7月に私が学校を訪問し、6月議会での答弁内容を説明するとともに、改めて実施の要請を行いました。校長からは、これまでの要請については重く受け止めており、理事会で協議する方向であるとのお返事をいただきました。私からは、卒業式に間に合うよう早急に協議していただくことを要請いたしました。同年9月には担当課長が訪問して要請を行い、校長からは引き続き検討していく旨のお話がございました。

その後、同年10月に理事長が県庁にお越しになった際、私から重ねて要請いたしました。理事長からは、大事なことだと思っている、実施の方向で検討するとのお返事をいただきました。さらに、同年11月及び本年1月、私が再度学校を訪問して要請を行い、校長から、卒業式において実施する方向であるとのお返事をいただきました。このような経過を経て、とさ自由学校におきましては、令和3年度の卒業式から国旗掲揚及び国歌斉唱が実施されております。

最後に、国旗掲揚、国歌斉唱の未実施の学校に対する今後の要請についてお尋ねがございました。

国旗・国歌に関しましては、学習指導要領の中で、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする定められております。これを踏まえ、これまで国旗掲揚、国歌斉唱の未実施の学校に対しましては、学習指導要領は法規としての性質を有するものであること、したがって各学校においては、学習指導要領を基準として校長が教育課程を編成し、教員はこれに基づいて学習指導を実施する責務を負うものであること、このことは公立、私立のいかんによって変わるものではなく、私立学校においても学習指導要領に基づき、入学式や卒業式において国旗の掲揚や国歌の斉唱が当然

に指導されるべきものであると考えていること、さらに入学式や卒業式は国旗・国歌の大切さを教える貴重な機会であり、特定の学校の児童生徒のみがこの貴重な機会を享受することができないことは教育の機会均等の観点からも望ましいものではないと考えていることなどをお伝えし、実施に向けた要請を重ねてまいりました。

その結果、とさ自由学校には要請に応じていただくことができましたが、土佐中・高等学校及び清和女子中・高等学校には、要請の趣旨などは御理解いただいているものの、伝統の尊重や礼拝としての式の在り方といった理由から、いまだ応じていただくには至っておりません。

両校がそれぞれ伝統や礼拝を大切にしておられることや、建学の精神に基づき生徒の皆さんへの教育に真摯に取り組んでおられることにつきましては、これまでのやり取りを通じて十分に理解しております。しかしながら、学習指導要領は、基本的には心身の未発達な児童生徒が、日本国中のどの地域のどの学校で学んでも、等しい水準の教育指導が受けられるようにすることを目標としているものであると承知しております。したがって、私立学校の特性、自主性は重んじながらも、公の性質を有する学校である限り、学習指導要領に基づく適切な教育指導を行っていただくことが必要であります。

両校に対しましては、生徒の皆さんに我が国の国旗と国歌の意義を理解させこれを尊重する態度を育てていただきたいこと、それを通じて国際社会における日本人としての自覚や資質を養成していただきたいこと、そのために入学式や卒業式など学校で行われる様々な行事の中でも、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機づけを行い、学校生活に有意義な変化や折り目をつける重要な意味を持つ儀式において、国旗を前にしてきちんとした態度で国歌を斉唱するという基本的なマナーを実践す

る場を確保していただきたいことなどを改めてお伝えし、単に式の形式を整えるということではなく、伝統や礼拝といった両校の特性は尊重しながらも、生徒の皆さんへの適切な教育指導という観点から国旗掲揚、国歌斉唱の指導を行っていただけるよう、引き続き粘り強く要請してまいります。

○21番（三石文隆君） それぞれ丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

特に、文化生活スポーツ部長からは、国旗・国歌に関する要請につきまして詳しい御答弁をいただきました。ありがとうございます。

私は、これまで国旗掲揚、国歌斉唱の実施について本会議で何度も何度も訴えてまいりました。振り返ってみますと、平成14年、17年、18年、19年、20年、24年、そして26年、28年、29年、30年、令和元年、3年。もう20年になるんですね。先ほども申しましたとおり、私立学校も公の性質を有するものであると教育基本法にも書かれてあるんです。土佐中・高等学校及び清和女子中・高等学校がそれを平気で守らないということがまかり通っていいのでしょうか。何十年も言い続けて、本会議で、にもかかわらず守らない、こういうことが本当にまかり通ってよろしいのでしょうかね。私はそう思います。

国旗・国歌について未実施の土佐中・高等学校及び清和女子中・高等学校に強く、粘り強く、粘り強くといったって、もう二十数年ですよ。本当に強く要請をしていただきたいと、このように思いますけれども、文化生活スポーツ部長の決意を再度お聞きしたいと。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 先ほども申し上げましたけれども、学習指導要領は、日本国中のどの地域のどの学校で学んでも、等しい水準の教育指導が受けられるようにすることを目指しているものであると承知をしております。したがって、私立学校につきまして

も、その特性や自主性は重んじながらも、公の性質を有する学校である限り、学習指導要領に基づく適切な教育指導を行っていただく必要があるものと考えております。

この学習指導要領におきましては、国旗・国歌につきましては入学式、卒業式などの意義を踏まえ、掲揚、斉唱をするように指導するものとされているわけであります。未実施の学校に対しましては、こうしたことを踏まえまして、単に式の形式を整えるということではなく、生徒の皆さんに適切な教育指導を行っていただきたいという強い思いで、引き続き粘り強く要請をしてまいります。

○21番（三石文隆君） 国旗と国歌、どんな国でも国家の象徴として大切に扱われているものなんですね。国家にはなくてはならないものなんです。県庁挙げてグローバル化を推進している今だからこそ、ぜひとも県庁全体で問題意識を共有した上で、解決に向けて取り組んでいただきたいと考えます。今後とも土佐中・高等学校同様、清和女子中・高等学校に対して強く働きかけをしていただきたいと強く要請をいたします。

それともう一点、公立小中学校における国旗の常時掲揚についてですが、山口県萩市のように当たり前に行っている学校が実際にあるんですね。本県においても常時掲揚を進めていただくことを要請いたしまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○議長（明神健夫君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明10月1日から3日までの3日間は議案精査等のため本会議を休会し、10月4日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めま

令和4年9月30日

す。よって、さよう決しました。

10月4日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後3時12分散会

令和4年10月4日（火曜日） 開議第5日

出席議員

- 1番 濱口涼子君
- 2番 榎尾絢子君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 上治堂司君
- 5番 土森正一君
- 6番 上田貢太郎君
- 7番 今城誠司君
- 8番 金岡佳時君
- 9番 下村勝幸君
- 10番 田中徹君
- 11番 土居央君
- 12番 野町雅樹君
- 13番 横山文人君
- 14番 西内隆純君
- 15番 加藤漠君
- 16番 西内健君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 桑名龍吾君
- 20番 森田英二君
- 21番 三石文隆君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 依光美代子君
- 26番 大石宗君
- 27番 武石利彦君
- 28番 田所裕介君
- 29番 石井孝君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 岡田芳秀君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君
- 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 豊永大五君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会会長 澤田博睦君
- 公安委員長 小田切泰禎君
- 職務代理者 江口寛章君
- 警察本部長 五百藏誠一君
- 代表監査委員 高橋慎一君
- 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君  
事務局次長 横田聡君  
議事課長 吉岡正勝君  
政策調査課長 田渕史剛君  
議事記録班長 松岡宏尚君  
主 幹 春井真美君  
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第5号)

令和4年10月4日午前10時開議

第1

- 第1号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第3号 令和4年度高知県電気事業会計補正予算
- 第4号 高知県個人情報保護に関する法律施行条例議案
- 第5号 高知県職員の高齢者部分休業に関する条例議案
- 第6号 高知県四国カルスト県立自然公園公園施設の設置及び管理に関する条例議案
- 第7号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第8号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案

- 第12号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県子ども・子育て支援会議設置条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県が当事者である和解に関する議案
- 第16号 県有財産(港湾荷役機械)の取得に関する議案
- 第17号 国道441号防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案
- 第18号 県道本川大杉線(上吉野川橋)橋梁修繕工事請負契約の締結に関する議案
- 第19号 県道須崎仁ノ線防災・安全交付金(仁淀川河口大橋)工事請負契約の締結に関する議案
- 第20号 春遠ダム(春遠第1ダム)本体建設工事請負契約の締結に関する議案
- 第21号 令和3年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第22号 令和3年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 令和3年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 令和3年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 令和3年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 令和3年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算

<p>報第7号 令和3年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第8号 令和3年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第9号 令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第10号 令和3年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第11号 令和3年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第12号 令和3年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第13号 令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第14号 令和3年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第15号 令和3年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第16号 令和3年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第17号 令和3年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第18号 令和3年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第19号 令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第20号 令和3年度高知県流域下水道事業会計決算</p> <p>報第21号 令和3年度高知県電気事業会計決算</p> <p>報第22号 令和3年度高知県工業用水道事業会計決算</p> <p>報第23号 令和3年度高知県病院事業会計決算</p> <p>第2 一般質問（一問一答形式による）</p> <p style="text-align: center;">————— ❁❁❁ —————</p>	<p style="text-align: center;">午前10時開議</p> <p>○議長（明神健夫君） これより本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">————— ❁❁❁ —————</p> <p><b>諸般の報告</b></p> <p>○議長（明神健夫君） 御報告いたします。</p> <p style="padding-left: 2em;">公安委員長古谷純代さんから、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員小田切泰禎君を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。</p> <p style="text-align: center;">————— ❁❁❁ —————</p> <p><b>質疑並びに一般質問</b></p> <p>○議長（明神健夫君） これより日程に入ります。</p> <p style="padding-left: 2em;">日程第1、第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」から第22号「令和3年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「令和3年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第23号「令和3年度高知県病院事業会計決算」まで、以上45件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。</p> <p style="padding-left: 2em;">質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。</p> <p style="padding-left: 2em;">土居央君の持ち時間は50分です。</p> <p style="padding-left: 2em;">11番土居央君。</p> <p>○11番（土居央君） 自由民主党の土居央でございます。皆様おはようございます。今日から2日間の一問一答方式の質問戦でございますけれども、先陣を切らせていただきたいと思います。早速質問に入らせていただきます。</p> <p style="padding-left: 2em;">私、今回はアフターコロナの高知県勢のV字回復を見据えての、高知の最大の強みでありま</p>
--	---



す食、このブランド化を一つのテーマとして質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、土佐酒についてであります。

さきの6月、大変うれしいニュースが入ってまいりました。今年の全国新酒鑑評会で本県蔵元の土佐酒12点中8点が金賞を受賞するとともに、ほか2点も入賞を果たし、最高位の金賞受賞率66.7%、入賞率83.3%で、ともに日本一になったということでもあります。

また、5月にはロンドンで開かれた世界最大級のワイン品評会、インターナショナル・ワイン・チャレンジ2022、SAKE部門で、本県の2つの蔵元が、純米吟醸、純米大吟醸、それぞれの部で2点が最高賞のトロフィーを獲得、ほかの2点も金賞を獲得しています。そのうち土佐町の蔵元は以前にも最優秀に選ばれておりますが、その原料米は、地元嶺北産の吟の夢であります。本県独自の酒造好適米である吟の夢は、世界でも通用することを証明しています。

さらに、つい最近ですが、先月米国で開催された全米日本酒飲評会におきまして、高知は24点中金賞12点、銀賞5点。これは全国40の県から出品がありまして、高知県は金賞率5位でございますけれども、これは出品数が少ない県は有利になりますので、15点以上出品している酒どころの中では、金賞率2位という好成績を収めています。

このように、本県の酒、土佐酒は、近年の国内外の品評会で非常に高い評価を得ております。また、去年から今年にかけて販売が始まりました土佐宇宙深海酒の誕生など、これらの成果は、御関係の皆様との並々ならぬ情熱と御努力のたまものと大変うれしく、また県民としても誇らしく思う次第であります。

さらに、今月県が発表した令和3年の貿易実態調査によりますと、酒を含めた県産食料品の輸出額は前年比16%増の18億8,000万円となり、

そのうち土佐酒が前年比85.2%増の5億1,200万円と大幅に伸び、食料品輸出額の品目別で、ついにユズを抜いてトップになっています。今後の見通しを考えましても、県は食品の輸出拡大に向けた設備補助金で後押しをしております。県内各社が輸出の拡大を目指した取組を進めていると伺っています。

このように、今や土佐酒は本県の食品産業の柱として成長を遂げていますとともに、国際的な評価の高まりと、それに応えるための生産拡大やブランド化の取組は、その他本県の農業や観光や文化など、広範囲な分野に大きな影響を及ぼすものと期待を寄せているところです。

そこで、この土佐酒を世界に通じる本県の誇るべき価値と捉え、今後本県の振興にどう生かしていくべきと考えるのか、まず知事の御見解をお聞きいたします。

**○知事（濱田省司君）** 議員からのお話もございましたように、土佐酒は世界各国で高い評価をいただいております。今後輸出におけます最も有望な品目と言って過言ではないというふうに思っております。

そして、この酒造メーカーの多くは中山間地域でございます。土佐酒の輸出拡大を図りますことは、こうした地域におけます酒米の増産あるいは雇用の拡大といった産業振興面での効果が見込まれますし、これのみならず中山間地域の活性化ということを考えましても、これに大きく寄与するというふうに考えております。

本県の酒蔵は18蔵ございます。この中には江戸時代から続く昔ながらの造り酒屋もございまして、近代的な設備が整いました酒造メーカーもあり、様々でございます。近年では、特にインバウンドの観光の方々に酒蔵ツーリズムが注目されているというような情報にも接してございまして、そういった意味で、旅行商品の造成におきましても、この酒蔵巡りといったものに活

用できるのではないかという思いも持っております。

このように、土佐酒は輸出の主要品目であるのみならず、地域の活性化あるいは観光振興、こういったものに非常に有望なツールになり得るというふうに考えておりました、様々な分野で活用できる価値を有するというふうに考えております。

○11番（土居央君） ありがとうございます。

様々な価値があります。その価値を生かすためには、その価値を守り続けていかなければなりません。価値を証明するために問われるのが、日本酒の場合、品質であります。各種の品評会は、それを客観的に証明するものであり、そこでの評価は極めて重要です。品評会での評価が高い、高品質と証明されるからこそ、胸を張って酒どころと言えるのであり、輸出拡大が可能になるものと考えます。

そして、そうした品評会で土佐酒の高評価を支えているのが、高知方式と言われる工業技術センターと蔵元との連携・協力体制による成分分析と技術支援、そして情報共有の仕組みです。この高知方式の維持が、今後土佐酒の振興には非常に重要になります。

これは、工業技術センターの職員が毎年全18蔵を回って、酒米やこうじを持ち帰り、例えば同じ酵母で仕込んでいても、その年の酒米がそれに溶けやすいのか溶けにくいのかなど早い段階で調べて、分析結果を蔵元に情報提供する、そして指導する、そういう工程を酒造りの初期の段階で実施するとともに、情報を全蔵元で共有するというシステムです。こうした強力な連携体制を構築しているのは他県にはなく、今全国的にも注目されているとお聞きします。

この手法が土佐酒全体のレベルの底上げにつながっていることは、全蔵元の共通認識であり、高知方式を県としても大事にしていかなければ

ならないと思いますが、これが維持できるか否かは、工業技術センターの職員さんにかかっているとんでも過言ではないと思います。

現在、工業技術センターでは、酒類担当者を2名から3名に増やし、またこれまで土佐酒を支えてきた上東さん、本人から御了解をいただいておりますので個人名を出しますけれども、高知酵母の生みの親で、土佐酒の研究者でありますけれども、その方も特別技術支援員として再任用するなど、体制の強化を図っておられることと承知をしており、これは高く評価をしたいと思います。

ただ、こうした体制を今後も維持していただきたいと思う次第です。といいますのは、今年の新酒鑑評会で行政の支援体制や蔵元との連携体制がいかに大事か、端的に示す事例があったからであります。具体的には、過去10年通算受賞率がトップクラスの県、これが今急激に順位を下げています。もともとの酒どころですので、本県とは違う形で工業技術センターのような機関があり、各蔵元に指導していたのですけれども、その担当者、また組織体制が変わったことで連携と指導が行き届かなくなり、全ての蔵元の品質の低下を招いたことが原因だという関係者の分析をお聞きしました。特に小さい蔵元ほどその影響を受けているとのことでもあります。

このことから、本県も工業技術センターに一定の知識と技術を持っている人が常について、安心して分析でき、情報提供できる環境があること、つまり高知方式を今後も維持していくことが何より重要だと考えます。

そこで、土佐酒の品質を支える高知方式を将来にわたり維持することについて商工労働部長はどう考えておられるのか、お聞きをいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 長年酒造業界の皆様と相協力し、培ってきました高知方式と言

われるこの取組は、コンテストでの上位入賞などの実績を上げておりました、今後さらなる外商に向けて維持することはもちろん、さらに発展させていくべきものと考えております。

万が一にも、お話のありましたように、担当者の異動などにより業界の皆様との連携が損なわれるようなことがあってはならないと認識しております。このため県では、お話にもありましたように、担当者の増員や若手職員の育成などに取り組んでいるところであります。

また、新たな土佐酒の開発などに必要な分析機器もほぼ毎年調達を行っておりまして、今後も業界のニーズをお聞きしながら、必要な機器を導入していきたいと考えております。今後も業界の皆様とより一層連携を密にしまして、さらなる土佐酒の品質の向上と外商の拡大に取り組んでまいります。

○11番（土居央君） ありがとうございます。

センターの施設面での課題につきましてもあるんですけど、これは後ほど質問させていただきます。

次に、土佐酒のブランド化についての思いでございます。私は県議に初当選した平成27年、この初質問でも取り上げさせていただきまして、以来7年間ですけれども、全くその思いは変わっておりませんが、行政の土佐酒支援の環境は大きく向上したものと高く評価をしております。

例えば土佐酒振興プラットフォームの設置もそうですし、土佐酒振興プラットフォームが主催する酒米品評会、これは酒米生産農家、蔵元と関係団体が一体となって酒米の生産技術と品質向上を目的に、県内の全酒米生産者を対象とした品評会で、品質の高い生産者を表彰するとともに、当該年度の酒米生産の概況や品質についての情報提供、研究者の講演等を行ってまいりまして、今年で第7回目を迎えています。

そこで、この酒米品評会の成果についてどの

ような手応えを感じているのか、農業振興部長にお聞きいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 県では、酒造組合やJA、学識経験者の御協力の下、平成28年から県産酒米の品質向上を目指した酒米品評会を開催してまいりました。その品評会のこれまでの成果としまして、酒造りに適した酒米に含まれるたんぱく質の含有率の低さや発酵の進みやすさなどに着目し、新米を評価することで、蔵元が求める品質の高い生産への意識が生産者に高まっていると思っております。

また、品評会の上位入賞者の栽培技術を学ぶ現地検討会を開催することで、例えば酒米の中で生産量が最も多い吟の夢の1等米比率は、品評会を始めた平成28年に比べ昨年には12%向上するなど、審査の結果を今後の品質向上に生かしていると考えております。さらには、品評会に蔵元と生産者が一堂に会することで、お互いのつながりがより一層深まったなどの手応えを感じているところでございます。

今後も、土佐酒の輸出拡大に伴う県産酒米へのニーズの高まりに対応するため、引き続き品評会などを通じたさらなる品質向上と生産拡大に取り組んでまいります。

○11番（土居央君） ありがとうございます。酒米農家と蔵元の双方の理解が、これでより深まっているものと思っております。地元の酒米と水を使った土佐酒造りを進めるための環境づくりの第一歩として、今後も続けていきたいと思っております。

次に、本県では今、土佐酒輸出拡大プロジェクトを掲げ、酒米の品質向上、安定生産から売れる商品づくり、そして生産体制の強化、外商の支援まで一貫して支援していく体制で、力強く土佐酒を支援してくれていることと承知をしております。

一方で、外商分野では、大手酒造メーカーに

比べてまだまだ認知度が低いことが課題として認識をされています。つまり、ブランド力が弱いということでもあろうかと思いますが、土佐酒振興の議論をする際、ブランド化ということは、よく執行部の皆さんの説明でも出てまいります。

そこで、県の考える土佐酒のブランド化とは具体的にどういうことなのか、産業振興推進部長にお聞きいたします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 土佐酒のブランド化とは、端的に申しますと味や香りといった品質に関して高く評価をされ、数ある日本酒の中で土佐酒を選んでいただけるようになることだというふうに考えております。

日本酒のブランドとして真っ先に思い浮かびますのが山口県の獺祭でございますけれども、こちらは蔵元の明確なビジョンの下、原料となる酒米にこだわり、味にばらつきが出ないように、徹底的なオートメーション化を実現しております。これにより多くの日本酒愛好家に受け入れられ、今日の地位を築いております。

現在、県内の酒蔵におかれましても日々奮闘しながら、品質の向上に取り組んでおられます。そうした中で、県産酵母CEL-24を使った土佐酒が海外で人気を博しております。こうした努力の積み重ねが消費者から評価され、土佐酒のブランド化につながっていくものと考えております。

○11番（土居央君） ありがとうございます。

それでは、そのブランド化のためには何が必要だと考えているのか、県の見解を産業振興推進部長にお聞きいたします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 先ほど触れました獺祭は、酔うため売るための酒ではなく、味わう酒を求めるといふ蔵元の確固たる信念の下、品質の高い酒米を精米歩合4分の1以下まで磨き上げるなど、原料や製法に徹底的にこだ

わって造られております。

土佐酒のブランド化のためには、消費者から高く評価されるよう、県外の産地との違いを明確にできるまで、原料や製法にこだわって酒造りを行うことが重要だというふうに考えております。そうした酒造りを個々の酒蔵が積み重ねていくことで、消費者から求められる商品が数多く生み出され、その結果、土佐酒全体のブランド化につながっていくものだというふうに考えております。

○11番（土居央君） ありがとうございます。県のお考えがよく分かりました。同じ思いなんですけれども、私としては、高品質でかつ差別化を図れること、これがやっぱりブランド化の非常にポイントではないかと思っています。その点高知はその酵母、独自酵母もでございます。酒米も独自のブランドをつくりました。こういうことをさらに磨き上げていくということが、やっぱりブランド化への前進だと思っています。

そこで、次の質問でございますけれども、例えば工業技術センターを中心に産学官のグループの努力により実現した土佐宇宙深海酒、これは酵母に着目したブランド化の取組だと言えます。これも本県独自の酵母であり、県としてももっとPRすべきではないかと考えています。

そして、私は次の展開として、世界に通じる土佐酒のブランド化の実現には高知県独自の米、酒造好適米のブランド化、正確に言えば、高知県独自の酒造好適米で造った土佐酒のブランド化が必要だと思っています。

具体的な手法として、例えばこうした取組を全国に先駆けて取り組んできた山形県は、出羽燦々という独自の優秀な酒造好適米を開発しています。この酒米と山形県独自の酵母とこうじ菌を使うこと、また精米歩合55%以下にすることを条件として純米吟醸酒に対してDEWA33、こういう称号を与えまして、純正山形酒審査会

認定証のラベルを貼っています。山形が開発した酒米を山形の農家が作り、山形の蔵元が山形が開発した酵母とこうじを使って、山形の水で醸す山形酒に対して、揺るぎない誇りと自信、そして責任を形として示すことで、山形酒のブランド化を図っているのです。

土佐酒のブランド化としては、山形県にはない高知方式という手法による品質確保により、品評会での入賞率を高めることで、一定の成功を収めていると捉えることができます。また高知県酒造組合では、「TOSA NAKAMA SAKI」というコンセプトで土佐酒のブランド化を進める、高知らしいプロモーションを展開していますが、この先の展開を考えたとき、まず1つは、私はより具体的に本県独自の酒造好適米で造る土佐酒のブランド化を図るべきではないかと考えます。

そこで、本県独自の酒造好適米に着目したブランド化について、関係者で検討すべきときに来ているのではないかと考えますが、県の見解を産業振興推進部長にお聞きいたします。

**○産業振興推進部長（沖本健二君）** 今おっしゃいました山形県の取組は、酒米の地産地消の推進による農業振興という意味でも画期的な取組だというふうに考えております。酒造好適米に着目したブランド化を図りますためには、酒米自体が酒蔵の求める高い品質を有するとともに、出来上がった酒が消費者から高い評価をいただけるものとなる必要があるというふうに考えております。

本県の場合、現状では生産する地域によって酒米の品質にばらつきがあることに加えまして、酒蔵ごとに個別の販売戦略に基づいた酒造りを行われていますため、直ちに山形県のような取組を行うことは、現状では難しいのかなというふうに考えております。

今後は、酒米の品質向上を図りますとともに、

多くの酒蔵に選んでもらえるよう、酒蔵や酒造組合の御意見も伺いながら、土佐酒輸出拡大プロジェクトを推進してまいりたいというふうに考えております。

**○11番（土居央君）** 土佐酒がこれからも品質を維持し、全国で優位に戦っていくためには、先ほど言いましたように、工業技術センターを拠点とした高知方式をしっかりと守っていくことが大事です。ただ、高知方式には、酒造過程における様々な分析結果を蔵元に情報提供、共有し指導するというサイクルだけではなくて、もう一つ、県内の酒造技術者に対して様々な研修を実施して、本県蔵元の酒造技術の向上を図るという大事なミッションがあります。

以前のように普通酒だけであれば、短期間の教育で一定程度の酒造りが行えていましたが、今日のように吟醸酒など高級酒造りが主流となった酒造りでは、これまで以上の専門的な知識や技術が求められ、さらに新たな醸造に関する科学的解明が進むことによって導入されてくる新技術にも対応していく能力が要求されるようになってきています。

特に、高級酒用のこうじ作りでは、高度な知識と技術を要する作業が行われており、蔵元が自社内だけでの教育や研修では十分な対応ができなくなっています。工業技術センターでの実習を伴う研修は、こういった人材育成には非常に有効な研修ですが、醸造関連の設備が弱く、特に製麴法の習得は酒造技術者育成に欠かせない実習項目であるにもかかわらず、その実習ができていない状況にあります。他県でも日本酒のブランド化に力を入れているところでは、工業技術センターのような施設の中に、小規模でも製麴室をはじめ酒造設備を構えて、県内技術者の育成に力を入れている県もあります。

そこで、今後も土佐酒が本県の強みであり続けるためにも、本県でも酒造関連の実習ができ

るハード環境の整備を図るべきだと思いますが、商工労働部長の見解をお聞きいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 今後のさらなる土佐酒の品質の向上と外商拡大に向けましては、酒造業界における人材の確保・育成も大変重要であると認識しております。

お話のありました実習施設の整備につきましても選択肢の一つであると考えますが、整備を検討するに当たっては、その機能や規模、費用対効果、運営体制などの整理を行う必要がございます。この点につきましては、今月高知県中小企業団体中央会が中心となりまして、既に施設を整備している岩手県、秋田県、山形県、福島県、こちらを訪問しお話を伺うことになっておりまして、県の職員もこれに同行することとしております。

今後こうした他県の事例も参考にしながら、また何より業界の皆様ニーズをよくお聞きしながら、ハード環境の整備も含め、人材の確保・育成について共に検討してまいります。

○11番（土居央君） ありがとうございます。ぜひ関係者と話し合いをして、前向きに進めていただきたいと思っております。高知の強みは食でありまして、強めている食はたくさんあるんですけど、品質が客観的に日本一と証明される食というのは、そうそうないと思っております。せっかく官民でここまで磨き上げてきたものですので、設備面につきましても画竜点睛を欠くようなことにならないように、しっかりと体制を整備していただきたいというのが私の思いであります。

次に、先ほど申したように、本県では今、酒米は農業振興部、酒造は商工労働部、外商は産業振興推進部と3つの部にまたがる土佐酒の振興というテーマに対し、土佐酒輸出拡大プロジェクトを立ち上げ、組織間連携を強化して伝統と技術革新に支えられた、おいしくて新しい土佐酒を官民一体で世界へ発信し、拡大再生産の好

循環につなげることを目的としています。日本一の土佐酒としての誇りと関係者の思いが一つになっている今、さらなる高みを目指して、世界的な日本酒のブランドとして、土佐酒を押し上げる絶好のチャンスだと考えます。

そこで、当プロジェクトが目指すべき姿を形とするために、例えば土佐酒振興計画あるいは土佐酒世界ブランド化戦略のような形で具体化するべきだと考えますが、産業振興推進部長の見解をお聞きいたします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 土佐酒が非常にポテンシャルが高くて、これが産業振興につながる大きなツールになるという思いは、本当に議員と全く同じでございます。

今現状を申しますと、日本酒の国内出荷量は年々減少する一方で、海外におけます日本酒ブームなどを背景に、その輸出額というのは急増しておると、年々急増しておるということでございます。そのため、先ほど議員のお話にもございましたように、今年度から産業振興計画の中で土佐酒輸出拡大プロジェクトをしっかりと位置づけまして、土佐酒の輸出拡大に向けて、産学官民連携の下に取り組んでいるところでございます。

このプロジェクトは、まだ緒に就いたばかりですので、まずはこのプロジェクトをしっかりと軌道に乗せて、その次のステップとして、今輸出が中心になっておりますけれども、国内におけます販売拡大も含めまして、土佐酒の振興策というのを検討してまいりたいというふうに考えております。

○11番（土居央君） 分かりました。段階的というか、順を追って成果を上げていかれるというようなこととして理解をいたしました。

この問題、土佐酒の振興についての最後の質問になりますけれども、まず私がこの土佐酒につきましてブランド化とか輸出拡大とか、あれ

これ質問しているのは、決して土佐酒自体を多く売り出していくということ自体を目的にしているわけではありません。私は、土佐酒にはその先の大きな可能性を感じていまして、実現できないかと考えている構想があります。それは、土佐酒を中心とした高知の食文化のテロワール構想でございます。

フランス語で、主にワインの世界で用いられるテロワールとは、土壌、気候、人、文化など土地に関わる様々な要素と結びついた、その土地ならではのものを意味し、ワインの味わいはそうした要素により総合的に形成されるとの考えがあります。そうして完成されたワインは、まさにその土地の風土、文化の結晶であり、アイデンティティーでもあるわけであります。

土佐酒には、テロワールとして打ち出せる可能性があります。さらに言えば、私は土佐酒を中心とした土佐の食文化が、テロワールとしての条件を一定備えているのではないかと考えています。

高知県酒造組合の竹村昭彦理事長の言葉でございますが、基本的に土佐酒はその土地の気候風土や食べ物に合った味わいになっているもので、土佐の淡麗辛口の味わいは、カツオのタタキや皿鉢料理に代表される伝統的な土佐の食べ物に合うように、歴史的に形成されてきた味わいです。売れ筋を追求するあまり、地元の食文化や伝統と無関係の味わいにシフトするような酒造りはしていない。土佐の各蔵元は今でも淡麗辛口がベースにあり、これまで培われてきた酒造技術や優れた酵母により、様々なバリエーションの酒が造れるようになってきたが、他県が酒文化と別次元で売れる酒だけで戦っているのとは違い、土地の酒文化や伝統を大事にしてきた中での多くの受賞は、堂々と酒文化の国と胸を張れるというふうに話してくれました。

先ほどの山形県の事例のように、高知県が開

発した酒米を高知の農家が作り、高知の蔵元がその県産米と高知県で開発された酵母やこうじを使って高知の水で醸すことができれば、土佐酒はさらに大変価値のあるものとなります。

また、本県には土佐酒以外にも昔ながらの豊かな食材があります。例えば、一本釣りで捕れたカツオや日本最後の清流と言われる四万十川や日本一の水質を誇る仁淀川のアユ、さらには江戸時代から続き、300年以上の歴史を誇る日曜市で購入できる旬の食材、また高知にルーツを持つ品種で、高知県で開発されたブンタンや新高梨のフルーツに加え、土佐あかうしやはちきん地鶏などの畜産物もあります。南は太平洋、北は四国山地に隔てられた本県では、太古の時代から先人たちが独自の食文化を育ててまいりました。時代の差はあれど、こうした食に関するDNAは、現代の我々にも脈絡と受け継がれているのであります。

私は、本県のこうした歴史と文化と風土に密接に根差してきた土佐酒と食文化を、テロワールとして世界に発信することができれば、世界の人々に対して非常に大きなアピールポイントになるものと考えます。要すれば、土佐酒を柱として、歴史的に独自の食文化が根づいている土地として、高知県そのものをテロワールとしてブランド化を図っていこうという考えでもありますが、こうした構想についての知事の御見解をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 御指摘ありましたテロワールには様々な捉え方があると承知しておりますけれども、その土地の気候あるいは風土が育みましたその土地ならではの個性というふうに理解をいたしております。こうしたテロワールの概念を地域のブランド化の取組に生かしてはどうかという議員の御提案をいただきました。大変興味深く拝聴いたしたところでございます。

高知県は温暖な気候に恵まれまして自然豊か

であります。本県には多種多様で、また滋味あふれる農水産物、またこれらを使いました加工食品が数多く存在しております。例えば、奇跡の清流と言われます仁淀川の伏流水を生かして醸した土佐酒でございますとか、面前に広がる土佐湾の海水を原料とした天日塩、お塩であります、といったもの、これがその典型であろうというふうに思っております。

現在、一般的な観光キャンペーンとしまして、リョーマの休日キャンペーンの中で高知の観光の強みとして、食を前面に押し出したキャンペーンを現在張っておりますけれども、言わばそれをさらに一歩進めまして、土佐酒はもちろんのことでありますが、高知の気候風土が育みます唯一無二の食というものを、本県ならではのテロワールとして磨き上げていくというのは、大変興味深い御提案というふうに感じております。

食文化や観光誘客の上で、このテロワールという考え方で有力なコンテンツとして活用ができないかということについて、検討してまいりたいというふうに考えております。

○11番（土居央君） ありがとうございます。ぜひ御活用いただけたらと思います。

特にインバウンドもそうですけれども、アドベンチャーツーリズム、これまで質問もしてきたんですけれども、これらも主なターゲットとなる層、観光客というのは、この観光とか商品にストーリー性のあるものを求める傾向が強いというふうにお聞きしております、こういった面を文化のほうに当てはめると、テロワールを前面に打ち出すという切り口といたしますか、それが非常に有効ではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、海のエコラベルにつきまして質問いたします。基本的に今回のテーマは、私は高知県が持つ世界に通じるブランド、これを創

出していくために、個別具体的な項目を選んで質問させていただきますが、土佐酒とともに本県の食を支えるカツオについてお聞きしたいと思います。

カツオは高知県の魚に選定をされています。また、高知市民の世帯当たり年間購入量が全国1位、本県の観光政策の柱でもある伝統、食の中核を担う存在でもあります。本県が得意としている伝統的な食文化として打ち出す上には、一本釣りとかツオの組合せは欠かせない要素だと思います。

しかし、令和2年以降、本県の近海カツオ一本釣り漁船3隻が廃業もしくは休業の状態にあるとお聞きしました。本県の伝統の近海カツオ一本釣り漁業の縮小は本県の水産業の衰退、ひいては伝統の食文化の消滅にもつながる事態だと懸念しております。聞くところによりますと、県内の近海カツオ船はこの30年で4分の1に激減し、現在100トン以上の漁船7隻と、50トン前後の漁船2隻の9隻だということですが、残された漁師の皆様は、存続をかけた努力を続けているとお聞きをしております。

このように厳しい状況下にある本県の近海カツオ一本釣り漁業ですが、昨年6月に高知の近海カツオ一本釣り漁業が宮崎県の漁協と連携して、環境に優しい持続可能なエコ漁業としての国際認証、MSC認証、通称海のエコラベルを取得したことには希望を感じています。この海のエコラベルは、ロンドンに本部を置く非営利団体MSC——海洋管理協議会が運営し、違法漁業や乱獲ではない水産物であることを証明するもので、生カツオ漁では国内で初めての認証とのことでした。

本県の伝統の近海カツオ一本釣り漁業は、世界的にサステナビリティという価値が認められたということですが、世界が持続可能性を追求している中で、土佐の伝統漁業がその価値



を世界に認められたということは、大変意義のあることだと思います。

こうした状況を踏まえ、本県伝統のカツオ一本釣り漁業を守り、未来へつなぐということについて知事はどう考えられておられるのか、お聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 本県の近海カツオ一本釣り漁業は、年間の生産額は30億円程度に上っておりまして、本県にとりましても重要な漁業の一形態となっております。また、お話がございましたように、カツオのタタキに代表されますような土佐のカツオは、観光あるいは食文化の面で、本県にとって極めて重要なかけがえのない資源だというふうに考えております。

御紹介いただきましたように、本県の近海カツオ一本釣り漁業がいわゆるMSC、海洋管理協議会の認証を受けまして、資源に優しい漁法として国際的に認められたことは、大変喜ばしいというふうに思っております。いわゆるまき網漁船で一網打尽に捕ってしまうのではなくて、一本一本釣っていくと、これがまさしくサステナブルな漁法だということの認定がされたということだと考えております。

一方、近海カツオ一本釣り漁業は、資源状況が悪化をいたしましたり、燃油価格が高止まりにあるというような状況にありまして、その経営状況は非常に厳しい状況が続いております。県といたしましては、この主要な漁業であり、また観光、食文化などに波及効果の高い土佐のカツオ一本釣り漁業を、将来にわたってしっかりと存続させていく必要があると考えます。

このために、令和2年度にかつお・まぐろ漁業の振興策を取りまとめ、策定をいたしました。これに基づきまして、現在経営の継続に向けまして事業戦略を策定、実行していただくことを支援していく、あるいは操業の効率化をサポートするツールを開発していくといった取組を県

として進めてまいっておるところでございます。伝統があります土佐のカツオ一本釣り漁業をしっかりと未来へつないでいけますように、取り組んでまいりたいと考えております。

○11番（土居央君） よろしくお願いたします。

先ほど紹介しましたMSC認証ですけれども、これはそれだけで漁業に何か成果をもたらすものではありません。この認証が広く国民に認知され、エコラベル付きのカツオが流通し、量販店や飲食店で提供され、消費者の下に届いて初めて意味を持つものであります。

漁業認証であるMSC認証の水産物が非認証水産物と混じることなく、確実に消費者に届くようにすることを目的とした認証をCOC認証とありますが、具体的には、まずMSC認証を取得した漁船で釣ったカツオをMSC認証カツオとして、COC認証を持った卸売業者、加工業者などが管理、流通し、COC認証を持った小売店や飲食店で海のエコラベルをつけて提供するというシステムになっています。したがって、流通・加工業者や小売・飲食店の協力が鍵を握っていると言われております。

先ほど申しましたとおり、カツオは高知県の魚に選定されています。また、年間の消費量も高い状態です。高知市の年間世帯当たりが全国1位です。また、多くの観光客の皆様が高知でカツオを目当てにしているケースも多いのですが、このエコラベルを高知県内で目にすることは少ないのが現状だと思います。

そのため、海のエコラベルがついたカツオが県内で流通し、消費者が選べる環境づくりを進めていくために関係者で検討すべきではないかと考えますが、水産振興部長の見解をお聞きいたします。

○水産振興部長（松村晃充君） エコラベルのついたカツオを消費者に届けるためには、お話がありましたように、加工や小売などのそれぞれ

の段階において、エコラベルの認証を受けた水産物を適切に管理するC o C認証の取得が必要です。このため、関係者が一体となって取り組んでいく必要がございます。

加えまして、消費者にエコラベルの認証を受けた商品を選んでいただくためには、認証制度の趣旨を理解していただくことが重要でございます。本県では、大手の量販店など一部の店舗がC o C認証を取得しているといった状態でございます。ですので、お話にもありましたように、県内でエコラベルのついたカツオを目にすることは少ないという状況でございます。

このため、県内の漁業者団体や飲食店、小売事業者など様々な分野の方々が参画いたしております高知カツオ県民会議の皆様と、エコラベルの普及やC o Cの認証取得について検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○11番（土居央君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

私は、MSC認証を取得したカツオ一本釣り漁業をSDGsにも貢献する本県の食文化を支える漁法として、様々な機会を捉えて積極的に世界に発信するべきと考えます。そして、一本釣りカツオの認知度向上、ブランド化を図っていくべきではないかと考えます。

そこで、一本釣りカツオの認知度向上、ブランド化に向けて世界へ発信することについて水産振興部長のお考えをお聞きいたします。

○水産振興部長（松村晃充君） カツオは本県の食文化を語る上で欠かすことのできない資源であり、国内での認知度は高いものの、海外ではカツオのタタキをはじめとした食べ方は、まだまだ知られていない状況でございます。

一方で、これまで観光分野で行われました海外のメディアの方々を招いたモニターツアーでは、カツオのタタキ体験は好評であったことなど、海外の方に対しても訴求力のある素材であ

ると考えております。

まずは、土佐のカツオの食文化を知っていただくことが大切だというふうに考えております。このため、国内外で行われます国際見本市での紹介や、海外からの観光客向けのPRなど、様々な場面において情報発信を行ってまいりたいと考えております。そうした際には、本県のカツオ一本釣りが資源に配慮した漁法であると国際的に認められたことを発信し、海外での認知度向上、ブランド化につなげていきたいと考えております。

○11番（土居央君） よろしく申し上げます。それでは、次に参ります。

もう一つ、高知の食ブランドに一役買ってくれる存在がアユだと思います。先日、我が会派の土森議員も質問されました、あゆ王国高知振興ビジョンでございますけれども、今年3月にまとめられておりますが、その取組の進捗状況について、まず水産振興部長にお聞きいたします。

○水産振興部長（松村晃充君） 本年3月に策定いたしましたあゆ王国高知振興ビジョンを確実に進めていくために設置しました、あゆ王国高知振興ビジョン推進協議会の第1回目の会議におきまして、関係する団体などから提案のあった66の取組について実行していくことが確認されております。

具体的には、認知度の向上に向けた、まるごと高知でのメディアへのPRや、観光客を呼び込むためのSNSでのアユ釣り体験や食のPRなどを実施しております。加えまして、協議会では重要な課題や専門性の高い取組について検討を行うため、3つの作業部会を設置し、アユの集出荷の仕組みづくりや、効果的な情報発信などの取組を進めているところでございます。協議会で、進捗状況の確認や取組への助言をいただき、PDCAサイクルをしっかりと回して、

ビジョンを確実に実行してまいります。

○11番（土居央君） 分かりました。よろしくお願いたします。

本県は、アユの年間漁獲量が30年で10分の1程度まで減少し、年間100から140トン程度だと聞いていますが、それでも全国では上位にいるようでございます。しかし、ほとんどが自家消費に回り、出荷量は10から20トンにとどまっているとのことで、振興ビジョンの柱の2、高知のアユで外貨を稼ぐということになりますと、自家消費から出荷へのシフトを促すか、そもそもの出荷量を増やす取組も必要になるかと思えます。また、都市圏での高知産アユの知名度を上げるという点からも、市場へのお荷が重要になるのではないかと考えます。

高知産アユの出荷量を増やすことについて、県はどのように取り組んでおられるのか、水産振興部長にお聞きいたします。

○水産振興部長（松村晃充君） お話にありましたように、アユは近所や知人へのお裾分けや、自宅での消費が中心となっており、市場へのお荷はごく一部にとどまっておるところでございます。そうしたことから、先ほど申し上げました協議会に設置をしました漁協や流通・販売事業者などで構成する流通・販売作業部会で、流通ルートが確立されていない県内の河川において、安定的にアユを集めて出荷する仕組みづくりに取り組んでいるところでございます。

あわせて、県外でのメディアに向けたPRや、県内でアユを食べることができる飲食店情報の発信など、認知度の向上と消費の拡大に取り組んでおるところでございます。こうした取組を進めることで、本県のアユの出荷量の増加につなげてまいりたいと考えております。

○11番（土居央君） ありがとうございます。

また、高知産アユの知名度を上げることに關して、振興ビジョンではアユを活用した旅行商

品提供のための仕組みづくり、また食を前面に出した観光キャンペーンへのアユの活用など、観光面での取組方針のほか、高知県のアユのブランド化と県外へのPR及び販売が取組方針として示されていますが、これらも県外と言わず、世界を見据えた取組をすべきではないかと思えます。

アユの味の優劣を決める、いわゆる利きアユ大会では何を決めているのかということ、これは川を決めているわけであります。本県産アユは、四万十川や仁淀川、安田川に代表される全国でも屈指の知名度を誇る清流で育ちますが、これらの河川やその流域の歴史文化は、本県のインバウンド観光、例えば自然体験型、またサステナブルツーリズム、グリーンツーリズム、アドベンチャーツーリズムなどでも有効なアピールポイントになっているからであります。

高知産アユの世界を見据えたブランディングという視点からはどう取り組んでいくのか、水産振興部長にお聞きいたします。

○水産振興部長（松村晃充君） ビジョンにおきましては、本県産のアユのブランド化に向けまして、訴求力のある商品づくりに取り組むこととしております。具体的には、火振り漁見学などの体験メニューづくりや、アユの加工品の開発、新たな食べ方の提案などを行うこととしております。

アユは、河川や流域の暮らしや文化に魅力を感じて訪れる海外の観光客に対しても有望な素材だと考えております。さらに、本県には四万十川や仁淀川などの清流と、それを育む豊かな自然があり、それが強みでございます。本県のアユを育む豊かな自然、多様な漁獲方法、食や文化などを生かして海外の方々にも喜んでいただける、訴求力のある商品づくりを進めていきたいと考えております。

○11番（土居央君） ありがとうございます。

このアユも先ほど説明したテロワールという切り口にぴったりはまってくのではないかと考えていまして、カツオもそうなんですけれど、ぜひとも頑張っていたきたいというふうに思っております。

最後に、香り米十和の今後の支援についてお聞きしたいと思います。

米につきましても、今全国で地域活性化の期待を背負った新たなブランド米が各地で誕生しておりますけれども、産地間競争が激化する中で、良さや特徴を消費者にアピールできずに、存在感を示せない米も多いと聞いております。ただ、本県では近年、嶺北の天空の郷とか仁井田米、また、土佐市の土佐岩戸米など全国の食味の品評会で日本一あるいは優秀な賞を収めている米も出てきていまして、それぞれさらなるブランド化に向けて頑張っておられることと承知をしています。

そのような中、今年、仁井田米などにブレンドされる香り米、通称十和錦から選抜して、このたび正式に十和の名称で農林水産省に品種登録されました。新聞報道で初めて詳細を知ったんですが、この香り米十和は突然変異種であり、これまで通称扱いであったこと、それよりも、ある御夫婦が発見してから67年間守り続けてきた御努力のたまものであることなど、高知県として大事にしたいストーリー性のある米だと感じた次第です。

そこで、今後この香り米十和をどのように支援を行うのか、農業振興部長にお聞きいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 香り米十和につきましても、お話がありましたように、67年前に四万十町の農家の方が発見され、過去には品種登録の動きがありましたが、原種の特定ができず、香りにばらつきがあったことなどから断念された経緯があります。

その後、2007年から地元の米穀店を中心に、静岡大学や地元農家の協力を受けまして、原種となる種もみの特定などに取り組まれた結果、今回農林水産省に十和の名称で品種登録が実現しました。これまでの長きにわたり関係者の方々が粘り強く取り組まれたことに対して敬意を表してございます。

今後の展開につきましては、品種登録に携わった米穀店にお聞きしましたところ、この香り米はほとんどが本県で生産され、希少性の高いお米であることを売りに、全国に向けて販売拡大をしていきたいということでございました。県産米のブランド化の一翼を担うものと大いに期待しているところでございます。今後、県としてもこの全国に誇れる香り米十和の販路拡大に向けて、しっかり支援してまいりたいと考えております。

○11番（土居央君） ありがとうございます。

67年間の御関係の皆様のお御努力に本当に敬意を申し上げます。ぜひとも県のほうの支援もしっかりお願いしたいと思います。

時間が少し余りました。私は今回も土佐酒の質問をメインにしました。何回もこうやってきているんですけど、最初にした僕の質問の中で、米どころではない高知でいい酒が造れているのは、高知県の酵母のレベルが高いからで、その酵母は工業技術センター、一方酒造好適米は農業技術センター、つまり酒は工業と農業のコラボで造られている。それに高知の水、あと優れた杜氏、蔵元の職人が加わるのであり、自然と農業と工業と職人と、これらの技術の結晶によってこの土地の日本酒というものが誕生していくと。それを世界に打って出すことは、土佐人として大きなロマンを感じずにはられないというような質問をしているんですけど、まさにどんどんロマンが増大をしてきておりまして、もう本当に世界に誇れる日本酒を、土佐

酒をアピールできるように官民挙げて頑張っていたきたいと思います。

結びになりますが、本県ならではの、小さいけれども世界に通じる地場産業といったものをしっかりこれからも産業振興計画の中でつくっていただきますことをお願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○議長(明神健夫君) 以上をもって、土居央君の質問は終わりました。

ここで10時55分まで休憩といたします。

午前10時51分休憩



午前10時55分再開

○議長(明神健夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

塚地佐智さんの持ち時間は40分です。

37番塚地佐智さん。

○37番(塚地佐智君) 日本共産党の塚地でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

まず、学生支援について伺います。高校を卒業してから高知県で学び暮らす大学生や専門学校生は、本県の活性化にとっても、県経済にとっても重要な位置を占める存在だと思います。とりわけ4年制大学においては県外出身者の占める割合が高く、交流人口、関係人口は家族も含めると大きな影響力を持つ方々だとも思います。

まず、本県で学ぶ大学生数の県内、県外別の人数を文化体育スポーツ部長にお伺いいたします。

○文化体育スポーツ部長(岡村昭一君) 県内の国公立3大学と短期大学を含む3つの私立大学を合わせた6大学の学生数は、本年5月1日現

在で9,885人、このうち県内出身者は3,638人で全体の36.8%、県外出身者は6,247人で全体の63.2%となっております。

○37番(塚地佐智君) 半分以上が県外から来られているという状態だと思います。

そうした県外から来られている学生が、本県の活性化にどのような効果をもたらせていると認識をされておられるか、知事にお伺いをいたします。

○知事(濱田省司君) ただいま部長からお答えいたしましたように、6,000人を超える県外出身の大学生が高知で学んでおられます。その効果は非常に大きなものがあると考えておりまして、例えば仮に1人当たりの消費額を月10万円ということで試算をいたしましても、本県への直接的なこの消費の経済効果だけで、年間約75億円というふうな数字が出てまいります。さらに、保護者の方などが県外から来高されるとということによります観光関連産業へのプラス効果も大きいのではないかと考えます。

さらに、県内の人口減少、高齢化が進むという中で考えますと、学生アルバイトの方々が地域の産業を支える雇用を生み出しているという面でも大きな力になっているというふうに考えます。さらに、大学を卒業された後も県内で就職をされます学生が一定数おられますし、高知を離れたといたしましても、本県の応援団として一生の御縁が続くということが期待されるというふうに考えます。

このように、県外出身の大学生は本県の活性化に様々な面で大きな効果をもたらしているというふうに考えております。

○37番(塚地佐智君) 学生の方々の本当に大事な青春の時代をこの高知で過ごして、高知の活性化にも役立っていただいているというふうに知事のお話もありました。この高知県庁のホームページのトップにも、移住の促進、Iターン

やUターンを促すためのページがあります。精力的な取組がなされているわけです。

同時に、今お話のありました、既に高知県にゆかりの人となっている県内の学生へ、高知県で暮らし続けてもらうためのアプローチは極めて有効ではないかと思いますが、県としてどのような取組がなされているか、商工労働部長にお伺いいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） まず、県の内外を問わず、多くの大学生の方に本県で就職していただくため、県内企業の採用やインターンシップなどの情報をポータルサイトを通じて発信しているところです。また、コロナ禍を背景としまして、オンラインを活用した交流会や合同企業説明会を開催するなど、大学生と企業をつなぐ効果的な機会の提供にも努めているところがあります。

こうした取組に加え、県内独自の取組として、大学連携まち・ひと・しごと創生推進本部の一員となって、地域への理解と愛情を深め、地域で働きたいという志を持った学生、いわゆる地方創生推進士の育成に取り組んでいるところがあります。推進士の養成は、県内の大学と高専、計4校で実施しておりまして、昨年度までの6年間で201名の学生が認証を受けております。

この認証を受けました学生の県内の就職率は43%でございます。県内4校全体の学生の県内就職率を16.5ポイントも上回っており、この取組は大変有効であると考えております。このため、今年度は取組を一步進めまして、新たに大学生が県内企業を訪問、取材して、地元企業の理解を深める講座を高知大学と共同で行うことも始めております。

今後とも大学ともしっかりと連携しながら、県内学生の本県への定着に取り組んでまいります。

○37番（塚地佐智君） 今、高知大学の取組も御

紹介をいただきましたが、県立大学でも、先日依光議員のほうからインターンシップへの補助制度ができないかという、私は大変有効な制度だと思ひまして、ぜひそういったあらゆる面でアプローチをしていただいて、高知県にゆかりの学生の皆さんに、また高知県内の学生に定着してもらうという大事な取組を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進む中で進学をされた学生の多くは、対面授業もサークル活動も制約をされ、大学や先生方、学友や先輩とのつながりもつくることができず、孤立していた状態が長く続きました。相談に行こうとしても大学が閉鎖をされ、ネットでの対応で、これでは頼れないと感じた学生も少なくありませんでした。

そんな中、日本民主青年同盟高知県委員会が、バイトがなくなった、仕送りが減ったと困窮した学生への食料支援を開始。当初高知市朝倉地域で始まった支援活動は、県内各地で地域実行委員会もつくられるなど現在では県内6か所に広がり、物価高騰の影響もあり、利用学生は延べ1万人に届きます。

学生への食料支援をさきの議会で質問したところ、知事は、学生への支援の必要性は大学が判断すべきとの趣旨で答弁をされました。それを聞いていた大学生は、私たちは高知県に暮らしながら、高知家には入れてもらっていないのですねと肩を落としました。確かに、それぞれの大学等にある学生支援課、担当教員などが学生の様々な相談に対応するのが基本ではありません。同時に、高知県で暮らしている県民という側面から捉えることも必要なのではないかと思います。

コロナ感染症の急拡大の中、県外から来ている独り暮らしの学生が孤立をし、不安で深刻な

状態で過ごしていたこと、この間の民青同盟高知県委員会が行った療養中の学生への食料支援、まんぷくEATSの取組の中で明らかになりました。

この取組は、当初コロナ感染防止のワクチン接種の副反応に苦しむ学生の支援のために始まりました。しかし、感染爆発が起こり、若者が発熱外来の受診から排除をされ、保健所とつながることもできず、感染したにもかかわらず薬も生活支援物資も届かないといった事態が広がり、8月1月だけで88名の学生の利用があり、9月に入っても申込みが相次ぎました。

利用した学生から寄せられたアンケートの一部を紹介します。具体的症状としては、40度の発熱、悪寒、関節が痛いなど幾つかの症状、その他ひどい下痢をしてしまったり、味覚症状もあり、体を起こすのがつらい、食欲がなく熱がある、固形物は食べるのが難しい、39度台までの発熱、せきや喉の痛みがひどいなどが寄せられ、思っていたより症状がきつかった、回復するか心配など若年層でもきつい症状が出ていることが分かります。

検査や病院へのアクセスについては、無料検査キットの配布やオンライン診療が役立ったという声が多くあります。それまでの期間は、症状が出てやっと5日目で病院が見つかった、車がないので、できるだけ近くを予約したが、暑さの中30分も歩かねばならず、きつかったなど、医療機関につながれなかった実態や、薬も手に入らなかった状況が寄せられ、療養中に不安だったことでは、頼るのは強いて言えば友達ですが、やはり少し言いづらいというのがある、とにかく外出できないので食料がないのと、独り暮らしなので何かあったときが怖いです、独り暮らしだと看病してくれる人もいない、いつ治るか不安など、孤立している学生の実態が明らかになりました。

このまんぷくEATSの取組は、自己責任で押し潰されそうな気持ちを励まし、心身の回復に一定の役割を果たしていると考えます。

この活動の報告を知事にも見ていただきましたが、どのようにお感じになったか、御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） お話ありがとうございましたように、コロナ禍の中、家族と離れ、頼れる友人もいないといったような状況の中で、独り寂しく療養されていたという学生たちのことを考えますと、大変胸が痛む思いがいたします。保護者の方も、さぞかし御心配をされたことであろうというふうにお察しをします。また、そうした中で、お話がありましたように、学生たちがボランティアで食料の配達支援を行っていたということは、大変ありがたいし、心強いというふうに感じたものでございます。

今回のアンケート結果を拝見いたしましたところ、お話もありましたように、特に初期におきまして診てくれる病院を探すのに苦労をした、検査の予約が取れない、あるいは療養中に外出できず食べ物の調達に苦労したといった声が多く寄せられたというふうに感じております。こうした傾向は大学生の方々に限らず、一般の方、とりわけ独り暮らしの自宅療養の方に共通した課題であったのではないかとこのように考えます。

こうした状況を踏まえまして、8月5日からは症状の軽い方が、外来の診療に替えまして、御自身で必要な検査ができますように、抗原定性検査キットの無料配布を開始いたしました。また、8月19日にはこの検査キットにより陽性となった方の確定診断のためのオンライン診療という道を開いております。さらに、9月26日からは、いわゆる全数把握の見直しに伴いまして、高知県陽性者フォローアップセンターを開設して、必要に応じまして、このセンターを通

じて生活支援物資の配送などにも対応するという体制を整えております。

こうした取組によりまして、アンケートに記載のありました8月上旬の感染拡大の初期の状況に比べますと、時を経るにつれまして、独り暮らしの大学生の療養を支えます体制が整ってきたと言えるのではないかというふうに考えております。

**○37番（塚地佐智君）** 徐々に整っている、確かにそういう実感を私たちも持っております。この間、そうした学生の声で一定動いてきたとも私たちも感じているわけですが、この民青同盟が実施をしているまんぷくEATSの取組は、高知工科大学は全学生に、高知県立大学では相談のあった学生にメールなどで紹介がされ、利用が広がりました。

ボランティア頼みでは限界がありましたが、第7波の感染爆発の中、それぞれの大学ではコロナに感染した学生に対してどのような支援体制が取られてきていたのか、文化体育スポーツ部長にお伺いいたします。

**○文化体育スポーツ部長（岡村昭一君）** 高知県立大学や高知工科大学におきましては、学生一人一人の状況に応じた丁寧な対応が行えるよう、相談窓口の職員や担当指導教員らが連携し、情報を共有しながら、個々の学生に応じた支援を行う体制が取られているところであります。

とりわけ新型コロナウイルス感染症に関する支援につきましては、陽性が判明した学生はもとより、発熱などの症状を自覚した学生などからの大学への連絡を呼びかけ、それらの学生の状況を聞き取り、必要に応じた支援を行っているところであります。

第7波の際にも、例えば発熱などの症状が出た学生について、大学が受診可能な医療機関を探し出し、受診の調整を実施しております。また、独り暮らしの学生の医療機関や宿泊療養所

への送迎を大学の教職員が実施しております。さらには、自宅での療養が必要となった学生につきまして、大学が保健所と調整し、食料などの療養支援物資を手配するといった支援が行われてきているところであります。

**○37番（塚地佐智君）** それぞれの丁寧な対応、県立大学、工科大学の対応をお伺いさせていただきました。

この対応と同時に、9月26日からの、先ほど知事からお話がありました高知県陽性者フォローアップセンターが開設をされまして、必要に応じて生活支援物資の配送が行われることになり、ボランティアで参加をしていた学生も大変喜んでいただいております。

しかし、県外からの新入生は学校を卒業したばかりで社会経験も少なく、孤立していたこの間の状況を見ると、丁寧なサポートがさらに必要な状況だと思います。先ほど紹介したアンケートでも、療養中につらかったこととして、4割の学生が孤独や精神的苦痛を挙げています。

陽性者のフォローアップセンターでの対応頼みでなく、先ほど大学からのお話もありましたが、さらに一歩進んで、保健センターや大学生協同組合などそうした施設の活用なども含めて、県として各大学と協議をし、次期の感染拡大に備えた学生支援体制づくりをぜひ検討していただきたいと思っておりますけれども、知事にお伺いをいたします。

**○知事（濱田省司君）** ただいま部長からも答弁いただきましたが、高知県立大学あるいは高知工科大学におきましては、新型コロナウイルスに感染した学生の状況を把握し、聞き取り調査も実施をいたしまして、症状によっては医療機関への搬送も含めて丁寧な対応を行っておられたというふうに聞いております。

さらに、今般県として陽性者フォローアップセンターを設置いたしました。24時間体制での



相談対応を行いますとともに、医療機関の紹介、あるいは生活支援物資の配送なども実施をする体制も整備したところでございます。

各大学におかれましては、学生が罹患した場合に、少しでも安心ができますように、この県の設置をしましたフォローアップセンターの活用などの周知と併せまして、引き続ききめ細かな支援を行っていただくということを期待いたしておりますし、いろんな機会を通じまして、こうした我々の思いをお伝えをしたいと思っております。

○37番（塚地佐智君） ありがとうございます。

県内には6大学ありますので、県としては県立大学、工科大学というところになるろうかと思えますけれども、先ほど県外から来て、暮らしている6,000人余りの県外生というのは、高知県で暮らしているという学生ですので、ぜひ知事のほうから、各大学にもそうした対応が取られるように要請をしていただけたらと思っております。

また、学生は県外から来たことで住民票がないというようなことで、このフォローアップセンターから、さらに食料支援といったことへの気持ちの上のハードルが結構あるというふうにも聞いております。知事のほうから、学生もぜひこのフォローアップセンターの登録、そして生活支援というのは我慢せずに使っていきたいというメッセージをぜひ出していただきたいと思えますが、その点はいかがでしょうか。

○知事（濱田省司君） ただいま議員から御指摘ありましたように、確かに大学生の皆さん、一部の方は住民票を親元に残されたままという方もおられると思います。特に、このフォローアップセンターをつくりました趣旨に鑑みますと、こういった仕組みをできるだけ広く周知いたしまして、必要な場合にはしっかりと活用いただきたいという思いがございますので、これも様々

な機会にそういった趣旨をお伝えするように努めてまいりたいと思っております。

○37番（塚地佐智君） ありがとうございます。県民全体で、県外生だけでなく学生をやっぱり支えていく県政ということで進めていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、こども食堂についての質問に移ります。

2015年頃から高知県内で開催が広がってきたこども食堂は、現在設置数は20市町、92か所、県の登録団体は60団体、69か所となっています。

この9月15日には、高知県と高知県社会福祉協議会が主催をして、地域共生社会の実現に向けた「子ども食堂シンポジウム～みんなでつながる子ども食堂～」が開催をされ、「高知における子ども食堂の可能性と課題」と題した近畿大学講師野田満氏による講演と、5団体の実践報告によるシンポジウムが行われました。講演では、こども食堂実施団体に対するアンケート調査に基づく、こども食堂が担っている機能の評価、新型コロナウイルス感染拡大を見据えた今後の課題の分析など示唆に富んだものでした。

まず、このシンポジウムを開催し、県内のこども食堂の果たしている役割について、どのように認識を深められたか、子ども・福祉政策部長に伺います。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） こども食堂につきましては、食事の提供を通じた居場所としての機能を持つとともに、地域の方々が子供たちを守り、必要な支援につなげていく場としての役割を担っているものと認識をしております。

さらに、今回のシンポジウムを通じまして、こども食堂と学校が連携をしました食育の取組、また社会福祉法人によります地域における公益的な活動、子供たちが運営側にも参加することで子供同士の成長につながっている取組など、

地域の様々な方々がつながり支え合う活動が、こども食堂を中心に広がっていると再認識したところでございます。

○37番（塚地佐智君） 本当に大変な中でボランティアの皆さんが、子供たちやその家族を支えて、頑張ってくださっている姿も明らかになったと思います。

本県が全国に先駆け、県としての子ども食堂支援基金を創設され、開設や運営に補助金が支出されています。現在、民間から寄せられた子ども食堂支援基金の総額、活用状況、残額はどのようになっているか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 子ども食堂支援基金を設置しました平成29年3月以降、令和3年度までに受け入れました寄附額は約3,600万円となっております。このうち約1,000万円を子ども食堂支援事業費補助金に活用しております。令和4年5月末時点での基金残高は、積立時の原資など約1,400万円と合わせまして、3,971万円余りとなっております。

○37番（塚地佐智君） 県の基金、そして皆さんの募金という形で3,900万円という大変な金額を積み上げていただいていると思います。この基金を活用した県の補助制度については、今回のシンポジウムの講師が実施したアンケートに寄せられた意見でも、食事だけでない、こども食堂ができる制度や支援をといた声や、使い道と使い方いろいろ指定や制限があり心が萎えてやりくりが重荷になる、参加人数で金額を設定してほしいといった改善を求める声が挙がっています。

私も補助金交付要綱を見ましたが、行政実務に慣れていないボランティアの皆さんが作成するにはあまりに事細かく、担当できる人がおらず申請を諦めている団体があるのも実情で、寄附金を寄せていただいた方々への志に見合う活

用になっていないのではないかととも思います。講演をされた講師からも、公的支援の在り方として、財的・物的支援の規模や用途の拡張、適切な動線づくりが提起をされています。

そこで、財的支援の拡張について、物価高を考慮した補助金単価の増額が必要だと思いますが、どのような検討がなされたか、子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 補助金単価の見直しにつきましては、物価高騰を考慮しました子ども食堂の運営費の支援といたしまして、現行の補助基準額を上乗せする補正予算案を本議会にお諮りしているところでございます。具体的には、運営経費への補助を開催1回当たり6,500円から7,500円に、感染症対策の経費を1か所当たり10万円から10万8,000円に見直すこととしております。

○37番（塚地佐智君） 大変な物価高の中ですので、この金額でいいのかという御意見も一方ではあります。今回、補正予算ということで出されていますので、当面この金額で行かれるのだとは思いますが、現場の声はぜひ聞いていただきたいと要望しておきたいと思っております。

煩雑な申請書類についての一層の簡素化、申請手続の支援体制の充実への取組はどうか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 子ども食堂支援事業費補助金の申請書類につきましては、令和元年度に見直しを行いまして、簡素化を図ったところでございます。また、申請手続につきましては、県社会福祉協議会に子どもの居場所づくりコーディネーターを配置いたしまして、個別にサポートを行っているところでございます。

しかしながら、こども食堂の実態に応じて補助メニューの拡充を行ったことなどによりまして、事務処理が煩雑となっているとの声もお聞

きしているところがございます。そのため、補助メニューの統合や申請書類の簡素化、デジタル技術の活用など負担軽減に向けた検討を行ってまいります。

○37番（塚地佐智君） ありがとうございます。前向きな御答弁で、この基金がボランティアの皆さんに負担なく使えるということの取組をぜひお願いしておきたいと思えます。

このシンポジウムに、県の子ども・福祉政策部子ども家庭課からは、こども食堂の現状と県としての課題意識に基づく取組の報告が行われました。今年度の取組として4つの柱を立て、主に子供の居場所づくり、支援機関へのつなぎなどを重点として進められています。こども食堂の役割として重要であることは理解をしていますし、そうした役割が果たせるよう支援も充実させていただきたいと思っています。

と同時に、コロナ感染拡大の中で、集まって一緒に食事をするのができなくなったり、弁当を作る作業が困難になった中で、支援を続けるため全てを取りやめるのではなく、食材提供を実施したこども食堂があります。コロナ禍の収入減少、物価が高騰している中で支援を途切れさせないための取組です。

県内トップを切って、2017年から高知市中万々にある地域交流センター城北でこども食堂を始められた、こども食堂こうちは、コロナ感染拡大の中、食材提供に取り組んでいます。現在、火曜と金曜の午後3時半から午後4時半に開設、毎回子供のいる55世帯、約200人を超える利用者があり、取りに来られない家庭には主にボランティアの方、遠方の8件にはヤマト運輸さんの協力で食材を配達しています。

利用されている方々は、子供の感染で仕事を休まなくてはならず収入が減ったというシングルマザーや、パートの時間が減らされたが、夫が生活費を入れないので子供に十分な食料を買

うことができないというDVの増加も見られると実情を訴えられています。地域の民生委員やスクールソーシャルワーカーなどと連携したこのような取組は、高知市鴨田地域のこども食堂などでも取り組まれ、家庭に届ける中で家庭の状況も分かり、支援につなげやすくなったとの声も多く聞かれています。

コロナ禍を経てこども食堂の果たす役割が、食事をする、居場所づくりだけではなく、食材を子供のいる世帯に届ける活動の重要性が明らかになっていますが、この取組についてどのように評価をされるか、子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） コロナ禍によりまして、令和2年3月時点ではほとんどのこども食堂が中止となるなど、こども食堂の活動は大きく制約をされたところがございます。

コロナ禍を契機としまして、子供とのつながりや見守り活動のため、議員からお話のありました活動をはじめとしまして、市町村、社会福祉協議会やNPOなど様々な団体によります食材の配布や宅配に取り組む活動が広がっております。

こうした取組は、コロナ禍で人と接する機会が減少し、孤独感や不安感を抱える方々にとりましては、大変心強い活動だと評価をしております。

○37番（塚地佐智君） 今、大変評価をしているという御答弁をいただきました。しかし、子供のいる貧困世帯に食材を届けるという活動については、こども食堂ではないという見解で、県が寄附金によって創設をしたこども食堂支援基金を活用した補助金の交付が受けられていません。貧困な子供たちに食事を届け、支援につなぎたいとの思いで寄せられた寄附金を、こうした活動にも活用させてほしいとの要望は当然のことではないかとも思います。

県としての使途の拡充を求めるものですが、子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） コロナ禍の中、つながりを持つための食材を届ける活動は意義がある活動ではございますが、お話のように子ども食堂支援基金は食事の提供を通じた居場所づくりを支援するものであり、食材を届ける活動は対象とはしていないことから、現時点では困難と考えております。

しかしながら、このような活動はコロナ禍を契機にNPOや民間団体などに広がっているところであり、現在は高知県社会福祉協議会がフードバンク活動団体などと連携をして支援を行っているところでございます。県としましては、こうした活動への支援の在り方につきまして今後検討してまいりたいと考えております。

○37番（塚地佐智君） 現時点では困難というお話がございました。ただ、こども食堂は登録団体としてそれぞれが活動していき、コロナ禍でその活動ができずに、それを途切れさせないための支援策として対応したものです。今後ともそういうことがやっぱり考えられてくるというふうに思います。現時点ではというふうにおっしゃいましたので、今後検討をしていただけたらと思います。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

さらに、NPOの皆さんなどに今国の支援事業などもありますので、そういったものの活用ということも御検討かとは思いますが、その場合、このこども食堂さんへの新たな実務負担ができない形も、ぜひ私は検討していただきたいというふうに思っております。そういう内容も含めて、ぜひ前向きに、できればこの支援基金がきちんと使えるということも検討していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それでは、質問の最後に校則の問題について

お伺いをさせていただきたいと思っております。今回、学校の指導提要の見直しと校則問題について、以下伺いたいと思っております。

文部科学省は、小学校から高校までの生徒指導の手引となる生徒指導提要を12年ぶりに改訂するため、有識者などで行う協力者会議で議論を重ね、この8月にその案が取りまとめられました。

現行の生徒指導提要で触れられていない子供の権利を明記し、子供は自由に自分の意見を表明する権利を持っていることなどを教職員が理解するように求めるなど、これまでの生徒指導の在り方を根本的に見直す内容となっています。

今回の改訂の中心点をどのように捉えておられるか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 今回の生徒指導提要の改訂につきましては、目の前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけではなく、成長を促す指導など積極的な生徒指導の充実を図るといったこと、また社会環境の変化に伴って近年制定された新たな法律であります、いじめ防止対策推進法などを踏まえた具体的な支援方法の明示、また学習指導要領の考え方やチーム学校の考え方による、個に応じたきめ細やかな指導の充実などがポイントであり、時代の変化や流れを踏まえた上で、より子供の成長に資する内容への改訂になっているものと捉えております。

○37番（塚地佐智君） まさに今の時代に見合った形の子どもの権利条約も含めたものになっていると私は思っております。

このブラック校則の見直しを私たちは求めてまいりましたが、この協力者会議の議論の中でも校則の問題が取り上げられ、理不尽な校則は学校が見直す努力が必要との委員の指摘がありました。

昨年2月県議会において、当時の浜田豪太

県議が、校則の全面的な見直しを求める質問をされています。その質問に当時の伊藤教育長は、既に2020年から県立学校での見直しを県立学校長に指示して、間もなく各学校で校則の見直しが完了するというふうに御報告をされました。

そこで、まず各県立学校でどのような校則の規定が見直しの対象となり、どう見直しが行われたか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 令和2年4月以降、全ての県立学校で校則の検討を実施しております。その中で、殊に服装や頭髪に関する内容を中心に改定がなされております。具体的には、女子生徒のスラックス着用を可能としたほか、靴下、タイツなどの色、また髪型に関する規定が緩和をされております。そして、校則の検討に際しましては、多くの学校でアンケート調査や生徒総会での話し合いといったことを通して、生徒や保護者の参画も得ながら、この見直しを実施しております。

○37番（塚地佐智君） 先日、ある県立学校的女子生徒と話す機会がありまして、校則について男子の髪長さの規定が細か過ぎる、靴下の規定も厳しいといった意見も述べておりました。昨年見直しで変化をしているかもしれませんが、生徒の認識になっていないのも事実です。

自分たちの学校の校則を、生徒も教職員も保護者も知っていることが大事で、この校則の公表は生徒指導提要にも明記をされましたが、本県での県立学校での取組はどうなっているか、教育長にお伺いします。

○教育長（長岡幹泰君） 既にホームページで校則を公開しております県立学校は1校、また公開に向け準備をしている学校は4校となっております。

○37番（塚地佐智君） 公開されることで教職員の恣意的な運用に歯止めがかけられると同時に、

見直しの必要性なども明らかになりますが、今後公開に向けた取組をどう推進されるか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 今回の生徒指導提要改訂案では、校則をホームページなどで公開することが望ましいとされております。また、ホームページ等で公開することで、生徒、保護者、地域の方々においても校則に関する意識が高まり、また生徒が校則の意味を考えたり、さらに必要な見直しを行うきっかけにつながるものと考えております。

まずは、県立学校に対してホームページ公開の意義を伝え、公開の取組が進むよう機会を捉えて話をしていきたいと考えております。

○37番（塚地佐智君） ぜひ公開することが見直しのさらなる前進につながるというふうに思いますので、そこは一つの見直しの姿勢の試金石に私はなると思います。ぜひ積極的に進めていただくようお願いをしたいと思います。

今回の生徒指導提要の見直しの基本的な考え方、先ほど最初にお話をいただきましたが、これを現場に徹底する努力というのをぜひ教育長の決意をお伺いしたいと思います。

○教育長（長岡幹泰君） まず、本年度中に県立学校長会、また市町村教育長会、そして小中学校長会役員会等におきまして、改訂された生徒指導提要の内容、趣旨、そしてこの提要に沿った指導の重要性につきまして確実に伝えてまいりたいと思います。

さらに、生徒指導提要の改訂に関わりました国の有識者の方をお招きし、国公私立の小・中・高全ての生徒指導主事に、改訂の基本的な考えや活用についての研修を実施する予定をしております。

今後、生徒指導提要の趣旨がしっかりと理解され、子供の成長を促す指導が充実するよう、様々な機会を捉えて周知徹底を図ってまいりたい

いと考えております。

○37番（塚地佐智君） ありがとうございます。  
今回の提要見直しの基本の中には、子供たちが人権の権利の主体であるということが大変大事な視点として入れられています。私は、今学校現場に何よりも求められている視点だと思しますので、そうした考え方も含めて、ぜひ徹底をお願いしたいと思います。（拍手）

○議長（明神健夫君） 以上をもって、塚地佐智さんの質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時34分休憩



午後1時再開

○副議長（西内隆純君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

坂本茂雄君の持ち時間は45分です。

32番坂本茂雄君。

○32番（坂本茂雄君） お許しをいただきましたので、県民の会、坂本ですが、ただいまから質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症第7波における知事の情報発信の在り方についてお尋ねします。

6月定例会での知事の提案説明における、ある程度の新規感染者の発生を許容しながら、社会経済活動における制約を段階的に緩和していくべき局面にあると捉えているとの言葉を受けて、私は危機管理文化厚生委員会で、ある程度の新規感染者の発生を許容する際の目安についてお尋ねした際、健康政策部長は注意のレベルで落ち着くことだと考えていると言われました。

しかし、特別警戒であっても、社会経済活動

における制約をかけることもなく、人流のピークが過ぎた後の8月16日に特別対策に引き上げ、BA.5対策強化宣言を発しました。つまり、決して許容できるレベルではなかったにもかかわらず、社会経済活動における制約を段階的に緩和するかのように見られ、県民の皆さんに誤ったメッセージを寄せられたのではないかと感じられました。

これまで県民の会では、県民の行動変容につながるような知事の情報発信を求め、知事も2月定例会で、県民の皆さんに我が事として捉えていただけるようにメッセージを発していくことが大事だと考え、メッセージを受け取る方々の立場や思いを想像して、ここに想像力を働かせて、それに寄り添ったものとなるということが肝要だと考えている、今後もこうした点に留意をしながら、県民の皆さんと心をつなげて、コロナ禍を乗り越えていけますように、正確で、かつ分かりやすいメッセージの発信に努力していくと言われました。

第7波における情報発信の在り方は、早期に第7波をピークアウトさせることにつながったと考えられているのか、知事にお聞きします。

○知事（濱田省司君） 新型コロナウイルスに関する私からの情報発信につきましては、今御紹介もいただきましたけれども、県民の皆さんに我が事として受け止めていただきたいという考えに立ちまして、正確で分かりやすいメッセージとなるように心がけております。具体的な対応といたしましては、データやグラフ、イラストなども用いながら、必要な対策について説明をまいりますとともに、その対策の根拠については丁寧に説明するように努めてまいりました。

ピークアウトが早期に行われるために、どの程度貢献をしたかというお話がございましたが、ピークアウトに至った要因、いろんな要因があ

ると思いますので、このメッセージの中身がどう貢献したかということを取り出して分析するのは難しいというふうに思います。ただ、第7波がおおむねピークアウトできたということに関しましては、県民の皆さんが私どものメッセージを御理解いただいて御協力いただいた、そうしたたまものであるというふうに考えております。

○32番（坂本茂雄君） メッセージを受け取る方々の立場や思いを想像して、ここに想像力を働かせて、それに寄り添ったメッセージであるかどうか、このことがやっぱり一番大事だったと思うんです。ですから、どのタイミングでとか、どういう頻度でとかというようなことも大事ではあるかと思いますが、その中身だと思うんですね。

そういった意味で、例えばテレビ中継のときだけ鳴子踊りに知事が参加されていた、あの光景は非常に誤った情報発信をされたのではないかというふうに、私は感じました。確かに、県庁踊り子隊の皆さんも踊りますから、一緒に踊られる、そういうお気持ちもあったとは思いますが、例えばあのときに、よさこい踊りを楽しまれる県民の方は、3年ぶりのよさこいを感染防止対策を徹底した上で楽しんでいただきたい、私も県庁踊り子隊の方々と共に踊りたいのは山々だが、今はコロナ対策に専念し一日も早い第7波のピークアウトを目指したいので、知事室で職務に専念させてもらいたいとも言え、それは県民の皆さんに思いが伝わったのではないかと。そういうことでなしに、踊り子隊の先頭に立たれたことが、知事もああいうふうに踊られているからというメッセージになったりしたのではないかと。というふうに、実はあのときいろんな方からお声をいただきました。

そういった意味では、やっぱり今後もどういう姿勢で県民の皆さんに寄り添った思いでメッ

ッセージを発するか、このことに強い思いをいたしてメッセージを発していただきたいというふうに思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○知事（濱田省司君） お話ありがとうございましたよさこい祭りの際の対応に関しましては、私の耳にも、議員からお話がありましたように、特に医療従事者の方々から、もう少し感染防止のメッセージを知事からも出すべきではなかったかというような御意見はいただいたところでございます。その点は重く受け止めております。

ただ、大きな方向といたしまして、今回の局面に関しましては、社会経済活動との両立をできるだけ図っていくということが大命題としてあったというふうに理解いたしております。ただいま議員から御指摘のありました想像力という点に関して申しますと、恐らく県民の皆様方、特に旅行であったり会食を予定されているような方々が、これは予定どおり行っていいものかどうなのかということに、大変判断が迷われたような場面があるのではないかと。というような私も想像をいたしました。その場合には、必要な場合にはワクチンの接種もそうありますが、例えば全員検査のような方法を取って、安心・安全を確保した上で両立を図っていただきたいと、そういったメッセージを出させていただいたつもりでございます。

○32番（坂本茂雄君） ぜひ今後はそういう、常に県民に思いを致すような形での情報発信をお願いしたいと思います。

続きまして、先ほどもお話しありました、知事から、医療従事者の方からお声をいただいたというようなことでしたが、その医療提供体制を支える医療従事者の方への支援についてお伺いします。

第7波による県内医療機関の逼迫度が高まっているときには、人員不足や業務増に加えクラ

スターが頻発し、県内医療機関のクラスターは7月に11件だったのが、8月は52件に急増するとともに、高齢者らの感染が増加し、人手がかかる中等症以上の患者も増えました。さらには、重症患者を受け入れる高知医療センターでは、職員にとっては過度とも思える行動自粛が強いられる中でも、感染や濃厚接触者になった職員の自宅待機が100人近くに上る中で、コロナ患者の看護体制と三次救急患者の受入れ体制を確保、維持するため、苦慮されていました。

そのような医療体制を支えてこられた医療従事者には、これまで新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当や、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金が支給され、今年度は看護職員等処遇改善事業補助金を活用し、コロナ医療など一定の役割を担う医療機関など、対象医療機関の看護職員の賃金引上げに相当する額が手当てされてきました。しかし、この財源も10月からは診療報酬に組み込まれる中で、看護職員の処遇改善の仕組みがどのようになっていくのか、医療機関によって不安視されています。

今後は、医療従事者の就業意欲をさらに維持し、高める支援策は考えられないか、知事にお伺いします。

○知事（濱田省司君） 今回のコロナ禍におきまず医療従事者の方々への処遇の問題でございます。今回のコロナ禍におきましては、医療を守るといふこと、そして過重な負担を強いられております医療従事者を迅速に支援するということを優先いたしまして、診療報酬の改定によらずに、特例的に国や県におきまして手当あるいは慰労金の支給などを行うという形を中心に対処してまいっております。加えまして、本年1月には、入院協力医療機関などに対して交付をいたしております病床確保料、いわゆる空きベッドの補償のための給付金でございますが、この一部を医療従事者の処遇改善に充てるべしとい

う形で、交付要件も改正をされるという形での配慮が行われているところでございます。

今後もコロナ医療などの困難な患者対応に従事されます医療従事者の処遇改善につきましては、全国レベルで検討をし、国において統一的に実施をされるべきものというふうに考えております。

県といたしましても、引き続き処遇改善などの国の動向を注視いたしますとともに、医療従事者のお声も伺いながら、必要に応じて全国知事会などを通じまして政策提言を行ってまいりたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） 医療従事者の方々には、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化によって、社会経済活動における制約の緩和がされている県民の方々とは違って、厳しい行動自粛が継続されている医療機関も見受けられます。それは、行動自粛ではなく、むしろ行動制限あるいは制約となっている現状もあります。個人のプライベート時間を把握する過度なプライバシーへの介入、精神的な負担の蓄積、現場の逼迫を理由に、職員の事情を考慮せず勤務変更がされるなどの実態が強いられているとの声もあります。

改めて、過度な行動自粛の緩和や精神的負担の増大を解消する支援策、また本来であれば賃金が発生しない業務時間外の個人の時間を制限するのであれば、待機手当のような手当や慰労金のようなものについても支給されてしかるべきではないか、そういった御要望が多く上げられています。

そういったことについて、先ほど知事は、国が一律でということもありましたけれども、県独自でそんなことも考えていく、そういうふうなお考えはないでしょうか。

○知事（濱田省司君） この問題は、基本的には特にコロナの対応ということを想定いたしますと、高知県の地域問題というよりは、これは全



国的な医療の制度、そして医療従事者に対する報酬の在り方の制度の問題だというふうに考えております。

最近でございますと、令和4年度、今年度から、救急医療機関などの看護師さんを中心としました賃金を月額平均で4,000円相当引き上げるという方策を、国のほうで取られるということでございます。9月分までは補助金で、10月以降は診療報酬で対応していくという方針が出されておりますので、こういった形で国においてしっかりとした対応をしていただく。ただ、現場のいろいろな声などをお聞きした中で、足らざる部分があるとすれば、我々としてもそれをしっかりと国に対して意見を申し上げていくと、そういう対応を取るべきものと考えております。

○32番（坂本茂雄君） 先ほど最後のほうで言われました、診療報酬改定の中で今後対応していくということにおいても、例えば県立病院などで言えば、看護職員だけにそういったものを処遇して、現場からの大きな声が――薬剤師等にもそういった適用がなぜされないのかというような声も上がっております。

そんなことも含めて、先ほど知事はいろいろこれからも現場の声も聞きながらということでしたが、国の対応でやれること、そしてそれを県の段階に落とし込むときに、ぜひ県内の現場の声を聞きながら対応していただきたいということを御要望させていただきたいと思っております。

続きまして、コロナ禍における生活困窮者支援のこれからについてお聞きします。

現在に続くコロナ不況の下で、経済的に困窮した人たちを対象とする支援策が幾つか実施されてきましたが、そうした施策の中で幅広く利用され、かつコロナ禍の当初から利用されてきたのは、生活福祉資金の特例貸付であったと言えます。今回のコロナ禍での特例貸付は、住民税非課税世帯であれば償還免除とする方針が事

前に示されていたり、貸付審査も大幅に簡略化され、申込みから貸付実行までの迅速化も図られたことなどが、利用の拡大につながったものだろうと思われまます。

しかし、これから償還の開始が大きな課題となってまいります。2022年12月末日以前に償還が開始となる貸付けについて、据置期間が延長されましたが、来年1月からは返済が始まります。

本県における償還の状況について子ども・福祉政策部長にお尋ねします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 生活福祉資金の特例貸付は、コロナ禍の影響によりまして休業や失業等で生活資金にお困りの世帯に対して貸し付ける制度でございます。申請の受付は令和4年9月末までで終了となっております。

これまでの貸付実績は、令和4年8月末現在で2万8,640件、約114億円となっております。そのうち令和5年1月から償還の始まります緊急小口資金につきましては、令和4年3月までに貸付けを申請したもので1万318件、平均償還金額は約17万7,000円となっております。また、総合支援資金初回貸付けにつきましても、同じく令和4年3月までに貸付けを申請したもので7,758件、平均償還金額は約52万8,000円となっております。

○32番（坂本茂雄君） そのうち償還免除となられる方はどれだけおられるのか、子ども・福祉政策部長にお尋ねします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 今回の償還免除の条件は、借受人と世帯主が令和3年度または令和4年度に住民税非課税の世帯などの方でございます。免除につきましては、特例貸付を受けた方からの申請が必要となっております。その申請につきましてはの御案内を対象者全員に対して、県社会福祉協議会が本年6月に

御案内の文書を送付しております。

9月22日現在の免除決定世帯数は、令和5年1月から償還開始対象の1万350世帯のうち4,372世帯で、42.2%となっております。

○32番（坂本茂雄君） 償還免除となられる方は、何とかしのいでいけるかとは思いますが、昨年の2月定例会で、免除基準が低過ぎると生活再建が困難となることから、緊急小口資金の償還免除要件をさらに拡大し、総合支援資金の償還免除要件もできるだけ拡大することが望ましいとお聞きした際、当時の地域福祉部長は、貸付金の償還免除の要件を住民税非課税世帯に限定せずに、借受人の収入実態等に基づき判断するなど、さらに緩和するよう、全国知事会と共に国に提言していくと答えられていました。

償還免除の要件緩和はされてきたのか、知事にお聞きします。

○知事（濱田省司君） ただいまお話がありましたように、全国知事会を通じました提言活動なども繰り返した結果、昨年の11月に生活保護受給者、あるいは障害をお持ちの方、さらには1年分の償還が滞った独り親世帯、こういった方々が償還免除の要件に加えられたところがございます。

そして、実際問題、意味が大きいと思いますのは、これに加えまして、1年以上償還が遅延をし、償還指導を実施しても償還の見込みがないと判断される場合などは、都道府県の社会福祉協議会におきまして、社協サイドの職権により償還免除ができるという規定も加えられたということでございます。この後段の部分で、かなり社協の判断、裁量によって、実態に即した判断ができる余地が生まれたということではないかと考えております。

具体的な運用の在り方につきましては、国のほうからまだ詳細が示されておられませんけれど

も、借受人の生活再建に資する取扱いが実現できますよう、まずは国の動きをしっかりと注視したいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） ありがとうございます。最後に言われた点については、ぜひ、これから対応していく社協職員の皆さんにとっても、大変なことではあるかと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

緩和された要件を満たさなくても、将来の家計収支の見通しなども丁寧に聞かれて、償還免除をしたり、それぞれに柔軟な償還免除の対応などに努めていただきたいということもお願いしておきたいと思っております。

続きまして、今回のコロナ不況における生活困窮者に対応する中で、生活困窮者に対して制度の対象ではないというふうな自治体窓口などで言って、それで終わるだけでは、自治体が相談を受ける意味がないということだろうというふうに感じました。むしろ声を上げることができない立場の弱い人から相談を受けた内容によって、ウイズ・アフターコロナ期において、どのような制度が必要なのかを国などに伝え、制度に反映させていくことが自治体の役割ではないかと思われまます。

今回のコロナ禍が新たな形の生活困窮を引き起こしたというよりも、コロナ禍というショックによって、低所得だったり収入が不安定だったりする生活困窮が表面化したものであることから、アフターコロナの平時における生活困窮支援対策として、今後あらゆる制度を考えられることが必要ではないかと思っています。

まずは、生活保護制度の最低生活費を下回る収入の世帯に対して、資産調査なしで生活扶助相当額を給付する制度の創設などについて検討できないか、知事にお伺いします。

○知事（濱田省司君） 生活保護制度におきましては、最低生活費の考え方を伺われておりま

して、資産、能力などあらゆるものを活用することを生活保護の前提としていると、そういう制度となっております。このため、収入が最低生活費を下回ったといたしましても、預貯金あるいは不動産などの資産の売却収入などがあれば、これを消費した後に保護適用となるという考え方が取られております。したがって、収入が最低生活費を下回っていることをもって、資産を考慮することなく生活扶助制度を創設するということは、生活保護制度とのバランスを著しく欠くことになるというふうに考えます。

こうした生活保護に至る言わば前段階の生活困窮の方々に関しましては、生活困窮者自立支援制度によりまして、就労や住居確保など自立に向けた総合的な支援を実施するという形で対応されるべきものと考えております。

○32番（坂本茂雄君） 制度としてはそうだろうと思います。ただ、例えばこのコロナ禍において厚生労働省は、生活保護の申請は国民の権利です、ためらわずに御相談くださいといったメッセージをウェブサイトのトップに掲げても、そうやって申請を促してきても、やはりこの間、生活保護の申請というか、受給は減っている状況にあるわけですね。そういった意味では、生活保護制度に対するスティグマなどの問題から、第2のセーフティーネットである、先ほど知事が言われた生活困窮者自立支援制度から、それから漏れて、再度制度のはざまに陥ってしまうケースがこれから見受けられるのではないかとこのように心配をしています。

そういった意味で、ぜひ独自の制度、第2のセーフティーネットと第3のセーフティーネットの間にある、そういう制度のはざまに落ち込まないような方々への支援策というのを、これからは考えていく必要があるのではないかとこのように思いますけれども、県独自でということが難しいのであれば、ぜひまたこれらも知事

会などで検討していただいて、国に声を上げていただきたいというふうに思っています。

続きまして、住居確保給付金、コロナ禍で大幅に活用が増加しました。この住居確保給付金の要件は2020年4月20日から、支給対象が新型コロナウイルスの影響による給与や事業収入が減少し、生活に困窮される場合も対象に含まれることとなりましたが、コロナ不況が鎮静化しても生活保護とのはざまに陥ってしまうことのないよう、要件の大幅拡大などについて検討できないか、知事にお尋ねします。

○知事（濱田省司君） お話がございました住居確保給付金でございますが、これは従来は離職あるいは廃業された方ということが要件でございました。ただ、今回特例的な対応といたしまして、コロナ禍で収入が減少した方に関しましても特例的な給付を認めるという扱いがされておまして、この特例は本年12月で終了するという予定になっております。

県内のこの特例の活用状況を見ますと、令和2年度は695件、令和3年度は111件という形での特例の適用実績がございましたが、本年度に入りましては25件ということで、明らかに大幅な減少をしてきているということがございますから、特例貸付と同様に、言わば通常モードに戻していくということに合理性はあるというふうな状況になっているのではないかとこのように考えます。

こうした特例措置が終了した後の生活困窮の方々への支援の在り方につきましては、生活再建、自立に向けました伴走型支援に軸足を移行していくと、こういう考え方下の方向性で検討がされるべきものではないかと考えております。

○32番（坂本茂雄君） ただ、従来のモードに戻したら、従来のモードでは極めて少なかったという実態があるわけですね。コロナ禍で対象要

件を緩和したことによってぐっと増えたというようにもありますので、これがまた従来のモードに戻してしまうと、そのことで困ってしまう方々が出てくるのではないかと。中にはこれから住居確保においては、住宅確保手当のようなものを支給するべきだというような議論も、社会福祉の分野ではされているという状況がありますので、そのことにつきましても、先ほどお話ししたように、第2のセーフティーネットと第3のセーフティーネットの間のはざまに落ち込まないような、そんな支援策の一つとして、このことについてもまた御検討をお願いしたいと思います。

現場の皆さんは、貸付けか生活保護かの二者択一を迫るような思いがしたという、社協の職員のつらい思いなんかも出されておりますので、ぜひそういったことにならないようお願いをしておきたいというふうに思います。

続きまして、人権問題についてお尋ねします。

これは、代表質問で我が会派の田所議員が取り上げた、県内の被差別部落に関する資料がツイッター投稿されるという、計画的で確信犯的な差別事件についての答弁を踏まえて、私も質問をさせていただきます。

2021年10月の高知県の人権についての実態公表によりますと、インターネット上の差別的な書き込みへの対応として県人権課では、インターネット上の同和問題に関する差別を助長する書き込みについては、サイト管理者に対して削除を依頼しており、2020年度は計132件の書き込みと1件のスレッドについて削除を依頼していますとありました。そして、国の実態調査によりますと、インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には、差別的な動機がうかがわれると指摘されています。

さらに、2020年度高知市人権に関する市民の意識調査報告書では、同和地区や同和地区出身

者ということに気にしたたり、意識する場合の設問に対して、気にしたり意識することはないが最も多くなっていますが、自分自身や親族が結婚するときに28.8%であり、不動産を購入したり借りたりするときに11.4%、隣近所で生活するときに10.4%と、いまだ同和地区や同和地区出身者ということに気にしたたり、意識せざるを得ない実態が明らかになっています。

そのような中、全国の探偵社などで戸籍等不正取得による戸籍の売買ビジネスが横行している実態などから、今回の県内の被差別部落に関する資料のツイッター投稿が、身元調査に悪用される可能性は極めて高いと言えます。

知事も田所議員に対して、断じて許されないといい、差別に当たるネット上の情報について、削除要請や法務局への通報など必要な対応を行っているとのことでしたが、何が支障となっていて、いまだに削除に至らないのか、子ども・福祉政策部長にお尋ねします。

**○子ども・福祉政策部長（山地和君）** お話の差別に当たるネット上の情報に対しましては、県としましても人権擁護機関であります法務局への通報を行いますとともに、直接ウェブサイトの管理者でありますツイッター社に対しまして、削除要請を行っているところでございます。また、市町村からも同様にツイッター社への削除要請を行っておりますが、強制力がないため、いまだに削除されていないという状況になっております。

ネット上の誹謗中傷を被害者から迅速に救済するための、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信情報の開示に関する法律につきましても、削除を義務づける制度とはなっておらず、最終的にはウェブサイトの管理者の判断となっていることが、削除に至らない要因となっているところでございます。

**○32番（坂本茂雄君）** 今おっしゃられたとおり、

削除を義務づけるということがいまだできない、そういう今の法制度になっていること自体が問題ではないかというふうに思います。

私は、毎日この投稿が早く削除されないかとの思いで見られている方がおられると思うんですね。その方のことを思うと本当に胸が痛みます。

一日も早くこの削除をされるように願うとともに、県としても今後引き続き取組を強化していただきたいと思いますが、特に先ほど言われたこと以上に考えられる取組というのはないでしょうか。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） この案件の削除につきまして、1つは人権擁護機関であります法務局の通報、ただこの法務局での削除の取組につきましても、実際は削除に至っていないという案件も多くあるというふうにお伺いしております。非常に難しい問題ではあると思っておりますが、法務局等との連携を密にしまして、県としましてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） よろしく申し上げます。

続きまして、先日の答弁で知事は、来年度改定予定の高知県人権施策基本方針に、ネット上の誹謗中傷や差別を防止するための具体的な施策を適切に反映し、実効性のある取組を強化したいとの答弁をされましたが、どのようなことが想定されるのか、子ども・福祉政策部長にお尋ねします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 現在、本県では人権施策基本方針に、インターネットによる人権侵害を施策の一つに位置づけまして、予防のための教育、啓発などに取り組んでいるところでございます。

実効性のある取組の強化に向けまして、来年度に改定予定の基本方針の中で、被害に遭われた方々のために、弁護士等の専門家による相談

体制の強化でありますとか、ネットを正しく活用する能力の向上に向けました県民向けの年代別の講座の開催、小・中・高等学校における情報モラル教育の充実、ネット上におけるモニタリングの強化などにつきまして、具体的な検討を行ってまいります。

○32番（坂本茂雄君） ぜひ被害を受けられた方の救援策、これをより強めていけるような、そんなこともまた先進事例などに学びながら、検討いただきたいということをお願いしておきたいと思います。

続きまして、南海トラフ地震をはじめとした災害対策についてお尋ねいたします。

まず、避難行動要支援者個別避難計画の漏れない策定についてお尋ねします。知事は、今定例会の提案説明で、市町村における個別避難計画の策定支援に取り組んでおり、計画の策定には、要配慮者一人一人の事情を把握しているケアマネジャーなどに関わっていただくことが効果的ですが、こうした福祉専門職の参画が十分に進んでおらず、計画策定が思うように進捗していない市町村も見られると言及されました。

計画策定が十分に進んでいない理由は、福祉専門職の参画問題だけではないと思うのですが、知事は、どういうことがこの進んでいない理由だとお考えになりますか。

○知事（濱田省司君） お話ありがとうございました、いわゆる要配慮者のための個別避難計画の作成率でございますが、県全体では45.8%という水準でございます。この内訳を見ますと、高知市以外では70.8%と、一定程度進捗を見ておるのに対しまして、高知市内が7.8%と、かなり水準が低いまま低迷しているところでございます。

この実効性のある計画の作成を進めますためには、日頃から要配慮者の方々の状況を把握されております福祉専門職の参画が有効だと考えますが、高知市をはじめといたしましてこの参

画が進んでいない市町村では、計画作成に遅れが見られるという傾向は確かにあるというふうに考えます。

加えまして、福祉専門職の参画をお願いするにしても、もともと仕事も抱えておられて、忙しい方も多いわけですから、一定程度の報酬をお支払いするといった財政的な負担も伴う場合があるということですが、この辺の財政的な手当という点も、十分な手当が必ずしも講じられてこなかったというところも背景の一つとしてはあろうかと思えます。

ただ、この財政面に関しましては、令和3年度から福祉専門職の参画に要する経費につきまして、市町村分の普通交付税でいわゆる交付税措置が始まりましたし、県におきましても、令和4年度から市町村への補助メニューに追加をするという形で、財政措置の充実を図ってまいったところでございます。

これに加えて、現在の取組といたしましては、多忙な福祉専門職の方々が参画しやすいよう、県におきましてオンラインでの研修ですとか計画作成の手順づくりなどについて、福祉専門職の団体などと協議を進めているところでございます。

今後の計画の作成が全県的に迅速かつスムーズに進みますように、こうした関係団体との協議も踏まえながら取組を強化し、またただいま申し上げました財政措置について、市町村に対してのPRもしっかりと行ってまいりたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） 先ほど知事が答弁の中で言われました。福祉専門職の方自体も大変な繁忙の中で対応して下さるということになるかと思えます。それは、財政的な支援だけでなく、もっといろんな形でバックアップしていくことも今後必要だろうとは思いますが、先ほど言われたようなことで、今年を取組状況

を見させていただきたいというふうに思っています。

ただ、問題は、これまで私が質問してきた際に県のほうも言われてきたんですけれども、福祉の専門職とつながっていない方への対応、日頃から地域の見守り活動を行っている様々な方の理解と協力を得ることが重要と考えているというふうに、県のほうは答弁してまいりましたが、福祉専門職が現時点でもつながっていない避難行動要支援者がいるということへの配慮、これは大変重要ではないかというふうに思っています。ぜひその点についても今後考慮しながら進めていただきたいというふうに思っているところです。

続いて、その個別避難計画作成率の問題ですが、先ほど知事が数字的なものをおっしゃってくださいました。これは、6月定例会のときも加藤議員の質問に対してお答えになった部分だろうというふうに思います。問題は、優先度が高く、名簿情報提供の同意が取られた世帯のみを対象世帯としている場合は、不同意の方が計画策定から取り残されるということになるのではないかと、誰一人取り残さない防災対策の最優先課題であるだけに、この課題にどのように取り組んでいけるのか、子ども・福祉政策部長にお尋ねします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 個別避難計画の作成の優先度が高い方のうち、地域への名簿提供を同意されている方は県内で67.9%、一方で約3割の方は同意が得られていないという状況になっております。その中で、お話の不同意の意思表示をされた方の中には、周囲に御自身の情報を知られたくないといった方や、計画作成の必要性を十分に理解していない方が一定数おいでだと考えております。

このため、県としましては、今後生活環境や心境の変化も考えられるため、定期的な情報確

認の実施でありますとか、計画の必要性を丁寧に説明、場合によっては信頼関係がある福祉専門職等に同意の取得を依頼するといった対応を市町村に働きかけるとともに、計画作成につなげてまいりたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） 続きまして、介護事業所のBCP策定義務づけについてお尋ねします。2021年4月施行、令和3年度介護報酬改定における改定事項で、2024年から介護事業所でのBCP策定が義務づけられました。災害大国である日本で、介護事業所の利用者、職員を守るための計画策定や訓練を義務づけるものです。

本県において、対象となる介護事業所数に対して、BCPが策定できた事業所はどうなっているか、子ども・福祉政策部長にお尋ねします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 本年9月に県が行いました県内介護事業所のBCP策定状況の調査では、回答がありました462事業所のうち、災害時のBCPを策定済みは25%、策定中は53%となっております。また、感染症発生時のBCPを策定済みは17%、策定中は56%となっております。

○32番（坂本茂雄君） まだまだという感じがいたします。策定期限となる2023年度末までに、全ての介護事業所でBCPが策定されるように取り組まれるのか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 介護事業所のBCP策定に向けましては、全施設を対象にした説明会や施設団体による研修会等で、事業所への周知を行ってきたところでございます。

本県では、これまでも災害時のBCPにつきましては、平成24年3月に県の社会福祉施設防災対策指針を策定し、施設団体と連携をして、全国に先駆けて取り組んできたところでございます。

令和5年度末の策定に向けて、引き続き施設

団体や市町村との連携を強化いたしまして、国が作成したガイドラインの活用を施設に対しまして働きかけるとともに、研修会の開催や事業所への個別支援などを行ってまいります。

○32番（坂本茂雄君） この項の最後に、3年間の据置期間中、自らの事業所のBCP策定と並行して、避難行動要支援者の個別避難計画策定への参画が求められるということは、大きな負担になると思われま。

先ほどこの点について知事が少し触れられましたけれども、この負担軽減に当たって補助金による財政支援だけで可能なのか、子ども・福祉政策部長にお尋ねしたいと思います。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） お話のように、介護サービス事業所等では、令和5年度末のBCPの策定を求められている中、福祉専門職の日々の業務も多忙でありますことから、福祉専門職の個別避難計画の作成への参画に慎重な御意見もいただいております。一方で、事業所、関係団体等との意見交換では、福祉専門職は多忙ではあるが、いざというときに利用者の命を守るためにも、作成作業への参画は必要と前向きな御意見もいただいております。

こうしたことから、負担感軽減のための財政支援に加えまして、例えばいつでも視聴できるオンラインによる研修の実施でありますとか、円滑な計画作成に向けた手順書の作成、そういったきめ細かな支援を行うことによりまして、負担感の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） いろいろと言いたいことはありますが、時間がありませんので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、福祉避難所についてです。個別避難計画等の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に福

社避難所ごとに受入れ対象者の調整等を行い、要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進することとされていますが、本県での調整は進んでいるのかどうか、子ども・福祉政策部長にお尋ねします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 令和3年5月に内閣府のガイドラインが改正されまして、福祉避難所等へ直接の避難を促進することが適当と示されたことから、県では市町村に対しまして、担当者会や各ブロック研修会等で直接避難の検討を働きかけてきたところでございます。

現在、3町村が直接避難の受入れ対象者の調整に着手をしており、17市町村で直接避難の手順等を検討中という状況でございます。市町村からは、受入れまでの時間が短いなど施設側の負担が大きいことや、対象者の絞り込みが困難、コロナ禍で施設の協議が難しいなどの課題が挙げられております。

今後は、施設の負担軽減に向けました具体的な課題の洗い出しや、個別避難計画作成、更新に合わせました直接避難の対象者の絞り込みなど、市町村に働きかけていくとともに、直接避難に向けました取組を支援してまいりたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） 続きまして、今回の台風14号で災害が発生するおそれがあるとして、本県はじめ9県が災害救助法の事前適用を行いました。この場合に、一般避難所だけでなく福祉避難所を設置された場合に、その費用にも国費は充当されるのか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 災害救助法の事前適用の対象となる経費は、一般の避難所につきましては、建物の使用料や光熱費等に限定されております。

一方で、福祉避難所につきましては、これらの経費に加えまして、ポータブルトイレなどの

仮設設備の費用、また消耗器材等の購入費、支援に当たる介護員等の配置に要する経費が対象となることを国に確認しております。

○32番（坂本茂雄君） ぜひそういった意味では、一般避難所だけでなく、福祉避難所も積極的に開設することを要望しておきたいと思っております。

避難所における新型コロナウイルス感染症の自宅療養者対応ということで、今回のように自宅療養・待機者が多数に上った場合、その自宅エリアで避難指示や緊急安全確保が出される場合もなきにしもあらずです。

そういった場合に、今の避難所でのゾーニングでは適切ではないと考えますが、どのような対応が図られるか、危機管理部長にお尋ねします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 台風や集中豪雨などのシーズンを控え、自宅療養者の避難が想定されたため、その対応について、各市町村長に対して7月8日に通知を発出しております。通知では、避難所において自宅療養者専用のスペースを確保するか、別の避難所を開設するようお願い。また、自宅療養者への連絡や避難所情報を提供する方法のほか、避難所の衛生管理や病状が悪化した場合の対応などについて、事前に管轄する福祉保健所と協議することも併せてお願いしてございます。

9月の台風14号での対応について、避難所を開設した全市町村に調査しました結果、全ての市町村において自宅療養者専用のスペースを確保、または別の避難所を開設するように準備していたということでございました。ただし、実際に避難してきた自宅療養者はゼロでございまして、課題を把握するまでには至っておりません。

今後は、自宅療養者の避難に際して想定される課題などについて、市町村や保健所とも協議を行い、対応力の向上を図ってまいりたいと考



えております。

○32番（坂本茂雄君） 時間がないので、もう最後に行きます。

知事、国葬についての考え方で、先日の田所議員に対して、行政面でのプロセスに特段の瑕疵はなかったというふうに言われました。私はこのことに対して大変に疑問を感じております。

改めて、そういうふうにお考えなのか、岸田首相は改めて検証するというとも言わざるを得ない状態になっていますが、今でも行政面でのプロセスに特段の瑕疵がなかったとお感じになっているのか、知事にお聞きします。

○知事（濱田省司君） 今回の国葬儀は、行政権の範疇に含まれる国の儀式という位置づけがされた、これを大前提といたしますと、それに従った手順はしっかりと行われたと考えておりますので、その意味で実施に当たったの手續、プロセスに特段の瑕疵はなかったというふうに考えているところであります。

○32番（坂本茂雄君） 終わります。いろいろ言いたいことはありますけれども、これで終わります。（拍手）

○副議長（西内隆純君） 以上をもって、坂本茂雄君の質問は終わりました。

ここで午後1時50分まで休憩といたします。

午後1時46分休憩



午後1時50分再開

○副議長（西内隆純君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

大石宗君の持ち時間は30分です。

26番大石宗君。

○26番（大石宗君） 一燈立志の会の大石宗でござ

います。ただいまお許しをいただきましたので、順次質問させていただきたいと思っております。

まず、県経済の成長力についてであります。

この数年、新型コロナウイルス感染症で大変厳しい思いをしてきたわけですがけれども、県政の重要な根幹は、やはり県民の命を守るということでもあります。そういう中で、やはり医療と経済というのが両輪であろうかと思っておりますけれども、先ほど来、医療の面に関しては、第7波でも大変医療従事者の皆さん、医療機関の皆さんに御苦労もかけたのと、こういうお話がありました。感謝を私も申し上げたいというふうに思いますが、対策はしていかなければなりませんけれども、一方で先日の新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会では、第7波の傾向につきましては、例えば重症化率等々の数値も季節性インフルエンザとほとんど変わらないと、こういう部長の答弁もありました。

そういった中で、先ほど坂本議員から情報発信についてということで厳しい意見もありましたけれども、一方で今の高知県の景況を見たときに、9月の日本銀行高知支店の金融経済概況というのも緩やかに持ち直しているということがございます。観光が持ち直している、さらには個人消費が少し持ち直していると、この要因は、やはり人が動き出したということにあるかというふうに思いますので、そういった意味での知事の姿勢というのは、私は評価もするところであります。

そういった中でございますけれども、アフターコロナというのが近づいてきているというふうな認識に立てば、やはりこの県経済をいかに回復させていくのか、成長させていくのかというのが県政における一つの大変重要な政策であろうかと思っております。そういった中で、県経済の状況を見ますと、一つ実質経済成長率というのを考えてみますと、コロナ前、特に産業振興計画

を始めて以降、これまではマイナス成長だった高知県の経済が、少しずつプラスに転じてきたということがございます。筆頭は2013年度の4.1%の成長ということでありましてけれども、その後も比較的成長基調でずっと来ていたということがございます。

しかしながら、コロナで今マイナス成長に恐らくなっていると、統計が取れていませんので分かりませんが、恐らくマイナス成長になっているというふうに思いますし、先日工業製品出荷額も非常に厳しい状況だというふうな報道もありました。そういった意味では押し下げ要因がかなりありますから、これから回復していくというには大変な御努力を要さなければならぬというふうに思います。そういった中で今回関西戦略というので、関西の活力を取り戻すということで政策を立てられておりますけれども、例えばその大阪府においては2020年には、コロナ前の水準まで経済成長を戻すと、そして2025年までにはしっかり増やしていくという中で、年率平均2%の実質経済成長率を確保すると、こういう政策を大阪の再生・成長に向けた新戦略の中で立てておられるところであります。

高知県につきましては、この成長率の目標こそありませんけれども、そういった中で高知県の経済成長、どのようにこれから力強く果たしていけるおつもりがあるのか、まず濱田知事の決意をお伺いしたいと思います。

○知事（濱田省司君） 私は、かねてから目指すべき県政の姿といたしまして、若者が希望と誇りを持って暮らし続けることができる、そうした元気な高知県を実現したいというふうに申し上げてまいりました。お話がございましたように、ここ数年はコロナ禍という逆風に直面をしておりまして、経済面で大きなダメージを受けてきたというのは事実でございます。これを、

アフターコロナを展望して再び成長軌道に乗せていくと、そして県勢の浮揚を図っていくということが、県民の皆さんの御期待であると思っておりますし、私の使命であるというふうに考えております。

そのためには、新型コロナウイルス感染症前後で大きく社会構造、経済構造が変わってまいりますので、それを踏まえたところで本県の経済を新たな成長軌道に乗せていくということが重要だと考えております。そういう意味で、各産業分野の成長を促す施策を進化させていくということが必要だと考えておまして、そのためには、新しい時代の潮流を先取りしていくということが大事ではないかと思っております。

その中で、いつも申し上げております3つのキーワードがございますが、特にデジタル化あるいはグリーン化という流れを、これを先取りしてイノベーションを図っていくということが大きな要因だというふうに思っておりますし、グローバル化によって縮小していく国内市場にとどまらずに海外に打って出ると、こういった取組も非常に大事ではないかというふうに考えております。

こうした方向に沿って、我が県の経済というのは進んでいくべきだというふうに考えており、このアフターコロナの時代におきまして持続的な経済成長を達成し得る、そうした高知県経済を目指して、精いっぱい取組を進めてまいりたいと考えております。

○26番（大石宗君） そういった中で経済成長率、本県も回復させていくとしたときに、プラス要因とマイナス要因、それぞれ考えていく必要があると思っておりますけれども、押し下げの一つの要因は、やはり高知県経済はいわゆる輸入、入ってくるものが多い、外に出ていくものが少ないと、これが一つの要因であろうかと思っております。そういった中で、この輸出入というのを改革し

ていくという中で、一つ今円安基調にあるというところで、これから輸出の拡大なども図っていかねばならないというふうなことがあるかと思えます。

そういった中で、港湾がやっています I N A P ですけども、濱田県政になってから実はまだ I N A P、開催をできておりません。これは 1998 年に始めたということ、当時の橋本知事が始められたということで、もう四半世紀になるかとするわけですけども、これは一つの通商という意味では重要な政策であったというふうに考えます。

今度しばらくできていないということもありますけれども、この I N A P について、これまでの成果も含めた総括について知事にお伺いをしたいと思います。

○知事（濱田省司君） 今御紹介ございましたように、I N A P は平成 10 年に 5 か国の 5 港で発足をいたしまして、令和 4 年 9 月末現在で、このネットワークが 7 か国 10 港へと拡大をしたという状態でございます。この I N A P 加盟港の増加に伴いまして、高知港と直接の姉妹港あるいは友好港以外の港とも良好な関係を構築できてまいったということがございます。コンテナ取扱数世界第 6 位の青島港をはじめといたしまし世界有数の港の港湾関係者、あるいは行政関係者に対しまして高知県を P R できる絶好の場として活用してまいったところでございます。

高知県はこの I N A P の設立以来、事務局として携わってまいりました。こうした経験を通じまして、国際感覚が求められる職員の育成に寄与したというふうに評価できると思えますし、本県の貿易振興あるいは国際観光を推進していくという面でも大変意義があったというふうに受け止めております。

特に、I N A P に合わせて経済ミッション団を派遣するという取組も行われてまいっており、

これは県内企業にとりまして、今お話がございました輸出入のきっかけをつかむ機会として、大きく貢献したというふうに評価をいたしております。

○26 番（大石宗君） ありがとうございます。今様々評価をされているというお話がありましたけれども、しばらく休んでいたものをまた復帰させるときというのは、これまで以上のやはり熱量が必要になるかと思えます。これは、言わば橋本知事が政治的にといたしますか、判断して始めたような政策で、尾崎知事もこれをやらないといけないということで、かなり力を入れてこられたと思います。濱田知事も今のお話を伺うと、やはりトップとしてこの I N A P を大事にされていくと、そういう思いを伺いましたので、ぜひとも来年、また開催が力強くできるように取組を進めていただきたいとお願いをするところであります。

そして、もう一点、その輸出入ということでございますと、今日は北朝鮮のミサイルで報道は持ち切りでありましたけれども、その中で安全保障というのは非常に重要だというふうな国内の議論が盛んに今なってきております。加えて、防衛の安全保障のみならず、食料安全保障とか自給率、こういったものも課題になってきておりますけれども、先般の 6 月議会では我が会派の武石議員から、国産の飼料による自給比率を高めるために飼料米の生産に取り組むべきだというお話がありまして、積極的に進めていくと、そういう御答弁もあったところであります。

今、円安で大変な苦しい農家の皆さんの状況が続いていまして、今回の補正予算でもそこを補填するという予算が出てきておりますけれども、一方で構造的にやはり中長期的に考えていくということも重要だというふうに思います。

そういう意味で、配合飼料に飼料米を利用するという確率の中で、それぞれ様々どれぐらい

まで混ぜられるのか、こういうことがありますけれども、今の想定では、利用可能量というのが大体、迷惑をかけない範囲で言うと、約450万トンぐらいあると全国で言われているというふうに伺っております。

高知県の農家の皆さんがこういった飼料米入りの配合飼料に例えば置き換えた場合に、今コストの差も随分出てきていると思いますけれども、国産化をして置き換えた場合にどれぐらいのコストメリットが出てくるのか、農業振興部長にお伺いをしたいと思います。

○農業振興部長（杉村充孝君） 家畜に与えます配合飼料の原料は、約5割が輸入トウモロコシでありまして、この価格の高騰が今般の配合飼料の高騰の主な原因となっております。この輸入トウモロコシよりも安価な飼料用米でございますが、代替飼料として各農協を通して集荷されまして、全農から配合飼料メーカーに一括して販売されております。現時点で配合飼料におけます飼料用米の割合は約5%程度となっております。

飼料用米の配合割合は、国のほうから、家畜の健康や畜産物の品質に影響を与えない水準というのを示されておまして、最も高いブロイラーで50%、最も低い肉牛で3%、全家畜平均で20%程度と言われております。仮に、この割合で飼料用米を配合した場合の本県における配合飼料費の削減効果としましては、全畜種平均で1トン当たり4,421円、県内全体で言えば年間約1億1,500万円程度と試算されます。

○26番（大石宗君） ありがとうございます。今、新しいものをやはり使っていくということの難しさとか、様々課題があるかと思っておりますけれども、コスト面でもやはり優位になってくるというのが今の御答弁でも明らかになったところでありますので、引き続きまた取組を進めていただけたらというふうに思います。

そして、経済成長という話で、先ほど知事の答弁で持続可能性のあるというお話があったというふうに思います。先ほどの実質経済成長率などは言わば短期的な需要の変動に負うところが大きいと思いますけれども、知事の先ほどのお話の持続可能性という意味では、中長期的に経済がどう動くのか、これは1つは潜在成長率という比率が一つのポイントだというふうに言われております。これは労働投入量、それから投資、それともう一つは生産性と、主にこの3つで構成されると言われておりますけれども、そういった意味では、今様々な社会的な要因があります。

高知県のこれからの経済を考えたときに、この潜在成長率を向上させる施策というのも非常に重要だと思いますけれども、この重要性についてどうお考えか、知事にお伺いをしたいと思います。

○知事（濱田省司君） お話がありましたように、潜在成長率は経済を供給能力の側面から見た指標ということでございまして、経済成長の土台となっていくものでございます。潜在成長率を向上させるということは、お話しいただきましたように、今後の持続的な経済成長につなげていくための基礎となると、非常に重要なものであるというふうに考えております。

この潜在成長率の要素でございますが、お話がございましたように3つの要素に分かれまして、1つが労働投入量ということでございます。この点は、先々我が国全体もそうではありますが、本県は全国に先駆けて人口減少が進んでいるということがございますから、この部分に多くを期待するのはなかなか難しいというのが正直なところだと思います。ただ、例えば高齢者の方々あるいは女性の方々にもっともっと活躍をいただくということで、この労働の投入量をできるだけ維持していく、減らないようにしていくと

いうことは一つのポイントかと思えます。

そして、もう一つが資本投入に関してですが、これのうち、例えば民間の住宅投資などについても、ある意味これは人口減少の中でなかなか厳しいということだと思えますし、公共投資に関して申しますと、これは国の経済政策にかなり左右されるということでございまして、民間の設備投資をいかに確保していくかということがポイントになります。その際、我が県は中小企業が非常に多いということでございますから、中小企業が投資をしてもしっかり回収できるというような見通しを持てるような政策、そういった方向性が求められるということではないかというふうに考えます。

以上のように見てまいりますと、もう一つの要素であります生産性、ここが一番のポイントになってくるということだというふうに考えます。この生産性を高めていくためということを目指しまして、県の産業振興計画の戦略といたしましても、付加価値や労働生産性の高い産業を育むという目標を掲げ、この生産性向上に資するようなものとして、デジタル技術を導入していく、あるいは設備投資を促進していくといった施策を展開しようということで、現在鋭意取り組んでいるところでございます。

今後こうした施策の方向性に沿って潜在成長率を高めていく、やはりその中では生産性を上げていく、少々高くても品質がいいから、これは高知の産品を買いたいと言っただけのような、そうしたもうかる、稼げる製品を生み出していくというところに力を注いでいくということが肝要だと考えております。

○26番（大石宗君） ありがとうございます。労働、投資、生産性とそれぞれ答弁をいただいたわけですが、労働につきましても四銀地域経済研究所の9月の景況調査では、雇用BSIは全業種でマイナス37ということで、大変な

圧迫感が出てきているというふうな状況もありますので、ぜひまた御留意いただきたいと思えます。生産性という部分では、一応高知県は日銀の調査では全国よりもかなり生産性がまだ低いから伸び代があるんじゃないかと、こういうことでございますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。その中で生産性を上げていくには様々な要因がありますけれども、一つこれは単純なお話かもしれませんが、経営陣、経営者が若返れば生産性は上がるというふうな側面があるということもございます。

そういう中で、高知県の経営者の年齢構成ですけれども、令和2年度の調査では、役員に関しては総数約1万4,000のうち7,615で約51%、そして従業員を雇っている経営者、これが9,352名中5,108名、約55%、そして個人事業主につきましては3万のうち1万9,000、約64%が60歳以上というふうな数値がございます。これからまた2年たっていますから、これは実は全国でも一番ぐらい、ある種高齢層の経営者が多いというのは我が高知県だというふうに言われておりますけれども、ここをやはり少し、これはもちろん企業の皆さんの御判断のところもありますけれども、流動化させていくという必要があろうかと思えます。

この後継者、いわゆる世代交代が進まない要因についてどうお考えなのか、商工労働部長にお伺いをしたいと思います。

○商工労働部長（松岡孝和君） 世代交代に関する考えは、議員からもお話がありましたように、経営者個人個人で異なるものと思えますけれども、信用調査会社のレポートなどによりますと、親類や社内に引き継ぐ意思のある人や適任者がいない、適任者がいても自分が元気なうちはやり続けたいのでまだ考えていない、経営環境の厳しさなどから自分の代で終わるつもりであるといったことなどが、世代交代が進まない要因と

して挙げられます。

○26番（大石宗君） ありがとうございます。それでは、今後の対策についてどうお考えか、また商工労働部長にお伺いしたいと思います。

○商工労働部長（松岡孝和君） 一般的に事業承継は3年以上を要する割合が半数を上回るなどから、これまでも計画的に世代交代をしていく必要性などにつきまして、広報やセミナーによりまして周知を行っております。あわせて、後継者の有無など、各事業者の状況を把握するため、経営者が60歳以上の事業者を対象に、その状況の把握に努めているところです。

その中で、後継者がいる事業者に対しては、早めに事業承継に着手されるように、一方後継者がいない事業者に対しましては、後継者の選定方法や、改めて後継者の発掘に努めているところです。その上で、高知県事業承継・引継ぎ支援センターが中心となって、事業承継計画の策定から承継後の経営の安定化まで伴走型の支援も行っております。こうした一連の取組に加え、施策も今後充実しながら、経営者の世代交代を一層促してまいります。

○26番（大石宗君） ありがとうございます。ぜひともまた進めていただきたい。ノウハウの継承というものは、時間がなかなかないということもありますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、教育問題についてであります。

先般、総務委員会の県外調査で、島根県の県立隠岐島前高等学校に行っていました。ここはもう廃校直前の学校が高校を魅力化し、そして加えて、県外から地方留学、地域留学する子供たちに声をかけて生徒を確保すると、こういう取組の日本で一番進んでいると言われていた高校でありますけれども、ここで人の流れ、生徒数89名だったのが、2008年から約10年で184名まで増えた。さらに、魅力化したことによっ

て地元高校への進学率も増えた。そして、その後の定着や、あるいは加えて経済効果、そして地方交付税などの増額、様々なプラス要因があるということを目の当たりにしてきたところであります。

そういった中で、県内の状況に目を転じますと、高等学校の全日制の生徒数ですけれども、平成30年度充足率76.1%が、令和4年度は68.7%、一気に7.4ポイントも減少しております。定時制につきましては31.8%から21.8%、一気に10ポイント減少しているということで、高知県の県立高校の、まさにこの生徒の数というのは大変深刻な状況にあらうかと思っておりますけれども、そういった中で、この高校の魅力化、そして地域みらい留学というのは大変重要な施策だというふうに考えます。

この地域みらい留学について、高知県が今後積極的に取り組んでいくという考え方について教育長のお考えを伺いたいと思います。

○教育長（長岡幹泰君） 全国から生徒を募集するこの地域みらい留学は大きなメリット、そして可能性があると考えております。地元の生徒にとっては、留学生との交流によって多様な考えや価値観に触れることになり、より深い学びが可能となります。留学生にとっては、地域を学びのフィールドにした現実的な、そして本質的な学びを行うことができると考えております。さらに、地域にとっては、生徒との交流の幅や機会が増えることで、活性化にもつながるものと思います。このようなことから、この地域みらい留学につきましては、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○26番（大石宗君） ありがとうございます。参加したいという説明会の参加者数も2018年、1,100名から2021年度は4,000名と非常にニーズも高まっていますので、ぜひ取り組んでいただき

いと思いますけれども、その中での高校魅力化に関する一つのキーになる人物は、高校魅力化コーディネーターだというふうに言われております。

そういった中で、高校魅力化コーディネーター、高知県内では今3名おられるわけですが、率直に言うと、給与も約16万円とか、そういった報酬で仕事をされていると。しかしながら、この魅力化コーディネーターの力量というのが魅力化に対して大変重要だということを考えますと、今後この優秀な高校魅力化コーディネーターをどう確保していくか、育成していくか、これは大変重要になってくると思いますけれども、そこのお考えを教育長に伺いたいと思います。

○教育長（長岡幹泰君） この高等学校の魅力化を進めますためには、このコーディネーターの役割は非常に重要というふうに認識しております。こうしたことから県教育委員会としましては、今年度から高等学校の魅力化に知見を有するアドバイザーを派遣し、それぞれの市町村が雇用するコーディネーターの育成と、実際の活動への支援を始めたところでございます。今後、この効果も見極めながら、より有効な対策を検討していきたいというふうに考えております。

○26番（大石宗君） ぜひ予算措置も含めて頑張っていたきたいなというふうに思っておりますので、お願いいたします。

そういった中で、この地域みらい留学、今はまず受け入れるためには住むところが必要だとか、あるいは地域との調整が必要だとか様々なことがございます。しかしながら、これは学校の定数の問題だけではなくて、地域全体を活性化するという一つの大きな政策だというふうに考えましたら、教育委員会のみならず、県を挙げて取り組んでいく体制をつくっていくという

のも一つ重要なポイントであろうかと思っておりますけれども、濱田知事にそのお考えをお伺いしたいと思います。

○知事（濱田省司君） この地域みらい留学の対象となっております県内の高校に関しましては、私も県民座談会の機会に視察を多くさせていただいておりますが、この中山間地域の高等学校の活性化はもちろんでありますが、地域全体の活性化にもつながるものというふうに考えております。

実際にこの取組のトップランナーであります、御紹介もありました島根県の海士町などの例を見ますと、移住の促進にも大いにつながっているということでございますし、中山間地域の活性化に向けまして、産業振興、観光振興、さらには移住施策、こういったこととの関連を含め、全庁的に取り組んでいくということが大事であるというふうに考えております。

このため、県に置いております中山間総合対策本部の場を中心といたしまして、地域みらい留学に関して、具体的には特に移住政策との連動というのが当面大きく考えられると思っておりますが、そういったもの、さらに産業振興や観光振興にどうつなげていけるかといった点も含めまして、これを検討し、進めてまいる所存であります。

○26番（大石宗君） ぜひ強力に進めていただきたいとお願いをしておきます。その中で学校の魅力という意味で言いますと、図書室の活用というのが非常に重要でありますけれども、その中で図書購入費、先日も委員会で行ったときは各学校でいろいろ濃淡があったような気がいたしました。

そういった中で、この図書購入費の重要性について、まず教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（長岡幹泰君） 学校図書の充実ということにつきましては、子供たちの言語活動に寄

与するだけではなく、豊かな心や人間性、そして教養、創造力などを育み、自主的、協働的な学習を行う上でも欠かせないものと認識をしております。図書購入費は非常に重要なものであるというふうに考えております。

○26番（大石宗君） 大変重要だという御答弁をいただきましたけれども、その中で、各学校でどうしてそれほど濃淡があるのかということをし少し調べたときに、これ図書予算というのは本来地方財政措置されているわけですが、この予算の組み方として消耗品費ということで各学校に配布をします。その中でどれほど消耗品、備品に回すのか、図書に回すのかというのは各学校の裁量に任されているということがありました。

本来これは、図書とほかの備品というのは別枠で私は扱うべきだというふうに思いますけれども、消耗品費に図書購入費を含まないことについてどうお考えか、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（長岡幹泰君） この図書購入費につきましては、予算科目上、消耗品費に分類され、これまで県立高校には事務用品購入費などを含めた消耗品費の総額のみを示しておったところでございます。そうしたことから、各学校はそのうちの図書購入費の額を十分に把握できなかった、そういった状況にございました。

来年度以降につきましては、学校に予算を内示する際には、この消耗品費の内訳として図書購入費の予算額を明示いたしますとともに、積極的に図書を購入するように促してまいりたいというふうに考えております。

○26番（大石宗君） ありがとうございます。ある統計によると、私立に比べてもかなり公立高校は予算が厳しいというふうな話もありますので、ぜひまた頑張ってくださいというふうにお願いをしておきます。

続きまして、次ちょっと災害対策についてであります。

農業用燃料タンクの耐震化について、平成26年から進めてまいりまして、10年で3,000基という目標でやってきたと思いますけれども、その進捗状況について農業振興部長にお伺いをしたいと思います。

○農業振興部長（杉村充孝君） 県では平成26年から補助事業を設けまして、南海トラフ地震の揺れや津波対策として対応させていただきました。その結果、令和3年度末までに1,372基が整備されておりまして、そのうち甚大な被害がもたらされると考えられております。L1津波浸水区域においては321基が整備され、整備率は30%となっております。

○26番（大石宗君） ということは、計画よりも進んでいないという状況だと思いますけれども、現在の課題についても農業振興部長に伺いたいと思います。

○農業振興部長（杉村充孝君） 流出防止装置付きのタンクの置き換えにつきましては、やはり農業者にとってタンクの置き換えそのものが所得向上につながらないということで、前向きな投資になかなかない、それと圃場によっては、防油堤を設置するスペースがなくて、ハウスの一部撤去が必要というようなこともあって、進んでいないという状況でございます。

そのため、特にL1津波浸水区域においては、燃料タンクを多く有している地域を重点地域として位置づけまして、研修会などを開催するなど、積極的に啓発を強化してまいりたいと考えております。

○26番（大石宗君） これは火災や土壌汚染など大変な被害につながりかねないということで、ぜひまた一つずつ進めていただけたらと思います。

そして、動物愛護についてです。



動物の愛護及び管理に関する法律違反の検挙が、前年は全国で過去最高を記録したということでもありますけれども、令和3年の高知県内の検挙状況について警察本部長にお伺いをしたいと思います。

○警察本部長（江口寛章君） 昨年の高知県内における動物の愛護及び管理に関する法律違反検挙は3件でありまして、一昨年と同数となっております。昨年の検挙事件の内訳は、遺棄が2件、殺傷が1件となっております。

令和元年に動物愛護法が改正され、愛護動物虐待などに係る法定刑が引き上げられるなど、社会的関心が高まっていることは承知いたしております。県警察として、今後も県や市、小動物管理センターなどの関係機関・団体と連携を密にして、適切な対応を行っていく所存でございます。

○26番（大石宗君） ありがとうございます。この動物愛護法、いわゆる捨て犬とか捨て猫とか、こういうことがあろうかと思えますけれども、これがそもそも犯罪行為であり、場合によっては検挙もされるということについて、やはりこれは県民にも周知もしていかないといけないというふうに思いますし、今御答弁をいただきましたのでこれ以上言いませんけれども、また県内の県有施設の中でも遺棄というものがよく散見されるということでもあります。こういったこともぜひ注意喚起もしていただけたらというふうに思います。

そして、大変申し訳ありません。質問を予定していた項目のうち、文化生活スポーツ部長と教育長に高知県の小学生から高校生まで、これは今日隠岐島前高校の話をしましたけれども、これからの子供たちにやっぱり地域を愛してもらおうという気持ちをいかに育むか、大変重要であろうかと思えます。その中で県内の文化施設を県内の子供たちにどう活用してもらおうかとい

うことで、大変前向きな御答弁をいただく予定でございましたけれども、時間がなくなりましたので、引き続き頑張っていたきたいということをお願い申し上げ、そしてせっかく構えていただいた県庁職員の皆さんに心よりおわびを申し上げまして、私の一切の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（西内隆純君） 以上をもって、大石宗君の質問は終わりました。

ここで午後2時25分まで休憩といたします。  
午後2時20分休憩



午後2時25分再開

○副議長（西内隆純君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

黒岩正好君の持ち時間は35分です。

24番黒岩正好君。

○24番（黒岩正好君） 公明党の黒岩でございます。早速質問に入りたいと思います。

まず初めに、土木部が発注をいたしました工事の入札の取消し等についてお伺いをしたいと思います。

高知県土木部では、年間1,700件余りの発注工事のうち、入札公告後、開札までの中止や、落札決定後に取消しをした業種別の件数はどのくらいあるのか、土木部長に伺います。

○土木部長（荻野宏之君） 土木部の入札におきましては、入札の公正性を確保できないような積算の不備等が、入札公告後から開札までに見つかった場合は入札を中止し、落札決定後に見つかった場合は落札決定を取り消しております。

土木部が入札した建設工事のうち、入札手続

の中止と落札決定取消しの合計件数は、令和3年度は土木一式工事は16件、電気工事が9件、舗装工事が3件、その他の4業種で12件の合わせて40件となっております。令和4年度は、8月末時点で土木一式工事が11件、塗装工事が8件、電気工事が3件、その他の3業種で4件の合わせて26件となっております。

○24番（黒岩正好君） この入札の公告後の中止や落札決定後に取消しをした理由として言われているのが、発注者側の設計内容の不備あるいは積算の不備がその主な要因のようでございます。その中でも、落札が決定後に取消しをされたというケースは、事業者にとっては様々な準備をした上でのことであり、多大な損害が発生をいたしております。

なぜこうした基本的なミスが発生するのか、土木部長に伺います。

○土木部長（荻野宏之君） 発注者側の要因によりまして事業者の皆様にご迷惑をおかけするケースがあることにつきましては、おわび申し上げたいと思います。

入札手続の中止と落札決定の取消しを行った主な理由は、積算における資材単価の誤りや設計図書の記載内容の不備によるものでございます。これらの要因につきましては、担当者の不注意や積算基準の理解不足によるものと考えております。

○24番（黒岩正好君） こうしたミスをなくするためには、今後どのように取り組んでいくのか、土木部長に伺います。

○土木部長（荻野宏之君） 土木部におきましては、これまでに発生した積算ミスの内容や原因を研修会などで周知徹底するとともに、明らかな入力ミスを防ぐ機能を積算システムに追加するなど、ミスの防止に向けて取り組んでおります。

また、積算金額を示した事後公表設計書を落

札決定後に公表し、応札者がそれを見て積算金額に対して疑義を申し立てることができる制度を設けまして、誤った積算のまま契約することを防いでおります。

こうした取組によりまして、積算ミスなどは一定回避できるようになったと考えておりますけれども、今後も複数の職員による確認や、発生したミスの検証などを徹底し、積算や入札事務の誤りを減らすよう最大限の努力を重ねていきたいと考えてございます。

○24番（黒岩正好君） 民間事業者は大変な努力の中で取り組んでおられますので、ぜひともミスがないように努力をしていただきたいと思います。

それでは次に、新型コロナウイルス感染症の高知県経済への影響について伺いたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の流行が始まって、はや3年近くとなりました。コロナの影響で大きく落ち込んだ本県の景気は、先月12日に公表されました日本銀行高知支店の金融経済概況では、緩やかに持ち直しているとされ、少し明るさが見え始めてきたと思われませんが、個人消費については、一部で新型コロナウイルス感染症の再拡大による下押しも見受けられるとされております。今日の新聞報道でも、大変厳しい状況が続いているとも報道もされております。

また、高知財務事務所の法人企業景気予測調査の7月から9月にかけての景況感の指標において、全体ではマイナス7.5と前回より悪化し、特に非製造業は、飲食・宿泊サービスにおけるコロナによる客の減少や食材価格の高騰などの影響によりまして、マイナス10.2と前回と比べて大きく悪化をしております。

さらに、9月16日に開催をされました新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会で説明をいたしましたコロナの県内事業者への影響に

よると、8月の宿泊客については、よさこい祭りやインターハイの効果によりコロナ以前の水準まで持ち直しているものの、多くの業界においてコロナ以前の水準まで回復しておらず、厳しい状況が続いていると思われます。これに加えて、原油価格や物価の高騰により多くの県内事業者に影響が出ていると思われます。

そこで、こうした状況も踏まえて、現在の本県経済の状況をどのように捉えているのか、知事に伺いたいと思います。

○知事（濱田省司君） 本県経済は、御指摘もありましたように、新型コロナウイルス感染症の影響は落ち着きを取り戻しつつあるものの、原油あるいは原材料価格の高騰がこの景気回復の足かせになるということが懸念される、そういう状況であると考えます。

そうした中、今月は値上げラッシュがピークを迎えまして、食品、飲料品だけで6,500を超える品目で値上げが予定されており、これは県民の皆さんの消費マインドが冷え込むということに至ることが懸念される状況でございます。

今後、ウクライナ情勢に加えまして、新型コロナウイルス感染症や原材料価格の動向などの影響を受け、先行きが不確実な状況が続くということが予想されます。引き続き、国や日本銀行高知支店、各種業界の団体の方々とも連携をしながら、県内の経済状況については注視をしまいたる所存であります。

○24番（黒岩正好君） 県として8月上旬から、連日1,000人を超える感染者が発生をしたコロナの第7波において、飲食店への営業時間の短縮などの要請あるいは県民の行動制限は行わず、社会経済活動と感染拡大防止の両立を図っていくこととされました。しかし、感染者が急増し、医療現場が逼迫したことで、県の対応ステージも最も上位の特別対策となった状況で、行動制限はしないといても、感染予防のために自主

的に行動を制限した県民の方も多いと思われま

す。  
このため、コロナが急拡大している状況において、社会経済活動と感染拡大防止の両立を図っていくのはなかなか難しかったのではと考えますが、第7波において、当初考えていたような社会経済活動と感染拡大防止の両立はできたと考えているのか、知事の認識を伺いたいと思います。

○知事（濱田省司君） お話がございましたように、今回の第7波におきましては、当初から基本的な感染防止対策を徹底した上で、本格的な行動制限は行わない、そして必要な社会経済活動は行っていきたいという考え方で対処してまいりました。非常に感染力が強いという第7波の特性によりまして、特に8月以降は感染が急拡大をいたしました。発熱外来、救急外来を中心に医療が逼迫をするという状況が見られましたために、BA.5対策強化宣言を発出するというような状況に至ったわけでございます。

その際には、高齢者の方々などに対しまして、対象者限定の形で、不要不急の外出自粛をお願いせざるを得なかった状況でございましたけれども、全体として見ますと、本格的な行動制限を行うことなく、新規感染者数を減少傾向に転じさせることができたというふうに考えております。

こうした状況を振り返りますと、感染防止対策と社会経済活動との両立は一定程度図れたのではないかというふうに考えております。

○24番（黒岩正好君） さて、コロナの影響により売上げが減少し、生活や経営が厳しくなった個人や事業者の支援を行うために、様々な融資制度が設けられました。その中で、県の社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度の特例貸付の緊急小口資金と総合支援資金については、今年8月末現在で合わせて申請件数が約

2万9,000件、申請額が約114億円とのことあります。

しかし、現在は貸付けの件数が減少していることから、特例貸付は先月末で廃止をし、本則での対応となりましたが、コロナが完全に収束せず、また県内の景気も十分には回復をしていない中で廃止することにより、今後生活に困る方が出てこないか危惧をしますが、子ども・福祉政策部長の認識を伺います。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 生活福祉資金の特例貸付は令和2年3月から実施をしてきましたが、本年9月末で申請受付が終了となっております。今年度に入ってから貸付件数も減少しておりまして、貸付申請期限となりました本年9月も駆け込みで申請が急増するということはございませんでした。

今後は、コロナ禍に限らず、生活に困窮する方に対しては、従来の生活福祉資金貸付けによる経済的な支援や、生活困窮者自立支援制度による相談支援など、重層的な支援を行ってまいります。

○24番（黒岩正好君） この特例貸付を受けた方で、償還時においてなおこの所得の減少が続く住民税非課税の世帯については、償還免除が可能となっております。また、償還免除に該当しない方でも、一定の所得要件などに該当する世帯については、1年間分の償還を支援することとされております。さらに、この特例貸付を上限まで借りた方などで、収入などの要件を満たす方に対しては、生活困窮者自立支援金が支給されることとなっております。

しかし、貸付けを受けた生活困窮者の生活を守るためには、償還免除などを適切に受けられるよう、制度の周知や申請の勧奨が大事ですが、どのような対応を取られているのか、子ども・福祉政策部長に伺います。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県社会福

祉協議会では、来年1月に償還開始となる特例貸付を受けた方全員に対しまして、償還免除の案内をする際に、氏名や金額等をあらかじめ印字しました償還免除申請書や、償還免除の手続を分かりやすく記載しましたフロー図を同封して送付することで、制度の周知を図っております。

そのほか、県社会福祉協議会から免除申請手続の窓口である市町村の社会福祉協議会に対しまして、免除の対象になりそうな方へ個別の声かけを行うよう依頼をしているところです。

また、県では6月補正予算によりまして、現時点で非課税世帯と同程度の経済状況である世帯につきましては、県独自の制度で1年分の償還支援を行うこととしており、この制度の対象世帯に対し、しっかりと周知してまいります。

○24番（黒岩正好君） 一方で、長引くコロナの影響によりまして、この特例貸付で借り入れた金額も最大で、決して少額とは言えない200万円まで増加していることから、今後の償還についても大丈夫なのかという心配もいたしております。

来年の1月以降、償還免除や償還支援制度に該当しない世帯の償還について、円滑に進めていくためにどのような手だてを考えているのか、知事にお伺いをしたいと思います。

○知事（濱田省司君） この特例貸付のこれまでの貸付実績が2万8,640件、約114億円となっております。このうち一定の割合の部分は償還免除が適用される見込みでありますけれども、相当数の方が貸付金の償還が必要な状況であります。このため、償還状況の的確な把握に向けましたシステム改修を予定いたしておりますほか、お困り事への相談にきめ細かく対応するために、社会福祉協議会の体制を強化したところであります。

この貸付金の償還が生活再建の妨げにならな

いように、必要に応じまして生活困窮者自立支援制度によります家計の改善、あるいは就労支援に取り次いでいくといったことなどを通じて、お一人お一人に寄り添った対応を行ってまいります。

○24番（黒岩正好君） 次に、事業者に対するコロナ関係の融資であります。高知県信用保証協会の保証残高は、コロナの感染が始まる前の令和元年12月は1,059億円、令和4年8月は2,333億円となっており、コロナが始まって以降1,274億円も増加をいたしております。

そのうち、コロナの影響で営業時間の短縮などを求められました飲食店では、令和元年12月が40億円で令和4年8月は130億円と、90億円も増加をしております。また、宿泊業は16億円が44億円と28億円の増加、卸売業が126億円から315億円へ増加をしております。そのほかにも、建設業は221億円から467億円へ、医療・福祉業が87億円から187億円へというように、ほとんどの業種で保証残高が大きく増加をいたしております。

この保証残高の急増は、コロナ感染拡大と同時期であることから、ほぼ全てコロナの影響ではないかと考えられますが、建設業や医療・福祉業も含めて、ほとんどの業種で借入れが増加した理由をどのように分析しているのか、商工労働部長に伺います。

○商工労働部長（松岡孝和君） 保証残高が急増した理由は、新型コロナウイルス感染拡大というこれまでに経験したことのない事態に直面し、先行きの不透明感が高まり、資金繰り悪化に対する不安感から、多くの事業者が当面の手元資金を確保することを目的に借入れを行ったことによるものであると考えております。

お話のあった建設業や医療・福祉業について、金融機関などにお話をお聞きしますと、建設業では大手の建設会社が工事を一時停止したこと、

医療・福祉業では患者や利用者が新型コロナウイルス感染症に感染することを危惧して受診などを控えたことなどから、資金繰りに余裕を持たせるために借入れを行ったものであるとお聞きしております。

○24番（黒岩正好君） コロナウイルスは、一旦収まったように見えてもまたすぐに急拡大することをこの3年間繰り返しており、景気もその都度大きく影響を受けていることから、コロナが始まる以前の水準まで事業者の経営が改善するには、かなり時間がかかると思われます。このため、飲食や宿泊業だけではなく、影響が及んでいる医療・福祉業や建設業も含め、急増した借入金を今後償還するための資金繰りがつかなくなることがないように対応する必要があると思います。

知事は、8月31日に開催をされました高知県・高知市連携会議の中で、高知市から償還期間の延長の申入れに対し、まずは早期の経済回復に努め、返済開始時点で回復が思わしくない場合は必要な支援策を検討すると述べられておられます。

据置期間が短い融資の償還が始まるまでにはそんなに時間的余裕はありませんが、当初9月5日から予定をしておりました「食べて！飲んで！高知家応援キャンペーン」を延期したように、景気回復のための事業もなかなか計画どおりに実施できない中で、社会経済活動とコロナ感染拡大防止の両立を図りながら、早期の経済回復にどのように取り組んでいくこととしているのか、知事に伺います。

○知事（濱田省司君） 県経済の早期の回復に向けましては、感染症の拡大により落ち込みました消費の回復を図ることがポイントとなります。そのため、裾野が広いと言われます飲食業あるいは観光業などの需要喚起策を、感染状況も見極めながら積極的に展開してまいりま

す。

このうち飲食業に関しましては、お話もございました「食べて！飲んで！高知家応援キャンペーン」がスタートいたしまして、このプレミアム付きのクーポン券は順調に売上げを伸ばしておる状況でございます。これを多くの県民の皆さんに御活用いただくことによりまして、飲食店のみならず、例えば食材を供給する生産者など、関連いたします事業者の方々への支援につなげてまいりたいと考えております。

また、観光におきましては、国の全国旅行支援と併せまして、本県独自に交通費用の助成を行います、いわゆるリカバリーキャンペーンを引き続き実施する予定といたします。これにより、言わば遠隔地であるという本県のハンディを克服いたしまして、切れ目のない観光客の誘致を図ってまいりたいというふうに考えています。

今後も、県内事業者の方々の方々の状況把握に努めまして、国の対策とも連動させながら、必要な対策を迅速かつ的確に講じてまいりたいと考えております。

○24番（黒岩正好君） 先月、県の旅館ホテル生活衛生同業組合からも、返済猶予期間の延長等について県や議会に要望書が提出をされていますが、経済回復が思わしくない事態となった際の償還などに対する支援策を返済が始まった時点で検討していたのでは、間に合わずに遅いと思います。

もっと早くから検討して、そういった事態に備えておくべきと思いますが、知事の御所見を伺います。

○知事（瀧田省司君） 国、県のコロナ関係融資の返済開始が近づいております中で、これまでも直接的あるいは間接的に事業者の先行きへの不安の声をお聞きしております。また、本議会におきましても、いろいろな御指摘をいただい

ておるところでございます。

国や県の経済対策が今後功を奏しまして、融資の返済が本格的に始まるまでの間に経済状況が回復をする、そして約定どおりに返済が行えるような環境になるということが最も望ましい姿だとは思っております。しかしながら、エネルギーや物価の高騰、円安など、コロナ以外の影響も生じてまいっております。そういう意味で、御指摘もありましたように、十分に景気が回復していない場合の対策をあらかじめ検討しておく、このことは必要であると考えております。

このため、県といたしましては、これまでも国のコロナ関係融資に関係いたしまして、償還期間等の延長、あるいは償還期間が15年を超えるような超長期の借換え融資制度の創設、こういった点を具体的に国に提言、提案いたしております。県の独自融資に関しましても、この国の政策提言と同様に、本県経済の状況をよく把握し、また事業者の皆さんの声もお聞きをするということを踏まえまして、対応について検討を深めていく考えでございます。

○24番（黒岩正好君） ぜひともよろしく願いいたしたいと思います。

それでは次に、コロナ禍における高齢者の健康について伺います。

高齢者の健康には日常生活での人との交流、あるいは友達との運動、集いの場への参加、笑いのある生活などが効果的だと言われております。コロナ禍の中、感染を予防するために、地域の老人クラブなどが行ってきました旅行や趣味、スポーツなどの生きがい活動が長期間制限をされております。

このため、このような状況が今後も続いた場合、高齢者の健康が損なわれたり、フレイルになったりするおそれがあるのではないかと考えますが、コロナによる長期間の活動自粛が高齢

者の健康に与える影響につきまして健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（家保英隆君） 活動自粛の長期化は、フレイル予防の3つの柱、栄養、運動、社会参加のうち、運動と社会参加、特に社会参加の機会の減少に直結します。社会参加という人とのつながりを失うことがフレイルの最初の入り口になると言われており、外出の頻度や知人などとの会話が少なくなると、次第に心身に影響してまいります。令和2年のコロナ感染拡大期に、あったかふれあいセンターなどを対象に実施した調査では、認知機能の低下が見られた、転倒することが増えた、精神的に不安定になったなどの報告がございました。

このため、感染予防の工夫をしていただきながら、できるだけ社会活動を継続することが望ましいと考えております。

○24番（黒岩正好君） こういった老人クラブなどの中には、感染予防の工夫をしながら活動をしている団体もあるようですが、一方では市町村から活動の自粛を求められ、ほとんど活動を行っていないケースもあるようです。しかし、単に活動の自粛を求めるだけではなく、コロナを適切に予防しながら、仲間と一緒に自分たちの好きなことを続けていただくことが、高齢者の健康寿命の延伸につながる大事なことだと思います。

このため、老人クラブなどが社会参加活動と感染予防の両立ができるよう、市町村と協力して助言していく必要があると考えますが、子ども・福祉政策部長の認識を伺います。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、老人クラブ活動も事業の中止など大きな影響を受けておりますが、一方で感染対策を行いながら活動を行っているクラブもあり、高知県老人クラブ連合会では、昨年7月に感染予防に十分注意し

た活動などを紹介する事例集を作成し、横展開を図っております。

例えば、梶原町老人クラブ連合会では、感染対策を行った上で、コロナ禍の運動会を開催しております。会員でない方も参加したことで会員増にもつながっており、好事例として全国老人クラブ連合会の広報紙を通じて全国にも紹介をされております。

県としましては、市町村と連携をしながら、感染防止と社会参加の両立を図られるよう、高知県老人クラブ連合会とも連携を密に、広報の強化や好事例の横展開、感染対策の助言など活動を支援してまいります。

○24番（黒岩正好君） ありがとうございます。

本県は全国でも有数な高医療費県となっておりますが、国の医療費の地域差分析によると、特に70歳以降の高齢者の医療費が高くなっております。団塊の世代の方が後期高齢者となり、ますます高齢化が進む中で、医療費の増加を抑制していくためには、高齢者の方に健康でいていただくことが重要であります。

一方、長年地域において高齢者の健康づくりに貢献をしてきました老人クラブでは、ライフスタイルの変化やコロナの影響により会員の減少が続いております。

しかし、本県の医療費適正化からも、こうした団体が今後も高齢者の生きがいや健康などのために活発に活動を続け、高齢者が住み慣れた地域で、孤立せず元気に人生を楽しめるよう、市町村等と協力して支援を行っていく必要があると考えますが、知事の御所見を伺います。

○知事（濱田省司君） 県内の市町村の状況を見ますと、老人クラブの加入率が高い市町村におきましては後期高齢者の医療費が低いと、そういった傾向も出ております。生きがいや健康づくりといった取組によりまして医療費の上昇を抑える観点からも、重要なポイントだというふ

うに考えております。

お話がございましたように、老人クラブの数は全国的にも減少いたしております。県におきましては、これまでも老人クラブの活動費に対する助成を行ってまいりましたけれども、さらなる活動基盤の強化のために、国の事業におきまして新たに人員を配置し、企画面などの運営を支援すると、そういった枠組みを活用するということが今後検討いたしたいというふうに考えております。

加えて、市町村とも連携いたしまして、地域のイベントや子供の学びの場といった高齢者の知識や経験が生かせる活躍の場に、老人クラブの積極的な参画を促してまいりたいと考えております。

○24番（黒岩正好君） ありがとうございます。

次に、がん対策について伺います。

昨年の9月議会で、がん検診の受診率向上について伺いました。第3期高知県がん対策推進計画によると、本県の平成28年度のがんによる部位別死亡者数では、男女合計で第1位が肺、第2位が胃、第3位が大腸、第4位が肝・肝内胆管、第5位が膵臓となっております。

この中で、肺、胃、大腸については、それぞれ40歳以上の方を対象とするがん検診が行われておりますが、肝臓や膵臓の検診については、国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針において定められていないこともあり、行われておりません。しかし、特に膵臓がんについては、初期の段階では自覚症状があまりないことから、発見されたときには既にかなり進行していることが多いと言われております。

私も、この4月に医者から膵臓にがんらしきものがあるということを言われまして、このままいくと将来、今現在は五分五分であるけれども、がんになる可能性もあるということで、早期発見という中でがん治療を行ってきました。

そうした中で、7月には検査の中でそのがんらしきものが消えておりましたが、当初予定をしていた膵臓を3分の2切除いたしまして、なおその際に、膵臓の周辺の胆のうと脾臓を併せて除去すると、こういう手術をしたわけでありませぬ。こういう経験を通しまして、大変にがんというものが身近な問題として自分自身も認識をしたわけでありませぬ。

さて、国立がん研究センターの発表によると、治療後の5年生存率は、がん全体では60%を超えていますが、膵臓がんはがんの中でも最も低く10%を下回っております。また、肝臓がんについても、5年生存率は35%程度であり高くありません。さらに、都道府県別、75歳未満人口に対する膵臓がんによる高知県の死亡率は、全国47都道府県中、平成30年が8位、令和元年が12位、令和2年が第3位と近年は全国の中でも高い割合となっております。

このような状況をどのように認識されているのか、健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（家保英隆君） 膵臓がんについては、全国的に死亡率や罹患率が緩やかな増加傾向であり、とりわけ本県においては、近年全国より死亡率が高い傾向にあることから、発生动向や発症リスク、予防に関する啓発を強化していく必要があると認識しております。

○24番（黒岩正好君） また、その死亡率を下げるためには、膵臓がんや肝臓がんにならないための予防や早期発見の取組が大事であります。現在県民に対してどのような取組を行っているのか、健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（家保英隆君） まず、肝臓がんについては、ウイルス性肝炎からの移行が多いため、肝炎ウイルス検査を推奨して、陽性者を治療につなげており、近年は死亡率が低下しております。

一方、膵臓がんは、市町村が行う住民全体を



対象とし、死亡率の低減に寄与することを目的とする対策型がん検診の対象疾患とすべきとの科学的知見が得られておらず、体系立った取組は行われておりません。膵臓がんそのものではありませんが、日本一の健康長寿県構想において、膵臓がんの発症リスクとなる糖尿病や肥満の予防に向けて、食事や運動などの生活習慣の改善に取り組んでおります。

○24番（黒岩正好君） 国の指針にはありませんけれども、早期発見のためには膵臓がんや肝臓がんの検査として、腹部超音波検査を推奨することも考えてみたらどうかと思います。

そこで、今後どのようにして膵臓がんや肝臓がんの早期発見に努め、生存率を高めていこうと考えているのか、健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（家保英隆君） 腹部超音波検査は、日本消化器がん検診学会などのマニュアルによりますと、超音波検査は装置、検者、それから被検者の状態により精度が変わること、超音波検査の最大の弱点は客観性の欠如と記載されております。ただ、学会におきましては家族歴のある方、例えばコントロール不良の糖尿病なり慢性膵炎の既往歴のある方、アミラーゼ等の膵臓の酵素の異常のある方などを対象に腹部超音波検査を実施する手順を示しており、対象者を絞り込めば、腹部超音波検査は有効な診断技術であると言われております。

膵臓がん、肝臓がんの早期発見に向け、これまで取り組んできた肝炎ウイルス検査と併せて、腹部超音波検査の有用性などについて、事業者や県民への情報提供を努めてまいりたいと考えております。

○24番（黒岩正好君） 日本一の健康長寿県の実現のためには、全てのがんの早期発見、それに向けた取組が必要だと思います。そこで、ぜひとも県がリーダーシップを取って、市町村だけではなく、協会けんぽなどの医療保険者とも連

携をして、全てのがんの早期発見に向けた取組を進めていただきたいと思います。知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） がんは死因の第1位となっておりまして、生涯のうち2人に1人は罹患するとされております。全ての県民の方々に我が事として関心を持って、予防、早期発見に心がけていただきたいと思います。

早期発見のために、がん検診は市町村検診、事業所検診、または人間ドックの一部として実施をされておりますが、市町村、商工団体とも連携をいたしまして、受診促進に向けた啓発を実施してまいっております。今後は、協会けんぽなどの医療保険者とも連携をいたしまして、職場での受診率向上に向けた取組を進めてまいります。

また、御提案のありました腹部超音波検査などの任意型のがん検診に関する積極的な情報発信に努めまして、がんの早期発見につなげてまいりたいと考えます。

○24番（黒岩正好君） ありがとうございます。非常ながんというものが私自身も身近なものになってまいりましたので、ぜひとも県民の皆さん方が安心して生活できるように取組を進めていただきたいと思います。2人に1人はがんにかかるという時代でありますし、特に男性は4人に3人がかかるとも言われておるがんですので、ぜひとも様々なことを生かして、推進をしていただきたいと思います。お願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（西内隆純君） 以上をもって、黒岩正好君の質問は終わりました。

ここで午後3時20分まで休憩といたします。

午後3時休憩



午後3時20分再開

○議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

田中徹君の持ち時間は40分です。

10番田中徹君。

○10番（田中徹君） 自由民主党の田中徹でございます。

今回、質問を作成するに当たりまして、新型コロナウイルス感染症の長期化による影響、そして原油価格や物価の高騰による影響への対策が喫緊の課題であり、ポストコロナ、本県経済の活性化に向けても重要と考え、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰の影響と対策についてというテーマで質問をさせていただきます。私、本日質問も4日目となりましたので、重複する項目もあろうかと思いますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

初めに、これから心配される新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行について伺いたします。

質問初日には、今城議員より、新型コロナウイルス感染症の第8波と季節性インフルエンザの同時流行への備えについて質問されましたが、私も、今からこの同時流行した場合を想定し備えることが重要と考えますので、取り上げさせていただきます。

まず、検査体制について伺います。御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザは感染初期の症状が似ているため、感染の疑われる方は医療機関を受診し、検査を行うことになると思います。今後、同時流行を防ぐため、多くの方にワクチン接種をしていただくとともに、同時流行を想定し、新たな検査体制を構築することも考えなければなら

ないと思います。

そこで、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時流行した場合、どのような検査体制を想定されていらっしゃるのか、健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 新型コロナウイルスとインフルエンザウイルスに罹患した際の症状は似通っており、抗原検査キットなどで鑑別する必要があります。現在、新型コロナウイルス感染症の検査協力医療機関は262か所ありますが、おおむね双方の検査が可能な体制となっております。

新型コロナウイルス感染症の流行期では、一時期検査キットが不足する事態もありましたので、今後同時に流行することを見据えて、流通業者の協力を得てインフルエンザも含めた検査キットの県内での確保に努めてまいります。

引き続き、医療機関に対しては、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザを疑う場合は必要な検査、診療をしていただけるようお願いしてまいります。

○10番（田中徹君） 御答弁ありがとうございます。しっかり対策をこれから備えていただきたいというふうに思います。

次に、特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方など、季節性インフルエンザに罹患した場合においても重症化する可能性がある方は、インフルエンザワクチンを接種していただくことが対策の柱になると考えますが、コロナワクチンと同時期に接種することに不安を感じていらっしゃる方も多いのではないのでしょうか。今後は、同時流行に備えるため、ワクチンの安全性や有効性などの情報を発信するとともに、接種しやすい環境を創出することが求められているのではないかと感じています。

そこで、同時流行への備えとして、インフルエンザワクチンの接種について、県として今後

どのように取り組まれるのか、健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） インフルエンザワクチンは、新型コロナウイルス感染症との同時流行を想定して、過去最大だった一昨年の使用量と比較して約8%多い量が供給される予定でございます。接種を円滑に進めるために、市町村、医療機関に対しては、新型コロナウイルス感染症ワクチンとインフルエンザワクチンを含めて、それぞれのワクチンの有効性、安全性に係る丁寧な説明をお願いしております。

引き続き、市町村と連携して、定期接種の対象者である高齢者が早い時期に接種いただけるよう周知し、新型コロナウイルス感染症との同時流行に備えてまいります。

○10番（田中徹君） ありがとうございます。

次に、同時流行に備え、学校現場ではどのような想定がなされているのか、お伺いします。これまで、県内でも多くの児童生徒が新型コロナウイルスに感染したことが発表されています。第7波において私自身も経験いたしました、子供が感染しますと、家族の行動も制限され日常生活にも支障を来します。また、家族の感染などによって濃厚接触者となり、学校に行くことができない児童生徒も多く発生をいたしました。

また、この後質問もいたしますが、長引く新型コロナウイルス感染症によって、児童生徒の心身にも大きな影響を及ぼしていると感じています。私は、コロナ禍前のような学校生活を送ってもらいたいと考えますが、今後は新型コロナウイルスへの感染対策とともに、季節性インフルエンザへの対策も考えていかなければなりません。

そこで、学校現場において同時流行に備えるために、今後どのような対策を行っていくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 県内で季節性インフルエンザに罹患した児童生徒は、令和元年度は4,000名を超えておりました。しかし、令和2年度、3年度は一人も出ていない状況がございました。つまり、学校での新型コロナウイルス感染症への基本的な対策の徹底が、この季節性インフルエンザの感染予防にもつながったものと考えられます。

したがって、同時流行に備えても、学校におきましては、まず3密の回避やマスクの着用、手洗いなどの基本的対策を徹底していくことが重要と考えております。あわせて、健康政策部と新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの情報を共有しながら、感染状況や予防対策等につきまして学校や御家庭にお知らせし、注意喚起も行ってまいりたいと考えます。

○10番（田中徹君） ぜひよろしくお願いを申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症の学校現場への影響についてお伺いいたします。

先ほど少し触れましたように、この長引く新型コロナウイルス感染症によって、子供同士や保護者の人間関係が希薄になり、そのことによって学校現場に大きな影響を及ぼしていると感じています。私も、子育て世代の中であって、南国市においては欠席する子供が増え、学習に集中できない子供がいたりするとお聞きをしています。

そこで、コロナ禍の影響で学校への出席を控えるなど、長期に欠席する子供が増えているのではないかと感じますが、児童生徒の欠席状況について教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 本県の小中学校において4月から7月末時点の4か月の間に10日以上欠席した児童生徒の総数につきましては、昨年、令和3年は1,701人でありました。本年はその1.7

倍の2,832人となっております。この中で、新型コロナウイルスの感染回避による10日以上欠席者数は、令和3年が118人で、本年はその7.2倍の855人と大幅に増加をしております。

○10番（田中徹君） この令和4年が昨年に比べて非常に多いという数字を今公表いただいたんですけれども、一定第7波は落ち着きを見せている中で、これから本当に、先ほども申し上げましたように、コロナ以前のような子供たちの元気な学校での生活というものがいち早く取り戻せるように、市町村教育委員会とも連携されて、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、今年、令和4年度の全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙調査において気になる調査結果が出ていますので、お伺いしたいと思います。その調査結果によれば、自分にはよいところがあると肯定的に回答した割合が、中学校は全国よりも高く、年々増加傾向にあるものの、小学校においては全国よりも下回っています。また、将来の夢や目標を持っていると肯定的に回答した割合については、小学校、中学校ともに近年下降傾向が続いています。コロナ禍にあつて、学習や遊び、部活動など、子供たちの学校生活を含め、社会生活にも様々な制約がある中で、友達との関わりや成功体験をする学びや行事が少なくなっていることが影響しているのではないのでしょうか。

そこで、児童生徒の自尊感情を高めたり、夢や目標、志を持たせたりする取組が必要であると考えますが、教育長に御所見をお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 児童生徒が粘り強く、かつ豊かに自分の人生を歩んでいくためには、人との触れ合いや頑張る体験、またその中での失敗や成功の経験、こうしたものを通して自分のよさを知り、夢や目標を持つ、そういったこ

とが重要であると考えております。

そのためにも、友達など集団での活動や体験的な学び、また将来の夢や目標を形づくっていくキャリア教育、そして道徳教育などの取組や学習は非常に大切なものだと考えております。これからも感染対策を徹底しながら、各学校がこのような学習にしっかりと取り組んでいけますように、支援を行っていきたいと考えております。

○10番（田中徹君） この調査は、小学校6年生、また中学3年生だと思いますので、直接的な今回の結果には表れていないと思いますけれども、先ほどの質問の中でも、このコロナ禍によって10日間以上の欠席をされる児童生徒が増えているという傾向がございます。特に例えば今の小学3年生であれば、このコロナ禍になって小学校に入学された児童でございます。特に、この小学生の低学年、1年生から3年生については、こういった夢や目標を持っていただけるような取組を、ぜひ取り組んでいただきたいというふうにお願いを申し上げます。

次に、PTA活動の充実の必要性についてお伺いします。これまでも述べましたように、コロナ禍における行動制限や様々な活動の制約によって、保護者同士のつながり、子供たちや学校を支えているPTA活動などが希薄化しているのではないかと心配をしています。

そこで、PTA活動の充実を図ることが必要であると考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 子供たちの健やかな成長のため、保護者と教員が協力して学校運営を行うためのPTA活動の充実は大変重要なことと考えております。

このため、現在のコロナ禍にありましても、PTA活動の充実や活性化を図るためのPTAの協議会や研修会につきましては、オンライン

の併用や会場分散などの工夫によりまして、関係機関と連携してできる限り開催をし、また支援にも努めていきたいというふうに考えております。

○10番（田中徹君） ありがとうございます。今回、PTA活動の充実ということで質問をさせていただいたわけでありましてけれども、やはり学校というものは保護者、また地域との関係を構築していくことが大変重要ではないかと考えております。そういった意味で、このコロナ禍において保護者との関係、そしてまた地域との関係ということももう一度見詰め直していただいて、再構築していただきますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、コロナ禍における本県の人口移動の状況についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークの普及などが進み、東京など大都市から地方へ人の流れが加速しているといった報道をよく見聞きします。

そこで、まず本県におけるコロナ禍の人口移動の状況について産業振興推進部長にお伺いいたします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 総務省の住民基本台帳人口移動報告によりまして、令和3年の転出超過数は1,416人となっております。これは、コロナ禍前の令和元年の2,583人と比較しますと1,167人、45%縮小をしております。

このうち、転出超過数が最も縮小した都道府県は東京都で313人です。東京都から本県への転入は2割近く増加をしております。増加率でいいますと、鳥取県、長野県に次いで全国第3位になっているという状況でございます。コロナ禍を契機とした都市部から地方への人の流れというのは、本県においても顕著になっているというふうに言えると思います。

○10番（田中徹君） では、その人口移動の傾向

について産業振興推進部長にお伺いいたします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 令和3年の転出超過数を年齢階級別に見ますと、二十歳から24歳が1,142人と最も多く、次いで15歳から19歳が358人で、合わせますとちょうど1,500人になります。コロナ禍前の令和元年と比べますと520人縮小しているものの、依然として進学や就職による転出が多い若年層が多くを占めているということがございます。

また、男女別に申しますと、これまでも女性の転出超過が男性を上回っておりましたけれども、コロナ禍におきまして、その傾向が顕著になっております。転出超過に占める女性の割合は、令和元年が57%でありましたのに対しまして令和3年は67%と、10%増加をしているという状況でございます。このことから、女性は男性に比べるとコロナ禍を要因とします影響というのは少ないというふうに考えられると思います。

○10番（田中徹君） よく分かりました。女性が、これはコロナ禍以前からでもありますけれども、割合が高いということで、その割合が今現在コロナ禍にあつて、もっと高くなっているというような御答弁だったというふうに思います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の第2期の令和5年度の社会増減均衡という高い目標があるわけで、今回コロナがありましたけれども、ぜひ、今縮小傾向、社会増減の縮小がされていますので、その高い目標に向かって取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、県内の雇用情勢等についてお伺いをいたします。

先月30日、高知労働局が公表した令和4年8月分の高知県の雇用失業情勢によれば、有効求人倍率の季節調整値は1.22倍で、前月を0.02ポイント上回り、21か月連続1倍台となっております。高知労働局によれば、企業の業績の好不調

にかかわらず人手不足が続いている、引き続き雇用失業情勢は今の状態を維持するか、改善していく可能性があるということです。

他方で、今年度は本県の最低賃金が時給853円となり、昨年より33円引き上がり、過去最大の引上げ額となりました。今月9日から適用されることとなりますが、事業主の方からは厳しい経営状況であるといった御意見を多くお聞きします。

そこで、賃金の引上げに対する事業者の置かれている状況についてどういった声があるのか、商工労働部長にお伺いいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 今年度の最低賃金の審議会の中で、使用者代表の委員からは、中小企業の経営を取り巻く環境は新型コロナウイルス感染症の再拡大による景気の低迷に加え、ロシアのウクライナ侵攻に対する金融制裁や天然ガス、石油等のエネルギー問題など国際経済情勢の変化の影響を大きく受け、先行きへの不安、懸念が高まっている、大幅な最低賃金の引上げは生産性向上を実現して賃上げ原資を確保する前に企業経営を直撃し、事業継続を危うくさせることとなるといった意見が出されているところです。

○10番（田中徹君） 一方で、働いている方からも、昨今の物価の高騰等によって生活が苦しいといった御意見もお聞きするところです。そこで、労働者の状況についてどのように捉えられておられるのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） まず、9月の日本銀行の高知県金融経済概況によりますと、所得は緩やかに持ち直しているものの、先行きについては、新型コロナウイルス感染症や原材料価格の動向などの影響を受けて不確実の状況が続くと考えられ、所得などに与える影響については引き続き注視していく必要があるとされて

おります。

次に、高知市の消費者物価指数を見ますと、今年2月以降、公表されている8月まで、前年同月比で7か月連続上昇の状況でございます。加えて、年内に値上げが見込まれる食品は約2万品目に及び、このうちこの10月からは3割を超える6,532品目が値上げされるとの報道があったところです。

こうした状況から、物やサービスの価格の上昇によりまして実質的に賃金が目減りしてきており、ますます家計が苦しい状況になってきていると認識しております。

○10番（田中徹君） ありがとうございます。

先ほどの質問になりますけれども事業主の方も、そしてまた働かされている方、労働者の方からも大変厳しいといった状況の中で、また今月からは社会保険の加入対象者が拡大をされるといったようなこともありますし、また雇用保険料の値上げが始まるということもありまして、双方にとって大変厳しいというか、大変苦しいような状況が今なお続いているのではないかなというふうに思っておりますけれども、やはりこの構造的なといいますか、賃金を上げていくということは重要でありますので、今後のこの動向というものもしっかり注視していただいて、賃上げが行われるような取組にもぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、農業分野についてお伺いをいたします。

これまでも、新型コロナウイルスの感染拡大期の緊急事態宣言による飲食店の営業時間短縮要請などにより、シシトウやオオバ、小ナス、米ナス、花卉などの単価が下落するなど影響が出てまいりました。そして、昨今の原油の高騰や、肥料や資材の高騰などにより施設園芸を取り巻く環境は厳しさを増しています。様々な補助金や融資等によって営農を継続されていますが、将来への不安を口にされる農家の方が多く

なっています。このような状況から、私は農家の経営を改善するためにもI o Pクラウド、SAWACHIに大きな期待を寄せているところです。

そこで、今城議員も質問されていましたが、改めてこのI o Pクラウド、SAWACHIの利用者の拡大に向けてどのような目標を持ち取り組まれるのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 先月21日から本格運用を開始しましたI o Pクラウド、SAWACHIは、既に500戸を超える方に御利用いただいております。令和9年度には、施設園芸農家の約8割に当たる4,000戸まで拡大することを目標としているところでございます。

現在の厳しい状況下にある農家の経営改善に向けましては、このI o Pクラウドを核としたデータ駆動型農業の推進をすることで、収量増と経費削減の両面の効果を期待しているところでございます。このため、各農業振興センターやJAにおいて、I o Pクラウド内に蓄積されたデータを活用した、きめ細かな栽培指導を徹底し、効果の最大化を図ってまいりたいと考えております。

また、利用拡大に向けましては、令和9年度の目標を達成するため、振興センターごとに毎年の利用者数の増加目標を定めまして、今後ハウス内の環境測定装置の導入促進と併せて、地域、品目ごとにSAWACHIの様々な便利機能やその効果を紹介する説明会を開催するなど、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○10番（田中徹君） 先ほど農業振興部長から御答弁いただきましたように、令和9年度に全体の8割に当たる4,000戸まで拡大をしていただけるという、これは高い目標数値だと思いますけれども、先ほど来申しましたように、もうこの

施設園芸というものは本当になかなか厳しい。コロナはいろんな皆様方にお助けをいただいた中で、そしてまた今回の物価の高騰、資材、肥料の高騰、様々に皆様方からたくさんの声をいただくわけですけれども、私としてはこのI o Pクラウド、SAWACHIに本当に期待を寄せているところであります。令和9年度に向けて取り組まれることはもちろんでありますけれども、本当にスピード感を持って、早く広く普及されることを望んでおりますので、どうぞお取組のほうよろしくお願いを申し上げます。

次に、青果物への価格転嫁についてお伺いいたします。燃油や物価の高騰による厳しい経営状況が続く中、生産者の所得を確保するためには、やはり作物への価格転嫁が求められています。なかなか難しい課題であることは承知しておりますが、少しでも価格転嫁できる方策が必要と考えます。このことについて農業振興部長に御所見をお伺いいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 農産物は、その多くが市場取引による相場で価格が形成されております。燃油や資材価格などの高騰による生産コストの増加分を十分に価格転嫁できない状況となっております。このため県としましては、少しでも価格がアップされるよう、JAグループが進めております国消国産運動や、国が展開しております「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」など国民運動とも連動しまして、地産地消など県産農産物の消費拡大の取組を展開してまいります。

また、価格転嫁のためには、直接市場関係者に働きかけることも重要となっております。JAと連携しまして、生産者がバイヤーなどに現状を伝える機会を設けるなど、計画を立てているところでございます。

一方、国からは、コストに見合った価格を農産物に反映できるよう、環境整備を進めていく

というような方針が示されておりますので、この動きを注視しまして、必要に応じて国に政策提言を行ってまいりたいと考えております。

○10番（田中徹君） 御答弁いただきましたこの市場原理と申しますか、市場の関係で直接価格に転嫁することが大変難しいという中で、しかしながら先ほど来申し上げましたとおり、この状況でありますので、ぜひとも早く、何とか農家の方々を救うこの価格転嫁が達成されますようお願いを申し上げたいというふうに思います。

次に、米価の状況についてお伺いをいたします。昨年9月定例会で、私は、食と農というテーマでお米一辺倒の質問をさせていただきました。あれから1年、県としても様々な取組を行っていただきましたが、残念ながら今年の米価は昨年より下落しています。

そこで、今年の米価の状況について農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） J A高知県における米の生産者に仮払いをする概算金につきましては、銘柄や出荷時期、等級等により違いがございますけれども、令和4年産の早期水稻の1等米のコシヒカリでは、30キロ当たり8月時点で4,700円となっており、令和3年産米と比べて450円安い価格となっております。

多くの産地としまして全国的な話ですけれども、令和4年産米の概算金が令和3年産米よりも引き上げられておるという報道もございます。本県が下がっている要因としましては、他産地、他県の産地ですけれども、令和3年産の概算金を本県よりも大きく下げたことのために、概算金が今年度は引上げに向かったという説明を受けておりますし、あと、令和3年産米が多く残っているというようなこともあって慎重な値づけになったというふうにお聞きしているところでございます。

○10番（田中徹君） 大変厳しい数字が示されたと思っておりますので、もう来年に向けてどのように取り組んでいただくかが重要であると考えております。

そんな中、昨年の9月議会、私が知事に対して質問の中で、米の重要性についてどのように認識されているのか、御所見をお伺いしますということで質問させていただきました。抜粋でありますけれども、知事の御答弁では、ぜひ県民の皆様にもこの米の重要性というものを改めて再認識をしていただきまして、本県の県内産の米の消費拡大に向けて、ぜひ応援をしていただきたいというふうに考えておりますというような御答弁をいただきました。そこで、米の価格については、来年こそ下落を食い止め、適正な価格に戻ってほしいものと考えます。

そこで、米価の下落を食い止めるためには、より一層県民の皆さんに対し県産米の消費を促すことが必要と考えますが、どのように取り組まれていかれるのか、知事に御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 県産米の消費拡大に向けての取組でございますが、本年度の取組といたしましては、J Aなどと協働いたしまして、1つには、10年ぶりのプレゼントキャンペーンを、新米を購入していただいた方々に実施しております。また、このキャンペーンと併せまして、テレビ、ラジオのコマーシャル、SNSなどによります広報を行っておりますほか、高知空港での新米の配布を本年も実施することとしております。

また、今年度中の新たな取組といたしまして、J Aグループと県が共同で開設いたしましたネット通販のサイトであります、とさごろにおきまして、県内各地で収穫をされる新米などを定期購入いただけますように準備を進めております。このほか、県と包括協定を締結しており



ます企業の社員食堂などで県産米を利用いただきたいということを申し入れまして、近く企業に提案のために赴いてまいる予定といたしております。

さらに、来年度におきましては一層の取組の強化を図りたいと考えておりまして、現時点での計画といたしましては、例えば1つには、県内の米の取扱業者が一体となりまして、地産地消の共同キャンペーンを張るといようなこと、また本県出身の著名人に御協力をいただきまして、米の多様な食べ方の提案をするというような形で、県産米の県内での消費拡大に向けて効果的と考えられる方策について、プロモーションを行うということを検討中でございます。

私自身も、様々な機会を通じまして、県民の皆さんに県産米の消費を呼びかけてまいります。

○10番（田中徹君） 知事の前向きな御答弁をいただきまして、来年の価格というものに対して私は本当に期待をしておりますし、何とか適正な価格に戻していただかないと、農家が営農を続けられない。こういった状況で、その先には耕作放棄地の増加ということも考えられるわけで、なるべくといいますか、どうしても知事に先頭で旗を振っていただきまして、来年こそは適正な価格に戻っていただきますように、県庁挙げて——これはもう県民の皆さんも総動員でありますけれども、県民運動で来年の米の価格というものに対して、しっかりみんなで力を合わせて取り組んでいていただきたいし、私も全力で取り組ませていただきますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

最後の項として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてお伺いをします。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、本県経済の早期回復を図るためには、さらなる対策が求められています。私は、所得が

全国より低い本県にあって、このたびの食料品の値上げなどにより家計への負担が増大することが見込まれることから、生活者支援を重視した対策を強化していただきたいと考えています。

また、今定例会にも6月議会に続き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した予算案が上程されています。

そこで、6月補正も含め、これまでの原油価格・物価高騰対策についてどのような点に留意され、取り組んでこられたのか、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（徳重覚君） 原油価格・物価高騰対策につきましては、事業者や団体の声を広く聞くとともに、国や市町村の支援策を踏まえながら、必要な対策を迅速に講じてきたところでございます。具体的には、令和4年6月補正では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を36億円余り活用いたしまして、原油価格や物価の高騰により影響を受けた事業者や生活困窮者などを幅広く支援する事業を計上しているところでございます。

また、今回の9月補正では、臨時交付金を14億円余り活用いたしまして、6月補正後の影響拡大を踏まえて、農業者の肥料購入費への支援や、医療施設、社会福祉施設の継続的なサービス提供に向けた支援など、必要な追加対策を計上しているところでございます。

○10番（田中徹君） 一方で、県内市町村においてもそれぞれこの交付金を活用した取組が進められていますが、県内市町村の交付金の活用状況について総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（徳重覚君） 9月末時点における県内市町村の状況は、おおむね9月補正予算までに計上の上、取り組んでいる状況でございます。主な取組といたしましては、物価高騰対策として実施する地域振興券の交付や、学校給食などの負担軽減対策、子育て世帯などに対する給付

金の支給といった生活者支援などを中心に活用がされている状況でございます。

また、9月20日に追加配分されました臨時交付金につきましては、既に臨時議会を経て地域振興券の交付事業などを追加した町もあるところでございます。その他の市町村におかれましても、これまでの取組の成果や、それぞれの地域の実情などを踏まえ、今後必要となる対策について補正予算の計上を行う予定と伺っているところでございます。

○10番（田中徹君） 初めのほうで、6月、9月の県としての活用状況についてお答えをいただきましたけれども、今後本県でこの交付金の活用可能額について総務部長にお伺いします。

○総務部長（徳重覚君） 地方創生臨時交付金の追加分につきましては、9月20日に約39億5,000万円が本県に配分されているところでございます。9月補正におきまして既にこの一部の約3億8,000万円を予算計上しており、今後の活用可能額としては約35億7,000万円となっております。

以上でございます。

○10番（田中徹君） 私としては、この物価の高騰等で様々に県民の皆様が影響を受けていると思います。先ほど市町村の状況もお伺いをいたしましたけれども、これまで県としては主に事業者支援、そして市町村としては生活支援というふうな形が取られてきたと思いますけれども、こういったときですので、ぜひ県としてもこういった生活者支援に重きを置いたといいますか、より重視した取組に交付金の活用をお願いしたいというふうに思っております。

そこで、最後に知事にお伺いいたします。今後の原油価格・物価高騰対策について、どのように交付金を活用される方針か、知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 今後の原油価格あるいは

物価高騰対策につきましては、これまで講じてまいりました施策の効果がどうか、そして本県の経済動向がどうなっているか、そしてさらには、国は今月中に新しい総合経済対策を取りまとめるという方針と伺っておりますので、この中身がどうなるかといったことも見極めながら、地方創生臨時交付金を活用いたしまして、12月補正予算で対応したいというふうに考えております。

原油価格、物価の高騰の影響を受けておられます事業者の方あるいは生活者の方々に必要な支援を行えますよう、限られた財源ということになりますけれども、この中で効果的に対策が講じられることができますように、県内の状況、特に市町村との連携などもよく考えまして、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

○10番（田中徹君） ありがとうございます。先ほど知事から最後に御答弁いただきました、まさにこの市町村との連携ということも、これから県内の経済の回復、また活性化に向けて非常に大事なキーワードではないかなというふうに思っておりますので、この臨時交付金のみならず、今後も引き続き県内市町村と緊密な連携を取られて、取り組んでいただきたいというふうに思います。

少し時間がありますので、今回少し紹介させていただきたいと思いますが、9月に明治安田生命がゼロ歳から6歳までの子供がいる男女に行った、子育てに関するアンケート調査というものが行われております。それで、物価高により子育て費用に負担を感じていると答えた人は85.2%に上ります。物価高により負担を感じている子育て費用の項目では、食費が58.4%、自宅の電気やガス代などが36.5%、おむつなど日用品が35.7%などとなっております。さらに、子供をさらに欲しいが難しいと答えた女性は34.4%となり、前年の29.8%から4.6ポイント上昇し

ています。このような状況の中、今回の物価の高騰によって、特に子育て世帯の方々には大きなしわ寄せが行っているのではないかなというふうに私も感じております。

先月、国のほうから低所得者に向けての5万円の給付も決まったところでありますけれども、実際にこの給付が届くのが11月、12月になるといった状況でありますので、この物価高の折、ぜひとも対策を早め早めに打っていただきたいというふうに思っております。

結びに、新型コロナウイルス感染症、またエネルギーや物価の高騰というこの難局を、知事を先頭に県民の皆さんと一丸となって乗り越えていきたいと思っております。

以上で、私の一切の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(明神健夫君) 以上をもって、田中徹君の質問は終わりました。

ここで午後4時5分まで休憩といたします。

午後4時休憩



午後4時5分再開

○議長(明神健夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

吉良富彦君の持ち時間は40分です。

35番吉良富彦君。

○35番(吉良富彦君) 日本共産党の吉良富彦でございます。今日最後の質問となりました。皆さんお疲れと思っておりますけれども、どうかよろしくお願いいたします。

早速質問に入らせていただきます。

まず、ビキニ核被災船員の救済について質問させていただきます。

本年3月12日、県がビキニ環礁水爆実験健康被害支援に関する事業として、ビキニ環礁水爆実験に遭遇した元乗組員の被曝による健康被害に対する支援に向けた取組を行うことを目的とした、放射線被ばくを理解するためのシンポジウムが開催されました。コロナ禍などによって2年延期され、待ち望まれた集会であり、私も参加いたしました。

集会では、県の家保健康政策部長の挨拶に続き、被災船、第7大丸で通信士だった大黒藤兵衛さんの遺族、下本節子さんと、室戸地区で元マグロ漁船員の聞き取り調査に取り組んでいる太平洋核被災支援センター、濱田郁夫共同代表の発言がありました。

下本さんは、被曝したことを家族にも一言も言わずに胃がんを患い、その後、胆のうがんを発症し亡くなった父親のこと、そして室戸の被災船員の実情を報告し、二度と被爆者を出さないため核兵器禁止条約に署名すべき、核実験の被害者である船員と遺族の声に耳を傾けてほしいと述べました。

濱田さんは、太平洋海域での核実験は1946年から1963年まで140回を超え、1954年3月には多くの室戸の船が極めて放射線量の高い危険海域に20日間もとどまり操業していた、1954年当時室戸と室戸岬にはそれぞれ約70隻、合わせて140隻の遠洋漁船があり1隻当たり20から25人の船員で、約3,000人の漁船員がいた、今船員がまだ元気なうちにと複数の調査チームで年間100名の聞き取りに入っている、被災直後に被曝の初期症状と思われる急激な健康悪化を示している第7大丸の船員を一人ずつ丁寧に追うと、病歴が分かった13名のうち8名、62%というがん発症率であった、その他第7孝栄丸8人のうち5人で63%、第5明賀丸に至っては13人中10人、77%とがんの発症率は異常な高さを示しており、救済には早急な調査が必要だと訴えました。

次いで、鎌田七男広島大学名誉教授、2015年から2016年に県が開催した3度の健康相談会で講演と元漁船員の聞き取りを行った先生ですけれども、その鎌田先生と廣橋伸之広島大学教授、お二人の講演、その後県の川内健康対策課長をコーディネーターにパネルディスカッションが行われました。

鎌田先生は、黒い雨とビキニ被災はともに内部被曝であり、両者ともに政治的な側面によって、1、人体に影響はないと言われ、2、隠蔽され、3、放置され、4、ほかの被爆者と同等な扱いを受けず差別されてきたと述べられました。また、廣橋先生は、政治的背景が影響しデータが外され、こんなに長い間、闇に葬られ評価、補償がなされてこなかったと発言されました。

お二人の発言は、ともに政治的な力によって被曝が隠蔽されビキニ被災船員の救済がなされてこなかったことを指摘し、改めて今後の被災船員救済に向けた政治の責任を問うとともに、シンポジウムを開催した本県行政への期待を込めた発言だと感じました。

シンポジウムの成果を知事はどう受け止めていらっしゃるのか、まずお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 今回の放射線被ばくを理解するためのシンポジウムは、かつての水爆実験での被害の事実を知り、また理解を深めるということを目的に開催をされたものでございます。放射線被曝に関する正しい知識を普及するということがとともに、ビキニ被災の歴史的な経緯を風化させず、伝承していくということが非常に重要だと考えています。

そういった意味で、今回のシンポジウムは県民の皆さんに対して一定の成果があったというふうな受け止めておりますし、今後も引き続き県民の皆さんへの周知に努めていきたいと考えております。

○35番（吉良富彦君） ぜひ、継続して被災船員

に寄り添う企画、よろしくお願いたしたいと思います。

2018年7月、ビキニ国家賠償請求訴訟で高知地方裁判所は原告25名の水爆実験による被曝を認め、立法と行政による救済の必要性に言及した判決を下しました。同年9月議会で私が県としての対応を問うた際、尾崎前知事は、判決において、原告らが被曝した事実が認められるとした上で立法府及び行政府による一層の検討に期待するほかないとされたことを踏まえ、私どもといたしまして、どのような法的枠組みがあれば救済に向けた取組が可能か検討したい、広島、長崎における救済の在り方などとも対比して考え、そしてもし理論構築ができれば、それに基づいて政策提言をしていくと答弁なさっています。これは、今回のシンポジウムでも鎌田、廣橋両先生がくしくも指摘された政治の責任に応える姿勢を示す見識ある答弁で、多くの県民、ビキニ被災船関係者を励ましました。

その後、救済に向けた法的枠組み等の検討作業はどう進められてきたのか、健康政策部長にお聞きいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） ビキニ被災船員の方々への支援に関する法的枠組みを検討するため、令和元年度に庁内でワーキングチームを立ち上げ、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の枠組みなどについて議論することと併せて、太平洋核被災支援センターの方々との意見交換を行いました。

その後、これまでに複数回、厚生労働省関係部局に赴き、担当者と救済に向けた制度的対応の可能性について意見交換をしておりますが、残念ながら進展はない状況でございます。

○35番（吉良富彦君） その法的枠組みを含めて、この間被爆者救済に関して大きな動きがっております。鎌田先生が触れている黒い雨訴訟です。2020年7月29日、広島地方裁判所は、84人

の原告全員に被爆者健康手帳を交付するように命ずる画期的な判決を言い渡しました。特筆すべき点は、放射性降下物、黒い雨は特別区域より広範囲で降ったとして区域規定を取り払ったこと、そして被曝原因を外部被曝だけでなく、放射性微粒子が混入した黒い雨にさらされたことや、井戸水や食料の摂取による内部被曝を認めたことです。これは、放射性微粒子が含まれる海水及びスコールを浴び、飲み、海洋で捕った魚を常食として摂取していたマグロ漁船員にも通じる判決だと言えます。

地裁判決を受け、被告の厚生省と広島県と広島市は控訴しましたが、2021年7月14日広島高等裁判所は控訴を棄却し、以下の2点において広島地裁判決よりさらに踏み込んだ判決を下しました。1つは、放射能により健康被害が生じることを否定できない場合には被爆者と認め、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の適用を受けられるとした点です。もう一つは、地裁判決は黒い雨にさらされ疾病の発症があることを適用条件としていましたが、広島高裁判決は疾病の発症を要件から除外した点です。これは、被爆者援護行政の根本的な見直しを迫る画期的な判決となり、2021年8月2日以降、原告らに被爆者健康手帳が交付されました。

この流れは、現在東京地方裁判所で全国健康保険協会船員保険部を被告に労災保険適用を求め、ビキニ被曝船員訴訟を闘っている14人の本県元マグロ漁船員と遺族にとって、追い風となっています。

一方、現在の被爆者援護法は高知地裁判決文の中で言うように、意識的に広島市及び長崎市の被爆者に対する限定して立法されたものなので、ビキニ環礁の核実験で被曝した高知の被災船員には適用されません。また、労災適用を勝ち取ったとしても、船員保険法には、原子力船むつの労働者に適用の検討がされたことはあり

ますが、作業中の被曝による傷病を発症した際の適用項目がありません。これらへの対応が求められます。

1986年12月高知県議会で我が党の萩野郷一議員の質問に答え、厚生省と水産庁が資料はない、調査もできないと無視を決め込んでいた折であったにもかかわらず、県は各保健所に対して、申出があれば被爆者同様の検査をと通知を出す英断を下しています。同年に土佐清水市は県に準じ、自治体として初めて独自調査を実施し、267人の被災船員を把握したと報道されています。1988年5月には高知県ビキニ被災船員の会が結成されており、県知事に原爆医療法をビキニ水爆実験被災者にも適用などの4項目を政府に働きかけるよう求めています。

被災船員救済には、船員保険法や被爆者援護法の適用要件拡大などの改定を図る、あるいは核実験被爆者援護の特別措置法新設や、また現行の被爆者援護法に準じ、検査、受診などを支援する県独自の条例の制定などをも視野に入れた対応などが考えられますが、健康政策部長の所見をお聞きいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） ワーキングでは、被爆者援護法を援用した枠組みなども検討してまいりましたが、核爆弾の威力や被災の範囲が広島、長崎の原爆と大きく異なり、被災の事実認定などを援用することは困難との認識に至っております。

また、県条例の制定についても同様の課題が生じるため、科学的知見の集積が乏しい都道府県レベルでの対応には限界があると考えております。このため、救済に向けた法的枠組みの検討は国主導で対応していただくべき事項であると考えております。

○35番（吉良富彦君） 先ほどのその指摘については、広島高裁の判決というのは非常に有利に働く判決内容だと思います。再度、それも含め

て総合的な検討をお願いしたいと要請しておきたいと思えます。

そしてまた、県独自の取組についても、国が動かなくても、県として我が県の被災船員、県民をどう守るのかということ、これは取組として追跡調査や、あるいは健康被害に対する救済は引き続きできると思えます。もう一步踏み込んだ取組をできるような法的な枠組みを考えていただけたらと思えますので、これも要請をしておきます。

次に、高知県議会は2016年3月18日、全会一致で、ビキニ水爆実験に関する元乗組員等への健康影響について国の公式見解を求める意見書を採択、知事はそれに先立つ2014年12月、私の質問に答えて、既に政府・厚労省に対し健康影響への検証、分析を要望していますが、本議会で上記意見書が採択された年の12月、再度検証のさらなる徹底を求める要望書を厚労省に出しています。

2020年7月16日、日本弁護士連合会がビキニ問題では初めての、太平洋・ビキニ環礁における水爆実験で被ばくした元漁船員らの健康被害に対する救済措置を求める意見書を発表し、以下の政策実現を求めています。

1、ビキニ事件に関する資料を保全、開示するとともに、被曝した元漁船員らの事態を把握するために調査を実施する。2、被害者らに対し、被曝による健康被害及び精神的被害に対する補償の支払いや生活支援などの金銭的補償を実施する。3、生存する元漁船員らに対して、専門医による健康相談を実施するとし、日本政府と国際連合に提出しています。

この機を捉え、本県が毎年行っている国への政策提言にこの日弁連意見書なども参考に、ビキニ被災船員救済を求める項目を設け、提出されるよう求めるものですが、知事のお考えをお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） ただいま部長から答弁いたしましたように、この救済に向けた立法措置の在り方、これを都道府県レベルで示していくというのは困難であるというふうに考えます。やはり国におきましてこういったものを示していく、その前提としての健康影響に対する調査というものが求められる、これを国の責任で行うべきだということだと考えます。

お話もございましたように、平成30年7月の国家賠償訴訟の判決におきましては、判決文におきまして、立法府、行政府による救済の必要性について言及されております。こうしたことも踏まえまして、こうした対応を行う場合に前提となりますビキニ被災による健康影響に関する調査の継続について、国に対して粘り強く要望、提言をしております。

○35番（吉良富彦君） ぜひ、毎年この政策提言にビキニの項目を入れて、国に要望していくということが必要だろうと思えます。

今、漁船員の皆さん、本当に今までの私たちは国民として認められなかったんだという発言もありますけれども、そういう棄民的な政策に対して怒りを持っておりますので、その思いをしっかりとつかんで、それに寄り添う県の姿勢を示していくことが、私は知事としては必要だと思います。その点についても一度知事の御所見、お考えをお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） お話もございましたように、今回この被曝をされております方々のお気持ちというものにしっかりと寄り添っていくということが、何よりも必要だというふうに考えております。そうした中で、国とのやり取りも続けてまいっておりますけれども、この被曝者の方々に寄り添うという、気持ちに寄り添うというところを基本にいたしまして、今後国との間におきましても、しっかりと提言あるいは要望をしております。

○35番（吉良富彦君） 県民の皆さん、しっかり知事の動向を注視しておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

さて、さきに述べた県シンポジウムとともに、県主催でビキニ被災船員の皆さんを対象にした健康相談会を行ってきています。県として初めて実施した健康相談会は、2015年から2016年にかけて室戸、土佐清水、高知の3か所で講演会と併せて開催されており、そのときは延べ30名の船員と家族の方々の参加があったと承知しています。一方、2019年からは、地域のかかりつけ医が船員の自宅に出向いて行う個別相談の形式に変更して行っていますが、昨年までの3年間で3名の相談にとどまっています。

健康相談会をどう総括しているのか、健康政策部長にお聞きいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 県としては、ビキニ環礁水爆実験による被災者を対象として、平成26年度から健康相談を実施してまいりました。相談の内容の多くは被災当時の体調悪化や家族への影響、今後の生活における不安などを訴えられており、多くの課題を抱えて生活されている実態をお聞きしました。

令和元年度からは新型コロナウイルス感染症対策として、集合形式での開催から個別相談に変更いたしました。一方で、相談会を通じて同じ悩みを抱えている方々が相互に交流できる場としての効果もあることから、集合形式の相談会の再開も検討してまいります。

○35番（吉良富彦君） どうぞよろしくお願いいたします。

次に移ります。2020年に高知県文化賞を受けた山下正寿氏を事務局長とする太平洋核被災支援センターが、本年6月21日から23日にかけてオーストリア・ウィーンで開催された核兵器禁止条約の第1回目の締約国会議に笹島副代表を派遣し、締約国会議前夜のICAN核禁止フォー

ラム、メインステージで、以下のようなビキニ被災者の証言ビデオが上映されました。

米国がマーシャル諸島で核実験を行っている間に、太平洋で操業した漁船員たちは放射線にさらされました。第5福竜丸はよく知られていますが、ほかにも1万人以上の漁師たちが被曝していたのです。それは、米国からの和解金で政治決着させられました。1980年代から、地元の高校生が、被災者を訪問し被災者とその家族の証言を明らかにするプロジェクトに参加しています。日本政府は、被災船の検査の記録はないと主張してきましたが、2014年によく検査結果を公表しました。

映像とともにその説明の後、元船員の除本幸松さんの、三崎の船員たちは一人、また一人とがんで死んでいったという証言や、遺族の一人が父は精神的ダメージが大きかったと語り、その影響がどのように家族関係を破壊し、生存者をも自殺に追いやったのか、また乗組員たちの死について、国から核実験とは何の関係もないと言われたことへの不満などの証言が続き、乗組員生存者とその遺族は、いまだに見捨てられた状態にあり、彼らは核の犠牲者として闘いを続けていますと紹介。高知県の太平洋核被災支援センターが提供したビデオは、被災船員の埋もれた歴史に光を当てたと、国際的に高い評価を受けたと聞いています。

さらに、今年5月6日から8日まで、県の後援を受けて2022ビキニデーin高知が室戸市と高知市を会場に開催されました。主催は太平洋核被災支援センターを含む実行委員会で、昨年引き続きの開催でした。その最終日、ロシアのウクライナ侵略で日夜超多忙な中であるにもかかわらず、中満泉国連事務次長・軍縮担当上級代表から、7分にもわたる以下の内容のビデオメッセージが届けられています。

核実験の遺産は破壊以外何もないのに、悲し

いことにこの破壊的な核実験から約70年たった今、核兵器が使用されるかもしれない可能性が、冷戦の最盛期以来最も高くなっていると厳しい現状を指摘し、全ての核実験を禁止するために包括的核実験禁止条約、CTBTの早急な発効が必要で、6月の核兵器禁止条約第1回締約国会議がこの目標に貢献することを期待、ビキニ高知の会合はこの重要性を強調するタイムリーな機会だと期待を寄せると同時に、ビキニ高知の闘いが若者と一緒に被曝の事実を掘り起こし、活動を持続させてきたことを、国連軍縮部の軍縮のための若者たちイニシアチブと重ね合わせて評価するメッセージでした。国際的なステージでの評価に被災船員や遺族の皆さんは勇気づけられています。

核実験の被害者は世界中にたくさんいますが、その被害は検証されていません。核兵器禁止条約第6条はそういう人たちの救済を定めていますが、核実験の被災で補償を求めて闘っているのは兵士がほとんどです。国の命令で、軍の命令で核実験に関わって被曝したから補償せよという闘いです。操業中に核実験で被災した一般漁民が救済を求めて闘っているのは世界の中で高知だけです。

その高知で2015年、2016年に実施した健康相談会では、県が太平洋核被災支援センターと十分な事前打合せを行い、県作成のチラシを持ち、同センターの山下事務局長はじめ支援者たちが一軒一軒日頃から交流のある被災船員の自宅に足を運び、参加を促すきめ細かな取組を行い、さきに述べた30名の元マグロ漁船員が集まってくれています。市町村との連携を強化するとともに、太平洋核被災支援センターとの連携、官民連携の効果だと考えています。尾崎前知事は、県として追跡調査を実施していくことは困難だが、太平洋核被災支援センターなどが追跡調査を継続的に実施していけるような支援策を検討

すると述べて、官民連携で被曝船員救済に向き合う姿勢を県内外に表明しました。

被災船員の高齢化が進んでいます。2017年に支援センターが出版した「ビキニ核被災ノート」、鎌田先生の提言によってまとめられた31人の証言ですけれども、そのうち15名がもう既に——調査して証言を得たんですけれども出版するときには15名が亡くなっており、出版後お元気だった16名中6名がもうお亡くなりになりました。

そして、2019年に高知県出版文化賞をはじめ国内の数々の賞を受けた、岡村啓佐支援センター副代表が日英2か国語で出版した写真集「NO NUKES」、皆さんにもお渡ししたと思いますけれども、御存命27名の元マグロ漁船員のうち既に12名が亡くなっています。被曝漁船員の実態を把握するための追跡調査は急務です。

尾崎前知事が明言した太平洋核被災支援センターなどが追跡調査を継続的に実施していけるような支援策の進展をどう図るのか、濱田知事にお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） お話ありがとうございましたように、これまで太平洋核被災支援センターにおきまして、当時の資料あるいは被災船員の方々の証言など、大変な時間を費やしまして調査を実施されましたことに対して、改めて私としても敬意を表したいというふうに存じます。

今後も活動を継続されるに当たりまして、追跡調査に係ります関係団体への協力依頼といったものなど、県が側面から関与するというところでスムーズに事業が進むものがあれば、引き続き協力をしてまいりたいと考えます。引き続き、県と太平洋核被災支援センターが連携することによりまして、被災者への支援の輪が広がっていくと、そういうことを期待いたしたいと考えます。

○35番（吉良富彦君） ありがとうございます。

この9月、核兵器禁止条約に5か国が署名し



て今91か国・地域となつて、100か国・地域へ迫ろうとしています。先ほども申しあげました第1回締約国会議、ウィーン宣言でも、条約の実質的なまず第1課題として取り組もうとしているのは、核兵器の実験や、あるいは様々な核被災者の救済ということが第6条で言われておりましたけれども、それに向けて今動きが強まろうとしております。そうすると、現実的にその被災の実態を訴えて頑張っているのは高知なんですね。その実態について調査に入ってくるという動きが出てきています。

以前、私は、国連軍縮会議を高知で開いたらどうかと、そして核実験による被害を内外に高知から発信して、そして救済を求めていく、そういう契機にしたらどうかとお話したことがあるんですけども、今回は世界の核実験被害者フォーラムというものが高知でなされようとしております。これは第3回の締約国会議、これを前にして、来年の11月から2月ぐらいまでなされるんじゃないかと思えます。

県行政として他県にない被災船員に寄り添った取組をし、そして調査にも協力している本県として、ぜひ本決まりになれば、全面的なバックアップをしていただきたいと思いますけれども、知事、いかがでしょうか。

○知事（濱田省司君） ただいまお話のような会議を高知でというふうなお話が具体的に出てまいりまして、また県に対してどういった協力をお願いしたいという中身について、これが固まっていれば、お話を聞きいたしまして、できる限りの対応はさせていただきたいと考えております。

○35番（吉良富彦君） よろしくお願ひいたします。

ビキニ問題の最後ですけれども、ビキニ問題は高知県が中心です、日本の中でも。当時の県のマグロ船は179隻を数え、被災船473隻の3分

の1は高知船籍で、被災船員も2,000人を超す大事件です。

被災後、直ちに漁民は室戸市長を筆頭にした芸東原水爆対策協議会を結成、原水爆禁止、被災者の生活防衛をスローガンに打ち出した運動を展開し、ついに川村県知事を先頭とした高知県原水爆対策協議会、原水協を結成します。被災から3か月後、1954年6月には政府に原爆被害対策調査研究協議会を設置させ、母親たちの原水爆禁止運動も大きく広がります。1985年からは高校生により調査が始まり、それに呼応して被災船員の会が県下各地に結成され、救済運動が展開されていきます。これら他に類を見ないビキニ問題に関わる歴史を、高知県民の歴史として県史に編さんし、後世に伝えていかねばなりません。焼津市や三浦市はビキニ被災の資料冊子を編集、発行しています。

本県も、県史編さんの機会を捉え、今から資料調査を行い、県史の一つの項として取り上げていくべきと考えるものですが、知事のお考えをお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 県史の編さんに向けましては、大学教授あるいは学芸員などで構成いたします委員会を設置いたしまして、今年度から段階的に時代あるいは分野ごとの専門部会を立ち上げて、具体的な作業を進めるという段取りで進めております。

この中でも戦後の歴史に関しましては、来年度に現代部会を立ち上げまして、刊行内容の検討あるいは資料調査を開始する予定でございます。今後、どのような資料を調査して、どのような事項を県史に掲載していくか、これについてはこの現代部会で検討し、協議を進めるということとなります。本日議員からお話がございましたことにつきましては、来年度現代部会が設置をされました後、その委員の方々にもお伝えをいたします。

いずれにいたしましても、新たな県史におきましては、ビキニ被災の問題に限らず、本県にとって重要な戦後の歴史をしっかりと取り上げてまいりたいと考えております。

○35番（吉良富彦君） どうぞよろしく申し上げます。

そしたら、次の項目に移ります。低空飛行訓練についてです。

今年8月16日、米空軍は米軍輸送機オスプレイCV22の飛行を当面停止する発表をしました。飛行中のクラッチの不具合による事故が過去6週間で2件、2017年以降で計4件発生したためとしています。もともと、オスプレイは機体の構造上の問題から事故が繰り返されており、今回の飛行中止措置は非常事態だったと考えられます。9月2日には解除しましたが、不具合の原因は特定できておらず、根本的な安全確保に至っていません。オスプレイの飛行はオレンジルート以外の市街地上空を含む県下各地で頻繁に目撃され、騒音や墜落への不安、ドクターヘリや防災ヘリの安全運航への支障など見過ごすことはできません。

この5年間の米軍機オスプレイを含む飛行訓練の回数について危機管理部長にお聞きいたします。

○危機管理部長（中岡誠二君） この5年間に県内で米軍機の可能性がある確認された航空機の飛行回数は、平成30年が23回、うちオスプレイはゼロ、令和元年が116回、うちオスプレイは14回、令和2年が252回、うちオスプレイが17回、令和3年が206回、うちオスプレイが3回、令和4年は6月末時点で41回、うちオスプレイは2回。令和元年以降は、報道によりますと、在日米軍再編の中で空母艦載機を岩国基地に移転した後、飛行回数が大幅に増加したというふうにされております。

○35番（吉良富彦君） ありがとうございます。

4年前の2018年から比べると10倍以上、23回が250を超えるということで、まさに異常です。その間に、2016年には高知県沖にF A18が墜落しております。そして、2年後、2018年には室戸岬沖にF A18とKC130が墜落と、そして2019年には目撃の40分後にドクターヘリが同じ空域を飛ぶということになっています。

そういうふうにとどまりを知らない、傍若無人という飛行が行われております、危険を顧みずに。しかも、夜間が増えているんですね。夜間が例えば2018年は0回だったのが、2019年30回だとか、2020年、夜間に111回ですよ。こんなことは許されません。そうやって飛ぶ回数と同時に、新しく特徴的なのは、仁淀川水系、いの町や越知町、それから四万十川水系、要するに大きい川の水系へどんどん入ってきていると、四万十町含めて、これは何とも異常です。

そういう中で、全国的にもその被害を受けている地域が広がっている中、日米両政府は9月26日の日米合同委員会で、米海兵隊普天間基地所属のMV22オスプレイの飛行訓練の高度を150から90メートルにまで下げて、沖縄県を除く日本全土の山岳地域で訓練を行うと、ほんのこの間決めています。航空法第81条の定めた最低安全高度は、人口密集地などは最も高い障害物から300メートル、人や家屋がない場所は150メートルとしています。在日米軍は日米地位協定によって、もともと航空法適用を除外とされていますが、2012年の合同委員会で、航空法を念頭にオスプレイの最低高度を150メートルと下げたものを、今回はさらに下げて90メートルとしたものです。

今回の訓練は9月27日から10月18日まで行うとしていますが、今回限りとはしておらず、常態化する可能性があります。嶺北の狭隘で曲がりくねった山間の地上90メートルのところを、重さ20トンを超える軍用機が異様な低周波轟音

を立てて縫うように飛び、暮らしと命が脅かされることなど断じて容認できません。防衛省は日米同盟の抑止力、対処力を強化するものだとしていますが、日米同盟さえ掲げればどんな無法も許されるという姿勢は許されません。

一層の危険を押しつける今回のオスプレイ飛行訓練に対し、全国知事会にも働きかけ、中止を求める断固とした姿勢を国に示すべきと思いますが、知事にお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） お話がありましたオスプレイを含みます米軍機の飛行訓練に関しましては、これまでも全国知事会を通じまして訓練ルートなどを事前に情報提供すること、あるいは地域住民の不安払拭に十分に配慮すること、こういったことについての要望をいたしております。また、県単独といたしましても、超低空飛行など異常な訓練を行わないように、私の知事就任以降だけでもこれまでに3回、外務大臣、防衛大臣、両大臣に対しまして要請をしております。

お話がありました、このたび日米合同委員会におきまして合意されました在日米軍の訓練につきましては、住宅、学校、病院等の上空では実施をしないということが条件とされているというふうに承知をしております。仮にこの合意事項に反するようなことが確認をされましたら、県といたしましては全国知事会とも連携をして訓練の中止を強く求めてまいります。

○35番（吉良富彦君） 時間がないので、先へ行きます。

騒音測定器を設置した香美市、本山町、大川村などからは具体的な騒音状況が県に報告されています。5月18日に4機のプロペラ機が飛来した本山町では、17時29分に77.5デシベル、6月3日11時半に83.5デシベル、7月6日14時10分に94.8デシベル等々、予告なしの突然の轟音が空から降ってくる状況が繰り返されています

が、その他多くの報告は測定器がないため、数値を示し中止を求めることができません。

オレンジルートやその周辺の市町村全てに騒音測定器を備え、実態を把握することが必要だと考えるものですが、知事の考えをお聞きします。

○知事（濱田省司君） 県におきましては、特に騒音の大きい戦闘機によります低空飛行訓練の頻度が高い5市町村に、お話にありましたような騒音測定器を設置し、騒音の数値を把握しております。その他の市町村におきましては、県民の皆さんから寄せられました目撃情報の中から、各市町村で騒音の程度を3段階に分類した上で報告を受けて把握をしております。

これによりまして、騒音の状況を把握できていると考えますけれども、今後未設置の市町村から設置の要望があった場合には、必要性から検討して判断をしております。

○35番（吉良富彦君） 2021年12月議会の岡田芳秀議員の質問に答えて、防衛省中国四国防衛局が本山町の雁山に米軍機の低空飛行を観測する固定式の観測カメラを設置し、今年4月から運用されています。航空法違反の低空飛行の危険な実態を防衛局や米軍に示し、中止させることができるかと考えての設置要求でしたが、観測カメラの映像は私たち県民や本山町が見ることができないことになっています。

観測カメラの映像を地元自治体や県が共有し、チェックできる運用方法に変えるよう防衛局に要望すべきだと思いますが、これは危機管理部長にお聞きいたします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 防衛省が本山町に設置した観測カメラについては、設置の計画段階から、撮影された映像データの提供を要請してきました。しかしながら、設置後に中国四国防衛局から、映像データは米軍の運用に関する情報が含まれており、米国側との信頼関係、

米軍の運用の安全が損なわれるおそれがあることから、提供は差し控えさせていただくとの説明を受けております。

その際、県からは中国四国防衛局に対しまして、映像データを提供すること、高度が推測できるよう詳細な分析を早期に行うことを改めて要請したところです。

県としましては、引き続き国に対し映像データの提供などを求めてまいります。

○35番（吉良富彦君） 最後になりますけれども、大体275万円でカメラが設置できるということです。ぜひ、県民の安心・安全を確保するために県独自で設置すべきと思いますが、知事にお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 防衛局のほうで既にカメラを設置しているわけですので、この米軍との関係で支障がないような形で工夫をして提供していただきたいということで、引き続き国に求めてまいりたいと考えております。

○議長（明神健夫君） 以上をもって、吉良富彦君の質問は終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明5日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時45分散会

令和4年10月5日（水曜日） 開議第6日

出席議員

- 1番 濱口涼子君
- 2番 榎尾絢子君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 上治堂司君
- 5番 土森正一君
- 6番 上田貢太郎君
- 7番 今城誠司君
- 8番 金岡佳時君
- 9番 下村勝幸君
- 10番 田中徹君
- 11番 土居央君
- 12番 野町雅樹君
- 13番 横山文人君
- 14番 西内隆純君
- 15番 加藤漠君
- 16番 西内健君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 桑名龍吾君
- 20番 森田英二君
- 21番 三石文隆君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 依光美代子君
- 26番 大石宗君
- 27番 武石利彦君
- 28番 田所裕介君
- 29番 石井孝君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 岡田芳秀君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君
- 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 豊永大五君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会会長 澤田博睦君
- 公安委員長 古谷純代君
- 警察本部長 江口寛章君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君  
事務局次長 横田聡君  
議事課長 吉岡正勝君  
政策調査課長 田渕史剛君  
議事記録班長 松岡宏尚君  
主 幹 春井真美君  
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第6号)

令和4年10月5日午前10時開議

第1

- 第1号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第3号 令和4年度高知県電気事業会計補正予算
- 第4号 高知県個人情報保護に関する法律施行条例議案
- 第5号 高知県職員の高齢者部分休業に関する条例議案
- 第6号 高知県四国カルスト県立自然公園公園施設の設置及び管理に関する条例議案
- 第7号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第8号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案

- 第12号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県子ども・子育て支援会議設置条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県が当事者である和解に関する議案
- 第16号 県有財産(港湾荷役機械)の取得に関する議案
- 第17号 国道441号防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案
- 第18号 県道本川大杉線(上吉野川橋)橋梁修繕工事請負契約の締結に関する議案
- 第19号 県道須崎仁ノ線防災・安全交付金(仁淀川河口大橋)工事請負契約の締結に関する議案
- 第20号 春遠ダム(春遠第1ダム)本体建設工事請負契約の締結に関する議案
- 第21号 令和3年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第22号 令和3年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 令和3年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 令和3年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 令和3年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 令和3年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算

<p>報第7号 令和3年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第8号 令和3年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第9号 令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第10号 令和3年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第11号 令和3年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第12号 令和3年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第13号 令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第14号 令和3年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第15号 令和3年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第16号 令和3年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第17号 令和3年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第18号 令和3年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第19号 令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第20号 令和3年度高知県流域下水道事業会計決算</p> <p>報第21号 令和3年度高知県電気事業会計決算</p> <p>報第22号 令和3年度高知県工業用水道事業会計決算</p> <p>報第23号 令和3年度高知県病院事業会計決算</p> <p>第2 一般質問（一問一答形式による）</p> <p>第3 決算特別委員会設置の件</p> <p>第4 議発第1号 議員を派遣することについて議会</p>	<p>の決定を求める議案</p> <p style="text-align: center;">————— ∞ ∞ ∞ —————</p> <p style="text-align: center;">午前10時開議</p> <p>○議長（明神健夫君） これより本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">————— ∞ ∞ ∞ —————</p> <p>質疑並びに一般質問</p> <p>○議長（明神健夫君） 直ちに日程に入ります。</p> <p>日程第1、第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」から第22号「令和3年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「令和3年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第23号「令和3年度高知県病院事業会計決算」まで、以上45件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。</p> <p>質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。</p> <p>橋本敏男君の持ち時間は40分です。</p> <p>30番橋本敏男君。</p> <p>○30番（橋本敏男君） おはようございます。県民の会の橋本敏男でございます。今、議長のお許しをいただきましたので、一問一答形式により質問を始めたいと思います。時間の制約がありますので、簡明な答弁を期待しているところでございます。</p> <p>まずは公共用水域の保全について質問をしてみたいです。</p> <p>日本最後の清流と言われる四万十川や仁淀ブルー、奇跡の清流と呼ばれる仁淀川は、高知を代表する河川として、今なお水量豊かに美しく流れています。その流域には、昔の原風景を感</p>
---	--

じることのできる風情を残し、流域で生きる人々の暮らしを支え、長い時間をかけ独特の文化や伝統を育んでまいりました。しかしながら、そんな清流域においても、人々の生活様式の変化や社会資本整備など様々な変化に伴い、地域固有の暮らしや流域環境が失われていくことが懸念されます。

県は、厳しい環境下にある清流を守り次世代に引き継ぐことを決意して、平成元年に高知県清流保全条例を制定し、清流の保全を図ってきました。その取組は高知県の公共用水域全てに関わるもので、川などから流れ出る淡水は全て高知県の太平洋側700キロにも及ぶ海岸線の美しい海に注がれ、海洋環境にも大きな影響を与えます。

高知県は水の県とも言われ、昔から水の恩恵によって我々県民の暮らしが支えられてきたと言っても過言ではないと思います。清流の保全を図ることは公共用水域環境を守ることにつながり、高知県民の営み全てに通じるものだと思いますが、知事の所見をまずは求めておきたいというふうに思います。

○知事（濱田省司君） 議員からお話がありましたように、本県には四万十川あるいは仁淀川をはじめとしまして数多くの清流が残されています。これらの全国に誇れる清流を将来に引き継いでいくという趣旨で、高知県清流保全条例が制定されています。この条例に基づきまして、清流保全計画の策定、流域内で連携した取組の実施のほか、環境学習でございませとか広報などを通じまして県民意識の醸成に取り組んでおります。

河川などの水質の保全に向けましては、環境基本法に基づきまして、県内の62の水域について176か所の調査箇所により、公共用水域での定期的な水質測定を実施いたしております。その測定の結果は、清流保全条例によります施策に

も反映をされております。

この清流の保全は、公共用水域の水環境を守るということにつながります。また、このことは健康的で快適な生活、あるいは事業活動など県民の営み全ての基盤となるということでございますので、大変重要だというふうに認識をいたしております。

○30番（橋本敏男君） 知事から所見をいただきました。この清流を保全するということは大変重要な問題だというふうに答弁がございました。

公共用水域における水の汚れの原因としては、工場や農業生産に伴う産業排水のほかに、台所、風呂、洗濯、トイレなど日常生活から出される排水がございませ。水の汚れはかつて産業排水が主な原因でしたが、工場などに対する規制が強化され、産業排水対策の進んだ今日では生活排水が汚れの大きな原因となっています。特に公共用水域を汚すのは生活排水で、汚れの原因の半分以上を占めているというふうにも言われています。

したがって、公共用水域保全のキーワードは生活排水をいかに浄化させるかであり、生活排水の処理は公共用水域保全にとって重要だというふうに思いますが、土木部長の見解を求めておきたいと思ひます。

○土木部長（荻野宏之君） 公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図るためには、下水道や集落排水、浄化槽施設により生活排水を処理することが非常に重要であると考えてございませ。そのため県では、平成9年度に高知県全県域生活排水処理構想を策定しております。

現在、県内の市町村ではこの構想に基づき、下水道や集落排水施設等の整備や管理、くみ取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について補助事業も活用し、推進しているところでございませ。

○30番（橋本敏男君） 土木部長の見解としても、



水質保全を図るにはこの生活排水の処理というのは非常に重要ということが示されたところでございますが、清流保全条例の第16条に県民の責務ということで、何人も生活排水により公共用水域の水質を汚濁しないよう努めなければならないという努力規定がございます。これに基づいて、県民もしっかりと取り組んでいく必要があるんだろうというふうに思います。

生活雑排水の浄化には浄化槽の精度が求められ、そのため国は、昭和60年に浄化槽法を施行し、浄化槽の普及と適正管理に努めてまいりました。それまでは、昭和40年に厚生白書に掲げた一億総水洗化目標達成のため、トイレ水洗化の有力な手段として下水道とともに単独処理浄化槽が一気に普及いたしました。し尿のみ処理で、生活雑排水は公共用水域に垂れ流し状態が続きました。同時期、生活雑排水が公共用水域の水質汚濁を招くと社会問題化して注目を集めるようになり、し尿や雑排水の適切な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的にした浄化槽法が制定され、資格制度が初めて定められたところでございます。

しかしながら、社会情勢の変化によって浄化槽法も改正に次ぐ改正を余儀なくされ、平成13年の改正では単独浄化槽の新設が原則禁止、平成17年には公共用水域等の水質保全が追記され、浄化槽放流水の水質基準が設けられました。

その後、令和2年の改正では、補修や交換が必要な単独浄化槽について、合併処理浄化槽への転換命令権限が行政に付与されたところでございます。具体的には、放置をすれば生活環境の保全や公衆衛生上重大な支障が生じるおそれの状態と認められる単独槽に対して、知事が撤去や改善の措置を取るよう助言または指導できるようになり、従わない場合は、勧告や命令を発することも可能となりました。

これによって、単独浄化槽の合併処理浄化槽

への転換が期待されたところですが、本県における合併浄化槽への転換状況について土木部長に答弁を求めたいと思います。

○土木部長（荻野宏之君） 令和3年度までの3か年の平均で、1年当たり212基の単独処理浄化槽が廃止されているところでございます。その内訳といたしましては、下水道などの集合処理への接続によるものが144基、合併処理浄化槽への転換によるものが34基、家屋の解体等に伴う廃止によるものは、残る34基となっているところでございます。

○30番（橋本敏男君） 答弁ありがとうございます。

浄化槽における様々な問題を解決するためには、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を含む浄化槽の設置状況を示す詳細なデータが重要になります。しかしながら、過去に無届けのまま設置された単独浄化槽は依然として数多く存在をしています。下水道への接続により撤去されたが台帳上にデータが残っていたり、空き家になっているのに届出が出されずそのまま台帳に残っているなど、正確な実態をつかむのは困難となっていると想像いたします。

浄化槽法では、浄化槽ごとに浄化槽台帳を作成することが義務づけられていますが、台帳の整備と維持管理については、それぞれの自治体によっても大きな差があると思います。浄化槽の現状を正しく把握しなければ、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進が困難となり、浄化槽法で定められた保守点検や法定検査の効果は期待できません。

そこで、本県の台帳の現状について土木部長に答弁を求めたいと思います。

○土木部長（荻野宏之君） 県では、平成18年から独自の浄化槽台帳システムを用いて、浄化槽管理者や保守点検・清掃業者名、法定検査等の情報を活用し、浄化槽管理者への指導や助言、

苦情対応などを行っているところでございます。

台帳への登録内容については、保健所に提出された設置・廃止届の情報や、法定検査機関からの情報提供に基づき、定期的に更新を行っているところでございます。しかし、無届けの浄化槽や法定検査を受検していない浄化槽につきましては、台帳が整備できていないといった課題があるところでございます。

○30番（橋本敏男君） 土木部長の答弁ありがとうございました。全ての実態はつかめていないということだというふうに理解をいたしました。

県内の浄化槽設置基数10万2,586基のうち、単独浄化槽が4万27基と約4割を占めていることから、合併浄化槽への転換が重要な課題だというふうに思います。さらには、そもそも台帳から消えている浄化槽や、届出もなく使われなくなった浄化槽などがあり、浄化槽台帳に所有者や最新の維持管理情報などがしっかり反映されることが必要となります。

これらの情報は、浄化槽の設置や廃止届を確実に行っていただくことや、浄化槽管理者の義務である保守点検、法定検査を行っていただくことで把握できることとなります。

そのためには、市町村や指定検査機関、関係事業者との連携は欠かせませんが、県はどのような連携を図ってきたのか、土木部長の答弁を求めます。

○土木部長（荻野宏之君） 台帳に直接関係する連携はなかなか十分にはできていないところでございますが、これまで市町村と連携して広報誌による法定検査の周知や、浄化槽管理者である住民などを対象とした講習会を実施してきたところでございます。

そのほかにも、市町村担当者を対象とした説明会を開催し、浄化槽の設置届や法定検査、浄化槽管理者の義務などの説明を行っているところでございます。また、高知県環境検査センター

と連携して、講習会の実施や、法定検査を受けていない管理者への文書指導を実施してきたところでございます。

○30番（橋本敏男君） 台帳に載っていない浄化槽の実態は承知していないということで、多分当たり前のことなんですけれども、この高知県の実態というのは土木部長はどう想定をしていますか、答弁いただきたいと思います。

○土木部長（荻野宏之君） 先ほども申し上げましたように、台帳の整備がまだまだ途上でございますので、十分に把握できていないということで、今後整備を図っていききたいというふうに考えてございます。

○30番（橋本敏男君） それと、多分答弁の中で出てくるかなというふうに想定をしていましたけれども、権限移譲で市町村に事務委任をしている市町村があると思います。6市町村だと思いますが、その状況というのはどうですか。

○土木部長（荻野宏之君） 権限移譲している市町村の情報につきましては、移譲しているということで、連携はしておりますけれども、なかなか十分には把握していない、できていない状況でございます。

○30番（橋本敏男君） 私が知り得る限りは、高知県の中で6市町村に移譲しています。県が直轄でしっかりと事業展開をしているところの受検率というのは非常に高いです。69.何%ですから、約70%行っています。しかし、非常に厳しいところがあります。それは高知市です。高知市の受検率32%です。これ1つで相当下げているということが分かっております。そのことが多分言われるかなというふうに思ったんですけれども、言ってくれなかったので私のほうから申し上げたいというふうに思います。

遅々として進まない単独浄化槽の転換と浄化槽管理の向上を同時に実現することが必要として、令和2年に浄化槽法の一部が改正されまし

た。背景には、その時点で単独浄化槽が全国で全体の53%、約400万基残存し、いまだに約1,200万人がくみ取り便槽や単独処理浄化槽を使用しており、生活雑排水が未処理の状態で公共用水域に排出されている実態があります。

また、浄化率は合併処理浄化槽で90%、単独処理浄化槽では65%と言われておりますので、圧倒的に合併処理浄化槽の環境負荷率は低くなっています。このことから、環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促さなければなりません。浄化槽法の一部を改正する法律では、都道府県に対して老朽化の激しい単独浄化槽所有者に、合併処理浄化槽への転換を勧告、命令ができるよう強化され、浄化槽台帳の整備を通じた法定検査受検と管理の指導強化を図るとしています。

本県の現状はさきに述べたとおり、全国と比べれば単独より合併処理浄化槽が多いと言えます。しかしながら、浄化槽設置基数の約40%は、先ほど言いましたように単独処理浄化槽であります。生活雑排水が未浄化で公共用水域に排出される状態です。

浄化槽法の一部が改正されたことを受け、県はどのような取組をしてきたのか、土木部長の答弁を求めたいと思います。

**○土木部長（荻野宏之君）** 令和2年の浄化槽法の改正項目のうち、公衆衛生上、重大な支障が生じるおそれのある単独処理浄化槽への指導や助言につきましては、現在のところ行った事例はございません。

浄化槽台帳の整備につきましては、令和5年度に新しいシステムへ移行し、法改正で示された項目に対応する予定としてございます。これを契機に、台帳の精度の向上に向け関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えてございます。

**○30番（橋本敏男君）** 答弁ありがとうございます。

した。

本県の令和3年の法定検査受検率は7条検査が96%、毎年1回受検しなければならない11条検査が57.6%と全国平均を上回っていますが、この受検率に対する土木部長の見解を求めておきたいと思います。

**○土木部長（荻野宏之君）** 法定検査の受検は浄化槽法で定められた浄化槽管理者の義務であることを考えますと、本県の受検率は高いとは言えないと考えてございます。法定検査の受検率の向上を図るためには、中核市である高知市や権限移譲を行っている5市町の取組も必要であるため、連携して周知や啓発に努めていきたいと考えてございます。

**○30番（橋本敏男君）** 関係市町村と連携して強化を図っていききたいというふうな答弁だったというふうに思います。ぜひお願いしたいと思います。

浄化槽法第12条の2では、都道府県知事は法定検査を受検していない浄化槽管理者に対して、法定検査受検の指導・助言、勧告及び命令ができるとされています。さらに、命令に違反した者は30万円以下の過料に処すとの罰則規定もありますが、法定検査を受けない悪質な者に対して今までに適用した事案はあるのか、土木部長に答弁を求めます。

**○土木部長（荻野宏之君）** 本県におきまして、これまで法定検査を受けていない浄化槽管理者に対して罰則を適用したことはございません。

**○30番（橋本敏男君）** 浄化槽法で必置で、義務ですよ。当然法令遵守、守らなければならないというふうに思います。

私はこれ必置要件だというふうに思っていますが、そこで知事にちょっとお聞きしたいんですが、行政のコンプライアンスについての考え方を答弁いただきたいと思います。

**○知事（濱田省司君）** お話がございましたよう

に、様々な法令におきまして、都道府県あるいは市町村、そして各事業者の皆様、いろんな義務が課せられていることがあろうかと思えます。

行政に関しましてのものは、努力義務的なものからより必須度の高いものまで様々な行政執行上の義務が課せられている局面はあろうかと思えますが、その法令の趣旨に沿って、できる限りこの法令の要求に沿った対応を行政として求められるというのは、これは当然のことというふうに考えております。

○30番（橋本敏男君） どうもありがとうございます。

水質検査は法律に定められた義務であるとしてきっちりと受検をしている方もいれば、お金がかかるからといって受検しない方もいらっしゃいます。わざと受検しない方は論外ですけども、検査はがきを送られてこないから受検しない、できないというのは問題で、正直者がばかを見る、そんなことがあってはならないというふうに思います。

担当課から頂いた資料を見てみますと、台帳の上だけで約10万基以上ある浄化槽に対して、第11条の法定検査の案内件数、これ6万4,334件です。約6割にすぎません。逆に言うと、約4割の方には、はがきは送られていないということになっています。案内もせずに放任しているような高知県環境検査センターの対応です。

何のために県は環境検査センターに対して県費を使って浄化槽推進事業委託をしているのか分かりませんが、この実態をどのように考えているのか、土木部長に答弁をいただきたいというふうに思います。

○土木部長（荻野宏之君） 検査の案内につきましては、今議員がおっしゃったように、全戸に配布できていないという状況がございますので、そのことにつきましてはセンターのほうへ指導をしていきたいというふうに考えてございます。

○30番（橋本敏男君） ぜひ指導いただきたいというふうに思います。

県内に10万基以上浄化槽があるにもかかわらず、4割の方には受検はがきを送っていないということは、法の公平性からいうと非常に大きな問題だというふうに私は思っています。浄化槽法では必置の義務でありますから、過去に何があったのか分かりませんが、案内を出していない管理者は受検しないと勝手に決め込んで、自分たちの仕事の合理性だけを追求しているとさえ思ってしまう。

もしそのような理由であるとするならば、私は言語道断だというふうに思いますが、再度土木部長の認識を確認しておきたいと思えます。

○土木部長（荻野宏之君） 議員おっしゃるように、十分な対応ができていないという実態がございますので、そのことにつきましてはしっかりと指導してまいりたいと考えてございます。

○30番（橋本敏男君） 知事のコンプライアンスに対する考え方が示されたんですけども、法定検査というのは、やっぱり法で定められた義務でありますから、不公平感があるような行政の対応をしていると公平性が問われることになるんだろうというふうに私は思います。強いて言えば、行政不信を招く結果にもなり得るというふうにも思います。

私は、税と同じだというふうに考えています。真面目にお金を払っている人から見たら、法令上罰則規定まであるにもかかわらず適用しないのはおかしいとの声上がるのは、私は無理もないことだろうというふうに思っております。

一罰百戒、罰を与えなければ徹底されないのであれば罰則規定の行使もやむを得ないと思うんですが、知事の答弁をいただきたいと思えます。

○知事（濱田省司君） お話がありましたように、浄化槽の点検に関しまして、必ずしも法令が要

求をする、あるいは想定をする形での点検が行われていないのではないかとということが問題の所在ということだと思います。

私も今回そうした状況につきまして、正直初めて数字的なものに関しましては知った次第でございますので、その点担当します土木部のほうには、これはある意味、全国的な共通したような課題という側面もあるのではないかとというふうに拝察をいたしますので、他県の、より法令に適した形での処理を行っている実態の県がないのかと、そういった部分の取組の参考にできる部分はないかというようなどころも含めて検討させまして、この状況の改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

○30番（橋本敏男君） ありがとうございます。

知事から非常に前向きな答弁がいただきました。

本県では、法定検査を一般財団法人高知県環境検査センター1事業者に委ねていますが、台帳の上だけで約10万基以上ある浄化槽の法定検査に加え、簡易専用水道の法定検査業務、さらには水質の分析測定業務まで担っており、高知県環境検査センターだけの体制で行うのは無理があるのではないかと思います。土木部長の見解を求めます。

○土木部長（荻野宏之君） 本県を含めました全国の37都道府県において1つの機関で法定検査等の業務を行っている実態がございますので、高知県におきまして高知県環境検査センターのみで検査業務を行っていることが、必ずしも無理があるとは考えていないところでございます。

○30番（橋本敏男君） 1事業所で行っている県も多数あります。その県についても、非常に受検率の高い県もございます。そういう県になるように、高知県も頑張りたいなというふうに思います。

知事は、浄化槽法第57条第1項の規定により、当該都道府県の区域内において法定検査の業務

を行う者を指定することになっています。県土の広い本県において浄化槽管理者の、これ県民なんですけれども、利便性、精度の高い浄化槽台帳の策定など、市町村や地域住民、関係機関との連携を考えれば、複数の指定検査機関を設けることは合理性があると思いますが、土木部長にもう一回答弁をいただきたいとします。

○土木部長（荻野宏之君） 全国におきましては、利便性向上等のために複数の検査機関を指定している県もございます。一方で、1つの検査機関で複数の支部を設置して業務を行っている県もございます。例えば、島根県におきましては指定検査機関は1つでございますが、3つの支部を設置しまして、そのような利便性の向上を行っているという実態を把握してございます。本県におきましても、こうした事例を参考にしつつ、検査機関の在り方について研究してまいりたいと考えてございます。

○30番（橋本敏男君） ありがとうございます。ぜひサテライトみたいな形も検討していただければありがたいなというふうに思います。

土木部長のほうからそういう答弁をいただきましたので、知事のほうにも同じような質問をしようと思ったんですけれども、これ割愛をさせていただきます。

岐阜県や岡山県では、本当に受検率が90%を超えているんです。そんなところもあるんです。だから、高知もやってやれないことはないんです。そういう方向性を目指して、ぜひとも頑張りたいなというふうにエールを送りまして、この項は全て終了したいというふうに思います。

次に、2・4・5 T系の除草剤埋設問題について質問を展開していきます。

まずは、2・4・5 T系の除草剤が人体に及ぼす影響について知事の認識を求めておきたいとします。

○知事（濱田省司君） お話ありがとうございました。2・4・5 T系除草剤でございますが、これには製造過程で生じますダイオキシン類がごく微量含まれたというふうにされております。このダイオキシン類は、飛散ですとか吸入などによりまして体内に取り込まれますと、発がんのおそれ、あるいは生殖機能または胎児への悪影響のおそれがあるというふうに指摘をされているところでございます。こうしたことを考えますと、ダイオキシン類を含む2・4・5 T系除草剤は、人体にとって有害なものであるというふうに考えなければならぬと思っております。

○30番（橋本敏男君） 知事の認識をいただきました。2・4・5 T系の除草剤にはダイオキシンが入っているんですね。ダイオキシンというのは人類の合成薬品史上最高の猛毒というふうに言われていまして、今世紀最大の劇物であります。そのダイオキシンを含んだ2・4・5 T系除草剤が国の指示で高知県の山中に埋設されているということですから、たまったものではございません。

6月定例会の本会議で県民の会の上田代表から猛毒のダイオキシン類を含む2・4・5 T系除草剤についての質問があり、本県における実態が明らかになりました。その後、知事は四国森林管理局長に、6月29日付で埋設箇所の保全対策及び関係自治体等への説明、埋設除草剤の早期撤去を要請されました。その回答は、今まで調査した結果を専門家による検討委員会で諮った結果、地域住民の生活などに及ぼす影響はなく、埋設箇所に対する立入り及び土壌の攪乱行為の禁止措置を引き続いて実施していくとの現状が示されているところでございます。

さらに、林野庁では埋設除草剤の撤去を念頭に置いて、令和3年度より四万十町を含む4か所をモデル的に選定し、ダイオキシン類を飛散させず埋設除草剤を掘削処理する手法について

の調査が終了、この結果を踏まえて今年度は掘削範囲を決定するためのボーリングによる試料採取などに着手する予定である等、林野庁から現状報告と回答を文書で頂いていますが、この回答について知事の所見を求めます。

○知事（濱田省司君） 本年の6月に林野庁に対して、県及び埋設箇所の自治体の切なる願いといたしましてこの2・4・5 T系除草剤の撤去などについて要請を行ったところであります。林野庁からの回答といたしましては、順次撤去に向けて取り組むということと併せて、要望があれば埋設箇所周辺の水質調査も実施をするということなどによりまして、関係者の不安軽減に努力をするという回答があったところでございます。

また今後、定期的な点検結果の報告と併せて、埋設されました2・4・5 T系除草剤の掘削処理に関する国のモデル事業の結果などにつきまして関係市町にも情報提供をするという内容の回答がございました。そうした点から、この申入れ前に比べますと一定の前進があったものというふうに認識をいたしております。

○30番（橋本敏男君） 本当に、林野庁に対して知事のほうからしっかりと対応していただいたということは感謝をしているところでございますが、しかし残念ながら、埋設除草剤の早期撤去について、林野庁からの今回の回答には具体的なタイムスケジュールは示されていません。

県内に埋設されている四万十町以外の埋設箇所、いの町、大豊町、土佐清水市については、モデル箇所での掘削処理の結果を踏まえて取り組む考えですとのことで、掘削処理する、しないかさえははっきりしていません。また、四万十町の掘削処理は、令和5年度以降に着手する予定とのことですから、5年度に着手することが決まっているわけでもございません。さらには、モデル箇所の結果いかんによっては、掘削処理

されない場合もあり得ることになります。そう考えると、他の埋設されている3地区の掘削処理はいつになるのか分かったものではございません。

現在も県内の土中には2・4・5 T系の除草剤が埋設されている場所は3か所あり、その3か所全てが林野庁の通達と異なる方法や埋設量で埋設されていることが明らかになっています。具体的には、いの町は通達の3倍以上の埋設量となっており、大豊町と同じく上部のみをコンクリートで覆っただけのお粗末なもので、通達とは程遠い方法で埋設をされています。土佐清水市については埋設量が把握できていない状態だということですから、言葉にはなりません。通達どおりに埋設されている場所はもとよりですが、通達とは異なる量、方法で埋設されている場所の近隣で暮らしている人の心配は計り知れないものがあると思います。

したがって、優先順位からいっても通達とは異なる量、方法で埋設されている場所が優先されるべきだと思いますが、林業振興・環境部長の見解を求めたいと思います。

○林業振興・環境部長（豊永大五君） お話のとおり、通達とは異なる方法などで埋設されている箇所の地元の皆さんの御不安は、より大きいものと思います。私としましては、そういった箇所については、優先順位を上げてよいのではないかという思いでございます。

一方で、埋設除草剤の撤去は、飛散などへの対応を含め、科学的な知見に基づき安全かつ確実に実施することが重要です。このため、撤去の優先順位につきましては、現在実施されている調査結果も踏まえて検討されるものと考えております。

○30番（橋本敏男君） 優先順位については、私と考えを同じくするというふうな答弁だったと思います。ぜひ今後林野庁に対してお願いをす

る場合は、そういうことも加味したお願いとしての要請をぜひともしていただければありがたいというふうに要請をしておきたいと思います。

それから、この問題は国が起こした言わば国災でございます。県民の命と直結する事柄でありますから、当然国に責任を持って対応していただかなければなりません。林野庁に強く働きかけて、いつときも早く2・4・5 T系除草剤の掘削処理タイムスケジュールを示していただき、早期撤去を実現していただきたいというふうに思いますが、知事の決意を求めまして、この項は終わりたいと思います。

○知事（濱田省司君） お話ございましたように、林野庁、国のほうでは、全国の4か所をモデル地域といたしまして令和5年度以降掘削除去を行い、その後全国の埋設箇所について掘削除去を念頭に置いて取り組む方針というふうに伺っております。

国には、まずはこのモデル地域におきます調査を着実に進めてもらうということが前提だと思います。議員からも御指摘ありましたように、実情様々であるという可能性があるわけでありますので、まずはモデル地域についてしっかりと実態把握してもらい、それを踏まえまして、早期の撤去に向けて具体的なタイムスケジュールを速やかに示してほしいと、このことは既に林野庁とのやり取りの中で県の考えとして申し述べておりますが、改めてこのことも含めまして、早期の撤去に向けて今後も強く働きかけてまいる所存であります。

○30番（橋本敏男君） 相手が国ですので、知事、どうか頑張ってもらって国と勝負をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いを申し上げます。

次に、持続可能な漁業形態構築について質問をしてみたいです。沿岸漁業を取り巻く環境は、様々な問題が複合的に絡まり、大変厳しく、衰

退の一途をたどっています。その衰退は、私たちの漠然としたイメージよりもはるかに深刻な状態だと言わざるを得ません。特に過疎化が進む漁村では担い手問題は深刻で、若手漁業者が60代、70代というようなところも少なくありません。漁業者の子供たちは既に別の職業に就いており、担い手不足で多くの漁村が縮小再生産どころか、消滅に向かっているようにも見えます。

そのような状況の中、漁業用生産手段を供給する関連産業も撤退、廃業が続き、漁村にあった鉄工所や船大工など漁業者の身近に存在していた業者の廃業も著しくなっています。漁業を後方から支えてきた技術者の不足、メーカーの撤退が今漁業にどのような影響を及ぼすのか、考える機会があまりにも私自身少なかったように思います。

漁村では、担い手の減少や漁業所得減少などによって、潜在的には造船需要が拡大していたにもかかわらず漁船建造需要は長期にわたり低迷をし続けました。その結果、漁業を下支えしてきた造船所や鉄工所の撤退が相次ぎ、漁船の供給力や修繕力が失われ、残った漁船の老朽化が進み、さらなる負のスパイラルに突入しています。

多くの漁民は、このままでは漁業は続けられないと将来不安を抱えています。この問題について県はどう向き合うのか、水産振興部長の答弁を求めます。

**○水産振興部長（松村晃充君）** お話にございました現状を把握するため、本年5月に地域で漁業者が利用しておられます25の造船所や鉄工所の聞き取り調査を行いました。その結果、多くの事業者において経営者の高齢化が進む中、意向が確認できた19事業者のおよそ6割の12事業者で、後継者がいないということが確認できました。

現在、それぞれの事業者に高知県事業承継・引継ぎ支援センターによるサポートの希望について確認を行っておるところで、その結果を踏まえ、関係機関と連携し、適切な支援につなげていきたいと考えております。

**○議長（明神健夫君）** 以上をもって、橋本敏男君の質問は終わりました。

ここで10時45分まで休憩といたします。

午前10時41分休憩



午前10時45分再開

**○議長（明神健夫君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

武石利彦君の持ち時間は20分です。

27番武石利彦君。

**○27番（武石利彦君）** それでは、議長のお許しをいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

今、SDGs、地球温暖化防止ということで非常に森林の持つ多面的機能、もう世界が注目をしておる状況でございます。そこで、今回はグリーン化、特に森林環境保全とか、文字どおり緑についてちょっと質問させていただきたいというふうに思います。

本県は平成15年、全国に先駆けて県独自の森林環境税を導入いたしました。森林の有する公益的機能は地球温暖化の防止のみならず、水源涵養など国民のためにも広く貢献をしていただくものでありますことから、国もこの森林整備を促進しようということで、令和元年度より森林環境譲与税を地方自治体に交付することに至っておる次第でございます。これは、本県が全国に先駆けた県独自の森林環境税が国を動か



したという好事例だと言えるものだろうと私は認識をしています。

その県の森林環境税でございますが、本年度で20年の節目を迎えます。よって、本年度で4回目の課税期間が満了をいたすことになっております。よって、さらなる延長についての検討がなされているというふうに承知をしております。

そこで、まずこれまでの県の森林環境税の取組をどのように評価されておられるのか、知事に御所見をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） お話がございました本県の森林環境税は、全国に先駆けて平成15年度に創設をされたものでございます。この目的といたしましては、手入れ不足の人工林の水源涵養機能などを回復していくということ、また地方の課題を地方で解決するための独自財源を確保していくということ、この2つの観点からの検討を進めた結果、この導入に至ったものでございます。

議員のお話にもございましたように、県民の皆さんの理解と協力の下、この森林環境の保全を進める取組を展開してまいったものでございます。その後、この取組は全国に広がりまして、現在では37府県と横浜市で同様の税を措置しておりますし、議員からもお話がございましたように、こうした広がりがある国の森林環境税、森林環境譲与税の制度の創設につながったというふうに理解をいたしております。

本県の森林環境税におきましては、制度創設以来、県内で実施をされました間伐の15%に当たります約2万5,000ヘクタールの間伐でございますとか、鹿の被害対策を実施してまいりました。こうした取組によりまして、人工林の整備の進展、あるいは苗木等への食害の軽減という成果を得まして、森林環境の保全にしっかりと貢献できているというふうに考えます。

加えまして、森林環境学習、森林保全ボランティア活動など、県民の皆さんの森林への理解と関わりを深め、広げる取組を実施してまいりまして、この制度創設以来、延べ31万人の多数の方に参加をいただいております。これによりまして、子供から大人まで県民の皆さんに、本県の森林率が全国一であるということ、そして森林の公益的機能を高めていくための森林整備の必要性といったことへの認識が進んだものというふうに考えます。また、この税を20年間継続する中で、小中学校で森林環境学習を受けた方、あるいは森林ボランティア活動を経験した方が、林業に興味を持っていただき、その後林業大学校に入校されたというような例もございます。

このように森林環境税は本県の森林環境の保全、あるいはこのための人づくりの進展に非常に大きな役割を果たしてきているというふうに考えております。

○27番（武石利彦君） 今御答弁にありましたように、本県の森林環境税は、単に森林の整備をするということだけではなくて非常に多様な使い方をされている、それが全国一の森林県の高知県たるゆえんということであるというふうに、私も高くこの取組を評価したいと思います。

そこで、知事の政策の大きな柱の一つでありますグリーン化を推進するためにも、この県の森林環境税は財源としての重要性が今後ますます高まるだろうというふうに私は考えております。税の使途として、県民の皆様が植物に親しむ機会を増やし、植生についての理解を深められるような取組をさらに展開する、例えば街路樹など人口の多い都市部の緑化を推進する、また朝ドラ、連続テレビ小説らんまんによる全国的に知名度が高まるであろう牧野植物園の機能をさらに強化し、県民のみならず全国の方々に植生に対する理解を深めていただくよ

うな取組を行う、このような意味でのグリーン化、地球温暖化防止に対する理解を深める取組を強化するための財源とも捉えるべきであると考えております。

今後の県の森林環境税について、このような観点による使途を視野に入れた検討をしてはどうかと考えますがいかがでしょうか、林業振興・環境部長に御所見をお聞きいたします。

○林業振興・環境部長（豊永大五君） 来年度以降の県の森林環境税につきましては、納税いただく様々な分野を代表される方や学識経験者から成る、森林環境保全基金運営委員会において御意見を伺いながら検討を進めています。検討を進めるに当たっては、森林環境譲与税の財源となる国の森林環境税の徴収が令和6年度から開始されることを踏まえまして、県民の皆さんに御理解いただけるよう、両税の活用について使途のすみ分けをしていくことが必要だと考えています。

そのため、県の森林環境税では、県として広域的に行う普及啓発や鹿被害対策などの取組に重点を置いて活用する方向で検討しております。中でも森林環境学習など県民の皆さんの森林への理解と関心を高めるための取組を強化してまいりたいと考えています。

一方で、この税で行っていました間伐などは、森林整備を主目的とする譲与税の趣旨に鑑み、市町村にはそれぞれ配分される譲与税を活用していただくようお願いをしてみたいと考えています。

議員の御質問にありましたグリーン化や地球温暖化防止に対する理解を深めていく取組は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて大変重要な取組だと考えます。また、樹木を活用した緑化の取組は、緑と人との距離を縮め、県民の皆さんをはじめ多くの方々に森林への理解を深めることにもつながるものと考えておりま

す。

こうした取組を含めました使途の拡大につきましては、森林環境税の趣旨と照らし合わせて、県民の皆様に御理解がいただけるものであるかどうかといったことが重要となっております。このため、引き続き基金運営委員会の皆様の御意見をいただきながら検討を進めてまいりたいと考えています。

○27番（武石利彦君） 本年度の県の予算編成方針を見ますと、知事の県政運営方針の3本柱でありますところのデジタル化、グリーン化、グローバル化、この観点に基づいて強化を図る事業につきましては、次世代施策推進枠が設けられております。

そこで、脱炭素社会の実現を目指すことを視野に入れ、居住空間や街路樹など、県土の緑化を推進する事業に対してこの推進枠の活用は考えられないでしょうか、総務部長に御所見をお聞きいたします。

○総務部長（徳重覚君） 次世代施策推進枠は、デジタル化、グリーン化、グローバル化の取組に予算を重点配分するため、1年前の令和4年度予算編成で新たに導入した仕組みでございます。具体的には、前年度予算から削減、見直しをした額の3倍までの要求を可能とする仕組みでございます。各部局の積極的な提案を促すことを目的として導入したものでございます。現在検討中ではございますが、来年度、令和5年度予算の編成方針においても、このような考え方は重要であると考えております。

その上で、お尋ねの県土の緑化はCO<sub>2</sub>吸収源としての機能を有することに加え、良好な景観や快適な環境づくりの面で観光振興にも資するものだと考えております。そういった意味で、全国一の森林県らしさを感じることもつながる、意義ある取組だと考えております。

令和5年度の予算編成方針はこれから発出し

ていくこととなりますけれども、現在の枠組みが継続すれば、次世代施策推進枠の活用につきまして脱炭素社会推進アクションプランにおいて都市緑化等に資する取組を推進していることから、グリーン化の位置づけでも可能と考えているところでございます。

○27番（武石利彦君） ぜひよろしく願いいたします。

この県の森林環境税、これは私は継続すべきものだというふうに考えております。さらに本県ならではの有効な用途を見いだすことこそが、本県のあるべき姿ではないのかというふうに思っておりますが、この税を延長することについての知事の御所見をお聞きします。

○知事（濱田省司君） 先ほども申し上げましたとおりでございますが、これまでこの県の森林環境税は、本県の森林環境の保全、そしてこれに関わる人づくりの進展に大きな役割を果たしてまいったというふうに考えております。中でも、森林への理解と関わりを深め広げる取組は、これを継続していくということで県民の皆さんに根づいてくるものでありまして、この用途としてこうした事業を想定していくということについては、大きな意義を持つというふうに考えております。

これは、平成15年に定めましたこうち山の日、県民一人一人が森の恵みに感謝をし守り育ててきた先人の努力に敬意を表し豊かな森を次代に引き継ぐ、こういった理念にも合致していると考えます。また、地球温暖化が進む中、2050年カーボンニュートラルの実現に向けましては、森林の持つ役割もさらに重視をされるということは言うまでもないと考えております。

こうしたことから、本県といたしましては、今まで以上に森林環境の保全に取り組んでいく必要があると考えており、そうした意味におきましてこの県の森林環境税の延長は不可欠では

ないかというふうに思っているところでございます。

しかし、一方でこの課税を延長するということになりますので、これにつきましては県民の皆様のお理解がぜひとも必要でございます。現在、県民世論調査あるいは企業アンケートなどによりまして御意見をお伺いしているところでございますし、納税をいただく様々な分野を代表する方々あるいは学識経験者から成ります基金運営委員会を開催いたしまして、今後の税の在り方について今大詰めの御審議をいただいているという段階でございます。

議員からお話ございましたこの延長後の森林環境税におきます用途の拡大につきましては、この税の趣旨に照らしながら、しっかりと検討してまいりたいと考えておりまして、具体的な検討の場としては、基金運営委員会でも御審議をいただきたいと思っております。

この森林環境の保全に向けた取組を先導的に進めていくということが、全国一の森林率を誇りまして、全国に先駆けてこの森林環境税を導入した本県のあるべき姿だというふうに考えております。そのためにも、引き続き県民の皆さんの御理解をいただき、税の延長ができるということをご心から願っているところでございます。

○27番（武石利彦君） 今、県民の皆様や企業にもアンケート調査をしているというふうに認識しておりますが、やはり全国に先駆けて導入したこの本県の森林環境税、これは非常に重要な位置づけだと思いますので、本県としてグリーン化に取り組むというような姿勢を打ち出すためにも、ぜひともしっかりと延長していただきたいというふうに思います。

そしてまた、税の用途につきましては、先ほども申しますように牧野植物園の機能強化、これも重要な喫緊の課題、取り組むべき課題だというふうに思っております。

そういった観点から、らんまんの放送も近づいてきておりますが、磨き上げ整備事業、これに取り組んでおりますが、知事自らが牧野植物園に足を運んでいただいて、知事の視点で十分しっかりと磨き上げができているのか、課題がどうなのかということを検証していただきたいと思うんですが、知事の御所見をお聞きたいです。

○知事（濱田省司君） 私自身も牧野植物園には公務以外でも、年に数回はプライベートで妻と出かけたりということがございまして、その折に園内のいろいろな施設の状況などは確認をさせていただいております。

この牧野植物園の評価ということに関して言いますと、外部委員で構成をする事業評価委員会にこの評価をお願いいたしております。そうした中では、コロナ禍におきます園内散策動画を配信する、あるいは見どころの植物マップを作成する、さらには県内各地におきますフィールドワークを開催するといった、こういった取組につきまして、園の運営、教育普及などにおいて高い評価をいただいているところでございます。また、来園者数につきましても、今回の連続テレビ小説の放送決定などもございまして、回復の基調にあるということでございます。

また、お話がありましたように、現在平成29年度に策定をいたしました磨き上げ整備基本構想に基づく整備を行いまして、機能強化を図っているところでございます。具体的には、これまで新しい園地——こんこん山広場ですとか、ふむふむ広場でございますが——の整備や、展示館のシアターの整備を進めてまいっておりますし、植物園のスタッフがお勧めをする植物、あるいは牧野博士の業績につきまして多言語機能、音声案内機能で学べる、まきのQRガイドを導入いたしております。

さらに、研究機能の強化を図ります新研究棟

の建築工事、あるいは駐車場の拡張整備も進めておりまして、今後南園の再整備ですとか長江圃場の高台移転などを進めまして、この構想を完成させていく予定といたしております。また、これ以外にも、博覧会に向けまして来園者の利便性・快適性向上という観点から、園内連絡路のバリアフリー化、駐車場情報の表示板設置なども行うこととしております。

今後、この博覧会のオープニングイベントですとか新研究棟のオープンなどに私自身出席をして、園を訪れる予定もございまして、こうした節目節目におきまして、この構想の進捗状況をしっかりと確認してまいりたいと考えております。

○27番（武石利彦君） 今後も朝ドラ効果による一過性で終わらせることなく、牧野富太郎博士の大きな御功績を将来にわたり末永く発展的に維持をすべきだと思います。

そういった意味で、この牧野植物園の存在というのは非常に重要であるというふうに思いますが、牧野植物園の今後果たすべき役割や本県における位置づけについての御所見を最後に知事にお聞きたいです。

○知事（濱田省司君） この牧野植物園は、牧野博士を顕彰して開園をいたしまして、これまで植物の収集・保存、植物の研究、植物に関する教育普及活動、さらには憩いの場の提供といった役割を担ってまいりました。磨き上げ整備の基本構想では、こうした役割に県民の誇りの拠点、知の拠点、宝の人材を育成する拠点といった機能を充実させた植物園を目指すということといたしております。

こうした中、今回NHK朝ドラの放映を契機といたしまして博覧会を開催するということになりました。この植物園はメインエリアとしての集客機能を担うということになります。さらに、植物園を訪れた方々が博士にゆかりのある県内各地に足を運んでいただけるように誘導す

る役割、そうした拠点的な役割を持っていくということが期待されていると考えます。この博覧会後に向けましては、博士の知名度が高まるこの機を捉えまして、ファンを増やしリーダーを獲得する、そして将来にわたり本県の観光を牽引していく、そうした拠点としての役割が非常に大きくなるというふうに考えております。

研究面につきましては、産業振興にもつながるような研究、あるいはただいま議員からお話がありました緑化の取組にノウハウを生かしていけるというような研究の取組、こういったものも深めていくということも考えられると考えます。さらに、教育普及の面におきまして、博士の功績を次世代にしっかりと伝承していく、また学習プログラムの実施などによりまして次代の牧野博士が育っていけるように貢献できればいいと、ありがたいというふうに考えております。

こうした形で牧野植物園は観光をはじめとしたさまざまな面で本県の将来の発展に欠くことができない施設というふうに考えており、引き続き磨き上げ構想の整備などの機能強化に取り組んでまいります。

○27番（武石利彦君） ありがとうございます。  
以上で質問を終わります。（拍手）

○議長（明神健夫君） 以上をもって、武石利彦君の質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩といたします。

午前11時5分休憩



午前11時10分再開

○議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

上田貢太郎君の持ち時間は60分です。

6番上田貢太郎君。

○6番（上田貢太郎君） 自由民主党の上田貢太郎でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。執行部の皆様、よろしく願いいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症の後遺症についてお伺いする予定でありましたが、さきの田所議員、西森議員の質問と重複するため、後遺症患者さんから直接伺った内容を皆さんにもお伝えし、御提案だけさせていただきます。

まず、高知市在住の看護師さんの事例ですが、全身に襲いくる倦怠感、疲労感により朝起きられない、短時間の家事や作業でも回復に時間がかかるなど、日常最低限の作業行動にも支障が及んでいるそうです。医師に相談しても、精神的なものではと理解されず、心療内科の受診を促されたり、医大からも診察を断られたそうです。現在は休職中ですが、職場からも、ずる休みではと疑われるのがつらいそうです。同様の症状で、洗濯物すら干せない知人の奥様もいます。また、結婚間もない男性は長期の休職が続く、社長の個人的救済で何とか生活を維持しています。後遺症患者さんはあらゆる面で孤立しております。

本県の累計の患者数は10万人を超え、後遺症の症状の重さ、軽さを問わないとなると、かなりの数になると推測されます。先日の朝日新聞の紙面では、後遺症の対応の地域差が問題だということでしたが、後遺症を抱える方々が安心して生活ができるよう、後遺症の診療体制を強化し、その周知にしっかりと取り組んでいただくよう要請いたします。よろしく願いいたします。

次に、観光振興についてお伺いいたします。

去る9月14日、WHOのテドロス事務局長が

記者会見で、新型コロナウイルスの感染拡大の現状について、世界的な感染拡大を終わらせるのにこれほど有利な状況になったことはない、まだ到達はしていないが、終わりが視野に入ってきたと述べられました。

本県においても8月24日の2,027人をピークに、連日1,000人を超える感染者数が報告されておりましたが、9月に入り落ち着きを取り戻し、政府も10月11日より渡航者の受入れを大きく緩和することを発表いたしました。ようやくウイズコロナからアフターコロナの時代への光が見えてまいりました。

そこで、まずは高知を代表するよさこい祭りの今後の在り方について御質問いたします。よさこい祭りは、ここ10年間で大きく飛躍し、全国津々浦々で開催されるようになりました。その立て役者は、1992年に北海道札幌市で開催されたYOSAKOIソーラン祭り、そして2001年から開催されている原宿表参道元氣祭スーパーよさこいではと考えております。ところが、本家本元の高知のよさこいが様々な問題を抱えているのではという話が各方面から聞こえてきます。

そこで、私は、よさこい祭りの位置づけを市民祭から高知市民・県民祭にすることを、そろそろ考えないといけない時期に来ているのではと感じております。というのも、皆さんも御承知のとおり、よさこい祭りは、昭和25年に開催された南国高知産業大博覧会でよさこい踊りが披露され、昭和29年に高知商工会議所観光部会により第1回よさこい祭りが開催され、以来高知市民祭の位置づけで今年で69回を数えました。

しかし、参加チームの多くが、踊り子の減少でチーム運営が困難になりつつあります。特に、県外からの参加チームは、遠征にかかる旅費、宿泊費など踊り子個人が負担するコストを考えますと、高知で踊りたいが行けないが本音では

ないでしょうか。また、追手筋を通過するチーム数を1日170チームに制限しており、例年の参加チームは200チームほどですが、約30チームが追手筋を通れていない。追手筋に入れないということは帯屋町にも入れていないということですが、その多くが県外チームだと聞いており、その不公平感も県外チームから聞かれるようです。

加えて、各競演場を運営する商店街も、組合員の減少で資金や人の問題を抱えております。現在まで、よさこい踊りは高知市とよさこい祭振興会、そして協賛企業の協賛金によって運営されてきましたが、そろそろ県民祭の位置づけで、県外チームに対する補助の拡大、各競演場の運営に対しても助成を行ってはとの声が出始めております。

過去にも一度、第21回大会で県民祭にしてはとの話があったように聞いております。しかし、その当時はまだいろいろと元気な祭りが各所にあつて、何でよさこいだけの反発もあり、足並みがそろわなかったと聞いております。そこから鑑みても、現在の市民祭の位置づけで多額の県費を投じることには他の市町村からの反発も予想されますから、県民祭としての位置づけを根拠に、県と高知市が協力して高知を代表する夏祭りを盛り上げ、発展させる必要があるのではないのでしょうか。

そこで、よさこい祭りを県民祭にすると何が可能なのかという点について幾つかお伺いいたします。まず、県外や県下遠隔地からの参加チームの宿泊施設の問題に関しまして、本県の県有施設には、比較的高知市に近いところにも宿泊が可能な施設がございます。また、本来宿泊を目的としていないが、レンタル寝具などを持ち込めば宿泊が不可能ではない、例えば和室の会議室などの施設が複数あると考えます。そうした施設を、運営資金に困窮している県外チーム

などに貸し出すことも可能かと考えます。

県民祭となったよさこい祭りのために、優先的にそうした施設を使用することは可能なのかどうか、観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長（山脇深君） お話がありましたように、比較的高知市に近いところに、例えば青少年センターのような宿泊機能も備えた公的施設が幾つかございます。これらの公的施設では、それぞれ施設を設置した目的に沿った形で利用がされておりまして、地域の方々あるいは県民の方も利用されている状況の中で、よさこいチームの利用を優先するというのはなかなか難しいのではないかとはいえます。

ただ、その時期に予約もない状態で、そして施設利用の条件に沿ったような形でよさこいチームが利用するというのであれば、宿泊は十分可能ではないかというふうに考えます。

○6番（上田貢太郎君） ありがとうございます。よろしくお伺いいたします。

また、踊り子の移動手段である借り上げバスすら調達できないチームは、県外チームはもとより県内チームにもございます。そこで、高知市内で運行される公共交通機関に、競演場を結ぶシャトルバスの常時運行を要請してはと考えます。同社に対しては赤字補填支援も行っておりますから、祭り期間内での融通は不可能ではないと考えますが、個人的見解で結構です、中山間振興・交通部長の御所見をお聞かせください。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 仮に運行補助、補填をしている交通事業者に踊り子向けの無料シャトルバス、この運行をお願いするとしますと、その分運行経費がかさむ、つまり交通事業者への補填額がさらに増えるということになります。

このため、感覚としてではございますが、協調して支援している市や町の理解はなかなか得

られにくいのではないかと考えております。ただ他方、路面電車につきましては、よさこい祭りの期間に合わせて、主に鏡川橋一知寄町間で臨時便を運行しておりますので、よさこいが本格的に再開した場合にこれを拡充することにつきましては、収入増も検討できますことから、検討が可能と考えております。

○6番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

中山間振興・交通部は運輸事業も所管しておりますから、関係団体に働きかけ、よさこい鳴子踊りの特徴である流し踊りを継承するためにも、県外チーム対象の共同使用が可能な貸出地方車を各競演場に配置することも検討していただければと考えております。ただし、貸出地方車の利用には、最低踊り子数が何人など一定のルールも必要と考えますが、よろしくお伺いをいたします。

次に、本部競演場の有料栈敷席について、昼の空席問題は過去の議会でも質問があり、執行部からは関係各所に改善を要請してまいりたいと考えている旨の発言があったと記憶していますが、今年も何ら変わっていなかったと思います。

よさこい祭りに深く関わる方にお話を伺いますと、高知の夏は暑いのに、あんな暑いところに観光客が日中何時間も座っておれるかえと言われましたが、全くそのとおりだと思います。

その方いわく、よう考えてみいや、よさこいは夜さ来いやないかと。よさこいも阿波踊りみたいに夜やったらええがよと。その代わり夜4日間の開催、そしたら地元の皆さんも昼は働いて夜見に来れるし、観光客も昼は観光して夜見に来ていただいたらええやんかということですが、そのとおりだと思います。JFLやJリーグも数年後からは選手の健康を考えて、夏の試合を全てナイターになることが決まりました。

よさこいも夕方からの4日間開催を実施すれ

ば、さらに経済効果も高まると考えますが、観光振興部長の御所見をお聞かせください。

○観光振興部長（山脇深君） よさこい祭りを夕方から開催するという点ですと、日中の栈敷席の空席問題を解消するという点では効果があると思います。一方で、本部競演場で踊りを披露できる時間が短くなることから、チームの踊る機会が減少するといった課題も出てまいります。

また、2日間の本祭と前夜祭、全国大会、後夜祭で構成されております今の4日間というこれまでのスキーム、これにさらに本祭の日数を増やしていくということになりますと、演舞場をはじめ運営に関わっておられる多くの関係者はもとより、参加チームなどにもやはり相当な負担も生じさせるのではないかとということも懸念をいたします。

ただ、栈敷席の昼間の空席問題につきましては、これは解決しなければならない課題でありまして、栈敷席を運営する高知市観光協会に対してこれまでも改善をお願いしてきたところです。今後、例えば栈敷席への昼の入場については、短時間での入替え制にしてはどうかとか、利用率をできるだけ上げていく具体的な方策について引き続き提案もし、要請を継続していきたいというふうに思います。

○6番（上田貢太郎君） 4日間の開催となると、県外チームなど遠征組は宿泊費など経費がかさむという意見も確かにあります。しかし、よさこいは今現在も2日間出ないといけないというルールはなく、銀行も1日ですし、チームの自己判断に任せるとするのがよさこいですので、そこはチームの判断でいいと思います。ぜひ関係者の皆さんでそういったことも御検討いただければというふうに思います。

長くなりますので、よさこい祭りの質問はこれを最後にしますが、県市の職員や県民の皆さ

んは、よさこい祭りの経済波及効果が約100億円であることを認識しているのでしょうか。よさこいは、観光、宿泊、飲食、美容、土産物の生産・販売など関わる業種の裾野が広く、チームの練習が始まれば自動販売機の飲料水も売り切れるなど、経済波及効果は100億円、しかし取組次第ではまだまだ伸びる祭りです。そういうこともあって、県を挙げておもてなしをしていくべきではないかと思います。

来年のよさこい祭りは第70回で、高知市民祭の節目の年であります。その節目をきっかけに、多くの県民が何らかの形で参加できるような、人と人とのつながりが感じられる、そんなよさこい祭りを目指して、高知市を含め関係各所と話し合い、第71回から高知市と県が協働で取り組む高知市民・県民祭にしてリスタートしてはいかがでしょうか。そうしたら、よさこい国際大会も夢ではなくなると考えます。

過去には、多国籍による国際混成チームの参加もありましたが、国際大会と言える参加はまだで、世界に向けての発信とインバウンドとしてのよさこいプロモーションもこれからは必要ではと考えます。

そのためにも、ぜひよさこい祭りの位置づけを高知市民・県民祭にできないものかと知事をお願いしたく、御所見をお聞かせください。

○知事（濱田省司君） よさこい祭りは、議員からもお話がございましたように、戦後高知市民の健康と繁栄、商店街振興の促進を目的に始まりまして、多くの関係者の皆様の御努力によって70年近く開催を重ねてまいった歴史を持つのであります。また、祭りの形態はよさこい祭振興会を運営いたします高知商工会議所や、競演場、演舞場を運営する商店街の皆様、そして高知市や高知市観光協会など多くの関係者の御苦勞によって成り立ち、現在に至っているということでございます。



県民祭という位置づけを加えてはどうかという御質問でございますが、平成26年頃ある意味こういった趣旨におきまして、この法人化の議論がよさこいに関してもされたというふうに承知しております。趣旨としては、県も関与をして基盤を強化する、そのための要は受皿として法人をつくっていくということを考えてはどうかという構想もあったようでございますが、お聞きしているところでございますと、現に現場で運営に携わってこられた商店街の方々などが、もう一度やはり地域中心での運営、やり方を継続したいというような御意見があり、この構想の導入は、この時点では見送りになったというような経緯があるというふうにお聞きしております。

こうしたことを考えますと、祭りの仕組みに関しては、改善は加えながらも今の形で継続をしていくということが、現状特に現場で御苦労いただいている方々も含めたコンセンサスがなかなか難しいという中では、望ましいのではないかとこのように考えております。

県といたしましては、このよさこい祭りの継承、発展に向けまして、できる限りバックアップをしていくということ、特に県外、国内外の県外への情報発信ということを強力に進める部分を主として担当していくという形で、必要な役割分担もしながら、一体となって祭りを盛り上げていくという考え方で対応したいと考えております。

○6番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

よさこいは、既に海外34の国や地域で踊られています。例えば、市民、県民から広く踊り子を募り、今回のよさこい8のように、チームの垣根を越えたセミプロのよさこいアンバサダーチームを公設民営で運営し、高知県の顔として、札幌、原宿はもとより、台湾をはじめ海外にも派遣して、国内観光客の誘致やインバウンド戦

略に組み込んではいかがでしょう。そして、我々も議員連盟を立ち上げるなどして、県議会としてもよさこい祭りを盛り上げていきたいと考えておりますので、ぜひ先輩・同僚議員の皆様にも熟考願いたく、お願いをいたします。

それでは次に、高知龍馬空港の国内外旅行者の受入れについてお伺いいたします。皆さんも御存じのように、コロナ収束後に行ってみたい国ランキングでは、日本は堂々の1位で、このところの円安により、さらに日本旅行への注目が高まっております。制限中の現在でも、コロナ以前をほうふつとさせる外国人客の爆買いやグルメ、文化、自然を目的とした観光旅行が過日の情報番組の特集で取り上げられておりました。

本県におきましては、昨年公開の竜とそばかすの姫が本県を舞台として描かれ、何と世界108か国で上映され、コロナが収まれば、そのファンは聖地巡礼の旅で必ず高知にやってきます。また、来年春にはNHK朝の連続ドラマ、らんまんが始まりますし、桂浜公園のリニューアルもらんまんの放送と同時期に完成が予定されております。

さらに、2021年11月に発表された、世界的に人気の旅行ガイド本、ロンリープラネットによりますと、2022年お勧め旅行先地域部門で第6位に四国が選出され、プレスリリースでは、四国について、あまり知られていない日本の宝とまで表現されております。そうしたことから、国内旅行者の増大、インバウンドともに大きく期待ができるものと考えられます。

そこで、何とかこれを機に高知への人の流れをつくっていかねければなりません。現在、高知―神戸間が1日1往復、高知―成田間が1日1往復となっております。休止が発表された際、関西空港便に関しては、コロナの収束後改めて運航継続ができるかを検討するとの発言もあり

ますし、令和6年春には大阪の梅田に本県のアンテナショップの開業が予定されております。濱田知事が就任以来取り組んできた関西圏との経済連携の強化を図る上で、何ともしも復活しなければならないのは、関西空港便ではないでしょうか。

安く気軽に高知へ来てもらうためのLCC関西空港便の再誘致が必要ではないかと考えますが、中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 御指摘のとおり、関西空港路線は、関西圏との経済連携を図るため、また大阪・関西万博や大阪IRを契機に関西を訪れた観光客の方を本県に誘客するためにも、重要な路線であると考えております。

また、先月には関西、伊丹、神戸の3空港の体制を官民で議論する関西3空港懇談会というのが開催されましたが、この中で関西空港及び神戸空港の発着回数の上限拡大、並びに神戸空港の国際化についても合意がなされました。こうしたことを踏まえますと、関西空港路線の再開はもとよりでございますが、神戸路線につきましてもさらなる利活用を図る必要があると考えております。

しかしながら、この関西空港路線及び神戸路線につきましても、現在搭乗率の低迷を理由に休止、減便されておまして、これらの路線の再開あるいは拡充のためには、まず関西圏と高知の間の移動需要をさらに拡大していくことが必要となります。このため、若者やファミリー層に人気のあります自然・体験型の旅行商品の創出、あるいは訪日外国人の誘致に向けたモデルコースづくりなどに取り組むとともに、関西と本県の間需要拡大の可能性、これを航空会社の方に改めて強く訴え、働きかけを強めることで、路線の拡充、誘致につなげてまいりたいと考えております。

○6番（上田貢太郎君） よろしくお伺いいたします。

また、一層のインバウンド戦略が必要であることから、高知龍馬空港への国内外旅行者の受入れを進め、国際線のターミナル建設も再開につなげていくべきと考えますが、中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 国際線ターミナル建設の再開に当たりましては、アフターコロナを見据えまして、改めて経済波及効果、あるいは旅客需要の変動リスクなども考慮した上で、ターミナルビルの機能あるいは規模について検討を行う必要があると考えております。

このうち足元の旅客需要でございますが、国内線では高知龍馬空港の8月の旅客数がコロナ前の7割余りまで回復しております。さらなる需要回復を図るため、航空会社と連携した利用促進策を県としても進めており、強化しているところでございます。

また、国際線について申し上げますと、政府が10月1日から準備が整い次第、全ての空港で国際線の受入れを再開するとの方針を発表いたしました。現在、県では、高知龍馬空港の課題となります検疫体制の整備などに向けまして、関係機関との調整を加速しているところでございます。

こうした需要拡大の取組あるいは受入れ体制の整備の取組を進めながら、引き続き国内外の入国制限の緩和に伴う需要回復動向を注視し、また海外の航空会社の御意向もお伺いしながら、加えて必要な整備期間も踏まえた上でタイミングを逸することがないよう、再開に向けた検討を進めたいと考えておまして、年内をめどに検討会を開催し、ターミナルビルの機能や規模、整備再開の時期などについて改めて議論を進めてまいりたいと考えております。

○6番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

よろしくお願ひします。

知事の提案説明の中でも、インバウンド観光についてはシンガポールや台湾など各国から既に問合せが来ているということでございますので、こうした流れをぜひ本県にしっかり取り込んで国際線ターミナル建設の再開につなげてまいりたいと思ひます。

それでは次に、高知市に建設されている新食肉センターについてお伺ひいたします。

食肉センターは、川上である畜産農家から加工・流通業者、消費者といった川中、川下までの取組を好循環させ、拡大再生産につなげていく役割を担う重要な施設であります。新食肉センターについては、平成28年に高知県新食肉センター整備検討会を設置し、計7回にわたる会議において議論を重ね、平成30年3月7日に新食肉センター整備の基本方針への意見が取りまとめられ、牛メインの施設として整備が進められております。

県としても、本年度を含め総額約13億円の補助金を投じて、新食肉センターの整備を進めているとのことですが、現在の食肉センター公社の関係者に伺ひますと、附帯設備を含めた総予算がいまだに確定しておらず今後も膨れる可能性もあると伺ひました。

そこで、まず新食肉センターの施設整備の進捗状況について農業振興部長にお伺ひいたします。

○**農業振興部長（杉村充孝君）** 新食肉センターは、現施設を稼働させながら、現在地の空きスペースに建設中でございます。進捗状況は、まず第1期工事として、汚水処理施設や緊急棟などの関連施設の建設工事を令和2年12月に着手し、本年3月末に完成しております。その後、2期工事として牛の屠畜や加工処理を行う本体棟の建設工事を昨年11月に着手し、これまでに基礎や鉄骨工事が完了し、現在床や屋根、外壁

の工事を進めているところでございます。令和5年3月の完成に向けまして工事は順調に進んでいることと認識しております。

○**6番（上田貢太郎君）** 新食肉センターは、県とJAグループ、高知県食肉事業協同組合連合会が出資し設立した高知県食肉センター株式会社が運営を担い、屠畜や競り、部分肉加工、卸売などの幅広い事業を一気通貫で取り組むこととしており、令和5年4月からの操業開始を予定しているとのことですが、しかし新会社と協力関係にある一企業に大きな負担を強いる形での操業計画ではないかと思える節も聞かれます。

新食肉センターの操業開始に向け、しっかりと準備を進めていただきたいと思ひますが、現在の取組状況について農業振興部長にお伺ひいたします。

○**農業振興部長（杉村充孝君）** 平成30年度に新食肉センターの経営計画の基になります運営シミュレーションを作成しまして、これまで随時時点修正や見直しなどを行ってまいりました。また、現在は経営コンサルタントや県も参画した経営会議を月1回以上開催し、運営シミュレーションに基づく各種事業の具体的な実行策や、操業開始までに解決しなければならない課題への対応などのアクションプランを作成し、鋭意検討協議を行うなど、来年4月からの操業開始に向けて準備を進めているところでございます。引き続き、県としましても円滑に操業が開始できるよう、経営会議等の協議に参画し、しっかりと支援を行ってまいります。

○**6番（上田貢太郎君）** ありがとうございます。多くの県費を投じておりますので、新会社にはしっかりとした経営の安定をお願いしたいと思ひます。

次に、食肉センターでの豚の取扱いについてお伺ひいたします。先ほど申し上げましたとおり、新食肉センターは牛メインの施設として整

備が進められています。このため豚については、骨折などにより緊急的に屠畜する必要がある場合のみ緊急棟で屠畜し、それ以外は屠畜を行わないことになっております。さらに、現在の高知県広域食肉センターでは、工事の進捗に伴い豚の屠畜の受入れが縮小されていると聞いており、これまで高知市で豚の屠畜を行っていた農家など、利用者の方々にとっては様々な影響が生じているのではないかと思います。

そこで、まず高知市の現在の食肉センターにおける昨年度の豚の屠畜頭数について農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 昨年度は5,252頭の豚の屠畜を行っております。

○6番（上田貢太郎君） では、現在の食肉センターでは、いつから豚の屠畜の受入れが縮小されているのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 現施設に隣接して建設している本体棟の工事に伴いまして、現施設で加工した食肉を出荷する2か所の出口のうち1か所が使用できなくなるため、当初の計画では、施設内の出荷動線を工夫することで出荷することが可能ではないかと判断しておりました。しかし、その後JAや食肉事業協同組合などの関係者が、高知市食肉衛生検査所の助言も得ながら改めて検討した結果、施設内の出荷動線の一部で衛生管理上の問題があることが分かったため、加工を伴う豚の屠畜の受入れを中止することを決定いたしました。

これによりまして、本年4月から受入れを縮小し、昨年度の約9割に当たる豚の屠畜は、現在四万十市の食肉センターなどで行われております。

○6番（上田貢太郎君） そうしましたら、現在の食肉センターの廃止によって、高知市で豚の屠畜ができなくなることにより、利用者はほか

の食肉センターへ移らなければなりません。

これまで高知市で豚の屠畜を行ってきた利用者は、今後どこで豚の屠畜をすることとなるのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 昨年度に豚の屠畜をしていた9者のうち、5者の方は既に本年4月から四万十市や県外の食肉センターで屠畜をしております。また、1戸の畜産農家の方は、一身上の都合により令和3年に廃業されたと聞いております。

残る3者の方については、現時点では受入先は決まっておりますが、現施設の利用者の豚を取り扱っているJAが利用者との食肉センターとの間に入って、受入れの調整を行っているところでございます。今後、調整が整えば、残り3者の受入先が決まる見込みでございます。

○6番（上田貢太郎君） では、その利用者が現在の食肉センターより遠くなる、他の食肉センターへ移るとなれば、輸送距離が伸び、輸送に係る経費の負担が増加するなどの影響が生じることとなります。

そこで、他の食肉センターでの屠畜になることに対し、県はこれまで利用者からどのような声を聞いているのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 県では、高知市の食肉センターで豚の屠畜ができなくなることへの影響を把握するため、昨年8月に畜産試験場と、廃業された畜産農家を除く7者の利用者にアンケート調査を実施しました。このアンケートでは、四万十市の食肉センターへ輸送する場合の方法や頻度、四万十市へ出荷する際に必要な対応策などについてお伺いしました。利用者の声としては、主に輸送費等への支援や1回当たりの屠畜頭数、希望する搬入日など、四万十市の食肉センターを利用するに当たっての条件に関する要望がございました。

○6番（上田貢太郎君）では、そうした利用者の声に対し県はこれまでどのような対応をしてきたのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君）まず、輸送費支援の要望につきましては、県では今年度から家畜輸送支援事業費補助金を設けまして、豚の屠畜を四万十市の食肉センターへ変更することにより増加する輸送コストへの支援を行っております。また、四万十市の食肉センターを利用するに当たっての要望については、これまでJAと連携して、四万十市及び当センターの関係事業者との協議の場を設けるなど、受入れの要請を行ってきました。

しかしながら、四万十市の食肉センターでは、基本的には豚の屠畜を受け入れる考えではございますが、センターの現状としまして、現在でも豚の屠畜数が多く、既に施設の処理能力の限界に近づいているため、新たな豚の受入れには1回当たりの受入れ頭数の平準化や、搬入回数を調整しなければならないといった課題がございます。県としましては、引き続き利用者の意向をお聞きしながら、JAとも連携して対応に努めてまいります。

○6番（上田貢太郎君）新食肉センター計画の発端は、現屠畜施設の老朽化と、土佐あかうしの地産外商の推進から進められたと聞いております。そして、施設に多くの県費を投じる目的には、土佐あかうしのブランド化、生産者の育成や後継者問題、食肉の輸出も見据えた食の安全性の確保などがあったのではと考えます。

新食肉センターが計画の目的に沿った、よりよい施設になることを大いに期待するところですが、ただそうした中において、これまで食肉センターを利用していた加工・流通業者の一部業務を、新しい会社である高知県食肉センター株式会社が担うという話を聞きました。そのため、これまで業務を担ってきた業者は、

収入の減少と併せて負担の拡大が予想されることで、新センターへの入居の断念や、廃業も視野に入れた事業計画を練らなければならないと聞いております。そうすると、もうそもそも誰のための新食肉センターなのかと考えてしまいます。

現在のセンターの利用者も、これまで高知県の畜産振興を担ってこられた方々です。そういった方々が今後も安心して事業を継続できるよう、県としてのできる限りの支援を行うよう、農業振興部長に強く要請をいたします。よろしくお願いをいたします。

次に、空き家対策など不動産関連についてお伺いいたします。

平成27年2月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法は、空き家などが防災面、衛生面、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすようになったため施行された法律です。その特措法によって、立入調査や、所有者等の把握のために固定資産税情報の内部利用などが可能になり、特定の空き家に対しては指導や勧告、さらには強制執行が可能になるなど、生活環境の改善には一定の役割を果たすことができるようになりました。

片や、空き家の活用という面ではまだまだ取り組む余地があると考えております。中でも古い空き家の有効活用においての最大の問題が、持ち主にたどり着くことができない、持ち主の今後の意思確認が取れていないことです。

一部自治体においては既に独自の取組があることは承知しておりますが、固定資産税情報の内部利用などが可能になっております今、市町村が所有者等に対して、当該家屋の売却や貸す意思の有無を書面などで確認し、それを必要に応じて民間の協力を得て活用していく、こういった取組を県下で進めていく必要があると私は考えます。

県住宅課の高知県空き家再生・活用促進専門家グループのサイトを見させていただきました。私の感覚では、登録されている30ほどのグループは、空き家情報の収集より、空き家再生・リフォームを主目的にした専門家グループのように見受けられますが、これまでに一定の活動と実績は積み重ねてこられたと考えます。また、県は今年度から住宅課に空き家対策チームを新設し、補助金事業などのハード面だけでなく、空き家相談窓口を開設するなどソフト面も強化していくと聞いています。

そこで、まず県の空き家相談窓口の開設から、これまでの相談件数を教えていただけますでしょうか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 今年7月19日に開設いたしました空き家相談窓口におきましては、9月末までのおよそ2か月半で209件の相談が寄せられているところでございます。月別に見ますと、7月は76件、8月も76件、9月は、速報値ではございますが、57件となっております。相談窓口の開設に当たり、他県の状況などを参考にして事前に想定しておりました相談件数は、年間約200件程度でございましたので、これを大幅に上回るペースとなっているところでございます。

○6番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

空き家問題のサイトには、高知県の空き家率は全国ワースト1位と大きく書かれ、空き家は県内で毎年2,000戸のペースで増加しており、今後もどんどん増えてくることが予想されますとも書かれておりました。公益社団法人高知県宅地建物取引業協会では、協会メンバーや顧問弁護士を含めた延べ二十数名で、毎週無料相談が行われています。そこに寄せられる空き家相談の多くは、売りたい、貸したい、壊したいが大半だそうです。

今の空き家再生・活用促進専門家グループで

行う建物リフォーム中心の空き家対策の在り方では、空き家増加に歯止めはかけられないと考えます。県も御承知だと思いますが、南国市では先進的な空き家対策の実施を始めていますし、四万十市も同様の動きを見せ始めていますと伺っております。

本県には2つの宅地建物取引業団体がございますが、これら団体と市町村との連携で空き家の情報を活用し、流通を促進する必要があると考えますが、土木部長の御所見をお聞かせください。

○土木部長（荻野宏之君） 議員の御指摘のとおり、南国市では、所有者の同意を得られた空き家情報を宅地建物取引業団体に提供する取組が進められてございます。また、今年度四万十市でも同様の取組を始めるに当たり、関係団体などと共に県もその仕組みづくりに関わっているところでございます。

県といたしましては、このような先進的な取組事例を担当者説明会の場などを通じて全市町村に広く情報共有していくことで、空き家流通の促進につなげてまいりたいと考えてございます。

○6番（上田貢太郎君） ありがとうございます。宅建団体も本腰を入れたいようですから、求められる情報の橋渡しを速やかに実施してあげていただきますよう、よろしく願いをいたします。

次に、省エネルギー住宅の普及に向けた新規助成金制度の創設について要請させていただきます。2021年のウッドショック、ロシアによるウクライナ侵攻によるエネルギー資源不足、新型コロナウイルス感染症の影響による世界的な半導体の供給不足によって生じた住宅用の設備機器類の納期遅延、急激な円安による輸入コストの上昇など、複合的な要因により、一般的な新築住宅、30坪程度の価格が1棟当たり約300万

円から350万円ほど上昇しております。また、生活必需品を含む消費者物価も急激なインフレが進んでおりますが、対して消費者の所得は横ばいで上昇は見込めません。特に、建築資材の値上がりは著しく、今後も高止まりが予想され、今後の新規住宅需要は急速に減少すると予想されます。

皆さんも御承知のとおり、住宅建築には30種を超える関連業種が携わり、国の基幹産業でもある住宅産業を衰退させないために、本県独自の新たな助成金制度を創設してはと提案いたします。具体的には、一定の省エネ性能を有する持家の新築住宅購入者に対して、国のこどもみらい住宅支援事業なども併用できる、もしくは単独で使える高知県の新規助成金制度、1戸当たり50万円、年間1,000棟分を助成する事業創設です。こどもみらい住宅支援事業には様々な条件があり、特に申請時の年齢制限には不平等感を感じておられる方も少なくありません。しかし、省エネ住宅の普及は、国としても本県としても取り組まなければならない課題です。

若い世代は、こどもみらい住宅支援事業と併用できる、それ以外の省エネ住宅を望まれる全ての県民を対象とした、例えて言うなら、高知県省エネ住宅支援事業です。その事業の創設をぜひ御検討いただきますよう要請をいたします。

この問題は、先頃来高された鈴木財務大臣に、本県宅建協会から申出が行われ、前向きな御意見をいただけたそうでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、使用に対する自由度が高いと聞いております。ぜひそうした財源の利用も視野に入れ、御検討いただければと思います。お願いをいたします。

次に、市街化調整区域における地区計画についてお伺いいたします。東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が改正され

て以来、津波避難対策緊急事業計画に基づき、命を守るための津波避難タワーの建設は一定進みましたが、津波浸水予測地域において、民間の事業所の移転があまり進んでいないのではないかと感じております。

本県の経済を支える多くの産業の事業所が立地している高知市では、市街化区域の約39%、1,975ヘクタールが津波浸水区域になると予想されております。事業所の移転については潜在的な要望が非常に多いことから、事業者さんにお話を伺ってみますと、移転に関しては資金的な課題もあるが、それ以上に行政の許認可の煩雑さがあり迅速にいかないというお返事でした。

事業者さんとしては、震災時において各種支援を行うため、また早期の事業再開を目指すため、津波浸水区域外への移転を目指しておりますが、移転先の候補地のめどがつかないとしても、行政の許可を得るために、長いものでは4年から5年かかり、多くの時間と労力を費やさなければならないとのことです。そして、その移転先としては、当然津波浸水区域外であって、環境や景観、近隣との関係性などから、市街化区域のみならず、農地を含む市街化調整区域にも視野に入れざるを得ない状況とのことです。

市街化調整区域は市街化を抑制する区域ですので、基本的には開発ができない区域となりますが、市街化調整区域であっても、市街化調整区域の性格を変えない範囲であれば、都市計画法における地区計画を市町村が定めることにより開発が可能となります。

この地区計画の手続について土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） お尋ねのありました地区計画の主な手続につきましては、まず事業者が市町村に移転計画の相談を行い、助言を受けながら、県または高知市の基準に沿った地区計画の案の作成をいたします。その後、市町村

は、作成した地区計画の案につきまして、住民の意見を聞いた上で都市計画審議会に諮り、県との協議を経た上で地区計画の都市計画決定を行うこととなっております。

○6番（上田貢太郎君） 先ほども申し上げましたが、事業者さんのお話では、移転先の候補地にめどがついたとしても、行政の許可を得るために、長いもので四、五年かかるとのことでした。

この実態についてどのように認識しているのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 市町村への聞き取りによりますと、事業者が地区計画の案を作成する中で、計画区域内の土地の所有者や排水に関する関係機関の同意、農用地区域からの除外等の手続に数年を要していたケースもございます。都市計画法に基づく手続自体は、地区計画の案の作成後約3か月となっております、この期間は妥当であると考えてございます。

○6番（上田貢太郎君） 過去には、農用地区域からの除外の手続で、ある自治体では2年分、80件もの書類が留め置かれたこともありました。これ、とんでもないことなんですけれども、県職員が応援に出向いた事例もあったようです。令和4年3月、県から市町村宛てに事務手続などの迅速化を図るための通知がされたとのことですので、県としても速やかな事務処理に御留意願いたいと考えます。

また、9月13日の高知新聞の記事で、高知大学、岡村教授が長年提唱してきた超巨大津波が現実味を帯び、現在の想定を上回るエリアの浸水が予想される今、移転を望まれている事業者さんが迅速に移転できるよう、何らかの対応が必要ではないかと考えますので、県が市町村と連携の上、移転に係る手続の迅速化に取り組んでいただきますようお願いをいたします。

次に、外国人材についてお伺いいたします。

高知県の人口は、ここ5年間だけを見ても、毎年マイナス1.0%から1.1%の減少を見せております。人口は確実に減少しており、とても移住促進だけでは事足りませんが、県内大学の卒業生をとどめるだけでもたくさんの若者が高知で働き、活動することになります。

そこで、今回私は、若い世代として技能実習生や留学生にスポットを当てたいと思いますが、外国人留学生は政府としても我が国の教育・研究分野や外交において重要な存在と位置づけており、平成20年には留学生30万人計画が策定され、去る8月29日には岸田総理が永岡文部科学大臣に対して、年間30万人の外国人留学生の受入れを目指す目標を抜本的に見直し、さらに留学生を増やすための新たな計画を策定するよう指示されました。

高知県における在留外国人数は全国的に見ても低位にとどまっているようですが、以前にも御質問させていただいたとおり、県経済を拡大させていくためには、外国人材の受入れ対策も幅広く強化していく必要があります。

例えば、明德義塾中学・高等学校では日本語コースを設け、積極的に諸外国や海外の姉妹校からの留学生を受け入れております。また、専門学校では龍馬学園が日本語学科を設け、外国人が日本で就職するためのサポートを行っております。高知大学ではJICA——国際協力機構と連携し、ここ五、六年の間に26のコース、79の国・地域から延べ361名、海外からの研修受講生を集めています。こういった取組を支援し、サポートしていくべきではないでしょうか。

また、高知県内での就職を希望する留学生に対しては、他県の取組などを調査した上で奨学金、貸与でも給付でもいいでしょう、そうした経済面でのサポートを組み込めば、大きなインセンティブとなり、希望者も増えるのではないかと思います。



積極的に外国人や留学生を受け入れる機関に対する支援、そして就学後を見据えた留学生に対しての支援についての見解を文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 外国人留学生を受け入れる高等学校や専門学校などの教育機関に対します当該受入れに着目した支援につきましては、現在のところ国においても制度がない状況であると承知をしております。また、外国人留学生個人に対する支援につきましても、高校生の場合には高等学校等就学支援金といった制度がありますものの、専門学校生などに対する支援制度はない状況であると承知しているところであります。

他方で、議員のお話にもございましたように、県内には積極的に外国人留学生を受け入れている高等学校や専門学校があることなども踏まえまして、他県における支援の取組を調査するなど、今後研究してまいりたいと考えております。

○6番（上田貢太郎君） 企業、団体とも連携し、期限就労条件がついた給付型奨学金も有効な手段ではと考えます。ぜひ人口自然減、高齢化が進む高知県において、外国人が参画する社会を抜きにして将来を語ることはできないということを前提に、取組を進めていただきますようお願いいたします。

それでは、最後に次世代自動車についてお伺いいたします。

濱田知事が2020年12月の県議会において宣言された2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、本年3月には高知県脱炭素社会推進アクションプランが策定されました。その重点施策の一つに、県民や事業者への次世代自動車の普及促進に向けた啓発という項目があります。

これは、県民、事業者の皆さんの御協力を得て、高知県内における電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車の

保有台数を増やしていこうとするものです。KPIとして、2020年度5万602台であったものを2023年度には6万2,000台に、2030年度には33万1,960台にという指標が明記されております。

2030年度の保有台数の目標達成に向けた林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（豊永大五君） 直近の本年8月時点の次世代自動車の保有台数は5万7,407台となっています。自動車の販売台数に対する次世代自動車の比率は徐々に高まってきており、2023年度の目標である6万2,000台の達成は可能かと考えています。2030年度の目標は高い目標ではありますが、県民の皆さんの脱炭素への意識が高まれば、決して達成できない目標ではないと思います。

県としましては、国のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金、いわゆるCEV補助金などの支援制度の紹介や、次世代自動車のメリットなどの情報発信などを積極的に行い、その達成を目指してまいります。

○6番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

次に、環境に優しいクリーンエネルギー自動車への補助金、CEV補助金ですが、高知県のカーボンニュートラル実現に向けて、間違いなく大きな追い風になります。

ところが、補助事業の実務を担う一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページで確認したところ、9月26日時点で予算残高が約87億円、終了見込み時期は10月末めどとなっております。令和4年度の補助金が打ち切られた場合、補正予算の成立を待たなければなりません。成立時期によっては補助金が見つからない空白期間が生じることとなります。

カーボンニュートラルを目指そうとする高知県において、県民の力強い協力が得られる車両の電動化に向けての大きなインセンティブとなるCEV補助金です。

ぜひカーボンニュートラルという大きな目標達成のために、CEV補助金について空白期間が生じることのないよう、継続的な予算措置をお願いしていただきたいと思いますが、林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（豊永大五君） CEV補助金の早期終了が見込まれるということは、県民、国民の皆さんの脱炭素の意識の高まりによる次世代自動車への転換ニーズの多さの表れだと考えております。

今後こうした流れを加速させていくためにも重要な支援策でございますので、国に対しましては切れ目なく十分な予算措置がなされるよう働きかけてまいります。また、予算枠の満了から次の予算が活用できるまでに空白の期間が生じたとしても、補助金を利用できなくなるなどの混乱が起きないように、運用面での配慮なども併せて働きかけてまいります。

○6番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

以上で全ての質問が終わりましたが、最後に、武漢から始まったこの新型コロナパンデミックの広がり、もう間もなく3年になります。この3年で世界や本県が被った様々な経済被害は計り知れません。今議会は、アフターコロナ時代に向けて何を行うべきかを問わせていただきました。官民一丸となって一日も早い冷え切った経済の立て直しに全力を尽くしたいと考えております。

以上で、全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（明神健夫君） 以上をもって、上田貢太郎君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後0時6分休憩



午後1時10分再開

○副議長（西内隆純君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

金岡佳時君の持ち時間は50分です。

8番金岡佳時君。

○8番（金岡佳時君） 議長の指名をいただきましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

来年、早明浦ダムが完成をいたしまして50年を迎えます。ダム建設には必ず多くの問題がありますが、早明浦ダムは、ダム建設に伴って起こる問題全てを抱えたダムと言っても過言ではないと思えるダムであります。そして、その問題の多くは解決されることなく現代に至っております。早明浦ダムの生い立ちや現在も残る問題について風化させないために、そして濱田知事の掲げる共感と前進、SDGsにある誰一人取り残さないという言葉を信じまして、この問題について質問をいたします。

早明浦ダムは昭和13年から調査を始められ、昭和23年から国策プロジェクト、吉野川総合開発計画の検討に入り、昭和35年に四国地方開発促進法制定、同年7月に四国地方開発審議会設置、昭和37年に審議会の中に吉野川総合開発部会が設けられ、検討が重ねられました。昭和41年6月に開かれた第4回部会で最終案を承認し、各県の議会もこれに賛成の意を表明することとなり、吉野川総合開発計画の決定を見ることになりました。

その計画の中核となる早明浦ダムは1年後、水資源開発公団により工事が始められました。四国4県は犠牲となった嶺北地域に思いをはせることなく、いかにこの事業に乗じて、それぞれの県の課題解決をしていくかだけを考えてい

たのではないかと思います。徳島に橋を、香川、愛媛に水を、高知には道路をというスローガンを掲げた知事もいたように伝えられておりますが、まさに当時の各県の事情を言い得ているのではないのでしょうか。早明浦ダムが作り出した年間利水量の配分は、徳島が48%、香川が29%、愛媛が19%、高知は僅か4%であります。それでもダムの建設の見返りとして県民体育館・文化ホールなどの建築、国道55号、56号の全面改築、浦戸大橋の架橋を実現させるなど、いろいろな面で早明浦ダム建設を利用しています。

それに対し大川村では8集落、164世帯、当時土佐村では11集落、153世帯、本山町では2世帯が水没し、約2,000人の住民が移転を余儀なくされております。特に大川村はほとんどの公共施設が水没する状況でありました。当時の村人の言葉を借りれば、村の心臓部の船戸地区が水没すると、後に残る山間部の小部落だけでは村として成り立たない、ダム建設は村の壊滅を意味するとあります。こうした大きな犠牲の上に立ってダム建設がなされるわけでありますから、強烈な建設反対運動が展開されたのもうなずけるところであります。

国や県からは、国家的事業であるから理解をしてほしい、香川県が水で困っているから助けるために協力してほしい、さらには川は濁らない、流量も減らない、異常放流は起きない、ダムができれば嶺北はよくなるなど説得されたと言われております。多くの約束が取り交わされたようではありますが、きちんと書面で残されているものは多くはありません。昭和41年県議会6月定例会で、嶺北地域開発基本構想案が提案され、翌7月臨時会において、早明浦ダムの建設に関する基本計画に関する議案が同意、可決しております。そういった経過を経て早明浦ダム建設に同意し、建設されたわけではありますが、

嶺北地域の住民にとって後悔の念しかありません。

起こらないと言った濁水問題はいつまでたっても解決せず、通常の河川流量は明らかに減少し、80年に1度の洪水がこれまでに4回発生し、うち2回は緊急放流が必要となるなど、建設前の説明とは明らかに違います。さらに、嶺北地域開発基本構想は具体策が全く見えず、50年以上経過した現在でも通用するのではと思われるほど、50年前から時間が止まり何ら実現されず、何ら変わったことはないように思われます。

早明浦ダムの建設に関する基本計画に関する議案審議の中で確認された早明浦ダムに関連する重点要望事項は、50年以上たっても履行されていない部分が数多く残っております。また、水源地域の周辺整備などを目的とした水源地域対策特別措置法が昭和48年10月に成立し、翌昭和49年4月から施行されておりますが、法制定前に建設されたダムに対して遡及適用はされることはありません。

四国4県は、早明浦ダムによって大きな恩恵を受けております。しかしながら、大川村をはじめとする嶺北地域は、大きな犠牲を払ったにもかかわらず、当初期待された見返りはほとんどありません。それでも嶺北4か町村は必死で頑張っております。

早明浦ダムといった国策に翻弄された、400人を切った大川村をはじめとする嶺北地域の現実にどのような御所見をお持ちなのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 早明浦ダムの建設に際しまして、お話がありましたように、多くの家屋や田畑が水没をし、多くの方が生まれ育った地から移転を強いられるといったことなど、嶺北地域が大きな犠牲を払ったということは、私自身も重く受け止めております。

また、ダムから大きな恩恵を受けましたのは

嶺北地域以外であるばかりか、完成後も下流部におきます浸水被害、濁水の長期化などの問題が生じております。ダムの建設当時は、観光振興などで期待をする面もあったと思われかもしれませんが、結果として期待されたほどの効果は見られず、地域の皆さんの心情を推しはかりますと胸が痛む思いがいたします。

加えて、嶺北地域におきましては、他の中山間地域以上に少子高齢化などに伴います人口減少が進んでおります。多くの集落は活力を失い、また農林業をはじめとした地域産業は振るわないといった状況が見られるところでございます。

こうしたことを踏まえますと、大川村をはじめといたします嶺北地域の現実には、大変厳しい状況に至っているというふうに考えているところであります。

○8番（金岡佳時君） いろいろな思いがありますけれども、知事がそういうふうに思っていただけの、そして我々と思いを同じくするというようなことであると捉えさせていただいていいと思いますので、そういうふうに捉えさせていただきます。

県が自ら提案をして、そして議会で議決された議案の中で約束されたことについては、県は必ず履行しなければならないというのは言うまでもなく、やらないことを議会に提案することは、議会の存在を否定することにほかなりません。

県議会の議決の重みについてどのように考えているのか、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 県民の皆さんを代表されます県議会におけます議決は、県政運営上、大変重いものであるというふうに考えます。また、議決の事項に関わりませず、県議会におきまして県の執行部が説明しました内容、あるいはお約束をいたしました事項に関しましても、相当な重みを持つというふうに受け止めているとこ

ろであります。

こうしたことから、県議会におきまして議決をされました事項、そして県当局からお約束をした事項などにつきましては、その実現に向けまして県として真摯に取り組んでいく必要があると考えておりますし、また必ずしも所期の方向で進んでいないという場合には、しっかりとした説明が必要な事項であるというふうに考えております。

○8番（金岡佳時君） ぜひきちんと履行されるようお願いをしたいと思います。

総論的ではありますが、当時県は嶺北地域開発基本構想を発表し、当時の溝渕知事は、これを機会とする嶺北全体の開発を促進するため、国並びに関係方面に対して強力に働きかけますことはもちろん、今後この事業の達成に全力を傾注してまいり所存でございますと答弁をしております。

この嶺北地域開発基本構想と、昭和41年7月議会で議決された早明浦ダムの建設に関する基本計画に関する議案審議の中で確認されている、早明浦ダムに関連する重点要望事項などについて、今後どのように履行していくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） お話のございました嶺北地域開発基本構想でございますが、これは早明浦ダムの建設に際しまして、嶺北地域開発に対します県行政の基本方針として、昭和41年に策定をいたしましたものであります。また、早明浦ダムに関連する重点要望事項につきましては、ダムの建設に当たり、国に対しまして補償あるいはインフラ整備の促進などを県から求めたものでございます。

これらにつきましては、直接の県議会の議決事項ではございませんが、県議会におきまして、この早明浦ダム建設への同意の可否について審議が行われました際に、県から実現に向け全力

を傾けるという旨の説明がなされているということについては、御指摘があったとおりでございます。

他方で、当時から50年以上の歳月が経過をいたしております。社会情勢や嶺北地域を取り巻く状況は、当時の状況から大きく変化をしているというのもまた事実であります。こうしたことも踏まえ、基本構想などに掲げました取組について、全てそのままということではなく、必要なものについては現状に合わせたものに進化をさせていくといった上で取り組んでいくということが必要ではないかと考えております。

こうした考え方に立ちまして、基本構想などの趣旨、内容、こういったものを踏まえながら、一方では現在嶺北地域に住まわれておられる皆さんの思いに寄り添いながら、県で言いますと5つの基本政策、3つの横断的な政策、こういった政策に基づく取組などを進めていくということによりまして、嶺北地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。あわせて、国に対しましても政策提言などを通じて、必要なインフラ整備、また県の事業に対する支援をしっかりと求めてまいりたいと考えております。

○8番（金岡佳時君） ぜひ知事、基本構想を進化させて実現をしてほしいと思います。

県も国と一緒に早明浦ダム建設を進めてきたわけであり、水特法が遡及適用されないからといって、何もしなくていいということではありません。適用されないからこそ、大川村の維持・存続など、早明浦ダムに起因する問題解決のために手だてを講ずるべきではないかと思いますが、知事の御所見をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 早明浦ダムの建設に際しまして多くの犠牲を払われました嶺北地域の厳しい現実を踏まえ、現在の人口減少に伴

います様々な課題の解決に向けまして、県の様々な施策を総動員して対応していかねばいけないと考えます。

具体的には、産業振興計画の成長戦略でございますとか、地域アクションプランの取組を通じまして、地域の基幹産業であります農業、畜産業、林業の振興を図っていくということ、加えてそれらを生かしました加工品の製造・販売の取組などを強力に後押しをしております。あわせて、嶺北地域の豊かな自然を生かして、アウトドア拠点施設を核とした観光面での誘客、交流人口の拡大を図ってまいります。

また、中山間対策という観点からしますと、県内でも他地域に先駆けて取組がスタートいたしました嶺北地域の集落活動センターの活動がさらに発展をするように、積極的に後押しをしております。中山間地域共通の課題解決を目指しまして、本年度から新たに取り組めますデジタル技術を活用した実証実験を嶺北の全4町村において展開をしていくのもこの一環でございます。このほか、産業や生活の重要な基盤でありますインフラの整備、さらには地域の教育の要となります嶺北高校の魅力化なども着実に推進してまいります。

こうした県としてなし得る一連の取組を全力で進めまして、地域におけます産業の振興、生活基盤の維持・向上を図っていくということにより、嶺北地域の活性化につなげてまいりたいと思います。今後とも嶺北地域の発展に向けまして、地域に寄り添っていく、そして皆さんの声をしっかりと聞きながら、全力で県を挙げて取り組んでまいります。

○8番（金岡佳時君） どうもありがとうございます。施策の総動員ということで期待をしております。

今、早明浦ダムの再生事業が行われております。この事業は事前放流などにより治水機能を

向上させる事業であります。最も恩恵を受けるのは徳島県であろうと思います。愛媛県と香川県は愛媛分水や香川用水で多大な恩恵を受けております。

いま一度、国と四国の3県に対し、大川村をはじめとする嶺北地域に対する理解と支援を求めていただきたいと思います。いかがでしょうか、知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 嶺北地域への支援につきましては、国が地域の観光振興や交流人口の拡大、そして地域活性化の取組を支えるために、昭和57年から早明浦ダム湖畔の公園整備などを進めてまいっております。また、昭和61年には国と四国4県で吉野川水源地域対策基金を設立いたしました。これまでにこの基金を通じまして、早明浦湖水祭あるいはダム湖の周辺整備などを支援してまいっております。このように国や四国3県で一定の支援が行われてまいりました。

その一方で、時間の経過とともに、人々の心から多くの死者を出した大洪水や、あるいは大濁水といったダム建設前の災害の記憶は風化をし、またダム建設に翻弄されました地域への感謝の気持ちは薄れてきがちであるということも現実ではないかと考えます。3県が早明浦ダムから受けております大きな恩恵は、嶺北地域の大きな犠牲の下で成り立っているということ、将来にわたってしっかりと語り継いでいかなければいけないという思いでございます。

このため、ちょうどダムの完成から50年というこの機会を捉えまして、まずは国や3県に対しまして様々な機会を通じて、嶺北地域への理解を求めてまいりたいと考えております。

○8番（金岡佳時君） ぜひよろしくお願いしたいと思います。

先ほど申しあげましたように、当該町村と県との約束、それから県と国との約束があります

ね。ですから、県は国に約束をきっちり果たしていただくように申入れをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

早明浦ダムの建設に関する基本計画に関する議案についてお聞きをいたします。この中に早明浦ダムに関連する重点要望事項がございます。これはダム建設同意に当たって県から国へ要望されておりますので、確実に実行がされなければなりません。もちろん、それから国からの回答も来ておるわけでございます。

しかしながら、当時の議会でも極力努めるとか努力するとか、あるいは意向を尊重するなど、不確実な言葉で表現されているところが多いなど追及を受けており、実効性に疑問がござっております。

結局、建設電力委員会に付託され、「早明浦ダム建設に関連する重点要望事項については、知事において、なお今後とも不断の努力を払い、完全実施を期すべきである」、「地元町村と建設省との間に締結した協定事項について、県は積極的に協力指導を行い、その万全を期すべきである」、「嶺北地域開発基本構想並びに関係町村の県に対する要望等については、関係町村の要望に沿うよう可及的速やかに具体的計画の樹立、予算措置等を講じ、ダム完成までに実現するよう最善の努力を払うべきである」との3項目の希望意見を付しまして、そして同議案を可決すべきものと認めたという報告がなされております。早明浦ダムの建設に関する基本計画に関する議案は、そうした中で同意、可決されております。

このように懸念されたとおり、この要望事項は50年以上たっても十分に実行されておられません。そこで、確実に読み取れる部分についてお伺いをいたします。県道については、幅員6メートル以上とすることという要望に対し、本川大

杉線に当たっては原則として幅員6メートルとする、これに要する費用については地元負担が伴わないよう努力すると確認されています。また、県が示した嶺北地域開発基本構想の中にも、主要県道本川大杉線は画期的な改築を促進するとあります。

しかし、現実には、中島地区から早明浦トンネル上流口より約100メートルの地点までは工事用道路兼用となるため設計幅6.5メートル、それより上流については在来県道の現道復元を基準に平均4.9メートルとしたとあります。そして、昭和48年3月に引渡しを受け、それから50年経過した今なお幅員6メートルの道路は実現しておりません。高知県の中で最も早く画期的な幹線道路として改良されるはずであった本川大杉線、現在の県道17号線ではありますが、今や県下それぞれの市町村を結ぶ幹線道路の中でも極めて苛酷な道路の一つとなりました。

この現実をどのように捉えているのか、土木部長に御所見をお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 県道本川大杉線は、いの町、大川村、土佐町を結ぶ路線で、全延長は約34キロメートルとなっております。

この路線は令和2年12月に大川村で発生した大規模なり面崩壊で1年間の全面通行止めとなっており、地元の皆様には大変な御不便をおかけしたところでございます。この路線の幅員6.0メートル以上の割合は全体で約9割となっております。しかしながら、この幅員は側溝などを含む管理幅員であるため、車両通行の幅員で見ると9割よりも少なくなっている状況でございます。

県といたしましては、幅員の確保だけではなく、線形が悪く、見通しの悪い区間もまだ残っておりますため、今後も道路改良を進めていく必要があると考えております。

○8番（金岡佳時君） 今後、どのようにして幅

員6.0メートルを画期的な改築の実現に向けて取り組まれるのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 今年度は、大川村船戸地区で道路の拡幅工事を実施しておるところでございます。残るほかの整備につきましても、現地の状況を確認し、関係町村や地元関係者と調整を行いながら実施してまいりたいと考えてございます。

○8番（金岡佳時君） この中に、県からの基本構想の中ですが、画期的ということを書いているんですね。画期的とは新しい時代を開くさま、あるいは技術や着想などがそれまでに見られないほど独特で優れているさまと、こういうふうに辞書の中では書かれております。

画期的な改築の実現というのは、先ほど土木部長の答弁された、そういうことなんですか。

○土木部長（荻野宏之君） ダムの建設当時の国道439号の幅員、これは本川大杉線のデータがございませんので439号を例にいたしますと、3メートルから4.5メートル程度の幅員でございました。これを幅員6メートルに改築することが当時は画期的であったというふうに理解してございます。

○8番（金岡佳時君） そういうふうに言っても、本川大杉線ですよ。本川大杉線は、今の国道439号の部分は御覧のとおり2車線化して一生懸命やってきたんですよ。残っているのが今の県道17号線の部分。これがどうしてそしたら幅員がそれだけのものが画期的と言えるんですか、当時から2車線化をしていましたよ。土木部長、どうなんでしょう。

○土木部長（荻野宏之君） 当時としては画期的であったということでございまして、その後の時代の変化により、例えば現在の439号は歩道もついておる区間もある2車線道路になってございますが、そういった路線を優先してきたことで、本川大杉線は遅れているというふうに考え

てございます。

○8番（金岡佳時君） 時間がなくなりますので、これはまた次にしたいと思います。

それでは、次の質問ですが、橋梁については、将来の維持費を考慮し、極力コンクリート橋とするという要望に対し、了承するというふうな確認をされております。

このように柚ノ木橋や三ツ石橋、小金滝橋については建設当時から将来の維持費について心配をされていたわけでありましたが、重点要望事項の完全実施からは程遠い状況で建設され、現在当該町村の大きな負担となっております。この町村管理の長大橋に対してどのように考えているのか、土木部長に御所見をお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 柚ノ木橋、三ツ石橋、小金滝橋は、昭和46年から47年に早明浦ダム建設に伴い、水没する林道、農道の付け替え道路として、現在の位置に架橋されたものでございます。いずれもダム湖をまたぐ長大橋でございます。架橋から50年を経過し老朽化も進んでおり、修繕が必要となっている橋梁もございます。このため、これら3橋を管理する土佐町、大川村の負担は大きくなっているものと認識してございます。

○8番（金岡佳時君） そこで、この3つの橋については、このような歴史的な背景、特に重点要望事項が完全に実施されていないこと、そしていろいろな工事に対する助言や指導にも県が関わっていたと推測されることを考えれば、この3橋を県管理にすることが妥当であると思いますが、土木部長の所見をお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） この3橋は、ダム建設により機能回復された橋梁でございます。現在も町道、村道でございますので、一義的には町村で管理すべき橋梁であると考えてございます。しかしながら、国策として整備された早

明浦ダムのダム湖に架かる長大橋を今後も当該町村のみで維持管理していくことは大きな負担を強いていくこととなりますので、何らかの支援策が必要と考えてございます。

○8番（金岡佳時君） それでは、今後この3橋の管理に関してどのように取り組まれていくのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 長大橋に関します技術的な支援制度として、国土交通省による直轄診断や修繕を代行する支援制度があり、これまでもこうした制度を町村に紹介するとともに、国にも働きかけてまいりましたが、実現には至ってございません。

県といたしましては、今後も引き続き国、県、市町村等で構成する高知県道路メンテナンス会議等を通じて、国に対してこれら支援制度への働きかけを行うとともに、橋梁点検の一括発注などの制度を活用してもらうなどの支援を行ってまいりたいと考えてございます。

あわせて、財政面におきましては、当該町村を含む県内の市町村と共に修繕予算を十分に確保できるよう、国に働きかけていくとともに、同様のダムを有する他県での支援事例を収集するなど、県としての支援策の拡充を検討してまいりたいと考えてございます。

○8番（金岡佳時君） 今までの歴史的な経過も考えられて、ぜひとも当該町村に負担のなるべくかからないように、今後3橋の管理についてはやっていっていただきたいと、このように要望をしておきます。

次に、要望されている国道と県道の整備についてお伺いいたします。国道194号や吾川本山線、主要県道高知本山線についてはかなり改良が進んでまいりました。けれども、一般県道磯谷本山線、田井大瀬線、吉野瓜生野線、これは現在の坂瀬吉野線ですが、それと東祖谷山大杉停車場線、これは現在の一部国道439号です、久生野



五王堂線についてはほとんど改良が進んでおりません。

50年たっても一向に進まないこれらの道路改良についてどのように考えているのか、土木部長の御所見をお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 要望された道路の整備につきましては、議員のお話にもありましたように、広域的な幹線道路としての国道194号、439号、県道高知本山線の改良が進んでいる状態でございます。

ダム建設当時に拡幅された現在の国道439号では、先ほど少しお話しさせていただきましたが、その後の社会状況の変化により、大豊町大杉から土佐町土居までの区間などで歩道設置や道路拡幅をさらに進めてきたところでございます。また、嶺北地域は急峻な地形で地滑りを起こしやすい地質であることから、道路整備には多くの費用と時間が必要となってまいります。

以上の理由によりまして、その他の多くの県道はいまだ改良が進んでいないということであると考えてございます。

○8番（金岡佳時君） なかなか進んでいないんですね。現実的にはほとんど変わっていないところもたくさんございます。これらの50年以上前に改良が要望された路線は、現在木材搬出輸送の中心となっている道路であります。近年の輸送トラックの大型化に全く対応ができておりませんし、生活道としても避難道としても極めて重要な道であり、命の道として改良は喫緊の課題となっております。

今後、いつまでにどのように改良を進めていくのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 当時の県道吉野瓜生野線、現在の県道坂瀬吉野線におきましては、本山町の汗見川流域にある集落活動センターの活性化を下支えするため、整備を重点的に進めてきたところでございます。また、県道磯谷本

山線でも道路拡幅の事業を実施しているところでございます。その他の改良の進んでいない県道につきましても整備の優先順位を含め、地域の皆様の声を聞きながら鋭意取り組んでまいります。

○8番（金岡佳時君） 50年前のいわゆるダム建設のときの話の議案の中で、ここの要望をされているわけですね。それが一向に進んでいないというようなことで、今の部長の答弁では、いつまでにどういうふうにされるのかということとは全く分かりませんよね。今までと同じですよ。

知事は、その約束事についての履行をすることによっておっしゃっていただいておりますから、やっぱりそこはもう少し具体的に、いつまでにどういうふうにするのかということをお伺いしておりますから、土木部長にお答えいただきたいと思っております。

○土木部長（荻野宏之君） 現下の公共事業費につきましては、当時と比べまして非常に少なくなっていると。近年は国土強靱化の予算で若干戻している部分もございしますが、こういった予算をしっかりと確保しなければ、なかなかいつまでにできるということも言えませんので、私といたしましては、この国土強靱化の予算等をしっかりと確保することによりまして事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○8番（金岡佳時君） いずれにしても、早くきちんとした整備をやっていただきたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、高知分水についてでございます。

高知県の年間利水量の4%は高知分水によって高知市に送られております。土佐町で最もきれいだと言われる瀬戸川の水であります。水道用水として毎秒0.73立方メートル、工業用水として毎秒0.5立方メートルが鏡ダムへ送られ、高知市民の飲料水の約30%を賄っております。

一方、土佐町の住民はこの水を飲むことができません。土佐町の3分の2の河川は早明浦ダムと高知分水の管理流域となり、土佐町にこの水を使う権利はなくなっております。簡易水道の水源として地蔵寺川の水を日量2,500トン欲しいと要求をいたしました。国からの水利権の許可を受けるのに2年かかり、しかも1日1,860トンの枠しかもらえておりません。

そうした中、平成15年3月に高知分水事業の水利権更新期限を迎えました。水量の減った地蔵寺川に県が権利を持っている、使われていない工業用水、毎秒0.5立方メートルの水を返してほしいと必死の要求をするもかなわず、河川環境の維持を図るため地蔵寺川取水堰から放流量を毎秒0.06立方メートルとする、関係機関は河川環境について調査を実施する、関係機関は高知分水取水堰の魚道の有効性に関する調査について別途協議するなどの確認がなされました。残念ながら、それ以上のことは期限が来ると自動更新でありますから、望めませんでした。

そこで、河川環境調査について、どれくらいの頻度で行われておるのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） この調査につきましては、平成15年7月から平成17年6月にかけて、季節ごとに年4回を2年継続し、合計8回実施したところでございます。

○8番（金岡佳時君） その結果はどのようなものであったのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 調査地点は地蔵寺川で3地点、平石川で5地点、能地川で1地点の合わせて9地点で、流量、水質、付着藻類、魚類及び底生動物の調査を実施いたしました。全体的に良好な河川の状態を保っているものの、魚類のアマゴにつきましては、1地点で分水の影響がやや見られるという調査結果でございました。

○8番（金岡佳時君） その調査結果というのが、2か年ということですが、これやっぱり毎年行っていただきたいというふうに思います。毎年河川環境は変わります。生態の状況も変わりますので、これはぜひ毎年やっていただきたいというふうに思います。

次に、高知分水取水堰の魚道の有効性に関する調査の協議は行われたのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 魚道の有効性調査に関する協議につきましては、嶺北漁業協同組合、土佐町、独立行政法人水資源機構及び県によりまして、平成18年度に2回、平成24年度に1回協議を行ってまいりました。

○8番（金岡佳時君） その結果について土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 協議の結果、取水堰からの越流量が少ないことや、上下流に魚道のない農業用の取水堰などがあることから、魚道設置の効果は小さいと判断し、調査については行わないことといたしました。

○8番（金岡佳時君） これも継続して、やはり状況がどんどん変わりますので、また協議もしていただきたいというふうに思います。

また、あと10年余りで次の更新期限を迎えます。次回は、ぜひ毎秒0.5立方メートルの水を返していただきますよう要請をしておきます。

早明浦ダムの建設に伴い、当たり前のことでありますが、ふだんの河川水量は極端に減っております。また、支流であります汗見川の水量も導水トンネルにより多くの水が早明浦ダムに注がれておりますので、昔の面影はありません。地蔵寺川も高知分水により鏡ダムに注がれておりますので、当然のことながら水量が減っております。

そこで、顕著に見られ始めたのがヨシの繁茂であります。かつての白い河原は見る影もあり

ません。そして、ヨシの生えていないところに見られるのは、焦げ茶色の泥が付着した砂や石であります。これでは多くの魚類が繁殖することができるわけがございません。

特に、早明浦ダム直下の支流の合流地点から山崎ダムまでの約9キロ区間は、死んだ川のようになっております。スナヤツメやアカザはほとんど見ることはできません。ハヤ、オイカワ、ゴリでさえ見られなくなっております。カジカガエルの鳴き声も聞くことはありません。汗見川でいつも見られたカワセミも見られなくなりました。年を追うごとに河川環境は悪化しているように思われます。

県から平成24年1月に出された県管理区間の吉野川水系河川整備計画によりますと、動植物の生息、生育の状況について、キシツツジの植物群落が重要な植物群落に挙げられ、さらに重要種の魚類や両生類、昆虫が確認され、国内希少野生動植物の指定を受けている鳥類も確認されているとあります。そうした確認の上で、河川環境の整備と保全に関する目標として、水質については現況をモニタリングするとともに、関係機関と連携し、地域が一体となった河川愛護活動を通じ、良好な水質の維持に向けた取組を推進するとあります。

動植物の生息・生育・繁殖環境については、植生をはじめ生態系の現状の把握に努め、現在の多様で良好な環境を維持していくことを目標とする、また工事等を実施する際は、河川環境に与える影響を考慮することとし、水際に繁茂するヨシ原については適正に維持管理を行う、さらに関係機関と連携して、魚類などの上下流の移動の連続性を確保するように努めるとあります。

そこで、ちょっと時間がございませんので、飛ばさせていただきます。まず生態系の現状の把握の方法についてお伺いをしたいと思います

すが、生態系の現状はどのように把握しているのか、土木部長にお伺いたします。

○土木部長（荻野宏之君） 早明浦ダム下流におきましては、魚類や鳥類、底生動物などの6つの項目で、おおむね5年に1度水資源機構により環境調査が行われております。県はこの結果について機構より情報提供を受けているところでございます。

○8番（金岡佳時君） その結果について土木部長にお伺いたします。

○土木部長（荻野宏之君） 直近の調査では、魚類については令和3年に調査を実施し、スナヤツメやアカザなど17種の個体を確認しているところでございます。底生動物については平成29年に調査を実施し、131種の個体を確認しております。植物については平成25年に調査を実施し、キシツツジなど329種の個体を確認してございます。鳥類については平成30年に調査を実施し、47種の個体を確認してございます。両生類、爬虫類、哺乳類につきましては令和元年に調査を実施し、カジカガエルなど16種の個体を確認してございます。陸上昆虫類等につきましては平成26年に調査を実施し、269種の個体を確認しているところでございます。

○8番（金岡佳時君） 調査をされておると言われておりますけれども、直近の調査はないわけですね。今どんなになっているかということについては、あまり分からないということになります。そうすると、その平成24年当時と比較してどうなのかということも、これはお聞きをしたいんですけども、比較ができない状況ですね。

土木部長、その平成24年と現在の比較はどうだったのか、お答えいただけますか。

○土木部長（荻野宏之君） 先ほど申し上げましたように、5年に1度の調査になっておりますので、物によりましては5年よりも古いものが

ございますが、それ以外のものでも申し上げますと、魚類につきましては平成23年に12種、令和3年は17種になっておりまして5種の増、それから底生動物は平成24年に128種、平成29年に131種確認しまして3種の増、それから鳥類につきましては平成20年に44種、平成30年に47種で3種の増、両生類、爬虫類、哺乳類につきましては平成21年が17種、令和元年が16種で1種の減、以上になってございます。

このように河川整備計画作成当初と比較しても、確認された種類につきましては大きな変化はないと考えてございます。

○8番（金岡佳時君） 直近の調査は恐らくされておらないということだと思いますので、比較のしようもないんだろうというふうに思います。

そこで、山崎ダムの魚道の有効性に関する調査は行われておりますか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 山崎ダムにおきましては、魚道の有効性に関する調査は現在のところ実施してございません。

○8番（金岡佳時君） 調査は行われていないと。しかしながら、魚類などの上下流の移動の連続性を確保するということになっておりますので、これは必要であるというふうに私は思います。

早急に山崎ダムの魚道の有効性に関する調査をすべきだと思いますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 山崎ダムの魚道の有効性に関する調査につきましては、可能な限り早急に行いたいと考えてございます。

○8番（金岡佳時君） ぜひともよろしくお伺いしたいと思います。

この吉野川水系の整備計画は、おおむね20年をめぐるといふような形で書かれております。もう既に10年が経過しております。あと10年で、それぞれの書かれておることについてやってい

ただかなければならないわけで、それについてはぜひともピッチを上げて、早急にそれぞれ取り組んでいただきたいというふうをお願いを申し上げます。

これらのことは、全て早明浦ダムができたことで生まれた問題であります。嶺北地域の人々は四国のためであるから、そして国、県は必ず嶺北地域住民の思いを理解してくれると信じ、国や県の説得に従い早明浦ダムはできました。せめてダム建設当時の約束を果たしていただきたい。そしてさらに、少なくともダム建設直後の環境を維持し、未来に伝えられるように取り組んでいただけますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（西内隆純君） 以上をもって、金岡佳時君の質問は終わりました。

ここで午後2時5分まで休憩といたします。

午後2時休憩



午後2時5分再開

○副議長（西内隆純君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

桑鶴太郎君の持ち時間は40分です。

3番桑鶴太郎君。

○3番（桑鶴太郎君） 自由民主党の桑鶴太郎でございます。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

私は、昨年9月に県議会議員になり1年がたちました。見識のある先生方から御指導いただきながら、県勢浮揚のため勉強させていただいております。濱田知事の提案説明の中でもありましたが、県の財政運営において県勢浮揚と県

財政の持続可能性の両立を図ることが重要だと言われていました。県民の税金を有効に活用し、県勢浮揚につながる政策を一緒に考えていくことが、私自身県議会議員としての責務であると改めて認識しながら、一県民、一事業者の視点を忘れずに、質問や提案をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

まずは、関西戦略について質問させていただきます。

濱田知事は就任以来、関西戦略を掲げてこられました。私は、県議会議員になる前から、なぜ高知県のアンテナショップは銀座にあるのに、関西圏にないのかが不思議でした。銀座でのアンテナショップでの高知県としての知名度向上への寄与や、高知県産品の商品PR等の成功事例も数多くあり、また高知県出身者からの購買も相まって、現在の東京アンテナショップの成功につながっているものだと感じております。

関西圏は、高知県からでも比較的距離も近く、商品を輸送するに当たってもコストが抑えられると感じていましたし、私も、県議会議員になる前は中山間地域で家業のパン屋を営んでおりましたことから、外貨を稼がないと経営が成り行かないと思い、県外に出す商品を生み出すことに必死になって開発に取り組んできました。地域の産物を取り入れ、体にいいものをの理念で、小麦は国産、国内で製粉した小麦粉を使用し、卵や牛乳、バターといった乳製品、イーストフードなど添加物を全く使わない、こだわりを持った商品を製造してきました。

しかし、こだわりを持つと材料費が抑えられず、量販店の商品に比べると価格が上がってしまいます。ですが、近年そういったこだわりのある商品にニーズが集まり、コロナ禍においても買い求められるお客様は増えてきました。高知県の誇るおいしい食べ物や文化は、食の台所とも言われている関西圏でも受け入れていただ

けると思いますし、観光や物販など高知県への波及効果に期待が持てます。

そのような中、関西圏のアンテナショップは大変重要な役割があると思います。高知県の様々な情報をより多くの方に、ダイレクトかつタイムリーに提供することに期待をしております。

そこで、関西圏のアンテナショップの運営には、銀座のアンテナショップと同様、県による家賃負担、また収益のある物販や飲食ばかりでなく、移住や観光の情報発信などの機能を有するための費用など一定の公費負担が継続的に発生することが想定されます。特に、その役割の一つとして、今売れ筋の商品の販売だけでなく、小規模事業者の商品も関西で売れる商品に磨き上げながら、そうした商品を販売して、県内事業者全体の底上げをしていくことが求められており、そうした役割に公費支出の意義があるのではないのでしょうか。

こうした小規模事業者の育成、県産業の底上げといった視点から、関西圏のアンテナショップの運営を行っていただきたいと考えますが、この点について知事の御所見をお伺いたします。

○知事（濱田省司君） 議員からお話がありましたように、アンテナショップにおきましては物販も当然行うわけでございますけれども、県内事業者の方々の商品力向上という観点からの非収益事業の取組が大変重要であるというふうに考えております。

このため、例えば試験販売ですとか試食会といった県産品の磨き上げのためのテストマーケティングの実施でございますとか、地域のこだわりの逸品などを紹介する特設コーナーなどを設置するというのを考えてまいりたいと思います。このような取組の中で、近年人気が高まっておりますオーガニックの食品などのように、少量でも魅力ある商品づくりに取り組む事業者

の方々を支援していく考えであります。

今回、こうした形で関西へのアンテナショップ設置の方針について、私自身決断した背景には、県民座談会の「濱田が参りました」で中山間地を回っております中で、食品に関しまして地域の特産品の開発をされておられる方との意見交換の中で、現在まると高知・銀座には商品を置いていただいている、さらに関西への進出も考えたいのだけれども、今関西には残念ながらアンテナショップがないですよねというようなお話をいただいたと、そういったような背景もございまして、今回こういった形での御提案をさせていただいているということもござい

ます。

そういった趣旨から、お話にもありましたように、小規模な事業者の方々におかれましても、ぜひこのアンテナショップを活用した販売の拡大にチャレンジをしていただきたいという思いでおるところでございます。

○3番（桑鶴太郎君） 丁寧な御答弁をありがとうございます。

私の知り合いにも、東京のアンテナショップではハードルが高いと感じる事業者も、大阪は身近でチャンスを感じ、意欲的に外商に取り組めるのではないかと感じておりますので、ぜひとも小規模事業者、県産業の底上げもよろしく願いいたします。

次に、県では、来年度からキッチンカーによる関西圏での売り込みを検討されています。キッチンカーは、近年のコロナ禍の影響により、1つの場所にとらわれず、ニーズがある場所で営業ができることから、飲食店事業者の参入が増加しています。また、山口県や徳島県などの自治体においても、オフィス街での地元食材を活用したランチや特産品の販売、イベント出展によるプロモーションなど、移動型アンテナショップとしての活用事例も見られます。

このように、機動性を生かした営業が最大のメリットではありますが、全国的にキッチンカーが増加している中、関西圏の方々に注目していただくためには、本県の特徴を出した取組が必要であると考えます。

そこで、関西圏におけるキッチンカーの取組についてどのように展開していくお考えか、産業振興推進部長にお聞きします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） キッチンカーは、本県の強みである食をより多くの方々に実際に見て知って食べていただくことで、高知の魅力を高める有力なツールになるというふうに考えております。先般、関西圏外商強化対策協議会の委員からも、食通の関西の方々に対しては、視覚、嗅覚に訴えることができるカツオのわら焼きタタキの実演は訴求力が高いといった御意見をいただいたところでございます。

このため、例えば大阪のオフィス街や食のイベント会場において、本来高知に来なければ味わえない本場の味をキッチンカーで提供いたしまして、高知の食のポテンシャルの高さを関西の皆様実感していただきたいというふうに考えております。実際の運営方法につきましては、市町村や県内事業者にもお話をお伺いしながら、今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○3番（桑鶴太郎君） ありがとうございます。

キッチンカーには、まだまだ課題もあると思いますが、ほかの使い道も考えられると思いますので、積極的に進めていただきたいと願います。

次に、中山間対策についてお聞きします。

県がまとめた令和3年度の集落調査において、高知県内の集落のうち、19世帯以下の小規模集落が31.7%となり、記録が残る1985年、昭和60年以降で初めて3割を超えたことが明らかになりました。また、人口ゼロ集落も15集落増加し、集落の規模縮小や消滅が進行していることが改

めて明らかになりました。

県では、デジタル技術の活用や移住促進などで集落支援に取り組む考えを示されていますが、さきの集落調査の結果では、集落の活性化に向けた課題として、人口減少、地域に若者がいない、集落長の成り手がいない、集落活動の担い手不足が上位を占めており、依然として担い手不足が集落の維持・活性化の大きなボトルネックであることが確認されました。

こうした中、令和3年度の本県への移住者数は過去最多の1,167組となり、長引くコロナ禍であっても本県への移住ニーズは高いことが分かりました。これは、県や市町村、関係団体の御尽力によるものも大きいですが、長引くコロナ禍で、移住に向けて行動を起こす方が増えていることも一因と聞きます。

そうしたことから、中山間地域では都市部からの移住者に集落の担い手となってもらうことへの期待感が一層高まっているところですが、受け入れる側の課題は多く、特に大きなボトルネックは、移住者向けの住宅の確保です。

そこで、県では、今年度から移住者の住宅確保につながる空き家対策を抜本強化すべく、高知県空き家相談窓口を開設していますが、具体的にどのような相談内容が多いのでしょうか、土木部長にお聞きします。

○土木部長（荻野宏之君） 空き家相談窓口への相談内容は、不動産業者を紹介してほしいといったものや、売却金額の見込み、また立地条件の悪い空き家の活用相談など、売買や賃貸に関するものが最も多くなっています。また、建物の解体にかかる費用や補助の有無など解体についての相談や、相続登記の方法、費用、相続に関する親族トラブルなど法律関係の相談も多くなっています。そのほかにも、建物管理や改修など相談内容は多岐にわたっているところでございます。

○3番（桑鶴太郎君） ありがとうございます。

また、中山間地域の集落では、少子高齢化、人口減少により、空き家が増えていることは言うまでもなく、空き家は長年住まなくなったり手入れをしていないと、倒壊や景観を悪くしてしまう原因につながりかねません。新築を建てたくても、世界情勢悪化に伴う資材高騰により、理想の家とは程遠い家を建てなければならないこともあります。

そこで、今年度相談窓口と併せて強化した空き家の改修支援について、拡充後の活用状況はどうか、土木部長にお聞きします。

○土木部長（荻野宏之君） 空き家を改修する所有者に対し、県内で24市町村が改修費を補助しているところでございます。県では、この市町村に対して補助を行っておりまして、補助対象の限度額を今年度185万7,000円から270万円に引き上げたところでございます。

現在、23市町村がこの補助制度を利用しておりまして、そのうち7市町村が先ほどの引き上げた限度額を活用しているところでございます。市町村での受付件数は、8月末時点で、昨年度の29件に対し今年度は36件と、1.24倍となっているところでございます。

○3番（桑鶴太郎君） ありがとうございます。空き家にリフォームやリノベーションを施し、移住者やU・Iターン者に対して賃借や購入につなげていければ、リフォームやリノベーションに携わった大工さんなどの仕事にもつながっていくと考えられますので、よろしく願いいたします。

また、本県への移住者の中には、本県で農業をしたいと希望する方もおられ、そうした方には空き家の紹介と併せて農地をセットで紹介することも、移住者のニーズを満たすものと考えます。

そこで、移住者に対する就農支援の取組の現

状について農業振興部長にお聞きします。

○**農業振興部長（杉村充孝君）** まず、移住前の取組としましては、就農先に本県を選んでいただけますよう、移住コンシェルジュと就農コンシェルジュ、市町村などの支援機関が連携し、各種の就農相談を実施しております。その際には、新規就農者を募集する栽培品目や人材像、就農までの流れや支援体制などを産地ごとにまとめました産地提案書というものをお示するとともに、空き家や農地、地域の生活環境などの情報も提供しているところでございます。

また、移住先の市町村や栽培する品目などを具体的にイメージし、就農に向けて一歩踏み出していただけますよう、産地ツアーや就農体験なども実施しております。さらに、移住先となる市町村が決まった後は、市町村などにおいて就農計画書の作成をサポートしております。

次に、移住後の取組としましては、作成しました就農計画の実現に向けまして、農業担い手育成センターや指導農業士などによります研修の受入れや、農業振興センターや市町村による栽培技術支援や経営支援など、就農者に寄り添ったサポートをしているところでございます。また、資金面の支援では、国の事業も活用しまして、研修期間中の2年間と経営開始後の3年間の最大5年間の給付金を支援しているところでございます。

お話にありました空き家と農地のセットで紹介することにつきましては、移住希望者の中には仕事として農業を希望しない方でも、家庭菜園を楽しみたいという方も多くいらっしゃいますので、空き家相談窓口や移住促進・人材確保センター、市町村などの関係機関と連携しまして、案件の掘り起こしと移住希望者への情報提供に一層取り組んでまいります。

○**3番（桑鶴太郎君）** ありがとうございます。

中山間地域の多くに空き家とともに耕作され

なくなった農地も増えているため、移住促進策、空き家対策と併せて遊休農地対策も進めていただくことを要望いたします。

次に、鳥獣被害対策についてお聞きします。中山間地域における鳥獣被害対策は平成24年度から力を入れられ、近年は対策のおかげで被害は3分の1程度まで減少傾向に向かっているものの、狩猟者の担い手不足は深刻です。狩猟者の高齢化が進み、今年度、4,501名中、60歳以上の方が3,091名、68.7%を占めており、1年前にも質問した際、新たな狩猟者の確保に向けて、狩猟フェスタの開催や狩猟免許取得への支援を行うとともに、高等学校などでも出前授業を行い、狩猟の魅力を伝え、若い世代へのアプローチを行っているとの答弁がありましたが、その後の取組状況について中山間振興・交通部長にお聞きします。

○**中山間振興・交通部長（中村剛君）** 新たな狩猟者の確保に向けましたその後の取組の状況といたしまして、狩猟の魅力を伝える狩猟フェスタ、こちらを12月に開催いたしましたところ、前身のイベントに比べまして約4倍に当たります850人に来場をいただいております。また、狩猟者を増やすための初心者講習受講料などに対する支援につきましては、昨年度延べ344名に御利用をいただいたところです。同じく、高等学校への出前授業でございますが、昨年度9校、170名の生徒さんに対して実施しまして、多くの生徒さんから、狩猟免許を取ってみたいという前向きなお言葉をいただいております。

こうした取組によりまして、昨年度新たに狩猟免許を取得した278名のうち4割、111名の方が40歳未満ということになっており、若手狩猟者の着実な増加ということを感じているところでございます。今後は、東京と大阪で開催する高知暮らしフェアなどで、高知県への移住希望者にも高知の狩猟の魅力をお伝えいたしまして、



次の世代の担い手を育成する取組をさらに強化してまいりたいと考えております。

○3番（桑鶴太郎君） ありがとうございます。

また、先般県内において豚熱ウイルスに感染した野生イノシシが見つかりました。感染力が強く、致死率も高いウイルスです。養豚場においては、一頭でも感染が確認されると全頭殺処分となり、経営への影響は甚大であることから、豚熱のような家畜伝染病は畜産業にとって脅威であります。

そこで、家畜伝染病の予防についてどのような対策をされているのか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 豚熱は平成30年9月に26年ぶりに岐阜県で発生して以降、17県の養豚場で約35万頭が殺処分されております。また、鳥インフルエンザは平成26年以降毎年のように発生しておりまして、令和2年度には本県を含む18県の養鶏場で計987万羽が殺処分されております。

豚熱や鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が一旦発生すれば、農場の家畜は全て殺処分され、経済的な被害は甚大となります。一方で、家畜の伝染病は、家畜の衛生管理を適正に行えばその発生を予防できるものが多いことから、発生予防対策に重点的に取り組んでおります。

具体的な取組としましては、畜産農場の対策として消毒などの衛生管理を徹底するとともに、病原体を農場内に運ぶ可能性のある野生イノシシなどの侵入防止や消毒設備への支援などの対策を実施しております。また、ここ数年、農場以外の対策も強化しておりまして、野生イノシシなどの伝染病の感染を監視するためのモニタリング検査や、本県への家畜伝染病の侵入を防ぐ水際対策としまして、空港などにおける旅客の靴底消毒を実施するなどの取組も進めておるところでございます。

本県において家畜伝染病が発生しないよう、今後も引き続き予防対策の強化を図りながら、しっかりと取り組んでまいります。

○3番（桑鶴太郎君） ありがとうございます。

今、重油や肥料代の高騰で困っている畜産農家さんにとって、伝染病は死活問題です。豚だけでなく、牛や鳥を飼われている畜産農家さんのためにも、しっかりと対策をしていただきますよう要望いたします。

次に、通学路の安全対策についてお聞きします。

小学生、中学生の通学路というものは、朝夕通るだけの道ではありません。友達、兄弟、親類と何度も繰り返し通る大事な道です。まだ多くの場所へ行く手段を持たない小学生にとっては、特に常にそこを通らなければならない大事な生活路となっていることは御理解いただけていることと思います。

中山間地域の道の幅や危険箇所等は、小学生、中学生にとっては命に直結することになりかねません。通学路の安全対策について、昨年6月に千葉県で起きた事故を受け、令和3年9月議会で横山県議の質問でもあり、本県においても対策を強化していくとの答弁がありましたが、対策の状況はどうか、教育長にお聞きします。

○教育長（長岡幹泰君） 公立小学校と小学部のある特別支援学校合わせて200校の通学路を関係機関で合同点検した結果、昨年10月末時点で対策が必要な箇所が555か所ございました。このうち、教育委員会での対策が必要な箇所は207か所ございまして、見守り活動の強化や通学路の変更などの対策を順次進め、本年3月末時点では177か所の対策が完了しております。

飛び出し防止等の注意喚起の看板の設置など、残る30か所につきましても、関係機関等と連携し、早期の完了に向けて対策を現在進めているところでございます。

○3番（桑鶴太郎君） ありがとうございます。

この分野につきましては、警察本部にも関係すると思いますので、警察本部長にもお聞きします。

○警察本部長（江口寛章君） ただいま議員から御指摘がありました通学路の安全対策につきましては、先ほど教育長が御答弁をされたとおり、関係機関が合同点検を実施した結果、県警察による対策必要箇所は115か所抽出され、令和4年3月末現在、83か所の安全対策を推進してきたところでございます。

対策の具体的な内容につきましては、通学路に横断歩道や一時停止規制、歩行者用信号灯器を整備するなどのハード面の対策に加えまして、登下校時間帯における街頭指導や、可搬式オービスを活用した速度違反取締りなどのソフト面の対策を組み合わせるなどして、地域に応じた対策を可能なものから速やかに実施しているところでございます。今後も関係機関と十分に連携しつつ、通学路における交通安全の確保に向けて取り組んでまいり所存でございます。

○3番（桑鶴太郎君） ありがとうございます。

中山間地域では通学路などの道幅が狭く、子供たちにとっては大変危険と感ずる場所が多く見受けられます。舗装が老朽化しており、割れた砂利が飛散しているような状況が見られています。

そこで、このような老朽化した舗装への対策の状況について土木部長にお聞きします。

○土木部長（荻野宏之君） 県が管理する道路は現在199路線、延長2,767キロメートルあり、常に良好な状態に保つよう道路パトロールを実施してございます。パトロールによりまして、舗装の損傷などの異常箇所を発見した場合、安全な通行を確保するため、早急に舗装を修繕しているところでございます。また、地域住民や関係市町村から異常箇所の通報があった場合には、

速やかに現地を確認し、必要な対策を講じております。

今後も引き続き、道路を利用される皆様の安全・安心な通行が確保できるよう、道路の維持管理に取り組んでまいります。

○3番（桑鶴太郎君） ありがとうございます。命を守る道、ルールやマナーを守り、住民皆様が笑顔で住み続けられるよう、引き続き対策をよろしくお願いいたします。

次に、奨学金制度についてお聞きします。

将来を担う子供たちが自分の目標のために学業に励み、日々努力されておられますが、奨学金制度は独り親世帯の子供たちにとっても、また低所得者の多い高知県の子供たちにとっても大変ありがたい制度です。しかし、この奨学金制度を活用した子供たちが、今返済に苦勞されている現状があります。死んでしまえば返さなくていいとまで考える子供たちまでいるとの新聞記事も先般ありました。大学から新社会人として歩む中で奨学金の返済ができず、多くの若者に重くのしかかっている状況にあります。

そこで、大学生に対する奨学金の現状はどうか、文化生活スポーツ部長にお聞きします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 本年3月に公表されました独立行政法人日本学生支援機構の令和2年度学生生活調査の結果によりますと、令和2年11月時点で大学生の49.6%が何らかの奨学金の給付または貸与を受けている状況となっております。この数値につきましては、平成28年11月時点の48.9%、平成30年11月時点の47.5%と比較いたしまして、ほぼ同程度で推移しているところであります。

他方、返還が困難な状況にある方という観点からは、日本学生支援機構によりますと、同機構が貸与した奨学金で返還を要する債権のうち、3か月以上の延滞となっている割合は、平成26年度末の4.64%から令和2年度末には2.88%

と、1.76ポイント減少している状況となっております。

○3番（桑鶴太郎君） ありがとうございます。

また、返済免除や返済支援のある本県の奨学金の活用状況について文化生活スポーツ部長にお聞きします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 当部におきましては、地域産業の中核的な担い手となる人材の確保を目的として、大学などを卒業後に県内で就職、定着した方を対象に、奨学金の返済を支援する産業人材定着支援事業を平成28年度から令和3年度まで実施し、154名の支援対象者を決定しております。

また、篤志家の方からの寄附金を活用いたしまして、返済の必要がない給付型の奨学金制度として、毎年度15名程度を募集する夢・志チャレンジ育英資金を平成28年度に創設し、これまでに64名を対象者として決定しております。

これらのほか、本県では医師や獣医師、看護師、介護福祉士、保育士など、特定の職業に一定期間県内で従事することなどを条件として返済が免除される、県の奨学貸付制度も活用されているところであります。

○3番（桑鶴太郎君） ありがとうございます。

また、こういった奨学金にネガティブな報道を目にすることによって、奨学金の活用には消極的な思いを持つ保護者が出てくることも想定されます。返済に苦労している若者もいるとは思いますが、奨学金を活用することで、本県の若者が夢や希望をかなえられることもあると思います。

そこで、今後の奨学金の活用についてどう考えるか、文化生活スポーツ部長にお聞きします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 先ほどお答えをいたしましたとおり、大学生の約半数は何らかの奨学金を活用している状況となっております。また、令和2年度からは国の高等教

育の修学支援新制度が開始され、学ぶ意欲がありながら経済的に厳しい状況にある学生の皆さんは、給付型奨学金の支給、授業料や入学金の減免などの支援も受けられる状況となっております。

他方で、卒業後の状況によりましては、奨学金の返還が負担となっている方もいるものと承知しております。しかしながら、例えば日本学生支援機構の奨学金につきましては、一定の条件の下、返還期限を猶予する制度や、毎月の返還額を減額する制度なども設けられているところであります。

高校生や大学生の皆さんには、経済的な理由で修学を諦めることがないように、必要に応じ奨学金なども活用し、自らの夢や志に向かって進んでいただきたいと考えております。

○3番（桑鶴太郎君） ありがとうございます。奨学金制度は、同じ大学生の子を持つ親にとって、子供たちの夢や目標に向け応援しやすくなる制度だと思いますので、この制度がなくならないようお願いいたします。

次に、公共交通についてお聞きします。

本県のJR線は、予土線の存廃問題など利用者の減少に直面しています。土佐くろしお鉄道も含め、鉄道路線の維持は地域住民の足だけでは存続が厳しい状況にあります。無人駅が全国的にも3番目に多い159駅あり、都道府県別の無人駅の割合で見ると93.5%と全国で最も高く、寂しさを感じます。

私は高校時代の3年間、地元の斗賀野駅から後免駅まで通学にJRを活用しており、今でも大変お世話になっておりますことから、高知のJR線は単線であり、行き違いのため各駅での停車時間が長く、不便に感じられる方もいらっしゃるかもしれませんが、郡部から市内の学校に通っている子供たちの通学、また通勤の足として大変重要な乗り物です。

しかしながら、近年では少子高齢化の波で利用者が減少しており、郡部から市内の高校に通う子供も減り、それに伴い減便ということも聞こえてきますが、減便することが本当に最善策なのでしょうか。公共交通の利用普及を促すことで、CO<sub>2</sub>削減にもつながると思います。

そこで、本県の公共交通の利用者を増加させるため、どのような取組を行っているのか、中山間振興・交通部長にお聞きします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） お話のありました土讃線、予土線では、JR四国の利用者の減少あるいは運転士不足といった要因によりまして、やむを得ず減便に至った区間もございますが、減便は利用者の利便性低下につながりまして、それがさらなる利用の低下につながるということから、議員御提案のように、逆のスパイラル、公共交通の利便性を向上させることで利用を促す取組、これが非常に重要になってまいります。

現在、県では、鉄道とバスの接続の改善に取り組んでおりまして、例えば嶺北地域では路線バスの便数を増やし列車との接続を改善することで、利便性の向上と利用促進につなげております。また、JR四国におきましても、スマートフォンでデジタルチケットを購入できるアプリの開発や、通信事業者と連携してスマートフォンで複数の公共交通機関が利用できる実証実験も進められております。観光客のみならず、通勤や通学の利便性向上にもつながると期待しているところでございます。

県としましては、こうした動きも踏まえつつ、Ma a Sの実現などに向けた取組を含めまして、引き続き市町村あるいは交通事業者と連携して、さらなる利便性の向上、それによる利用者の増加に取り組んでまいります。

○3番（桑鶴太郎君） ありがとうございます。  
次に、スポーツ振興についてお聞きします。

私は、高知県のスポーツはまだまだ伸び代があると思っていますが、いずれの競技もプロチームがなく、プロを目指す子供たちの受皿がないのが現状だと思います。野球では高知ファイティングドッグスが唯一のプロチームであり、サッカーの高知ユナイテッドスポーツクラブのように、あと少しでプロチームになれるところまで行っているチームもありますが、どのスポーツでも幼少期からの基礎練習が大切です。

育成期にしっかりと基礎練習を行うことにより、成長期の技術向上につながります。そのためには、成長期ならではのけがの負担軽減、成長を止めないような、しっかりと整備された練習場や試合会場の施設が必要だと思います。競技人口増加、技術力向上を図る上でも、県の支援が必要不可欠と考えます。

そこで、まずこのような本県の地元チームに対してどのような支援があるのか、文化スポーツ部長にお聞きします。

○文化スポーツ部長（岡村昭一君） 議員のお話にありました2つのチームに対する支援につきましては、まず高知ファイティングドッグスに対しましては、官民で構成する、高知ファイティングドッグスを応援する県民会議の設置、またホーム公式戦における県外からの観戦客への県内特産品の贈呈に要する経費の負担、さらには広告経費への助成などにより、県内外のファンの拡大などに取り組んでいるところであります。

また、高知ユナイテッドスポーツクラブに対しましては、市町村教育委員会を通じた県内の小学生へのホーム戦無料チケットの配付、またそれらの来場者の中から抽選で特産品やサッカーボールを贈呈するための経費の負担、さらには関係機関との連携による試合会場や練習場の確保などへの協力を行いますことで、ファンの拡大を図るとともに、同クラブが目指すJリー

グ入りに向けた支援も行っているところであり  
ます。

今後とも両チームや関係機関と連携し、県民  
に愛されるチームづくりや、県内外のファン獲  
得などに向けた支援を引き続き行っていく考え  
であります。

○3番（桑鶴太郎君） ありがとうございます。

県下の県立高等学校にも視察に行かせていた  
だきました。競技人口が減少し、1つの学校だ  
けでは大会に出られない競技があります。競技  
人口の減少は技術向上にもつながらず、スポー  
ツ選手育成強化にもつながらないと思います。  
幼少期からの競技参加を促す点からも、施設整  
備が必要と感じております。競技によっては多  
くの方に競技人口を広めるため、県下の市町村  
の保育園や小学生に対してスポーツ教室などを  
開き、子供たちに競技の魅力を広める努力を続  
けられています。

そこで、ジュニアチームからの技術力向上に  
は施設の整備は不可欠だと思われませんが、県立  
だけでなく、県内のスポーツ施設整備に対する  
支援についてどのようにお考えか、文化生活ス  
ポーツ部長にお聞きします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 本県の  
子供たちのスポーツ活動などが行われておりま  
す施設につきましては、それぞれの施設の設置  
者が地域の実情などに応じて整備することが基  
本であります。県全体の競技力の向上に寄与  
し、スポーツツーリズムの推進による地域の活  
性化につながる施設を市町村が整備する場合  
には、県がスポーツ推進交付金により支援してき  
たところであります。

これによりまして須崎市浦ノ内の海洋スポー  
ツパークや、土佐町さめうら湖周辺のカヌー施  
設が整備され、利用者の増加や競技力向上など  
の成果につながっているものと考えております。  
今後とも市町村や競技団体などの御意見を丁寧

にお聞きしながら、必要な支援を検討していく考  
えであります。

○3番（桑鶴太郎君） ありがとうございます。  
魅力ある施設の整備は県内の多くの子供たちの  
希望です。また、夢や目標に向かって頑張る子  
供たちのためにも、県全体での応援が必要不可  
欠だと思います。また、JR沿線上の施設を使  
用することにより、公共交通の利用促進にもつ  
ながると思いますので、ぜひ支援をよろしくお  
願いいたします。

もう一問考えておりましたが、時間がなくな  
りましたので、これで質問を終わらせていただ  
きたいと思っておりますけれども、各部局の皆様はそ  
れぞれ丁寧な御答弁をありがとうございました。  
私は、これからも一県民、一事業者目線を忘れ  
ることなく、県勢浮揚に向けしっかり勉強して  
まいりますのでよろしくお願いいたします。あ  
りありがとうございました。（拍手）

○副議長（西内隆純君） 以上をもって、桑鶴太  
朗君の質問は終わりました。

ここで午後3時5分まで休憩といたします。  
午後2時45分休憩



午後3時5分再開

○議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を  
開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般  
質問を続行いたします。

濱口涼子さんの持ち時間は50分です。

1番濱口涼子さん。

○1番（濱口涼子君） 1番、自由民主党の濱口  
涼子でございます。議長のお許しをいただきま  
したので、質問をさせていただきます。

6月議会では、途中棄権をしまいそうに  
なりまして、皆様方には大変御心配をおかけい

たしました。今回はしっかりと完走を目指して取り組みたいと思っておりますし、完走しないことには地元に戻れませんので、しっかりと頑張りたいと思います。それでは、執行部の皆様、よろしくお願いいたします。私の今回の質問は、大きく4つでございます。

まずは、児童虐待防止について御質問をいたします。

これまでも多くの自民党県議の先輩方が質問をされてきております児童虐待防止について質問をいたします。児童虐待防止について、私たち自由民主党女性局が長年にわたり重要な政策として勉強を重ねてきた政策であります。厚生労働省が11月は児童虐待防止推進月間と位置づけており、11月にはハッピーオレンジ運動と題しまして、街頭で児童虐待防止の推進活動を行っております。

児童虐待の防止等に関する法律が平成12年に施行され、今まで幾度となく改正され、現在に至っております。しかしながら、その間も児童虐待は行われ、国が子供たちに対する命と人権について、より深く考え始めたと言っても過言ではない平成30年に、東京都の目黒区で起きた虐待事件、船戸結愛さん、当時5歳が亡くなった事件、また平成31年には、当時小学4年生の栗原心愛さんが、父親に夜中に何時間も立ったままいろと命令されたり様々な暴行を受け、最後は寒い寒い冬の夜、浴室で水をかけられ亡くなった事件がありました。

どちらも警察の聞き取り調査において、近所の方は大きな声や物音、どなり声、子供の泣き声を聞いたと証言しておりました。それにもかかわらず救うことができなかつたこのような悲しい事件が二度と起こらないためにも、そして今も、もしかしたらどこかで両親などから虐待を受けている子供たちを救うためにも、児童虐待防止法に基づき、高知県の社会全体で子供た

ちを守っていかなければなりません。

皆さんは、児童相談所虐待対応ダイヤル189番を御存じでしょうか。189番は、通報者の個人情報等秘密は守られます。令和元年度からは通話料も無料化されており、児童虐待を目撃したら、また自分自身が虐待を受けている子供たちが相談できるダイヤルです。1つ目の質問は、9月10日、高知新聞に掲載されておりました児童虐待数が高止まり452件である、昨年認定されただけでも452人の子供たちが大人たちから虐待を受けている、この記事を踏まえて質問をいたします。

まず、令和3年度に県内の児童相談所が認定した児童虐待の種類別の件数を子ども・福祉政策部長に伺います。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 令和3年度に県内2か所の児童相談所で認定した児童虐待の件数は452件で、過去3番目に多くなったところです。虐待の種類別では、言葉や態度などによる心理的虐待が59%の266件と最も多く、身体的虐待は25%の111件、子供の養育を怠るネグレクトが15%の68件、性的虐待が1%の7件となっております。

○1番（濱口涼子君） 相談件数が655件、このうち児童相談所で認定された件数が452件というふうに伺いました。また、児童虐待と認定され、先ほどの部長の御答弁によりますと、約6割が心理的虐待ということです。

心理的虐待とは、暴力ではなく、例えば大声で子供をどなったり、机をたたいたり、物を投げたり、大きな音を立て子供を威嚇したり、無視をしたり、拒否的な態度を取ったり、著しくきょうだいで差別をしたり、子供たちの自尊心を傷つける言葉を繰り返し使って、子供たちの心を傷つけることをいいます。また、父親が母親に対して暴力を振るうなどのドメスティックバイオレンスを子供に目撃させるなど、心理

的虐待は様々ありますが、このような心理的虐待がなかなか減らない現状に大変危惧をしております。一方、ほかの数字を伺いますと、身体的虐待、ネグレクト、これは令和2年度より少し減ってはおりますが、性的虐待は令和2年度から変わっておらず、こちらも心配をしています。

さて、次の質問ですが、昨年度より児童虐待の件数が若干減少しているとはいえ、依然高止まりの状況で大幅な減少はしておらず、県はその要因をどう分析するのか、子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

**○子ども・福祉政策部長（山地和君）** 本県の児童虐待の認定件数は、平成30年度が420件、令和元年度が458件、令和2年度が583件、令和3年度が452件となっております。令和2年度の大幅な増加は、コロナ禍で在宅時間が増えたことでのストレスの高まりが要因の一つと考えております。

認定件数が高止まりをしている要因としては、1つは広報啓発によりまして、以前より児童虐待に対する県民や関係機関の関心が高まっていることで、児童相談所への速やかな虐待通報につながっていることが要因と考えております。

また、核家族化や地域のつながりの弱まりによりまして、親族や地域から子育ての支援が受けづらくなっております。子育て家庭が地域から孤立し、家庭の養育力の低下や家庭の経済状況の厳しさなどによる子育ての負担感や不安感などが要因となって、虐待に結びついているものと考えております。

**○1番（濱口涼子君）** 部長の御答弁によりまして、コロナ禍で在宅時間が長くなり、在宅する時間が増えて、それによる虐待が増えたのではないかという報告でありましたけれども、本来であれば、お父さん、お母さんと一緒に過ごす

時間が長くなればなるほど、家族の時間が楽しくて、家にいる時間が楽しいと思うのが子供の家庭であると思えますけれども、とても残念なことが原因であるというふうに考えられていることが分かりました。

そのほか、虐待での一時保護の件数が120件あるというふうに資料のほうで拝見いたしました。その120件のうち、職権保護で保護者に同意を得ずに安全確保のために保護をした、つまりは緊急的に保護をしなければならないと判断した件数が82件もありました。この数字を見ましても、本当にこの児童虐待というのは重要性が分かる次第です。

それでは、次の質問に移ります。令和2年に起きた児童虐待ではないかという通報に、保護者にその情報を漏えいしてしまうという事案が報告されました。この反省点を踏まえ、それ以後の対応を警察本部長にお伺いいたします。

**○警察本部長（江口寛章君）** 児童虐待の疑いがある保護者等に対して、通報元の情報は通報者保護の観点から明かさないことになっております。県警察としては、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨や警察庁からの通達などを踏まえまして、指導・教養を行ってきたところでございますけれども、結果として十分浸透していなかったという点を踏まえまして、発生直後に個別指導や巡回指導を実施したほか、児童虐待に係る通報元保護の再徹底について通達を發出して、全警察職員に指示をいたしました。

指導・教養は現在も継続的に実施をしております。本年度専科などの各種教養機会に加えて、各署幹部や経験の浅い若手警察官を対象とした指導を実施しております。この点の改善を含めた児童虐待対策の一層の充実強化に努め、被害児童の安全確保に努めてまいり所存でございます。

**○1番（濱口涼子君）** 幹部から若手まで対象と

いたしまして、教育を徹底していくという警察本部長の御答弁がありまして、少し安心をいたしました。

児童の虐待を防止する、虐待されている子供たちの命と人権を守る上で、警察と児童相談所、また地域や行政等の連携は必須であると考えます。警察官も県警の警察官から地域におられる駐在所の警察官まで、皆さんが子供を守るために何をしなければならないのかをしっかりと理解していただきたいと思います。

虐待かな、隣の子供さんはいつも泣いていて大きな声が聞こえてくるな、たとえそう思っても、通報するか否かは、通報したことが本人に知られてしまうのではないかという不安から、通報をためらうという意見が圧倒的で、通報できないでいます。なぜなら、特に高知県のような地方は隣近所が顔見知りでありますので、もし通報したことが知られたりしたら、今の場所で住めなくなるのではと不安から、見て見ぬふりをするのが多くなっています。

引き続き、警察のほうにおきましてもしっかりとした秘密を守る、秘密を厳守する、そういったことに取り組んでいただきまして、一人でも多くの通報者が増えますように、そして子供たちが命と人権を守られますように祈っています。

昨年は、認定されただけでも452名の子供たちの命と人権が脅かされ、理不尽な大人による虐待を受けています。認定をされたのが452名。通報していない、誰にも言っていない、まだそういった子供もいるのではないのでしょうか。

児童相談所、警察、行政、そして地域等がしっかりと連携をして、高知県の子供たちの命と人権を守ってほしいと強く要望いたします。

さて、この項の最後の質問は、9月10日、高知新聞にもあったように、高知県は今年度も児童虐待防止への対応を強化するとのことですが、今後どのように強化をしていくのか、子ども・

福祉政策部長に具体的にお伺いをいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 児童虐待は、児童にとりまして深刻な権利の侵害であり、児童の健全な育成に重大な影響を与えることとなります。県としましては、市町村や関係機関、地域住民等と協力し、発生予防と早期発見、早期対応の視点で児童虐待防止に向けました対応を強化してまいります。

発生予防では、11月の児童虐待防止推進月間を中心に、広報啓発活動の充実強化や児童の権利擁護に関する研修等の実施、また妊娠期から保健師等が子育て家庭に寄り添い、リスクに応じた切れ目のない支援を行う高知版ネウボラの各市町村での拡充や、子育て家庭と地域の様々な方々をつなげるための地域づくりなどに取り組んでまいります。

また、早期発見、早期対応では、身近な地域で子育てに関する相談支援を行う子ども家庭総合支援拠点の市町村への設置の促進や、児童虐待を見逃さないための保健、医療、福祉、教育等の連携の強化、児童相談所や市町村における個別事案への対応力の強化などによりまして、児童虐待防止の対策にしっかりと取り組んでまいります。

○1番（濱口涼子君） ありがとうございます。

先ほど部長の答弁にありました子ども家庭総合支援拠点の設置されておる市町村ですが、令和3年度は12市町村となっております。これ、引き続きしっかりと力を入れて、各市町村に設置できるように、お力添えをいただきたいというふうに思っております。

11月は、厚生労働省が児童虐待防止推進月間と定めております。広報などの啓発により県もしっかりと力を入れて、児童虐待防止についての啓発の推進をしていただけるというお話を伺いまして、安心をいたしました。

全国の数字を見てみますと、令和2年度、児



児童虐待で亡くなった子供の数は全国で77名おります。児童虐待としての対応で相談された件数は20万7,000件余りです。全国の数字を見ましても、この課題は重要な政策であると考えます。本県でもぜひとも児童虐待防止について、より一層の周知や啓発に努めていただきたいと思います。

県内で虐待されている子供、被虐待児の年齢を見てみますと、ゼロ歳から未就学までが183名も虐待されております。小学生は159名、中学生は74名、高校生以上が36名となっていて、主たる虐待者が、両親が一緒に虐待していることが半数近くを占めていると数字が出ています。改めて数字を見ても、本当に恐ろしいことでありますし、詳しい家庭内情については、コロナ禍の不安定さだったり、貧困であったり、虐待をするに至った背景など、様々なところに原因があるとは思いますが、どんな理由があるにせよ、子供たちの権利を侵害する虐待は断じて許しません。

また、私が注目した数字は、県内の虐待通告経路の中、その中の10件という数です。児童相談所が虐待と認定した452件のうち、僅か10件という数字に着目をいたしました。この10件のうち虐待と認定されたのは8件でありましたが、この10件は虐待された本人が通告しています。

本人の通告件数は平成30年から年々増えており、令和2年度から比べると、令和3年度は倍近くの数になっています。本人通告のこの数字に着目し、児童相談所虐待対応ダイヤル189番の周知を、子供たちも含め全ての県民に周知できるように、また取り組んでいただきたいと思います。例えば、9月10日の高知新聞に児童虐待の記事が出ました。その記事の下に児童相談所虐待対応ダイヤル189番を掲載するなど、目につきやすい場所で県民に周知することも重要なのではないかと考えます。

4月に子供政策の司令塔となるこども家庭庁が設置をされます。国では6月からこども家庭庁設立準備室が設けられていると伺いました。児童虐待の発生予防、発生時の迅速、的確な対応から、虐待を受けた子供たちの自立支援まで切れ目のない総合的な対策も進めなければなりません。その上でも、高知版ネウボラにも期待をしております。各市町村にこの高知県のネウボラが広まり、県民を挙げて子供たちを守り、子供たちの成長を育む優しい高知県であってほしいと願います。

今回は、児童虐待に特化をして質問をいたしました。子供たちを取り巻く環境には、ヤングケアラーや不登校児に対する支援など様々な子供への支援の強化を望みます。子供は高知県の宝、国の宝であります。県民を挙げて子供たちを守り育む、優しい高知県であってほしいと願います。

それでは、続いての質問に移ります。昭和35年から5年ごとに調査をされている集落調査によりますと、県全体の人口は平成27年から3万6,000人以上減少しており、過疎地域においては平成27年から1万8,000人以上が減少し、9.2%の割合で人口減少が過疎地域では進んでいます。次の質問は、中山間地域の人口減少の課題について質問をいたします。

また、県全体の高齢化率は35.5%、平成27年の調査と比べては2.7ポイント上昇し、香南市にもあります過疎地域の高齢化率は45.2%と3.5ポイントも上昇しています。全国で2番目の高齢化率となる高知県ですが、まず中山間地域の人口減少課題について。まず、最初に香南市でも毎年のように地域のお助けマン、地域おこし協力隊が就任していることもあり、地域おこし協力隊について質問をいたします。

まず1点目は、各市町村に配置されている地域おこし協力隊について現在の総数を中山間振

興・交通部長に伺います。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 県内の地域おこし協力隊の人数は、令和4年9月1日時点で225名となっております。この本県の状況を全国とで比較して見てみますと、比較可能な数字は令和3年度になりますが、人数では北海道、長野に次いで全国第3位、人口10万人当たりでは全国第1位となっております。

○1番（濱口涼子君） 全国第3位という225名の方が令和4年度は高知県で活躍をされているということでございますが、私の住む香南市にも地域おこし協力隊がたくさん就任しておられます。

また、この地域おこし協力隊について、実際に活動されておられる地域おこし協力隊の皆さんの主な分野を中山間振興・交通部長に伺います。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 協力隊員の主な活動分野といたしましては、農林業の振興や観光振興、地域づくりなどが多く、この3つの分野で今年度9月1日時点で225名のうち150名が割合を占めております。

○1番（濱口涼子君） それでは、続いてその地域おこし協力隊が高知県に定住している定住率を中山間振興・交通部長に伺います。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 国の調査では、平成21年の制度開始から令和3年度末までに、任期終了または退任した隊員の累計の県内定住率は64.6%となっております。

○1番（濱口涼子君） ありがとうございます。  
64.6%、承知いたしました。

その地域おこし協力隊の皆さん、定住率が64.6%ということですが、具体的にお伺いしたいと思います。地域おこし協力隊の皆さんが実際に定住へとつながった事例について中山間振興・交通部長に伺います。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 県が行っ

たアンケートでは、協力隊員の方が定住を決断した理由として、仕事や収入、人間関係などの答えが過半数を占めている状況でございまして、実際に定住へとつながった主な事例を見てみましても、ミッションとしてお茶の生産に従事して、任期終了後も農地を引き継いで、お茶の農家となった津野町の事例、また活動期間中に地域の方々と深いつながりができて、任期終了後もその地域で活動することになりました本山町の事例など、仕事や人間関係、これが動機となった例が多くございます。この協力隊の制度が産業や地域の担い手育成、担い手確保という意味でも、非常に有効な制度であるということがうかがえるところでございます。

○1番（濱口涼子君） 香南市にも山北みかん農業に就農された方がおります。地域の先輩方にミカン作りを習いながら、おいしい山北みかんを生産されています。地域にとっては若い人材は重宝され、期待も大きく、何より山北みかん作りを廃業される方の山を受け継ぎ、再生し、また新しいミカン山をつくる、定住する地域おこし協力隊の存在は絶大です。

ほかの市町村でも、先ほど部長のお話にもありましたが、津野町や本山町でも定住されているということを聞き、また定住率が64.6%と私の想像の中では大変高く、安心したところでございます。地域おこし協力隊の皆さんにも、ぜひそれぞれの地域で移住促進のリーダーとしても活躍してほしいと思っています。

さて、続いての質問ですが、午前中、また先ほど自由民主党の上田県議や桑鶴県議の質問の中にもありましたが、高知県は現在、空き家率が全国1位となっております。売却、借家等の使用目的がない空き家は県内に5万戸あると言われており、10戸に1戸が空き家ということになります。また、県内でも毎年2,000戸の空き家が増加していると言われ、今後もどんどんと増え

ることが予想され、この空き家について質問をさせていただきます。

令和4年3月に報告されました高知県集落実態調査での集落の代表者への聞き取り調査の中で、移住者などがすぐに、または少し直せば入居できそうな空き家があると回答した集落が37.9%ありました。一方で、今住んでいる家の管理については、36.1%の住民が1年から5年、または5年から10年以内で管理できなくなる不安があると回答しています。この数字は、先ほど申し上げました、高知県内に約5万戸ある空き家、また1年間で2,000戸以上の空き家が増加していると言われる数字にも比例するものであります。また、そんな中、私が地域に伺い、様々な皆様から御意見を伺う中で、実は地域に移り住んでほしい人、それは息子さんや娘さん、Uターンの移住者を望む声が多かったです。娘さんや息子さんが実家にUターンしたくとも住む家がない、そういった御意見も多くございます。

高知県にある空き家を活用するためにも、空き家対策について本年度強化して取り組んでいることを土木部長に伺います。

**○土木部長（荻野宏之君）** 今年度から住宅課内に空き家対策チームを設置し、関係部局や市町村と連携して取組を強化しているところでございます。その取組の一つとして、所有者に空き家活用に向けて家族で使う、売る、貸すなど早期の決断を促すため、啓発リーフレット、空き家のミライ、いわゆる空き家決断シートを作成いたしまして、全市町村の窓口で無料で配布しているところでございます。

また、空き家所有者からの様々な困り事に総合的に対応するため、相談窓口を7月に開設しており、今後県内3か所で出張相談会も開催する予定でございます。引き続き、空き家所有者への新しい取組の周知と、空き家の活用に向けた県民の意識醸成を図り、空き家の掘り起こし

につなげてまいりたいと考えてございます。

**○1番（濱口涼子君）** ありがとうございます。

土木部長から御説明がありました空き家のミライ、決断シートというものですが、こちらでございませう。(現物を示す) 県民の皆様にとれだけ周知しているのかということところが大事なところになってくると思いますが、具体的に見てみますと、様々な詳しく事細かく空き家に対する、どういうふうにすればいいのかということが書かれております。我が家の進む道ということで、イエスカノーかで答えながら、自分の家をどうするかということなど、詳しく書かれておりますので、ぜひとも御家族や、例えばお正月など御親戚が集まるときにこちらを利用して、今住んでいるところ、もしくは今ある御自分の空き家を今後どうしていくのかということなどを話して決めていただく。まずはここからスタートだと思いますので、県民の皆様にも広く周知したいと私も思っておりますし、土木部長におかれましても、県としてもしっかりとこの空き家のミライという決断シートを一人でも多くの県民の皆様にも知っていただけるように、周知活動をお願いしたいと思っております。

この空き家のミライの中にも載っておりますけれども、地域おこし協力隊の定住、移住、空き家対策に丁寧に取り組んでおられることはよく分かりました。こうした取組は中山間地域の人口減少対策にも一定の効果があると思っております。

空き家は、この決断シートの中にも載っておりますが、時間がたてばたつほど家は劣化いたします。まだ人のぬくもりがあるうちに新しい方に住んでもらうということがベストです。この決断シートの中に掲載されている中で、大月町ではカフェとして、そして我が香南市では岸本の集落活動センターの活動拠点として空き家を活用しております。

例えば、住居としてだけではなく、様々な活用方法があるのではないのでしょうか。私の友人は、子供からお年寄り、ペットまでが地域で集える居場所をつくるため、空き家を使って取り組もうと活動をされている友達もおります。新型コロナウイルス禍で1つだけよかったことは、都会で働くという選択肢ではなくなった、転職しない移住など、都会の密を避けた地方暮らしに踏み出す方が増えたということではないのでしょうか。

そこで、次の質問は、今こそ高知県は各市町村と連携をし、都会にいる高知県の出身者に地元に戻るきっかけをつくり、Uターンを促す、地元に戻ろう政策を強く打ち出してはどうでしょうか、中山間振興・交通部長の御所見をお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 移住を検討される方は、まず自分の出身地を移住候補として検討する可能性が高いと思われれます。また、こうした方は地域の生活や暮らしになじみがありますことから、また地域も受け入れやすい、地域にも溶け込みやすいと考えられますことから、実際の移住、あるいはその後の定住につながりやすいと考えられます。

こうしたことも踏まえますと、御提案にありましたように、本県出身者に対し地元に戻ろうというメッセージを強く打ち出すことで、本県に戻りきっかけをつくる取組、これは中山間地域の人口減少対策あるいは活性化という点からも大変有効と考えられます。

このため、市町村や産業団体とも連携しながら、県出身者に情報を的確に届けるための新たな手法の検討、あるいは空き家のマッチングツアーや、魅力的で多様な働き方の掘り起こしといった、住まいや仕事の確保対策など施策のバージョンアップを行いまして、Uターン促進策をさらに強化してまいりたいと考えております。

○1番（濱口涼子君） 前向きな御答弁をありがとうございました。

令和3年度の集落調査におきまして、集落の将来像を代表者に聞き取り調査をした数字を見てみますと、10年前の調査結果と比較しますと、集落全体が10年後に衰退するという回答が圧倒的に増えています。また、9世帯以下の小さな集落においては28.1%、約3割の割合で集落の一部または全部が消滅するのではないかという危機感を持たれております。集落を引き継ぐ後継者も9世帯以下の小さな集落では54%、半数以上が地域には後継者がいないと答えています。

人口減少は中山間地域にとって喫緊の課題です。しかし、高知県の集落調査におきまして、将来の居住意思は、今住んでいる同じ集落に住みたい、住み続けたいという回答が68.2%もありました。家を継ぐ、田畑を継承する、そうしたことも含めて、やはり地元でUターンすることが一番の地域への支援につながるのではないかと期待をしています。

移住、定住の政策において、全国の皆さんに高知に来てほしい、そういう広い視野ではなくて、あなたに来てほしい、あなたに高知に住んでほしい、そういったターゲットを絞る政策も必要なのではないかと考えます。住み続けたい人と、新しい風となってくれるIターンやUターンの移住者。高齢化の一途をたどる中山間地域に抜本的な新しい支援の改革をし、再び明るい風を地域に吹き込む。引き続き県としても市町村としっかりと連携を取りまして、空き家の活用、Iターン、Uターンの御支援を要望いたします。

それでは、次の質問に移ります。次は、新型コロナウイルス感染症第7波において、福祉の現状についてお伺いをいたします。

昨今は感染者が減りつつあり、ウイズコロナからアフターコロナへの道筋も見えてまいりま

した。しかし、第7波においては、1日の感染者が1,800人、ついには2,000人を超える日がありました。医療の現場は逼迫し、医療従事者の皆様には本当に御苦勞をおかけしました。

最前線の現場で働かれておられる若い看護師さんから多くの声を聞かせていただき、家庭内感染で日に日に現場から看護師がいなくなるという厳しさ、また福祉の現場からも大きな声をいただきました。今日は、その中で私に寄せられた地域福祉の現場をお伝えいたします。

高齢者が通うデイサービスでクラスターが起きたため、デイサービス自体が閉鎖となり、高齢者が自宅待機となり、家族が介護が必要となったため、仕事を何日も休まなければならなかった。また、家族が陽性になった高齢者は、高齢者本人が罹患していなくても通所介護事業所に行けなくなり、陽性者の家族が入院したため老老介護となった。コロナ感染拡大に伴い訪問ヘルパーが利用できなくなり、高齢者の夫婦だったので買物や通院などに困った。重度の発達障害児、認知症等の通常生活時の要支援者を持つ御家族からは、抗原検査やPCR検査の対応の難しさ、また隔離生活が不可能で、結果的に家庭内感染が広がってしまった。介護施設ではクラスターが起き職員が不足し、保健所に連絡した上で、やむを得ず軽症の陽性職員が軽症の陽性入所者を介護するという現状があった。こういったすさまじい悲惨な内容が寄せられた第7波では、高齢者の皆さんをはじめ要支援者本人も、また御家族も生活環境が変わったり、心細い不安な日々を過ごされたのではないのでしょうか。

コロナ対応、老老介護、様々な問題で新型コロナウイルスが発症してから、間もなく3年がたとうとしている第7波でも混乱を来し、課題は山積みである。特に、今回は支援体制が弱いところ、高齢者を取り巻く環境に一気にしわ寄せ

が行ったと感じました。

そこで、1つ目の質問は、新型コロナウイルス第7波において、県は地域の在宅福祉サービスの状況を踏まえてどのような対応をしておられたのか、子ども・福祉政策部長に伺います。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 第7波の中、通所や訪問サービスを実施しています福祉事業所では、利用者や職員の感染等により、サービスの提供を一時休止する事例も多くありました。高齢者や障害のある方が、サービスが届かない不安の中で在宅で生活することになるため、通所系の事業所では休止中でも代替のサービスとして、自宅への訪問や電話連絡による安否の確認、さらには他の事業所でのサービス提供のための調整などに取り組んでおります。

県におきましては、こうした事業所の対応に対しまして、国の制度を活用して時間外手当などの人件費や、必要となる経費などの助成を実施しております。また、施設団体と連携をしまして、サービス継続のための事業所間の相互応援の仕組みづくりなどに取り組んでいるところでございます。

○1番（濱口涼子君） ありがとうございます。よく分かりました。

また、入所施設の現場の状況を踏まえて、どういった対応をしておられたのか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 高齢者が入所する施設等では、多くのクラスターが発生をしております。県としましては、施設の新型コロナウイルス感染症への対応力の向上を支援するため、重症化を防ぐための初期対応や施設内での適切な療養のための医療機関との連携体制の確保、感染管理の対応力の向上に取り組んでおります。

現在、感染発生に備えましたチェックリストを県所管の291施設に配布をし、各施設で自己点

検を実施しております。チェックリストの提出がありました165施設のうち、感染発生時の医療機関の確保ができていない50施設につきましては、医師会などの協力も得ながら、連携体制の構築を支援しているところでございます。また、医療機関を確保している施設につきましては、各施設の課題に応じて専門家の派遣などにより、施設の対応力の向上を支援しているところでございます。

○1番（濱口涼子君） ありがとうございます。引き続きの御支援、御対応をよろしく願いいたします。

さて、今大切なのは、次の第8波に備えた準備です。また、もし今後冬に向け2,000人を超えるような感染が拡大した場合に、第7波の教訓を生かせるかが重要になってきます。

3つ目の質問は、県の次の第8波に備えた今後の取組についても子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 感染症対策の強化に向けましては、まずは事業所における職員の感染を早期に発見するため、国の事業を活用して、地域と期間を定めて集中的に抗原検査を実施する体制を整備してまいります。

在宅サービスの継続につきましては、市町村や居宅支援事業所に対する助言などを行いまして、通所系の事業者が休止となる場合は利用者の状況に応じて他の事業所を利用できるよう、事前の調整を行うことを徹底してまいります。

入所施設につきましては、まずは感染発生時の医療機関の確保に向け、福祉保健所が中心となって感染発生時の医療機関との連携を推進してまいります。さらに、各施設が策定をします業務継続計画、BCPと連動させまして、施設内での研修や訓練を継続的に実施することにより、感染が発生した場合でも安定的にサービスが提供できる施設の体制整備を支援してまいり

ます。

加えて、感染時の施設内の役割分担や連絡体制を事前に定めておくことや、対応マニュアルの作成など、非常時における施設管理者等の管理能力の向上に向けた研修を施設団体と連携して実施することで、感染時の対応力の向上を支援してまいります。

○1番（濱口涼子君） では、次の質問に移ります。

次の質問は、私に寄せられた声の中にも多くありましたけれども、介護施設、そういった福祉施設の中でも一定の物価高騰によるしわ寄せが多くあるというふうに伺っております。

今9月議会にも補正予算が提出されておりますけれども、物価高騰緊急対策給付金について、社会福祉施設への支援を具体的に子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 物価高騰の影響を受けながらも、福祉サービスの安定的な提供を継続している社会福祉施設等に対しまして、給付金を支給するものでございます。社会福祉施設におきましては、光熱費や燃料費、食事の提供に係る食材費等の支出割合が高く、物価高騰の影響を大きく受けることから、その増加負担の軽減を目的としております。

給付額は、入所系の施設は利用定員に応じて15万円から35万円、通所や訪問等を行う施設等は10万円としております。施設の安定的な事業運営を図ることによりまして、継続的な福祉サービスの提供に向け支援をしてまいります。

○1番（濱口涼子君） ありがとうございます。丁寧な御説明をありがとうございました。

医療・介護の現場は本当に苛酷で、今少し感染者が落ち着いてきておりますけれども、医療従事者の皆さん、特に看護師の中にはシングルマザーで働かれている女性も一定おられますし、エッセンシャルワーカーと呼ばれる皆様方には、

本当に御苦勞をおかけいたしまして、心からの感謝を申し上げます。引き続き新型コロナウイルス禍でありますので、我々も一定の支援をしてまいりますし、先ほど部長から伺いました、社会福祉施設などへの給付金についても、少しでも多くの該当者に周知できるように徹底してまいります。

それでは、続いて最後の質問に移ります。農業者への支援策についてお伺いをいたします。

原油高、物価高騰はどこの業種の経営へも圧迫度が加速し、多大なる影響を受けています。今回の質問は、高知県の基幹産業であります1次産業、農業、畜産業の支援策についてお伺いをいたします。

今議会の補正予算で出されている農業者への支援として、肥料高騰緊急対策事業費補助金、この内容を具体的に農業振興部長に御説明いただきたいと思います。

○**農業振興部長（杉村充孝君）** 国では今回新たに肥料価格高騰対策事業を創設しまして、令和4年6月から10月までに購入した秋肥と、令和4年11月から令和5年5月までに購入した春肥の購入代金について、前年からの価格上昇分の7割相当分を支援するようにしております。今回議会に提案しております肥料高騰緊急対策事業費補助金は、国の事業スキームを活用しまして、購入した秋肥の価格上昇分の1割相当分を県として補助するものでございます。

○**1番（濱口涼子君）** ありがとうございます。国は秋肥だけでなく春肥までの支援を決めていますので、ぜひとも継続的な御支援をお願いしたいと思います。

続いて、畜産業への支援として、今議会の補正予算に提出されました配合飼料高騰激変緩和対策事業委託料について農業振興部長に伺います。

○**農業振興部長（杉村充孝君）** 国のセーフティー

ネットでございます配合飼料価格安定制度が令和2年度の第4・四半期から発動しております。ただ、こちらは制度上、現状のように配合飼料価格の上昇が続いている状況では、価格上昇分を十分に補填し切れず、畜産農家の経営を圧迫している状態でございます。このため、今議会に提案しておりますのは、配合飼料高騰激変緩和対策事業委託料としまして、国の制度では補填し切れない価格上昇分の2分の1相当額を、配合飼料の購入費などに応じて緊急的に支援するものでございます。

○**1番（濱口涼子君）** ありがとうございます。

農業を取り巻く環境は大変なものになっております。高知県農協農政会議とJA高知中央会から県知事への要請もあつたと思いますが、物価の高騰に加えて、台風14号で県内での被害も大変なものとなっております。

今こそ既存の農家をしっかりとお守りいただきたい、高知県の基幹産業を守り抜いていただきたいという強い思いを込めまして、最後に既存の農家を守り抜く強いメッセージを知事の言葉でお聞かせください。

○**知事（濱田省司君）** 農業は食料を供給するという役割に加えまして、国土の保全、水源の涵養、また多面的な機能も有しております。特に本県におきまして、農業は全国トップシェア・トップクラスの農作物をはじめとして、多種多様な農作物を生産しておりまして、観光の魅力にもなります豊かな食を支えていただいている。特に、中山間地域におきましては、農業が主要な産業となっており、加工品づくりなども行われているというところでございます。

一方で、ただいまお話がございました今般の肥料、燃油などの異常な価格高騰がございまして、これが農家の経営を圧迫しております。この先行きへの不安感から生産規模の縮小、経営を断念するような農家が出てくるのではないかと

という懸念もされているところでございます。

このため、県におきましては、ただいま農業振興部長からも説明いたしましたような支援策を、国に呼応して実施するというにいたしております。今後も価格の動向などを注視しながら、例えば省エネルギー設備の整備ですとか、みどりの食料システム戦略への対応といった構造転換の推進に資する分も含めまして、必要な対策を速やかに講じていく考えでございます。

あわせまして、本県農業の今後の発展を考えました場合、先日本格稼働いたしましたI o Pクラウド、SAWACHIを核といたしましたデータ駆動型農業などによります生産性の向上に資する施策、これも大事だと思っております。こういったものもしっかり展開をさせていただきまして、若者が夢と希望を持って働ける、地域で暮らし稼げる農業の実現に向けて全力を尽くしてまいります。

○1番（濱口涼子君） ありがとうございます。力強いメッセージを知事からいただきました。農業の支援策におきましては、ぜひとも長期的な支援をお願いしたいと思っております。

今、農業は新しい農業の形が生まれています。高知市から佐川町に移住し、同級生3人でニラ農家をしている若者に会いました。それぞれが個々の圃場を持ちながら、マンパワーと農機具、様々なものをシェアしております。協力はしているが、それぞれ個性を持ち、自分流でニラを作っている同士であり、ライバルでありました。そういった若い就農者のためにも、今こそしっかりと既存の農業を守り抜く強い思いで政策を進めていただきたいと思います。

本日は、執行部の皆様におかれましては大変御丁寧な御答弁をありがとうございました。これからも高知県の1次産業におきましても、また様々な業種におきましても、しっかりと力強くお支えできるように、地域の声を上げてまい

りたいと思います。

以上をもちまして、私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長（明神健夫君） 以上をもって、濱口涼子さんの質問は終わりました。

ここで午後4時まで休憩といたします。

午後3時55分休憩



午後4時再開

○議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

森田英二君の持ち時間は60分です。

20番森田英二君。

○20番（森田英二君） 議長のお許しをいただきましたので、質問に入ります。私でとうとう最後の質問者、22番目になります。お疲れでしょうが、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、具体的な質問に入ります前に、去る7月8日、参議院議員選挙のさなか、応援演説中に凶弾に倒れられました偉大な元総理大臣、安倍晋三氏に対しまして心から哀悼の誠をささげ、御冥福をお祈り申し上げます。

知事はこのことを受け、高知県を代表して、つい先日、9月27日に行われた日本武道館での安倍元総理の国葬儀に参列をしてくださいました。誠にありがとうございました。この国葬儀については、知事は先日の今城議員の質問に対し、長年にわたり内閣総理大臣を務められた御労苦を心からねぎらい、哀悼の誠をささげたと述べられました。県民の代表として御参列をいただきましたことに対しまして、この場をお借りして改めましてお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。



国葬儀というのは、国家に対して多大な功勞のあった人の死に際しての礼儀であり、その儀式であります。私は、安倍元総理の実績というのは、外交面での日本国の評価や位置づけを著しく、また抜本的に高らしめたという点で、まず大いに評価をするものであります。さらには、日本人としてのアイデンティティー、つまり忘れかけていた日本人たる誇りや自信を私たち今の日本人に思い起こさせ、また奮い立たせてもくれました。こうした点で、これまでの歴代の総理にはなかった実力と存在感が安倍元総理にはありました。218の国や地域、国際機関などから、安倍元総理への数々の弔意や敬意があったことも当然の評価だと思えます。

このように大きな功績のあった安倍元総理の国葬儀が厳粛な式典として執り行われたことに対して、一国民として今とても安堵し、満足感を覚えております。

そこで、濱田知事の安倍元総理の業績に対する評価についてお聞きをいたします。

○知事（濱田省司君） 安倍元総理は、憲政史上最長となります8年8か月にわたって総理の重責を担われまして、様々な分野で多くの功績を残されたと考えます。特に、御指摘にありましたように、外交面では「地球儀を俯瞰する外交」を掲げられまして、日米同盟の強化、そして「自由で開かれたインド太平洋」の提唱などを通じまして国際社会をリードされ、日本の存在感を大きく高めたということは言えると思えます。

また、内政面では、地方創生を新たな看板政策として掲げられまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略を導入され、また財政面での後押しも含めまして、地方の活性化に向けて全力で取り組んでいただきました。

これらは、安倍元総理の卓越したリーダーシップ、実行力のたまものでありまして、高く評価をすべきと考えております。

○20番（森田英二君） 地球儀を俯瞰する外交、全く同感でございまして、安倍総理で日本の存在感が一気に出了、誠に同感でございまして。ありがとうございます。以下、小さなことから大きなことまで取り混ぜてお聞きをしてみたい。

まずは、関西戦略についてであります。

知事が3年前の初めての選挙で県民に対して約束をされた、濱田県政の目玉政策についてあります。この質問ですが、桑鶴議員が前の前の質問で知事とのやり取り、あるいは産業振興推進部長とのやり取りで、私の大事なエキスを全部吐き出しましたので、もう省略してもいいかなと思ったりもしますが、時間配分もありますので、桑鶴議員が自分の焼いたおいしいパンを直接関西の人に食べてもらいたい、あるいは知事が関西で見るのに何でこの大商圏の大阪へ高知は売りに来ないんだろう、あるいは産業振興推進部長がカツオのタタキのうまさを都会においてはまだまだ知らん、あの魅力を、というようなことを含めて、私の書いたとおりを先にやられました。だけど、時間配分もありますので、満を持してのこの発表となりました9月定例会での関西戦略の詳細についてお聞きをいたします。

3年間をかけて綿密な調査と構想の練り上げの上で、政策の公表となったことだろうと思えます。私たち議会としましても、多くの県民が待望していた県挙げての初めての本格的な関西戦略に、今とても明るい気持ちになっております。近畿圏域に暮らす約2,000万人もの国民に向けた、初めての大型の目に見える県政策であります。意欲的で前向きな県民挙げて取り組める、とてもよい企画だと思います。

高知県民の熱い心意気と並外れた高知の食の魅力を知ってもらうのにも、絶好の大阪進出計画だと今心躍らせています。高知県の売りであ

る新鮮野菜や魚介類についても、近年は鮮度保持輸送の技術が格段に進みました。大阪のビル街や団地を、カツオのタタキを実演販売する高知のキッチンカーが走るとすると、思わず顔が綻びます。あわせて、高知の自然や歴史や文化も同時にアピールしてほしいとも考えていますし、高知県への移住の窓口をこのアンテナショップ内に構えたとしたのもベストだと思います。そしてさらに、この関西戦略の拠点となるアンテナショップの進出場所が、新しく躍動し始める大阪・梅田の新都心だと公表されましたので、これは銀座を越す大きな可能性を秘めていると、内心大きな期待に満ちております。

大阪は東京に比べ都心の総人口は少なくはありますが、大阪と高知県は距離的にも近く、昔から親戚や友人、知人が多く住む土地柄であります。例えば、今年春の県立・私立高校の大学合格実績表によれば、関関同立に代表される近畿圏への大学進学者の数は、関東圏の大学に比べてもはるかに多く、今も大勢の若者が関西に進学し、多分就職もしていつていることがうかがえます。

そこで、今議会中にもしっかりとこの関西戦略、議論がされることと思いますが、万全の体制を整えて、ぜひ念願の関西進出を成功させてほしいと心から願い祈っています。

まず、そこで知事に、この関西戦略について、大阪府の副知事時代からの経験も踏まえた、計画達成への県民に向けた決意をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 私は、大阪府の副知事勤務時代に、この大阪・関西万博の誘致がまさしく決定をしたということでもございますし、そういった意味もありまして、この万博は何としても成功してほしい、またこの経済効果は、知事となった高知にぜひ呼び込みたいと、こうした思いが強ございます。

今回発表いたしました外商強化策は、コロナ禍からの反転攻勢とすべく、こうした大阪での勤務経験も踏まえまして、県内の事業者、そして関西のアドバイザーの助言もいただきながら取りまとめたものでございます。令和6年春の開業を目指すアンテナショップをこの関西戦略の起爆剤といたしまして、その成果を県民の皆さんにぜひ実感をしていただきたい、そういった形になるように、官民で連携をして全力で取り組んでまいります。

○20番（森田英二君） ありがとうございます。しっかり一緒に頑張ってみましょう。

ところで、私はこの関西戦略についてですが、1つだけどうしても力を入れてほしいことがございます。それは、関西で暮らしている高知県出身者や高知を大好きな関西の方たちに対して、これまでのお礼と感謝から始めてほしいということです。

少し言い過ぎかもしれませんが、今回の関西での本格的な店舗展開の成否として、自慢の高知産品が単に売れたとか売れないだけではない見方を私は持っています。そして、これから長くお付き合いをする関西に高知県の拠点をつくるわけですから、大阪・関西万博も一つの通過点だと私は考えています。

自らの出身県である高知県のことを長い間思い続けて、関西で長い間暮らしてきた高知県の出身者の方たち、その中には集団就職で関西に来られた方たちもいます。また、その子孫の方々もおいででしょう。高知県のことを本当に大事に思い、大好きでたまらない高知ファンの人たちに対し、まず恩返し of 思いを持ってスタートしていただきたい。知事は先日の答弁の中で、報恩感謝という言葉に特別な思いを持たれているとお聞きをいたしました。そうです。人の恩に報いてこそ人の道理です。

これまでは、高知に対して常に胸に熱い思い

を抱いていても、身近に高知県を応援する場所も機会も少なかったことだろうと思います。知事、そうでしょう。今回こうした方々に大好きな高知を丸ごと体験もでき、自慢できる店舗がここ梅田に出店することを、しっかりと関西の方々アナウンスをしてほしいと思います。

知事はこの関西戦略について、先日の提案説明の中で、県内の市町村はじめオール高知で頑張るとおっしゃいました。私はそれに加えて、関西に住んでいる高知県人や高知ファンの人たちの力を借りるということにも存分に心を配ってほしいと思ったことでした。大阪に出店していく高知県が頑張るのは当たり前です。買ってくれるのは関西に住んでいる方たちです。まず、そのことに心を致さないと私は思います。

関西2,000万人商圏に暮らしている高知県の出身者をはじめ、高知ファンの多くのサイレントマジョリティーの人たちにも、関西から力強く、そして長く盛り上げてもらうことが、今目指している関西戦略の成功の鍵になると私は考えています。また、私はこの機会に、本県出身の関西の人たちに再びふるさと高知に思いを致してもらい、ふるさとの自慢もし、その上で応援もしてもらいたいです。

関西在住の高知県関係者に真心で接することで、この関西戦略、一步踏み出し、一層充実したものにつくり上げていきたいと考えるのですが、知事の御所見をお伺いします。

○知事（濱田省司君） 御指摘をいただきましたように、関西戦略の取組を進めるに当たりましては、関西在住の高知県出身者、関係者、また高知ファンの方々にお力添えをいただくと、これは大変重要な要素だと考えております。このため、関西の方々には本県の取組をまずは認知をしていただく必要があると考えまして、関西地域におきますプロモーションを抜本的に強化して、より多くの方々から協力いただけるように

環境整備をしたいと考えております。

また、具体的には、今月22日の高知県人会近畿連合会総会をはじめといたしまして、京都で行われる龍馬祭など、関西の高知県関係者が多く集まる場を通じて、この関西戦略に対する県の思いを伝えまして、協力を依頼したいというふうに考えます。加えまして、アンテナショップのオープンに向けましても、高知県出身者あるいは高知ファンの方々が、自らの言わば自慢の店としてPRや利用できますように、具体的な機能、プロモーションの検討を進めてまいります。

今後も、県内は言うに及ばずでありますがお話がありましたような関西在住の高知県出身者、また高知ファンの皆さん、こういった方々を含めた意味でのオール高知の体制を取っていくということが大事だと考えておまして、こうした体制で関西戦略のバージョンアップを図り、成果を着実に生み出してまいりたいと考えております。

○20番（森田英二君） 知事から、関西在住者も含めてオール高知と一緒に頑張ると、こういうことでございますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。

次は、来年4月から始まるNHKの朝ドラ、らんまんの中で何点かお聞きをいたします。

今から12年前の龍馬伝の放映のときには、県外からの観光客が目に見えて増え、そうした観光バスの乗り入れが沈滞していた本県の空気を一遍に変えてくれました。例えば、県外からの観光バスの車窓に向けて、多くの県民が手を振ったりもしましたし、県民全体にとっても高揚感があつたことを今も覚えています。その結果、年間315万人だった観光客が一気に100万人以上も増えて、435万人観光客時代へと跳ね上がりました。

今はまだコロナ禍でもあり、本県にはにぎわ

いも元気も失われている状況であります。朝昼2回、半年間もの放映はきっと再び高知ブームをつくってくれるものと大きな期待をしております。そして、地域全体が元気を取り戻すきっかけとしてほしいと思います。今こそ企画を凝らし、必要な予算をしっかりとつけて、将来のリピーターや新たな高知ファンづくりに大いに知恵を絞っていただきたいと考えています。このドラマ、生き生きと暮らす高知の家族らしく、朝から元気で明るい土佐弁が飛び交う、高知らしいドラマになってくれることを期待しています。

そこで、この高知県の露出度の超高いテレビでのビジュアルチャンスを、県民の自信回復と県勢浮揚にどのようにつなげるお考えを温めておられるのか、まず知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 今回の連続テレビ小説らんまんのドラマ放送は、県民の皆さんに明るい気持ちが届き、またコロナ禍で閉塞感が漂ってまいりました地域が元気になる絶好のチャンスになるのではないかとこのように期待をしております。この機会をフルに生かすためには、県民を挙げて盛り上げていこうという雰囲気づくり、これが何よりも大事だと考えます。

このために、各市町村長あるいは経済界の方々などの皆さんをメンバーとする、連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会を発足させまして、来年3月からの博覧会の開幕に向けて、官民一体となって準備を進めてまいっております。例えば、各地域で住民の皆さんに御参加をいただき、草花を育む活動、そして町を花壇でいっぱいにしていくといった運動を進めていくというようなことが、一つのイメージではないかというふうに考えております。

今後、様々な立場の皆さんからお知恵もいただきまして、広く県民を巻き込んでいけるような具体策をさらに検討してまいります。県民の

皆さんお一人お一人のお力をいただきまして、こちらについてもまさしくオール高知で、この絶好のチャンスを県勢浮揚につなげてまいりたいと考えております。

○20番（森田英二君） ありがとうございます。露出度を知事も増やして一緒に、先頭に立って頑張ってもらいましょう。ありがとうございます。

そこで、このチャンスを生かすためには、多くの県民の皆さんが牧野博士の植物学会での偉大さやその功績、さらには彼の生きざまをどれほど知っているのか、このことはかなり重要なポイントになると私は思います。もうドラマの放映開始まであと半年、あまり時間もなくなりましたが、その意味でも博士の功績の普及や顕彰活動の役割を担っている牧野植物園の存在が大変重要となるのは当然であります。

そこで、お聞きします。高知が生んだ日本の植物分類学の父と言われる牧野博士ですが、今年が生誕160年に当たります。この節目の年に、博士の功績を県民に向けてどのように啓発されているのか、林業振興・環境部長にお聞きいたします。

○林業振興・環境部長（豊永大五君） 牧野植物園では、牧野博士の生誕160年特別企画展を開催し、博士の人柄や博士の研究の集大成とも言える牧野図鑑などを紹介しています。また、牧野富太郎生誕160年記念事業実行委員会として、県内外の博士のゆかりの地での巡回展も開催しており、博士の功績などを啓発しているところでございます。

○20番（森田英二君） ありがとうございます。

もう既に観光面では少しずつ牧野ブームが出てきて始めておりますが、このドラマが開始されると、牧野富太郎の知名度は一気に全国区になるものと思われま。

そこで、この機を捉え、この先、牧野博士の

魅力をどのように広告、宣伝、顕彰していくのか、これも林業振興・環境部長にお聞きいたします。

○林業振興・環境部長（豊永大五君） 牧野植物園では、来年度も継続して特別企画展などを開催し、博士の魅力や人間味あふれる人物像などを様々な角度から伝えていくということとしております。また、植物園やフラワーパークなどが加盟している日本植物園協会と連携した情報発信や、博士のゆかりの地である東京都練馬区や神戸市と連携した取組により、博士の功績を広めてまいります。

○20番（森田英二君） どうもありがとうございました。

そしてまた、次世代を担う子供たちに、こうした郷土の偉人たちを功績とともに伝承していくことは大変大事なことだと思います。この9月の初旬に総務委員会の県外調査で山口県を視察してまいりました。本県は、幕末から明治維新前後にかけて全国的にも名立たる偉人、例えば坂本龍馬や武市半平太、岩崎弥太郎だけでなく、多くの偉人を輩出しています。そうであるにもかかわらず、本県の場合、本県出身の偉人や史跡をもっと身近に感じられる紹介の場面が山口県に比べ少ないように感じました。

そこで、人々が行き交う町なかなどのもっと身近な場所に、先人の偉業をたたえる立像モニュメントなどをもっと多く設置して、もっと多くの人に、ロマンあふれる高知の歴史に触れてほしいと考えるものです。例えば、オーテピア高知図書館の前の本県のマルチ学者である寺田寅彦の像などは、とてもセンスのよい設置の好例だと私は大変高い評価をしています。

また、学校現場などにおいても、本県の歴史上の人物に対する学習をより多く行ってほしいと考えるところですが、小中学校では、地元出身の偉人の紹介や周知をどのように教育機会に

取り入れられておられるのか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 本県の児童生徒が使う小中学校の社会科や理科などの教科書には、坂本龍馬、板垣退助、ジョン万次郎、そしてまた牧野富太郎博士など本県が生んだ偉人が取り上げられており、子供たちはその偉業や歴史的な意義について学習を進めております。また、県教育委員会が作成します道徳教育等の副読本、そして各市町村が独自に作っている副読本などでも、本県出身の偉人を多く取り上げており、子供たちは各教科や道徳の時間、さらに総合的な学習の時間を通してその生き方や考え方を学び、深めているところでございます。

○20番（森田英二君） 取り組んでいただいていることは、あらかじめ知っておりましたが、なおまたそういうことで子供たちにも自信を持ってもらいたいし、先人に。

そこで、来年4月からのらんまんにおいては、牧野博士の功績を県民が少しでも詳しく知っていて、観光客に一言でも物が言えれば、遠来のお客さんの満足度も高くなろうと思います。ボランティアガイドには劣るとしても、観光客に何かを教えてあげられたら、高知県の好感度もまた上がるでしょう。

そこで、県民の誰もがほんの少しでもガイドができるよう、県として後押しをすべきだと考えますが、このことはどのように取り組んでおられるのか、観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長（山脇深君） 県民の方が直接案内役となって観光客に接していただけるのは、観光客にとりましても大変うれしいことだと思います。そのためにも、まずは県民の方々に牧野博士や草花のことをより知っていただくことが重要だと思います。県民の誰でも参加できる草花を楽しむ講座など、県では新たな学習機会を設けておまして、こうした場を通じて参加

者の輪が県民に広がっていくよう、周知の徹底を図ってまいります。

○20番（森田英二君） ありがとうございます。私も花のことはあまりよう知りませんが。

さてそこで、観光も含めた高知県の売りの一つは、開けっ広げでおおらかな土佐人の気質だと思います。牧野富太郎というこのらんまんの主人公も、この点では地道でいちずな研究者の一方、放蕩な人間性も併せ持つ豪快な人間だったと、朝井まかての「ボタニカ」を読みながら大方理解したつもりです。

こうした意味でも、牧野博士の朝ドラを通じて高知県人の人間性に共鳴してもらえたら、息の長い高知ファンになってくれるかもしれないと私は思います。牧野富太郎という、あけすけでいちずな県民性を持つ主人公を描いたこのドラマをうまく使って、私たち県民もこの牧野ブームに相乗りをして、来年3月から開催される観光博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」をどうしても成功させたいと私も考えております。

そのためにも、今回の牧野博覧会の広がりを牧野植物園や越知・佐川周辺だけでなく、神戸や練馬区との連携も含めてもっと広く、もっと力強く宣伝、周知することはとても大事なことでと考えています。このような絶好の機会なのに、予算や企画が貧弱ではもったいないことこの上ありません。そこで、県外からの大勢のお客さんが高知にやってくるこの機会に、高知の県民性などもうまく生かして、龍馬伝のときにも負けない県民総参加のおもてなしをすべきだと考えています。

そこで、どのような仕掛けや工夫をされているのか、観光振興部長にお聞きをいたします。

○観光振興部長（山脇深君） わざわざ県外から来た方に喜んでいただきたいというサービス精神旺盛な県民性も生かしまして、県民それぞれ

のお立場でおもてなしに関わっていただきたいなと思っています。そのためにも本県の観光振興の取組や博覧会の情報などについて、あらゆる機会を捉えて、また様々な媒体を使ってしっかりと県民の皆様に伝えていきたいと思っています。

また、観光客の受入れという面だけではなくて、誘客促進の面からも県民の方に参画していただくと、さらなる県民の盛り上がりにもつながると思います。例えば、県外のお知り合いの方にSNSなどで声がけをしていただくといった、誰でもが気軽に博覧会に関わっていけるような、そういった仕組み、仕掛けを検討していきたいと思っています。

○20番（森田英二君） よろしくお願ひします。

次に、南海トラフ地震の揺れの直後に津波から逃げるために駆け上がる一次避難場所の整備のことでお聞きをいたします。県下には、避難タワーが今117基設置されているほか、山にも斜面を利用した津波避難場所が海岸沿いの集落を中心に2,152か所整備されています。このほかにも津波避難ビルの指定などで避難場所が県下くまなく整備されてきたことで、津波から命を守る対策は格段に進みました。そして、今年4月からは第5期南海トラフ地震対策行動計画もスタートし、今後3年間で想定死亡者数は今の8,800人から4,300人へと半減させる計画も立ててくれています。

しかしながら、地域の避難場所を見て回っていると、避難場所が山の斜面にあることから、辛うじて山に逃げ上がったとしても、腰を下ろすところも雨宿りをするところも何もない避難場所が多くあります。このため、もう少し手を入れてほしいというお年寄りの声を多く聞きます。いわゆる避難弱者の声です。

また、さらにその逃げ上がった山の斜面は、木々が鬱蒼と茂っており、昼間でも薄暗く、周囲は刈り開けられていないままですから、足元

の集落の様子が見えないばかりか、津波の状況なども全く確認できない、とても不安な雑木林の中にあります。津波が収まるまで最低でも約半日をそこで過ごさなければなりません。津波が引いた後、下に降りて二次避難のために横に移動しようとしても、山の下は瓦礫が山のように押し寄せてきていることは容易に想像できます。このため、津波警報が解除されても、山の斜面の一次避難場所からはしばらくは移動すらできず、さらにそこで一定時間を過ごすことになりそうです。

このため、こうした場所のためにもWi-Fiを早急に整備して、互いの居場所の確認情報を交換することは大いに意義があることだと、私は前回の質問の際にも御提案をしたことでした。特に、新居や宇佐はそうなる可能性が非常に高い地域です。

令和3年2月の議会において、私はこういった山の斜面の避難場所について、こうした視点から、もう少しきめ細やかな再点検をしてくださるようお願いもしました。避難場所として、ある程度の水平部も取れるよう、もう一段の取組を進めてほしいと申しました。すると、危機管理部長からは、そうした一次避難場所において避難者が体調を崩してはいけないから、一定時間滞在できることは大変重要なことだと御答弁をいただいております。

その後のこうした避難場所の点検や整備は一体どうなっているのか、危機管理部長にお聞きをいたします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 市町村が指定する津波からの避難場所2,698か所でございますが、再確認しましたところ、孤立が想定され、かつ一定時間を過ごさなければならない可能性のある避難場所は1,559か所ございました。このうち352か所につきましては備蓄スペースがあり、避難場所で過ごすために必要な資機材を保

管してございます。1,007か所につきましては、急峻な地形などの理由によりスペースの確保が難しく、現在のところ資機材が整備されていないという状況でございます。

○20番（森田英二君） あと残りの場所につきましても、現地を見て手を入れていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

ところで、私の避難場所でございます新居・宇佐地区などは背後の山が急峻なんです。非常物資の入った備蓄倉庫だけは何とか置かれています。平場や人の入れる建物はもちろん、座って休むベンチさえない斜面の避難場所です。全ての避難場所を平場に整地して建物を建てるとは言いませんが、私たちの今の逃げ場所はあまりにも足場が悪く、避難後は山の斜面で立木に抱きついて津波の去る時間を待たなければならない、そんな環境です。辛うじて逃げ上がったその場所には、せめてベンチのような腰を下ろせるものを作ってほしいという切なる地区民のお願いです。

お年寄りにとっては、とても気の毒な避難場所となっています。くいを2本打ち込んだ上に水平な板を乗せるだけの腰かけでもいいんです。それがあれば、お年寄りはその長椅子に腰を下ろすこともできますし、その上に横たわることもできます。今は、避難訓練に参加したお年寄りたち、斜面の上まで避難した後、少し下に下がって避難階段に腰をかけて休めています。

この件は、訓練のたびにいつもお年寄りから悲痛なお願いとして上がってきています。危機管理部長はこの話、どのように聞かれましたでしょうか。

○危機管理部長（中岡誠二君） お話のありましたように、避難場所では津波警報が解除され、安全が確認できるまでの間、一定時間を過ごさなければならないということになります。高齢者の方でも、体調を崩さないように過ごせる環

境としておくことが必要と考えております。このため市町村には、お話もありましたけれども、腰を下ろせるような簡易なベンチやシートなどを備蓄できるよう、県の補助金による支援を行ってございます。

一方、避難場所が狭く、資機材の保管場所がない場合でも、避難路の安全なスペースに腰を下ろせる場所を確保することは可能な場合もあるというふうに考えます。このため、地域の皆さんや市町村と共に現地も確認いたしまして、どのような対応ができるのかを検討した上で、必要な支援を行っていきたく思います。

○20番（森田英二君） どうもありがとうございます。どうぞ、ぜひ市町村と一緒に現地を1回見て、ベターな対応を考えてみてください。

この項の最後に、こうした避難場所の維持管理について、もう一点お聞きをいたします。私の地区では、定期的に地域挙げて避難訓練をやっています。その訓練に先立ち、避難場所への経路の啓開や清掃などもできる範囲で行っております。しかし、その逃げ道となる坂道や階段にはそのたびに大きな木や竹が倒れかかってきていて、道を塞いだりしています。さらに、茂ったツタが一面に逃げ道を覆っていたりして、高齢者主体の自主防災会では手に負えない状況となっていることが多いんです。設置時点では、行政から委託された業者によって整然と整備はしていただきましたが、その後は、避難場所は山ですし、お年寄りの多い地区ですから、いつも美しく保ち続けていくことはかなり無理な状況となっています。

このように、避難場所をこの先何年も何十年もどのようにして適正に維持していくのか、また県はどのような支援をしてくれるのか。今はもうどの地区もお年寄りばかりの地区になっています。多額の事業費を投入してつくったせっかくの一次避難場所です。

県と市で十分な連携を取り合って、いつでもその使命が十分に果たせるよう、命を守るこの一次避難施設の維持管理にもどうかお手伝いをお願いしたいと思うんですが、危機管理部長に再度お聞きをいたします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 県では、地域の方々や避難場所の維持管理を行うために必要となる草刈り機や、落ち葉を飛ばすエアブローなどの資機材整備、また避難路の舗装や防草シートの施工について、補助金による支援を行ってまいりました。しかしながら、倒木や土砂の堆積の処理など、比較的規模の小さな復旧作業についても、高齢化やマンパワー不足により地域で対応していくことが難しくなっており、市町村長からも県に対して支援の要望もいただいております。

維持管理につきましては、基本的に市町村や自主防災組織の役割というふうに考えてございますけれども、今後さらに高齢化が進む中、2,700か所の避難場所の維持管理というのは非常に大きな課題というふうに考えております。このため、地域の皆さんのお声もお聞きしながら、市町村と共に対策を検討してまいりたいと思っております。

○20番（森田英二君） ありがとうございます。同じ維持管理は大変だろうなという御認識をいただいております。感謝申し上げます。よろしく申し上げます。

次は、ロシアのウクライナへの突然の侵攻で、食料とエネルギーは、どの国も特に重要な国家的なライフラインであることを改めて知りました。今の時代、食料とエネルギーを自国内で幾らしっかり確保していたとしても、一国だけでは生き残れません。ですから、グローバル社会の全てを否定するものではありませんが、命に直結するものの、その多くを海外に委ねることにつきましては大きな不安があります。



当然、いろんな面で他国との連携や協調は必要であります。でもまたその一方で、サプライチェーンが切れたときの不安も付きまといま。だからこそ、食料やエネルギーといった国民生活に直結する特に重要なものについては、国産をするのだという基本を国も県も断固として貫いてほしいと思います。

そこで、知事に、最大の生活必需品である食料の自国内調達の考え方について順次お聞きいたします。今、私たちはロシアのウクライナ侵攻によって、県内でも身近な生活からいろいろとその影響が出始めています。

知事は今、自らの生活実感として何にどのような影響が出ているとお感じでしょうか、知事の個人的な感覚で結構ですが、お聞かせいただけたらと思います。

○知事（濱田省司君） 最近、我が家でも食事の際に妻と買物の際の話などいたします。例えば、食用油ですとか調味料、ハム、チーズといった食材、食品が多く値上がりしているということが話題になることが多うございます。また、食パン、パスタなども小麦価格の高騰によりまして既に値上がりをしておりますけれども、これが2回目、3回目という形での値上げが続くというような商品もあるということではないかと思。さらに、ガソリン価格も政府のほうの支援はありますけれども、相当高止まりをしているというのは給油のたびに感じるというよう。なところがございます。

こうした点も、元はといえばロシアのウクライナ侵攻の影響という面もあるという意味で、生活実感の中に感じているところでございます。

○20番（森田英二君） 知事も小麦をベースにした、そういった生活体験をしっかりと感じておられるようで、ここにもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

さて、今の物価高やエネルギー不安の直接的

な原因が、ロシアが仕掛けたウクライナ戦争に始まることは間違いありません。しかし、まさにそのことで、我が国の食料やエネルギーの外国への異常なまでの依存度の高さを国民が知るきっかけとなりました。私たちは以前からこのことを懸念し、国政マターとは承知しながらも、県議会でも食料の自給率を早く上げるべきだとの議論をしてきました。

その、私たちが低い低いとずっと言い続けてきた我が国の食料の今の自給率は38%程度であり、これは今やどこの国と比べても異常なまでの低さであります。このことは、我が国が万が一戦争に巻き込まれた場合、あまりにも危険極まりない食料の国産状況と言わざるを得ません。これがいわゆる食料安保論につながるものです。しかし、国のこのことに対する反応はあまりにも鈍感で、また取組も鈍重としか思えません。

こうした中、農政の憲法ともされる食料・農業・農村基本法を政府はやっと見直す作業を始めたようです。その背景には、もちろん制定から20年以上たったことに加え、とうとう見直すに至った理由は、この基本法が掲げてきた農業が果たす4つの理念、食料の安定供給の確保と多面的機能の発揮と農業の持続的な発展と、もう一つの農村の振興という、そのどれもが達成できずに、20年以上も経過をしてきたという事実です。そこで、ウクライナ戦争によって、やっ。と今年の9月9日に食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において、岸田総理から検証するよう。にとの指示が出ました。

ここにきてやっ。と動き始めた国の食料安全保障の強化に向けた食料・農業・農村基本法の見直しの動きについて、知事はどのようにお考えでしょうか、御所見をお伺いします。

○知事（濱田省司君） 議員から御紹介がございましたように、国におきましては、農業政策の指針となります食料・農業・農村基本法につき

まして、改正を視野に入れた検証が始まったところであります。この背景には、ウクライナ情勢などの食料供給をめぐるリスクの高まりがございしますが、さらに申しますと、農家、農地の減少、農産物輸出の進展、さらには気候変動を背景としました環境負荷低減の必要性、こういった基本法制定から20年以上経過をして、様々な情勢が変化をしたということがこの背景にあるというふうに考えます。

この議論は1年程度かけまして、農業関係者だけでなく、幅広い層の意見を聞いて丁寧な検証を行った上で、見直しの方向性が示されるというふうにお聞きをいたしております。その際には、この食料安全保障の強化はもとよりでありますけれども、農産物輸出をさらに進めていく、これは我が県で言えばグローバル化の文脈の話だと思えます。また、環境負荷の少ない農業の持続的な成長に向けて、いわゆるグリーン化、そしてさらにデジタル化によります成長産業化と、こういったものも含めました今後の農政の基本方向が示されるということ、私としては望んでおるところでございます。

さらには、基本法改正に伴います総合的な施策の展開により、農林水産業の生産基盤が強化をされまして、お話がありましたように38%という伸び悩んでいる食料自給率が向上し、食料安全保障の強化につながるということを期待いたしております。

○20番（森田英二君） ありがとうございます。

さて、農林水産省が公表している統計によれば、農産物の輸入総額は年々増加傾向にあり、令和3年には約7兆円の輸入額となっております。そこで、輸入依存度を下げるには、今の輸入品目を国内で栽培することに尽きると思うんです。例えば全国ベースで見れば、小麦や大豆、畜産物や畜産用の飼料、ほかにも輸入量の多いタマネギ等が集中的に国産化することがいいと思

ます。しかし、農産物は適地適作がありますので、本県では小麦を大規模に栽培することは難しく、主食用の米から飼料米に転換することで、畜産用の飼料自給率を上げて輸入量を減らす取組をしてきました。

また、パプリカの輸入額は今、年間130億円もあります。国内の自給率は2割に満たない商品です。そこで、県内でもこのパプリカを次世代型ハウスでI o P技術を取り入れた高い生産性の下、栽培するなど、輸入量の削減も兼ねた新しい県産品の取組も始めております。

そこで、食料の自給率を上げるため、つまり輸入農産物を少しでも国産化するため、本県として今後どのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 本県は、これまで主食用米から飼料用米やWC S用稲への転換など、畜産飼料の自給率向上にも努めてまいりました。さらなる作付面積の拡大に取り組んでいきます。

お話にありましたパプリカにつきましては、国産化のニーズが高く、県内でも生産の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。また、新たな取組としまして、生鮮野菜で輸入量が最も多いタマネギの産地化に向け、日本各地で輸入農産物の国産化に取り組んでおられます企業と連携しまして、来月から栽培実証を開始する予定でございます。

○20番（森田英二君） どうもありがとうございました。

次は、食料危機に続いて、エネルギー危機に対しての我が国の備え方についてお聞きをいたします。資源に乏しい我が国が、エネルギーを外国に頼らずに今の生活や産業を本当に維持できるのか、またエネルギー小国の我が国がこの先、国際公約として表明している2050年カーボンニュートラルの実現を目指しながら、ではど

のような存続と繁栄の活路を見いだしていくのか、またそのときには再エネにどのように取り組んでいくのかについて順次お聞きをしていきます。

そこで、現在の我が国のエネルギー事情はどうなっているのかといえば、令和2年度の我が国のエネルギー自給率は11%となっています。ということは、エネルギーのほとんどに当たる89%を海外に依存しているということです。

外国から輸入されるエネルギーの内訳は、石油が36%、石炭が25%、LNGが24%となっていて、その化石燃料の代償として、国内から多額の資金が海外へ流出していつているという現実があります。その額は、先月行われた高知追手前高等学校での脱炭素シンポジウムの中で、元環境大臣の小泉進次郎衆議院議員が、年間15兆円ないし20兆円にも上っていると話されました。日本の1年間の食料の全輸入額でさえ7兆円なんです。それに対して、エネルギーだけで年間20兆円もが海外に流れています。

エネルギーの問題は、単なるエネルギー安全保障というだけでなく、ここまでも多額の国家の富が毎年海外に流出していつているという重大な事実が隠れています。こうした状況の改善のためにも、一日でも早く国内で使えるエネルギーは何とかして自国内で確保すべきだと私は考えるようになりました。

国は昨年10月に、2050年までのカーボンニュートラルを目指して、第6次エネルギー基本計画を策定しました。その柱は、再生可能エネルギーを主力電源にすることとし、それに向けて最大限の導入努力に取り組むこととしています。

そこで、お聞きします。ここまで述べてきたように、日本は現在外国の化石燃料にこれほどまでも依存している状況なんです、その化石燃料の主な輸入先について、ロシアからの輸入状況も含めて林業振興・環境部長にお聞きをい

たします。

○林業振興・環境部長（豊永大五君） エネルギー白書によりますと、令和2年度の化石燃料の主な輸入先は、原油はサウジアラビアが最も多く約43%、アラブ首長国連邦が2位で約30%、ロシアは約4%で5位、石炭はオーストラリアが最も多く約68%、ロシアは約15%で2位、LNG——液化天然ガスですけれども、オーストラリアが最も多く約37%、マレーシアが2位で約14%、ロシアは約8%で3位となっております。

○20番（森田英二君） 今お聞きしましたが、ロシアからの輸入はあまりないようですが、このロシアのウクライナ侵攻以来、サハリン2も大きなリスクがありますし、オーストラリアのLNGも各国の争奪競争が激しくなっているといえます。また、アメリカのLNGも火災の影響で長期間にわたる操業停止の影響が出てきております。また、つい先日もロシアからドイツへのLNGの輸送パイプラインのノルドストリームでも大規模な破壊工作がありました。こうした背景などにより、LNGや原油価格が大変高騰してきました。このため、このことに起因した物価の高騰対策として、本県でも13億円余りの補正予算が今議会に提出をされております。

このように、世界のエネルギー事情の変化は、私たちの生活に直結しており、それもすぐに影響が及ぶ時代となっています。国は、そうした危機の中にあっても、化石燃料の価格を抑えて、私たちの生活を守ろうとしてくれてはいますが、一方で世界のグリーン化の流れにも乗り遅れるわけにはいきません。つまり、国際公約である2050年カーボンニュートラルの実現に向けての脱炭素化の取組も、もう決して後回しにはできません。

さきにも述べたように、先月の県主催のシンポジウムで小泉進次郎元環境大臣は、次の時代は環境関連産業が経済を牽引することになる、

また車も化石燃料の車ではなく、再エネを電源とした電気自動車が主役となることは間違いのないとも断言されました。これから先の時代は、環境に配慮した製品でなければ世界との競争には勝てない、この脱炭素の取組は単に環境への取組というだけでなく、経済と密接な関係になっていくと話され、私も深い感銘を受けました。

ぬれ手で粟の産油国でさえ、今は次の時代のエネルギーに備えて、再エネから生み出す電気や水素になることを知っており、もう既にそれに向けた取組を進めております。

さて、そこで濱田知事にお聞きをいたします。知事は2年前の県議会で、本県のカーボンニュートラルを宣言し、政府と足並みをそろえることで、私がお先頭に立って頑張りたいと御挨拶されました。そしてまた、先日も同じ答弁をされました。でも、その約束のCO<sub>2</sub>ゼロ社会はもう目前です。将来のことではなくなりました。

そこで、小泉元環境大臣との意見交換や、経済と環境はもう一体として考えるべきだという先日のお話等を踏まえ、本県はこの先どのように脱炭素化に取り組もうとされているのか、知事のお考えとその意気込みをお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 御紹介をいただきました先日のシンポジウムにおきましては、小泉元環境大臣と共に、脱炭素の取組をイノベーションを通じまして経済を成長させると、そうした好循環につなげるということについても議論をいたしました。

その中で、脱炭素に向けましては、高知県の強みを生かしていくということがポイントだと思っております。具体的には、土佐和紙の伝統に基づく製紙業の技術をプラスチックの代替素材として活用するという、あるいはグリーンLPガス、いわゆるプロパンガスのグリーン化、そして地産地消といった形のプロジェクトを推進していきたいというふうに考えておりま

す。

今後はこうした取組に加えまして、公営企業局におきまして海洋温度差発電の導入可能性調査などに取り組んでいただくということも含め、グリーン化によります新たな産業の創出を図りながら、この脱炭素化に取り組んでまいりたいと考えております。

○20番（森田英二君） さて、経済と環境の問題を語るときに、エネルギー問題と脱炭素化のテーマは、もはや切り離すことができません。このため、現在再エネや原子力についての議論が活発化してきており、政府は原子力発電所の稼働の前倒しや、さらなる再稼働の早期実現に取り組むこととしています。そして、現在再稼働中の10基に加え、追加で7基を前倒しさせる再稼働を目指そうともしています。

そして、さらに脱炭素化に加え、国産エネルギー率を高める意味もあって、新たな原子力発電技術の開発や建設の検討も始まりました。電力の安定供給のためにはこうして原発、火力、再エネのバランスを取るとともに、この先の主力電源となる再エネを調整するための調整機能が重要となってきます。

再生可能エネルギーは、必要なときに必要に応じて発電することができない電力なんです。そのため、現在の調整電源は出力調整が容易な火力発電を中心としていますが、将来は蓄電池による調整が大きな役割を果たすこととなります。私は、国産によるエネルギーの安定供給と、海外へ流出し続ける国の富の問題を同時に解決するためには、やはり国が新たな電源開発と、この調整力の確保を国家的な課題として早急に取り組まなければならないと考えています。

そこで、特に必要と考えられるのは、この調整力の確保であります。これについて林業振興・環境部長はどのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞きいたします。

○林業振興・環境部長（豊永大五君） 議員御指摘のとおり、再生可能エネルギーの主力電源化を進めていく際には調整力の確保が必要です。蓄電池は、必要に応じて充電、放電が可能なことから、再エネをより効率的に活用するための重要な技術であるというふうに考えております。

○20番（森田英二君） そこで、こうした課題の解決の一助になるかもしれないと思える新たな技術についてここで御紹介し、皆さんと共にその取り組み方について考えてみたいと思います。

今年の8月、フィンランドの企業が砂に熱エネルギーを貯蔵するという世界初の商用システム、砂電池の運用を開始したというニュースです。この砂電池は、安くて豊富な砂を保温材料として、無尽蔵にある太陽光や風力から取り出した、いわゆる再エネ電力を使って、砂を約500度から600度の状態まで温めます。そして、今その砂電池システムは、その備蓄した熱エネルギーをそのまま建物の暖房や温水プールなどに熱のまま地域で活用する、とてもシンプルな蓄熱システムなんです。

これは用途に応じて規模も変えられるし、設置場所は地上だけでなく地下にも設置できるんですが、知事はこの砂電池を御存じでしたでしょうか、お聞きをいたします。

○知事（濱田省司君） 率直なところ、不明にしてこれは存じませんで、今回初めて知ったところでございます。

○20番（森田英二君） では、これから御紹介しますので、一緒に見に行きましょう。

そこで、本県は園芸産地であることもあって、日照時間が全国一だとよく自慢をします。無尽蔵な太陽光のエネルギーを考えたとき、本県は再エネ資源が大変豊富なことから、この点では将来とても有望な県だと言えます。この砂電池、必要に応じて規模も調整できますし、様々な場所にユニットとして導入すること

もできそうです。また、再び熱から発電することもできるのではないかと思います。フィンランドで実証実験したこの砂の入れ物としてのタンクは、直径が4メートル、高さは7メートル1基でした。今、実用段階として造ったのは、直径7メートル、高さ10メートル、それを100基造っています。いよいよ本格導入を始めたようです。

例えばこの砂電池を太陽光発電とセットで施設園芸用のハウスに導入すれば、電気としても使えるし、蓄熱した熱で加温もできます。さらには、公共施設や学校、高齢者施設などへの利用も考えられます。また、この砂電池は再エネと砂を活用するという大変シンプルなシステムであり、安全性も高く、また砂は交換する必要もなく、メンテナンスもあまり要らないといった多くのメリットがあります。さらに、この砂電池は、再エネ電力が余った際の新たな調整機能としても活用することができます。

このように、フィンランドで実用段階に入った砂電池は本県の特長にも合っており、また再エネ電力の自給自足を進めていくための一つの強力な手法にもなるのではないかと私は考えています。

以前、高軒高ハウスの効用を先進地のオランダに県を挙げて視察し、導入のために前向きに取り組みました。今やその成果は着実に県内の園芸ハウスに定着してきています。この砂電池についても、私はフィンランドに出向いて、実用段階に入ったと言われるその熱利用のシステムを現地に研修することの意義は十分にあると考えます。これはまさに高知県からのエネルギーの国産化と、その活用の好事例となるものと思うんですが、どうでしょう。

この砂電池について濱田知事はどのような御感想をお持ちになられましたでしょうか、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） この砂電池のお話であります、非常に興味深いお話として伺いました。御指摘ありましたように、本県は再生可能エネルギーが非常に豊富でございますので、こうした再エネを生かしました新しい技術の導入可能性を探っていくということは大変大事なことだと思っております。この砂電池も、こうした本県の強みを生かす可能性を持った技術というふうに受け止めましたので、まずは情報収集をしっかりしてまいりたいと考えております。

○20番（森田英二君） 情報収集からで結構ですが、どんどん前向きに取り組んで、ぜひまた一緒にフィンランドに行くような機会がありましたらと思います。

では次、最後になりますが、ウクライナの戦争の様子をテレビで見えておりますと、侵略をされているウクライナには、製鉄所の下に5,000人もの人が数か月間も生活ができるという大規模な地下シェルターがあることを知りました。また、個人の家にさえ地下室があります。一方、日本は今、ウクライナよりももっと厳しい隣国環境の中にありますので、果たして備えは大丈夫なのかと大変心配をしています。

そこで私は、他国の武力攻撃から国民を守るためのシェルターの普及率を各国調べてみました。世界の各国には、核兵器から国民を守るための核シェルターがもう既に非常に高い割合で整備をされています。参考までに申しますと、スイスとイスラエルは100%、アメリカは82%、ロシアは78%、イギリスは67%であるのに対し、日本は僅か0.02%ということです。

ウクライナ戦争を契機に、ここに来てやっと我が国においても、都市部では地下鉄の駅や地下街をシェルターに見立てて、国民を保護する検討を政府は始めたようです。翻って、本県はどうでしょう。地下鉄も地下街もありませんし、ましてや個人の家に頑丈な地下室などあるはず

もありません。危機管理はもはや南海トラフ地震だけではなくになりました。

そこで、危機管理部長は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律を所管するというお立場ですから、シェルターの整備についてどのようなお考えを持っているのか、お聞きをいたします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 本県では、国民保護法に基づきまして、堅牢な建物などを中心に、地下駐車場や地下道を含む施設を緊急一時避難施設として指定をしております。こうした施設は、弾道ミサイル攻撃の爆風などによる被害を軽減するためのもので、規模、構造、設備、立地などの基準が国から示されているところでございます。今後、核シェルターの整備を図っていくということでございましたら、まずは国がその整備方針や基準というものを示していただきたいというふうに考えております。

○20番（森田英二君） 御認識をされているようでありがとうございます。このことは国防のことですから国マターではありますが、私は県といえども、もっと意識をしっかりと高く持って、これからの取組に期待をしているところでございます。日本国民全員が入れる核シェルターを今すぐに整備するとなると、一朝一夕にはいきませんが、とにかく急いで整備をしていくように、国と共に計画を立てるべきだと思います。

私たち県議会では、今年4月に高知工科大学で経済学を研究しているウクライナの男性の方に、戦時下である母国ウクライナの苦境について、その心境を議会で聞く機会がございました。その中で一番心に残った言葉が、平和な今だからこそしっかり考えて、いつどこで起きるかもしれない国際紛争事態に備えておかなければなりませんよという彼からのアドバイスでした。備えあれば憂いなしというように、今からでもしっかり備えないと、大きな後悔をすることになり

なりますよという、とても含蓄のある言葉でした。

もう一度申しますと、シェルターの整備率、アメリカ、ロシアは82、78%です。イギリスは67%、日本はもっと厳しい環境下でありながら、たった0.02%です。備えあれば憂いなしです。

そこで、ウクライナとロシアとの現状を我が国に照らして見てみますと、大変危険な国々が我が国を取り巻いていることに改めて気づきます。まず、北のほうで隣接しているロシアは、現に今、平和なウクライナに戦争を仕掛けています。そして、北朝鮮は、我が国の国民を拉致しているばかりか、弾道ミサイルを日本海に撃ち続けていますし、昨日の朝は日本領土上空を飛び越える形で弾道ミサイルを発射しました。そして、中国は、日本固有の領土の尖閣を威嚇し、台湾侵略、台湾奪取を視野に入れ、今年8月には我が国の排他的経済水域にまで弾道ミサイルを5発も打ち込んできました。

最近の新聞は毎日のように、中国が台湾に対して異常なまでも圧力を強めていることを報道しています。そればかりか、日本に対しても尖閣だけではなく、ロシア軍と共に日本列島を戦艦や爆撃機で日常的に周回するなど、威圧を次第にエスカレートさせています。このように尖閣の有事はもちろん日本の有事ですが、もし台湾有事となれば、それももう沖縄にすぐ飛び火することは明白です。

先島諸島周辺だけでなく、その戦火はそこだけでは済みません。ですから、最近住民保護と称して、沖縄県の島嶼部の県民を島外へ退去させるシミュレーションも政府は行っています。つまり、もう既にいつ国内でも戦争状態になり得るかもしれないという危機的状況にあるということなんです。戦争はもはや他人事ではないと考えておかなければなりません。

そして、これらの国々は3国とも核兵器の保

有国です。台湾のすぐ隣は沖縄県ですが、近年の戦略的武器の能力からすれば、沖縄も九州も四国も一体と考えてよいでしょう。知事には平時も有事も県民を守る責務があります。有事の際の国民保護は、まずは自治体が大きな役割を担っています。国民保護法は都道府県の役目として、県民の避難や救援活動を定めているんです。

そこで、最後はこうした県政運営の責任者である知事にお聞きをいたします。私たち高知県民は、核シェルターも考慮に入れた危機的な状況を想定しておくべきだと考えます。昨日の朝は、北朝鮮の弾道ミサイルの発射を受けて、ほぼ同時にJアラートで関係地区の国民に対して、地下室に入るようにとの呼びかけもありました。

このように突発的な危機に対して、平和な今から国と一緒にしっかり備えなくてはならないと考えるんですが、知事は本県の備え方をどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○知事（濱田省司君） 御指摘ありましたように、国民保護法におきましては、県民の皆さんの生命、身体、財産を守るということは県の責務とされており、この法律に基づきまして、県としても国民保護計画を策定しております。そして、この計画を実効性あるものにするために、各種の訓練も実施をしまっておりまして、本年1月には、他国からの武力攻撃事態を想定いたしまして、愛媛県、山口県、市町村、警察、自衛隊などと連携をして、住民避難の手順を確認する国主導の訓練を実施いたしました。1か月かけて全県民を県外避難させると、こういうような想定でございました。また、来月には弾道ミサイルを想定しました住民避難訓練を、国や梶原町と連携をして行う予定といたしております。

我が国の安全保障環境は、年々緊張感を増しているというのは御指摘のとおりだと考えます。

国や関係機関と連携をし、有事に備えておくということがぜひとも必要だと考えます。今後も高い危機意識を持ちまして、平時からこうした備えに取り組んでまいります。

○20番（森田英二君） 知事、どうもありがとうございました。もうほとんどの部長からもほぼ同じ思いで、この質問を皆さん考えてくれるようで、心から感謝申し上げます。

これは質問ではございませんが、うちのこの議会の閉会日の翌日、15日ですが、全国から都道府県議会議員を中心に集まっていただいて、第8回日台交流サミットin高知という500人規模の大きな会をやります。国からも来られます。台湾政府からも来られます。県行政からも随分応援をさせていただいております。県議会の36人全員が入った高知県日台議員連盟が主催者になってやっている大会でございますが、観光の側面もありますし、どうか成功させたいと思いますので、どうか御協力をお願いしたいと思います。15日、16日が大会でございます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（明神健夫君） 以上をもって、森田英二君の質問は終わりました。

以上で、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



### 決算特別委員会の設置

○議長（明神健夫君） 日程第3、決算特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。令和3年度の決算を審査するため、この際、9名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、第21号及び第22号並びに報第1号から報第23号まで、以上25件の議案を付託の上、この審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することに御異議ありませ

んか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、9名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、第21号及び第22号並びに報第1号から報第23号まで、以上25件の議案を付託の上、審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、3番桑鶴太郎君、12番野町雅樹君、15番加藤藤君、20番森田英二君、21番三石文隆君、24番黒岩正好君、26番大石宗君、31番上田周五君、36番米田稔君、以上の諸君を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました9名の諸君を決算特別委員に選任することに決しました。



### 議案の付託

○議長（明神健夫君） これより議案の付託をいたします。

（議案付託表配付）

○議長（明神健夫君） ただいま議題となっている議案のうち、第1号から第20号まで、以上20件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末379ページに掲載〕





議員派遣に関する件、採決（議発第1号）

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末383ページに掲載〕

○議長（明神健夫君） 日程第4、議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明神健夫君） 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



○議長（明神健夫君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明6日から13日までの8日間は委員会審査等のため本会議を休会し、10月14日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

10月14日の議事日程は、議案の審議でありませぬ。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時6分散会

令和4年10月14日（金曜日） 開議第7日

出席議員

- 1番 濱口涼子君
- 2番 榎尾絢子君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 上治堂司君
- 5番 土森正一君
- 6番 上田貢太郎君
- 7番 今城誠司君
- 8番 金岡佳時君
- 9番 下村勝幸君
- 10番 田中徹君
- 11番 土居央君
- 12番 野町雅樹君
- 13番 横山文人君
- 14番 西内隆純君
- 15番 加藤漠君
- 16番 西内健君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 桑名龍吾君
- 20番 森田英二君
- 21番 三石文隆君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 依光美代子君
- 26番 大石宗君
- 27番 武石利彦君
- 28番 田所裕介君
- 29番 石井孝君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 岡田芳秀君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君
- 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興・推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 豊永大五君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会会長 澤田博睦君
- 公安委員長 古谷純代君
- 警察本部長 江口寛章君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君  
事務局次長 横田聡君  
議事課長 吉岡正勝君  
政策調査課長 田渕史剛君  
議事課長補佐 杉本健治君  
主 幹 春井真美君



議事日程(第7号)

令和4年10月14日午前10時開議

第1

- 第1号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第3号 令和4年度高知県電気事業会計補正予算
- 第4号 高知県個人情報の保護に関する法律施行条例議案
- 第5号 高知県職員の高齢者部分休業に関する条例議案
- 第6号 高知県四国カルスト県立自然公園公園施設の設置及び管理に関する条例議案
- 第7号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第8号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県民生委員定数条例の一部を改

正する条例議案

- 第13号 高知県子ども・子育て支援会議設置条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県が当事者である和解に関する議案
- 第16号 県有財産(港湾荷役機械)の取得に関する議案
- 第17号 国道441号防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案
- 第18号 県道本川大杉線(上吉野川橋)橋梁修繕工事請負契約の締結に関する議案
- 第19号 県道須崎仁ノ線防災・安全交付金(仁淀川河口大橋)工事請負契約の締結に関する議案
- 第20号 春遠ダム(春遠第1ダム)本体建設工事請負契約の締結に関する議案

修正動議

- 議発第2号 第1号令和4年度高知県一般会計補正予算に対する修正案

追加

- 議発第3号 酷暑から命と健康を守る生活保護制度の運用改善を求める意見書議案
- 議発第4号 私学助成の充実強化等に関する意見書議案
- 議発第5号 畜産・酪農業における飼料価格高騰対策を求める意見書議案

追加

- 議発第6号 防衛関係費の充実を求める意見書議案

追加

- 議発第7号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書議案

追加

議発第8号 世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り、被害防止及び救済を求める意見書議案

追加

議発第9号 北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議議案

追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長（明神健夫君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

さきに設置されました決算特別委員会から、委員長に森田英二君、副委員長に黒岩正好君をそれぞれ互選した旨の通知がありました。

次に、各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から今定例会開会日に配付いたしました令和3年度決算に関する説明書及び令和3年度主要な施策の成果の概要についてそれぞれ訂正の申出があり、さきにお配りいたしてありますとおり、その正誤表を決算特別委員会に送付しておきましたので、御了承願います。

次に、人事委員会から職員の給与等に関する報告及び勧告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末406ページに掲載〕



委員長報告

○議長（明神健夫君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第20号まで、以上20件の議案を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長今城誠司君。

（危機管理文化厚生委員長今城誠司君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（今城誠司君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案、第7号議案、第9号議案から第13号議案、以上8件については全会一致をもって、また第4号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、健康政策部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、医療施設等物価高騰緊急対策事業委託料について、執行部から、原油高や物価高騰の影響を受けている医療サービスの提供を継続するため、国が光熱費等高騰分の経費を公定価格に反映するまでの緊急的な措置として、県が開設許可等を行う医療施設等に対して給付金を支給するものであるとの説明がありました。

委員から、今後資材費などの高騰にはどのように対応していくのかとの質疑がありました。執行部からは、今回は緊急的な対応として、ガソリン代や光熱費に絞った実態調査を基に給付金を計上しており、本県は全国的にも早い段階で給付金の支給に踏み切ったものである。全国知事会からも全国一律の対策や公定価格の臨時

的な改定などが提言されているので、各職能団体からお話を聞きながら必要な対策を講じていきたいとの答弁がありました。

次に、陽性者診断センター運営委託料について、執行部から、検査キットにより陽性となった方で、重症化リスクが低く症状が軽い方について、オンラインによる陽性の確定診断を行うものである。ただし、感染者の急速な減少に伴い、発熱外来の逼迫も改善してきていることから、10月14日から段階的に縮小して10月31日をもって一旦休止する考えであるとの説明がありました。

委員から、センターを休止した後、検査キットで陽性になった場合はどのような対応になるのかとの質疑がありました。執行部からは、無症状などで受診希望がない方は自宅療養となり、陽性者フォローアップセンターに登録していただく。受診希望がある方は医療機関を受診していただくことになるとの答弁がありました。

次に、陽性者フォローアップセンター運営委託料について、執行部から、国から全国一律の全数届出の見直し方針が示されたことを受け、重症化リスクが低いなどの理由により発生届対象外となった陽性者の方への相談対応や、医療機関との受診調整などを行うものであるとの説明がありました。

委員から、委託先ではどのような体制で業務を行い、医師や看護師につなげていくのかとの質疑がありました。執行部からは、高知市内の事業所において発生届対象外の方の登録業務を行い、派遣会社から派遣された看護師が常駐して24時間体制で相談対応をしている。医師による対応が必要な場合は、別途県外の医療機関に電話対応していただく仕組みを整えているとの答弁がありました。

別の委員から、全数届出の見直しにより医療体制の逼迫は緩和されるのかとの質疑がありま

した。執行部からは、9月から重症化リスクの低い方の発生届は記載内容が簡素化されており、今回の見直しも併せて、医療機関の事務負担は軽減されたのではないかと答弁がありました。

次に、子ども・福祉政策部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、社会福祉施設等物価高騰緊急対策事業委託料について、執行部から、昨今の燃料や物価高騰において、国が定める公定価格により経営している福祉施設では、物価高騰の影響を価格に転嫁することができず運営に影響を与えている状況であることから、国が高騰分の経費を公定価格に反映するまでの緊急的な措置として、サービス等の安定的な提供を継続している事業者等に対し、給付金の給付を行うものであるとの説明がありました。

委員から、給付金の対象事業者に含まれない、市町村が指定権者である福祉施設への支援はどのようなようになるのかとの質疑がありました。執行部からは、今回の支援は、指定権者という役割分担の下、市町村が指定権者である介護保険の地域密着型サービス事業所などの支援については、市町村に支援の検討を働きかけているところであるとの答弁がありました。

次に、自殺対策啓発事業等委託料について、執行部から、本県の令和3年の自殺者数は前年から9人増加している。今後、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や感染拡大の影響に加え、物価高騰による生活苦などから自殺念慮を持つ人が増加するおそれがあることから、緊急的に効果的な普及啓発を実施しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、中山間地域で自殺者が多い傾向は続いているのかとの質疑がありました。執行部からは、令和3年の地域別のデータはないが、高齢者層の自殺が多いのでそうした傾向はある

のではないかとの答弁がありました。

さらに、委員から、高齢者に対する普及啓発はどのように強化するのかとの質疑がありました。執行部からは、自殺の原因不詳の割合が増加していることから、身近で生きづらさを感じている人に気づいたら、寄り添い、話を聞き、必要に応じて相談機関につなぐこと等を啓発するリーフレットを作成し、配布していきたいとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、県立大学等支援費について、執行部から、高知工科大学新学群の新棟建設に係る基本設計及び実施設計を行うための経費であり、高知工科大学新学群検討会の最終報告書で、可能な限り既存の施設を活用し、最少の経費で最大の効果を上げる効率的な整備をすべきとの御意見をいただいたことなどを踏まえ、新棟の規模を6階建てから5階建てに縮小することとし、建設場所は永国寺キャンパス内を予定しているとの説明がありました。

委員から、香美キャンパスは既存の建物で運営していくのかとの質疑がありました。執行部からは、新棟が供用開始となる令和8年度以降、新学群の1回生は香美キャンパスで学び、2回生以降は永国寺キャンパスで学ぶことになるが、香美キャンパスでの建物の新築は予定していないとの答弁がありました。

別の委員から、新学群の文部科学省への届出等の状況は現在どうなっているのかとの質疑がありました。執行部からは、正式な手続は11月から始まり、現在は大学でカリキュラムの設定などの書面の準備をしているところであると聞いているとの答弁がありました。

次に、公営企業局についてであります。

第3号「令和4年度高知県電気事業会計補正

予算」のうち、海洋温度差発電可能性調査等委託料について、執行部から、本県の自然資源を活用した新たな再生可能エネルギーの導入を促進するため、沖縄県での先行事例を踏まえ、室戸海洋深層水を活用した海洋温度差発電の可能性を調査検討するものであるとの説明がありました。

委員から、カーボンニュートラルや温室効果ガス削減も重要だが、一方で経済性も見なければいけない中で、発電した電力を売却することや地域で使用することを考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、既存施設の水量では、沖縄県と比較して出力は小さいものになると思われ、どのような条件を整えば採算性が上がるのかといった点などの課題も整理しながら検討していきたいとの答弁がありました。

複数の委員から、経済性や南海トラフ地震のことを踏まえて、十分慎重に検討していただきたいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

公営企業局についてであります。

県立病院における医療事故の包括的公表について、執行部から、令和3年度下半期の医療事故等の説明がありました。

委員から、病室内で起きた患者さんの転倒事故について、この患者さんは転倒する危険性がないと思っていたから離床センサーを設置していなかったのではないかと、改善策になっていないのではないかととの質問がありました。執行部からは、患者さんの状況に応じて、転倒する危険性があるかどうかよく見た上で、あらかじめ離床センサーを設置するようにしていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、あき総合病院のインシデント件数が令和2年度下半期と比較して大幅に増えている原因はあるのかとの質問がありました。執行部からは、病院において医療事故への意識

の向上に努めており、このことによる報告件数の増加も要因の一つと考えられるが、その理由を明確に説明できるまでの分析には至っていない。今後もこうした事故が起こらないよう努めていくとの答弁がありました。

委員から、きちんと分析をした上で再発防止策を徹底することが必要であるとの意見がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（明神健夫君） 商工農林水産委員長横山文人君。

（商工農林水産委員長横山文人君登壇）

○商工農林水産委員長（横山文人君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第6号議案、以上3件については全会一致をもって、第4号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、見本市出展業務委託料について、執行部から、来年5月に新たに開催される大阪・関西万博と連携した国際見本市に出展するため、今年度から準備等を行えるよう債務負担行為の増額をするものである。万博のテーマとも関連する脱炭素などの様々な製品や技術を国内外に向けて広く発信する場であり、県内のものづくり企業をPRする絶好の機会として外商拡大に取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、脱炭素を目指した製品開発等について、県内での取組状況はどうなっているかと

の質疑がありました。執行部からは、グリーン化製品の開発に向けて、新たな補助事業を設けて推進している。取組に着手している企業もあり、おおむね2年ほどの計画で製品化に向けて取り組んでいるとの答弁がありました。

委員から、2年ほどかかるということは、今回の見本市には間に合わないのかとの質疑がありました。執行部からは、開発の段階からテストマーケティングを行うことはある。各企業の判断となるが、この機会を活用できるよう促していきたいとの答弁がありました。

次に、工業立地基盤整備事業費及び第2号「令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算」について、執行部から、仮称高知布師田団地の本体造成工事において、賃金水準や物価水準の変動分を補填するために工事費の増額を行う、いわゆるインフレライドを適用するものであるとの説明がありました。

委員から、インフレライドを適用する基準はどうなっているかとの質疑がありました。執行部からは、残りの工期が2か月以上あり、残りの工事費に対する変動前後の請負代金額の差額が1%を超える工事について、受注者が請求できる仕組みとなっているとの答弁がありました。

別の委員から、労務単価についてはどうなるのかとの質疑がありました。執行部からは、労務単価も資材単価などと合わせて全体で適用される。インフレライドのほかにも、残工事費に対する資材・労務単価の変動に基づいて請求できる全体ライドの仕組みもあるとの答弁がありました。

別の委員から、関連して、分譲が開始されている南国日章産業団地について、残る4区画の状況はどうなっているかとの質疑がありました。執行部からは、これまで話をいただいている企業への取組のほか、大阪の見本市でも企業誘致

を行っている。複数の反応があることから早期の分譲ができるのではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、肥料高騰緊急対策事業費補助金について、執行部から、肥料価格の高騰により生産コストが上昇して経営が厳しくなっている農家の負担軽減を図るため、購入した秋肥の価格上昇分の10分の1相当を補助し、国の事業と合わせて10分の8を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、非常に大事な事業だと考えるが、特に中山間地域は零細・小規模な農業者が多いと思うが、その方々についてはどうなるかとの質疑がありました。執行部からは、5人以上の農業者が集まれば農協や肥料販売業者からの申請が可能であり、今後県内の業者や市町村への説明を行っていくとの答弁がありました。

別の委員から、系統外出荷をされている農業者に対しては、この補助制度の活用をどのように周知徹底するのかとの質疑がありました。執行部からは、申請窓口となる農協や肥料販売業者が、それぞれの顧客である農業者に対して説明を行っていただくことが一番よいと考えており、周知をお願いしていきたいとの答弁がありました。

次に、園芸品販売拡大事業費について、執行部から、高知家プロモーション事業が関西圏で強化されることに連動して、新たに関西向けのレシピ開発や、農業と水産業とが連携したフェアの実施などにより、関西圏での県産青果物のPR及び外商の拡大を図るものであるとの説明がありました。

委員から、観光や林業なども含めたフェアに広げ、例えば観光に興味のある方がそこで一緒に販売されていた野菜を購入するなど、いろい

ろな思いを持たれた方に高知を感じてもらえるような形なども考えてはどうかとの質疑がありました。執行部からは、観光パンフレットを置くなど大阪事務所と一緒にいったこともあり、連携しながら取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、土佐和牛繁殖経営安定緊急対策事業委託料について、執行部から、飼料価格の高騰などにより、肥育農家の生産コスト上昇への危機感から、肉用子牛価格は大きく下落している。国のセーフティーネットがあるが、全国の肉用子牛平均価格が保証基準価格を下回っていないため、県内繁殖農家は補填が受けられない状況であることから、肉用子牛の出荷頭数に応じて、県内子牛価格が保証基準価格を下回った額の一部を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、6月及び今回の補正事業を含め申請窓口が複数となるが、生産者からすると煩雑にはならないかとの質疑がありました。執行部からは、配合飼料や酪農など、それぞれの対策を通常行っているところが窓口となるため、農家側から見れば特に変化はなく、問題ないのではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、林業大学校研修事業費について、執行部から、林業大学校に高性能林業機械であるハーベスター等のシミュレーターを導入するものである。シミュレーターと実機を組み合わせた実習により質の高い教育の場を提供するとともに、林業大学校の魅力化を図り、入校生の確保につなげていくとの説明がありました。

委員から、どのような経緯で導入することになったのかとの質疑がありました。執行部からは、他県の林業大学校でも導入が始まっており、林業大学校からの要望があったものであるとの答弁がありました。



委員から、機種を選定はどのように行ったのかとの質疑がありました。執行部からは、国内にある3機種について、デモ機による操作体験や他県の視察などを行って選定しているとの答弁がありました。

次に、県産材外商推進対策事業費に関連して、委員から、販路拡大に向け、需要に対して安定的に県産材を供給するためのサプライチェーンについて、まず仁淀川流域と四万十川流域で取り組むとのことだったが、整備状況はどうなっているかとの質疑がありました。執行部からは、例えば仁淀川町では、原木の生産事業者と製材事業者とが協議して協定を結び、木材がスムーズに流れる仕組みができた。四万十町では、関係者との協議をこれから進めていくところであるとの答弁がありました。

委員から、注文があったときに安定して供給できるという体制が一番大事である。急いで取組を進めていただきたいとの意見がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、水産物地産外商推進事業費について、執行部から、関西圏の高知家の魚応援の店と連携した取組を追加実施し、本県水産物のさらなる外商拡大を図るものであるとの説明がありました。

委員から、高知家の魚応援の店と取引している県内の事業者はどれくらいあるかとの質疑がありました。執行部からは、本年8月末時点で県内の108の事業者に登録していただいている。昨年度の登録事業者のうち取引があったのは58%であるとの答弁がありました。

委員から、登録している事業者に活用してもらおうことが大事である。さらに登録する事業者を増やして、多くの県内事業者に制度を活用してもらえよう取り組んでいただきたいとの意見がありました。執行部からは、県内事業者に

対し、今後も応援の店の積極的な活用を促していきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

まず、商工労働部についてであります。

原油価格・物価高騰により影響を受けている事業者への支援策について、執行部から、事業者の資金繰りへの影響が懸念されたことから、伴走支援型特別保証融資の融資枠を拡充し、経営改善への取組に対する支援を強化している。この融資では、金融機関による継続的な伴走支援により、手厚い経営支援が可能となっているとの説明がありました。

委員から、金融機関による伴走支援とは具体的にどのようなものかとの質問がありました。執行部からは、金融機関が定期的に事業者の経営状況を確認しながら、償還計画などに対して支援を行うものであるとの答弁がありました。

委員から、金融機関などではこれまで融資先への定期的な経営状況の確認などは行っていなかったのかとの質問がありました。執行部からは、金融機関では対象となる融資先企業が多いため経営状況の確認には濃淡があったが、この融資制度は伴走支援として定期的な経営状況の確認を要件としている。ニーズがあることから、しっかりと取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

I o Pプロジェクトの取組状況について、執行部から、9月21日にI o Pクラウド、SAWACH Iの本格運用を開始し、農家の方々の日々の営農に役立てていただけるようになった。今後も県と農協で連携し、地域に普及していけるよう取り組んでいきたいとの説明がありました。

委員から、この取組を進めるには通信基盤が重要だと思うが、新たな通信方法を活用した安価な地域内通信ネットワークは、携帯電話の電波がないと利用できないのかとの質問がありま

した。執行部からは、携帯電話の電波ではなく、ローカルWi-Fiを使用して、広域で配信される新しい形態のものであるとの答弁がありました。

委員から、中山間地域でもこの取組が普及していくよう、通信技術のアドバイスもお願いしたいとの要請がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

執行部から、今年度が4期目の最終年度となる森林環境税の延長に向けた今後の在り方の検討状況等について、国の森林環境譲与税との整理による使途の見直しや、森林環境保全基金運営委員会での審議状況などについて説明がありました。

複数の委員から、森林環境税をどのように有効に活用していくかについて、県としての方針をしっかりと打ち出して進めていってほしいとの意見がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（明神健夫君） 産業振興土木委員長土居央君。

（産業振興土木委員長土居央君登壇）

○産業振興土木委員長（土居央君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第14号議案、第16号議案から第20号議案、以上6件については全会一致をもって、第1号議案、第4号議案、以上2件については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

なお、第1号議案については、修正案が提出され、採決の結果、賛成少数で否決されました。引き続き、原案について採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事

項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、高知家プロモーション事業委託料について、執行部から、関西戦略における外商強化の一環として、観光客の誘致や県産品の販売拡大などにつなげるため、本県の認知度向上や高知ファンの獲得に向けた関西圏でのプロモーション活動を強化するものであるとの説明がありました。

委員から、関西における高知家の認知度は、関東における認知度と比べてどうなのかとの質疑がありました。執行部からは、毎年行っている20代から60代の男女を対象とした無作為によるインターネット調査では、令和3年度末時点で、関西圏については25.3%、関東1都3県については19.2%の認知度となっているとの答弁がありました。

次に、中山間振興・交通部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、中山間地域物流支援事業費補助金について、執行部から、中山間地域の住民の多くが日常的に利用している商店等の縮小や閉鎖、撤退を防ぐため、中山間地域の商店等に、食料品をはじめ生活用品を配送する共同物流の仕組みの維持を支援する補助金である。具体的には、生活用品を配送している県内物流事業者の配送車両の更新を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、補助先の株式会社共同配送こうちによる共同物流の仕組みは、県内でどれぐらいのエリアをカバーしているのかとの質疑がありました。執行部からは、36の配送ルートを構築し、ほぼ県内全域をカバーできている状況であるとの答弁がありました。

また、委員から、支援の対象を配送車両の更

新費用にした理由について質疑がありました。執行部からは、専門家の経営分析の結果、経営を圧迫している経費の中で、老朽化している車両の修繕費が大きなウエートを占めていたので、車両の更新費用を支援することにしたとの答弁がありました。

次に、バス運行対策費補助金等の予算について、執行部から、地域社会の維持に必要な社会インフラである公共交通を維持するために、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原油価格や物価の高騰の影響を大きく受けている公共交通事業者や貨物運送事業者を幅広く支援するものであるとの説明がありました。

委員から、燃油の高騰は今後も続くと思うので、例えば高速道路の料金の在り方などについて、他県と共に国に対して政策提言などをしてもらいたいかどうかとの質疑がありました。執行部からは、根本的かつ大事な視点であり、検討させていただきたいとの答弁がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、観光振興推進事業費補助金で計画している国際観光振興誘致事業について、執行部から、現在台湾の航空会社から本県への定期チャーター便就航の打診がある。この予算は、県内での宿泊を伴う旅行に対する旅行会社への助成や、台湾でのプロモーションの強化などを行うための費用であり、これにより高知龍馬空港への国際チャーター便の就航を実現させるとともに、チャーター便の利用促進につなげていくとの説明がありました。

委員から、台湾からの定期チャーター便は、どれくらいのペースでの就航を見込んでいるのかとの質疑がありました。執行部からは、11月から来年3月まで週2便就航したいというオファーをいただいている。まずは定期チャーター便という形でスタートするが、先方の航空会社

は将来的に定期便にしたいという意向も持っているとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、五台山公園整備事業費に係る債務負担行為についてであります。執行部から、五台山公園では、新たな展望施設と飲食提供等を行う便益施設を公募設置管理制度により民間事業者が整備し、20年間管理運営をしてもらうよう計画している。今回計上する債務負担は、当該民間事業者から経費の1割以上を負担してもらい、修繕が必要な園路やあずまやなどの公園施設の改修を行うものであるとの説明がありました。

新たに整備する展望施設や飲食提供施設を民間事業者が整備、所有し、20年間にわたって管理運営を行う計画に関し、複数の委員から、公共の公園にふさわしい機能が担保されるのか、また飲食等の収益で20年間にわたって経営が成り立つのか、事業者が経営破綻した場合はどうなるのかといった質疑がありました。執行部からは、展望施設は24時間無料で利用できるものとすることや、五台山公園の自然及び周辺施設との調和、さらには計画どおり進まずに撤退するといった場合の原状回復措置なども含め、必要な事項は公募に際して条件として定めておく。また、事業者選定の審査においては、専門家により20年間の収支見込み、施設のデザインなどの確実性、妥当性を確認してもらう。民間ならではの視点によるサービス向上と、県の財政負担が減るなどのメリットがあり、公募設置管理制度を活用したいとの答弁がありました。

さらに、委員から、県の施設として整備し、民間事業者に貸して運営してもらうほうがよいのではないかと意見がありました。

別の委員からは、意欲のある事業者がおり、収益を上げて運営できることが審査において確認できるのであれば、民間活力を活用して進め

るべきと思うとの意見がありました。

次に、関係各部にまたがります第4号「高知県個人情報の保護に関する法律施行条例議案」についてであります。

委員から、個人情報の保護に関する法律における匿名加工情報の提供については懸念があり、これに基づく条例改正には異議があるとの意見がありました。

続いて、報告事項についてであります。

産業振興推進部についてであります。

執行部から、関西戦略に関し、本年度に実施した関西圏の商圏分析や、関西圏外商強化対策協議会での意見を踏まえて新たに取りまとめた、さらなる外商強化策について報告がありました。

この中で、eコマースを活用した県産品の販売促進策が計画されていることに関し、委員から、具体的にはどういったことを検討しているのかとの質問がありました。執行部からは、旬の食材やこだわりの県産品などについて情報発信し、県内事業者のECサイトに誘導していくようなポータルサイトを構築することを検討している。デジタル上に多くの商品を掲載し、気に入ってもらった商品のリピーターの増加や、注文から速やかに発送することで生鮮食品の販売拡大などにもつなげたい。ネットを通じた販売に不慣れな事業者については、その有用性をはじめ、成功するための方策をセミナーで伝えるなど、しっかり支援していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、関西戦略の取組を進めるに当たり、関西在住の高知県出身者等に力添えをいただくことに関しては、本会議で知事答弁もあったが、実際に現地の県人会等に参加して話をしてみると、本県に対する本当に熱い思いを感じるとともに、具体の提案の話もいただく。こうした声を大事にし、積極的に施策に反映していただきたいとの要望がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（明神健夫君） 総務委員長大石宗君。

（総務委員長大石宗君登壇）

○総務委員長（大石宗君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第5号議案、第7号議案、第8号議案、第15号議案、以上5件については全会一致をもって、第4号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第4号「高知県個人情報の保護に関する法律施行条例議案」について、執行部から、デジタル社会形成整備法により、民間事業者や国の行政機関、独立行政法人を対象としてきた3本の法律が、個人情報の保護に関する法律に統合となり、これまで条例で規律されていた地方公共団体の個人情報保護制度についても、来年度から法で全国的な共通ルールが規定されることとなった。そのことに伴い、高知県個人情報保護条例を廃止し、法で委任された内容を定める高知県個人情報の保護に関する法律施行条例を新たに制定しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、今回の法改正については、個人情報に本当に保護されるのか不安の声が多く届いている。公表される個人情報ファイル簿について、どういった内容を記載するのかとの疑問がありました。執行部からは、個人情報ファイル簿は、住所や氏名といった項目だけを記載したものであり、情報自体は公表しない。ファイル簿の中には、匿名加工情報として事業者を提供

するものもあるが、その際には個人情報保護委員会で定められたガイドラインに沿った対応を実施することにより、個人が特定されることを最大限防ぐ手段を講じることとしているとの答弁がありました。

さらに、委員から、匿名加工情報の作成に当たり、行政情報の加工を民間業者に委託することについては、昨今の情報社会を鑑みるとあまりにリスクが大き過ぎる上に、さらには今の法律では自ら個人情報を管理することが保障されておらず、認め難い状況であるとの意見がありました。執行部からは、法改正の背景として、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通が求められており、行政が持つビッグデータを匿名化して、行政が施策を推進するのはもとより、民間に提供することにより、産業・技術革新に活用していただくという趣旨もある。個人情報への配慮を強化した上で、行政が持つビッグデータを活用していくとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例議案に関連して、内部統制においては、個人情報を非常に重要視して扱っていることは承知している。この条例が施行された後には、内部統制の手法について議論し、変更していくのかとの質疑がありました。執行部からは、個人情報の取扱いのマニュアルを策定して、年度内に庁内に周知する予定である。その際に、内部統制との関連について検討していくとの答弁がありました。

次に、第7号「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案」について、執行部から、昨年の地方公務員法の一部改正等に伴い、職員の定年を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制や、定年前再任用短時間勤務制の導入など、国家公務員と同様の措置となる所要の改正を行うものであるとの説明が

ありました。

委員から、管理職が降任して、部下もしくは同僚として配置された場合、人間関係を含め職場環境の変化に不安が出てくると考えられるが、どう対応するのかとの質疑がありました。執行部からは、降任した職員の配置については、一定配慮が必要だと考えており、新たな職位の働き方について意識を持ってもらうための研修も行う予定である。あわせて、全庁職員に対して定年引上げ制度の周知を行い、理解を求めていくとの答弁がありました。

別の委員から、降任した職員が職場で能力を發揮するためには、どう対応するのかとの質疑がありました。執行部からは、これまでに培ってきた知識、技術、経験等を次の世代に継承していくことが大事だと考えており、人事配置に当たっては、高齢期の職員の能力を最大限活用できるよう努めるとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、高等学校費及び特別支援教育費について、執行部から、県立学校で使用する電力について、電力供給契約を締結していた電力会社が、今般の燃料価格高騰の影響などにより事業を撤退したことから、別の電力会社と契約の締結を行ったが、前の電力供給契約と比べ電気料金が高額になることから、予算の増額を行うものであるとの説明がありました。

委員から、新たに契約を締結するに当たり、不便などが生じたことはなかったのかとの質疑がありました。執行部からは、新たに契約した電力会社からは通常どおり電力供給がされており、学校において不便が起こるようなことはなかったとの答弁がありました。

さらに、委員から、経費節減は大事なことであるが、学校や生徒に不安を与えることなく、電力が安定して使用できることが大前提である。

今後は、そういったことを考慮して対応していただきたいとの要請がありました。執行部からは、学校や生徒たちに迷惑をかけないよう今後の検討をしていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、電力購入価格を下げることも必要だが、電力使用量を減らす取組も大事であるとする。各学校の老朽化している設備を入れ替えて、電力使用量を減らす計画はあるのかとの質疑がありました。執行部からは、県立学校等では一部施設で照明器具のLED化を既に進めており、学校の長寿命化改修工事に合わせて省エネ化を進めることとしているとの答弁がありました。

別の委員から、太陽光を含めた再生可能エネルギー施設の前向きな導入は、県全体、国全体の動きである。県教育委員会で喫緊の課題として計画していくことで、市町村教育委員会の小中学校の整備に対し、県が範を示すことが必要だと思われるので、その点について検討してもらいたいとの要請がありました。執行部からは、長寿命化対策の中で、新しい方法として、できるだけ再生可能エネルギーを使用する方向で検討、計画をしていきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

教育委員会についてであります。

教員の不祥事について、執行部から、県内の小学校教員及び高等学校教員が起こした2件の事件について説明があり、今後は教職員による不祥事の根絶に向け、全ての教職員が教育公務員としての職責を自覚し、高い倫理観や使命感を確立するための取組を一層進めるとともに、引き続き学校の組織力向上や風通しのよい職場づくりに努め、子供たちのために一丸となって職務に精励することで、県民の皆様の信頼回復に努めていくとの報告がありました。

複数の委員から、このような不祥事が度々起きている。何が原因なのか具体的に検証して分

析を行い、その上で対策に取り組むべきと考えるがどうかとの質問がありました。執行部からは、不祥事が頻繁に起きる要因を分析して、採用選考審査の方法や研修の方法などを検証して、学校と一緒に対策を行っていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、2件とも女性に関わる問題であり、今の社会情勢の中では女性の人権というもの大きな問題になっている。学校の教員の中でも特に若い教員が事件を起こしていることから、女性の人権に焦点を当てたジェンダー教育が必要だと考えるがどうかとの質問がありました。執行部からは、今回の事件の女性に対する行為は、女性の人権を無視しているもので、これを教員が行ったことが許せないところである。女性の人権に関する研修は、しっかり行っていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

次に、部活動の地域移行の検討状況について、執行部から、国において部活動の地域移行に関する提言が示されたことを受けて、高知県としては、地域移行を行う場合の対象となる小学校5、6年生、中学校1、2年生、保護者、中学校教員を対象としたアンケートを実施し、高知県における部活動地域移行検討会議において、高知県の部活動の地域移行に関する方向性などについて、年度末までにはまとめていきたいと考えているとの報告がありました。

委員から、教員が部活動で子供たちと接することにより、子供たちや保護者とも信頼関係がつけられてきた。この信頼関係により学級運営も円滑になり、学校自体もうまくいっていた。部活動を地域に移行しても、そういった信頼関係を失うことのないよう、十分に話し合いをして、いいものをつくり上げてもらいたいとの意見がありました。

別の委員から、地方のほうが都会よりもかな

りコスト的に厳しい環境にある。国に対して、地方が不利益にならないよう手厚く支援することについて、知事会等を通じて要望しているのかとの質問がありました。執行部からは、全国知事会などから国への要望を行っており、先日スポーツ庁から要望を受けて概算要求に計上したとの説明があった。また、都道府県教育長会でもこのことは話題になっており、国に対してしっかり要望していくこととしているとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



#### 修正動議、提出者の説明（議発第2号）

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」に対し、議員塚地佐智さんほか4名から修正動議が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第2号 巻末385ページに掲載〕

○議長（明神健夫君） ただいま御報告いたしました第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」に対する修正案を、本案と併せて一括議題とし、提出者の説明を求めます。

33番岡田芳秀君。

（33番岡田芳秀君登壇）

○33番（岡田芳秀君） 日本共産党の岡田芳秀です。私は、議発第2号「第1号令和4年度高知県一般会計補正予算に対する修正案」について、提出者を代表して、提案理由の説明を行います。

修正する内容は、第1号「高知県一般会計補正予算」から五台山公園整備事業費1億4,490万円を削除するものです。

この事業費は公募設置管理制度、以下P a r k -

P F I制度を活用し、公募により決定した民間事業者が行う展望施設の整備と併せて、県が民間資金を活用し園路等を整備するための予算です。

その内容は、民間事業者は展望施設や便益施設、すなわち飲食や物販施設等を建築し、基本的に建築費の全額を負担します。そして、民間事業者がこれらの施設を所有します。あわせて、民間事業者は、公園内の園路やあずまや、駐車場等の特定公園施設の整備にかかる費用の1割以上を負担することになります。ただし、これら建設費の具体的な負担割合は、選定した民間事業者との協議により決定するとされています。また、管理費については、民間が所有する施設は民間が、特定公園施設は県が管理費を負担することになっています。

この予算の削除を求める理由は、第1に、P a r k - P F I制度を活用することがよいとの判断に至った経緯や懸念される問題についての説明が不十分で、現段階では県民の理解を得られないと考えるからです。第2に、今日の社会情勢の下での公園の持つ可能性や多様な役割を考え、県民と共に公園を育てる観点がないということです。P a r k - P F I制度によって、県民が公園をデザインする機会が奪われるようなことがあってはなりません。

そもそも都市公園は県民の公有空間であり、共有スペースです。本来、都市公園は、県民が休息、レクリエーション活動を行う場であり、温暖化の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな効果を発揮する緑地を確保するとともに、地震等災害時における避難場所等としての機能を目的とする施設であることから、原則として建築物によって建蔽されない公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものです。都市公園法運用指針は、このように規定をしています。

そこに施設をつくるのなら、県がしっかりと管理運営できるものであることが必要です。Park-PFI制度は、県にとっては民間参入によって経費削減につながりますが、何も参入する民間事業者の収益を当てにしなければ、公園の整備ができないわけではないでしょう。民間に参入機会を与えるという前に、公園は県民の共有スペースであるということをしっかりと認識すべきです。公園の管理は、県民との約束です。県が責任を持って管理することを基本としてこそ、県民の多様な要求に応える公園にしていくことができます。

Park-PFI制度でなくても、指定管理者制度や設置・管理許可制度など、県が建物を建てて県が所有し、官民で管理運営をする方法があります。例えば、県が設置・管理許可制度を適用すれば、飲食店等の公園施設の設置や管理を民間に委ねることができますし、花壇や遊具等の公園施設の管理をNPO等に委ねることもできます。施設の設置、管理を申請できる者は、民間事業者に限らず、町内会等多様な主体が想定されています。

2004年の法改正により、公園管理者以外の者が設け、または管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められる場合に、許可を受けて設置、管理を行うことができるようになり、民間事業者や地域住民による公園施設の設置をより可能としています。公園内で民間事業者がレストランや売店、自動販売機等を設置、管理運営しようとする例のほかに、教育担当部局が教育施設や運動施設を設置する例も多数あります。また、住民を主体とする組織も許可を受ける対象となるため、多様な公園の使いこなしが可能です。この制度を他の制度と組み合わせ活用することもできます。そうすれば県民が公園施設をさらに多様に生かせるでしょう。設置・管理許可の期間は10年ですが、更新が可

能です。

Park-PFI制度だけにこだわると、かえって県民不在の事業になりかねません。国が推奨しているといっても、地域ごとに事情が違いますし、それぞれの社会経済状況があります。全国で潰れたところはないと県は説明をしましたが、Park-PFIはまだ始まって日の浅い制度です。県は、民間が造れば創造的なよいものができると言いますが、コンセプトを伝えて民間に設計を依頼すれば済むことではないでしょうか。

今回の県の予算は飲食と物販が中心で、かつてあった施設のイメージに引きずられている感があります。今は、少子高齢化の進展、環境に対する県民の意識の変化、コロナ危機の影響など、都市公園を取り巻く社会情勢が大きく変化をしています。大事なのは、こうした現状を踏まえて将来を見据え、地域の課題解決にもつながるように、県民と一緒に公園の持つ機能を生かしていくことです。公園は物理的な空間ではなく、社会的な場として捉える必要があります。そういう意味でも、県民と一緒に公園を育てていく観点が重要だと考えます。

Park-PFI制度は、民間事業者が20年にわたって、あるいは延期もあり得ますので、それ以上の期間、公園の一部をある意味独占し、管理することになります。誰もが心配するのは、飲食や物販の事業で建築費を返済した上で、さらに公園の整備費の一部を負担して経営が成り立つのかということです。もし途中で経営が困難になった場合はどう対処するのか。代わりの事業者を探すのも簡単ではありません。

2017年に都市公園法が改正され、全国でPark-PFI制度が活用されつつありますが、全国の事例を見てみますと、飲食を取り入れているのは都市中心部の公園がほとんどです。次いで都市部近郊の都市であり、郊外の公園は



ごく僅かです。特に、郊外の公園は祝祭日と平日、季節によっても入り込み客数に大きな変化があります。20年間民間に任せるといっているのであれば、官民の間でしっかり調整をして、役割や責任分担を明確にし、根拠を示して県民に丁寧に説明することが必要です。そのことが全く不十分だと考えます。

最後に、Park-PFI制度は、他の制度と比べて議会のチェックが入りにくい制度であることも指摘をしておかなければなりません。

以上の理由により、今回の補正予算案から五台山公園整備事業費の削除を求め、事業の再考を促すものです。皆さんに御賛同を呼びかけ、提案理由の説明といたします。(拍手)



#### 採 決

○議長(明神健夫君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、委員長並びに修正案提出者に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

最初に、本議案に対する議員塚地佐智さんほか4名から提出された修正案を採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案を採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求

めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 全員起立であります。よって、本原案は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第2号議案、第3号議案及び第5号議案から第20号議案まで、以上18件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 全員起立であります。よって、以上18件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、第4号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決することに決しました。



#### 議案の上程、採決(議発第3号—議発第5号 意見書議案)

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第3号から議発第5号 巻末387～  
391ページに掲載〕

○議長(明神健夫君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第3号「酷

暑から命と健康を守る生活保護制度の運用改善を求める意見書議案」から議発第5号「畜産・酪農業における飼料価格高騰対策を求める意見書議案」まで、以上3件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第3号「酷暑から命と健康を守る生活保護制度の運用改善を求める意見書議案」から議発第5号「畜産・酪農業における飼料価格高騰対策を求める意見書議案」まで、以上3件を一括採決いたします。

以上3件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明神健夫君） 全員起立であります。よって、以上3件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決（議発第6号 意見書議案）

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記

に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第6号 巻末393ページに掲載〕

○議長（明神健夫君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第6号「防衛関係費の充実を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

32番坂本茂雄君。

（32番坂本茂雄君登壇）

○32番（坂本茂雄君） お許しをいただきましたので、討論させていただきます。

まず、冒頭に、ロシアによるウクライナ侵攻が8か月に及び、その間犠牲になられた子供たちを含む多くの一般市民をはじめ全ての方に深い哀悼の意を表します。

そして、ウクライナからのロシア軍の早期撤退と、国際法に基づく平和的解決に向けた対応を強く求めながら、ただいま議題となりました議発第6号「防衛関係費の充実を求める意見書議案」について、反対の立場から討論させていただきます。

さて、今回の意見書は4月26日、自由民主党

の政務調査会と安全保障調査会の名前で公表された、新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言、以下提言と言わせていただきます、これを具体化するために政府に予算化させ、防衛関係費の充実を求めるものであることが推察されます。しかも、その提言の副題には、防衛力の抜本的強化の実現に向けてとの文言があり、改憲後に向けた自民党防衛政策の全体像を提示しているものと言わざるを得ません。さらに、中国、北朝鮮、ロシアを想定敵国とみなし、脅威対向型の防衛戦略を構えようと呼びかけている趣旨が本意見書に反映されています。

そして、本意見書4段落目の防衛関係費についての説明は、提言4ページの防衛関係費の項、最初の4行と全く同じ記述であり、意見書5段落目は、提言の防衛関係費の項、7行目以降とほぼ一致しております。まさに、本意見書は自民党提言をなぞらえたものであり、その防衛関係費の2段落の結び、防衛関係費全体の大幅な増額なしに達成することはできないとする提言の実行を後押しするものであります。

岸田政権は、防衛力強化加速パッケージと称し、2022年度予算を2021年度補正予算と一体で編成し、16か月予算では5兆8,661億円とし、結果2022年度の防衛予算は10年連続の増加で、過去最大の5兆1,788億円を計上しました。さらに、6月の骨太の方針では、NATO——北大西洋条約機構の加盟国がGDPの2%以上を目標としていることを例示した上で、防衛力を5年以内に抜本的に強化するとしています。

参議院議員選挙ではその財源を示せなかった自民党は、税制調査会において非公式の幹部会合を開き、12月にまとめる税制改正に向けた議論で、岸田首相が国民の合意もなく5月に防衛費の相当な増額をアメリカ・バイデン大統領に公約したことを受けて、具体的な額は未定ですが、単純計算で新たに5兆円規模の財源確保の

ための増税の議論を始めました。かつて、故安倍元首相もトランプ元大統領の意向を酌んで、コスト総額6兆7,000億円と言われたF35爆買いということがありましたが、どこまでもアメリカに付度した首相の姿勢は変わりません。ストックホルム国際平和研究所によると、2021年の日本の防衛費は世界9位でしたが、仮に防衛費をGDP比2%に増額すれば、日本はアメリカ、中国に次ぐ世界第3位の軍事大国となります。

そのような中、中国、北朝鮮、ロシアという想定敵国に対して、反撃能力と言い換えられた敵基地攻撃能力を保持することが、抑止力、対処力の強化として語られています。では、どれだけの力を持てば戦争を抑止すると同時に、戦争になっても負けないと言えるのでしょうか。抑止とは、戦争となれば相手に耐え難い損害を与える意思と能力を認識させることであります。敵のミサイル基地を攻撃すれば相手に一定の損害を与えるが、それを相手が耐え難いものと認識するかどうかは別の問題です。

例えば、相手国が耐え難いと感じるほどの損害を与えるためには、数か所の基地を攻撃するだけでは不十分で、そのほかにもある基地や堅固に防護された司令部を含めて、相当数の施設に致命的なダメージを与えなければならないわけで、日本がそれだけの能力を持てるのでしょうか。しかも、今回の自民党の提言では、反撃能力の対象範囲を相手国のミサイル基地に限定されるものではなく、相手国の指揮統制機能を含むものとするとしていますが、これでは提言の言う憲法及び国際法の範囲内などという理屈は通用しませんし、このような対都市戦略に立てば、日本政府のプーチン政権批判とも矛盾することになると思われます。

また、対処力、すなわちミサイル防衛という観点で言えば、第一撃の着手判断の困難さがある中、少なくともこちらが攻撃した敵基地から

発射されるはずであったミサイルを防ぐことは、少なからずできるかもしれません。しかし、全てのミサイル施設を破壊することは不可能なので、相手は残ったミサイルで報復してくることは当然であり、結果としてミサイルの撃ち合いとなります。敵基地攻撃とは、敵基地がある相手国本土を攻撃することであり、相手国もこちらの本土に報復することによって、戦争が拡大することとなります。それに耐えることがミサイル戦争の帰趨を決めることとなります。国民をそんな攻撃のただ中にさらすために、増税や借金をしてまで防衛費を増大させ、敵基地攻撃能力を保有することが許されるのでしょうか。

私たちがロシアによるウクライナ侵攻から学ばなければならない4つの教訓があると、6月に開催された新外交イニシアティブのシンポジウムで言われています。それは、1つに、戦争で目的を達成することはできない。2つに、戦争は始まる前に止めなければならない。3つに、抑止が世界戦争のリスクを高めることになる。そして、4つに、外交なくして戦争を防げないということです。

戦争は、政治による適切な妥協がなければ終わりません。暴力の連鎖は、政治の妥協を困難にします。始まった戦争を終わらせることが困難であるとすれば、始まる前に戦争を回避しなければなりません。そのために痛みを伴う妥協を強いられるとしても、戦争によって失われる人命の重さを考えるなら、戦争回避の外交こそ政治の最大の使命であるということを追求することが、我が国に求められていると言えます。

10日、ロイター発の記事では、台湾の蔡英文総統は、中華民国建国記念の双十節で演説し、台湾と中国の戦争は絶対に選択肢にないと述べたとありました。そのような中で、隣国の日本が、台湾有事は日本有事であり、日米同盟の有事でもあるとあおり続けることが正しいのかと

言わざるを得ません。

9日、この議場においでの方の幾人かの同僚議員も耳にされたと思いますが、中国残留孤児の方の言葉を改めて御紹介したいと思います。

毎日ロシアとウクライナの戦争のことが報道されています。誰が戦争を望んでも争いの結果、共倒れとなり、無辜の庶民が災難に遭います。ウクライナの難民を見ると心がとても痛みます。この様子は同時に、1945年終戦時の私たちの家族、開拓団の逃避行の惨状を思い浮かばせます。私たちはこんな年になるまで、苦しくつらい人生を歩んできました。日本が起こしたあの戦争で残留孤児になった私たちは、失った親、家族に永遠に会えなくなりました。悲惨な歴史が二度と来ないようにしたいと思います。私たち残留孤児は2つの祖国を持ち、両国の平和を誰よりも望んでいます。中国は私たちを死のふちから救ってくれ、育ててくれた命の恩人、日本は私たちの母国であり、永遠に離れることはできませんと述べられました。

このような歴史を繰り返さないためにも、そして際限のない抑止力、対処力を高めるため、そして高めれば高めるほど核兵器使用、世界戦争のリスクを高めることにつながる防衛関係費の充実を求める意見書議案に反対していただきますよう同僚議員にお訴えし、反対討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(明神健夫君) 9番下村勝幸君。

(9番下村勝幸君登壇)

○9番(下村勝幸君) 私は、自由民主党会派を代表いたしまして、ただいま議題となりました議発第6号「防衛関係費の充実を求める意見書議案」に賛成の立場で討論を行います。

今年の2月24日を境にこの世界は変わりました。21世紀を迎えたこの世界において、国連の常任理事国であり、超大国と言われるロシアが、国際秩序を根底から揺るがす侵略戦争という暴

挙を実行に移すとは、恐らく誰も夢にも思わなかったのではないのでしょうか。その攻撃対象はウクライナ軍や軍事関連施設だけにとどまらず、民間の住宅や病院、インフラ施設、さらには学校や公園などが無差別に攻撃を受け、多くの無辜の命が失われ続けています。また、恐ろしいことに、その攻撃は原子力発電施設周辺にまで及び、今も核兵器の使用をちらつかせながら世界を威嚇しています。

こうしたロシアの武力による一方的な侵略行為の中で、欧州各国は強い危機感を抱き、より現実的な対応を選択し始めました。ドイツは、国防費を複数年平均でGDP比2%を超えるという方針転換を行いました。また、軍事的中立を貫いてきた北欧のスウェーデンやフィンランドは、集団安全保障体制であるNATOに加盟申請を行っています。さらに、永世中立国で知られるスイスにおいても、防衛能力を強化するためNATO及びEUとの緊密な関係を構築し、NATOとの合同軍事演習への参加、また軍隊の近代化を進めることを表明しております。

ここで翻って、我が国の周辺諸国において、まず北に目を転じれば、そこにはさきにも述べた北方領土を不法に占拠しているロシアがあります。ロシアは、ウクライナにおける力による一方的な現状変更を含め、我が国を含む地域と国際社会に安全保障上の現実的な脅威となっています。軍事面においても、核戦力の強化や極超音速ミサイルの開発、さらには対衛星兵器を含む宇宙などの新領域における軍事活動を展開しています。また、ウクライナへの侵略時に見られたように、SNSでの偽情報の拡散、サイバー空間において重要インフラへの攻撃など、軍事、非軍事を含めたハイブリッド戦を展開しています。加えて、ロシアは、さきに述べた我が国固有の領土である北方四島を含む極東における軍事的プレゼンスを強化しており、我々は

警戒を怠ることはできません。

さらに、日本海側に目を転じれば、弾道ミサイルの発射を繰り返す北朝鮮があります。北朝鮮は、核兵器とその運搬手段であるミサイル関連技術の開発に全力を注いでおり、我が国にとって、より重大かつ差し迫った脅威となっています。さきの10月4日には、日本の上空を弾道ミサイルが通過し、太平洋上に着弾いたしました。また、本日も弾道ミサイルを発射し、今年に入ってから27回目となりました。近くさらなる核実験を行うのではないかとも言われております。

またさらに、先島諸島周辺海域では、台湾に対し軍事圧力をかけ続けている中国があります。中国は長年にわたり加速度的に国防費を増加しており、公表値だけでも平成3年度からの30年間で約42倍の予算規模に達し、令和3年度は日本の防衛関係費の約4倍となりました。そして、今世紀半ばまでに核兵器を含む戦力の質・量の大幅な向上、さらにはミサイル防衛網を突破できる極超音速ミサイルの開発などを進めています。

また、中国は、台湾周辺での軍事活動をさらに活発化させるだけでなく、台湾統一のための武力行使も選択肢の一つであることを明確にしています。台湾海峡の平和と安定が我が国の安全保障にとって極めて重要であることから、中台の軍事バランスが年々中国側に有利な方向で拡大していることに強い危機感を覚えます。中国の強圧的な軍事姿勢は、我が国に対しても同様で、尖閣諸島周辺において、依然として中国海警船による領海侵入が継続しているのみならず、我が国領海に侵入した上で、付近を航行する日本漁船を執拗に追いかけて回すなどの行為が連日行われています。

このように極度の緊張状態が高まる中、我が国では故安倍元首相による安全保障への取組により、平成25年に国家安全保障戦略が策定され

ました。その後、平成27年の平和安保法制の成立により、存立危機事態や重要影響事態への対応が可能となりました。また、特定秘密の保護に関する法律の制定と併せて、これらは我が国にとって日米安保を実効性のある軍事同盟へ昇華させる極めて重要な取組となりました。その後も、平成30年には現防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画の策定により、宇宙、サイバー、電磁波といった新たな領域への対応も含めた防衛体制を強化するなど、様々な努力を積み重ねてきております。

しかしながら、先ほども述べましたように、日本を取り巻く安全保障環境は加速度的に厳しさを増し続けています。国家安全保障の最終目標は揺るぎない防衛力の確立であり、他国からの攻撃抑止を実現するための防衛力の抜本強化は、一刻の猶予もないのが現状です。

こうした中、今年の春、ウクライナから高知工科大学に着任し研究をなさっている方のお話を伺いました。私は彼の言葉に、はっといたしました。まさかあれだけ平和に暮らしていたウクライナが、ある日突然全土において攻撃を受けるとは夢にも思わなかった、ふだんからの備えがいかに大切であるのかを身をもって知った、日本人の皆様も平和を維持することはたやすいことではなく、平時のときだからこそしっかり備えておいていただきたいという、自国が攻撃されている人間だからこそ言える、悔恨にも似た熱いメッセージに強い衝撃を受けました。

従来、我が国における防衛関係費の用途は、正面装備品の開発と調達が重視されてきました。しかしながら、今後周辺国の緊張状態に正しく対応するためには、継戦能力の維持に必要な弾薬の確保、装備品の稼働率向上のための維持・整備、統合運用強化のための通信ネットワークの整備、隊員確保のための取組も必要であります。加えて、弾道ミサイル攻撃を含む我が国へ

の武力攻撃に対する新たな反撃能力の保有や、AI、無人機、サイバー、宇宙などの新しい領域に関する取組や研究開発費の増額も喫緊の課題になったと感じております。

これまで周辺国の脅威や防衛力の必要性を語る述べてまいりましたが、最後に私の経験を申し上げます。私は、学生時代に少林寺拳法を通じて汗を流しておりました。その教えの中に力愛不二というものがあります。これは、今でも私の行動規範の柱の一つでもあります。それは、力の伴わざる正義は無力なり、正義の伴わざる力は暴力なり。もう一度申し上げます。力の伴わざる正義は無力なり、正義の伴わざる力は暴力なり。この言葉の意味は、慈悲心や正義感にあふれていても、力がなければ誰かの役に立ったり、誰かを助けたりすることはできません。また、その逆に、どれだけ力があっても、誇りや信念がなければ正しい力の使い方はできないという教えであったと記憶しております。

この教えのとおり、何よりも他国から武力攻撃を起こさせないだけの十分な備えが重要であり、そのためには、この日本を確実に守れるだけの防衛予算の確保が必要であります。ロシア侵略に伴う物価高騰やコロナ禍による経済の停滞など、対策を考えねばならないことは重々承知しておりますが、この国の平和と安定があってこそその経済や福祉の充実であります。将来にわたり我が国を守り抜く防衛力を確立するためにも、防衛関係費の十分な拡充を求めます。

以上、議発第6号「防衛関係費の充実を求める意見書議案」への賛成討論といたします。このかけがえのない日本を守りつなぐため、何とぞ同僚議員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(明神健夫君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第6号「防衛関係費の充実を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決(議発第7号 意見書議案)

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第7号 巻末396ページに掲載〕

○議長(明神健夫君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第7号「女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第7号「女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書議案」を採

決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第8号 意見書議案)

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第8号 巻末399ページに掲載〕

○議長(明神健夫君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第8号「世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り、被害防止及び救済を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

4番上治堂司君。

(4番上治堂司君登壇)

○4番(上治堂司君) 自由民主党会派を代表いたしまして、ただいま議案となりました議発第8号「世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り、被害防止及び救済を求める意見書議案」に反対する討論を行います。

世界平和統一家庭連合、旧統一教会は、靈感商法と洗脳を利用して高額な物販や献金を強いる、あるいは教団が結婚相手を決める合同結婚式などの様々な問題で物議を醸していることは、皆さん御案内のとおりでございます。その被害は、判明している分だけでも1987年から2021年までの靈感商法による被害件数は3万4,537件で、被害総額は約1,237億円に上り、被害額の高さから社会問題化をしております。

政府は事態を重く受け止め、平成30年に消費者契約法の一部改正を行い、靈感商法を不当勧誘行為として位置づけました。そして、地方公共団体に消費生活センターや消費生活相談窓口を設置し、被害に遭われた方々の相談や苦情を受け付ける体制を整えております。

また、政府は、今般の問題の再燃を受けまして、世界平和統一家庭連合について、社会的に指摘されている問題に関し、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間で情報を共有し、連携強化を行うため、法務大臣の主宰により「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議が設置されました。令和4年8月18日に当該連絡会議の第1回会合を開催し、現在では8つの関係省庁が連携して対応に当たっております。また、令和4年9月5日から30日までの1か月間を「旧統一教会」問題・相談集中強化期間」として、関係省庁が連携して相談対応を行っており、詳細に関してフリーダイヤルによる合同電話相談窓口を設置し、旧統一教会問題について相談を受け付け、即時連携

できる体制を取っております。受付期間を当面の間、延長することも決定しております。

そして、今までの対応と連動して、令和4年8月29日には消費者庁に、靈感商法等の悪質商法への対策検討会を設置し、第1回会合を開きました。旧統一教会の被害者救済に取り組んできております弁護士や大学教授ら8人の有識者が委員に選ばれております。令和4年9月22日までに4回の会合を重ね、消費者契約法や特定商取引に関する法律など消費者庁所管の法令の中で、消費者被害の発生及び拡大の防止を図るための対策等について議論がされております。旧統一教会の被害者を救済するために、国を挙げて様々な取組がなされているところであります。

一方で、政治家と旧統一教会の関係性について、国民の厳しい視線が注がれています。政治家が当該団体の活動に協力することで広告塔的な役割を果たし、被害を拡大させているとの指摘があります。政治家は、国民の皆様から幅広い支援をいただくため、政治活動の一環として様々な方々と交流をしております。しかし、岸田首相が令和4年8月31日に、宗教団体であっても社会の構成員として関係法令を遵守しなければならないのは当然である、また一方、政治家側には社会的に問題が指摘される団体との付き合いには厳格な慎重さが求められますと述べたように、旧統一教会に限らず、反社会的な団体と接点を持つことに極めて慎重でなければなりません。

与野党を問わず、既に多くの議員と旧統一教会との接点は報告されております。関係を断つことはもちろんのこと、当該団体との関係性について、それぞれが国民の皆様にな得のいただける説明を議員は果たさなければなりませんと考えます。自由民主党といたしましても、関係のあった所属議員には、真摯に反省し当該団体



との関係を断つことを基本方針として徹底し、再発防止のため党コンプライアンスのチェック体制の強化に取り組んでいるところであります。

さて、提出されました意見書には、「政府及び国会は、反社会的な活動を行う旧統一教会と政府・政治家との関わりを徹底して明らかにし、今後においては、一切、関係を断ち切ること。」と書かれております。この書き出しには政府及び国会とありますが、本定例会一般質問で米田議員への知事答弁に、県には公的機関として県民にひとしくサービスを提供する義務、責務があります、したがって行政サービスの提供において、一定の関係が当該団体との間で生じることにはやむを得ないと考えますとあったように、行政のトップである政府、立法のトップである国会が一切のサービス、影響力を当該団体と有してはならないとする内容は現実的ではないと考えます。

意見書の趣旨は大いに理解はいたしますけれども、今まで申し述べましたとおり、政府として様々な対応、対策を進めており、意見書として提出することは適切ではなく、また実現性の観点から反対の立場を表明いたします。

以上、議発第8号「世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り、被害防止及び救済を求める意見書議案」に反対する討論とし、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○議長（明神健夫君） 34番中根佐知さん。

(34番中根佐知君登壇)

○34番（中根佐知君） 私は、ただいま議題となりました議発第8号「世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り、被害防止及び救済を求める意見書議案」に賛成の立場で討論を行います。

世界平和統一家庭連合、旧統一協会と政治の関係に、今、県民、国民から厳しい視線が注がれています。信教の自由を認められるのは当然

ですが、最大のこの問題点は、旧統一協会とその関連団体が、反社会的な違法行為を繰り返してきた集団であるという点です。不安をあおり高額な献金や物品購入を強要すること、正体を隠して行う伝道、当事者の意思を無視した集団結婚など、裁判でその違法性が指摘をされました。

東京高等裁判所平成28年6月28日判決は、現役の信者女性の元夫、平成23年10月に離婚をしていますが、この方が統一協会に対して婚姻期間中、夫の意思に反して夫の相続財産や給与、退職金などを妻に献金させ、これを受領したということで、この損害賠償請求訴訟について、平成7年から21年までの148項目もの被害主張があり、約3,790万円について統一協会の組織的不法行為を認めています。

あるいは、札幌地方裁判所平成26年3月24日判決及び札幌高等裁判所平成27年10月16日判決は、統一協会の伝道について、宗教だと明かさないう伝道活動で教義を刷り込み信者の自由を侵害したと認定し、違法な勧誘行為で入信させられ、精神的苦痛と経済的損害の賠償を求めた元信者3人に、合計約3,800万円の支払いを命じています。

また、最高裁判所平成8年4月25日判決では、合同結婚式参加者の婚姻無効の判断も下されています。統一協会の合同結婚式後に入籍した日本人信者男女の婚姻の無効を認め、婚姻意思の不存在を主張した元信者女性の主張を認容しました。同種の判決や家裁の審判例は全国で50件を超えていると言われています。

刑事事件でも、統一協会関連団体で靈感商法を行う有限会社新世の事務所や同社代表取締役の自宅などに強制捜査がなされ、殊さら不安をあおって印鑑等を売りつけた特定商取引に関する法律違反で社長らに有罪判決が下されています。判決は、印鑑販売の手法が信仰と混然一体

となっている、統一協会の信者を増やすことも目的としており違法な手段を伴う印鑑販売を行っていたと認定しています。田中富広現家庭連合会長が8月に開いた自らの会見で述べた、靈感商法を過去においても現在も当法人が行ったことはないとの言葉が、いかに事実をゆがめたものかが明らかになっています。ここには全く自らの違法な活動への反省が見られません。

このように、統一協会とその関連団体は組織的に違法行為を繰り返し、2009年のコンプライアンス宣言後も被害が続いていることは、全国灵感商法対策弁護士連絡会の調査でも明らかになっています。違法行為を組織的に繰り返す統一協会と関連団体は反社会的団体と言わざるを得ず、これに政治家が関わることは、その活動に信用を与え、被害を拡大するものであり、許されません。

旧統一協会の関連団体は、天宙平和連合、世界平和女性連合、世界平和教授アカデミー、世界平和国会議員連合、全国大学連合理学研究会、これはワールドカープ・ジャパンとも呼ばれます、真の家庭運動推進協議会、ハッピーワールド、一心病院、国際ハイウェイ財団、ピースロード、日韓トンネル推進全国会議、中和新聞、世界日報、ワシントン・タイムズなど、ここに名前を取り上げたのはほんの一部ですけれども、多岐にわたっています。

安倍元首相が、2022年に天宙平和連合主催のイベント、神統一韓国のためのシンクタンク2022希望前進大会の発足式にビデオメッセージで登場して、文鮮明教祖の妻である韓鶴子総裁の名前を上げて、敬意を表しますと語ったことをはじめ、多くの政治家が会合での挨拶、祝電を送るなどお墨つきを与え、広告塔の役割を果たしてきたことが、被害を拡大することにつながったことは明白です。

岸田総理大臣は8月31日の記者会見で、統一

協会との関係を断つと約束しました。しかしながら、共同通信が10月になって8日、9日に行った全国電話世論調査では、自民党が統一協会と党所属議員の関係を公表した調査をめぐり、党の対応が十分ではないとの回答が83.2%と圧倒的多数を占めており、県民、国民のこの問題に向ける疑念の強さを表しています。政治は、この県民、国民の声に応える実効ある措置を取らなければなりません。

意見書議案は、政府として責任ある調査をし、政府と反社会的な活動を行う統一協会との関係を断ち切ることを求めています。また、国会においては、徹底した議論を通じて、政治家と統一協会との関わりを明らかにし、その関係を断つことを求めています。また、今なお続く統一協会による金銭被害、あるいはいわゆる2世と呼ばれる信者の子供世代への人権侵害など、これ以上被害を拡大させないよう、国において責任を持ち救済をしなければなりません。

高知県議会議員も幾人かが統一協会と接点、関係があったことを明らかにしています。岸田総理大臣は、旧統一教会との関係を持たないことを徹底するため、地方議員も含めて対応を徹底するとも述べています。

今こそ、高知県議会としてははっきりと意見を表明し、統一協会への毅然とした態度を示さなければなりません。県民、国民は、政治が統一協会との関係を断ち切れるのか、厳しく注目をしています。これは全ての政治家の根本姿勢に関わる問題であり、今なお苦しむ被害者救済のためには避けては通れない意見書だと考えます。県民の負託に応える県議会の役割を国への意見書という形で示そうではありませんか。

同僚各議員の賛同を心から呼びかけまして、根本的解決のために賛成の討論といたします。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○議長（明神健夫君） 以上をもって、討論を終

結いたします。

これより採決に入ります。

議発第8号「世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り、被害防止及び救済を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



#### 議案の上程、採決(議発第9号 決議議案)

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第9号 巻末402ページに掲載〕

○議長(明神健夫君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第9号「北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第9号「北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



#### 継続審査の件

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末404ページ  
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長（明神健夫君） 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長（明神健夫君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、物価高騰や新型コロナウイルス感染への対応を図るための令和4年度高知県一般会計補正予算をはじめ、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例議案など、当面する県政上の重要案件が提出されました。議員各位におかれましては、これらの案件に対し終始熱心に御審議をいただきました。おかげをもちまして、全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。

議員各位の御協力に対しまして心から感謝を申し上げます。また、知事をはじめ執行部の方々並びに報道関係の皆様方にも、この間何かと御協力を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、7月以降新規感染者数が再び増加し、8月16日は本県におきましてもBA.5対策強化宣言が発出され、その後も新規感染者数が2,000人を超えるなど、大変厳しい状況となっております。しかし、県民の皆様や事業者、医療従事者の皆様、また知事を先頭とする執行部の方々の御協力、御尽力により、新規感染者数は徐々に減少し、9月16日をもってBA.5対策強化宣言は解除され、10月6日には感染症の対応の目安も5段階のうち下から2番目の注意レベルまで下がりました。そして、現在は全国旅行支援が始まるなど、経済活動の正常化に向けた動きが活発になってまいりました。

執行部におかれましては、この機会を捉え、

インバウンドを含む全国から宿泊者を呼び込むことで、県内経済の早期回復に努めていただきたいと存じます。またあわせて、これからの時期、インフルエンザの流行も心配されますため、県民に対する感染予防のさらなる啓発や医療体制の確保に努めていただきたいと存じます。

さて、日ごとに秋の気配を感じる季節となつてまいりました。議員各位をはじめ執行部、報道関係の皆様方におかれましては、どうか健康に十分留意をされまして、県勢発展のために引き続き御尽力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

これより、県知事の御挨拶があります。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 令和4年9月県議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、令和4年度一般会計補正予算や高知県個人情報の保護に関する法律施行条例議案などを提出させていただきました。議員各位には熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、新型コロナウイルス感染症への対応や、原油価格・物価高騰への対策、関西戦略、中山間振興、教育政策などに関して数多くの御意見や御提案をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、全力で県政の運営に努めてまいります。

県内の新型コロナウイルスの感染状況については、7月上旬から再び拡大に転じ、第7波の影響により感染者数が極めて高い水準が続きましたが、9月上旬以降は感染者数も徐々に減少に転じ、医療現場の状況も改善が見られました。

これから冬場にかけては、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行も懸念をされます。オミクロン株に対応したワクチンの接種の推進など、感染拡大防止策の充実強化を図りながら、医療提供体制や検査、診療体制の確保などに取り組んでまいります。一方、このコロナ禍に加え、原油価格や物価の高騰による県経済への影響が長期にわたることが見込まれます。引き続き、状況を注視しながら、国の総合経済対策に呼応して必要な対策を講じてまいります。

コロナ禍や、こうした状況からの反転攻勢の起爆剤として、来春から放映が予定されている連続テレビ小説らんまんを観光振興に生かしてまいりたいと考えます。また、2025年の大阪・関西万博を見据えて、関西圏の経済活力を本県へ積極的に取り込むために、アンテナショップの設置などを通じた情報発信や外商拡大にも取り組んでまいります。今後も、さらなる県勢の浮揚に向けまして、新たな時代の経済成長の原動力となりますデジタル化、グリーン化、グローバル化といった視点から施策を一層進化させてまいります。

加えまして、コロナ禍を契機とした新しい人の流れを本県に呼び込むために、空き家対策などを強化し、居住環境を整えることで、より一層の移住促進につなげてまいります。そして、デジタル技術を活用することで、中山間地域において教育や医療の質を向上し、ドローンによる生活物資の輸送を導入するなど、暮らしの基盤を整えまして、地域の再興を図ってまいります。

これからは少しずつ秋が深まってまいります。議員各位におかれましては、御自愛の上、ますます御活躍をされますことをお祈り申し上げますとともに、県民を代表するお立場から一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを

申し上げます。甚だ簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。  
誠にありがとうございました。



○議長（明神健夫君） これをもちまして、令和4年9月高知県議会定例会を閉会いたします。  
午前11時56分閉会